

2014年版

政府開發援助(ODA)
参考資料集

目次

第1章 日本の政府開発援助(O DA) 予算	1
図表1 政府開発援助予算(当初予算)の推移.....	1
第2章 日本の政府開発援助(O DA) 実績	2
■第1節 二国間O DAの地域別配分.....	2
図表2 二国間O DAの地域別配分の推移.....	2
■第2節 主要分野・課題別実績.....	3
図表3 教育分野における援助実績.....	3
図表4 保健医療分野における援助実績.....	4
図表5 水と衛生分野における援助実績.....	5
図表6 運輸分野における援助実績.....	6
図表7 通信分野における援助実績.....	7
図表8 エネルギー分野における援助実績.....	8
図表9 農林水産分野における援助実績.....	9
図表10 環境分野における援助実績.....	10
図表11 防災・災害復興分野における援助実績.....	11
図表12 ジェンダー分野における援助実績.....	12
図表13 麻薬対策における援助実績(2013年度).....	13
図表14 平和構築分野における援助実績.....	14
図表15 対人地雷問題に関連する援助実績(2013年度).....	15
■第3節 無償資金協力.....	18
1. 実績.....	18
図表16 無償資金協力地域別配分.....	18
図表17 無償資金協力の10大供与相手国の推移.....	19
図表18 無償資金協力地域別割合.....	19
図表19 プロジェクト型無償資金協力の分野別割合.....	20
図表20 プロジェクト型無償資金協力(分野別実績).....	20
図表21 プロジェクト型無償資金協力地域別実績.....	21
図表22 一般プロジェクト無償および水産無償の形態別実績.....	21
2. 事業の概要.....	22
① 一般プロジェクト無償.....	22
② ノン・プロジェクト無償.....	22
③ コミュニティ開発支援無償.....	23
④ 紛争予防・平和構築無償.....	24
⑤ 草の根・人間の安全保障無償.....	24

⑥ 日本NGO連携無償	25
⑦ 防災・災害復興支援無償	26
⑧ テロ対策等治安無償	27
⑨ 環境・気候変動対策無償	27
⑩ 貧困削減戦略支援無償	28
⑪ 人材育成支援無償	28
⑫ 水産無償	29
⑬ 文化無償	29
⑭ 緊急無償	31
⑮ 食糧援助 (KR)	31
⑯ 貧困農民支援 (2KR)	32
■第4節 技術協力	33
1. 実績	33
図表23 政府全体の技術協力の地域・形態別実績 (2013年)	33
図表24 技術協力の地域・形態別実績 (JICA 2013年度実績)	34
図表25 技術協力の形態・分野別人数実績 (JICA 2013年度実績)	35
2. 事業の概要	36
① 研修員受入事業	36
② 技術協力プロジェクト	37
③ 技術協力専門家派遣	40
④ 青年海外協力隊派遣事業	44
⑤ シニア海外ボランティア派遣事業	45
⑥ 開発計画調査型技術協力 (開発調査) 事業	47
⑦ 国民参加協力推進事業	48
■第5節 国際緊急援助	50
主な事業概要と実績	50
災害援助等協力事業 (国際緊急援助)	50
■第6節 NGOが実施する開発援助関連事業への支援	52
1. 実績	52
図表26 2013年度地域・国別日本NGO連携無償資金協力	52
図表27 各省庁のNGO関連事業概要と実績	57
2. 事業の概要	58
国際開発協力関係民間公益団体補助金 (NGO事業補助金)	58

■ 第7節	有償資金協力	59
1.	実績	59
	図表28 円借款の調達条件の推移	59
	図表29 円借款供与実績の推移（債務救済を除く）	59
	図表30 2013年度までの累計で見た円借款供与額上位30か国	59
	図表31 2013年度円借款供与額上位10か国	59
	図表32 円借款実績	60
2.	事業の概要	62
	① 円借款	62
	② 海外投融资	64
■ 第8節	協力準備調査の概要	65
■ 第9節	主な国際機関の概要	66
1.	国際機関	66
	① 国際連合（UN）	66
	② 国連食糧農業機関（FAO）	67
	③ 国連世界食糧計画（WFP）	69
	④ 国連教育科学文化機関（UNESCO）	71
	⑤ 国連工業開発機関（UNIDO）	73
	⑥ 国連児童基金（UNICEF）	75
	⑦ 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）	76
	⑧ 国連人口基金（UNFPA）	78
	⑨ 国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）	80
	⑩ 国連環境計画（UNEP）	82
	⑪ 国連開発計画（UNDP）	84
	⑫ 世界保健機関（WHO）	85
	⑬ 国連大学（UNU）	88
	⑭ 国際労働機関（ILO）	89
	⑮ 国際原子力機関（IAEA）	91
	⑯ 国連薬物犯罪事務所（UNODC）	93
	⑰ 国際農業開発基金（IFAD）	95
	⑱ 国連合同エイズ計画（UNAIDS）	97
	⑲ 国連ボランティア計画（UNV）	99
	⑳ 国連人間居住計画（UN-Habitat）	100
	㉑ 国連国際防災戦略（UNISDR）	102
	㉒ ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）	103

⑳ 紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所 (SRSG-SVC)	105
2. 国際開発金融機関	108
① 世界銀行 (国際復興開発銀行 (IBRD) および国際開発協会 (IDA))	108
② 国際通貨基金 (IMF)	109
③ アジア開発銀行 (ADB)	111
④ アフリカ開発銀行 (AfDB)	112
⑤ 米州開発銀行 (IDB)	114
⑥ 欧州復興開発銀行 (EBRD)	115
3. その他の国際機関等	117
① 国際移住機関 (IOM)	117
② 世界エイズ・結核・マラリア対策基金	118
③ 赤十字国際委員会 (ICRC)	120
④ 地球環境基金 (GEF)	121
⑤ 国際農業研究協議グループ (CGIAR)	123
⑥ 国際獣疫事務局 (OIE)	124
⑦ 国際熱帯木材機関 (ITTO)	126
⑧ アジア生産性機構 (APO)	128
⑨ 国際家族計画連盟 (IPPF)	130
⑩ Gaviワクチンアライアンス (Gavi, the Vaccine Alliance)	131
第3章 諸外国の経済協力	133
■第1節 DAC諸国のODA実績	133
図表33 主要DAC加盟国 (G7) の政府開発援助供与先上位5か国・機関 (2012年)	133
■第2節 主要援助国・地域機関の経済協力の概要	134
① オーストラリア (Australia)	134
② オーストリア (Austria)	137
③ ベルギー (Belgium)	140
④ カナダ (Canada)	144
⑤ チェコ (Czech Republic)	147
⑥ デンマーク (Denmark)	151
⑦ 欧州連合 (EU)	154
⑧ フィンランド (Finland)	158
⑨ フランス (France)	162
⑩ ドイツ (Germany)	166
⑪ ギリシャ (Greece)	169

⑫	アイスランド (Iceland)	172
⑬	アイルランド (Ireland)	175
⑭	イタリア (Italy)	178
⑮	ルクセンブルク (Luxembourg)	181
⑯	オランダ (Netherlands)	184
⑰	ニュージーランド (New Zealand)	187
⑱	ノルウェー (Norway)	190
⑲	ポーランド (Poland)	193
⑳	ポルトガル (Portugal)	196
㉑	韓国 (Republic of Korea)	199
㉒	スロバキア (Slovakia)	202
㉓	スロベニア (Slovenia)	205
㉔	スペイン (Spain)	208
㉕	スウェーデン (Sweden)	212
㉖	スイス (Switzerland)	215
㉗	英国 (United Kingdom)	218
㉘	米国 (United States of America)	221
㉙	ブラジル (Brazil)	225
㉚	中国 (China)	228
㉛	ハンガリー (Hungary)	230
㉜	インド (India)	232
㉝	インドネシア (Indonesia)	236
㉞	マレーシア (Malaysia)	238
㉟	メキシコ (Mexico)	240
㊱	フィリピン (Philippines)	242
㊲	南アフリカ (Republic of South Africa)	244
㊳	ロシア (Russia)	246
㊴	サウジアラビア (Saudi Arabia)	249
㊵	シンガポール (Singapore)	251
㊶	タイ (Thailand)	253
㊷	トルコ (Turkey)	255
㊸	アラブ首長国連邦 (United Arab Emirates)	257

図表1 政府開発援助予算(当初予算)の推移

(支払純額ベース、単位:億円、%)

区分	2007年度		2008年度		2009年度		2010年度		2011年度		2012年度		2013年度		2014年度	
	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計
I. 贈与	6,317 (▲25.2)	5,703 (▲4.0)	7,301 (15.6)	5,507 (▲3.4)	8,747 (19.8)	5,449 (▲1.1)	8,649 (▲1.1)	5,143 (▲5.6)	8,282 (▲4.2)	5,083 (▲1.2)	8,100 (▲2.2)	5,043 (▲0.8)	7,671 (▲5.3)	5,067 (0.5)	7,730 (0.8)	5,017 (▲1.0)
1. 二国間贈与	4,845 (▲4.0)	4,831 (▲4.0)	5,000 (3.2)	4,674 (▲3.3)	5,142 (2.9)	4,607 (▲1.4)	4,816 (▲6.4)	4,254 (▲7.7)	4,779 (▲0.8)	4,103 (▲3.5)	4,884 (2.2)	4,181 (1.9)	4,917 (0.7)	4,219 (0.9)	4,942 (0.5)	4,225 (0.2)
(1) 経済開発等援助	1,636	1,636	1,588	1,588	1,608	1,608	1,542	1,542	1,519	1,519	1,616	1,616	1,642	1,642	1,667	1,667
(2) 技術協力等	2,984	2,970	3,253	2,927	3,440	2,904	3,258	2,697	3,244	2,569	3,252	2,550	3,259	2,561	3,259	2,542
(3) 国際協力機構交付金 (有償資金協力部門)	200	200	135	135	70	70	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(4) その他	25	25	24	24	24	24	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
2. 国際機関への出資・拠出	1,471 (▲56.7)	872 (▲4.1)	2,301 (56.4)	833 (▲4.4)	3,605 (56.7)	842 (1.1)	3,833 (6.3)	889 (5.6)	3,504 (▲8.6)	980 (10.2)	3,216 (▲8.2)	861 (▲12.1)	2,754 (▲14.3)	848 (▲1.5)	2,788 (1.2)	792 (▲6.6)
(1) 国連等諸機関	629	626	599	595	587	585	621	611	699	683	589	573	571	545	514	488
(2) 国際開発金融機関	842	246	1,702	238	3,017	257	3,212	279	2,805	297	2,627	288	2,183	303	2,274	304
II. 借 款	2,586 (▲11.5)	1,591 (▲4.1)	2,049 (▲20.8)	1,495 (▲6.0)	2,016 (▲1.6)	1,273 (▲14.8)	3,027 (50.1)	1,044 (▲18.0)	3,626 (19.8)	644 (▲38.3)	2,886 (20.4)	569 (▲11.6)	2,753 (▲4.6)	506 (▲11.1)	3,592 (30.5)	485 (▲4.2)
(1) 国際協力機構 (有償資金協力部門)	2,549	1,591	2,033	1,495	1,997	1,273	3,003	1,044	3,626	644	2,846	569	2,736	506	3,512	485
(2) その他	37	—	16	—	19	—	25	—	—	—	40	—	17	—	80	—
III. 合 計	8,903 (▲21.7)	7,293 (▲4.0)	9,350 (5.0)	7,002 (▲4.0)	10,764 (15.1)	6,722 (▲4.0)	11,676 (8.5)	6,187 (▲7.9)	11,909 (2.0)	5,727 (▲7.4)	10,986 (▲7.7)	5,612 (▲2.0)	10,424 (▲5.1)	5,573 (▲0.7)	11,322 (8.6)	5,502 (▲1.3)

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*2 ()内は対前年度増減率。▲は減。

*3 上記における国際協力機構交付金(有償資金協力部門)および国際協力機構(有償資金協力部門)については、2008年(平成20年)9月以前における国際協力銀行交付金および国際協力銀行に関する予算を含む。

第1節

二国間ODAの地域別配分

図表2 / 二国間ODAの地域別配分の推移

(単位:百万ドル)

地域	1970		1980		1990		2000	
	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額
アジア	419.37	364.80	1,648.27	1,382.51	5,140.05	4,116.55	7,630.81	5,283.82
東アジア	304.57	288.89	1,117.64	942.62	4,017.87	3,213.96	5,609.70	3,855.95
北東アジア	107.61	96.40	131.14	81.69	1,042.29	834.72	1,360.81	700.48
東南アジア (ASEAN)	196.96	192.49	986.50	860.93	2,975.58	2,379.24	4,248.89	3,155.47
南アジア	172.94	169.94	821.78	703.38	2,893.69	2,299.10	4,219.82	3,126.40
中央アジア・コーカサス	114.65	75.76	519.04	434.93	1,117.85	898.25	1,723.29	1,130.07
アジアの複数国向け	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	273.38	273.38
中東・北アフリカ	0.15	0.15	11.59	4.96	4.34	4.34	24.42	24.42
サブサハラ・アフリカ	13.45	13.44	199.64	192.69	898.16	665.71	990.11	726.79
中南米	8.19	8.19	243.71	233.83	887.34	830.69	1,078.57	969.65
大洋州	2.34	▲15.01	133.06	118.47	637.58	561.20	1,120.46	799.56
欧州	0.01	0.01	14.72	11.58	116.38	113.53	167.00	151.06
複数地域にまたがる援助等	0.01	▲0.99	1.94	▲1.46	159.58	157.96	128.57	117.57
合計	1.07	1.07	23.18	23.18	493.91	493.91	1,591.64	1,591.64
合計	444.43	371.51	2,264.52	1,960.80	8,332.96	6,939.56	12,707.18	9,640.10

地域	2009		2010		2011		2012		2013	
	支出総額	支出純額								
アジア	7,798.84	2,217.98	8,106.17	2,528.58	7,963.11	1,587.93	8,156.94	1,612.03	12,526.35	3,448.73
東アジア	5,518.38	1,133.83	5,188.12	798.32	4,665.87	▲355.11	4,856.71	▲293.31	9,749.62	1,870.21
北東アジア	1,354.81	232.12	1,063.84	▲138.62	1,068.78	▲294.17	663.92	▲727.66	507.37	▲636.74
東南アジア (ASEAN)	4,155.33	893.48	4,116.56	929.22	3,590.72	▲67.30	4,183.82	425.38	9,234.47	2,499.16
南アジア	4,143.45	881.60	4,088.89	901.54	3,563.86	▲94.17	4,164.98	406.54	9,212.30	2,476.99
中央アジア・コーカサス	1,973.03	843.18	2,637.22	1,532.14	2,942.45	1,687.46	2,839.76	1,549.58	2,437.44	1,329.95
アジアの複数国向け	279.01	212.56	229.18	146.47	260.81	161.59	323.85	219.13	248.45	157.74
中東・北アフリカ	28.42	28.41	51.64	51.64	93.99	93.99	136.63	136.63	90.83	90.83
サブサハラ・アフリカ	1,350.46	666.05	2,339.90	1,591.76	1,873.82	965.82	2,240.45	1,497.86	2,258.79	1,539.18
中南米	1,556.02	1,403.22	1,835.29	1,732.75	3,194.46	1,743.80	1,843.85	1,718.01	2,896.49	2,136.93
大洋州	732.70	142.58	1,005.55	▲343.55	851.58	348.68	474.94	▲192.17	387.51	▲34.14
欧州	129.83	111.90	196.87	176.29	184.71	160.42	152.41	128.15	141.48	121.64
複数地域にまたがる援助等	210.45	166.11	232.45	180.51	256.68	183.72	93.90	35.25	64.00	▲3.28
合計	1,548.12	1,548.12	1,562.14	1,562.14	2,136.24	2,136.24	1,552.55	1,552.55	1,314.57	1,314.57
合計	13,326.41	6,255.97	15,278.36	7,428.48	16,460.59	7,126.60	14,515.03	6,351.67	19,589.18	8,523.61

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*2 「n.a.」はデータがないことを示す。

*3 卒業国向け援助を含む。

第2節 主要分野・課題別実績

図表3 / 教育分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2009	198.43 (6.8)	60.59 (0.7)	584.82(18.1)	843.84 [5.7]
2010	228.13 (6.2)	— (—)	642.95(18.3)	871.08 [4.8]
2011	297.13 (7.8)	86.42 (1.0)	813.26(21.1)	1,196.81 [7.4]
2012	328.84 (9.9)	— (—)	468.34(12.7)	797.18 [4.6]
2013	157.73 (2.8)	91.19 (0.7)	307.92(10.8)	556.83 [2.6]

*1 本データはDAC_CRS統計に基づく。

*2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合。

*3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合。

*4 卒業国向け援助を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊派遣(人)
2009	24,684	812	1,430
2010	4,709	973	1,419
2011	2,420	424	1,382
2012	4,358	741	1,250
2013	3,769	729	1,164

*1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には卒業国を含む)。

*2 協力隊派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	幼児教育	初等教育	青年・成人 の生活技能	中等教育	職業訓練	高等教育・上級技 術/経営訓練	その他	合計
2009	0.50 (0.1)	42.96 (5.1)	1.76 (0.2)	19.05 (2.3)	42.40 (5.0)	438.35(51.9)	298.82(35.4)	843.84
2010	1.65 (0.2)	71.10 (8.2)	22.09 (2.5)	15.75 (1.8)	50.29 (5.8)	477.38(54.8)	232.82(26.7)	871.08
2011	2.86 (0.2)	64.00 (5.3)	4.19 (0.3)	11.79 (1.0)	104.17 (8.7)	746.55(62.4)	263.24(22.0)	1,196.81
2012	3.92 (0.5)	190.30(23.9)	21.67 (2.7)	56.09 (7.0)	73.85 (9.3)	332.37(41.7)	118.97(14.9)	797.18
2013	2.07 (0.4)	54.20 (9.7)	22.45 (4.0)	8.46 (1.5)	28.77 (5.2)	186.48(33.5)	254.41(45.7)	556.83

*1 本データはDAC_CRS統計に基づく。

*2 ()内は、各年の合計に対する割合。

*3 卒業国向け援助を含む。

図表4 / 保健医療分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2009	211.01 (7.3)	— (—)	143.44 (4.4)	354.45 [2.4]
2010	287.14 (7.9)	— (—)	157.00 (4.5)	444.14 [2.5]
2011	167.16 (4.4)	62.64 (0.7)	162.05 (4.2)	391.85 [2.4]
2012	438.98 (13.2)	349.73 (3.4)	170.81 (4.6)	959.52 [5.5]
2013	313.06 (5.5)	60.72 (0.5)	124.97 (4.4)	498.75 [2.3]

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- *2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合。
- *3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合。
- *4 卒業国向け援助を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊派遣(人)
2009	2,551	1,011	836
2010	3,977	1,152	717
2011	3,339	572	743
2012	1,867	1,206	624
2013	1,590	1,212	569

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には卒業国を含む)。
- *2 協力隊派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	保健一般	基礎保健	人口政策・ リプロダクティブ・ヘルス	合計
2009	126.51(35.7)	172.47(48.7)	55.46(15.6)	354.45
2010	151.20(34.0)	237.77(53.5)	55.17(12.4)	444.14
2011	134.21(34.3)	195.05(49.8)	62.59(16.0)	391.85
2012	410.37(42.8)	409.12(42.6)	140.03(14.6)	959.52
2013	159.01(31.9)	285.53(57.2)	54.21(10.9)	498.75

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- *2 ()内は、各年の合計に対する割合。
- *3 卒業国向け援助を含む。

図表5 / 水と衛生分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2009	237.96 (8.2)	2,548.44 (29.0)	112.56 (3.5)	2,898.96 [19.4]
2010	483.16 (13.2)	1,898.67 (17.5)	172.02 (4.9)	2,553.84 [14.2]
2011	415.74 (10.9)	1,332.22 (15.6)	164.20 (4.3)	1,912.17 [11.8]
2012	281.15 (8.4)	2,141.92 (20.8)	192.16 (5.2)	2,615.22 [15.1]
2013	365.85 (6.4)	1,754.71 (13.3)	147.15 (5.2)	2,267.71 [10.5]

*1 本データはDAC_CRS統計に基づく。

*2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合。

*3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合。

*4 卒業国向け援助を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊派遣(人)
2009	1,314	697	7
2010	1,823	956	10
2011	1,357	459	8
2012	4,933	1,227	9
2013	3,972	1,364	11

*1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には卒業国を含む)。

*2 協力隊派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	水供給・衛生	水資源政策・保護	河川開発・洪水防御	農業用水資源	水力発電	合計
2009	2,673.83 (92.2)	95.50 (3.3)	104.03 (3.6)	25.60 (0.9)	— (—)	2,898.96
2010	1,884.82 (73.8)	29.64 (1.2)	150.23 (5.9)	230.53 (9.0)	258.63 (10.1)	2,553.84
2011	1,595.86 (83.5)	96.53 (5.0)	106.40 (5.6)	87.78 (4.6)	25.60 (1.3)	1,912.17
2012	2,061.24 (78.8)	16.43 (0.6)	339.60 (13.0)	197.73 (7.6)	0.22 (0.0)	2,615.22
2013	1,541.69 (68.0)	21.44 (0.9)	87.26 (3.8)	295.48 (13.0)	321.85 (14.2)	2,267.71

*1 本データはDAC_CRS統計に基づく。

*2 ()内は、各年の合計に対する割合。

*3 卒業国向け援助を含む。

図表6 / 運輸分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2009	444.75 (15.3)	3,360.47 (38.2)	83.65 (2.6)	3,888.87 [26.1]
2010	542.55 (14.9)	5,035.63 (46.5)	126.39 (3.6)	5,704.57 [31.7]
2011	418.19 (11.0)	3,112.78 (36.4)	149.08 (3.9)	3,680.06 [22.7]
2012	303.49 (9.1)	5,104.26 (49.5)	179.30 (4.9)	5,587.05 [32.3]
2013	616.99 (10.8)	5,943.09 (45.2)	128.79 (4.5)	6,688.87 [30.8]

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- *2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合。
- *3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合。
- *4 卒業国向け援助を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊派遣(人)
2009	674	332	1
2010	664	390	2
2011	533	249	2
2012	1,026	812	1
2013	878	788	0

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には卒業国を含む)。
- *2 協力隊派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	道路	鉄道	水上輸送	航空	その他	合計
2009	1,186.20 (30.5)	2,215.23 (57.0)	93.17 (2.4)	6.93 (0.2)	387.34 (10.0)	3,888.87
2010	1,823.23 (32.0)	3,592.55 (63.0)	57.59 (1.0)	191.08 (3.3)	40.13 (0.7)	5,704.57
2011	3,117.40 (84.7)	269.22 (7.3)	214.05 (5.8)	43.15 (1.2)	36.24 (1.0)	3,680.06
2012	1,903.16 (34.1)	2,824.16 (50.5)	147.75 (2.6)	672.19 (12.0)	39.80 (0.7)	5,587.05
2013	2,248.32 (33.6)	3,499.75 (52.3)	455.73 (6.8)	449.83 (6.7)	35.23 (0.5)	6,688.87

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- *2 ()内は、各年の合計に対する割合。
- *3 卒業国向け援助を含む。

図表7 / 通信分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2009	10.72 (0.4)	— (—)	27.45 (0.9)	38.17 [0.3]
2010	2.81 (0.1)	— (—)	39.46 (1.1)	42.27 [0.2]
2011	3.50 (0.1)	— (—)	33.15 (0.9)	36.65 [0.2]
2012	41.69 (1.3)	146.27 (1.4)	37.49 (1.0)	225.45 [1.3]
2013	17.13 (0.3)	— (—)	23.07 (0.8)	40.20 [0.2]

*1 本データはDAC_CRS統計に基づく。

*2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合。

*3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合。

*4 卒業国向け援助を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊派遣(人)
2009	591	134	152
2010	487	96	133
2011	267	59	122
2012	417	71	106
2013	266	41	95

*1 データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には卒業国を含む)。

*2 協力隊派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	電気通信	ラジオ・テレビ・ 印刷メディア	情報通信技術	その他	合計
2009	3.65 (9.6)	13.25(34.7)	3.72 (9.8)	17.55(46.0)	38.17
2010	4.25(10.1)	6.82(16.1)	1.91 (4.5)	29.29(69.3)	42.27
2011	5.44(14.8)	7.39(20.2)	0.70 (1.9)	23.12(63.1)	36.65
2012	20.67 (9.2)	154.92(68.7)	24.53(10.9)	25.33(11.2)	225.45
2013	13.54(33.7)	6.88(17.1)	3.26 (8.1)	16.53(41.1)	40.20

*1 本データはDAC_CRS統計に基づく。

*2 ()内は、各年の合計に対する割合。

*3 卒業国向け援助を含む。

図表8 / エネルギー分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2009	70.45 (2.4)	902.57(10.3)	42.72 (1.3)	1,015.74 [6.8]
2010	203.73 (5.6)	2,809.11(25.9)	61.99 (1.8)	3,074.83[17.1]
2011	134.71 (3.5)	2,496.81(29.2)	75.60 (2.0)	2,707.13[16.7]
2012	67.39 (2.0)	1,010.76 (9.8)	93.14 (2.5)	1,171.29 [6.8]
2013	194.39 (3.4)	1,887.39(14.3)	73.40 (2.6)	2,155.18 [9.9]

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- *2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合。
- *3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合。
- *4 卒業国向け援助を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊派遣(人)
2009	504	167	0
2010	801	281	0
2011	679	169	0
2012	839	491	0
2013	958	617	0

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には卒業国を含む)。
- *2 協力隊派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	エネルギーの供給	火力発電(化石燃料)	水力発電	新・再生可能エネルギー	その他	合計
2009	262.93(25.9)	595.07(58.6)	— (—)	125.41(12.3)	32.32 (3.2)	1,015.74
2010	1,110.97(36.1)	675.28(22.0)	258.63 (8.4)	987.61(32.1)	42.34 (1.4)	3,074.83
2011	648.70(24.0)	1,234.95(45.6)	25.60 (0.9)	747.19(27.6)	50.69 (1.9)	2,707.13
2012	1,011.07(86.3)	55.31 (4.7)	0.22 (0.0)	44.16 (3.8)	60.53 (5.2)	1,171.29
2013	486.60(22.6)	906.97(42.1)	321.85(14.9)	244.16(11.3)	195.60 (9.1)	2,155.18

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- *2 ()内は、各年の合計に対する割合。
- *3 卒業国向け援助を含む。

図表9 / 農林水産分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2009	182.70 (6.3)	303.83 (3.5)	235.62 (7.3)	722.15 [4.8]
2010	245.74 (6.7)	217.24 (2.0)	267.87 (7.6)	730.84 [4.1]
2011	87.28 (2.3)	313.89 (3.7)	255.80 (6.6)	656.97 [4.1]
2012	181.81 (5.5)	345.05 (3.3)	298.12 (8.1)	824.98 [4.8]
2013	137.85 (2.4)	249.66 (1.9)	268.23 (9.4)	655.75 [3.0]

*1 本データはDAC_CRS統計に基づく。

*2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合。

*3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合。

*4 卒業国向け援助を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊派遣(人)
2009	6,506	1,162	791
2010	3,035	1,420	796
2011	2,185	827	739
2012	4,749	2,372	653
2013	3,221	2,975	530

*1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には卒業国を含む)。

*2 協力隊派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	農業	林業	漁業	合計
2009	434.62(60.2)	37.55 (5.2)	249.98(34.6)	722.15
2010	460.56(63.0)	171.93(23.5)	98.35(13.5)	730.84
2011	375.59(57.2)	243.27(37.0)	38.11 (5.8)	656.97
2012	506.04(61.3)	254.67(30.9)	64.28 (7.8)	824.98
2013	524.91(80.0)	42.82 (6.5)	88.01(13.4)	655.75

*1 本データはDAC_CRS統計に基づく。

*2 ()内は、各年の合計に対する割合。

*3 卒業国向け援助を含む。

図表10 / 環境分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2009	719.18(24.8)	3,970.86(45.2)	116.57 (3.6)	4,806.60[32.2]
2010	989.07(27.1)	7,395.19(68.3)	210.96 (6.0)	8,595.21[47.7]
2011	1,044.35(27.4)	4,039.98(47.3)	240.57 (6.2)	5,324.91[32.8]
2012	450.54(13.5)	5,824.26(56.5)	373.29(10.1)	6,648.08[38.4]
2013	524.46 (9.2)	6,552.38(49.8)	265.26 (9.3)	7,342.10[33.8]

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- *2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合。
- *3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合。
- *4 卒業国向け援助を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊派遣(人)
2009	2,440	1,333	143
2010	2,558	1,867	158
2011	2,497	1,012	167
2012	6,289	2,911	158
2013	4,316	3,352	131

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。(ただし、本実績には卒業国を含む)。
- *2 協力隊派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	一般的環境保護	生物多様性	気候変動(緩和)	砂漠化対処	合計
2009	101.21 (2.1)	1,135.28(23.6)	4,268.49(88.8)	77.78 (1.6)	4,806.60

暦年	一般的環境保護	生物多様性	気候変動		砂漠化対処	合計
			緩和	適応		
2010	29.76 (0.3)	1,082.74(12.6)	6,609.80(76.9)	2,257.15(26.3)	273.85 (3.2)	8,595.21
2011	25.27 (0.5)	1,476.98(27.7)	3,827.78(71.9)	2,368.74(44.5)	585.09(11.0)	5,324.91
2012	22.55 (0.3)	450.10 (6.8)	4,486.03(67.5)	2,479.20(37.3)	367.89 (5.5)	6,648.08
2013	18.33 (0.2)	109.11 (1.5)	5,278.82(71.9)	2,224.54(30.3)	116.64 (1.6)	7,342.10

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には卒業国を含む)。
- *2 ()内は、各年の合計に対する割合。
- *3 生物多様性、気候変動および砂漠化対処の各実績には複数の条約に対応するものが含まれるため、合計とは一致しない。
- *4 気候変動の集計は、2009年まで緩和のみを対象としてきたが、2010年より「緩和」と「適応」に分類して集計している。
 緩和:温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制すること。
 適応:既に起こりつつある、あるいは起こり得る影響に対して、自然や人間社会のあり方を調整すること。

図表11 / 防災・災害復興分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2009	218.01 (7.5)	80.19 (0.9)	0.02 (0.0)	298.22 [2.0]
2010	568.66(15.6)	112.94 (1.0)	0.68 (0.0)	682.28 [3.8]
2011	923.61(24.2)	197.59 (2.3)	— (—)	1,121.19 [6.9]
2012	496.00(14.9)	242.84 (2.4)	95.67 (2.6)	834.50 [4.8]
2013	435.43 (7.6)	33.93 (0.3)	33.04 (1.2)	502.40 [2.3]

*1 本データはDAC_CRS統計に基づく。

*2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合。

*3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合。

*4 2012年からOECD-DACの集計ルールの変更によって、「無償資金協力」および「技術協力」の集計方法が変更された。

*5 卒業国向け援助を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊派遣(人)
2009	461	334	0
2010	388	540	0
2011	465	321	0
2012	610	679	0
2013	358	647	0

*1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には卒業国を含む)。

*2 協力隊派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	災害予防	緊急支援 (物資・食糧)	復興支援	洪水防御	林業開発	合計
2009	94.60(31.7)	61.87(20.7)	49.21(16.5)	85.36(28.6)	7.18 (2.4)	298.22
2010	103.46(15.2)	230.76(33.8)	216.76(31.8)	130.66(19.1)	0.64 (0.1)	682.28
2011	97.20 (8.7)	531.88(47.4)	207.17(18.5)	87.30 (7.8)	197.64(17.6)	1,121.19
2012	152.66(18.3)	216.35(25.9)	185.93(22.3)	276.99(33.2)	2.58 (0.3)	834.50
2013	104.53(20.8)	279.14(55.6)	82.17(16.4)	34.58 (6.9)	1.98 (0.4)	502.40

*1 本データはDAC_CRS統計に基づく。

*2 ()内は、各年の合計に対する割合。

*3 卒業国向け援助を含む。

図表12 / ジェンダー分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2009	752.68(25.9)	1,007.66(11.5)	110.41 (3.4)	1,870.75[12.5]
2010	534.75(14.6)	998.27 (9.2)	125.08 (3.6)	1,658.11 [9.2]
2011	1,062.68(27.9)	1,333.64(15.6)	164.50 (4.3)	2,560.82[15.8]
2012	1,280.89(38.4)	1,895.72(18.4)	264.31 (7.2)	3,440.92[19.9]
2013	1,069.84(18.8)	1,186.37 (9.0)	205.47 (7.2)	2,461.68[11.3]

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- *2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合。
- *3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合。
- *4 卒業国向け援助を含む。

2. 二国間政府開発援助の小分類

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	教育分野	農業・林業・ 漁業分野	保健分野	その他 マルチセクター	その他	合計
2009	216.37(11.6)	54.40 (2.9)	191.99(10.3)	34.47(1.8)	1,373.52(73.4)	1,870.75
2010	87.17 (5.3)	229.49(13.8)	61.57 (3.7)	16.89(1.0)	1,262.98(76.2)	1,658.11
2011	65.92 (2.6)	308.11(12.0)	66.63 (2.6)	10.24(0.4)	2,109.91(82.4)	2,560.82
2012	168.60 (4.9)	288.02 (8.4)	319.53 (9.3)	3.79(0.1)	2,660.97(77.3)	3,440.92
2013	163.41 (6.6)	78.00 (3.2)	298.93(12.1)	214.57(8.7)	1,706.78(69.3)	2,461.68

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- *2 ()内は、各年の合計に対する割合。
- *3 卒業国向け援助を含む。
- *4 ジェンダー平等案件の多くは、「教育」「農業」「保健」等を政策目標としており、これらを分野横断的に集計している。

図表13 / 麻薬対策における援助実績(2013年度)

1. 技術協力

研修員受入

案 件	人 数
薬物犯罪取締セミナー	11名

2. 国際機関への拠出金による支援

機 関	金 額
国連薬物統制計画(UNDCP)基金	57,887万円

図表14 / 平和構築分野における援助実績

1. 平和構築分野における主な援助実績

(約束額ベース、単位:百万ドル)

暦年	治安制度支援	文民活動支援	国連による 紛争後調停支援	復員兵士支援 小型武器管理	地雷除去	児童兵 対策支援	合計
2009	10.62	137.10	54.31	1.68	20.96	—	224.67
2010	34.26	240.62	67.87	—	37.78	—	380.53
2011	34.32	5.19	3.62	17.52	45.31	3.20	109.17
2012	38.41	14.39	0.72	13.25	32.74	0.45	99.96
2013	22.96	2.52	17.65	—	45.12	—	88.25

- *1 DAC統計を基に作成。
- *2 本表が日本の平和構築支援すべてを示すものではない。
- *3 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

2. 日本が紛争後の国づくりへの支援を行っている主な国へのODA支援実績

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

国・地域名	2009	2010	2011	2012	2013
アフガニスタン	335.93	745.66	751.43	873.58	831.03
アンゴラ	6.76	28.78	11.52	13.79	15.17
イラク	28.12	144.44	370.46	360.96	700.46
ウガンダ	54.05	71.24	58.00	68.87	57.51
ギニアビサウ	9.43	16.11	9.78	6.62	5.65
コートジボワール	10.39	81.26	8.33	30.88	32.58
コンゴ共和国	0.38	5.98	7.22	5.07	6.13
コンゴ民主共和国	65.70	80.00	92.81	93.86	103.79
シエラレオネ	37.44	12.21	26.66	20.60	13.60
スーダン	108.78	119.08	97.26	94.48	76.31
スリランカ	91.62	155.43	171.80	182.21	105.00
中央アフリカ	4.87	8.07	38.27	13.57	5.53
ネパール	45.28	81.21	67.33	47.54	40.77
[パレスチナ自治区]	76.69	78.55	75.11	73.05	50.06
東ティモール	11.88	27.67	26.86	18.84	22.17
ブルンジ	20.01	39.06	21.20	26.06	30.70
ボスニア・ヘルツェゴビナ	4.95	2.24	1.76	2.64	6.53
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	24.15	23.05	3.95	1.90	▲0.59
リベリア	14.71	134.31	42.45	24.96	22.75
合計	951.14	1,854.35	1,882.20	1,959.48	2,125.16

- *1 DAC統計を基に作成。
- *2 債務救済分を除く。
- *3 事業展開計画で「平和構築」や「平和の定着」の対象国として位置付けられている国などを抽出。
- *4 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- *5 []は地域名を示す。

図表15 / 対人地雷問題に関連する援助実績 (2013年度)

支援総額(全49件) 4,291,730,848 円
 その他 306,039ドル

1. 地雷除去支援

(1) 無償資金協力

(ア) 草の根・人間の安全保障無償

(単位:円)

国名	案 件	金 額
タジキスタン	タジキスタン機械式地雷除去活動支援計画	22,306,460
アフガニスタン	再統合者を含むカブール県、バグラーン県およびタハール県における地雷対策支援計画	81,884,462
アフガニスタン	ワルダック県マイダン・シャフル郡およびニルフ郡における地雷除去計画	24,405,332
ジンバブエ	ジンバブエ北東部における地雷除去計画	69,995,774
スリランカ	スリランカ北部における生計再開のための人道的地雷除去計画	48,498,654
スリランカ	スリランカ北部における地雷除去を通じた平和構築活動計画	53,841,118
スリランカ	スリランカ北部における再定住と生計支援のための人道的地雷除去活動計画	58,761,856
レバノン	レバノン南部におけるクラスター不発弾除去の効率性および安全性向上計画	9,698,140
コンゴ民主共和国	カタンガ州地雷対策支援計画	56,575,341
アンゴラ	モシコルルシャゼス市地雷除去計画	48,348,348
コロンビア	アンティオキア県における地雷除去活動計画	60,726,740
ボスニア	ドボイ市における地雷除去支援計画	40,478,207
ボスニア	テシャニ市における地雷除去支援計画	40,547,222
	合 計	616,067,654

(イ) 日本NGO連携無償

(単位:円)

国名	案 件	金 額
ラオス	チャンパサック県パクソン郡等における不発弾処理事業	70,530,496
ラオス	アッタプー県における不発弾処理促進事業(第3次)	44,511,158
ラオス	シェンクワン県におけるクラスター爆弾を含む不発弾被害者支援事業(第3期)	24,351,950
カンボジア	2013年度バットアンバン州における地雷処理促進事業	64,921,040
カンボジア	2013年度北中部州における不発弾処理促進事業(第3期)	56,355,812
アンゴラ	平成25年度ベンゴ州における地雷処理・地域復興支援事業	97,379,968
パラオ	コロール州周辺海域における不発弾(ERW)処理事業(第2期)	56,949,820
	合 計	415,000,244

(ウ) 紛争予防・平和構築無償

(単位:円)

国名	案 件	金 額
カンボジア	第二次地雷除去活動強化計画	898,000,000
ラオス	地方開発と貧困削減のための不発弾除去の加速化計画	864,000,000
	合 計	1,762,000,000

(2) 技術協力

(単位:円)

国名	案 件	金 額
ラオス	(専門家派遣)UXO除去を通じた管理能力強化および貧困削減促進アドバイザー	9,660,000
	合 計	9,660,000

(3) 日ASEAN統合基金

(単位:円)

国名	案 件	金 額
タイ	ASEAN域内の地雷原開放と地雷および関連問題に取り組むための地域的協力	38,790,589
	合 計	38,790,589

2. 被害者支援

(1) 無償資金協力

草の根・人間の安全保障無償資金協力

(単位:円)

国名	案 件	金 額
コロンビア	メデジン市サン・ビセンテ大学病院財団障害者搬送用車輛整備計画	7,604,762
	合 計	7,604,762

(2) 技術協力

(単位:円)

国名	案 件	金 額
コロンビア	地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリ体制強化プロジェクト フォローアップ協力	4,541,000
	合 計	4,541,000

(3) 国際機関等への拠出金による支援

赤十字国際委員会(ICRC)通常拠出金

(単位:円)

国名	案 件	金 額
その他	地雷犠牲者支援等へ「地雷対策」へのイヤマーク	22,000,000
	合 計	22,000,000

3. 地雷啓発活動支援

(1) 無償資金協力

JPF政府資金(ジャパン・プラットフォーム)

(単位:円)

国名	案 件	金 額
アフガニスタン	アフガニスタンにおける地雷対策	51,061,700
ミャンマー	カレン州における地雷回避教育事業開始に向けての調査および調整事業	1,621,138
ミャンマー	カレン州における地雷回避教育事業および地雷被害者を含む障害者支援事業	27,060,577
	合 計	79,743,415

(2) 国際機関への拠出金による支援

UNICEF

(単位:円)

国名	案 件	金 額
南スーダン	サブサハラ・アフリカの災害・紛争対策等人道支援(地雷回避教育)	8,200,000
チャド	サブサハラ・アフリカの災害・紛争対策等人道支援(地雷回避教育)	18,450,000
マリ	サブサハラ・アフリカの災害・紛争対策等人道支援(地雷回避教育)	14,760,000
シリア	シリア・パレスチナを含む中東情勢等に対する緊急支援(地雷回避教育)	35,733,714
イエメン	シリア・パレスチナを含む中東情勢等に対する緊急支援(地雷回避教育)	15,730,470
	合 計	92,874,184

4. 地雷対策支援全般（1. ～3. の複数分野にまたがるプロジェクトを含む）

(1) 技術協力 (単位:円)

国名	案 件	金 額
アンゴラ	地雷除去機専門家派遣	16,062,000
ラオス	不発弾・地雷分野に関するラオス・カンボジア南南協力	5,239,000
	合 計	21,301,000

(2) 国際機関への拠出金による支援

地雷対策支援信託基金 ほか

(単位:円)

国・機関名	案 件	金 額
リビア	地雷除去・武器不拡散対策支援	426,400,000
アフガニスタン	パグラーン県、カブール県、パクティア県、カピサ県、ニムローズ県、クンドゥス県の地雷汚染地域における除去活動	295,200,000
コンゴ民主共和国	人道的地雷対策活動による平和構築と安定化支援	82,000,000
ソマリア	ソマリアにおける地雷対策支援全般(政府のキャパビル・除去・危険回避教育)	82,000,000
南スーダン	緊急対応および自衛隊部隊支援	205,000,000
イエメン	アビヤン州安定化プロジェクト(地雷除去)	82,000,000
ベナン	紛争後地域における地雷・不発弾処理訓練センター支援計画	41,000,000
UNMAS	当初予算(UNMAS本部調整費等)	8,548,000
	合 計	1,222,148,000

(3) その他(ODA以外の地雷・不発弾等に関する国際的な規制作りへの支援)

(単位:ドル)

国・機関名	案 件	金 額
国連軍縮局	対人地雷禁止条約(オタワ条約)第3回検討会議等分担金	108,772
国連軍縮局	クラスター弾に関する条約第4回締約国会議等分担金	82,053
国連軍縮局	特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)関連会議等分担金	92,287
国連軍縮局	特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)関連会議等拠出金	22,927
	合 計	306,039

第3節

無償資金協力

1 実績

図表16 / 無償資金協力地域別配分

2013年度*4

(上段:億円、下段:%)

形態	地域	アジア	中東・北アフリカ	サブサハラ・アフリカ	中南米	大洋州	欧州・中央アジア	その他	小計
一般プロジェクト		293.35 (44.92)	12.92 (1.98)	256.21 (39.23)	20.85 (3.19)	67.35 (10.31)	2.37 (0.36)	—	653.05 (100)
ノン・プロジェクト		36.50 (27.04)	43.50 (32.22)	14.00 (10.37)	15.00 (11.11)	11.00 (8.15)	15.00 (11.11)	—	135.00 (100)
コミュニティ開発支援		34.77 (35.75)	—	51.20 (52.64)	—	—	11.29 (11.61)	—	97.26 (100)
紛争予防・平和構築		25.51 (19.72)	79.84 (61.71)	17.33 (13.40)	6.69 (5.17)	—	—	—	129.37 (100)
草の根		28.64 (30.61)	5.60 (5.99)	18.81 (20.10)	21.49 (22.97)	6.94 (7.42)	12.08 (12.91)	—	93.57 (100)
NGO連携		33.26 (39.31)	5.48 (6.48)	7.20 (8.51)	1.82 (2.15)	0.57 (0.67)	0.27 (0.32)	36.01 (42.56)	84.61 (100)
防災・災害復興支援		50.20 (79.66)	—	11.50 (18.25)	1.32 (2.09)	—	—	—	63.02 (100)
テロ対策等治安		30.98 (74.42)	—	9.24 (22.20)	—	—	1.41 (3.39)	—	41.63 (100)
環境・気候変動対策		73.87 (41.09)	5.33 (2.97)	88.60 (49.29)	—	—	11.96 (6.65)	—	179.76 (100)
貧困削減		5.00 (71.43)	—	2.00 (28.57)	—	—	—	—	7.00 (100)
人材育成		21.61 (77.48)	—	0.97 (3.48)	—	—	5.31 (19.04)	—	27.89 (100)
水産		—	—	27.60 (73.33)	—	10.04 (26.67)	—	—	37.64 (100)
文化		3.12 (25.67)	6.95 (57.07)	1.38 (11.37)	0.51 (4.16)	—	0.21 (1.74)	—	12.17 (100)
緊急		29.27 (37.27)	48.17 (61.32)	1.11 (1.41)	—	—	—	—	78.55 (100)
食糧援助(KR)		10.50 (9.81)	14.30 (13.36)	82.20 (76.82)	—	—	—	—	107.00 (100)
貧困農民支援(2KR)		3.40 (12.78)	—	20.20 (75.94)	3.00 (11.28)	—	—	—	26.60 (100)
合計		679.99 (38.33)	222.09 (12.52)	609.55 (34.36)	70.67 (3.98)	95.90 (5.41)	59.91 (3.38)	36.01 (2.03)	1,774.13 (100)

*1 補正予算を含む。

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*3 草の根・人間の安全保障無償、NGO連携無償および草の根文化無償に関しては贈与契約に基づき、他は交換公文ベース。

*4 平成25年度案件で平成26年5月末日までに交換公文等を結んだもの、平成24年度以前の案件で平成25年6月1日以降に交換公文等を結んだものを含む。

図表17 / 無償資金協力の10大供与相手国の推移

(単位:億円)

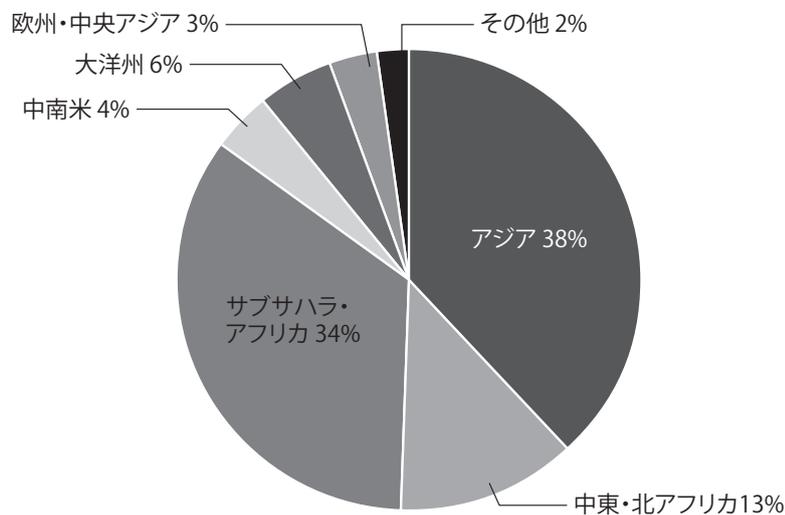
	2009年度		2010年度		2011年度		2012年度		2013年度	
	国名	金額	国・地域名	金額	国名	金額	国名	金額	国名	金額
1	パキスタン	121.11	アフガニスタン	164.56	アフガニスタン	217.23	ミャンマー	277.30	ミャンマー	196.86
2	カンボジア	106.61	カンボジア	106.46	パキスタン	78.86	アフガニスタン	226.55	エチオピア	111.15
3	アフガニスタン	85.45	タンザニア	79.65	ケニア	65.84	タイ	89.86	フィリピン	108.03
4	コンゴ民主共和国	77.72	パレスチナ自治区	56.09	カンボジア	65.22	カンボジア	66.55	アフガニスタン	95.86
5	スーダン	58.24	モンゴル	47.78	コンゴ民主共和国	63.60	パキスタン	65.15	カンボジア	74.58
6	フィリピン	56.30	パキスタン	43.46	ガーナ	62.40	インドネシア	60.97	ラオス	62.11
7	ネパール	51.22	セネガル	42.14	フィリピン	58.48	コンゴ民主共和国	55.07	南スーダン	57.13
8	ヨルダン	51.05	ナイジェリア	40.83	ベトナム	55.20	モザンビーク	50.94	ヨルダン	54.56
9	エチオピア	50.41	マラウイ	40.68	モンゴル	50.09	エチオピア	50.09	ウガンダ	41.19
10	スリランカ	49.39	ネパール	39.65	ザンビア	45.84	ガーナ	48.77	ネパール	40.99
	合計	707.50		661.29		762.76		991.24		842.46

*1 債務救済は除く。
*2 補正予算分を含む。

図表18 / 無償資金協力地域別割合

2013年度

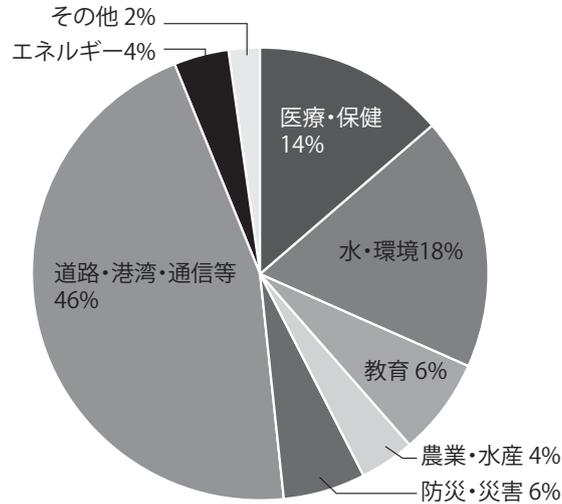
(交換公文ベース)



図表19 / プロジェクト型無償資金協力の分野別割合

2013年度

(交換公文ベース)



図表20 / プロジェクト型無償資金協力(分野別実績)

(単位:億円、%)

分野	実績	2011年度			2012年度			2013年度		
		件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
医療・保健		16	123.01	11.49	14	122.21	9.03	18	149.82	13.97
水・環境		31	236.45	22.08	28	163.22	12.06	27	191.33	17.84
教育		14	120.13	11.22	13	154.30	11.40	7	69.97	6.52
農業・水産		6	48.12	4.49	6	62.92	4.65	6	46.93	4.38
防災・災害		12	85.83	8.02	12	127.69	9.44	6	61.13	5.70
道路・港湾・通信等		43	443.71	41.44	51	483.66	35.74	40	488.31	45.54
エネルギー		0	0.00	0.00	12	212.68	15.72	6	42.17	3.93
地雷		0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
その他		2	13.56	1.27	2	26.51	1.96	3	22.70	2.12
計		124	1070.81	100	138	1353.19	100	113	1072.36	100

*1 プロジェクト型無償資金協力として、分野特定が比較的しやすい一般プロジェクト無償、コミュニティ開発支援無償、テロ対策等治安無償、環境・気候変動対策無償、防災・災害支援無償、水産無償より計上。
 *2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表21 / プロジェクト型無償資金協力地域別実績

2013年度

(交換公文ベース、単位:億円、%)

実績 分野	アジア		中東・北アフリカ		サブサハラ・アフリカ		中南米		大洋州		欧州・中央アジア		計	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
医療・保健	68.33	14.14	11.86	64.99	41.21	9.27	15.75	71.04	12.67	16.37	—	—	149.82	13.97
水・環境	90.71	18.77	5.33	29.21	76.56	17.23	—	—	18.31	23.66	0.42	1.55	191.33	17.84
教育	18.77	3.88	—	—	51.20	11.52	—	—	—	—	—	—	69.97	6.52
農業・水産	9.29	1.92	—	—	27.60	6.21	—	—	10.04	12.97	—	—	46.93	4.38
防災・災害	48.31	10.00	—	—	11.50	2.59	1.32	5.95	—	—	—	—	61.13	5.70
道路・港湾・通信等	222.05	45.96	1.06	5.81	221.36	49.82	5.10	23.00	36.37	47.00	2.37	8.77	488.31	45.54
エネルギー	15.71	3.25	—	—	14.92	3.36	—	—	—	—	11.54	42.69	42.17	3.93
地雷	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	10.00	2.07	—	—	—	—	—	—	—	—	12.70	46.98	22.70	2.12
合計	483.17	100.00	18.25	100.00	444.35	100.00	22.17	100.00	77.39	100.00	27.03	100.00	1,072.36	100.00

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表22 / 一般プロジェクト無償および水産無償の形態別実績

(交換公文ベース、上段:億円、下段:%)

実績 分野	2011年度			2012年度			2013年度		
	一般	水産	計	一般	水産	計	一般	水産	計
施設建設	402.56	—	402.56	303.46	11.17	314.63	285.12	—	285.12
	(72.86)	—	(70.50)	(39.56)	(100.00)	(40.43)	(43.66)	—	(41.28)
機材供与	41.26	—	41.26	143.01	—	143.01	152.45	—	152.45
	(7.47)	—	(7.23)	(18.65)	—	(18.38)	(23.34)	—	(22.07)
施設・機材	80.65	18.50	99.15	314.38	—	314.38	211.95	37.64	249.59
	(14.60)	(100.00)	(17.36)	(40.99)	—	(40.40)	(32.46)	(100.00)	(36.14)
詳細設計	1.44	—	1.44	6.15	—	6.15	3.53	—	3.53
	(0.26)	—	(0.25)	(0.80)	—	(0.79)	(0.54)	—	(0.51)
その他	26.61	—	26.61	—	—	—	—	—	—
	(4.82)	—	(4.66)	—	—	—	—	—	—
合計	552.52	18.50	571.02	767.00	11.17	778.17	653.05	37.64	690.69

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

2 事業の概要

① 一般プロジェクト無償

1. 事業の目的等

開発途上国の経済社会開発、福祉の向上等を目的として、詳細な設計を伴う施設の整備等の計画に必要な資金の贈与を行う。被援助国政府（機関）が、日本から贈与された資金を使用して、このような計画に必要な生産物および役務を調達する。日本政府による現物供与は行っていない。

2. 事業の手続き

主として在外公館を通じて行われる開発途上国政府からの要請に基づき検討を行う。外務省は、要請の妥当性の検討を行い、妥当と考えられる案件については、JICAによる事前の詳細な調査をもとに実施可能性などを確認するとともに、適正な援助規模の概算額を算定する。政府間で計画の名称、供与限度額等を規定した交換公文（E/N）を締結し、これに基づきJICAが被援助国政府（機関）との間で贈与契約（G/A）に署名する。その後、被援助国政府（機関）は、日本のコンサルタントおよび請負・調達業者との間で契約を結び、詳細な設計を伴う施設の

整備等の計画に必要な生産物および役務を調達する（施設・機材等調達方式）。在外公館およびJICAは、被援助国政府（機関）から事業の実施状況に関する報告を受け、また現地JICA事務所等が実施状況をモニターする。

3. 最近の実績

2013年度実績は、実施国数29か国、実施件数59件、供与総額は約653億円であった。

● 地域別実績

(E/Nベース、単位:億円)

地域	2012年度			2013年度		
	件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア	30	363.90	47.44	20	293.35	44.92
中東・北アフリカ	3	28.35	3.70	2	12.92	1.98
サブサハラ・アフリカ	28	260.94	34.02	25	256.21	39.23
中南米	6	41.81	5.45	5	20.85	3.19
大洋州	5	52.02	6.78	6	67.35	10.31
欧州・中央アジア	3	19.98	2.60	1	2.37	0.36
合計	75	767.00	100.00	59	653.05	100.00

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

② ノン・プロジェクト無償

1. 事業の目的等

自国の貧困削減を含む経済社会開発努力を実施している開発途上国に対し、その努力を支援するために必要な生産物および役務の調達に必要な資金の贈与を行う。被援助国政府（機関）が、日本から贈与された資金を使用して、生産物および役務を調達する。その際、調達代理機関が被援助国政府の代理人として調達を行う。いわゆる外貨支援としての性格も有し、経済社会開発努力を推進するために輸入する必要がある物品の輸入に充てられる。また、輸入物品の国内での売却等によって得られた現地内貨の収入を被援助国の経済社会開発事業のために使用することにより、物品の輸入そのものに加え、一層の援助効果が得られる。

2. 事業の手続き

主として在外公館を通じて行われる開発途上国政府からの要請に基づき検討を行う。外務省は、その要請に関して、事業の妥当性の検討を行う。妥当と考えられる案件については、事業の実施可能性などを確認するとともに、適正な援助規模の概算額を算定する。政府間で供与額等を規定した交換公文（E/N）を締結し、これに基づき、被援助国政府（機関）は、調達代理機関との間で契約を結び、調達代理機関が被援助国政府の代理人として生産物および役務を調達する（調達代理方式）。事業について、日本側と被援助国政府側とが密接に協議する場として「コミッティー」（被援助国政府、調達代理事務所、大使館等から成る委員会）を設置し、事業の進捗^{しんちよく}などを確認する。

3. 最近の実績

2013年度実績は、実施国数26か国、実施件数31件、供与総額は135億円であった。

● 地域別実績

(E/Nベース、単位:億円)

地域	2012年度			2013年度		
	件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア	14	73.00	37.92	8	36.50	27.04
中東・北アフリカ	7	50.00	25.97	3	43.50	32.22
サブサハラ・アフリカ	7	43.50	22.60	3	14.00	10.37
中南米	5	23.00	11.95	5	15.00	11.11
大洋州	—	—	—	7	11.00	8.15
欧州・中央アジア	2	3.00	1.56	5	15.00	11.11
合計	35	192.50	100.00	31	135.00	100.00

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

③ コミュニティ開発支援無償

1. 事業の目的等

貧困、疫病等、安全保障の危険に直面する開発途上国のコミュニティの能力開発を目的として、施設の整備等の計画に必要な資金の贈与を行う。基本的に現地のリソースを活用し、建造物なども現地仕様の設計とすることにより、コストの縮減を図る。被援助国政府（機関）は、調達代理機関と契約して事業を行うが、実施の相当部分は調達代理機関が担当する。調達代理機関が被援助国政府の代理人として調達を行う調達代理方式を採用しているため、資金が一括拠出され、事業目的の変更を伴わない範囲で事業量の調整が可能である。二国間援助を基本とするが、二国間援助では実施が困難な場合や、国際機関の知見、識見を活かすことで相当のメリットを得る国・地域については、国際機関と連携した支援を実施する。

2. 事業の手続き

一般プロジェクト無償およびノン・プロジェクト無償に準じた手続きにより実施する。国際機関と連携した支援を実施する場合は、国際機関が自らの制度で調達を行う（国際機関連携方式）。

3. 最近の実績

2013年度実績は、実施国数8か国、実施件数11件（複数国対象案件を含む。）、供与総額は約97億円であった。

● 地域別実績

(E/Nベース、単位:億円)

地域	2012年度			2013年度		
	件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア	5	53.92	26.66	5	34.77	35.75
中東・北アフリカ	5	67.86	33.56	—	—	—
サブサハラ・アフリカ	7	80.44	39.78	5	51.20	52.64
中南米	—	—	—	—	—	—
大洋州	—	—	—	—	—	—
欧州・中央アジア	—	—	—	1	11.29	11.61
合計	17	202.22	100.00	11	97.26	100.00

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

④ 紛争予防・平和構築無償

1. 事業の目的等

紛争終結国（ポスト・コンフリクト国）等において、多様化する平和構築事業に関する二国間および多国間の援助を、緊急支援から復興プロセスに至る段階を中心に、継続的かつ機動的に行い、平和の定着、紛争の再発防止および安定的な復興開発を図る。

2. 事業の手続き

一般プロジェクト無償またはノン・プロジェクト無償に準じた手続きにより実施する。国際機関と連携した支援を実施する場合は、国際機関が自らの制度で調達を行う（国際機関連携方式）。

3. 最近の実績

2013年度実績は、実施国数19か国、実施件数18件（複数国対象案件含む）、供与総額は約129億円であった。

● 地域別実績

(E/Nベース、単位:億円)

地域	2012年度			2013年度		
	件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア	2	5.28	4.39	5	25.51	19.72
中東・北アフリカ	5	98.00	81.52	8	79.84	61.71
サブサハラ・アフリカ	7	16.93	14.08	4	17.33	13.40
中南米	—	—	—	1	6.69	5.17
大洋州	—	—	—	—	—	—
欧州・中央アジア	—	—	—	—	—	—
合計	14	120.21	100.00	18	129.37	100.00

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

⑤ 草の根・人間の安全保障無償

1. 事業の目的等

人間の安全保障の理念を踏まえ、開発途上国における経済社会開発を目的とし、草の根レベルの住民に直接貢献する、比較的小規模な事業のために必要な資金を供与する（供与限度額は、原則1,000万円以下）。

一般的な施設建設や機材供与案件に加え、日本で使用済みとなった消防車・救急車、小中学校の机・イスなどを途上国に供与する際の輸送費支援（リサイクル草の根）や、対人地雷関連活動支援（地雷除去活動、被災者への支援）等も行っている。

2. 事業の手続き

要請団体から日本の在外公館に対する援助の要請が行われた後、在外公館が要請内容の検討を行い、実施候補案件を選定する。その後、外務省本省にて案件実施の承認を行い、在外公館と要請団体との間で贈与契約（G/C）が署名される。契約の署名を終えた要請団体（被供与団体）は、業者と物資・役務の調達に必要な契約を結ぶ。在外公館は契約（または見積書）の内容をチェックし、在外公館と被供与団体との間の贈与契約にある供与限度額の範囲内で資金を供与する。プロジェクト実施中、在外公館は、サイトの現地確認などモニタリングを行い、実施後もフォローアップを行う。

3. 最近の実績

2013年度実績は、実施国数123か国、実施件数1,010件、供与総額は約94億円であった。

● 地域別実績

(G/Cベース、単位:億円)

地域	2012年度			2013年度		
	件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア	297	26.81	28.67	298	28.64	30.61
中東・北アフリカ	77	6.63	7.09	56	5.60	5.99
サブサハラ・アフリカ	203	19.08	20.40	197	18.81	20.10
中南米	269	21.64	23.14	252	21.49	22.97
大洋州	82	6.34	6.78	79	6.94	7.42
欧州・中央アジア	140	13.01	13.91	128	12.08	12.91
合計	1,068	93.51	100.00	1,010	93.57	100.00

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

⑥ 日本NGO連携無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2002年度、「日本NGO支援無償資金協力」として創設。2007年度に「日本NGO連携無償資金協力」に名称変更。

● 経緯・目的

政府開発援助による日本のNGO支援強化のための従来スキーム（草の根無償資金協力のうちの日本のNGOを対象とするもの、および日本のNGOに対して実施されてきたNGO緊急活動支援無償）を統合の上、創設した。

2. 事業の仕組み

● 概要

日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済社会開発および緊急人道支援プロジェクトに対して資金協力をを行う。具体的には、次の7分野から成る。

(1) 開発協力事業

日本のNGOが現地で実施する草の根レベルに直接役に立つ経済社会開発協力事業に対して資金協力（供与限度額原則5,000万円）を行う。ただし、申請団体の過去2年間の総収入実績の平均を大きく超える資金協力は原則として行わない。

(2) NGOパートナーシップ事業

日本のNGOが他のNGOと連携・協働して実施する経済社会開発協力事業に対し資金協力をを行う（供与限度額は前述(1)開発協力事業と同様）。

(3) リサイクル物資輸送事業

消防車、救急車、学校用机等の中古物資を日本のNGOが受け取り、開発途上国・地域へ配布・贈与する際の輸送費等に対し資金協力をを行う（供与限度額1,000万円）。

(4) 緊急人道支援事業

大規模な武力紛争や自然災害等に伴う難民・避難民等に対して日本のNGOが実施する緊急人道支援事業への資金協力をを行う（供与限度額1億円）。

(5) 地雷関連事業

日本のNGOが行う地雷・不発弾除去、犠牲者支援、地雷回避教育等の対地雷関連の活動に対して資金を提供する（供与限度額1億円）。

(6) マイクロクレジット原資事業

現地でマイクロクレジットの実績を持つ日本のNGOが貧困層の人々に対し少額・無担保の貸付を行う場合、

原資となる資金を提供する（供与限度額2,000万円）。

(7) 平和構築事業

日本のNGOが行う元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰（DDR）や和解、相互信頼醸成事業等に対し資金協力をを行う（供与限度額は開発協力事業と同様）。

ただし、次の「国際協力における重点課題」に該当する事業の場合には、12か月を超える事業期間（最長3年）、1億円を超える供与限度額（1年当たり最大1億円をめぐり）、一般管理費の計上が認められる。

（国際協力における重点課題）

①アジアにおける貧困削減に資する事業（社会・経済基盤開発、保健・医療、教育を含む）

②小島嶼国における脆弱性の克服に対する支援

③アフリカにおけるミレニアム開発目標（MDGs）達成に資する事業

④中東・北アフリカの生活向上・改革支援

⑤平和構築事業（特にフィリピン、ミャンマー、アフガニスタン、ケニア、南スーダン）

⑥地雷関係事業

● 審査・決定プロセス

事前に外務省民間援助連携室に相談の上で、同室に申請を行う。申請受付（受理）（平成26年度は9月をめぐり終了）の後、申請団体の適格性、事業の必要性・内容、外交上・治安上の問題点、住民への援助効果、事業の持続発展性、事業計画、実施手法、積算根拠の妥当性等について、外部審査機関、在外公館による審査を踏まえて外務省本省にて案件の採否を決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の採択が決定されると、原則として在外公館とNGOとの間で贈与契約（G/C）を締結し、在外公館からNGOに対し支援資金を支払う。NGOは事業の実施中および実施後、中間報告書および完了報告書を在外公館（あるいは外務省本省）に提出する。在外公館は必要に応じ事業のモニタリングを行う。

3. 最近の活動内容

● 概要

2013年度の実績は、実施国数33か国1地域、実施件数106件、総額約37億円であった（その他、ジャパン・プラットフォームによる緊急人道支援等に対して約48億円の拠出実績がある）。地域別に見るとアジアにおける協力が実

施件数・金額ともに最も多く、総実施件数・金額の半分以上を占めている(70件、約22億円)。分野別の実施件数・金額は、教育・人づくり、保健・医療が多く、両分野で合わせて半分以上となっている。

● 地域別実績 (2013年度)

(G/Cベース、単位:百万円)

地域	件数	金額	構成比(%)
アジア	69	2,125	58.08
中東・北アフリカ	13	548	14.98
サブサハラ・アフリカ	17	720	19.68
中南米	3	127	3.47
大洋州	3	111	3.03
中央アジア	1	27	0.74
合計	106	3,659	100.00

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

● 分野別実績 (2013年度)

(G/Cベース、単位:百万円)

分野	件数	金額	構成比(%)
教育・人づくり	28	920	25.14
保健・医療	31	1,017	27.79
農林業	18	514	14.05
地雷関連	7	415	11.34
水	8	378	10.33
平和構築	2	88	2.41
通信・運輸	2	75	2.05
環境	1	49	1.33
その他	9	203	5.55
合計	106	3,659	100.00

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

⑦ 防災・災害復興支援無償

1. 事業の目的等

地震、風水害等の自然災害に脆弱な開発途上国の防災対策や、各種災害後の復旧・復興に対する支援を行う。

2. 事業の手続き

一般プロジェクト無償に準じた手続きにより実施する。国際機関と連携した支援を実施する場合は、国際機関が自らの制度で調達を行う(国際機関連携方式)。

3. 最近の実績

2013年度実績は、実施国数5か国、実施件数7件、供与総額は約63億円であった。

● 地域別実績

(E/Nベース、単位:億円)

地域	2012年度			2013年度		
	件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア	7	124.99	86.19	3	50.20	79.66
中東・北アフリカ	—	—	—	—	—	—
サブサハラ・アフリカ	1	0.92	0.63	2	11.50	18.25
中南米	3	17.07	11.77	2	1.32	2.09
大洋州	—	—	—	—	—	—
欧州・中央アジア	1	2.04	1.41	—	—	—
合計	12	145.02	100.00	7	63.02	100.00

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

⑧ テロ対策等治安無償

1. 事業の目的等

テロ、海賊、薬物、人身取引などの国境を越える犯罪は、国際社会が最優先で取り組むべき課題であり、日本の経済活動や国民の安全にも直結している。この事業はこれらの問題の解決に役立つことを目的とする。

2. 事業の手続き

一般プロジェクト無償に準じた手続きにより実施する。国際機関と連携した支援を実施する場合は、国際機関が自らの制度で調達を行う（国際機関連携方式）。

3. 最近の実績

2013年度実績は、実施国数4か国、実施件数4件、供与総額は約42億円であった。

● 地域別実績

(E/Nベース、単位:億円)

地域	2012年度			2013年度		
	件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア	—	—	—	2	30.98	74.42
中東・北アフリカ	—	—	—	—	—	—
サブサハラ・アフリカ	—	—	—	1	9.24	22.20
中南米	—	—	—	—	—	—
大洋州	—	—	—	—	—	—
欧州・中央アジア	—	—	—	1	1.41	3.39
合計	—	—	—	4	41.63	100.00

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

⑨ 環境・気候変動対策無償

1. 事業の目的等

気候変動問題への取組を地球規模で実効的に進めるために、温室効果ガスの排出削減と経済成長を両立させる必要性を認識しているものの、実施能力や資金が不足している開発途上国を支援する。

2. 事業の手続き

一般プロジェクト無償またはノン・プロジェクト無償に準じた手続きにより実施する。国際機関と連携した支援を実施する場合は、国際機関が自らの制度で調達を行う（国際機関連携方式）。

3. 最近の活動内容

● 概要

2013年度実績は、実施国数22か国、実施件数28件、供与総額は約180億円であった。

● 地域別実績

(E/Nベース、単位:億円)

地域	2012年度			2013年度		
	件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア	11	79.08	34.72	11	73.87	41.09
中東・北アフリカ	3	25.54	11.21	2	5.33	2.97
サブサハラ・アフリカ	16	90.14	39.57	13	88.60	49.29
中南米	1	9.52	4.18	—	—	—
大洋州	1	15.73	6.91	—	—	—
欧州・中央アジア	1	7.77	3.41	2	11.96	6.65
合計	33	227.78	100.00	28	179.76	100.00

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

⑩ 貧困削減戦略支援無償

1. 事業の目的等

1999年、世界銀行およびIMFは、被援助国の経済成長を重視しつつ、ガバナンス、基礎教育、保健・医療といった包括的な視点に立って貧困削減に取り組むことが重要との認識の下、債務削減および融資供与の条件として、3～5年間の包括的な経済社会開発計画である貧困削減戦略文書（PRSP：Poverty Reduction Strategy Paper）の導入を被援助国に要請していくことを決定した。上記決定を踏まえ、被援助国は、ドナー諸国を含む幅広い関係者の参画の下、PRSPの作成を主体的に進めてきている。

このような動きに伴い、多数のドナーは、PRSPに対する包括的支援のため、PRSPは被援助国主導で取り組むべきものであること、財政管理能力の向上、被援助国の事務処理負担の軽減などの観点から、援助資金を直接被援助国に供与する手法を導入してきている。

日本としては、これまでのプロジェクト型支援など主要な援助手法を、財政支援型支援である貧困削減戦略支援無償により補完することで援助効果の拡大を狙う。

2. 事業の手続き

支援形態としては以下が挙げられる。

(1) 一般財政支援

被援助国とドナーが合意したPRSPに基づき、被援助

国政府の一般会計に、資金の使途および支出項目を特定せず、直接援助資金を供与する。

(2) セクター財政支援

被援助国政府の一般会計に直接援助資金を供与する点は一般財政支援と同じであるが、資金の使途としてPRSP上の重点分野（教育、保健など）を特定する。

(3) コモンファンド型財政支援

被援助国およびドナーが、被援助国予算に設けられた特別会計（口座）に援助資金を供与する。

3. 最近の実績

2013年度実績は、実施国数2か国、実施件数2件、供与総額は7億円であった。

● 地域別実績

(E/Nベース、単位:億円)

地域	2012年度			2013年度		
	件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア	1	5.00	50.00	1	5.00	71.43
中東・北アフリカ	—	—	—	—	—	—
サブサハラ・アフリカ	2	5.00	50.00	1	2.00	28.57
中南米	—	—	—	—	—	—
大洋州	—	—	—	—	—	—
欧州・中央アジア	—	—	—	—	—	—
合計	3	10.00	100.00	2	7.00	100.00

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

⑪ 人材育成支援無償

1. 事業の目的等

開発途上国の指導者となることが期待される若手行政官等が、その国において重視される開発分野の学位取得を目的として本邦大学院への留学を行う際に必要な経費を支援することにより、開発途上国の開発課題の解決に寄与し、また、人的ネットワーク構築を通して二国間関係の強化に貢献する。

2. 事業の手続き

一般プロジェクト無償に準じた手続きにより実施する。対象者の選考は、相手国政府等からの推薦により作成される候補者のリストの中から、日本と相手国により構成される運営委員会が、学業・勤務成績、語学能力等を踏まえて行う。

3. 最近の実績

2013年度実績は、実施国数13か国、実施件数38件、供与総額は約28億円であった。

● 地域別実績

(E/Nベース、単位:億円)

地域	2012年度			2013年度		
	件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア	28	23.37	81.34	27	21.61	77.48
中東・北アフリカ	—	—	—	—	—	—
サブサハラ・アフリカ	1	0.61	2.12	2	0.97	3.48
中南米	—	—	—	—	—	—
大洋州	—	—	—	—	—	—
欧州・中央アジア	9	4.75	16.53	9	5.31	19.04
合計	38	28.73	100.00	38	27.89	100.00

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

⑫ 水産無償

1. 事業の目的等

多くの開発途上国が自国沿岸海域の漁業資源を排他的に利用する権利の主張を強めてきたことなどを踏まえ、そういった途上国の要請に応じて、水産関係のプロジェクトに対して協力し、漁業面における日本との友好協力関係を維持・発展させることを目的とする。水産開発を目指す途上国からの要請に応じ、その国にとって最適な水産業の発展に寄与する計画に資金供与を行っている。具体的には、漁港等の漁業生産基盤、水産物流通・加工施設、水産分野の研究・研修施設の整備・建設、漁村の振興等に必要な資金を供与している。

2. 事業の手続き

一般プロジェクト無償に準じた手続きにより実施する。

3. 最近の実績

2013年度実績は、実施国数3か国、実施件数3件、供与総額は約38億円であった。

● 地域別実績

(E/Nベース、単位:億円)

地域	2012年度			2013年度		
	件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア	—	—	—	—	—	—
中東・北アフリカ	—	—	—	—	—	—
サブサハラ・アフリカ	1	11.17	100.00	2	27.60	73.33
中南米	—	—	—	—	—	—
大洋州	—	—	—	1	10.04	26.67
欧州・中央アジア	—	—	—	—	—	—
合計	1	11.17	100.00	3	37.64	100.00

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

⑬ 文化無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

「文化無償資金協力は、1975年度に開始。2000年度に「草の根文化無償資金協力」と「文化遺産無償資金協力」を導入。2005年度には「文化無償資金協力」と「文化遺産無償資金協力」を統合し、「一般文化無償資金協力」を創設。

● 経緯・目的

開発途上国の多くは、社会の経済的発展のみならず、その国固有の文化の維持・振興に対する関心も高く、文化面を含む広い視野からバランスのとれた国家開発を行う努力を行っている。こうした努力に対し、日本としてもその国々と協力しながら、伝統文化や文化遺産の保存、芸術・教育活動等への支援を行っている。このような国際文化協力において、文化無償資金協力（「一般文化無償」、「草の根文化無償」）は重要な柱の一つとなっている。

「一般文化無償」は、政府機関に対し、また、「草の根文化無償」は、NGOや地方公共団体等の非政府機関に対し、文化・高等教育振興に使用される資機材の購入や施設の整備を支援することを通じて、開発途上国の文化、教育の発展および日本とこれら諸国との文化交流を促進し、友好関係および相互理解を増進させることを目的としている。

2. 事業の仕組み

● 概要

供与限度額は、「一般文化無償」は1件原則3億円以内、「草の根文化無償」は原則1,000万円以内であり、被援助国の文化・高等教育の振興のために使用される「資機材」、「施設整備」ならびにそれらに係る「役務」を購入するための資金を供与する。なお、「草の根文化無償」は、これに加えて「資機材」の輸送費を支援することが可能。

対象国は、2013年世界銀行融資ガイドラインに基づき、グループⅢまでの国（2013年度の場合、2011年の1人当たりGNIが7,035ドル以下の国）としている。

● 審査・決定プロセス

「一般文化無償」は、被援助国政府から日本大使館に提出された援助要請を大使館やODAタスクフォースが検討し、さらに外務省がJICAの協力も得て検討を行い、事前に現地調査を行う案件を決定する。この調査結果を踏まえ、日本政府部内の調整を行った上で、実施案件を決定し、被援助国政府との間の交換公文に署名する。

「草の根文化無償」は、被供与機関から日本大使館に提出された援助要請に対し、日本大使館および外務省が検討を行い、実施案件を決定し、被供与機関と日本大使館との間で贈与契約を締結する。

● 決定後の案件実施の仕組み

「一般文化無償」は交換公文（E/N）署名後、被援助国政府（実施機関）が、案件の実施について日本のコンサルタント、調達・請負業者との間で契約を結ぶ。調達・請負業者の選定方法は、一般競争入札が原則。契約締結以降の手続きは一般プロジェクト無償資金協力と同様である。なお、JICAが、被援助国と贈与契約（G/A）を締結し、契約認証、被援助国への資金の支払い、案件の監理・実施に必要な業務を行う。

「草の根文化無償」は、草の根・人間の安全保障無償資金協力と同様である。

3. 最近の活動内容

● 活動の概要

2013年度までに136か国・地域に対して、合計1,789件、総額約670億円（E/NおよびG/Aベース）の文化無償資金協力を実施してきている。

● 地域別実績 (E/Nベース、単位:億円)

年度 地域	一般文化無償					
	2012年度			2013年度		
	件数	金額	構成比 (%)	件数	金額	構成比 (%)
アジア	—	—	—	4	2.98	28.06
中東・北アフリカ	—	—	—	1	6.86	64.60
サブサハラ・アフリカ	—	—	—	2	0.78	7.34
中南米	3	1.58	54.86	—	—	—
大洋州	1	0.72	24.65	—	—	—
欧州・中央アジア	1	0.58	20.14	—	—	—
合計	5	2.88	100.00	7	10.62	100.00

(G/Aベース、単位:億円)

年度 地域	草の根文化無償					
	2012年度			2013年度		
	件数	金額	構成比 (%)	件数	金額	構成比 (%)
アジア	3	0.29	21.32	3	0.15	9.68
中東・北アフリカ	1	0.02	1.47	1	0.08	5.16
サブサハラ・アフリカ	6	0.42	30.88	8	0.60	38.71
中南米	3	0.11	8.09	6	0.51	32.90
大洋州	1	0.09	6.62	—	—	—
欧州・中央アジア	6	0.41	30.15	3	0.21	13.55
合計	20	1.36	100.00	21	1.55	100.00

* 四捨五入の関係上、合計は一致しないことがある。

● 主要な具体的事業・案件および内容

2013年度に実施した案件としては、「一般文化無償」ではヨルダンの「ペトラ博物館建設計画（6億8,620万円）」、ミャンマーの「ミャンマーラジオテレビ局（MRTV）番組ソフト及び放送編集機材整備計画（8,190万円）」などがある。

また「草の根文化無償」では、ベトナムの「ベトナム青年劇場機材整備計画（約683万円）」、ラオスの「サバナケット大学日本語講座整備計画（約558万円）」、エルサルバドルの「エルサルバドル卓球連盟器材整備計画（約579万円）」など、文化・スポーツ・日本語教育の幅広い分野に及んでいる。

⑭ 緊急無償

1. 事業の開始時期・目的

● 開始時期

1973年度創設。

● 目的

(1) 災害緊急援助

海外における自然災害および紛争等の被災者や難民、避難民等を救済する目的で1973年度から開始。

(2) 民主化支援

開発途上国における民主化推進のために緊急かつ重要な意義を持つ選挙等に係る支援を行う目的で、1995年度から開始。

(3) 復興開発支援

紛争・災害直後の人道的支援と本格的な開発援助との間をつなぐ期間に緊急性の高い案件を対象に行われ、復興・再建プロセスをスムーズに移行させるための支援として、1996年度から開始。

2. 事業の仕組み

● 概要

緊急性を要するこの援助の特殊性から、他の無償資金協力と比較して、資金供与がなされるまでの手続きが簡素化されていることが特徴として挙げられる。

● 審査・決定プロセス

相手国政府、国際機関等からの要請に対し援助実施の必要があると判断される場合には、日本の現地大使館からの情報などを踏まえ、援助額および具体的な実施内容を決定する。

を決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施が決定すると、外務大臣は閣議にて緊急無償を実施する旨の発言を行う。日本の在外公館は、原則としてこの閣議発言後速やかに相手国または国際機関との間で口上書を交換し、その後に資金供与が行われる。

3. 最近の活動内容

● 概要

2013年度は、33件（災害緊急援助33件）、援助総額約78億5,600万円の緊急無償を実施した。

● 分野別実績および内容

・災害緊急援助

2013年度は、シリア難民・国内避難民支援やフィリピンにおける台風被害支援など、総額約78億5,600万円の災害緊急援助を実施した。

● 分野別実績

(実績ベース、単位:億円)

分野	2012年度		2013年度	
	件数	金額	件数	金額
災害緊急援助	19	34.69	33	78.56
民主化支援	—	—	—	—
復興開発支援	—	—	—	—
合計	19	34.69	33	78.56

⑮ 食糧援助(KR)

1. 事業の目的等

自国の貧困削減を含む経済社会開発努力を実施している開発途上国に対し、食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物および役務の調達に必要な資金の贈与を行う。被援助国政府（機関）が、日本から贈与された資金を使用して、穀物などの食糧および役務を調達する。その際、調達代理機関が被援助国政府の代理人として調達を行う。いわゆる外貨支援としての性格も有し、経済社会開発努力を推進するために輸入する必要がある物品の輸入に充てられる。また、輸入物品の国内での売却等によって得られた現地内貨の収入を被援助国の経済社会開発事業のために使用することに

より、物品の輸入そのものに加え、一層の援助効果が得られる。

2. 事業の手続き

食糧不足に直面している開発途上国政府からの要請に基づき検討を行う。外務省は、その要請に関して事業の妥当性の検討を行う。妥当と考えられる案件については、事業の実施可能性などを確認するとともに、適正な援助規模の概算額を算定する。二国間で実施する場合、政府間で供与額・穀物等を規定した交換公文（E/N）を締結し、これに基づき、被援助国政府は、調達代理機関との間で契約を結び、調達代理機関が被援助国政府の代理人とし

て穀物などの食糧および役務を調達する（調達代理方式）。また、事業について、日本側と被援助国政府側とが密接に協議する場として「コミッティー」（被援助国政府、調達代理事務所、大使館等から成る委員会）を設置し、事業の進捗^{しんちよく}などを確認する。

3. 最近の実績

2013年度実績は、実施国数26か国、実施件数31件、供与総額は135億円であった。

● 地域別実績

(E/Nベース、単位:億円)

地域	2012年度			2013年度		
	件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア	14	73.00	37.92	8	36.50	27.04
中東・北アフリカ	7	50.00	25.97	3	43.50	32.22
サブサハラ・アフリカ	7	43.50	22.60	3	14.00	10.37
中南米	5	23.00	11.95	5	15.00	11.11
大洋州	—	—	—	7	11.00	8.15
欧州・中央アジア	2	3.00	1.56	5	15.00	11.11
合計	35	192.50	100.00	31	135.00	100.00

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

16 貧困農民支援(2KR)

1. 事業の目的等

開発途上国の食料自給を支援するために必要な生産物および役務の調達に必要な資金の贈与を行う。被援助国政府（機関）が、日本から贈与された資金を使用して、生産物および役務を調達する。その際、調達代理機関が被援助国政府の代理人として調達を行う。いわゆる外貨支援としての性格も有し、経済社会開発努力を推進するために輸入する必要がある物品の輸入に充てられる。また、輸入物品の国内での売却等によって得られた現地内貨の収入を被援助国の経済社会開発事業のために使用することにより、物品の輸入そのものに加え、一層の援助効果が得られる。国際機関を通じた支援の場合は、被援助国政府に見返り資金の積み立て義務はない。

2013年6月に行政事業公開プロセスにおいて「貧困農民支援」について検証が行われた結果、「抜本的改善」と評価され、本事業については2014年度から廃止することとした。

2. 事業の手続き

ノン・プロジェクト無償に準じた手続きにより実施する。国際機関と連携した支援を実施する場合は、国際機関が自らの制度で調達を行う（国際機関連携方式）。

3. 最近の実績

2013年度実績は、実施国数8か国、実施件数8件、供与総額は約27億円であった。

● 地域別実績

(E/Nベース、単位:億円)

地域	2012年度			2013年度		
	件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア	2	3.40	11.18	2	3.40	12.78
中東・北アフリカ	—	—	—	—	—	—
サブサハラ・アフリカ	7	27.00	88.82	5	20.20	75.94
中南米	—	—	—	1	3.00	11.28
大洋州	—	—	—	—	—	—
欧州・中央アジア	—	—	—	—	—	—
合計	9	30.40	100.00	8	26.60	100.00

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

第4節 技術協力

1 実績

図表23 政府全体の技術協力の地域・形態別実績(2013年)

地域	形態	総額		総人数		研修員受入		専門家派遣			調査団派遣			
		百万円	金額比(%)	人	人数比(%)	人	人数比(%)	百万円	人	人数比(%)	百万円	人	人数比(%)	百万円
アジア		73,848.2	26.94	42,765	43.57	15,121	49.74	8,671.0	14,145	70.23	22,936.6	5,249	59.61	18,240.9
中東・北アフリカ		17,954.0	6.55	4,698	4.79	2,428	7.99	2,680.2	890	4.42	5,353.5	609	6.92	2,552.3
サブサハラ・アフリカ		43,695.4	15.94	16,532	16.84	9,525	31.33	4,513.6	3,616	17.95	17,020.7	1,788	20.31	11,010.2
中南米		16,350.3	5.96	5,302	5.40	2,209	7.27	2,774.8	936	4.65	4,974.9	488	5.54	2,038.4
大洋州		4,253.6	1.55	1,306	1.33	457	1.50	622.0	317	1.57	1,505.3	115	1.31	559.0
欧州		2,187.2	0.80	614	0.63	253	0.83	344.6	188	0.93	547.4	52	0.59	830.4
複数地域にまたがる援助等		115,838.4	42.26	26,930	27.44	409	1.35	788.3	50	0.25	225.8	504	5.72	3,317.8
合計		274,127.2	100.00	98,147	100.00	30,402	100.00	20,394.4	20,142	100.00	52,564.2	8,805	100.00	38,549.1

地域	形態	協力隊派遣			留学生受入			調査研究その他等		JPO派遣	
		人	人数比(%)	百万円	人	人数比(%)	百万円	百万円	金額比(%)	人	百万円
アジア		1,125	28.62	2,785.4	7,125	20.47	8,560.9	12,653.3	9.19	—	—
中東・北アフリカ		240	6.11	677.0	531	1.53	888.4	5,802.6	4.21	—	—
サブサハラ・アフリカ		1,175	29.89	3,016.0	428	1.23	743.4	7,391.5	5.37	—	—
中南米		1,031	26.23	3,105.1	638	1.83	1,068.5	2,388.6	1.73	—	—
大洋州		353	8.98	1,105.3	64	0.18	99.2	362.8	0.26	—	—
欧州		7	0.18	22.	114	0.33	201.2	241.1	0.18	—	—
複数地域にまたがる援助等		—	—	256.1	25,899	74.42	1,733.2	108,867.7	79.06	68	649.6
合計		3,931	100.00	10,967.3	34,799	100.00	13,294.9	137,707.7	100.00	68	649.6

- *1 複数地域にまたがる援助等とは、各地域にまたがる調査団の派遣、行政経費、開発啓発費等、地域分類が不可能なもの。
- *2 卒業国向け援助を含む。
- *3 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- *4 地域分類は外務省地域分類による。

図表24 技術協力の地域・形態別実績 (JICA 2013年度実績)

地域別	形態	経費総額		研修員受入		専門家派遣		調査団派遣		協力隊派遣		その他ボランティア派遣		移住者事業等		機材供与		その他	
		千円	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	千円	%	千円	%
アジア		64,981,181	36.7	11,487 (11,023)	49.9 (49.6)	6,971 (6,362)	59.9 (61.4)	5,311 (5,229)	60.5 (60.7)	814 (327)	29.2 (30.2)	227 (85)	25.4 (25.2)	- (-)	- (-)	1,581,168	38.9	3,018,413	7.4
		41,895,503	23.6	7,119 (6,969)	30.9 (31.3)	2,637 (2,243)	22.6 (21.7)	1,773 (1,720)	20.2 (20.0)	1,033 (375)	37.1 (34.7)	56 (28)	6.3 (8.3)	- (-)	- (-)	1,330,230	32.7	1,732,193	4.3
中東・北アフリカ		10,333,205	5.8	1,703 (1,660)	7.4 (7.5)	509 (427)	4.4 (4.1)	475 (471)	5.4 (5.5)	167 (57)	6.0 (5.3)	53 (20)	5.9 (5.9)	- (-)	- (-)	323,966	8.0	729,780	1.8
		14,795,455	8.3	1,979 (1,873)	8.6 (8.4)	921 (796)	7.9 (7.7)	466 (456)	5.3 (5.3)	554 (250)	19.9 (23.1)	419 (149)	46.9 (44.2)	- (-)	- (-)	438,329	10.8	515,095	1.3
北米・中南米		4,219,674	2.4	433 (418)	1.9 (1.9)	320 (268)	2.7 (2.6)	110 (104)	1.3 (1.2)	218 (72)	7.8 (6.7)	91 (33)	10.2 (9.8)	- (-)	- (-)	39,712	1.0	86,173	0.2
		2,411,803	1.4	309 (297)	1.3 (1.3)	285 (263)	2.4 (2.5)	99 (99)	1.1 (1.1)	- (-)	- (-)	18 (9)	2.0 (2.7)	- (-)	- (-)	38,349	0.9	106,404	0.3
欧州		161,905	0.1	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	29 (13)	3.2 (3.9)	- (-)	- (-)	-	-	-	-
		38,474,928	21.7	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	548 (536)	6.2 (6.2)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	314,568	7.7	34,493,631	84.8
区分不能		177,273,654	100.0	23,030 (22,240)	100.0 (100.0)	11,643 (10,359)	100.0 (100.0)	8,782 (8,615)	100.0 (100.0)	2,786 (1,081)	100.0 (100.0)	893 (337)	100.0 (100.0)	- (-)	- (-)	4,066,322	100.0	40,681,689	100.0
		1,918,143,681	41.8	288,955	53.7	84,900	62.2	140,708	55.7	11,395	28.9	1,910	30.4	-	-	228,930,565	50.6	118,262,188	17.3
サハラ・アフリカ		730,394,198	15.9	113,493	21.1	16,115	11.8	36,194	14.3	12,686	32.2	276	4.4	-	-	57,146,723	12.6	48,522,913	7.1
		307,426,377	6.7	38,885	7.2	8,597	6.3	18,781	7.4	2,667	6.8	617	9.8	-	-	33,751,618	7.5	17,135,302	2.5
北米・中南米		799,282,908	17.4	66,623	12.4	19,143	14.0	36,017	14.3	8,547	21.7	2,660	42.3	73,011	99.4	99,500,645	22.0	47,857,816	7.0
		127,301,565	2.8	11,903	2.2	2,788	2.0	6,103	2.4	3,323	8.4	585	9.3	426	0.6	9,095,029	2.0	5,707,790	0.8
大洋州		114,854,419	2.5	12,924	2.4	3,208	2.4	7,830	3.1	617	1.6	68	1.1	-	-	12,316,016	2.7	4,403,295	0.6
		30,417,024	0.7	5,323	1.0	1,623	1.2	-	-	140	0.4	168	2.7	-	-	1,306,598	0.3	214,902	0.0
国際機関		555,795,664	12.1	1	0.0	124	0.1	7,085	2.8	-	-	-	-	-	10,754,860	2.4	441,699,235	64.6	
		4,583,615,836	100.0	538,107	100.0	136,498	100.0	252,718	100.0	39,375	100.0	6,284	100.0	73,437	100.0	452,802,054	100.0	683,803,441	100.0

*1 2013年度実績。欄上段は新規分と継続分の合計。下段()内は新規分。

*2 実績期なしは-(ハイフン)で表示。

*3 アフリカ・アジア・大洋州・中東・北アフリカ・欧州・国際機関に含まれる。

*4 青年海外協力隊の数は、1998年度までは青年海外協力隊員に日系ボランティアの派遣数を加えたもの、1999年度以降は青年海外協力隊員のみを派遣数となっており、これらを累積したものの。

図表25 技術協力の形態・分野別人数実績(JICA 2013年度実績)

(単位:人、%)

形態	分野	合計 人数	計画・行政		公共・公益事業			農林水産			鉱工業		エネルギー ギ	商業・ 貿易	商業・観光	人的資源	人的資源 科学・ 文化	保健・ 医療	社会 福祉	その 他
			開発 計画	行政	公益 事業	運輸 交通	社会 基盤	通信・ 放送	農業	畜産	林業	水産								
研修員受入 (構成比)		23,030 (22,240)	551 (549)	7,124 (7,018)	602 (597)	977 (947)	1,869 (1,834)	172 (172)	831 (828)	236 (209)	62 (62)	319 (319)	993 (982)	657 (645)	263 (263)	3,321 (2,961)	134 (87)	1,576 (1,564)	413 (402)	519 (516)
		1000 (1000)	24 (25)	309 (316)	26 (27)	42 (43)	81 (82)	07 (08)	36 (37)	10 (09)	03 (03)	14 (14)	43 (44)	29 (29)	11 (12)	144 (133)	06 (04)	68 (70)	18 (18)	23 (23)
専門家派遣 (構成比)		11,643 (10,359)	363 (251)	1,851 (1,703)	891 (853)	1,043 (957)	794 (747)	69 (62)	478 (432)	217 (192)	8 (7)	216 (208)	630 (605)	344 (307)	177 (171)	931 (818)	73 (68)	1,150 (1,027)	364 (338)	552 (333)
		1000 (1000)	31 (24)	159 (164)	77 (82)	90 (92)	68 (72)	06 (06)	41 (42)	19 (19)	01 (01)	19 (20)	54 (58)	30 (30)	15 (17)	80 (79)	06 (07)	99 (99)	31 (33)	47 (32)
調査団派遣 (構成比)		8,782 (8,615)	898 (889)	563 (548)	545 (542)	1,957 (1,920)	796 (789)	59 (59)	158 (157)	107 (107)	28 (28)	148 (148)	887 (872)	231 (220)	27 (27)	659 (651)	57 (57)	313 (304)	53 (53)	689 (679)
		1000 (1000)	102 (103)	64 (64)	62 (63)	223 (223)	91 (92)	07 (07)	03 (03)	18 (18)	12 (12)	03 (03)	17 (17)	101 (101)	26 (26)	03 (03)	75 (76)	06 (06)	06 (06)	78 (78)
協力隊派遣 (構成比)		2,786 (1,081)	123 (110)	215 (59)	14 (3)	- (-)	29 (7)	12 (5)	36 (14)	9 (-)	- (-)	64 (25)	- (-)	15 (9)	30 (14)	1,110 (501)	124 (43)	500 (170)	105 (32)	23 (-)
		1000 (1000)	44 (102)	77 (55)	05 (03)	- (-)	10 (06)	04 (05)	13 (13)	04 (06)	03 (-)	23 (23)	- (-)	05 (08)	11 (13)	398 (463)	45 (40)	179 (157)	38 (30)	08 (-)
移住者事業等 (構成比)		893 (337)	4 (3)	82 (28)	38 (12)	7 (3)	32 (6)	23 (3)	7 (4)	11 (2)	1 (-)	81 (34)	8 (4)	82 (24)	13 (5)	231 (92)	71 (43)	57 (24)	50 (15)	38 (14)
		1000 (1000)	04 (09)	92 (83)	43 (36)	08 (09)	36 (18)	26 (09)	08 (12)	03 (06)	01 (-)	91 (101)	09 (12)	92 (71)	15 (15)	259 (273)	80 (128)	64 (71)	56 (45)	43 (42)
移住者事業等 (構成比)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
研修員受入 (構成比)		538,107 (1000)	16,658 (31)	102,867 (191)	15,505 (29)	23,933 (44)	23,957 (45)	18,704 (35)	8,734 (16)	11,736 (22)	4,201 (08)	24,024 (45)	12,371 (23)	18,182 (34)	3,603 (07)	109,059 (203)	2,408 (04)	62,635 (116)	10,992 (20)	5,408 (10)
		1000 (1000)	4,535 (33)	15,852 (116)	5,453 (40)	10,811 (79)	7,665 (56)	3,598 (26)	2,732 (20)	5,358 (39)	1,967 (14)	5,756 (42)	3,652 (27)	2,557 (19)	851 (06)	13,922 (102)	1,758 (13)	21,140 (155)	5,779 (42)	2,743 (20)
専門家派遣 (構成比)		136,498 (1000)	4,535 (33)	15,852 (116)	5,453 (40)	10,811 (79)	7,665 (56)	3,598 (26)	2,732 (20)	5,358 (39)	1,967 (14)	5,756 (42)	3,652 (27)	2,557 (19)	851 (06)	13,922 (102)	1,758 (13)	21,140 (155)	5,779 (42)	2,743 (20)
		1000 (1000)	14,193 (56)	12,735 (50)	17,851 (71)	37,180 (147)	23,639 (94)	5,688 (23)	2,071 (08)	7,227 (29)	9,610 (38)	13,904 (55)	17,959 (71)	20,999 (08)	16,749 (07)	13,429 (53)	963 (04)	15,607 (62)	1,569 (06)	19,253 (76)
調査団派遣 (構成比)		252,718 (1000)	14,193 (56)	12,735 (50)	17,851 (71)	37,180 (147)	23,639 (94)	5,688 (23)	2,071 (08)	7,227 (29)	9,610 (38)	13,904 (55)	17,959 (71)	20,999 (08)	16,749 (07)	13,429 (53)	963 (04)	15,607 (62)	1,569 (06)	19,253 (76)
		1000 (1000)	215 (05)	3,521 (89)	192 (05)	191 (05)	1,792 (46)	730 (19)	5,643 (143)	1,144 (29)	506 (13)	26 (01)	3417 (87)	38 (01)	91 (02)	150 (04)	11,079 (281)	2,751 (70)	6,003 (152)	518 (13)
協力隊派遣 (構成比)		39,375 (1000)	215 (05)	3,521 (89)	192 (05)	191 (05)	1,792 (46)	730 (19)	5,643 (143)	1,144 (29)	506 (13)	26 (01)	3417 (87)	38 (01)	91 (02)	11,079 (281)	2,751 (70)	6,003 (152)	518 (13)	730 (19)
		1000 (1000)	107 (17)	607 (97)	173 (28)	126 (20)	284 (45)	147 (23)	401 (64)	66 (11)	24 (04)	18 (03)	894 (142)	64 (10)	514 (82)	103 (16)	1426 (227)	353 (56)	292 (46)	228 (36)
移住者事業等 (構成比)		73,437 (1000)	- (-)	96 (01)	5 (00)	2 (00)	33 (00)	80 (01)	608 (08)	29 (00)	1 (00)	292 (04)	7 (00)	100 (01)	18 (00)	217 (03)	11 (00)	56 (01)	10 (00)	71,864 (979)
		1000 (1000)	- (-)	96 (01)	5 (00)	2 (00)	33 (00)	80 (01)	608 (08)	29 (00)	1 (00)	292 (04)	7 (00)	100 (01)	18 (00)	217 (03)	11 (00)	56 (01)	10 (00)	71,864 (979)

*1 2013年度人数。欄上段は新規分と継続分の合計。下段()内は新規分。
*2 実績なしは-(/ハイフン)で表示。

2 事業の概要

① 研修員受入事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1954年

● 経緯・目的

1954年の日本のコロンボ・プラン加盟を契機として、日本最初の政府開発援助として発足、アジアからの研修員16名（二国間ベース）の受入れにより事業が開始された。開発途上国から、国づくりの担い手となる研修員を日本または開発途上国内で受け入れ、行政、農林水産、鉱工業、エネルギー、教育、保健・医療、運輸、通信等多岐にわたる分野の人材育成支援や課題解決に貢献することを目的とする事業である。

なお、日本の技術協力の成果の再移転・普及を目的とし、開発途上国内の研修員を招聘し当該開発途上国内で行う研修を「現地国内研修（第二国研修）」、周辺諸国の研修員を招聘して開発途上国で行う研修を「第三国研修」と称しており、それぞれ1993年度、1975年度から開始されている。

2. 事業の仕組み

● 概要

日本が開発途上国を対象に行っている、「人」を通じた技術協力の中でも最も基本的な形態の一つであり、日本国内で実施する本邦研修と、海外で行う現地国内研修（第二国研修）および第三国研修とに区分される。本邦研修は、グループごとに共通のカリキュラムで行われるもの（集団型研修）や、個々の研修要望に応じてそれぞれの研修内容を策定するもの（個別型研修）など、様々な実施形態がある。研修コースは、日本の海外における技術協力を補完することを目的とするものから、特定の国の人材育成ニーズに応えるためのものまで、開発途上国のニーズに合った研修カリキュラムを選択することができる。コース期間は、研修目的に応じた設定が可能であるが、通常は2週間から1年までである。研修は、JICAの国際センターを拠点として、関係省庁、地方自治体、大学、民間企業、NGOなどの協力・連携により実施される。

また、研修の本来の成果に加えて、本邦に滞在することにより日本の産業・文化等に触れ、お互いの考え方や行動様式を理解し合うことによって、国民相互の友好親

善に貢献することも目的としている。

● 審査・決定プロセス

開発途上国からの要請を踏まえ、外務省がJICAや関係省庁とともに検討し、各国からの年間受入人数、受入形態、受入コース名などを決定の上、日本の在外公館から毎年開発途上国政府窓口機関に通知する。その後、研修コースごとに開発途上国政府機関から要請された候補者の資格要件等を日本にて審査し、受入れを決定する。

現地国内研修および第三国研修についても開発途上国からの要請を踏まえ日本において検討・採択の上、日本の在外公館から採択案件を開発途上国政府窓口機関に通知する。

● 決定後の案件実施の仕組み

受入れ決定後は、相手国と実施のための国際約束を結ぶ。来日した研修員は、あらかじめJICAが設定した研修コース、または個々の要請内容に基づいて設定された研修内容のコースに参加する。

現地国内研修および第三国研修については、研修実施国がJICAの技術的・資金的協力を得て研修コースを策定し、参加者を募集・選考した上で実施する。

3. 最近の活動内容

● 概要

2013年度実績は次のとおり。

(1) 本邦研修

141か国・地域から11,525名の研修員を新規に受け入れ、前年度から継続の人数を合わせると、12,197名であった。

同年度に新規に受け入れた研修員を形態別に見ると、あらかじめ設定したコースの研修員や個別の要望による研修員を受け入れる一般技術研修が8,499名、途上国政府とコストシェアで実施する研修24名、日系人対象の研修112名、移住者またはその子弟を対象とした移住研修56名、地域の地方自治体やNGOとの連携による草の根技術協力事業地域提案型研修382名、将来の国づくりを担う青年層を対象にした青年研修1,025名、円借款事業関連の研修1,427名であった。

(2) 現地国内研修

日本の技術協力の成果を、開発途上国内で普及する

ことを促進するための研修として、現地国内研修を実施した（7,164名）。

(3) 第三国研修

開発途上国の中で、対象分野について比較優位のある国等に周辺の途上国から研修員を招いて研修を行う第三国研修を実施した（3,551名）。

● 地域別実績

(2013年度・新規人数) (単位:人)

地域	本邦研修員*1	現地国内研修員	第三国研修員	総計
アジア*2	6,190	3,908	925	11,023
中東・北アフリカ*2	733	—	927	1,660
サブサハラ・アフリカ	2,525	3,256	1,188	6,969
北米・中南米	1,399	—	474	1,873
大洋州	388	—	30	418
欧州*2	290	—	7	297
国際機関	—	—	—	—
合計	11,525	7,164	3,551	22,240

*1 本邦研修員は、移住研修員を含む。

*2 アフガニスタンはアジア地域、スーダンの中東・北アフリカ地域、トルコは欧州地域に含まれる。

● 分野別実績

(2013年度・新規人数)

(単位:人)

中分類名	本邦研修員*	現地国内研修員	第三国研修員	総計
開発計画	253	114	182	549
行政	2,743	3,686	589	7,018
公益事業	510	—	87	597
運輸交通	821	—	126	947
社会基盤	507	1,268	59	1,834
通信・放送	157	—	15	172
農業	1,134	514	501	2,149
畜産	105	—	31	136
林業	259	524	45	828
水産	140	—	69	209
鉱業	62	—	—	62
工業	301	—	18	319
エネルギー	522	—	460	982
商業・貿易	454	—	191	645
観光	234	—	29	263
人的資源	1,292	1,018	651	2,961
科学・文化	87	—	—	87
保健・医療	1,151	40	373	1,564
社会福祉	351	—	51	402
その他	442	—	74	516
合計	11,525	7,164	3,551	22,240

* 本邦研修員は、移住研修員を含む。

② 技術協力プロジェクト

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1957年「プロジェクト方式技術協力」として開始。その後2002年から「技術協力プロジェクト」として実施している。

● 目的

従来、開発途上国の人づくりを中心とする事業目的の達成のため、専門家派遣、研修員受入れ、機材供与の3つの投入を有機的に組み合わせながら、一つの協力事業（プロジェクト）として一定期間実施するプロジェクト方式技術協力が行われていた。

開発途上国のニーズが従来にも増して多様化している近年の状況を踏まえ、日本はこれまで以上に限られた資源を有効に活用し、成果重視の技術協力をを行うために、専門家派遣、研修員受入、機材供与等の投入要素の組合せや投入規模、協力期間を事業の目標・成果に応じて柔軟に選択できる技術協力プロジェクトを導入した。これ

により、相手国政府の広範なニーズにより容易に応じることができるようになっている。

2. 事業の仕組み

● 概要

技術協力プロジェクトは、開発途上国の経済社会の発展に寄与するため、特に、相手国の開発計画の対象分野において、要請に応じてJICAが相手国と共同で特定の目的、内容・範囲、期間を設定し、実施される事業である。また、相手国の経済社会開発に必要な人材の育成、研究開発、技術普及を通して相手国の組織体制を強化し、期待される開発効果を実現するために実施されるものである。なお、一定期間運営に関する協力を行った後、事業は開発途上国の運営に引き継がれていく。

プロジェクトでは、経済的自立・発展、人間の基本的ニーズの充足のための人づくり協力が中心となっているが、近年では、人づくりの基礎となる教育、感染症、人口・

エイズ、男女共同参画、環境等の地球規模の課題への協力にも重点を置いている。また、これらの協力には、相手国に適した技術開発、訓練、普及のための技術指導のみならず、移転された技術が確実に定着して、日本の協力終了後も相手国で独自にプロジェクトを実施していく自立的発展のための必要な組織、制度づくりも含まれている。

このため、プロジェクトの投入において重要な位置を占めるのが専門家派遣である。事業の実施に必要な技術やノウハウは、日本から派遣される専門家から相手国のプロジェクトの運営を担う管理者、技術者（カウンターパート）に移転されるが、その際、効果的な技術移転のために、お互いの文化、社会について相互理解を深め合うとともに、日本の技術をもとに現地に適合した技術を移転するといった視点を大切にしている。また、移転された技術を活用して、開発途上国が自らの力で課題に取り組んでいけるよう配慮をしている。

過去の日本の技術移転により、現地ニーズに的確に対応できる技術力を備えた開発途上国の人材等を、第三国専門家として他の途上国に派遣することもある。

研修員受入も技術移転の重要な投入要素であるが、これは、国または民間の研究機関、病院、試験場などで研修を行い、技術レベルの向上を図るものである。日本での研修は、特定の技術だけではなく、これを生み支えている社会・文化を理解できるような機会を提供している。また、日本の協力によって技術力を蓄えた国の機関等で周辺国の人材に対する研修を行い（第三国研修）、技術普及の効率化に努めている。

ほかにも、必要に応じて機材の供与や施設整備等の支援を行っている。

● 審査・決定プロセス

開発途上国の開発の現状、先方の要請内容・意図を踏まえ、外務省が関係省庁およびJICAとともに検討の上、実施案件を決定する。要請背景等、案件審査のための情報が不足している場合は、必要に応じて協力準備調査等の予備的な調査がJICAによって実施され、さらに案件実施の可否について検討が行われる。

● 決定後の案件実施の仕組み

協力実施が決定された後は、相手国に通知して実施のための国際約束を結ぶ。その後、JICAが派遣する詳細計画策定調査団またはJICA在外事務所と相手国関係機関が案件実施のための詳細な計画について協議を行い、その内容をまとめて討議議事録（R/D：Record of Discussion）

を作成し、協力の大枠を決定する。

3. 最近の活動内容

● 概要

2013年度の実績は、実施国数89か国・地域、実施件数552件であった。

● 主要な事業

(1) 社会基盤分野では、平和構築・復興支援、ジェンダー平等・貧困削減の推進等に係る支援を含め、基本的な基盤整備への協力として、運輸交通・情報通信インフラおよび都市開発、地域開発に係る分野の支援に取り組んでおり、40か国・地域において79件の協力事業を実施している。その例としては次のようなものがある。

アフガニスタン	カブール首都圏開発計画推進プロジェクト
カンボジア、ラオス、ベトナム	東メコン地域次世代航空保安システムへの移行に係る能力開発プロジェクト
フィジー	南太平洋大学ICTキャパシティビルディングプロジェクト
ブラジル	クリチバ市における土地区画整理実施能力向上プロジェクト
エジプト	大エジプト博物館保存修復センタープロジェクト
ミャンマー	鉄道安全性・サービス向上プロジェクト
ベトナム	ハノイ都市鉄道運営組織支援プロジェクト
フィリピン	バンサモロ包括的能力向上プロジェクト
ナイジェリア	女性の生活向上のための女性センター活性化支援プロジェクト フェーズ2

(2) 産業開発・公共政策分野では、民間セクター開発、資源・エネルギー開発、法・司法や行財政・金融の制度整備などを通じて開発途上国の持続的な成長を促進するとともに、民主的で公正な社会の実現に向けた支援を行っている。また「日本センター」事業にも取り組み、42か国・地域において118件の協力事業を実施している。その例としては次のようなものがある。

インドネシア	知的財産権保護強化プロジェクト
メキシコ	自動車産業基盤強化プロジェクト
エチオピア	品質・生産性向上(カイゼン)普及能力開発プロジェクト
モンゴル	日本人材開発センター・ビジネス人材育成プロジェクト
ベトナム	省エネルギー研修センター設立支援プロジェクト
ケニア	地熱開発のための能力向上プロジェクト
パキスタン	送変電維持管理研修能力強化支援プロジェクト

タンザニア	効率的な送配電システムのための能力開発プロジェクト
ベトナム	国会事務局能力向上プロジェクト
ネパール	平和構築・民主化促進のためのメディア能力強化プロジェクト
インドネシア	市民警察活動(POLMAS)全国展開プロジェクト
ブータン	地方行政支援プロジェクト フェーズ3
ケニア、タンザニア、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジ	東部アフリカ地域税関能力向上プロジェクト フェーズ2
ベトナム	通関電子化促進プロジェクト
ミャンマー	法整備支援プロジェクト

(3) 人間開発分野では、①教育（基礎教育、高等教育、産業技術教育・職業訓練）、②社会保障（障害と開発、社会保険、社会福祉、労働・雇用）、③保健医療（感染症対策、母子保健、保健システム、保健人材）の3分野に関する技術協力を展開している。これらの活動を通じて、開発途上国において、人間の安全保障が意味する「人間の生存、生活および尊厳を確保すること」を目指し、57か国・地域において136件の協力事業を実施している。具体例としては次のようなものがある。

カンボジア	前期中等理数科教育のための教師用指導書開発プロジェクト
ネパール	小学校運営改善支援プロジェクト（フェーズ2）
パラグアイ	地域と歩む学校づくり支援プロジェクト
ザンビア	授業実践能力強化プロジェクト
ザンビア	HIV/エイズケアサービス管理展開プロジェクト
ニジェール	住民参画型学校運営改善計画 フェーズ3
ブルキナファソ	初等教育・理数科現職教員研修改善プロジェクト フェーズ2
セネガル	母子保健サービス改善プロジェクト フェーズ2
アジア地域	アセアン工学系高等教育ネットワーク(AUN/SEED-Net)プロジェクト フェーズ3
エジプト	エジプト日本科学技術大学(E-JUST)プロジェクト フェーズ2
アフガニスタン	未来への架け橋・中核人材育成(PEACE)プロジェクト
マレーシア	マレーシア日本国際工科院(MJIIT)整備事業附帯プロジェクト
ルワンダ	トゥンバ高等技術専門学校強化支援プロジェクト
ケニア	コミュニティヘルス戦略強化プロジェクト

タンザニア	州保健行政システム強化プロジェクト フェーズ2
スーダン	フロントライン母子保健強化向上プロジェクト フェーズ2
ミャンマー	主要感染症対策プロジェクト フェーズ2
ベトナム	高危険度病原体に係るバイオセーフティ並びに実験室診断能力の向上と連携強化プロジェクト
アフガニスタン	結核対策プロジェクト フェーズ2
バングラデシュ	母性保護サービス強化プロジェクト フェーズ2
グアテマラ	ケツアルテナンゴ県、トトニカパン県、ソロラ県母とこどもの健康プロジェクト
タジキスタン	ハトロン州母子保健システム改善プロジェクト
ニカラグア	シャーガス病対策プロジェクト
大洋州地域	地域保健看護師のための「現場ニーズに基づく現任研修」強化プロジェクト
タイ	要援護高齢者等のための介護サービス開発プロジェクト
ミャンマー	社会福祉行政官育成プロジェクト フェーズ2
コンゴ民主共和国	国立職業訓練校能力強化プロジェクト
コンゴ民主共和国	保健人材開発支援プロジェクト フェーズ2

(4) 地球環境分野では、自然環境保全、環境管理、水と衛生、防災、気候変動対策の5つの課題に取り組んでいる。環境と調和の取れた開発を推進し持続可能な社会を実現するため、56か国・地域において107件の協力事業を実施している。2015年は国際社会にとって大きな節目であり、ポスト2015開発課題として、ミレニアム開発目標（MDGs）以降の枠組みの決定をはじめ、第3回国連防災世界会議の仙台での開催、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）での新たな枠組み決定が控えている。2015年に照準を合わせた取組もあわせ、具体例としては次のようなものがある。

ベトナム	北西部水源地域における持続可能な森林管理プロジェクト
イラン	アンザリ湿原環境管理プロジェクト フェーズ2
タイ	バンコク都気候変動マスタープラン(2013年-2023年)作成・実施能力向上プロジェクト
大洋州地域	大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト
ブラジル	E-wasteリバースロジスティクス改善プロジェクト
エジプト	ナイルデルタ地域上下水道公社運営維持管理能力向上プロジェクト

セネガル	タンバクンダ、ケドゥグ、マタム州 村落衛生改善プロジェクト
ミャンマー	自然災害早期警報システム構築プロ ジェクト
チリ	津波に強い地域づくり技術の向上に関 する研究

(5) 農村開発分野では、「農業・農村開発」および「水産」の2つの課題に関する技術協力を展開している。これら課題への積極的な対応は「人間の安全保障」、また、国連ミレニアム開発目標（MDGs）の目標1「極度の貧困と飢餓の撲滅」の達成に向けた重要な取組であり、57か国・地域において108件の協力事業を実施している。具体例としては次のようなものがある。

カンボジア	トンレサップ西部地域農業生産性向上 プロジェクト
ミャンマー	中央乾燥地における節水農業技術開発 プロジェクト
アフガニスタン	稲作振興支援プロジェクト
ボリビア	持続的農村開発のための実施体制整備 計画 フェーズ2
ウガンダ	コメ振興プロジェクト
ケニア	小規模園芸農民組織強化・振興ユニット プロジェクト
カリブ地域	カリブ地域における漁民と行政の共同 による漁業管理プロジェクト
ベナン	内水面養殖プロジェクト

● 分野別・地域別実施件数

2013年度

(単位:件)

分野 地域	社会 基盤	産業開発・ 公共政策	人間 開発	地球 環境	農村 開発	その他	合計
アジア	42	70	49	44	39	3	247
中東・北アフリカ	7	10	14	12	12	—	55
サブサハラアフリカ	20	28	54	27	35	—	164
中南米	4	8	15	15	19	—	61
大洋州	3	—	4	6	2	1	16
欧州	3	2	—	3	1	—	9
合計	79	118	136	107	108	4	552

*1 年度中にR/Dに基づき実施した案件の一覧。

*2 技術協力プロジェクト案件のみ対象(地球規模課題対応国際科学技術協力は含まない)。

4. より詳細な情報

● 書籍等

・「国際協力機構年報 資料編（国際協力機構編著）」等

● ウェブサイト

・JICA : <http://www.jica.go.jp>

③ 技術協力専門家派遣

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期・経緯

1954年、日本のコロンボ・プランへの加盟により政府ベースの技術協力の柱として発足した。1955年度に東南アジア地域に初めての専門家を派遣して以来、派遣地域は、1957年度には中東・アフリカ地域へ、1958年度には中南米地域へ、そして1960年度には北東アジア地域へと順次拡大された。

● 目的

相手国政府に対する高度な政策提言を随時行い、能力開発（キャパシティ・ディベロップメント）を支援することにより、開発効果を顕在化させることを目的としている。

2. 事業の仕組み

● 概要

各種分野の専門家は、開発途上国の受入機関（主とし

て中央政府または政府関係機関）に所属し、専門家が有する知識、知見、技術、経験を活かしながら、相手国の管理者、技術者（カウンターパート）に対し政策助言や特定の技術の移転を行っている。また、カウンターパートとともに現地適合技術や制度の開発、啓発や普及などの幅広い活動も行っている。

また、日本人の専門家派遣に加え、開発途上国（第三国）の人材を専門家として、他の開発途上国へ派遣することも行っている（第三国専門家派遣）。これは日本の実施する技術協力を補完的に支援し、あるいは、これまで日本がこの第三国で実施した技術協力の成果を周辺国に普及させ、南南協力への支援、ひいては援助実施主体の裾野を広げることを目的とする。

なお、国際機関を通じた国際機関専門家の派遣も行っている。

● 審査・決定プロセス

開発途上国から在外公館を通じて日本政府に対して正式文書によって提出された専門家派遣要請は、外務省が関係省庁およびJICAとともに検討、審査の上、採択、不採択を決定する。案件の審査・検討に当たっては、単に相手国の要請を個々に検討するだけでなく、相手国の開発課題を十分に把握し、どのような協力が最も適切か、というより総合的な観点から行っている。

● 決定後の案件実施の仕組み

協力が決定された後は、相手国に通知して実施のための国際約束を結ぶ。要請案件の実施が決まると、関係省庁あるいはJICAは要請分野、指導科目、派遣時期、期間に対応した専門家の選考を行い、派遣前研修を経て日本の費用負担により派遣している。

3. 最近の活動内容

● 活動の概要

2013年度は、計104か国・地域、計9,243名（新規・継続を含む）の専門家を派遣した。

● 主要な事業

主な事業としては、特定分野もしくは開発支援全般に対し助言を行う政策アドバイザーの派遣や、様々な開発課題に対する技術移転のための専門家派遣がある。

運輸交通分野では、キルギス共和国運輸通信省に道路行政アドバイザーを派遣し、同国の道路整備計画や予算システムの見直しに対し助言を行ったほか、ベトナム交通運輸省に都市鉄道行政アドバイザーを派遣し、日本の鉄道行政システムの知見・経験をもとに同国の鉄道行政について助言を行い、鉄道分野インフラシステム輸出に向けて情報収集・発信も行った。

都市開発分野では、マラウイ共和国に都市計画アドバイザーを派遣し、首都リロングウェ市の行政職員の都市計画策定に関する能力開発に協力を行った。

情報通信・放送分野では、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ、ペルーなどに地上波デジタル日本方式導入に係る専門家を派遣した。

平和構築分野では、アンゴラ国に地雷除去機の専門家を派遣し、実施機関である国家地雷除去院（INAD）に対し、現状および課題の分析とその解決に向けた研修計画策定等の指導・助言を行った。

ガバナンス分野では新憲法制定に向けて法整備を進めているネパールに、民法の立法化・普及支援のためのアドバイザーを派遣している。また、ミャンマーでは、貿

易円滑化の推進のための通関手続きの迅速化を図るため、通関および税関業務のアドバイザーを派遣しているほか、証券取引所開設に向けた証券監督機関の設立と組織のあり方を助言するアドバイザーを派遣している。

農業分野については、フィリピンに農業農村開発政策アドバイザーを派遣し、戦略的なアグリビジネス開発計画および投資計画の策定や日系企業進出等の支援に取り組んでいる。また、セネガルやコートジボワール等中西部アフリカに水産行政アドバイザーを派遣し、水産政策への助言および水産資源管理や養殖振興、バリューチェーン改善等の持続的な水産開発の支援を行っている。

教育分野では、ネパールやザンビアの教育省に教育政策アドバイザーを派遣し、同国の教育政策・制度改善に係る助言を行うとともに、日本の協力案件間および他ドナーとの連携促進を支援している。

保健分野については、ケニア、ガーナ、セネガル、ザンビア、ベナン、ブルンジ、コンゴ民主共和国、バングラデシュ等の保健省に専門家が配属され、中長期的な協力方針の策定、保健財政・保健情報を含む保健システムの強化に向けた政策レベルでの働きかけ、5Sを通じたマネジメント強化など、多角的な役割を果たしている。社会保障分野では、障害問題の主流化および障害者の社会参加促進を支援している（パキスタン、南アフリカ共和国、ヨルダン、ウズベキスタン）ほか、労働政策に関する助言（インドネシア）を行っている。

産業分野では、電力需給が逼迫するミャンマー・ヤンゴン市に生活環境改善のための電力アドバイザーを派遣し、配電計画や配電網の運用維持管理に係る技術移転をヤンゴン配電公社に対して実施し、計画的な維持管理や事故時復旧策の改善に貢献している。また、カンボジアには鉱物資源開発アドバイザーを派遣し、鉱業エネルギー省に対し中長期的に円滑かつ持続可能な資源開発が行われるための鉱業政策や技術情報等を提供し、採鉱・保安技術の指導を行った。そのほかにも、日本の関係機関と連携しつつ、探査、鉱床評価、採鉱、選鉱、保安、環境対策など幅広い分野を対象に、民間企業や大学も対象とした研修やセミナー等の実施を通して各種技術や制度の紹介を行った。

そのほか、ラオスには経済政策・投資促進アドバイザーを派遣し経済政策立案や投資関連の法整備に関する助言を行っているほか、タンザニアには産業開発アドバイザーを派遣し、貿易・投資・中小企業振興等を包括的に進めるための助言を実施している。

● 地域別実績

(単位:人)

年度	形態名	新規継続 区分	アジア	サブサハラ ・アフリカ	中東・ 北アフリカ	北米・ 中南米	大洋州	欧州	区分 不能 ^{*1}	総計
2012年度	技術協力プロジェクト 専門家	新規	3,051	1,603	361	337	128	119	—	5,599
		継続	403	272	47	69	21	9	—	821
		合計	3,454	1,875	408	406	149	128	—	6,420
	一般技術専門家	新規	94	105	19	48	8	18	—	292
		継続	46	44	6	20	5	2	—	123
		合計	140	149	25	68	13	20	—	415
	援助促進専門家	新規	1,109	200	58	115	5	—	—	1,487
		継続	124	39	19	13	3	—	—	198
		合計	1,233	239	77	128	8	—	—	1,685
	第三国専門家	新規	7	67	—	54	—	—	—	128
		継続	—	12	—	—	—	—	—	12
		合計	7	79	—	54	—	—	—	140
	在外技術研修講師	新規	40	2	10	11	1	1	—	65
		継続	—	—	—	—	—	—	—	—
		合計	40	2	10	11	1	1	—	65
	合計	新規	4,301	1,977	448	565	142	138	—	7,571
		継続	573	367	72	102	29	11	—	1,154
		合計	4,874	2,344	520	667	171	149	—	8,725
2013年度	技術協力プロジェクト 専門家	新規	3,238	1,762	299	375	200	209	—	6,083
		継続	328	197	30	42	19	10	—	626
		合計	3,566	1,959	329	417	219	219	—	6,709
	一般技術専門家	新規	85	117	22	72	15	12	—	323
		継続	46	39	5	13	4	4	—	111
		合計	131	156	27	85	19	16	—	434
	援助促進専門家	新規	1,407	163	82	141	7	32	—	1,832
		継続	105	26	12	4	—	—	—	147
		合計	1,512	189	94	145	7	32	—	1,979
	第三国専門家	新規	2	35	1	27	—	—	—	65
		継続	1	2	—	—	—	—	—	3
		合計	3	37	1	27	—	—	—	68
	在外技術研修講師	新規	23	—	13	17	—	—	—	53
		継続	—	—	—	—	—	—	—	—
		合計	23	—	13	17	—	—	—	53
	合計	新規	4,755	2,077	417	632	222	253	—	8,356
		継続	480	264	47	59	23	14	—	887
		合計	5,235	2,341	464	691	245	267	—	9,243

*1 区分不能:複数地域にまたがる援助等。

*2 実績なしは—(ハイフン)で表示。

*3 アフガニスタンはアジア地域、スーダンは中東・北アフリカ地域、トルコは欧州地域に含まれる。

● 専門家分野別人数の推移

(単位:人)

年度	形態 分類名	新規 継続 区分 合計	開 発 計 画	行 政	公 益 事 業	運 輸 交 通	社 会 基 盤	通 信 ・ 放 送	農 業	畜 産	林 業	水 産	鉱 業	工 業	エ ネ ル ギ ー	商 業 ・ 貿 易	観 光	人 的 資 源	科 学 ・ 文 化	保 健 ・ 医 療	社 会 福 祉	そ の 他	合 計
2012年度	技術協力プロジェクト 専門家	新規	210	1,046	310	594	419	34	636	19	285	127	—	115	310	172	58	533	50	639	38	4	5,599
		継続	24	114	18	46	51	4	162	7	46	13	—	12	12	22	4	121	1	135	29	—	821
		合計	234	1,160	328	640	470	38	798	26	331	140	—	127	322	194	62	654	51	774	67	4	6,420
	一般技術専門家	新規	21	42	13	13	21	16	25	5	2	6	6	14	19	23	3	17	3	30	12	1	292
		継続	19	12	2	4	4	2	20	—	6	10	2	2	1	8	1	11	2	10	6	1	123
		合計	40	54	15	17	25	18	45	5	8	16	8	16	20	31	4	28	5	40	18	2	415
	援助促進専門家	新規	26	230	138	323	123	—	171	—	49	1	—	12	165	49	36	6	77	9	—	72	1,487
継続		7	33	17	29	10	1	48	—	8	—	—	1	14	8	2	3	4	—	—	13	198	
合計		33	263	155	352	133	1	219	—	57	1	—	13	179	57	38	9	81	9	—	85	1,685	
第三国専門家	新規	—	10	—	6	2	—	24	—	9	3	—	—	—	—	—	8	—	59	7	—	128	
	継続	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	—	—	12	
	合計	—	10	—	6	2	—	29	—	9	3	—	—	—	—	—	8	—	66	7	—	140	
在外技術研修講師	新規	1	22	1	4	6	1	3	2	1	1	—	—	2	5	—	2	—	11	3	—	65	
	継続	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	合計	1	22	1	4	6	1	3	2	1	1	—	—	2	5	—	2	—	11	3	—	65	
合 計	新規	258	1,350	462	940	571	51	859	26	346	138	6	141	496	249	97	566	130	748	60	77	7,571	
	継続	50	159	37	79	65	7	235	7	60	23	2	15	27	38	7	135	7	152	35	14	1,154	
	合計	308	1,509	499	1,019	636	58	1,094	33	406	161	8	156	523	287	104	701	137	900	95	91	8,725	
2013年度	技術協力プロジェクト 専門家	新規	167	1,149	333	596	513	44	763	17	283	146	—	104	313	221	71	551	46	690	64	12	6,083
		継続	19	90	14	44	23	2	131	6	34	18	—	6	10	15	4	86	1	101	19	3	626
		合計	186	1,239	347	640	536	46	894	23	317	164	—	110	323	236	75	637	47	791	83	15	6,709
	一般技術専門家	新規	15	52	12	5	17	3	46	5	13	18	7	12	18	28	6	22	—	41	1	2	323
		継続	13	19	6	4	3	5	14	1	4	6	1	—	3	6	2	9	1	8	5	1	111
		合計	28	71	18	9	20	8	60	6	17	24	8	12	21	34	8	31	1	49	6	3	434
	援助促進専門家	新規	28	369	149	322	99	3	161	—	90	—	—	71	264	28	68	19	13	7	—	141	1,832
継続		6	22	8	30	9	—	35	—	7	1	—	1	9	8	—	6	3	1	—	1	147	
合計		34	391	157	352	108	3	196	—	97	1	—	72	273	36	68	25	16	8	—	142	1,979	
第三国専門家	新規	—	2	4	—	4	—	10	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	35	6	—	65	
	継続	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	3	
	合計	—	2	4	—	4	—	12	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	36	6	—	68	
在外技術研修講師	新規	1	15	1	—	9	—	3	1	—	2	—	1	2	4	—	—	—	6	4	4	53	
	継続	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	合計	1	15	1	—	9	—	3	1	—	2	—	1	2	4	—	—	—	6	4	4	53	
合 計	新規	211	1,587	499	923	642	50	983	23	386	166	7	188	597	281	145	596	59	779	75	159	8,356	
	継続	38	131	28	78	35	7	182	7	45	25	1	7	22	29	6	101	5	111	24	5	887	
	合計	249	1,718	527	1,001	677	57	1,165	30	431	191	8	195	619	310	151	697	64	890	99	164	9,243	

* 実績なしは—(ハイフン)で表示。

4. より詳細な情報

● ウェブサイト

・ JICA : <http://www.jica.go.jp>

④ 青年海外協力隊派遣事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1965年

● 経緯・目的

戦後、日本が国際社会の一員として対外経済協力を開始した後、国内においては開発途上国に対する協力への関心が高まっていった。このような状況の下、日本青年の自発的意思に基づく対外協力活動の実現を要求する声の高まりを背景に、技術を有する日本の青年を開発途上の国々に派遣し、相手国の人々と生活と労働を共にさせながら社会的、経済的發展に協力すると同時に、青年たちがこれら諸国との親善と相互理解を深め、広い国際的視野を涵養することを目的として青年海外協力隊が創設された。

2. 事業の仕組み

● 概要

青年海外協力隊事業は、相手国の要請に基づき、国内で募集選考した技術・技能を有する20歳～39歳までの日本の青年男女を訓練の上、相手国に派遣する事業である。1965年の発足以来、2013年度末までに85か国と派遣取り極め等を締結し、88か国に累計3万8,980名^(注1)を派遣した。当事業は、国民参加型の「顔の見える協力」の代表例として、内外から高い評価を得ている。実施はJICAが担当している。

● 隊員の派遣

青年海外協力隊員は、日本と相手国政府との間で派遣取り極め（交換公文による国際約束）が結ばれた国または青年海外協力隊派遣の内容が網羅された技術協力協定を締結した国に対し要望調査を行い、各相手国から具体的な要請書を受け取り、国内においてこれら要請に基づいて年2回募集・選考が行われる。派遣の形態には長期派遣、短期派遣の2種類がある。長期派遣の応募者は、面接、健康診断、語学試験等の2回の選考を経て合格が判定され、その後合格者は国際協力、任国事情、語学等を内容とする70日間の派遣前訓練を受けた上で、年4回に分けて原則2年間の任期で派遣される。職種は農林水産、保健衛生、教育文化等10分野で約200職種と多岐にわたる。一方、短期派遣は長期派遣と同様に面接、健康

診断、語学試験等の2回の選考を経て合格が判定され、合格者は2日間～5日間の派遣前研修を受けた上で、年4回に分けて原則1か月から1年未満の任期で派遣される。

3. 最近の活動内容

● 概要

2013年度には、72か国において2,786名の隊員が協力活動を行った。2014年3月末現在の派遣中隊員は70か国に1,679名である。

● 地域別実績

(単位:人)

年度	地域	新規	継続	合計	帰国
2012年度	アジア	284	600	884	397
	中東・北アフリカ	50	129	179	69
	サブサハラ・アフリカ	351	881	1,232	574
	中南米	185	374	559	255
	大洋州	78	209	287	141
	欧州	—	—	—	—
	合計	948	2,193	3,141	1,436
2013年度	アジア	327	487	814	303
	中東・北アフリカ	57	110	167	417
	サブサハラ・アフリカ	375	658	1,033	92
	中南米	250	304	554	83
	大洋州	72	146	218	214
	欧州	—	—	—	—
	合計	1,081	1,705	2,786	1,109

注1:1999年度までは青年海外協力隊員にボランティア調整員等を含めた数値、2000年度以降は青年海外協力隊員のみ数値を累積。

● 分野別実績

(単位:人)

年度	分類名	新規	継続	合計	帰国
2012年度	計画・行政	91	197	288	121
	公共・公益事業	22	41	63	23
	農林水産	190	415	605	282
	鉱工業	19	73	92	53
	エネルギー	—	—	—	—
	商業・観光	15	18	33	11
	人的資源	401	891	1,292	604
	保健・医療	164	411	575	245
	社会福祉	35	120	155	82
	その他	11	27	38	15
	合計	948	2,193	3,141	1,436
2013年度	計画・行政	171	169	340	109
	公共・公益事業	15	40	55	25
	農林水産	101	319	420	180
	鉱工業	25	39	64	22
	エネルギー	—	—	—	—
	商業・観光	23	22	45	11
	人的資源	544	691	1,235	509
	保健・医療	171	330	501	187
	社会福祉	31	72	103	51
	その他	—	23	23	15
	合計	1,081	1,705	2,786	1,109

新規、継続、帰国の分類方法

新規：2013年度中に新規に派遣された者

継続：①2012年度もしくはそれ以前に派遣された者で、2014年度もしくはそれ以降に帰国する予定の者、と②2012年度もしくはそれ以前に派遣された者で、2013年度中に帰国した者、との合計

帰国：上述継続の②、と2013年度に新規に派遣された者のうち、2013年度中に帰国した者、との合計

4. より詳細な情報

● 書籍等

・月刊「クロスロード」等

● ウェブサイト

・JICA：http://www.jica.go.jp

⑤ シニア海外ボランティア派遣事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

開発途上国での技術協力活動に関心を持つ中高年層の人々を対象として、1990年に「シニア協力専門家派遣事業」として創設。

● 経緯・目的

その後、日本国内でボランティアに対する関心が高まったこと、また、開発途上国からより豊かな職業経験、社会経験を持つ人材への要請が増加したことを受け、青年海外協力隊のシニア版というボランティア支援事業としての位置付けを明確にする必要が生じたため、1996年に名称を「シニア海外ボランティア」に変更し、現在に至っている。

同事業は、幅広い技術や豊かな経験を有する中高年者で、ボランティア精神に基づき開発途上国の技術協力要請に応え、発展に貢献しようとしている方々の活動をJICAが支援する国民参加型事業である。

2. 事業の仕組み

● 概要

シニア海外ボランティア派遣事業は、相手国からの要請に基づき、国内で募集・選考した技術技能を有する人で、派遣時に40歳から69歳までの中高年者を、訓練の上、相手国に派遣する事業である。1990年の発足以来、2013年度までに71か国に累計5,406名を派遣した。実施はJICAが担当している。

● ボランティアの派遣

実際の派遣に際しては、対象国の要望調査実施後、各相手国から受け取る具体的な要請書に基づいて、国内で募集・選考が行われる。派遣の形態には長期派遣、短期派遣の2種類がある。長期派遣は、年2回募集が行われ面接、健康診断、語学試験などの2回の選考を経て合否が判定される。合格者は、国際協力、任国事情、語学等を内容とする35日間の派遣前訓練を受けた上で1年または2年間の任期で派遣される。また、短期派遣は、長期派遣と同様に面接、健康診断、語学試験などの2回の選考を経て合否が判定される。合格者は2日間～最大5日間の研修を受けた上で、年4回に分けて原則1か月から1年未満の任期で派遣される。

3. 最近の活動内容

● 概要

2013年度には、65か国で新規・継続を合わせ720名のボランティアが協力活動を行った。2014年3月末現在派遣中のボランティアは59か国に461名である。

● 年齢別実績

2013年度に活動をしたボランティア（新規）の年齢別人数の比率は、60～64歳が最も多く41.8%となっている。

● 地域別実績

(単位:人)

年度	地域名	新規	継続	合計	帰国
2012年度	アジア	81	185	266	113
	中東・北アフリカ	14	37	51	15
	サブサハラ・アフリカ	24	34	58	23
	中南米	104	196	300	108
	大洋州	39	68	107	45
	欧州	2	9	11	2
	合計	264	529	793	306
2013年度	アジア	85	142	227	88
	中東・北アフリカ	20	33	53	19
	サブサハラ・アフリカ	28	28	56	19
	中南米	93	182	275	95
	大洋州	33	58	91	26
	欧州	9	9	18	12
	合計	268	452	720	259

● 分野別実績

(単位:人)

年度	分類名	新規	継続	合計	帰国
2012年度	計画・行政	34	52	86	31
	公共・公益事業	41	82	123	42
	農林水産	23	60	83	36
	鉱工業	34	59	93	42
	エネルギー	3	7	10	6
	商業・観光	35	71	106	37
	人的資源	48	135	183	75
	保健・医療	21	28	49	19
	社会福祉	18	19	37	14
	その他	7	16	23	4
	合計	264	529	793	306
2013年度	計画・行政	30	48	78	25
	公共・公益事業	24	76	100	46
	農林水産	27	44	71	22
	鉱工業	34	48	82	23
	エネルギー	4	4	8	1
	商業・観光	28	67	95	41
	人的資源	87	99	186	65
	保健・医療	21	28	49	12
	社会福祉	10	20	30	14
	その他	3	18	21	10
	合計	268	452	720	259

新規、継続、帰国の分類方法

新規：2013年度中に新規に派遣された者

継続：①2012年度もしくはそれ以前に派遣された者で、2014年度もしくはそれ以降に帰国する予定の者、と②2012年度もしくはそれ以前に派遣された者で、2013年度中に帰国した者、との合計

帰国：上述継続の②、と2013年度に新規に派遣された者のうち、2013年度中に帰国した者、との合計

● その他

2013年度に新たにフィリピン、ガボンが派遣国に変わった。

4. より詳細な情報

● 書籍等

・月刊誌「クロスロード」等

● ウェブサイト

・JICA：http://www.jica.go.jp

⑥ 開発計画調査型技術協力（開発調査）事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期・経緯

開発計画調査型技術協力は、2008年の新JICAの発足に伴い、協力準備調査（将来の協力案件〈資金協力等〉の形成を目的とする調査）が導入されたことにより、旧開発調査（注1）を以下3つの分類に整理したことで制度化されたもの。

- ①政策立案または公共事業計画策定支援（日本の資金協力を必ずしも想定しない）を目的とした「開発計画調査型技術協力」
- ②キャパシティ・ディベロップメント（能力向上）を目的とした「技術協力プロジェクト」
- ③将来の協力案件形成（主に資金協力）あるいは事前準備を目的とした「協力準備調査」

● 目的

開発途上国の政策立案や公共事業計画策定の支援を目的とし、あわせて調査の実施過程を通じ、相手国のカウンターパートに対し調査・分析手法や計画策定手法等の技術移転を図る。

2. 事業の仕組み

● 概要

開発計画調査型技術協力は、開発途上国の開発計画に対し、学識経験者やコンサルタント等から成る調査団を派遣して現地協議／調査（データ収集等）と現地／国内での分析作業の上、計画の策定・提言を行う。開発途上国は、開発計画調査型技術協力の結果に基づき、①提言内容を活用してセクター・地域開発、復旧・復興計画を策定する、②国際機関等からの資金調達により計画（プロジェクト）を実施する、③提言された組織改革、制度改革を行うこと等が期待されている。

主な事業の種類と内容は次のとおりである。

- (1) 政策立案または公共事業計画策定支援を目的としたマスタープラン調査（M/P）および政策支援調査
マスタープラン調査では、国全体または特定地域に関するセクター別の長期開発計画や特定地域の総合的な開発基本戦略を策定する（通常、15年～20年後を目標年次とする）。政策支援調査では、金融・財政改革、法制度整備、国営企業民営化等、市場経済化政策等の

計画策定を支援する。

- (2) 緊急支援調査

自然災害発生等に対して基礎インフラの復興等の迅速な支援を行う。

- (3) 先方政府ないし他のドナー（世界銀行・ADBほか）による事業化を想定したフィージビリティ調査（F/S）
個々のプロジェクトが技術的、経済的、社会的に、さらには環境等の側面から見て実行可能であるかを検証し、最適な事業計画を策定する。

- (4) その他（地形図作成、地下水調査等）の調査

● 審査・決定プロセス

日本の在外公館を通じて要請が提出された案件の中から、日本の援助政策および相手国の開発政策との整合性、プロジェクトの内容、効果について検討を行い、日本政府が実施案件を選定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施決定後は、JICAが実際の調査を行う。JICAは通常、専門家等から成る調査団を派遣して開発途上国の政府機関と調査内容等についての協議を行い、調査範囲、内容、方法を定めた実施細則を署名・交換する。その後、JICAを選定したコンサルタント等が実施細則に基づく調査を開発途上国側実施期間と協力して実施し、提言内容等に関する調査報告書を開発途上国側に提出する。

3. 分野別・地域別実施件数（2013年度）

（単位：件）

分野 地域	社会 基盤	産業開発・ 公共政策	人間 開発	地球 環境	農村 開発	その他	合計
アジア	16	3	—	8	4	—	31
中東北アフリカ	2	1	—	2	2	—	7
サブサハラアフリカ	14	7	—	14	11	1	47
中南米	2	—	—	1	—	—	3
大洋州	—	2	—	1	—	—	3
欧州	1	—	—	1	—	—	2
合計	35	13	—	27	17	1	93

* 経済産業省からの受託費による案件を含む。

4. より詳細な情報

● ウェブサイト

・ JICA : <http://www.jica.go.jp>

注1：旧開発調査は1962年に海外技術協力事業団（現独立行政法人国際協力機構）が設立された後に外務省の委託調査を引き継ぎ、さらに通商産業省から海外開発計画調査が委託され、政府ベースによる技術協力の一環として形成された。

⑦ 国民参加協力推進事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2002年度に、草の根技術協力事業を創設するとともに、従来の国民参加型協力関連事業を整理統合した。

● 経緯・目的

国民参加型の協力を促進する上で、国際協力への理解と参加を促し、地域の持つ経験やノウハウを活かした国際協力を拡充するべく、市民参加協力支援事業として、国民に対する様々な情報提供と啓発活動を実施している。

2. 事業の仕組み

● 概要

(1) 開発教育支援

子どもから大人まで、国民一人ひとりが開発・環境・平和などの地球規模の問題に関心を持ち、また考える機会を提供するため、開発教育支援事業を実施している。また、これまで国際協力の経験がなかった団体・個人に対して、国際協力への参加を支援するとともに、国際協力に参加しやすい環境を整備することに主眼を置き、国際協力経験者による体験談を含むセミナー・ワークショップなどを通じた情報提供や啓発を行っている。

具体的事業としては次のとおり。

- ・国際協力出前講座
- ・国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト
- ・グローバル教育コンクール
- ・国際協力レポーター
- ・教師海外研修
- ・開発教育指導者研修
- ・JICA施設訪問
- ・国際協力実体験プログラム
- ・市民向けイベントセミナー
- ・グローバルフェスタJAPAN (外務省、JICA、JANIC〈国際協力NGOセンター〉による共催)

(2) 連携・研修

開発途上国側の多様化するニーズに対応し、草の根レベルに届く協力を実施するためにも、NGO、自治体、大学等と、相互の人材や知見を活かした事業の促進、連携を深めるための取組を行っている。また、組織の運営や活動の充実強化のために、研修などの機会を提

供し、活動の支援を行っている。

具体的事業としては次のとおり。

〈対話〉

- ・NGO-JICA協議会

〈NGO活動支援〉

- ・NGO-JICAジャパンデスク
NGOが開発途上国で活動を行う際の情報提供や、NGOとJICAの連携促進を行っている。
- ・NGO海外プロジェクト強化のためのアドバイザー派遣
- ・NGO組織強化のためのアドバイザー派遣

〈NGO向け研修〉

- ・組織力アップ！NGO人材育成研修
- ・国際協力担当者のためのPCMを活用したプロジェクト運営基礎セミナー（2011年度に「NGO、地方自治体、大学等における国際協力担当者のためのPCM研修」から改称）

〈地方自治体支援プログラム〉

- ・省庁・自治体職員等のための国際協力基礎研修

(3) 国際協力推進員

自治体が実施する国際協力事業の活動拠点に配置され、広報および啓発活動の推進、自治体の国際協力事業との連携促進、JICA事業への支援を行い、国際協力に関心を持つ地域の自治体、NGO、市民などからの様々な相談に応じている。推進員の活動により、地域での経験やノウハウを活かして国際協力への一歩を踏み出す自治体やNGOも出ている。

(4) 草の根技術協力事業

草の根技術協力事業には、団体の規模や種類に応じて、次の3つのメニューがある。

ア 草の根パートナー型

開発途上国への支援について、一定の実績があるNGOや大学などの団体が、これまでの活動を通じて蓄積した経験や技術に基づいて提案する国際協力活動を支援するもの。

事業規模は5年以内で1億円以内。

イ 草の根協力支援型

開発途上国への支援実績が少ないものの、団体のアイデアや国内での活動実績を活かしてNGO等の団体が行う国際協力活動を支援するもの。

事業規模は3年以内で2,500万円以内。

ウ 地域提案型

地方自治体からの事業提案によって、日本の地域社会が持つノウハウ・経験を活かしながら、開発途上国での技術指導や現地からの研修員の受入れを通して、開発途上国の人々や地域の発展に貢献する協力活動を支援するもの。

事業規模は3年以内で3,000万円以内。

● 審査・決定プロセス

前述(4)のプロセスは次のとおり。

ア 草の根パートナー型

事業提案書をJICA国内機関で受け付けて、関係機関および外部有識者等からのコメントを踏まえ、年2回選考を実施。

イ 草の根協力支援型

事業提案書をJICA国内機関で受け付け、関係機関および外部有識者等からのコメントを踏まえ、年2回選考を実施。

ウ 地域提案型

事業提案をJICA国内機関で受け付け、年1回選考を実施。

● 決定後の案件実施の仕組み

草の根技術協力事業では提案案件が正式に採択となり、活動の実施に移るのは、協力対象国からその協力についての了承が取り付けられ、提案団体と事業委託契約が締結された時点となる。

3. 最近の活動内容

2013年度実績は次のとおり。

- (1) 国際協力出前講座（JICA）：2,138件／20万9,842名
中学生・高校生エッセイコンテスト：応募総数7万3,253点
グローバル教育コンクール：253件（写真部門178件、グローバル教育取組部門75件）
教師海外研修：19コース／165名
開発教育指導者研修：206件／11,798名
JICA施設訪問：1,344件
国際協力（ODA）実体験プログラム：29件／944名
グローバルフェスタJAPAN：来場者数77,542人
- (2) 連携・研修
〈対話〉
・NGO-JICA協議会：4回
〈NGO活動支援〉
・NGO-JICAジャパンデスク：20か国

- ・NGO海外プロジェクト強化のためのアドバイザー派遣：2013年度3件

- ・NGO組織強化のためのアドバイザー派遣：2013年度10件

〈NGO向け研修〉

- ・組織力アップ！NGO人材育成研修：2013年度6名

- ・NGO、地方自治体、大学等国际協力担当者のためのPCM研修：2013年度376名

(3) 草の根技術協力事業

ア 草の根パートナー型

2013年度は、96件実施（うち新規案件23件）。

イ 草の根協力支援型

2013年度は、31件実施（うち新規案件6件）。

ウ 地域提案型

2013年度は、69件実施（うち新規案件16件）。

主な事業概要と実績

災害援助等協力事業(国際緊急援助) 注:ただし、緊急無償資金協力を除く

1. 事業(国際緊急援助隊)の開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

1987年9月、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」の施行により国際緊急援助隊が創設。

● 経緯・目的

海外の災害救援活動を行う人員を迅速に派遣する体制が必要であるとの認識の下、外務省は関係省庁ほか国内の病院、医療団体の協力を得て、海外の災害に医療チームを迅速に派遣するシステムを作ることとし、1982年、国際救急医療チーム(JMTDR: Japan Medical Team for Disaster Relief)を設立した。

その後、1985年のメキシコ地震等に対する援助の経験から、医療関係者のほかに救助、災害復旧の専門家を含む、より総合的な国際緊急援助体制の整備が必要であるとの認識が深まり、1987年9月、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」が国際協力の推進に寄与することを目的として施行された。

さらに、1992年6月には、国際緊急援助体制の一層の充実を図るため、自衛隊の技能、経験、組織的な機能を国際緊急援助活動に活用することを可能にする同法の改正が行われた。

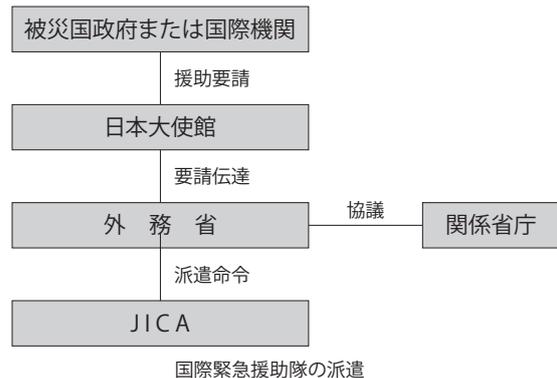
2. 事業の仕組み

● 国際緊急援助隊の概要

国際緊急援助隊には、被災者の捜索・救助活動を行う救助チーム、医療活動(防疫活動を含む)を行う医療チーム、災害応急対策および災害復旧のための活動等を行う専門家チーム、ならびに特に必要な場合に派遣される自衛隊の部隊がある。

● 審査・決定のプロセス

海外で大規模な災害が発生し、被災国政府等から日本に対して援助要請があった場合、要請の内容、災害の規模・種類等に応じて緊急援助の内容、規模について検討を行い、関係行政機関等との協議を経て決定する。援助要請から決定までのプロセスの例は次のとおり。



3. 最近の活動内容

● 2013年度の主な実施案件の概要

(1) フィリピン台風被害に対する緊急援助

2013年11月8日、大型台風ハイヤンがフィリピン中部を通過し、被災者1,600万人以上、死者6,000人以上、負傷者27,000人以上、行方不明者1,700人以上、倒壊家屋は110万棟以上という甚大な被害をもたらした。

これに対し、日本政府は、フィリピン共和国政府からの要請を受け、国際緊急援助隊として、医療チーム(1~3次隊)、専門家チーム(早期復旧、油防除)に加え、自衛隊部隊(医療・防疫、輸送活動等)を派遣したほか、6,000万円相当の緊急援助物資の供与を実施した。

(2) マレーシア航空機の情報不明事案に対する緊急援助

2014年3月8日、乗客・乗員239人を乗せたクアラルンプール発北京行きのマレーシア航空370便は、クアラルンプール国際空港を離陸した後、マレー半島の東部沖で消息不明となった。これに対し、日本政府は、マレーシア政府からの要請を受け、国際緊急援助隊として、海上保安庁ガルフストリームV1機、海上自衛隊P-3C哨戒機2機、航空自衛隊C-130H輸送機2機を派遣し、捜索救助活動を実施した。

● 実績

年度	国際緊急援助隊の派遣	緊急援助物資の供与
2011年度	<ul style="list-style-type: none"> ロシア連邦ノヴォロシコフ地方における石油精製工場火災事故(専門家チーム) タイにおける洪水被害(専門家チーム) 	19件 (4億300万円相当)
2012年度	なし	17件 (3億4,500万円相当)
2013年度	<ul style="list-style-type: none"> フィリピン中部における台風被害(医療チーム、専門家チーム〈早期復旧、油防除〉、自衛隊部隊〈医療・防疫、輸送活動等〉) マレーシア航空機の情報不明事案(捜索救助チーム、自衛隊部隊) 	16件 (2億9,800万円相当)

4. 緊急援助物資の供与

海外での災害発生後、日本に対して支援要請があった場合、緊急性やニーズ等につき検討の上、被害者の当面の生活を支援するために必要な物資を供与する。供与に備え、JICAはテント、毛布等の物資を海外（シンガポール、ドバイ、アクラ等）6か所の倉庫に備蓄している。

5月のケニアにおける洪水被害や10月のフィリピンにおける地震被害など合計16件、総額約2億9,800万円相当の緊急援助物資供与を行った。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

- ・外務省・国際緊急援助：
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jindo/jindoushien2_3.html
- ・JICA国際緊急援助：
<http://www.jica.go.jp/jdr>

1 実績

図表26 / 2013年度地域・国別日本NGO連携無償資金協力

(単位:円)

国・地域名	G/C 締結日	案件名	分野	G/C 締結額
東アジア地域				
インドネシア	2014年 2月 7日	南スラウェシ州シンジャイ県における酪農技術向上支援事業(フェーズ2)	農林業 (重点課題)	16,138,010
カンボジア	2013年 7月12日	コンポントム州母子保健改善に向けた健康な村づくり事業 フェーズIII	医療・保健 (重点課題)	10,320,356
	2013年 9月 6日	2013年度バットアンバン州における地雷処理促進事業	地雷関係 (重点課題)	64,921,040
	2013年10月17日	2013年度北中部州における不発弾処理促進事業(第3期)	地雷関係 (重点課題)	56,355,812
	2013年11月29日	カンボジア農村地域における地域学習センター普及事業	教育・人づくり (重点課題)	15,494,966
	2014年 3月 7日	スバイリエン州農産物組合(SAC)の持続的な経営体制の確立を通じた、農村における貧困削減事業フェーズII	農林業 (重点課題)	22,389,034
	2014年 3月 7日	コンポンチュナン州農村開発事業	農林業 (重点課題)	28,565,356
	2014年 3月 7日	カンポット州小中学校整備事業	教育・人づくり (重点課題)	11,869,500
	2014年 3月 7日	プレイヴェン州ピアレン医療圏結核診断体制強化プロジェクト	医療・保健 (重点課題)	22,322,204
タイ	2013年 7月31日	チェンマイ県青少年へのHIV/AIDS予防教育事業	医療・保健 (重点課題)	10,864,988
中国	2013年 7月29日	汚水処理支援等による農民の生活改善事業(第三期)	環境	49,425,626
東ティモール	2013年 8月28日	エルメラ県およびリキサ県におけるコーヒーの生産性向上事業	農林業 (重点課題)	13,957,548
	2013年 8月28日	山間部農民の生計向上事業(2年次)	農林業 (重点課題)	18,874,842
	2013年12月 9日	エルメラ県、ディリ県の初等教育課程における保健教育推進プロジェクト	医療・保健 (重点課題)	25,072,402
	2014年 2月28日	ボボナロ県における水・衛生環境改善事業	水 (重点課題)	46,114,012
フィリピン	2013年11月22日	ミンダナオ島紛争地ピキットにおける教育を通じた平和構築事業(フェーズ3)	平和構築 (重点課題)	45,686,136
	2013年11月29日	中古養蚕具及び機織り機供与計画	農林業	2,567,750
	2014年 2月 7日	ヌエバ・ビスカヤ州における有機・減農薬農産物の生産を通じた貧困農民の生計向上支援	農林業 (重点課題)	21,749,188
	2014年 2月10日	ミンダナオ島先住民族の子どもたちの地域開発プロジェクト	農林業 (重点課題)	17,075,680
ベトナム	2013年 8月15日	ベトナム北部3省の赤十字支部に対する障害児用中古車椅子供与計画	医療・保健	2,078,046
	2013年11月25日	持続的農業の実践による貧困世帯の生計改善事業	農林業 (重点課題)	9,047,060

*G/C: 贈与契約

(単位:円)

国・地域名	G/C 締結日	案件名	分野	G/C 締結額	
ベトナム	2013年12月11日	クアンナム省沿岸地域における学校と地域での防災推進事業	教育・人づくり (重点課題)	18,034,014	
	2013年12月11日	北部・中部3省における少数民族の初等教育改善事業	教育・人づくり (重点課題)	42,387,768	
	2013年12月25日	クアンナム省山岳地域における食糧生産支援事業	農林業 (重点課題)	12,235,056	
	2014年 2月10日	ディエンビエン省における妊産婦・新生児の健康改善事業(第2期)	医療・保健 (重点課題)	37,360,184	
	2014年 2月26日	ドンナイ省、ラムドン省小学校のインクルージョン教育研修システムの構築事業	教育・人づくり (重点課題)	8,313,488	
	2014年 3月 5日	最貧困層のための地域の食料確保と栄養改善事業(第2期)	医療・保健 (重点課題)	36,707,464	
	2014年 3月12日	母子健康に影響する感染症の予防を目的とした地方予防センターの保健、衛生従事者を中心とした人材教育(3年次)	医療・保健 (重点課題)	29,872,846	
ミャンマー	2013年 7月 2日	シャン州コーカン自治地域における基礎母子保健システム構築支援プロジェクト(フェーズ1)	医療・保健 (重点課題)	49,118,790	
	2013年 9月24日	南部デルタ地帯における情報伝達システムを活用した地域住民の生活環境改善事業	その他 (重点課題)	30,630,794	
	2013年10月 7日	マンピャササナイエッタ僧院附属小学校建設計画	教育・人づくり	9,407,555	
	2013年10月11日	住民グループの未舗装道路整備能力強化による農道改善事業	通信・運輸 (重点課題)	39,031,576	
	2013年11月 1日	カレン州パアン市における職業訓練学校運営事業	教育・人づくり (重点課題)	59,864,592	
	2013年11月 1日	シャン州インレー湖水上生活者の飲料水・衛生環境の改善事業	水 (重点課題)	63,099,077	
	2013年12月 5日	ミャンマー少数民族民生支援農業プロジェクト(第1期)	農林業 (重点課題)	95,715,713	
	2014年 1月23日	シャン州ナムトゥ郡における健康希求行動改善プロジェクト(フェーズ2)	医療・保健 (重点課題)	40,791,012	
	2014年 2月18日	マグウェ地域パコク郡西部における「Healthy Village」プロジェクト(フェーズ3)	医療・保健 (重点課題)	66,140,594	
	2014年 2月18日	マンダレー地域メティラタウンシップにおけるマイクロクレジット原資事業	その他	5,031,984	
	2014年 2月20日	ヤンゴン地域における障がい者のための就労・就学促進事業(第3期)	教育・人づくり (重点課題)	37,469,730	
	2014年 2月20日	マグウェ地域における新規深井戸建設および既存井戸修繕による生活用水供給事業	水 (重点課題)	58,116,912	
	2014年 2月25日	ミャンマー国民の人材能力向上のための民主主義教育の普及	教育・人づくり (重点課題)	18,979,289	
	2014年 2月28日	農村開発の為の人材育成拠点の整備並びにマグウェ地域生計向上プロジェクト	農林業 (重点課題)	37,007,632	
	2014年 3月 3日	シャン州コーカン自治地域におけるソンカン地域保健センター整備事業	医療・保健 (重点課題)	20,528,276	
	2014年 3月 3日	母と子のための地域に根ざした総合的な母子保健事業(第3期)	医療・保健 (重点課題)	99,204,629	
	モンゴル	2013年 9月 5日	子どもにやさしい幼稚園推進プロジェクト(フェーズ3)	教育・人づくり	38,534,424
		2014年 3月 6日	中等理科教育の質の向上プロジェクト(第3期)	教育・人づくり	15,883,728
ラオス	2013年 5月27日	ラオス障害者就労支援事業	教育・人づくり (重点課題)	15,883,728	
	2013年 5月29日	郡病院・保健センターの小児医療保健スタッフ育成および住民による小児医療保健サービス利用促進プロジェクト	医療・保健 (重点課題)	18,389,320	

(単位:円)

国・地域名	G/C 締結日	案件名	分野	G/C 締結額
ラオス	2013年 6月13日	シェンクワン県におけるクラスター爆弾を含む不発弾被害者支援事業(第3期)	地雷関係 (重点課題)	24,351,950
	2013年 8月 1日	ビエンチャン県フォン・ホン地区における看護師及び看護学校学生を介した歯科口腔保健サービスの構築	医療・保健 (重点課題)	26,072,966
	2013年 8月 2日	チャンパサック県パクソン郡等における不発弾処理事業	地雷関係 (重点課題)	70,530,496
	2013年 8月 2日	アッタプー県における不発弾処理促進事業(第3次)	地雷関係	44,511,158
	2013年10月23日	女性・青少年の収入向上のための職業訓練プロジェクト(第3年次)	教育・人づくり (重点課題)	9,805,724
	2013年11月25日	森林保全と農業農村開発活動による食料確保プロジェクト	農林業 (重点課題)	10,288,868
南アジア地域				
インド	2013年11月 7日	労働組合主導による労働環境改善事業	教育・人づくり	15,628,406
	2014年 3月10日	ビハール州における村落開発事業(第2期)	教育・人づくり (重点課題)	32,448,731
スリランカ	2013年 8月30日	ムライティブ県コミュニティ再建及び帰還漁民の生計向上事業	その他 (重点課題)	23,241,424
	2014年 2月13日	コミュニティにおける防災能力強化事業	その他 (重点課題)	23,862,410
	2014年 2月21日	ムライティブ県およびキリノッチ県における帰還民生計回復・コミュニティ強化支援事業	農林業 (重点課題)	44,550,600
	2014年 3月 3日	トリンコマレ県農民組合による市場アクセス向上支援事業	農林業 (重点課題)	53,697,904
ネパール	2013年 5月30日	ルパンデヒ郡4行政村における住民能力強化を通じた母子保健増進事業(第2期)	医療・保健 (重点課題)	33,602,944
	2013年 8月 5日	シンズリ郡丘陵地域における環境調和型農業を通じた農民の生計向上支援事業(2ヶ年)	農林業 (重点課題)	21,357,064
	2014年 2月10日	カトマンズの住民によるバグマティ川の汚染防止を通じた生活環境改善プロジェクト	水 (重点課題)	11,933,624
	2014年 2月21日	カトマンズ盆地におけるレストラン児童労働の予防と削減プロジェクト(第3年次)	その他 (重点課題)	7,998,854
	2014年 2月21日	カルパチョウク行政村におけるコミュニティ能力強化プロジェクト(フェーズ1)	教育・人づくり (重点課題)	11,979,872
パキスタン	2014年 3月 3日	アーザード・ジャンムー・カシ米尔(AJK)地域における教育環境整備・向上を通じた学校教育強化事業	教育・人づくり (重点課題)	89,243,690
バングラデシュ	2013年12月12日	ピロジプール県における女性のエンパワメント事業(2ヶ年)	教育・人づくり (重点課題)	23,515,259
	2014年 2月17日	住民主体の災害リスク軽減プロジェクト(第2年次)	その他 (重点課題)	12,648,149
	2014年 2月17日	ジョソール県非感染性疾患リスク低減事業(第2期)	医療・保健 (重点課題)	22,598,919
中央アジア・コーカサス地域				
タジキスタン	2014年 1月29日	ドゥシャンベ市における障がい児のためのインクルーシブ教育推進事業	医療・保健	26,982,920
中東・北アフリカ地域				
アフガニスタン	2014年 2月10日	東部ナンガルハル県における医療と住民主体の地域保健事業(第1期)	医療・保健 (重点課題)	54,756,430
	2014年 2月28日	アフガニスタン市民社会の能力強化事業(第2期)	教育・人づくり (重点課題)	55,753,255
イラク	2013年 5月24日	イラク北部小学校改築事業および学校運営能力向上トレーニング事業	教育・人づくり (重点課題)	99,999,986
	2013年 7月 3日	イラク南部バスラ県におけるコミュニティ参画型学校修復・運営改善事業(重点課題第3期)	教育・人づくり (重点課題)	72,218,199

(単位:円)

国・地域名	G/C 締結日	案件名	分野	G/C 締結額
イラク	2013年12月19日	イラク中部・北部の小中学校における衛生促進および衛生環境改善事業	教育・人づくり	68,072,118
	2013年12月25日	シリア難民妊産婦支援	医療・保健	17,811,963
イラン	2014年 2月18日	アフガニスタン難民及びイラン人貧困層のための「職業訓練センター」設立・運営事業(第2期)	教育・人づくり (重点課題)	41,446,194
パレスチナ 自治区	2013年 9月 3日	東エルサレムにおける学校・地域保健事業(第2期)	医療・保健 (重点課題)	24,446,988
	2013年12月 9日	ガザ地区における聴力障がい児童及び危険地帯居住児童に対する心理社会的ケア事業	医療・保健	20,889,992
	2014年 1月15日	パレスチナ西岸地区ジェニン県における有機農法促進を通じた貧困削減事業(フェーズ2)	農林業 (重点課題)	35,442,778
	2014年 2月 5日	パレスチナ自治区西岸地域における子ども・青少年育成事業(第3期)	教育・人づくり (重点課題)	23,763,764
	2014年 2月20日	ヘブロン青少年の心理的ケアのための教育的市民社会ネットワーク拡充事業(第3期)	教育・人づくり (重点課題)	22,910,964
サブサハラ・アフリカ地域				
アンゴラ	2013年 5月29日	平成25年度ベンゴ州における地雷処理・地域復興支援事業	地雷関係 (重点課題)	97,379,968
エチオピア	2013年 6月25日	ジマ市のチェシャ財団障害者支援センターに対する障害児用中古車椅子供与計画	医療・保健	2,220,221
ガーナ	2013年12月18日	イースタン州コウ・イースト郡ヴォルタ川地区リプロダクティブ・ヘルス向上プロジェクト(第3フェーズ)	医療・保健 (重点課題)	61,183,163
ケニア	2013年11月12日	農民組織の持続的な活性化に向けた「土のう工法」を用いた農道整備事業(第3フェーズ)	通信・運輸 (重点課題)	35,880,248
	2013年12月25日	ダダーブ難民キャンプにおける仮設住宅建設事業	その他	47,921,573
	2014年 1月10日	ガリッサ県公立小学校における水衛生環境改善事業	水 (重点課題)	42,000,236
	2014年 1月27日	ヘルスケア・システムの強化を通じたコミュニティの健康向上プロジェクト	医療・保健 (重点課題)	35,623,096
	2014年 2月26日	ナイロビ市マザレ・スラムにおける民族間の対立抑止のためのコミュニティ平和構築事業	平和構築 (重点課題)	42,570,874
ザンビア	2014年 1月10日	カフエ郡におけるHIV/エイズ対策事業(フェーズ2)	医療・保健 (重点課題)	62,482,278
ジンバブエ	2014年 2月25日	ミッドランド州ゴクウェ・ノース地区における水・衛生環境の改善事業(第2期)	水 (重点課題)	63,266,714
スーダン	2013年 6月27日	南コルドファン州の紛争被災民に対する生活再建支援事業	その他 (重点課題)	27,698,998
マラウイ	2013年12月12日	リロングウェ県における村落内総合保健医療支援モデルの構築(第2期)	医療・保健 (重点課題)	36,456,708
	2014年 3月 4日	ンチシ県母子保健関連施設整備事業(第2年次)	医療・保健 (重点課題)	54,416,020
	2014年 3月 6日	ムジンバ県における農民自立強化・生計向上プロジェクト	農林業 (重点課題)	53,128,071
南アフリカ	2013年11月25日	住民参加型HIV/エイズ予防啓発活動およびHIV陽性者支援強化事業(第2期)	医療・保健 (重点課題)	27,459,739
	2014年 2月24日	南アフリカ共和国へ中古移動図書館車を寄贈する事業	教育・人づくり	3,958,002
ルワンダ	2013年 6月24日	高度な洋裁技術習得によるライフ・エンパワーメント・プロジェクト	教育・人づくり (重点課題)	26,436,303
中南米地域				
ハイチ	2013年11月 5日	ハイチ南東県・西県における水衛生環境改善事業【重点課題3か年】	水 (重点課題)	52,815,626
	2013年11月29日	パルム地域における安全な水へのアクセス確保と衛生促進を通じた水衛生環境改善事業	水 (重点課題)	40,575,322

(単位:円)

国・地域名	G/C 締結日	案件名	分野	G/C 締結額
ハイチ	2014年 2月13日	カルフル地区における衛生環境改善及び衛生啓発事業	教育・人づくり (重点課題)	33,803,434
ホンジュラス	2013年 7月26日	ダンリ市における施設分娩推進プロジェクト	医療・保健	30,514,414
	2014年 2月 7日	首都テグシガルパ市における青少年育成を通じた住みやすいコミュニティづくり支援事業	その他	24,002,056
大洋州地域				
パラオ	2014年 2月28日	コロール州周辺海域における不発弾(ERW)処理事業(第2期)	地雷関係 (重点課題)	56,949,820
計33か国・1地域 / 106件				3,658,901,856

図表27 / 各省庁のNGO関連事業概要と実績

2013年度

(単位：百万円)

省 庁	事業名(金額)	事業概要
外務省	草の根・人間の安全保障無償資金協力 (9,357)	開発途上国において地方自治体、NGO等が実施する人間の安全保障の理念を踏まえた小規模な草の根レベルの事業に対し、必要な資金を供与する無償資金協力。
	日本NGO連携無償資金協力 (3,659)	日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済社会開発協力プロジェクトに対して資金供与を行うもの。
	NGO事業補助金 (19)	開発途上国においてNGOが実施する開発協力事業に関連し、NGOが行うプロジェクト企画調査、プロジェクト評価および国内外において実施する研修会、講習等、NGOの事業促進に資する活動の支援を行う。
	NGO活動環境整備事業 (129)	日本のNGOの事業実施能力や専門性の向上につながる活動に対して支援を行う。
農林水産省	途上国持続可能な森林経営推進事業 (途上国森づくり事業) (64)	企業、NGOによる海外森林保全活動を推進するため、活動候補地の情報収集や活動事例の情報共有のためのワークショップ等の開催を行う。また、貧困問題から森林の過剰利用等により荒廃した森林等の復旧・保全を支援するため、情報収集・整備、人材育成研修、現地実証活動を通じた技術指針の作成を行う。
文部科学省	政府開発援助ユネスコ活動費補助金 (19)	ユネスコ活動の推進を目的としたNGO等民間団体に対して、アジア・太平洋地域等における開発途上国の教育、科学又は文化の普及・発展のための交流・協力事業を支援する。

2 事業の概要

国際開発協力関係民間公益団体補助金 (NGO 事業補助金)

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1989年度、NGO事業補助金として創設。

● 経緯・目的

日本のNGOが開発途上国で実施する開発協力プロジェクトを支援するために1989年度に導入された。以後、NGOプロジェクトを支援する主要な制度として長年にわたり大きな役割を果たしてきたが、行政改革に伴う国庫補助金の廃止・削減の一環として、開発協力事業のうち事業促進支援を除くその他の支援については、2003年度をもって終了した。

2. 事業の仕組み

● 概要

本補助金は、日本のNGOを対象に、海外における経済社会開発事業に関連し、事業の形成や事業後の評価、および国内外における研修会や講習会等に対し、その事業費の一部を補助する制度である。

本補助金の1件当たりの交付額は、30万円以上200万円以下とし、交付要綱に定める補助対象事業に基づきNGOが申請した事業に対し、当該総事業費の2分の1以下かつ交付要綱に定める補助対象経費の範囲で、交付額が決定される。

本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に基づき実施される。

補助対象事業は、次のとおりである。

- (1) プロジェクト調査事業
- (2) 国内における国際協力関連事業
- (3) 海外における国際協力関連事業

● 審査・決定プロセス

毎年、年度当初に公募（外務省政府開発援助ウェブサイト等に掲載）を開始し、応募締切までの間、随時補助金申請の受付を行う。

本補助金の申請は、NGOから外務省国際協力局民間援助連携室に対して事業計画書および添付書類等の提出をもって行われ、申請事業は以下の諸条件等に基づく外務省における審査を経て、採否が決定される。採択された団体は外務大臣（主管：国際協力局民間援助連携室）に対して補助金交付申請書および添付書類等の提出を行

い、所要の審査を経て補助金の交付が決定される。

(1) 補助対象団体

日本のNGOで、次の要件を満たす団体。

- ア 開発途上国における開発協力事業を主な活動目的とし、法人格を有する日本のNGO。
（登記上、法人本部の住所が日本国内にあるNPO法人または公益法人であること）
- イ 団体として、補助金適正化法等に基づく事業を実施し、管理する能力を有すること。
- ウ 政治的、営利的および宗教的活動は類似の行為も含めて一切行っていないこと。

(2) 事業審査の基本的な考え方

- ア 事業の実施を通じて、申請団体が開発途上国において行う草の根レベルの開発協力事業の効率性・効果性を高めることができること。
- イ 申請団体が十分な実施体制を有していること。
- ウ 申請事業を行うことによって期待される効果が明確であること。
- エ 事業の実施に当たっては、ジェンダーの観点等に配慮していること。

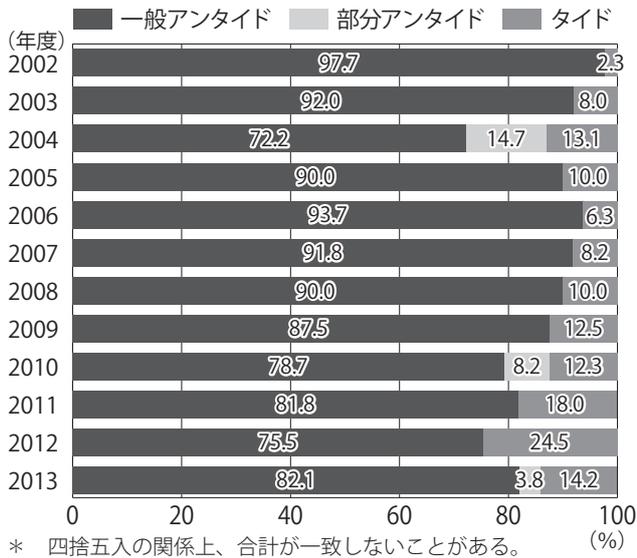
(3) 事業実施期間

日本政府の当該会計年度内に終了することを要する。

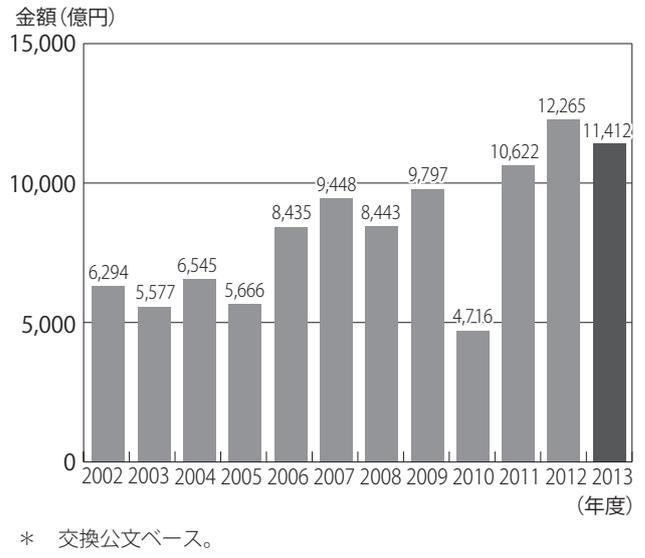
第7節 有償資金協力

1 実績

図表28 / 円借款の調達条件の推移



図表29 / 円借款供与実績の推移(債務救済を除く)



図表30 / 2013年度までの累計で見た円借款供与額上位30か国

(交換公文ベース、単位:億円)

順位	国名	供与金額合計
1	インドネシア	47,219.70
2	インド	44,564.19
3	中国	33,164.86
4	フィリピン	24,209.20
5	ベトナム	22,814.75
6	タイ	21,986.21
7	マレーシア	9,760.38
8	パキスタン	9,759.93
9	スリランカ	9,516.29
10	バングラデシュ	9,456.49
11	ミャンマー	6,529.05
12	トルコ	6,521.80
13	韓国	6,455.27
14	エジプト	6,108.36
15	イラク	5,285.42
16	ペルー	4,345.14
17	ブラジル	4,163.59
18	ケニア	2,985.13
19	モロッコ	2,899.00
20	チュニジア	2,560.28
21	メキシコ	2,295.68
22	ヨルダン	2,286.59
23	ウズベキスタン	1,779.19
24	シリア	1,563.05
25	パラグアイ	1,561.57
26	ガーナ	1,250.91
27	コスタリカ	1,222.41
28	ルーマニア	1,182.40
29	アゼルバイジャン	1,011.62
30	カザフスタン	951.49

図表31 / 2013年度円借款供与額上位10か国

(交換公文ベース、単位:億円)

順位	国名	供与金額合計
1	インド	3,650.59
2	ベトナム	2,019.85
3	インドネシア	821.82
4	フィリピン	687.32
5	コスタリカ	560.86
6	ミャンマー	510.52
7	トルコ	429.79
8	イラク	391.18
9	スリランカ	350.20
10	ウズベキスタン	348.77

* 債務救済を除く。

*1 1966年より累計。
*2 債務救済を除く。

図表32 / 円借款実績

1. 地域別(債務救済を除く)

(交換公文ベース、単位:億円、%)

地域	年度		2009		2010		2011		2012		2013	
	金額	構成比	金額	構成比								
アジア	6,783	69.2	3,448	73.1	8,659	81.5	10,548	86.0	8,746	76.6		
(うちASEAN)	(3,407)	(34.8)	(2,052)	(34.9)	(4,345)	(40.9)	(4,791)	(39.1)	(4,279)	(37.5)		
サブサハラ・アフリカ	534	5.5	508	10.8	161	1.5	472	3.8	614	5.4		
中南米	299	3.1	339	7.2	576	5.4	211	1.7	855	7.5		
中東・北アフリカ	1,552	15.8	421	8.9	943	8.9	901	7.3	1,139	10.0		
欧州	545	5.6	—	—	283	2.7	—	—	59	0.5		
大洋州・その他	83	0.8	—	—	—	—	133	1.1	—	—		
合計	9,797	100.0	4,716	100.0	10,622	100.0	12,265	100.0	11,412	100.0		

*1 アフリカ地域の実績には、アフリカ開発銀行向け円借款を含む。
 *2 四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。

2. 形態別(債務救済を除く)

(交換公文ベース、単位:億円、%)

形態	年度		2009		2010		2011		2012		2013	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
プロジェクト	8,489	86.7	4,092	86.8	10,456	98.4	9,744	79.4	10,005	87.7		
ノン・プロジェクト	1,308	13.3	624	13.2	166	1.6	2,521	20.6	1,407	12.3		
商品借款	—	—	50	1.1	—	—	—	—	—	—		
構造調整融資等	1,308	13.3	574	12.2	166	1.6	2,521	20.6	1,407	12.3		
合計	9,797	100.0	4,716	100.0	10,622	100.0	12,265	100.0	11,412	100.0		

*1 四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。
 *2 ツーステップローンは、「プロジェクト」の形態に含めている。ツーステップローン(開発金融借款)とは、第1段階として資金を開発途上国の開発金融機関に対して直接、あるいは途上国政府を通して供与し、第2段階として、途上国の開発金融機関がさらに途上国内の中小企業や農業部門に貸し出す方式の借款の供与形態のこと。

3. 調達方式別(債務救済を除く)

(交換公文ベース、単位:億円、%)

調達方式	年度		2009		2010		2011		2012		2013	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
一般アンタイト	8,568	87.5	3,713	78.7	8,689	81.8	9,266	75.5	9,366	82.1		
タイト	1,229	12.5	1,002	21.3	1,934	18.2	2,999	24.5	2,046	17.9		
部分アンタイト	—	—	386	8.2	—	—	—	—	430	3.8		
二国間タイト	—	—	34	0.7	24	0.2	—	—	—	—		
日本タイト	1,229	12.5	581	12.3	1,910	18.0	2,999	24.5	1,617	14.2		
合計	9,797	100.0	4,716	100.0	10,622	100.0	12,265	100.0	11,412	100.0		

* 四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。

4. 平均条件(債務救済を除く)

(交換公文ベース)

平均条件	年度	2009	2010	2011	2012	2013
金利(%)		0.76	0.64	0.74	0.49	0.58
償還期間(年)		33.3	31.8	32.5	35.9	33.6
据置期間(年)		9.4	8.8	9.3	9.8	9.3
グラント・エレメント(G.E.)(%)		76.46	74.61	75.50	80.64	77.78

5. 所得段階別(債務救済を除く)

(交換公文ベース、単位:億円、%)

所得段階	年度		2009		2010		2011		2012		2013	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
後発開発途上国(LDCs)	714	7.3	152	3.2	845	8.0	3,961	32.3	1,116	9.8		
(うち貧困国)	(714)	(7.3)	(152)	(3.2)	(729)	(6.9)	(3,883)	(31.7)	(965)	(8.5)		
(うち貧困国以外)	—	—	—	—	(116)	(1.1)	(78)	(0.6)	(151)	(1.3)		
貧困開発途上国	2,067	21.1	1,396	29.6	—	—	277	2.3	—	—		
低所得開発途上国	5,665	57.8	1,088	23.1	6,584	62.0	5,644	46.0	6,034	52.9		
中所得開発途上国	727	7.4	1,333	28.3	1,801	17.0	1,962	16.0	2,848	25.0		
中進国	625	6.4	134	2.8	570	5.4	421	3.4	329	2.9		
その他	—	—	612	13.0	821	7.7	—	—	1,085	9.5		
合計	9,797	100.0	4,716	100.0	10,622	100.0	12,265	100.0	11,412	100.0		

*1 「その他」の実績には、アフリカ開発銀行向けの円借款を含む。

*2 四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。

6. 分野別(債務救済を除く)

(交換公文ベース、単位:億円、%)

分野	年度		2009		2010		2011		2012		2013	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
(農林水産業)	231	2.4	369	7.8	939	8.8	191	1.6	198	1.7		
農林業	200	2.0	138	2.9	451	4.2	—	—	114	1.0		
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
灌漑・治水	31	0.3	231	4.9	488	4.6	191	1.6	84	0.7		
(鉱工業)	174	1.8	50	1.1	434	4.1	451	3.7	395	3.5		
鉱業	—	—	—	—	—	—	451	3.7	—	—		
工業	174	1.8	50	1.1	434	4.1	—	—	395	3.5		
(経済インフラ)	6,533	66.7	3,042	64.5	7,406	69.7	6,617	54.0	8,064	70.7		
陸運	3,678	37.5	2,241	47.5	4,643	43.7	4,229	34.5	4,413	38.7		
海運	72	0.7	—	—	119	1.1	218	1.8	958	8.4		
航空	126	1.3	—	—	496	4.7	108	0.9	351	3.1		
電力	2,657	27.1	801	17.0	2,148	20.2	1,945	15.9	2,342	20.5		
ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
通信	—	—	—	—	—	—	117	1.0	—	—		
(社会インフラ)	1,552	15.8	631	13.4	1,605	15.1	1,851	15.1	856	7.5		
(構造調整)	1,308	13.3	574	12.2	166	1.6	2,521	20.6	1,407	12.3		
(その他)	—	—	50	1.1	72	0.7	634	5.2	492	4.3		
合計	9,797	100.0	4,716	100.0	10,622	100.0	12,265	100.0	11,412	100.0		

〈主な対象分野の内容〉

農林業:農業総合開発、林業

灌漑・治水:灌漑、治水、洪水制御

工業:肥料工場、製鉄所(中小企業向けツーステップローン

(開発金融借款)を含む)

海運:港湾建設、船舶

電力:水力、火力、地熱発電、送電線

通信:電話網整備、マイクロウェーブ施設

構造調整:構造調整融資

* 四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。

水産業:魚業基地整備

鉱業:石油開発、鉱山開発

陸運:道路、鉄道、橋梁建設

航空:空港建設

ガス:ガス開発

社会インフラ:上下水道整備、医療施設、教育施設、環境、消防等

その他:輸出促進 他

7. 債務救済実績

(交換公文ベース、単位:億円)

形態	年度				
	2009	2010	2011	2012	2013
債務免除	69	104	957	1,153	2,147

* JICA円借款(ODA債権)の免除実績。

2 事業の概要

① 円借款

1. 事業の目的等

円借款は、開発途上国・地域に対し、開発事業の実施や、経済安定に関する計画の達成に必要な資金を低金利かつ返済期間の長い緩やかな貸付条件で貸し付けるものである。

開発途上国・地域の経済社会発展には、その土台としての経済社会インフラ整備が不可欠であり、経済社会インフラ整備には開発資金が必要であるが、開発途上国・地域自身では十分な資金を確保できない場合がある。また、アジア通貨危機などで見られたように、経済困難に陥った国については経済安定のための資金も必要である。

円借款は、このような資金需要に長期・低利の緩やかな条件で対応するものであり、返済義務を課す借款という形での援助を行うことにより、開発途上国・地域の開発に対する主体性（オーナーシップ）を高め、開発途上国が自らの力で自立するための自助努力を支援するという大きな意義を有する。そのことに加え、供与先の国との間で債権債務関係を設定することで、その国との長期にわたる安定的な関係の基礎となるという外交政策上の重要な役割を担っている。

2. 事業の手続き

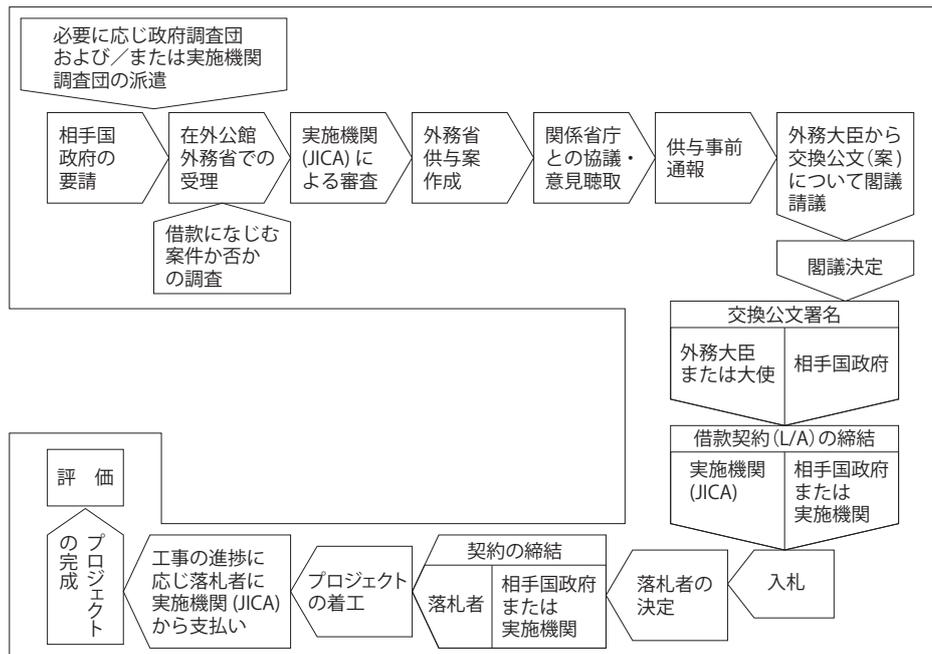
● 審査・決定プロセス

主として在外公館を通じて行われる開発途上国政府からの要請に基づき、外務省が中心となり、財務省、経済産業省等関係省庁およびJICAと協議しつつ計画の内容の適切性および達成の見込み等についての検討が行われる。

必要に応じて政府調査団の派遣による相手国政府との協議を経た後、原則としてJICAの審査ミッションが派遣され、相手国政府、実施機関等との協議、調査等を行う。JICAによる審査の結果を踏まえて借款供与額、条件等が決定され、その内容が相手国政府に事前通知される。

続いて、政府間で交換公文が締結され、それを受けて、JICAと相手国等借入人との間で借款契約の調印が行われる。

円借款案件においては、通常、設計、入札補助等のためにコンサルタントが借入国側によって雇用されるが、その場合は、国際的に行われている選定方法（ショートリスト方式^{注1}等）によって選定される。続いて、プロジェクトに必要な資機材・サービスが、原則として、国際競争入札によって調達される。なお、こうした調達は、借



注1: コンサルタント雇用に際し、3～5社のコンサルタントを指定してプロポーザルを提出させ、それを評価してその中の1社を選定し、契約する方式。

入国の責任においてJICAが公表しているガイドラインに沿って行われることになっているが、JICAは、調達各段階において、必要に応じて調達手続の確認を行い、経済性、効率性、透明性および非差別の確保の原則に従った調達の確保を図っている。

借款資金の貸付は、事業の進捗^{しんちよく}に応じて、実際に資金需要が発生したときに行われる。

プロジェクトの実施主体はあくまで借入国側であるが、JICAはその円滑な実施に向け、必要に応じて適宜助言等を行って協力している。このような実施管理の重要性は年々高まっており、事業の効果的な実施のために特に必要と判断される場合には、追加的、補足的調査や技術支援を行うことがある。

プロジェクトの完成後は事後評価を実施し、そこから得られた教訓を日本政府、JICA内部、および相手国政府、実施機関にフィードバックし、その後のプロジェクトの形成、調査、実施および事後監理に役立てる。また、完成したプロジェクトの効果の持続あるいは一層の向上のために、借入国の求めに応じ調査や技術支援を行うことがある。

3. 最近の実績

● 承諾、実行および回収実績

(借款契約(L/A)ベース、単位:億円)

年 度	承諾額	実行額	回収額
2012	12,229	8,644	7,891
2013	9,857	7,495	7,050
累 計	302,089	227,448	110,992

*1 JICA分。承諾額、実行額については、債務救済分を除く。

*2 輸銀借款は含まれない。

② 海外投融資

1. 事業の目的等

海外投融資は、開発途上国・地域での開発事業を担う日本または開発途上国・地域の法人等に対し、開発事業の実施に必要な資金を融資または出資するものである。

民間企業が開発途上国・地域で開発事業を行う場合、様々なリスクがあり、また高い収益が望めないことも多いため、民間の金融機関から十分な資金が得られないことがある。海外投融資は、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件（インフラ・成長加速化、MDGs・貧困削減または気候変動対策分野）に融資または出資することにより、開発途上国・地域の経済社会開発を支援するものである。

日本または開発途上国・地域の法人等に対する融資または出資のほか、多国間協定に基づいて設立されたファンドや国際機関の中に設けられたファンドへの出資も行っている。

2. 事業の手続き

日本または開発途上国・地域の法人等からのJICAに対する申請に基づき、JICAにおいて案件について検討した上で、外務省、財務省および経済産業省ならびに外部有識者による海外投融資委員会に対して、案件の概要や審査方針等の説明を行う。

その後、JICAにおける二度の審査および案件実施についてのホスト国政府等に対する事前の通知を行い、外務省、財務省および経済産業省ならびに海外投融資委員会における審査結果の検討を経て、出融資の承諾を行う。

3. 最近の実績

● 承諾、実行および回収実績

(単位:億円)

年 度	承諾額	実行額	回収額
2011	4	—	111
2012	38	3	330
2013	1	3	56
累計	5,250	4,729	4,028

* 承諾額および実行額は、債務救済分を除く。

● 海外投融資地域別承諾額

(単位:上段;億円、下段カッコ内;%)

地域 \ 年度	2012	2013	累計
アジア	38 (100.0)	1 (100.0)	2,409 (45.9)
中東・北アフリカ	—	—	442 (8.4)
サブサハラ・アフリカ	—	—	323 (6.2)
中南米	—	—	1,439 (27.4)
オセアニア	—	—	111 (2.1)
欧州・その他	—	—	525 (10.0)
合 計	38 (100.0)	1 (100.0)	5,250 (100.0)

*1 債務救済分を除く。

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

第8節

協力準備調査の概要

1. 事業の開始時期・経緯・目的

2008年10月の新JICA発足に伴い、従来、技術協力、有償資金協力、無償資金協力のそれぞれの援助手法が独自に有していた案件の形成のために行う初期の準備段階の調査プロセスを、3援助手法の相乗効果を発現させる観点から原則として統一し、共通の調査プロセスとして「協力準備調査」を導入した。

新JICA発足に当たって、「効率性・機動性」、「相乗効果」および「一体性」の原則を念頭に置きつつ、案件の実施を準備する段階の機動性・迅速性を確保することを主眼とした。

2. 事業の仕組み

● 概要

日本の政府開発援助政策・戦略を踏まえ、また、開発途上国のニーズや複雑化・高度化する開発課題に的確に対応した協力を重点的かつ効果的に実施するため、援助の実施前段階において、以下を内容とする協力準備調査を行う。

- (1) 特定の開発目標達成を支援するための協力目標とそれを達成するための適切な協力シナリオの作成。
- (2) 個別案件の形成、基本事業計画の策定と協力内容の提案、当該案件の妥当性・有効性・効率性等の確認。

● 決定プロセス

JICAは、相手国の開発方針、日本の政策やJICAの実施方針等を踏まえ、対象国および対象分野・課題の優先度、緊急度、効果、予算などの観点から総合的に検討を行い、案件形成が必要とされる開発課題を特定して協力準備調査を計画し、外務省と協議の上、その結果を踏まえて実施を決定する。

なお、協力準備調査の実施に当たっての基本的な考え方は以下のとおり。

- ・各被援助国に対する重点分野の中で、被援助国の開発計画・戦略や被援助国政府との政策協議の結果を踏まえて開発課題を整理・分析し、日本が協力を行う必要がある開発課題等を特定する。
- ・特定された開発課題に対し、3スキームの相乗効果の発現を念頭に、各援助手法の最適運用を踏まえた案件形成を図る。
- ・新政府開発援助中期政策等において、援助案件の形成・選定では現地ODAタスクフォースの主導的役割が謳^{うた}われていることを踏まえ、現地ODAタスクフォースの意向を可能な限り尊重する。

1 国際機関

① 国際連合 (UN: United Nations)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1945年設立。日本は1956年に加盟。

● 経緯・目的

国際連合は、1944年8月から10月まで中国、ソ連、英国、米国の代表によりワシントンのダンバートン・オークスにおいて開かれた会議でその輪郭が形成された。国連憲章は、1945年4月から6月にかけて連合50か国の代表がサンフランシスコに会合し起草され、同年6月26日、調印された。さらに同年10月24日、5大国（中国、フランス、ソ連、英国、米国）と他の署名国の過半数が同憲章を批准し、国連は正式に発足した。

国連の目的は、①国際の平和および安全を維持すること、②人民の同権および自決の原則を尊重する諸国間の友好関係を発展させること、③経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題を解決すること等について国際協力を達成すること、④これらの共通の目的の達成に当たって、諸国の行動を調和させるための中心となること、である。

2. 機構

国連の主要機関は、総会、安全保障理事会、経済社会理事会、信託統治理事会、国際司法裁判所および事務局により構成される。そのうち、総会、安全保障理事会、経済社会理事会の概要は以下のとおり。

● 総会

総会は国連の全加盟国によって構成される国連の主要な審議機関である。総会は、国連憲章の範囲内にある問題、または国連憲章に規定する機関の権限および任務に関する問題について討議し、安全保障理事会が憲章によって与えられた任務をいずれかの紛争または事態について遂行している間を除き、加盟国もしくは安全保障理事会またはこの両者に対して勧告することができる。各国が1票を持ち、表決は国際の平和と安全の維持に関する勧告、新加盟国の承認、予算問題など重要問題には出

席し、かつ投票する構成国の3分の2の多数が必要であるが、その他の問題は出席し、かつ投票する構成国の単純多数決による。

● 安全保障理事会

安全保障理事会は、国際の平和と安全の維持について主要な責任を負う機関である。その主な任務は、紛争当事者に対して、紛争を平和的手段によって解決するよう要請することや適当と認める解決条件を勧告すること、事態の悪化を防ぐため必要または望ましい暫定措置に従うよう当事者に要請すること、平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為の存在を決定し、平和と安全の維持と回復のために勧告を行うこと、経済制裁などの非軍事的強制措置および軍事的強制措置を決定すること、等である。中国、フランス、ロシア、英国、米国の常任理事国5か国および任期2年の非常任理事国10か国で構成される。理事国はそれぞれ1票を持ち、手続事項の決定には少なくとも9か国の賛成が必要であり、実質事項の決定には少なくとも9か国が賛成し、かつ、常任理事国の反対（拒否権の行使）がないことが必要である。

● 経済社会理事会

経済社会理事会は、国連、専門機関等諸機関の経済的、社会的活動を調整する機関である。経済社会理事会は、経済、社会、文化、教育、保健、人権等の分野について、研究および報告を行い、これらの事項について、総会、加盟国および関係専門機関（国際労働機関〈ILO〉、国連食糧農業機関〈FAO〉等）に勧告し、この勧告を通じて専門機関の活動を調整することを主な任務としている。理事会は3年の任期を持つ54か国の理事国で構成される。表決は単純多数決で、各理事国は1票を持つ。

3. 日本との関係

● 安全保障理事会および経済社会理事会等における日本の位置付け

安全保障理事会においては、日本は①1958～1959年、②1966～1967年、③1971～1972年、④1975～1976年、

⑤1981～1982年、⑥1987～1988年、⑦1992～1993年、⑧1997～1998年、⑨2005～2006年、⑩2009～2010年に、ブラジルとならんで全加盟国中最多の10回にわたり非常任理事国を務めた。安保理理事国15か国は、英語のアルファベット順で1か月ごとの輪番で議長国を務めることになっており、近年では、日本は2009年2月および2010年4月に議長国を務めた。

経済社会理事会においては1960年に初めて理事国となって以降、1960～1965年、1968～1970年、1972～1980年、1982～2014年まで合計17期理事国を務めた。また、2014年の選挙において再選され、18期目となる2015～2017年の間、理事国を務める。

● 邦人職員

国連事務局の専門職以上の邦人職員は、83名（衡平な地理的配分の原則が適用されるポストに就いている職員。全体の2.86%。2014年6月末現在）である。高須幸雄国連事務次長（管理局長）ほかが活躍している。

● 日本の財政負担

日本は国連の通常予算に対し、2013年約2億7,610万ドル、2014年約2億7,650万ドルの分担金を負担。なお、日本の国連通常予算分担率は、2013年、2014年ともに10.833%だった。

● 通常分担金（上位10か国）

（単位：百万ドル、%）

順位	2013年			2014年		
	国名	分担額	分担率	国名	分担額	分担率
1	米国	618.5	22.0	米国	621.2	22.0
2	日本	276.1	10.8	日本	276.5	10.8
3	ドイツ	182.0	7.1	ドイツ	182.2	7.1
4	フランス	142.5	5.6	フランス	142.7	5.6
5	英国	132.0	5.2	英国	132.2	5.2
6	中国	131.2	5.1	中国	131.4	5.1
7	イタリア	113.3	4.4	イタリア	113.5	4.4
8	カナダ	76.0	3.0	カナダ	76.2	3.0
9	スペイン	75.8	3.0	スペイン	75.9	3.0
10	メキシコ	74.8	2.9	ブラジル	74.9	2.9
	その他	783.9	30.9	その他	785.0	30.9
	合計	2,606.1	100.0	合計	2,611.7	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. より詳細な情報

● 書籍等

・国際連合の基礎知識（国際連合広報局国際連合広報センター監訳）

● ウェブサイト

- ・国際連合本部：http://www.un.org
- ・駐日国際連合広報センター：http://www.unic.or.jp
- ・外務省国際機関人事センター：http://www.mofa-irc.go.jp

② 国連食糧農業機関 (FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1945年10月16日設立。

● 経緯・目的

1943年に開催された連合国食糧農業会議で、食料・農業（注1）に関する恒久的機関として設置が決定された。1945年10月16日に、FAO第1回総会開催のための連合国代表会議が開かれ、連合国34か国の署名により設立の根拠となるFAO憲章が発効した。

FAOは、人類の栄養・生活水準の向上、食料・農産物の生産と流通の促進、農村住民の生活条件の改善、および世界経済成長への寄与を通じて世界の食料安全保障を

達成し、人類を飢餓から解放することを目的として活動している。国際条約等の執行機関としての国際的ルールの策定（国際植物防疫条約〈IPPC〉、コーデックス委員会等）、国際的な検討の場の提供（総会、国際会議の開催等）、世界の食料・農林水産物に関する調査分析および情報の収集・伝達（各種統計資料、世界食料農業白書、世界食料情報・早期警報システム〈GIEWS〉等）、および開発途上国に対する技術助言、技術協力（フィールド・プロジェクトの実施等）を主な機能としている。

注1:ここでいう「農業」は、林業、水産業を含み、以下、特別に断りがない場合は同様。

2. 事業の仕組み

● 概要

FAOの活動の財源は、加盟国の分担金により賄われる通常予算と、各加盟国の任意拠出金および国連開発計画（UNDP）資金等による信託基金から成る。このうち、通常予算は主として職員の給与、会議の開催、食料・農業に関する調査分析、情報の収集・伝達、各国政府に対する助言、フィールド事業の管理・支援等に向けられ、信託基金は、主にフィールドレベルの技術協力等に利用されている（一部のフィールド事業は通常予算によって実施される〈後述「3. 最近の活動内容」内「主要な事業」を参照〉）。

● 意思決定機関

最高意思決定機関は、各加盟国の代表により構成され、2年に1度開催される総会である。総会会期以外の期間においては、総会で選出された49か国の理事国で構成される理事会が、その執行機関として総会に代わって活動するほか、総会による議決を必要としない事項についての決定等を行う仕組みとなっている。

通常予算はFAO事務局長の提案に基づき、2年を1期とする事業年度ごとに総会で決定される。また、信託基金で行われるフィールド事業等については、FAO事務局が個別の案件を提案し、事業ごとに援助国側の判断により拠出が決定される。

● 事業運営

通常予算については、定められた項目別に事務局が事業を実施する。次期事業計画を含む事業運営および実施状況については、技術的問題に対処するために設置された7つの常設委員会（計画、財政、憲章法務、農業、林業、水産および商品問題）で審議され、理事会、総会に報告がなされる。

一方、信託基金については、FAO事務局が作成した事業計画案について援助国とFAO事務局の間で約束文書を取り交わした上で実施に移される。事業開始後は、事業の進行状況について定期的に援助国に報告されるとともに、FAO事務局との調整の場が適宜持たれる。また、事業終了時には評価ミッションが送られ、その成果につき確認と報告がなされる。

3. 最近の活動内容

● 主要な事業

FAOは効率的な業務運営を確保するために2009～2013年に改革に取り組みその一環として、結果に基づく事業

予算計画を2010～2011年から導入した。この計画においては、農業・林業・水産業に関連する13の戦略項目を設定し、2012年～2013年事業予算計画（通常予算）では8億3,776万ドルの予算が計上され、技術協力計画（後述）および地方組織の能力構築も実施された。これら戦略項目の共通事業として農林水産統計や世界食料農業白書等が作成されているほか、農業分野の主な取組としては、農業や農村開発のための投資促進策の検討、国際植物防疫条約（IPPC）事務局運営、コーデックス委員会運営、越境性動物疾病（口蹄疫等）対策等に係る事業が挙げられる。また、林業分野については、森林資源および林産物の評価・モニタリング・報告業務、国家森林計画の策定と実施の支援等の事業が、水産分野については、違法・無報告・無規制（IUU）漁業の防止、「責任のある漁業のための行動規範」の実施、水産資源の保存・管理・モニタリング業務、養殖のための保全・管理・モニタリング等の事業が挙げられる。

2012年1月にジョゼ・グラツィアーノ・ダ・シルバ氏が事務局長に就任してからも、①飢餓の撲滅、②持続可能な食料の生産と消費、③フードマネジメントにおける公平性の増大、④FAO改革の完遂、⑤パートナーシップおよび南南協力の拡大、という5つの柱の下で、FAOの運営に取り組んでいる。

2014年11月時点で194か国およびEUが加盟している。

● 技術協力計画（TCP）の地域別実績

FAOでは、前述のとおり開発途上国に対し直接技術協力等を行っており、その大部分は外部資金により行われている。一方で通常予算の中でも、開発途上国の要請に迅速かつ柔軟に対応するため、技術協力計画（TCP）として比較的短期、小規模のフィールド事業を行っている。TCPは2012年～2013年事業予算計画（通常予算）では約1億1,600万ドルの予算となっている。

● フィールド事業

FAOでは1950年代から飢餓対策として実践的な援助を行ってきており、FAOの全予算の約半分を占める信託資金の大部分がフィールドでの農村・農業開発事業等に使用されている。近年、気候変動に起因する自然災害が多発しており、2010年のパキスタンにおける洪水や2011年のアフリカの角地域における干ばつ等に対して、農民が作物生産を実現し、生計の糧となる家畜を救済するなどの緊急援助を実施した。

4. 日本との関係

● 加盟および日本の位置付け

日本は、1951年11月の第6回総会において加盟が承認された。日本は食料・農業問題を積極的に取り組むべき地球規模の課題の一つととらえ、FAOの各種事業・活動に大きく協力・貢献してきており、資金面においても米国に次ぐ第2位の分担金を負担している。また、アジア・太平洋地域における数少ない先進国であることから、FAOにおける日本の役割は極めて大きなものとなっている。

このような状況の下、日本は、1954年～1961年および1965年以降現在まで理事国を務めている。

● 事務局における邦人職員

FAOでは、2014年9月末時点で954名の職員（通常予算から支出されている専門職以上の職員）が働いている。そのうち、邦人職員数は27名であり、小沼廣幸アジア・太平洋地域代表等が活躍している。

● 財政負担

2014～15年の分担金総額は約10億1,475万ドルであり、2014年の日本の分担額は、約2,811万ドルおよび約2,066万ユーロ（2004年より通貨別支払い）となっている。分担率は10.834%となっている。

また、日本は1980年以来、FAOが行うフィールド事業等を支援するため、任意の資金拠出を行っている。2013年（平成25年）には、以下の事業等を実施した。

- ・気候変動下での食料安全保障地図活用事業
- ・アジアにおける食品安全、動物衛生や植物防疫（SPS：Sanitary and Phytosanitary）関連対策・越境性感染症対策総合支援事業
- ・台風ハイヤン（日本名30号）によって甚大な被害を

受けた小規模コナツツ農家の食料安全保障と生計の早期回復およびマングローブのリハビリ促進のための緊急支援

- ・サブサハラ・アフリカの災害・紛争等人道支援
- ・植物遺伝資源アクセス・品種保護制度総合推進事業

● 通常分担金（上位10か国）

（単位：百万ドル、%）

順位	2013年			2014年		
	国名	分担額	分担率	国名	分担額	分担率
1	米国	111.6	22.0	米国	111.6	22.0
2	日本	63.9	12.6	日本	55.0	10.8
3	ドイツ	40.9	8.1	ドイツ	36.2	7.1
4	英国	33.7	6.6	フランス	28.4	5.6
5	フランス	31.2	6.2	英国	26.3	5.2
6	イタリア	25.5	5.0	中国	26.1	5.1
7	カナダ	16.3	3.2	イタリア	22.6	4.4
8	中国	16.3	3.2	カナダ	15.1	3.0
9	スペイン	16.2	3.2	スペイン	15.1	3.0
10	メキシコ	12.0	2.4	ブラジル	14.9	2.9
	合計	507.4	100.0	合計	507.4	100.0

* 合計はその他の国を含む。

5. より詳細な情報

● 書籍等

FAOでは、世界の食料情勢の報告として「世界食料農業白書」などを発行している。また、食料、農業、林業、水産業および栄養に関する統計については、印刷物以外にFAOのウェブサイトでも情報提供されている。

● ウェブサイト

- ・国連食糧農業機関（FAO）本部：<http://www.fao.org>
- ・FAO日本事務所：<http://www.fao.or.jp>

③ 国連世界食糧計画(WFP:World Food Programme)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1961年設立。

● 経緯・目的

1961年の第16回国連総会決議1714（XVI）および第11回国連食糧農業機関（FAO）総会決議1/61により、多数国間食糧援助に関する国連およびFAOの共同計画として1963年に発足。

国連世界食糧計画（WFP）は、国連唯一の食料支援機関であると同時に、世界最大の人道支援機関であり、世界の飢餓撲滅を使命として活動している。紛争等の人為

的災害、あるいは干ばつや洪水等の自然災害に起因する難民、国内避難民、被災者等に対する緊急食糧援助を行う。さらに、労働の対価として食料を配給する「Food for Work」や「学校給食プログラム」など地域社会の自立や人的資源開発を促す活動を行う。

2. 事業の仕組み

● 概要

①緊急食糧援助、②中期救済復興援助、③開発事業（農村、人的資源開発）等において主として食料を通じて援助を実施している。

● 審査・決定プロセス

前述①に関しては、迅速な対応を要するため、事務局長の承認により援助計画が確定される（食料価格が300万ドルを超える場合にはFAO事務局長の承認も必要となる）。また、②、③の分野に関しては、事務局で作成した援助計画案を執行理事会において審査・承認を行う。

● 実施の仕組み

各援助計画に基づき、食料の調達、海上輸送、陸上輸送を行い、現地政府・地方自治体、NGO等の協力を得て、食料の配給を行う。

3. 最近の活動内容

● 活動の概要

2013年のWFPの活動規模は約43億ドルであり、世界75か国約8,100万人の人々に約310万トンの食料配布等の支援を実施した。

なお、2014年4月現在、98か国に386事務所を有しており、職員数は14,060名（うち国際専門職員は1,355名）である。

● 地域別実績

(単位:百万ドル)

地域	2012年	2013年
サブサハラ・アフリカ	2,678.0	2,303.1
アジア	772.0	576.4
中南米・カリブ諸国	159.5	151.7
中東・北アフリカ	346.7	895.0
欧州・CIS諸国	23.8	24.7
その他	168.2	313.8
合計	4,148.1	4,264.7

出典:WFP事務局資料

● 分野別実績

(単位:百万ドル)

分野	2012年	2013年
開発援助	348.7	376.9
中期救済復興援助	1,885.3	1,771.0
緊急援助	1,403.2	1,558.5
その他	511.9	558.3
合計	4,148.1	4,264.7

出典:WFP事務局資料

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

国連経済社会理事会またはFAO理事会より選出された36か国より成る「執行理事会」(Executive Board)の下で、援助計画案の審査・承認、WFP運営上の必要な措置の決定、事務局予算の承認が行われる。日本はWFP発足以来

理事国として参加している。

● 邦人職員(邦人職員の全体に占める割合および幹部職員)

WFPの専門職以上の邦人職員は、2013年3月末現在39名(全体の約3.0%)であり、アジア地域局長、インドネシア事務所代表を筆頭にローマの本部および各国・地域事務所において活躍している(うち、JPOは9名)。

● 財政負担(各国比較等、過去2年間暦年ベース)

日本は、WFP創設以来、資金拠出を行ってきている。WFPの活動を高く評価しており、拠出額は2012年では1億9,075万ドル(全体の4.8%)、2013年では2億3,843万ドル(全体の5.4%)となっている。2013年は第5位の拠出国であった。

● 主要拠出国一覧

(単位:百万ドル、%)

順位	2012年		2013年			
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	米国	1,460.0	36.9	米国	1,496.9	34.7
2	EC	386.1	9.8	英国	455.4	10.6
3	カナダ	367.1	9.3	カナダ	366.7	8.5
4	英国	202.1	5.1	EC	336.6	7.8
5	日本	190.7	4.8	日本	238.4	5.5
6	ドイツ	150.1	3.8	ドイツ	230.2	5.3
7	国連	136.8	3.5	国連	143.3	3.3
8	オーストラリア	122.8	3.1	スウェーデン	102.6	2.4
9	スウェーデン	95.2	2.4	オーストラリア	95.1	2.2
10	ブラジル	82.5	2.1	スイス	79.5	1.8
	合計	3,960.2	100.0	合計	4,309.3	100.0

出典:WFP事務局資料

* 合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

● 日本の政府開発援助(ODA)との協調実績

援助の現場レベルで日本のNGO等との事業連携や、JICAおよび青年海外協力隊との間での協力実績もある。

また、WFPは人間の安全保障基金を活用したプロジェクトの実施を重視しており、2013年末までに計22件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「年次報告(Annual Report)」(英語)

WFPの最近の活動を紹介している。例年夏に本部事務局が発行(非売品、ウェブサイトにも掲載あり)。

・「国連WFP協会(JAWFP)ニューズレター」(日本語)

日本での広報・募金活動のほか、世界各地でのWFPの活動について紹介するニューズレター(4ページ、WFPと国連WFP協会事務局の共同発行)。

連絡先:WFP日本事務所 TEL:045-221-2510

● ウェブサイト

- ・ WFP本部（ローマ）：http://www.wfp.org
- ・ WFP日本事務所：http://www.wfp.or.jp

上記ウェブサイトからWFPおよび国連WFP協会のニュースを毎週金曜日に登録者に配信するサービスに登録できる。

**④ 国連教育科学文化機関
(UNESCO:United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)**

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1946年11月設立。

● 経緯・目的

1945年11月、ロンドンにおいて採択されたユネスコ憲章（1946年11月発効）に基づき、教育、科学、文化における国際協力を通じて世界の平和と人類の福祉に貢献する国際機関として設立された。1946年12月には、国際連合との間に協定を締結し、国際連合と連携関係を持つ国連専門機関となった。日本は1951年7月に加盟した。

国連教育科学文化機関（UNESCO）の目的は、ユネスコ憲章第1条1項により、「国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語または宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権および基本的自由を尊重するために教育、科学および文化を通じて諸国民の間の協力を実現することによって、平和および安全に貢献すること」と定められている。

2. 事業の仕組み

● 概要

教育の普及、科学の振興、文化遺産の保護と活用、情報流通の促進等のために、規範・ガイドラインの策定、共同研究、会議・セミナーの開催、出版物の刊行、開発途上国援助等の活動を行っている。

その活動資金は、各加盟国からの分担金、任意拠出金等によって賄われており、2014～2015年（1会計年度は暦年2年間）の通常予算（加盟国の分担金）は6億5,300万ドル、予算外資金（加盟国からの任意拠出金等）は約4億240万ドル（UNESCO調べ）である。

● 審査・決定プロセス

年に2回開催される執行委員会（58か国で構成）で、次期総会（総会は2年に1度開催）に提出される事務局作成の政策・事業・予算計画案等を審議、総会でその政策・

事業・予算計画案等を決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

4年の任期で選出される事務局長の監督の下で、事務局および各地域事務所がこれを実施する。また、UNESCOの活動は加盟各国の国内委員会、多数のNGO、学術機関等国際的民間団体、民間のパートナー等によっても支えられている。

3. 最近の活動内容

● 概要

2014～2021年までの中期戦略において、平和と持続可能な開発という二つの包括目標の下、9つの戦略目標（万人のための質の高い包括的な生涯学習を促進する教育制度開発の支援、学習者の創造性及びグローバル市民としての責任の強化、万人のための教育（EFA）の促進と将来の国際教育アジェンダの形成、科学技術とイノベーションの制度及び政策の強化、持続可能な開発への重要な課題に対する国際的な科学協力の促進、包括的社会開発の支援・文化の関係改善のための文化間対話の振興及び倫理原則の推進、遺産の保護・促進及び伝達、創造性の涵養及び文化的表現の多様性、表現の自由・メディア開発及び情報・知識へのアクセスの促進）を設定。

2014～2021年の通常予算のうち事業実施に割り当てられている額は約4億7,337万ドルである。

● 地域別実績

2014～2021年中期戦略においては、引き続きジェンダーバランスとアフリカを二大優先分野としており、地域としてはアフリカに重点を置いている。

● 主要な事業

2014～2015年事業予算の分野別の内訳は、教育分野に29.2%、自然科学分野に15.4%、社会人文分野に8.2%、文化分野に13.4%、情報コミュニケーション分野に8.1%となっている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、UNESCO加盟翌年の1952年以来連続して執行委員国を務めており、UNESCOの予算、事業内容の策定過程および管理運営に直接関与している。

● 邦人職員

2014年1月現在55名（全体の約2.5%）。1999年11月に第8代事務局長に就任した松浦晃一郎氏は、2005年10月に再選され、2009年11月に任期満了で退任した。

● 日本の財政負担

2014年においては、日本は第2位の分担金負担国。分担率は10.834%であり、2014年度は分担金として約37億円を負担。分担金拠出額第1位は米国、第3位はドイツである。

● 主要分担国一覧

（単位：千ドル、%）

順位	2013年			2014年		
	国名	分担額	分担率	国名	分担額	分担率
1	米国	71,830	22.0	米国	71,830	22.0
2	日本	35,373	10.8	日本	35,373	10.8
3	ドイツ	23,319	7.1	ドイツ	23,319	7.1
4	フランス	18,264	5.6	フランス	18,261	5.6
5	英国	16,909	5.2	英国	16,909	5.2
6	中国	16,808	5.1	中国	16,808	5.1
7	イタリア	14,523	4.4	イタリア	14,523	4.4
8	カナダ	9,734	3.0	カナダ	9,743	3.0
9	スペイン	9,707	3.0	スペイン	9,708	3.0
10	ブラジル	9,580	2.9	ブラジル	9,580	2.9
	合計	326,500	100.0	合計	326,500	100.0

*1 合計は、その他の国を含む。

*2 UNESCOの会計年度は1期間が2年であるため、2013年、2014年の各分担金は、前者は、2012～2013年(2か年)の分担金総額を、後者は2014～2015年の分担金総額をそれぞれ2で割ったもの。

● 日本の協力の分野別主要例

(1) 教育分野

・アジア・太平洋地域教育協力

万人のための教育（EFA：Education for All）の目標達成のため、識字教育事業、初等教育のカリキュラム開発のための人材養成セミナー等を実施するための「アジア・太平洋地域教育協力信託基金」に3,900万円拠出（2013年度）。

・持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）

2005年から開始された国連「持続可能な開発のための教育の10年」の提案国としてその主導機関であるUNESCOに貢献するための「持続可能な開発のため

の教育交流・協力信託基金」に1億7,000万円を拠出（2013年度）。

- ・アフガニスタンにおいて、2008年以降、UNESCOを通じてアフガニスタン国内18県の60万人の非識字者を対象に識字教育事業を実施中（総額32億8,300万円）。加えて、「警察識字能力強化計画」実施のため、2011年6月、UNESCOに対し2億4,900万円の無償資金協力を行った。

(2) 科学分野

・自然・社会科学事業

UNESCOの国際科学事業や日本がこれまでアジア・太平洋地域で実施してきた科学分野での活動の成果を踏まえ、地球規模問題解決の基礎となる事業を実施すべく、「ユネスコ地球規模の課題解決のための科学事業信託基金」に8,820万円拠出（2009年度）。なお、域内国とユネスコ政府間海洋学委員会（ユネスコIOC）を中心にインド洋津波警戒減災システム（IOTWS）構築が進められており、日本としても、専門家を派遣するなど、技術面で協力を行った。

・世界の水問題への取組

UNESCOでは、「国際水文学計画（IHP）」を通じて世界の水問題に取り組んでおり、日本は2006年3月にUNESCOとの連携による「水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）」を設置し、水災害とそのリスク管理に関する研究、研修、情報ネットワークを推進している。

(3) 文化分野（文化遺産保存事業）

・有形文化遺産保護

人類共通の文化遺産である世界各地の文化遺産の保存・修復等に協力するため、1989年に「ユネスコ文化遺産保存日本信託基金」を設立し、2013年度末まで累計6,517万ドルを拠出、世界的にも広く知られるカンボジアのアンコール遺跡、アフガニスタンのバミヤン遺跡の保存修復事業等を積極的に推進している。2013年度は212万ドルを拠出。

・無形文化遺産保護

伝統的音楽、舞踊、演劇、伝統工芸、口承文芸等の各国に伝わる無形文化遺産を保存・振興し、次世代に継承するため、1993年に「ユネスコ無形文化遺産保護日本信託基金」を設立し、2013年度末までに累計約1,567万ドルを拠出している。2013年度は約35万ドルを拠出。

(4) その他（人材育成等）

UNESCOが行う開発途上国の人材育成事業への協力、万人のための教育（EFA）目標の達成、「教育」や「水」分野のミレニアム開発目標（MDGs）の実現を目的とした活動等を支援するために、2000年に「ユネスコ人的資源開発日本信託基金」を新設し、2013年度末までに累計約5,799万ドルを拠出した。2013年度は約40万ドルを拠出。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

日本は、従来UNESCO総会、同執行委員会等の議論への積極的な参画を通じて、教育、科学、文化、コミュニケーションの各分野での国際協力の実現等に尽力してきているが、特に、重点分野であるEFA目標の実現、水問題への取組、文化遺産の保護の促進等については、UNESCOに設置した各種日本信託基金および二国間援助を通じて、独自の支援を行っている。

また、限られた援助資金を効果的かつ効率的に執行するとの観点から、UNESCOに拠出している日本信託基金と日本の二国間援助とをうまく組み合わせることにより、相互の補完性を高め、日本の顔がよく見えるような形で

援助が行われるよう努めている。たとえば、文化遺産の保護の分野では、アンコール遺跡（カンボジア）、タンロン遺跡（ベトナム）等に関し日本信託基金を通じた保存修復事業と二国間援助による機材供与が相乗効果を上げている。

さらに、UNESCOは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2011年度末までに計12件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

- ・ UNESCO : <http://www.unesco.org>
(英語・フランス語・スペイン語・ロシア語・中国語・アラビア語)
- ・ 日本ユネスコ協会連盟 : <http://www.unesco.jp>
(日本語、英語)
- ・ ユネスコ・アジア文化センター :
<http://www.accu.or.jp> (日本語、英語)

⑤ 国連工業開発機関 (UNIDO: United Nations Industrial Development Organization)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1966年の国連総会において開発途上国の工業化を促進することを目的として採択された決議に基づき、1967年1月1日、総会の補助機関として設立。

● 経緯

1985年、国連工業開発機関（UNIDO）憲章の発効に同意する旨の通告をした国が80か国以上に達したことにより、国連の第16番目の専門機関として独立。ウィーンに本部を置き、世界30か国に地域事務所、3都市に連絡事務所、24か国にUNIDOデスク、8か国9都市に投資・技術移転促進事務所を設置。

● 目的

- ・ 経済に関する新たな国際秩序の確立に貢献するため、開発途上国における工業開発の促進および加速を図ること。
- ・ 世界的、地域的および国家的規模にて工業開発および

工業協力を推進すること。
(UNIDO憲章第1条)

2. 事業の仕組み

● 概要

開発途上国における持続可能な工業開発を促進するために、2年に1度開催されるUNIDO総会で決定される方針に基づき、技術協力、政策提言、規格制定、知識移転を主とした活動を実施している。その活動資金の多くは、国連開発計画（UNDP）やモントリオール基金（注1）等から供与される資金、工業開発基金（IDF）（注2）や信託基金に対する加盟国等の任意拠出金により賄われており、2013年実績は約1億8,740万ドル。

事務局の行政経費（人件費、地域事務所運営費、会議開催費等）は、加盟国の分担金に基づく通常予算によって賄われており、2013年通常予算額は7,662万ユーロ。

注1: 開発途上国のフロン類規制措置実施の支援のための国際基金。
注2: UNIDO内部にある、各国政府や国際機関、NGOからの任意拠出を受け入れる基金。

● 審査・決定プロセス

開発途上国との協議を通じて開発ニーズを把握した上で国別の全体的なプログラムを策定し、これに基づき被援助国政府および加盟国等との協議を踏まえて、具体的なプロジェクトを確定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

プロジェクト実施に際しては、UNIDO本部においてプロジェクト担当官が任命される。担当官には、予算執行権限が付与される。

3. 最近の活動内容

● 概要

「持続可能な工業開発」(Sustainable Industrial Development) を基本原則に掲げ、第11回総会で採択された2005～2015年の長期的行動計画「戦略的長期ビジョン」(Strategic Long-Term Vision) の下で、生産的活動を通じた貧困削減、貿易能力構築、環境およびエネルギーの3分野を重点目標に定めて援助活動を実施している。具体的には、後発開発途上国(LDC) 諸国(特にアフリカ地域)を対象として、起業家精神の育成や中小企業の発展、技術・品質基準に沿った製品開発能力の強化、再生資源エネルギーの推進、モントリオール議定書等の国際環境合意履行の支援等を実施している。

● 地域別実績

LDC諸国を中心に技術援助を実施。

(単位:百万ドル)

地域	2013年
アジア・太平洋(アラブ諸国除く)	63.1
アラブ諸国	22.7
アフリカ(アラブ諸国除く)	37.8
中南米	17.9
欧州・NIS諸国	16.5
グローバル・地域間	22.6
合計	180.5

出典:2013年UNIDO年次報告書

● 分野別実績

(単位:百万ドル)

分野	2013年
生産的活動を通じた貧困削減	41.0
貿易能力構築	23.8
環境およびエネルギー	112.1
その他	3.5
合計	180.5

出典:2013年UNIDO年次報告書

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、発足以来、工業開発理事会(IDB)のメンバーを務め、専門機関化後もIDBおよび計画予算委員会(PBC)のメンバーとして、UNIDOの政策立案・活動実施面で参加、協力してきた。1996年の米国脱退後は、最大の分担金負担国となっている。

● 邦人職員

専門職以上の邦人職員は16名(2013年6月現在:全体の約5.6%)。

● 財政負担

分担金:2013年度1.461万ユーロ
(分担率19.1%、第1位)

拠出金(工業開発基金):2013年度8億8,620万円

● 主要分担国一覧(コア拠出)

(単位:千ユーロ、%)

順位	2012年			2013年		
	国名	分担額	分担率	国名	分担額	分担率
1	日本	13,231	19.1	日本	14,610	19.1
2	ドイツ	8,467	12.2	ドイツ	9,349	12.2
3	英国	7,229	10.4	フランス	7,140	9.3
4	フランス	6,465	9.3	イタリア	5,829	7.6
5	イタリア	5,279	7.6	中国	3,719	4.9
6	中国	3,367	4.9	スペイン	3,705	4.9
7	スペイン	3,355	4.8	メキシコ	2,747	3.6
8	メキシコ	2,488	3.6	韓国	2,636	3.4
9	韓国	2,386	3.4	オランダ	2,163	2.8
10	オランダ	1,959	2.8	ロシア	1,780	1.8
	合計	69,387	100.0	合計	76,616	100.0

* 合計は、その他の国を含む。

● 主な使途を明示した特定信託基金への拠出、活用状況

日本は主として、日本から開発途上国への投資促進を目的に工業開発基金に対する拠出を行っている。UNIDO 東京投資・技術移転促進事務所(ITPO)は、上記拠出金により運営されており、開発途上国の投資案件の紹介、開発途上国の投資促進ミッションの招聘、セミナーの開

催等を実施。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

UNIDOは、日本政府もODAとして出資する「人間の安全保障基金」を用いたプロジェクト実施に力を入れており、2013年末までに計16件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「Annual Report」(UNIDO編)

国連工業開発機関の年間活動内容、財政状況等を取りまとめている。入手方法は下記ウェブサイトを参照。

● ウェブサイト

・国連工業開発機関（UNIDO）本部：

<http://www.unido.org>

⑥ 国連児童基金 (UNICEF: United Nations Children's Fund)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1946年設置。日本の資金協力は1950年代以降行われている。

● 経緯・目的

1946年第1回国連総会決議（決議57 (I)）により、戦争で被害を受けた児童の救済のための緊急措置として設置され、その後1953年第8回総会決議（決議802 (III)）により経済社会理事会の常設的下部機構となった。

設立の目的は、当初は第二次世界大戦によって荒廃した欧州地域の児童に対する緊急援助を目的としたが、戦災国の復興に伴い1950年ごろからは開発途上国や被災地の児童等に対する長期的援助に重点が移っている。1965年にはノーベル平和賞を受賞。

2. 事業の仕組み

● 概要

開発途上国の主に子どもを対象に保健、水・衛生、栄養改善、教育等に関する中長期的な開発援助、自然災害や武力紛争等の際の緊急人道支援活動等を行っている。2013年の総収入は約48億5,300万ドルで、総支出額は約42億2,400万ドル。このうち約35億8,800万ドルが現地でのプログラム本体の支出に充てられている。

● 審査・決定プロセス

年に3回開催されるUNICEF執行理事会（執行理事国36か国により構成）において、中期事業計画、国別プログラム、行財政問題等を審議、決定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

各被援助国にあるUNICEF現地事務所が、現地政府、他の国際機関、NGO等と協力しつつ、UNICEF執行理事会等で審議・決定された国別プログラムに則って事業を実施する。

3. 最近の活動内容

● 概要

サブサハラ・アフリカ地域での自然災害や武力紛争に対応するため、近年同地域での事業割合が6割近くを占める。また、シリア人道危機への対応を含む中東・北アフリカ地域での事業割合が、2012年の4.9%から2013年は10.7%に増加。日本もUNICEFを通じて両地域への支援を実施している。

すべての活動分野においてジェンダー平等・女性のエンパワーメントを推進。男子と比べ社会的弱者となりやすい女子への支援（教育支援、水・衛生支援等）や、子どもを守り、育てる母親への支援（妊産婦・母子保健支援等）を重視している。

● 地域別実績

(単位:百万ドル)

地 域	2013年	割合 (%)
サブサハラ・アフリカ	2,109	58.8
アジア・太平洋	684	19.1
中東・北アフリカ	383	10.7
ラテンアメリカ・カリブ海諸国	172	4.8
中・東欧・NIS諸国	95	2.6
他(複数地域にまたがる事業)	143	4.0
合 計	3,588	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

● 分野別実績

(単位:百万ドル)

分野	2013年	割合(%)
子どもの生存と成長	1,992	55.5
基礎教育とジェンダー平等	713	19.9
子どもの保護	399	11.1
子どもの権利のための アドボカシーとパートナーシップ	295	8.2
HIV/エイズと子ども	112	3.1
他(複数分野にまたがる事業)	77	2.1
合計	3,588	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、重要なパートナーの一つであるUNICEFが果たす役割に鑑み、従来からその活動を積極的に支援してきており、可能な限りの資金協力を行うとともに、執行理事会のメンバーとして長年にわたりその政策決定に参画してきた。日本の2013年の拠出額は世界4位であり、日本政府の意向は執行理事会の審議・決定等に反映されている。

● 邦人職員

2014年7月現在、邦人職員数は85名である(幹部職員は4名)。

● 日本の財政負担(暦年ベース)

日本のUNICEFに対する2013年の拠出額は約2億6,300万ドルで、各国政府によるUNICEFへの拠出額全体の8.8%(英国、欧州委員会、米国に次ぎ第4位)を占める。

● 主要拠出国一覧

(単位:百万ドル、%)

順位	2012年			2013年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	英国	334.5	14.7	英国	555.4	18.6
2	米国	334.1	14.7	EC	431.4	14.4
3	ノルウェー	234.3	10.3	米国	325.4	10.9
4	EC	227.8	10.0	日本	263.0	8.8
5	日本	197.4	8.7	ノルウェー	241.3	8.1
6	カナダ	179.5	7.9	スウェーデン	206.4	6.9
7	スウェーデン	161.3	7.1	オランダ	176.2	5.9
8	オランダ	124.5	5.5	カナダ	161.6	5.4
9	オーストラリア	88.0	3.9	ドイツ	59.8	2.0
10	ドイツ	60.6	2.7	デンマーク	59.7	2.0
	合計	2,271.3	100.0	合計	2,994.5	100.0

* 合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

● 日本の政府開発援助(ODA)との協調実績

UNICEFは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2014年7月末までに計76件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「ユニセフ年次報告」(日本語版)

● ウェブサイト

・UNICEF東京事務所：<http://www.unicef.org/tokyo/jp>

・日本ユニセフ協会：<http://www.unicef.or.jp>

⑦ 国連難民高等弁務官事務所

(UNHCR:United Nations High Commissioner for Refugees)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1951年1月1日設立。

● 経緯・目的

国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)は、1949年第4回国連総会決議によって設置が決定された。高等弁務官は、その権限の範囲にある難民に対して国際的保護を提供し、これら難民の自発的帰還または新しい国の社会への同化(第三国定住、現地定住)を促進することによって難民問題の恒久的解決を図るとともに、緊急時には難民に対して法的、物的両面での保護・支援を与える。また、難民の保護のため、国際条約(1951年の「難民の地位に関する条約」、1967年の「難民の地位に関する議定書」等)

の締結および国際条約の批准(加入)の促進等を実施する。

2. 事業の仕組み

● 概要

(1) 対象

1950年に国連総会にて採択された規程によれば、UNHCRが保護を与える難民とは、人種、宗教、国籍もしくは政治的意見を理由に迫害を受ける恐れがあるため、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者または国籍国の保護を受けることを望まない者をいう。

また、その後の国連総会決議によって、UNHCRは自

発的帰還に対する支援を提供すること（総会決議40/118）、国内避難民への保護・支援についても、事務総長、国連総会の要請等を得て行うこと（総会決議48/116）とされている。

(2) 内容

具体的には、難民等に対する水、食料、住居等の提供や国際的保護の付与のほか、自発的な帰還、受入国における定住、または第三国における定住を図ることにある。また、難民の発生を未然に防ぐ予防措置に留意した活動、紛争終了後の復旧・復興への円滑な移行のために支援を行う。

● 審査・決定プロセス

規程に基づき、執行委員会（例年10月、ジュネーブで開催）が翌年の活動計画・予算を討議の上承認する。同委員会は、難民受入国および援助国を中心に構成されている（2014年時点94か国）。また、執行委員会の下部組織である常設委員会が年に3回開催され、UNHCRの行う難民の保護、地域情勢、財政問題等を議論している。

● 実施の仕組み

UNHCR事業計画は、執行委員会の決定を受けて実施され、同実施過程には、UNHCRが自ら実施する以外に、他の国連機関、政府機関、NGOなどが実施団体（Implementing Partners）としてUNHCRから事業実施の委託を受ける方式が確立している。

3. 最近の活動内容

● 概要

2013年のUNHCRの活動規模は、約29億7,540万ドルとなっている。2014年12月時点で124か国、433か所の事務所を拠点に7,092名の職員が難民、国内避難民等への支援活動を行っている。UNHCRが発表している難民を含むUNHCRの支援対象者数は、2014年1月時点で約4,287万人となっている。

● 地域別実績（年次予算）

（単位：百万ドル、%）

地域	2013年	構成比
アジア・太平洋	291.6	9.8
サブサハラ・アフリカ	974.4	32.7
中東・北アフリカ	1,059.2	35.6
欧州	170.8	5.7
米州	61.2	2.1
グローバル・オペレーション*1	216.7	7.3
本部関係	193.5	6.5
その他	8.0	0.3
合計	2,975.4	100.0

*1 複数地域にまたがるもの。
*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、過去15年以上にわたり上位の援助国としての財政的貢献を行うとともに、1979年以降、UNHCRの活動計画・予算および政策を討議・承認する同機関の最高意思決定機関である執行委員会（94か国から構成）のメンバーになっている。

● 邦人職員

UNHCR国際専門職以上の邦人職員は59名（国際専門職員全体の3%、2014年12月現在）である。

● 日本の財政負担

日本からは、1967年以降積極的に資金協力を行っており、2012年は約1.85億ドル、2013年は約2.53億ドルを拠出した（米国に次ぎ国別では第2位）。

● 主要拠出国一覧

（単位：百万ドル、%）

順位	2012年			2013年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	米国	793.5	34.9	米国	1,040.8	38.3
2	日本	185.4	8.2	日本	252.9	9.3
3	EC	166.9	7.3	EC	186.2	6.9
4	スウェーデン	118.3	5.2	英国	155.4	5.7
5	オランダ	103.4	4.6	スウェーデン	112.6	4.1
6	英国	99.6	4.4	クウェート	112.4	4.1
7	ノルウェー	84.9	3.7	ドイツ	111.8	4.1
8	ドイツ	69.3	3	デンマーク	86.5	3.2
9	カナダ	65.0	2.9	オランダ	85.6	3.2
10	デンマーク	58.1	2.6	ノルウェー	78.5	2.9
	合計	2,271.5	100.0	合計	2,716.3	100.0

出典：UNHCR作成資料
* 合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

UNHCRは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2013年末までに計23件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「The Global Appeal」

UNHCRの年間活動計画の概要についてとりまとめている。例年、前年の12月に発表される。

英語のウェブサイト（下記）にて参照可能。

- ・「The Global Report」

UNHCRの年間活動報告。例年、翌年の6月に発表される。

英語のウェブサイト（下記）にて参照可能。

● ウェブサイト

- ・国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）本部：
<http://www.unhcr.ch/>
- ・UNHCR駐日事務所：<http://www.unhcr.or.jp>（日本語）

⑧ 国連人口基金 (UNFPA: United Nations Population Fund)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1967年6月、国連事務総長の下に信託基金として発足。日本は1971年以来、資金協力を行っている。

● 経緯

国連システム下で人口分野における諸活動を強化するための財源として国連事務総長の下に信託基金の形で発足し、1969年、「国連人口活動基金」（UNFPA: United Nations Fund for Population Activities）と改称。1972年には第27回国連総会決議3019に基づき国連の下部組織となり、1988年に通称はUNFPAのまま「国連人口基金（United Nations Population Fund）」に改称。

● 目的

UNFPAは、人口統計データを用いて、途上国のニーズを調査・予想を可能にし、開発目標到達までの道のりと進捗を把握するための支援を行っている。さらに、技術面での指導・訓練・サポートを通して開発途上国パートナーのデータ収集・分析・研究などの能力強化を図っている。

また女性と若い人々のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）が開発の中心に位置付けられるように、主に以下の3つの活動を行っています。

- ・すべての妊娠が望まれるものであること
女性が意図しない妊娠を避け、自身の望む、責任を持って育てられる数の子どもを産めるようにするために、家族計画を実行し、効果的な避妊薬（具）を入手できるようにする。
- ・すべての出産が安全であること
貧富の格差、住んでいる場所にかかわらず、また自然

災害や紛争・戦時下でも、家族計画を実施でき、専門家の立ち会いの下に出産が行われ、緊急産科ケアを受けられるようにし、妊産婦死亡率を低減する。

- ・すべての若者の可能性が満たされること
開発途上国人口の半数以上を占める若者の権利を守り、性と生殖に関する情報・サービスをはじめ、自らの潜在能力を発揮できる知識とスキルを得られるようにする。特に少女の強制的な結婚・児童婚・ジェンダーに基づく暴力、女性性器切除等を廃絶し、教育を続けられるようにする。

2. 事業の仕組み

● 概要

被援助国である開発途上国の要望に応じ、開発途上国政府およびNGOを通じて援助を実施している。国連加盟各国からの資金拠出を主な財源とし、ほかに財団やトラスト（公益信託）、企業や個人からの寄付、利子収入などによって支えられている。2013年の国連人口基金の収入は約9億7,680万ドル（出典：UNFPA Annual Report 2013）で、そのうち一般拠出金総額は約4億9,570万ドルである。

● 審査・決定プロセス

各国からの拠出金見込み額をもとに、事業の4、5年計画を策定し国別援助額を定め、世界中の約150か所にあるカントリー・オフィスが中心となり、国連開発援助枠組み（UNDAF）の下に国別プログラムを策定する。この国別プログラムは最高意思決定機関である執行理事会にて審議・承認される。被援助国政府等との協議を踏まえて具体的なプロジェクトが確定され、必要があれば執行理事会で改訂される。

● 決定後の案件実施の仕組み

UNFPAは事業を開発途上国のパートナー（政府、NGO等）に委託して、技術支援をしながら事業を実施している。何年も前から、開発途上国の自助努力を促す目的のために開発途上国政府やNGO等自らがUNFPAのサポートの下に事業を実施している場合がほとんどである。

3. 最近の活動内容

● 概要

1994年カイロで行われた国際人口開発会議（ICPD）で採択された行動計画（PoA）およびミレニアム開発目標（MDGs、特に第3、5、6目標）に基づき、妊娠や出産、母子保健、家族計画、さらには性感染症・HIV/エイズの予防など、幅広い課題を含むリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）の推進を重要目標に掲げ、人口と開発、そして、ジェンダーの平等・女性のエンパワーメントに関する政策提言（アドボカシー）に重点を置いて援助を行っている。ICPD開催から20年の節目となる2014年、「ICPD Beyond 2014（ICPDから20年：2014年以降の展望）」を冠した関連行事が行われている。

また、ポスト2015開発アジェンダに向け、ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントを一つの独立した目標とし、その中でリプロダクティブ・ライツをターゲットとすること、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツを保健分野の目標のターゲットとすること、思春期の少女と青年期の若者への投資を一つの独立した目標とすることを提案している。

● 地域別実績

UNFPAはプログラムへの投資として、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、女性のエンパワーメント、ジェンダーの平等などに重点を置き、思春期の少女・若者や女性を中心としているため、主にアフリカおよびアジア・太平洋地域への援助にその資金が充てられている。

(単位:百万ドル、%)

地 域	2013年	構成比
東・南部アフリカ	165.1	21.7
西・中部アフリカ	126.3	16.6
アラブ諸国	77.1	10.1
東欧・中央アジア	25.5	3.3
アジア・太平洋	133.7	17.5
ラテンアメリカ・カリブ諸国	65.5	8.6
地球規模の活動	169.7	22.2
合 計	762.9	100.0

出典:UNFPA Annual Report 2013
* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

● 分野別実績

2013年のUNFPAの分野別事業実績は支出額ベースで以下のとおり。

(単位:百万ドル、%)

分 野	金 額	構成比
人口動態	50.6	6.6
妊産婦と新生児の健康	199.7	26.2
家族計画	187.8	24.6
HIV/エイズなどの性感染症の予防活動	31.7	4.2
ジェンダーの平等とリプロダクティブ・ヘルス	73.2	9.6
若者のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスと性教育	51.4	6.7
データ調査とデータ分析	75.5	9.9
プログラムの調整と支援	79.6	10.4
その他	13.4	1.8
合 計	762.9	100.0

出典:UNFPA Annual Report 2013
* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、人口問題の重要性に鑑み、UNFPAに対して積極的な資金協力を行っており、拠出金の国別順位においては1986年から1999年まで第1位、2000年から2004年までは第2位、2005年は第4位。2010年には第9位にまで下がったが、2011年からは第8位となり、2013年は一般拠出金として約2,500万ドルを拠出し、第8位を維持している。また、これまで数度にわたり、最高意思決定機関である執行理事会の理事国も務めてきている。

● 邦人職員

国際専門職以上の邦人職員12名（2014年3月現在）。

● 日本の財政負担

一般拠出金額は、2012年、2013年ともに約2,500万ドル。

UNFPAに対する一般拠出金総額（約4.6億ドル）に占める2013年の拠出率は、5.4%（第8位）となっている。

● 主要拠出国一覧（一般拠出金）

（単位：百万ドル、%）

順位	2012年			2013年		
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	スウェーデン	66.3	15.1	ノルウェー	70.6	15.3
2	ノルウェー	59.4	13.6	スウェーデン	65.8	14.3
3	オランダ	49.0	11.2	オランダ	52.4	11.4
4	デンマーク	44.0	10.1	フィンランド	46.8	10.2
5	フィンランド	36.0	8.2	デンマーク	40.4	8.8
6	英国	31.8	7.3	英国	31.5	6.9
7	米国	30.2	6.9	米国	28.5	6.2
8	日本	24.9	5.7	日本	24.9	5.4
9	ドイツ	20.7	4.7	ドイツ	24.0	5.2
10	カナダ	17.4	4.0	スイス	16.1	3.5
	合計	437.5	100.0	合計	460.0	100.0

* 合計は、その他の拠出国を含む。

● 主な用途を明示した信託基金への拠出

2000年、UNFPAと日本政府の合意の下に日本信託基金（JTF、「インターカントリーなNGO支援信託基金」）が設けられ、多数の国にまたがった、または地域的規模で活動する人口開発分野のNGO等の活動に資金を提供している。日本は毎年100万ドルを拠出。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

日本は、1994年にUNFPAとの間で「マルチ・バイ協力」

を結び、1995年以来、同協力を22か国（2012年度まで総額約20億円相当）において実施してきている。また、UNFPAは人間の安全保障基金を用いたプロジェクトの実施に力を入れており、2013年4月まで計50件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「世界人口白書」（UNFPA編・発行、日本語版制作 ジョイセフ）

世界の人口分野の問題の動向と人口指標などをとりまとめている。例年秋に発行。

英語と日本語版はUNFPA東京事務所ウェブサイトより入手可能。日本語版印刷物の郵送を希望する場合は（公財）家族計画国際協力財団（ジョイセフ）に申し込む。

・「UNFPA Annual Report」（UNFPA編・発行）

UNFPAの年間活動内容、財政状況などをとりまとめている。入手方法はUNFPA東京事務所ウェブサイトを参照。

● ウェブサイト

・ UNFPA本部：http://www.unfpa.org

・ UNFPA東京事務所：http://www.unfpa.or.jp（日本語）

⑨ 国連パレスチナ難民救済事業機関

(UNRWA:United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1949年12月設立。1950年から活動を開始。2010年の総会で活動期間が更新され、現在の活動期間は2017年6月30日まで。

● 経緯・目的

1948年5月、英国によるパレスチナ委任統治終了と同時にイスラエルが独立を宣言。これにエジプト等アラブ諸国が反発し、第一次中東戦争が勃発した。この戦争の結果、イスラエルに占領された地域のパレスチナ人約75万人が難民となり、ヨルダン、シリア、レバノン、ヨルダン川西岸およびガザ地区に流出した。当初、パレスチナ難民の救済は、1948年に設立された国連パレスチナ難民救済機関（UNRPR：United Nations Relief for Palestine Refugees）の調整により、民間の手によって行われていた。

しかし、問題の長期化につれて、救済事業を自らの手で実施する国連機関の設立を望む声が高まり、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）の成立となった。

2. 事業の仕組み

● 概要

UNRWAの事業は、大きく分けて通常計画と特別事業計画とがあり、通常計画としては「3. 最近の活動内容」のとおり、教育・職業訓練、医療・保健、および救済・福祉等のサービス提供を行っており、ドナー国のイヤマーク拠出を受けて特別事業計画を実施している。

● 審査・決定プロセス

パレスチナ難民である現地職員（教員、医師、フィールド・ワーカー等）および国際職員約3万人により事業が運営されており、前述の事業の内容は、日本もメンバーで

あるUNRWA諮問委員会および財政作業部会において、適正に運営されているか審査が行われ、また、実施された事業については、毎年国連事務総長に対して報告される。

3. 最近の活動内容

● 概要

ヨルダン、シリア、レバノン、ヨルダン川西岸およびガザ地区に住むパレスチナ難民約527万人に対し、通常計画として教育・職業訓練、医療・保健、救済・福祉等を下記のとおり直接実施している。なお、2013年の活動規模は約12億ドルであった。

● 教育・職業訓練

パレスチナ難民の子弟は、周辺難民受入国だけでなくヨルダン川西岸およびガザにおいても一般の教育システムの中で教育を受ける機会が少ない。そのため、パレスチナ難民の子弟に対して初等・中等教育および職業訓練を提供することは、UNRWAの重要な課題である。UNRWAが運営する初等・中等学校666校において生徒約48万人に対する初等・中等教育、また、職業訓練所9か所において職業訓練を行っている。なお、これらの教育を行うために、教育スタッフとして約2万2,600人が従事している。

● 医療・保健

パレスチナ難民は、UNRWAが運営する保健センター138か所において、医療サービスを受けることができるほか、歯科治療、母子保健サービス、家族計画等のサービスを提供する施設を運営しており、年間延べ約930万人が治療等を受けている。

● 救済・福祉

老人、寡婦、身体障害者等の生活困窮状態にあるパレスチナ難民に対して社会福祉活動を実施している。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

UNRWAの管理・運営をつかさどる委員会としては、国連総会の決議により設置された諮問委員会（英国、米国、フランス、日本等のドナー国とヨルダン、シリア、レバノンの難民受入国の計27か国から構成、パレスチナ解放機構〈PLO〉はオブザーバーとして参加）、また1970年に設置され、財政問題を検討し国連総会に勧告する財政作業部会（英国、米国、フランス、日本、レバノン等）がある。日本は、諮問委員会および財政作業部会のメンバーとなっており、UNRWAの運営に対して影響力を有している。

● 邦人職員

2014年12月現在、国際職員254名のうち邦人職員3名が在籍。

● 日本の支援

日本は1953年より拠出を行っており、2013年には約2,883万ドルを拠出した。

● 主要拠出国一覧

(単位:百万ドル、%)

順位	2012年			2013年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	米国	233.3	26.2	米国	294.0	24.1
2	EC	204.1	22.9	EC	216.4	17.8
3	英国	68.8	7.7	サウジアラビア	151.6	12.4
4	スウェーデン	54.3	6.1	英国	93.7	7.7
5	ノルウェー	31.6	3.5	スウェーデン	54.4	4.5
6	ドイツ	28.0	3.1	ドイツ	53.1	4.3
7	オランダ	24.6	2.8	ノルウェー	34.6	2.8
8	日本	22.5	2.5	日本	28.8	2.4
9	イスラム開発銀行	21.5	2.4	スイス	23.3	1.9
10	スイス	18.6	2.1	オーストラリア	22.4	1.8
	合計	891.8	100.0	合計	1,219.0	100.0

*1 UNRWA統計(暦年)より。

*2 合計は、その他の拠出国を含む。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

・国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) 本部：
<http://www.unrwa.org>

⑩ 国連環境計画 (UNEP: United Nations Environment Programme)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1972年の第27回国連総会決議2997（12月15日採択）により設立。日本の資金協力は、翌1973年の活動開始以来行われている。

● 経緯・目的

1972年の国連総会決議に基づき、環境の保護と改善のための国連内部機関として設立された（上記決議は、同年6月に「かけがえのない地球」をキャッチフレーズにストックホルムで開催された国連人間環境会議において採択された「人間環境のための行動計画」の勧告を受け、提案・採択されたものである）。国連環境計画 (UNEP) は、既存の国連諸機関が行っている環境に関する諸活動を総合的に調整するとともに、国連諸機関が着手していない環境問題に関して、国際協力を推進していくことを目的としている。

上記国連総会決議では、UNEPの目的遂行に必要な資金を賄うための環境基金を1973年1月1日より設置することも決定された。日本は、この基金に対する最初の拠出国として、同年、100万ドルを拠出した。

2. 事業の仕組み

● 概要

環境分野を対象に、国際協力活動を行っている。オゾン層保護、気候変動、廃棄物、海洋環境保護、水質保全、化学物質管理や重金属への対応、土壌の劣化の阻止、生物多様性の保護、国際環境ガバナンス等、広範な分野の環境問題に取り組んでおり、それぞれの分野において、国連機関、国際機関、地域機関、各国と協力して活動している。

その活動資金は主に、環境基金を含む各国の任意拠出によって賄われている。2012年および2013年の環境基金への拠出総額は、2014年6月末時点でそれぞれ7,236万ドルおよび7,939万ドルである。

● 審査・決定プロセス

国連持続可能な開発会議（リオ+20、2012年6月、ブラジル）の決定を受け、UNEP設立以来58か国の管理理事国会合に代わり、2014年からは全国連加盟国が参加可能な国連環境総会 (UNEA) が意思決定機関となり、2年に1度開催されることとなった。各国からの拠出金見込額をもとに、UNEAにおいて、向こう2年間の分野ごとの資金配分を決定していく。この資金配分に従って、UNEP事務

局がUNEAで決議された方針と各国からの要請を踏まえて、具体的なプロジェクト等の活動を策定している。第1回国連環境総会が2014年6月に開催された。

● 決定後の案件実施の仕組み

事務局長は、UNEAで決定された2か年事業計画を実施する義務を負う。個別のプロジェクトは、地球環境のモニタリングとその結果の公表、環境関係条約の作成準備、環境上適正な技術に関する情報収集・配布等、UNEP事務局が独自に実施する場合と、ナイロビの事務局本部がアジア・太平洋地域など世界6か所にある地域事務所や国連開発計画 (UNDP) 等他の国連機関などと連携して実施する場合とがある。UNEPは各開発途上国に事務所を持たないため、途上国における環境法制の策定支援等についてはUNEP職員自らが出張し直接事業を実施するが、直接対応できない場合は、コンサルタントの雇用や、UNDP等の職員に依頼するなどしている。

3. 最近の活動内容

● 概要

地球環境のモニタリングを行い、その結果を公表し政策決定者へ提供するとともに、特定の環境課題に対応するための条約策定の促進や政策ガイドラインの作成を行い、規範的な側面から環境分野において貢献している。主な活動内容は次のとおり。

- ・ 多国間環境条約や国内環境政策の策定支援
- ・ 環境管理のための関係機関の強化、連携促進
- ・ 経済開発と環境保護の統合
- ・ 持続可能な開発のための知識・技術移転の促進
- ・ 市民社会や民間部門の意識啓発・パートナーシップ促進

● 地域別実績

様々な分野の地球環境問題に対応するため、アフリカ、アジア・太平洋、欧州、中南米の各地域において、他の国際機関等と連携しつつ、地域レベル・国レベルの事業を実施している。2012年度および2013年度に実施した事業のうち、特定の国・地域を対象とした具体例として以下のような事業がある。

- ・ 紛争後の環境回復支援事業（アフガニスタン、コンゴ民主共和国、ハイチ、南スーダン等）
- ・ 気候変動への適応のための政策の策定支援事業（バングラデシュ、ブータン、ミャンマー、モザンビーク、ネパール等）

・各国の環境政策立案に際して、生態系の保護・管理に資する事項が含まれるよう支援する事業（ハイチ、ケニア、ドミニカ共和国等）

● 分野別実績

前項の「審査・決定プロセス」のとおり、2年間の活動について分野別に予算を配分しており、最終実績も2年間の上記分野ごとの支出額が報告される。2013年12月時点での環境基金を財源とした実績額（2012-2013年）は次のとおり。

（単位：百万ドル）

分野	実績額(2012-2013年)
気候変動	25.3
災害と紛争	6.2
生態系管理	27.8
環境ガバナンス	40.0
有害物質と廃棄物	17.3
資源効率性	19.8
その他	19.6
合計	155.9

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

1972年のUNEP発足当初から2012年までの最高意思決定機関は、国連総会において選出された58か国（任期4年）により構成される管理理事会であり、日本は継続して管理理事国に選出されていた。

● 邦人職員

2013年12月末現在、専門職以上の職員は648名で、うち日本人職員は18名。日本としては邦人職員数増加のため積極的に働きかけている。

● 日本の財政負担

UNEP創設以来資金拠出を継続しており、最近の毎年の拠出規模は上位15位内に位置している。2012年および2013年の拠出状況（上位10か国の拠出率・額および全体額）は次のとおり。

● 主要拠出国一覧

（単位：百万ドル、%）

順位	2012年			2013年		
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	オランダ	10.0	14.09	オランダ	10,248	13.15
2	ドイツ	9.7	13.64	ドイツ	9,889	12.69
3	米国	6.6	9.27	米国	6,247	8.02
4	フランス	5.9	8.23	フランス	5,850	7.51
5	英国	5.7	8.03	英国	5,571	7.15
6	スウェーデン	4.9	6.87	スウェーデン	4,793	6.15
7	フィンランド	4.4	6.18	スイス	4,661	5.98
8	デンマーク	4.4	6.15	デンマーク	4,602	5.90
9	スイス	4.4	6.10	フィンランド	4,364	5.60
10	ノルウェー カナダ	3.0	4.20	ノルウェー	3,000	3.85
	日本	2.8	3.91	日本	1,269	1.63
	合計	72.4	100.0	合計	79,391	100.0

* 合計は、その他の拠出国を含む。

● 主な用途を明示した信託基金への拠出、活用状況

日本は、開発途上国への環境上適正な技術の移転を行う「国連環境計画国際環境技術センター」(UNEP/IETC) を日本に招致、1992年に大阪に設置された。日本はホスト国として、コア予算分として2012年、2013年にそれぞれ約160万ドルを拠出しているほか、「エネルギー利用のためのバイオマス廃棄物プロジェクト」等、プロジェクトの実施も支援している。UNEP/IETCは、主に廃棄物管理の分野を対象に、環境上適正な技術に関するデータベースの構築、研修（短期・長期）、セミナー等の開催を通じ、開発途上国・市場経済移行国への技術移転を促進している。また、「廃棄物管理に関するグローバルパートナーシップ」の事務局を務め、国際的な廃棄物管理の取組・活動に関する情報や連携の更なる促進に努めている。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

- ・イラク環境部門人材育成事業
- ・イラク南部湿原環境管理支援事業

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「UNEP 2013 ANNUAL REPORT」
- ・「UNEP YEAR BOOK 2013」

● ウェブサイト

- ・国連環境計画（UNEP）本部：<http://www.unep.org>

⑪ 国連開発計画 (UNDP: United Nations Development Programme)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1966年1月1日設置。

● 経緯・目的

1965年の第20回国連総会決議2029 (XX) に基づき、それまでの「国連特別基金」および「拡大技術援助計画」が統合されて、1966年1月1日に設立された。国連憲章に謳われる開発と人権に関する基本理念に基づき、開発課題に取り組む国連の中核的機関となることを目的とする。ニューヨークに本部を置き、130以上の国と地域に常駐事務所を構える。

2. 事業の仕組み

● 概要

国連開発計画 (UNDP) は32の国連機関等から成る国連開発グループの議長を務める開発分野の中核的機関であり、開発分野における高い専門的知見と経験、グローバルなネットワークを有している。これらを活かし、開発途上国、市場経済移行国または地域を対象として技術協力や能力開発のための国別計画、地域計画、およびグローバルな計画を策定する。また、同計画に基づき受益国等からの要請に応じて専門家派遣、技術者の研修、機材供与等を行っている。UNDPは、国連総会が設立した「国連資本開発基金 (UNCDF)」や「国連ボランティア計画 (UNV)」の管理も行う。

その活動資金は、各国からの任意拠出等によって賄われている。2013年の収入は約51億5,000万ドルであり、そのうち通常資金 (コア・ファンド) 収入は約8億9,600万ドル。

● 審査・決定プロセス

各国からのコア・ファンド収入の見込み額をもとに、原則4年ごとに向こう4年間の国別援助割当額を定める。これをもとに各国のUNDP国事務所が中心になって、援助の重点分野や主要プログラムの概要を示した国別協力計画を策定する。その上で、被援助国政府および他の援助国等との協議を踏まえて具体的なプロジェクトを確定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

UNDPが自ら事業を実施するほか、開発途上国政府がUNDPの協力を得て事業を実施するが、他の国連機関やNGO等に委託して事業を実施する場合もある。

3. 最近の活動内容

● 概要

貧困の撲滅、不平等と社会的疎外の大幅是正を目標として、持続可能な開発プロセス、民主的ガバナンス、強靱な社会の構築に重点を置いて、170以上の国・地域で活動している。

1990年からは毎年、開発の度合いを測定する尺度である「人間開発指数」に基づく「人間開発報告書」を発行している。また、ミレニアム開発目標 (MDGs) 達成に向け国連において中心的役割を果たしており、ポスト2015年開発アジェンダ策定においても、国連内部の調整役を務めるなど重要な役割を担っている。

● 地域別実績

2013年の地域別事業実績は、支出額ベースで以下のとおり。

(単位:百万ドル)

地域	金額
アジア・太平洋	1,193.7
アフリカ	980.6
ラテンアメリカ・カリブ地域	891.3
アラブ諸国	536.3
欧州・CIS	329.0
その他	311.6
合計	4,242.5

出典:UNDP年次報告書2013/2014

4. 日本との関係

● 日本との連携

UNDPは、グローバルな課題の解決に向けた取組を牽引する上で、日本の重要なパートナーとなっている。日本が主導した2011年6月の「MDGsフォローアップ会合」、2012年7月の「世界防災閣僚会議in東北」、2013年6月の「第5回アフリカ開発会議 (TICAD V)」等を共催した。また、2013年9月の国連総会においてサイドイベント「ポスト2015: 保健と開発」を共催し、2014年7月にはUNDP人間開発報告書の国際公式発表を日本において開催した。

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本はUNDPが設立されて以降、数年を除き、UNDPの政策および活動方針を決定する最高意思決定機関である執行理事会の理事国として、UNDPの意思決定に積極的に関与している。

● 邦人職員

UNDPの職員数7,945名（うち専門職以上は2,731名）のうち、邦人職員は91名（うち専門職以上は80名、JPO派遣^{（注1）}は12名）（2013年12月末現在）である。

● 日本の財政負担（暦年ベース）

日本からは積極的に資金援助を行っている。UNDPのコア・ファンドへの拠出は、2013年度は約8,047万ドル、全コア・ファンドに占める日本の拠出の割合は約9%である。

● 主要拠出国一覧（コア拠出）

（単位：百万ドル、%）

順位	2012年			2013年		
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	ノルウェー	137.9	16.3	ノルウェー	133.2	14.9
2	スウェーデン	103.4	12.2	カナダ*2	93.5	10.4
3	英国	87.3	10.3	英国	85.5	9.5
4	日本	80.5	9.5	スウェーデン	84.6	9.4
5	米国	78.4	9.3	日本	80.5	9.0
6	オランダ	71.4	8.4	米国	79.1	8.8
7	スイス	58.1	6.9	オランダ	74.4	8.3
8	デンマーク	57.7	6.8	スイス	62.8	7.0
9	ドイツ	29.0	3.4	デンマーク	56.5	6.3
10	ベルギー	27.8	3.3	ドイツ	29.9	3.3
	合計	846.1	100.0	合計	895.7	100.0

出典：UNDP年次報告書2013/2014
*1 合計はその他の拠出国を含む。
*2 カナダは、2012年の支払分を含む拠出額。

● 主な使途を明示した特定基金への拠出、活用状況

日本は、開発途上国の多様なニーズに応じ、効果的かつ効率的なパートナーシップを構築することを目的として、2003年に従来の基金を整理統合し、日本・UNDPパートナーシップ基金を設置した。本基金により、日本とUNDPとの共通の重要開発分野における開発途上国支援、

南南協力支援、MDGs関連の共同研究、プロジェクトの成功例にかかわる広報を含む、幅広い開発協力を展開する。2013年度は、同基金に対して約133万ドル（当初予算）を拠出した。

また、目的別の基金として、日本・パレスチナ開発基金（1988年設立）およびTICADプロセス推進基金（1996年設立）をUNDPに設置し、拠出している。

こうした使途を限定した拠出を含めた合計拠出金額では、日本がUNDPの最大の拠出国となっている。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

限られた援助資金を効果的かつ効率的に執行するとの観点から、日本はUNDPとの援助協調にも積極的に取り組んでおり、日本の二国間援助とうまく組み合わせることなどにより、相互の補完性および援助の効率性を高め、日本の顔がよく見える形で支援が行われるよう努めている。

UNDPとJICAは2009年に連携強化のための覚書を締結し、定期協議を開催するとともに、世界各地の開発現場で様々な連携プロジェクトを展開している。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・ UNDP年次報告書（UNDP発行）
- ・ UNDPが毎年発表する「Human Development Report（人間開発報告書）」

● ウェブサイト

- ・ 国連開発計画（本部）：<http://www.undp.org>
- ・ 国連開発計画（UNDP）駐日代表事務所：
<http://www.jp.undp.org/tokyo/ja/home.html>

⑫ 世界保健機関（WHO: World Health Organization）

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1948年4月7日設立。

● 経緯・目的

国際連合の専門機関であり、1946年、ニューヨークで開かれた国際保健会議が採択した世界保健憲章（1948年4月7日発効）によって設立された。日本は1951年5月16日の第4回総会において、加盟が認められた。

「すべての人々が到達しうる最高基準の健康を享有す

ること」（憲章第1条）を目的としている。

2. 事業の仕組み

● 概要

予算は2年制であるが、活動の財源は、加盟国の義務である分担金（各国の分担率は国民所得等に基づいて算定される国連分担率に準拠）と、加盟国およびUNDP、世界銀行等の他の国際機関からの任意拠出金から成っている。

注1：日本政府が派遣にかかる経費を負担して一定期間（原則2年間）各国国際機関で職員として勤務し、国際機関の正規職員となるために必要な知識・経験を積む人材の派遣制度。

分担金による通常予算は、主として職員の給与、会議の開催、保健・医療に関する調査・研究、情報の収集・分析・普及、器材購入、各国政府に対する助言等に振り向けられ、任意拠出金は、通常予算ではカバーできないフィールド・レベルの技術協力等を中心とした事業活動に使われることとされているが、近年はこの任意拠出金の割合が8割程度まで上昇していることから、通常予算で賄うべき事業への支出にも活用されている。

● 審査・決定プロセス

各加盟国により構成され、年に1度開催される世界保健総会が最高意思決定機関であり、総会で選出された34か国が推薦する執行理事により構成される執行理事会が、総会の決定・政策の実施、総会に対しての助言または提案を行っており、総会の執行機関として行動するという仕組みになっている。

総会では、事業計画の決定、2か年予算の決定、執行理事国の選出、新規加盟国の承認、憲章の改正、事務局長の任命等を行うほか、保健・医療に係る重要な政策決定を行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

総会において承認された事業計画に基づいて、定められた項目別に事務局が事業を実施する。事業の実施状況については、執行理事会・総会に報告がなされる。

3. 最近の活動内容

● 概要

WHOは、保健衛生の分野における問題に対し、広範な政策的支援や技術協力の実施、必要な援助等を行っている。また、感染症対策や慢性疾患等に対する対策プログラムのほか、国際保健に関する条約、協定、規則の提案、勧告、研究促進等も行っており、ほかに食品、生物製剤、医薬品等に関する国際基準も策定している。

● 地域別実績

地域事務局が主体となって行っている仕事の大半は、WHOの事業のうち最も重要なものの一つとして位置付けられている各国に対する技術支援である。これに対してWHOの全予算の約7割が振り向けられている。技術支援は、通常①専門家の派遣、②ワークショップ等の開催、③ガイドラインの作成、④フェローシップの提供という形式で与えられる。

● 地域別予算

(単位:百万ドル、%)

地域	2014～2015年	
	金額	構成比
南東アジア*2	338.0	8.5
アフリカ	1,121.5	28.2
南北アメリカ	175.0	4.4
欧州	226.7	5.7
東地中海*3	560.8	14.1
西太平洋*4	270.4	6.8
(本部)	1,284.6	32.3
合計	3,977	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*2 南アジアと東南アジアの一部、北朝鮮。

*3 中東と北アフリカの一部。

*4 大洋州と東アジア、東南アジアの一部。

● 主要な事業

2009年に発生した豚由来の新型インフルエンザA(H1N1)や2013年に発生した鳥インフルエンザA(H7N9)対策をはじめとして、新たに発生した感染症(エボラ出血熱、鳥インフルエンザ、SARS(重症急性呼吸器症候群)など)や、既に克服されたと思われていた感染症の再興(コレラ、結核など)が、世界的規模で大きな問題となっていることから、これらを「新興・再興感染症」として総合的・重点的に対策を講じている。2005年5月のWHO総会において採択された疾病の国際的な伝播を最大限防止することを目的とした改正国際保健規則(IHR:International Health Regulations)が2007年6月に発効し、感染症の発生をはじめとする公衆衛生上の緊急情報をWHOに通達することとなった。新型インフルエンザA(H1N1)が発生した際には、本規則に基づくネットワークが有効に機能した。

また、HIV/エイズ、結核、マラリアという三大感染症についても、世界エイズ・結核・マラリア対策基金やその他の国際機関と協調しつつ、指導的役割を担っている。結核については、直接管理の下に服薬を行う短期療法(DOTS)、HIVとの重複感染や多剤耐性への対応を行っている。

さらに、そのほかの感染症の対策にも力を注いでいる。ポリオについては、重点的な予防接種事業の推進により西太平洋地域においても2000年10月に京都でポリオ制圧宣言が出され、残されたポリオ常在国における撲滅に向けて取り組んでいる。その他、リンパ・フィラリア症、アフリカの風土病であるオンコセルカ症、中南米の風土病であるシャーガス病など顧みられない熱帯病(NTD)についても、制圧対策を推進している。

さらに、病気の子どもに幅広くケアを提供するための小児期疾患総合管理対策、安全な出産を確保するための妊産婦対策や家族計画などのリプロダクティブ・ヘルス対策の推進、日常の疾病対策に不可欠な医薬品を適切に供給・管理するための必須医薬品対策や医薬品の研究開発、2005年2月に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に基づくたばこ対策や生活習慣病などの非感染症疾患、自然災害や紛争等の緊急事態における緊急人道援助などについても力を注いでいる。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

1951年の加盟以来、日本は、WHOの活動に積極的に参画している。この間、日本は12回にわたって、執行理事会の理事指名国に選ばれている。

● 邦人職員

WHOは、2013年12月末現在で7,296名（専門職3,048名、一般職3,404名）の職員がいるが、そのうち邦人職員は32名。中島宏第4代事務局長（1988～1998年）、尾身茂西太平洋地域事務局長（1999～2009年）を輩出している。

● 財政負担

2014～2015年の総予算は39億7,700万ドルである。このうち、約23%にあたる分担金総額は9億2,900万ドル（2年間の総額）であり、加盟国の義務的負担により賄われる。2014年の日本の分担率は10.8338%で、分担金は約5,030万ドル。アメリカ（分担率22%）に次いで第2位の拠出国となっている。一方、残りの77%である30億4,800万ドルは、加盟国の任意の負担である任意拠出金により賄われ、このうち、日本は2014年には709万ドルの任意拠出金（2013年には958万ドル）を拠出している。

● 主要分担国一覧

（単位：百万ドル、%）

順位	2014年			2015年		
	国名	分担額	分担率	国名	分担額	分担率
1	米国	105.1	22.0	米国	105.1	22.0
2	日本	50.3	10.8	日本	50.3	10.8
3	ドイツ	33.2	7.1	ドイツ	33.2	7.1
4	フランス	27.8	5.6	フランス	27.8	5.6
5	英国	24.1	5.2	英国	24.1	5.2
6	中国	23.9	5.1	中国	23.9	5.1
7	イタリア	20.7	4.4	イタリア	20.7	4.4
8	カナダ	13.9	3.0	カナダ	13.9	3.0
9	スペイン	13.8	3.0	スペイン	13.8	3.0
10	ブラジル	13.6	2.9	ブラジル	13.6	2.9
	合計	479.3	100.0	合計	479.3	100.0

* 合計は、その他の国を含む。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

WHO西太平洋地域事務局（WPRO）との間では、感染症対策等において、日本のODAを通じた連携を行っている。基本的に毎年、WPROとの連携協議（日・WPRO協議）を行い（2007年10月に第7回協議を実施）、保健・医療分野のODAに関する意見交換や、予防接種拡大計画等での連携を図っている。1990年にはポリオ根絶計画に協力し、日本のJICAを通じた協力により全国一斉投与用経口ポリオ・ワクチンが供与され、1997年の発生例を最後として、2000年10月、WHOにより西太平洋地域からのポリオ根絶が宣言された。

新型インフルエンザ対策においても、2007年に鳥および新型インフルエンザ対策のために1,802.6万ドルを拠出し、ASEANおよびASEMの抗ウイルス薬備蓄事業にも協力を得ている。また、2009年9月、H1N1新型インフルエンザのワクチン接種支援のため約11億円の緊急無償資金協力を実施した。

人道支援としては、2005年1月スマトラ沖大地震・インド洋津波被害支援（660万ドル）、2007年2月イラク復興支援（390万ドル）等のための拠出も行っている。

そのほか、WHOの各種技術セミナー等への講師・専門家派遣やWHOが派遣するフェローの受入れ等の協力を行っている。

また、WHOは人間の安全保障基金を活用したプロジェクトの実施に力を入れており、2014年5月末までに計36件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・ World Health Report, 2013 (WHO発行)

● ウェブサイト

・ 世界保健機関 (WHO) 本部 : <http://www.who.int>

⑬ 国連大学 (UNU: United Nations University)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1972年第27回国連総会決議に基づき、1975年、東京に国連大学暫定本部が設置された。日本の協力は、国連大学設立準備のための研究費の拠出等1972年以来、継続して行われている。

● 経緯・目的

- ・ 1969年、ウ・タント国連事務総長が、国連総会で国際的な大学院大学としての国連大学創設を提唱。
- ・ 当時日本に本部を置く国連機関がなかったこともあり、日本国内で同大学の設立・誘致の機運が高まり、1970年4月にウ・タント国連事務総長が訪日した際、佐藤栄作内閣総理大臣（当時）は国連大学創設構想実現への協力を日本政府として約束した。
- ・ 1972年、第27回国連総会で国連大学設立決議を採択。ただし、英国、米国等主要国が伝統的な意味での「大学」とすることに反対したため、「学者・研究者の国際的共同体」として設立されることとなった。
- ・ 1973年第28回国連総会は「国連大学憲章」を採択。国連大学本部を東京首都圏内に設置することが決定した。
- ・ 1975年、東邦生命ビル（東京）内に国連大学暫定本部を開設し、本格的な活動を開始。
- ・ 1992年、東京・青山に新本部ビル完成。土地は東京都が無償提供、建物の建設経費は日本（旧文部省）が負担した。
- ・ 2009年第64回国連総会にて「国連大学憲章」の改正。大学院プログラムが開設可能となった。

2. 事業の仕組み

● 概要

大学本部（東京）および世界13か国にある計14の研究・研修センター/プログラム（2013年6月現在）が世界各国の大学等と連携・協力関係を結び、それらをつなぐネットワークを通じ、人類の存続、発展および福祉等に係る地球規模の諸問題についての研究、人材育成および知識

の普及を行うことを目的としている。その活動資金は各国政府、国際機関およびその他非政府財源からの任意拠出金によって賄われており、2012年～2013年（1会計年度は暦年2年間）の予算は1億3,705万ドルである。

● 審査・決定プロセス

最高意思決定機関である理事会が、国連大学の活動および運営をつかさどる原則および方針を定め、国連大学の事業プログラムを審議・承認し、予算を決定する（年1回開催）。理事会は、個人の資格で任命される理事24名、職務上の理事3名および学長で構成される。

● 決定後の案件実施の仕組み

国連大学は本部（東京）もしくは世界13か国14の研究・研修センター/プログラムを通じ、または世界各国の大学・研究機関とのネットワークを通じて事業を実施する。事業実施後、学長は事業報告を理事会に提出しその審議を受ける。

3. 最近の活動内容

● 概要

「戦略プラン2011～2014」で定められた5つの戦略重点計画に従い、大学院プログラムや広報活動の充実等を最優先課題として活動している。2013年3月にマローン新学長が就任し、同学長のリーダーシップの下、政策研究機能を強化するなど、各種の改善に着手している。

● 主要な事業

(1) 研究活動

地球規模の持続可能な開発に貢献することを目的とし、「サステナビリティ（持続可能性）」の観点から互いに関連する以下の分野について、研究活動を行っている。

- ・ 平和、安全保障、人権
- ・ 人間および社会・経済の開発とグッド・ガバナンス
- ・ 世界の健康、人口、持続可能な生活
- ・ 地球規模の変化と持続可能な開発
- ・ 科学、技術、イノベーション社会

(2) 研修活動

主に開発途上国の人材育成を目的として研修事業を実施している。たとえば以下がある。

- ・研究者個人や研究機関全体の能力向上を支援する「大学院レベルの学者・専門家のための長期研修コース」（テーマ：「地熱の利用」、「持続可能な養殖」等）
- ・大学生、大学院生（留学生を含む）、若い社会人のためのグローバルセミナー（テーマ：「マルチラテラルなグローバルガバナンスに向けて」）

(3) 大学院プログラム

東京に設けられた国連大学サステナビリティと平和研究所（UNU-ISP）において2010年秋に、「サステナビリティ・開発・平和学」修士課程を開設、2011年秋には、横浜にある国連大学高等研究所（UNU-IAS）において、「環境ガバナンス生物多様性学」修士課程を開始。2012年秋には、UNU-ISPに「サステナビリティ学」博士課程が開設された。翌年にはオランダの国連大学マーストリヒト技術革新・経済社会研究所（UNU-MERIT）が公共政策と人間開発に関する修士課程プログラムを開講した。2013年には日本人を含む世界中から選ばれた約180名の大学院生が在籍し、将来的に国連機関や開発援助機関等で貢献し得る人材の育成を目指している。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

理事会には設立以来連続して邦人理事が参加しており、2010年9月から阿部信泰原子力委員会委員長代理が理事に就任している。

● 邦人職員

邦人の正規職員数は2013年1月現在で21名。

● 日本の財政負担

日本は国連大学への最大の拠出国であり、創設時には

国連大学基金に1億ドルを拠出した。2013年は外務省から230万ドルおよび1,100万円（留学生支援事業費）、文部科学省から3億1,300万円、環境省から4億1,000万円（持続可能な開発のための教育の10年構想事業費）、農林水産省から3,400万円（途上国における持続的農業のための実習型研究能力育成事業）を拠出している。2013年の各国政府拠出額の第2位はドイツ、第3位はマレーシアである。

● 主要拠出国一覧

（単位：百万ドル、％）

順位	2012年			2013年		
	国・地域名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	日本	13.6	31.9	日本	11.1	29.8
2	ドイツ	5.8	13.5	ドイツ	5.8	16.1
3	オランダ	5.7	13.3	マレーシア	4.5	12.0
4	マレーシア	4.6	10.8	英国	2.9	7.9
5	スウェーデン	2.3	5.5	オランダ	2.2	6.0
6	カナダ	2.0	4.8	スウェーデン	2.2	5.8
7	スペイン	1.9	4.6	フィンランド	2.1	5.7
8	マカオ	1.5	3.5	カナダ	2.0	5.2
9	デンマーク	1.4	3.4	デンマーク	1.3	3.5
10	フィンランド	1.2	2.7	欧州委員会	0.8	2.2
11	その他	2.5	5.9	その他	2.2	5.8
	合計	42.7	100.0	合計	37.2	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「United Nations University Annual Report」

当該年度の新規事業に重点をおいた報告書。毎年春に発行。国連大学広報部で入手可能。

- ・「国連大学年次報告」（上記の日本語版）

● ウェブサイト

- ・国連大学：<http://www.unu.edu/>

⑭ 国際労働機関（ILO:International Labour Organization）

1. 設立・経緯・目的

● 設立

第一次世界大戦後の1919年、ヴェルサイユ条約第13編「労働」に基づき、国際連盟の機関（加盟42か国）として発足した。日本は、国際労働機関（ILO）創立時の加盟国であったが、1940年の脱退を経て1951年に再加盟し、1954年以降主要国（常任理事国：ブラジル、中国、フランス、ドイツ、インド、イタリア、日本、ロシア、英国

および米国の10か国）の一国となっている。

● 経緯・目的

国際連合の専門機関であり、政・労・使の三者構成の形式をとっている。労働条件の改善を通じて社会正義を基礎とする世界の恒久平和の確立に寄与するとともに、完全雇用、労使協調、社会保障等を促進することを目的としている（ILO憲章およびフィラデルフィア宣言〈同憲章付属書〉）。

2. 事業の仕組み

● 概要

2年予算制をとっており、その財政収入は、通常予算および特別予算に大別される。加盟国がそれぞれの分担率に従って拠出する分担金により賄われる通常予算は、会議予算、調査研究等ILOの通常の活動費用、人件費に充てられる。国連開発計画（UNDP）からの割当資金、加盟国からの任意拠出金等から成る予算外財源は、主として技術協力活動のための費用となる。

● 審査・決定プロセス

各加盟国により構成され、1年に1度開催される国際労働総会を最高意思決定機関としており、総会では、条約・勧告の審議・採択、予算・分担率の決定、条約の実施状況の審議等を主要任務としている。事務局の具体的な事業の審査・決定を実質的に行っているのは理事会であり、総会で選出された理事（政府代表28名、労働者・使用者代表各14名）により構成される理事会が、事務局から提出された主要な事業計画や、人事、会議の開催等について了承を与える形で、事務局の監督を行っている。

特別予算については、ILOが作成した事業計画案について援助国と事務局間で協議を行い、決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

通常予算は項目別に定められた事業を事務局が実施する。事業の実施状況については理事会に報告がなされる。

特別予算については、ILO事務局と援助国との間の合意事項に基づき事業が実施され、事業終了後にはILOから援助国に対し、評価および報告が行われる。

3. 最近の活動内容

● 概要

1999年以降「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現」のため、(1)労働における権利、(2)雇用、(3)社会保護、(4)社会対話、の4つの戦略目標を掲げ、これらに重点をおいて援助を行っている。

なお、2012-2013年における上記4分野における実績（通常予算および予算外財源の合計）は以下のとおりである。

- (1) 労働における権利 250.1百万ドル 22.5%
- (2) 雇用 404.1百万ドル 36.4%
- (3) 社会保護 182.8百万ドル 16.5%
- (4) 社会対話 234.5百万ドル 21.1%

*このほかに、「その他」として39.7百万ドル（3.5%）等がある。

● 地域別実績

2013年における地域別援助額（通常予算および予算外財源の合計）とその割合は以下のとおりである。

（単位：百万ドル、%）

地域	実績	構成比
アジア・太平洋*1	71.1	28.7
アフリカ	72.2	29.1
アラブ・中東	7.8	3.2
中南米	33.9	13.6
欧州*2	9.8	3.9
地域間	53.4	21.5
合計	248.2	100.0

*1 アフガニスタンおよびイランを含む。

*2 イスラエルを含む。

*3 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

1919年の加盟以来、日本はILOの活動に積極的に参画している（1940年に脱退し、1951年に再加盟）。1954年以降、日本政府は常任理事国となっている（1970年代以降、政・労・使ともに理事を務める）。

● 邦人職員

2013年12月末現在でジュネーブ本部に523名、地域総局等地域組織に248名の合計771名の職員（専門職以上）がいるが、そのうち邦人職員は35名。

● 日本の財政負担

2014～2015年のILO予算は7億6,119万7,000スイスフラン（2年間の総額）。一般予算の財源は、加盟国の義務的負担である分担金により賄われる。2014年および2015年の日本の分担率は10.839%で、2014年および2015年の分担金はそれぞれ約4,100万スイスフラン。米国（2014年、2015年の分担率は共に22%）に次いで第2位の拠出国となっている。また、このほかにもILOによる技術協力等への支援として、任意拠出を行っている。

● 主要分担国一覧

(単位:百万スイスフラン、%)

順位	2014年			2015年		
	国名	分担額	分担率	国名	分担額	分担率
1	米国	82.7	22.0	米国	83.7	22.0
2	日本	41.2	10.8	日本	41.2	10.8
3	ドイツ	27.2	7.1	ドイツ	27.2	7.1
4	フランス	21.3	5.6	フランス	21.3	5.6
5	英国	19.7	5.2	英国	19.7	5.2
6	中国	19.5	5.2	中国	19.6	5.2
7	イタリア	16.9	4.5	イタリア	16.9	4.5
8	カナダ	11.4	3.0	カナダ	11.3	3.0
9	スペイン	11.2	3.0	スペイン	11.3	3.0
10	ブラジル	11.2	2.9	ブラジル	11.2	2.9
	合計	380.6	100.0	合計	380.6	100.0

* 合計はその他の国を含む。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

ILOは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2013年末までに計16件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

・国際労働機関（ILO）：<http://www.ilo.org>

⑮ 国際原子力機関 (IAEA: International Atomic Energy Agency)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1957年、国際原子力機関（IAEA）は米国のイニシアティブの下に国連総会決議を経て創設された。日本は、同年のIAEA設立当初からの加盟国である。

● 経緯・目的

ウラン、プルトニウム等の核物質は、原子力発電のような平和目的のためにも、また、核兵器製造等の軍事利用のためにも使用され得る。このため、原子力の平和的利用の推進は常に核兵器の拡散をいかに防止するかという問題を伴う。IAEAは、第二次世界大戦終結後、世界が原子力の平和的利用から得られる経済的利益に注目し始めたことなどを背景に、1953年、アイゼンハワー米大統領が国連総会で行った「平和のための原子力（Atoms for Peace）」演説を契機に創設された。

IAEAの主な目的は、IAEA憲章に定められている原子力の平和的利用の促進および原子力活動が軍事転用されていないことを検認するための保障措置の実施である。

2. 技術協力事業の仕組み

● 概要

IAEAは、原子力発電分野および非発電分野（医療、水

資源、農業、環境など）において、専門家派遣、機材の供与、研修員の受入れなどの技術協力事業を実施している。その活動資金は、各国に割り当てられた「技術協力基金」に対する拠出により賄われている。2013年の同基金の予算目標総額は8,875万ドルである。

● 審査・決定プロセス

開発途上国の要請に基づき、事務局が事業計画を作成し、基金の目標総額を理事会の承認を得て総会に提出し、決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

決定された事業計画に基づき、事業を要請した国または地域に対し、IAEAが専門機関として自らその知見を活用して事業実施に係る調整を行う。事業の実施に際しては、受益国の自助努力に加え、先進国あるいはIAEAの専門家の参加を得ることもある。

3. 最近の活動内容

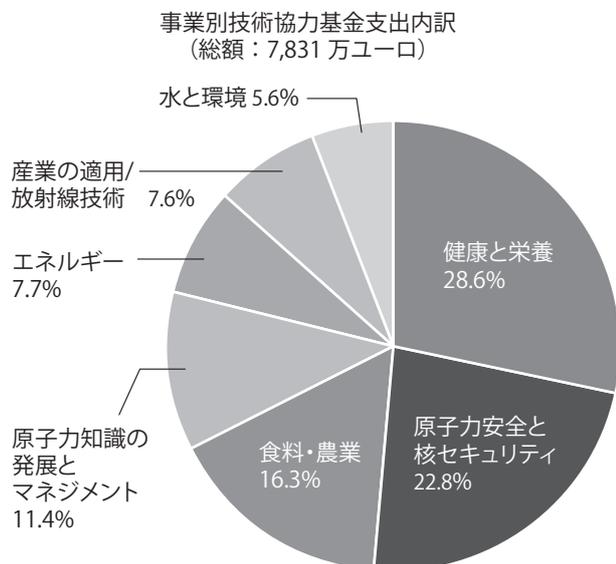
● 概要

2011年に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を世界の原子力安全強化に役立てるための取組を行った。そのほか、原子力技術を利用し健康と栄養、原子力安全と核セキュリティ、および食料と農業などの分

野における地球規模の課題に対処するために専門家派遣、機材供与、訓練コース開催などを実施した。

● 活動実績

技術協力基金による活動の、2013年事業別実績は以下のとおり。



出典：IAEA Technical Cooperation Report for 2013

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

原子力の平和的利用の推進および核不拡散の重要性を認識する日本は、IAEAの原加盟国であると共に、発足当初からIAEAの意思決定機関である理事会の理事国として、IAEAの政策決定・運営に一貫して参画し、その活動に積極的に協力してきた。また、日本は世界有数の原子力先進国として、開発途上国に対する原子力の平和的利用のためのIAEA技術協力プログラムへの人的・財政的協力を積極的に実施している。2011年に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を世界と共有し、国際的な原子力安全を強化するための取組において、日本はIAEAと緊密に協力してきている。

● 邦人職員

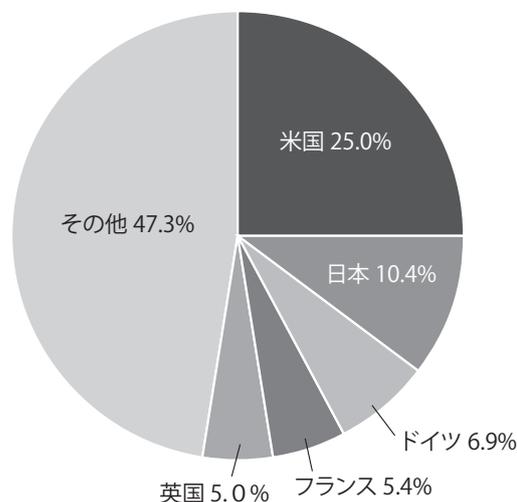
事務局には、2014年9月1日現在、日本人として2期目を務める天野之弥事務局長（任期は2013年12月から2017年11月末までの4年間）をはじめ、39名の邦人職員が在籍している。

● 技術協力分野における日本の財政負担

技術協力基金に対し、2007年度1,502万ドル（全体の19%）、2008年度1,283万ドル（目標額全体の16%）、2009年度1,363万ドル（目標額全体の16%）、2010年度

1,361万ドル（目標額全体の16%）、2011年度1,039万ドル（目標額全体の12%）、2012年度1,072万ドル（目標額全体の12%）、2013年度863万ユーロ（1,126万ドル、目標全体の12%）を拠出している（米国に次ぎ第2位）。

技術協力基金拠出割合（2014年）



● 主な用途を指定した特別拠出

日本を含む20か国が加盟国であるIAEA・アジア原子力地域協力協定（RCA、日本は1978年から加盟）の活動を通じて、日本はアジア地域の国に対して放射線を利用した医学・環境・農業・産業適用分野での技術協力プロジェクトを行っている。また、日本は、IAEAによる原子力の平和的利用の促進に係る活動に対し一層の支援を行うため、2011年より平和利用イニシアティブを通じて途上国に対する技術協力事業を実施してきている。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

IAEAは人間の安全保障基金を活用した技術協力プロジェクト実施に力を入れており、2013年末までに計2件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

毎年、技術協力に関する「Technical Cooperation Report」を発刊しているほか、技術系の書籍等を多数発刊している。また、その一覧は下記のウェブサイトに掲載されている。

● ウェブサイト

- ・国際原子力機関（IAEA）本部：<http://www.iaea.org>
- ・アジア原子力地域協力協定（RCA）：
<http://www.rcaro.org/>

⑯ 国連薬物犯罪事務所 (UNODC: United Nations Office on Drugs and Crime)

1. 設立・経緯・目的

国連薬物犯罪事務所（UNODC）は持続可能な開発と人間の安全を確保する観点から、不正薬物、犯罪、国際テロの問題に包括的に取り組むことを目的とする。

国連においては、薬物問題に専門的に取り組むため、1990年国連総会決議45/179に基づき国連薬物統制計画（UNDCP：United Nations International Drug Control Programme）が設置された。一方、国際犯罪に対応するため、1991年国連総会決議46/152に基づき犯罪防止刑事司法計画（CPCJP：Crime Prevention and Criminal Justice Programme）が設置された。

1997年、事務総長報告A/51/950に基づき国連犯罪防止センター（CICP：Centre for International Crime Prevention）が設置され、CPCJPの実施を担当することとなった。また、同報告により、相互に関連する不正薬物、犯罪、国際テロに包括的に対応するため、UNDCPおよびCICPが国連薬物統制犯罪防止オフィス（UNODCCP：United Nations Office for Drug Control and Crime Prevention）を構成することとなった。

さらに、2002年、これが現在の国連薬物犯罪事務所（UNODC）に改称され、2004年には、国連事務総長により正式にUNDCPおよびCPCJPの両計画を統合するものとしてUNODCが発足した。なお1999年には、国際テロへの対応を強化するため、当時のUNODCCP（現在はUNODC）内に、テロ防止部（Terrorism Prevention Branch）が設置されている。

2. 事業の仕組み

● 概要

主な事業は、(1) 薬物に関する国際条約を批准、実施する国家の政策および事業決定過程で必要な情報の収集のため、不正薬物および犯罪に関する調査・分析を行うこと、(2) 国連加盟国による不正薬物、犯罪、テロに関する各条約の締結・実施および国内法整備を支援すること、(3) 国連加盟国に対し、不正薬物、犯罪、テロ対策における能力向上のための技術協力を提供すること、の3つである。また、UNODCは、国連経済社会理事会の機能委員会である麻薬委員会および犯罪防止刑事司法委員会と、国際麻薬統制委員会、さらに、国際組織犯罪防止条約と国連腐敗防止条約および薬物関連諸条約の事務局機能を果

たしている。

● 審査・決定プロセス

UNODCは、薬物対策実施のための国連薬物統制計画（UNDCP）基金および犯罪・テロ対策実施のための犯罪防止刑事司法基金（CPCJF：Crime Prevention and Criminal Justice Fund）の2つの基金を管理する。基金の用途等については、国連の監査を受けるとともに、各々麻薬委員会および犯罪防止刑事司法委員会の会期間会合において審議され、各委員会の本会議で正式に決定される。

3. 最近の活動内容

● 主要な事業

(1) 薬物対策

薬物分野では、薬物関連諸条約の実施のための法整備支援、不正薬物治療やリハビリ支援、麻薬栽培依存脱却のための代替開発等の技術協力支援を実施し、年に一度、世界の麻薬の現状を報告書にまとめるなどの情報分析を行っている。

最近では、薬物需要や供給の削減および不正取引の防止にとどまらず、保健、経済発展および人間の安全保障の観点も考慮した、包括的なアプローチをとっている。

(2) 犯罪防止・刑事司法

犯罪防止および刑事司法分野では、各国に対し新しい形態の犯罪に関する情報を提供するとともに各国の国際組織犯罪防止条約および関連議定書や国連腐敗防止条約等の締結・実施を支援し、また「司法の独立」「証人の保護」「被害者問題」「拘禁者の処遇」等に関する基準・規範の普及や国際協力促進に努めている。

特に、腐敗、人身取引、組織犯罪に対する各グローバル・プログラムを通じて、法の支配の強化や安定した刑事司法制度の促進など、国際組織犯罪の脅威との闘いに取り組んでいる。

(3) テロ対策

1999年に、国際テロへの対応を強化するため、テロ防止部が設置され、安保理決議第1373号およびテロ防止関連条約実施のための技術的支援を、国連テロ対策委員会（CTC：Counter-Terrorism Committee）ないし援助を必要とする国々からの直接要請に基づき実施している。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、麻薬委員会（2010年～2011年を除く）および犯罪防止刑事司法委員会のメンバー国として、また、UNODCへの主要拠出国として、長年にわたりUNODCの政策決定に参画している。また、フェドートフUNODC事務局長は2013年4月に訪日し、谷垣法務大臣、鈴木外務副大臣（当時）はじめ関係省庁等との意見交換を行った。また、6月にはTICADV^{ティカッド}に出席するため訪日し、安倍総理大臣への合同表敬や岸田外務大臣への表敬を行うとともに、平松外務省総合外交政策局長と第1回日・UNODC戦略政策対話を行い、行動計画への署名を行った。

● 邦人職員

2013年2月末現在、専門職以上の邦人職員数は5名である。

● 日本の拠出

日本はUNDCP基金にその設立当初から拠出し、また、CPCJF^{シーピーシーエフ}に対しては、1996年、1998年、2000～2002年、および2006年以降は毎年拠出してきている。

UNDCP基金に対する日本の拠出は、2012年度は81万ドル、ならびにアフガニスタンおよびその周辺国の麻薬対策のために555万ドル（補正予算）、2013年度は約56万ドル、アフガニスタンおよびその周辺国の麻薬対策のために500万ドル（補正予算）、ならびにアフリカの薬物違法取引等組織犯罪対策のために150万ドル（補正予算）となっている。

CPCJF（テロ防止部分を除く）に対しては、2012年度は約33万ドル、2013年度は約63万ドル、ならびに北アフリカの刑事司法改革のために40万ドル（補正予算）を拠出した。また、CPCJF（テロ防止部）に対しては、2012年度は約4万ドル、ならびにアフガニスタンのテロ防止対策のため45万ドル（補正予算）、2013年度は約11万ドル、ならびに中東のテロ対策法制度整備支援のために約122万ドル（補正予算）を拠出した。

● 日本の拠出金の活用状況

薬物対策について日本は、薬物問題が人々の生活や生存を脅かし、各国の社会的発展を阻害する危険性のある地球規模の問題であり、国際社会が一体となって取り組まなければならない問題であるという認識の下で、UNDCP基金への拠出を通じて、UNODCの実施する薬物対策プロジェクトを積極的に支援してきた。また、国内で押収される不正薬物の多くが東南アジア地域から密輸されていることを踏まえ、特に東南アジア地域におけるプロジェクトを重点的に支援してきた。具体的には、地

域間協力を促進する目的で東南アジア諸国の国境地帯における不正取引取締強化プロジェクトや、ミャンマーにおけるケシの不法栽培監視のためのプロジェクト、合成薬物対策の前駆化学物質規制プロジェクト、合成薬物のデータ分析・収集を目的としたプロジェクト等である。さらに、2008～2013年度には、アフガニスタンおよびその周辺諸国への麻薬対策プロジェクトも支援してきている。

このほか、日本は、2006～2013年度にCPCJFに対して行った拠出を通じて、UNODCのタイやフィリピンにおける人身取引対策プロジェクトを支援した。また国際的な腐敗対策の取組のため2008年からは腐敗対策プロジェクト向けの拠出も行っており、2009年10月には、ベトナムでセミナーを開催したほか、ラオス、カンボジア向けプロジェクトを実施している。

テロ対策としては、テロ防止部への拠出により、2006年度以降、インドネシアをはじめとするASEAN諸国へのテロ対策法制整備支援を実施している。また、2013年には米国と協力し、拠出金を使って、リビアにおけるテロ対策法制度支援のためのプロジェクトを実施した。

また、UNODCは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2011年末までに計11件のプロジェクトが承認された。

● 国連連携/UNODC実施無償資金協力

拠出金以外にも、日本は国連連携/UNODC実施の無償資金協力を行っており、2012年1月にはアフガニスタンへの「刑事司法能力強化計画」（約7億円）、また2013年10月には中央アジア地域3か国（ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン）への「中央アジア国境連絡事務所設立計画」（約1.4億円）に関する国際約束を締結した。

2013年1月のアルジェリアにおけるテロ事件を受け、日本は岸田外務大臣より、外交政策の「3本柱」を発表。このうちの「国際テロ対策の強化」では、UNODCの協力を得て、サヘルおよび北アフリカ各国で警察・国境管理能力の向上訓練・研修を行い、司法制度強化のための無償資金協力（サヘル地域の「刑事司法・法執行能力向上計画」等）を実施することを決定した。

● 主要拠出国一覧

UNODC (UNDCP基金およびCPCJF) への主要拠出国・機関
(単位:百万ドル、%)

順位	2012年			2013年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	コロンビア	58.8	19.6	コロンビア	57.4	18.8
2	米国	44.5	14.8	米国	52.9	17.3
3	EU	30.5	10.2	EU	43.8	14.4
4	日本	23.8	7.9	ブラジル	16.2	5.3
5	ブラジル	18.3	6.1	日本	15.7	5.1
6	カナダ	15.1	5.0	スウェーデン	12.5	4.1
7	オーストラリア	11.5	3.8	英国	12.2	4.0
8	スウェーデン	9.4	3.1	カナダ	11.9	3.9
9	ドイツ	8.9	2.9	ドイツ	7.6	2.5
10	ノルウェー	8.7	2.9	オーストラリア	7.2	2.4
	合計	300.6	100.0	合計	305.3	100.0

*1 UNODCのオンラインデータ集計による(2014年6月24日現在)。
*2 合計は、その他の国・機関を含む。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

● 国連薬物犯罪事務所 (UNODC) 本部：
<http://www.unodc.org>

⑰ 国際農業開発基金
(IFAD:International Fund for Agricultural Development)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

国連の専門機関として1978年より業務を開始。

● 経緯

1974年11月、ローマで開催された世界食糧会議において、開発途上国の農業生産増大に必要な資金調達のため、国際農業開発基金の設立構想が決議されたことにより設立され、1978年よりローマにおいて業務を開始。日本は、原加盟国として設立当初から資金協力を行っている。

● 目的

開発途上にある加盟国の農業開発のため、追加的な資金を緩和された条件で提供すること。

2. 事業の仕組み

● 概要

所得が低く、かつ食料が不足している農村地域での飢餓と貧困を撲滅するため、被援助国である開発途上国からの依頼に基づき、農村開発事業に必要な資金を融資することで食料の増産、所得の向上、健康・栄養・教育水準を改善し、持続性のある生計が営めるような援助を実施している。その活動資金は、加盟各国から過去複数の増資を通じて拠出されている。

● 審査・決定プロセス

IFADの行う事業のうち、融資および贈与等個々の事業については、基本的に年3回開催される理事会において審議、承認が行われる。また、事業に関する方針、政策を決定する場合には、理事会での審議・承認に加えてすべての加盟国により構成される総務会における承認を経て決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

IFAD自身は「金融機関」として資金の提供を行い、個々の事業は、IFADの融資対象国である加盟国、必要に応じて関係する国際機関およびNGO等市民社会団体の協力を得て実施される。なお、IFAD融資事業の管理・評価等は、IFAD自身も行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

2013年末において、IFADは241の事業を実施中であり、その総事業費のうちIFADによる投資額は約54億ドルとなっている。

また、2011年に策定された「IFADの戦略枠組2011～2015」においては、開発途上国の農村の人々に、より高い所得とより良い食料安全保障および災害等への強靱性^{きょうじん}の向上を達成する能力を与えることをIFADの目標と位置

付けている。

● 地域別実績

(通常融資案件ベース、単位:百万ドル)

地域	2013年	1979～2013年
アジア・太平洋	148.0	3,068.3
東・南アフリカ	136.2	1,688.0
西・中央アフリカ	74.8	1,306.9
中東・北アフリカ	69.4	1,481.1
中南米	54.2	1,373.5
合計	482.6	8,917.8

出典:IFAD2013年次報告

● 主要な事業

IFADの中心となる融資分野は、気候変動対策、農村金融、バリューチェーン開発、農業技術や生産性の改善、自然資源や生物多様性、生産者組合支援、農村事業者支援、技術開発やスキル向上の8分野。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、理事会における理事国として個々の事業の承認、事業に関する方針、政策の決定に関与している。

● 邦人職員

2014年11月末現在、邦人職員数は5名である。

● 日本の財政負担

IFAD設立時の当初拠出およびその後第1次から第9次までの各増資期間において、日本は総額約4.5億ドルを拠出し、米国に次ぐ第2位の拠出国として貢献している。なお、2014年は2016年から2018年までのIFADの活動を対象とした第10次増資協議が実施され、日本は12月の最終会合において、5,700万ドルを上限とした拠出を表明。

● 主要拠出国等一覧 (コア拠出)

(単位:百万ドル、%)

順位	第8次増資 対象期間:2010-2012年			第9次増資*1 対象期間:2013-2015年		
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	米国	89.4	8.9	米国	90.0	8.4
2	イタリア	80.0	8.0	イタリア	83.0	7.7
3	オランダ	75.0	7.5	英国	82.9	7.7
4	カナダ	72.9	7.3	カナダ	76.9	7.1
5	ドイツ	68.8	6.8	日本	75.0	7.0
6	英国	65.8	6.5	オランダ	75.0	7.0
7	日本	60.0	6.0	ドイツ	74.9	7.0
8	スウェーデン	58.0	5.8	スウェーデン	72.6	6.7
9	スペイン	57.9	5.8	フランス	50.1	4.7
10	フランス	53.3	5.3	ノルウェー	49.6	4.6
	合計	1,006.0	100.0	合計	1,076.6	100.0

*1 第9次増資の拠出額については、誓約額ベースの値を記載。

*2 合計は、その他の国・機関を含む。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・ IFADの年次報告書「Annual Report」(IFAD発行)

国際農業開発基金 (IFAD) の年間活動内容、財政状況等を取りまとめている。入手方法は下記ウェブサイトを参照。

● ウェブサイト

・ 国際農業開発基金 (IFAD) : <http://www.ifad.org>

⑱ 国連合同エイズ計画 (UNAIDS: Joint United Nations Programme on HIV/AIDS)

1. 設立・経緯・目的

● 設立・経緯

1981年に初めてHIV/エイズ患者が発見されて以来、WHOが中心となってHIV/エイズ対策の国際協力を進めてきたが、1990年代半ばに至って、HIV/エイズ的世界的な広がりや感染が及ぼす社会・経済的影響の大きさから、国連システム全体の取組の一層の強化が求められることとなった。また、WHOと並んで、^{ユニセフ}UNICEF、^{UNDP}、^{ユネスコ}UNESCO、^{UNFPA}、世界銀行等の国連機関も従来からHIV/エイズ対策を推進しており、それらの活動の重複、非効率化を避けるため、何らかの調整の必要性が認識されるようになった。このような背景から、1994年7月の国連経済社会理事会において、5つの国連機関および世界銀行が共同スポンサー（co-sponsor）^(注1)として参画する国連合同エイズ計画（UNAIDS）の設置が承認され、1996年1月1日、UNAIDS（Joint United Nations Programme on HIV/AIDS）が正式に発足した。

● 目的

UNAIDSの事業の目的は、途上国のHIV/エイズ対策強化支援、HIV/エイズ対策への政府の取組強化支援、国連のHIV/エイズ対策の強化と調整等にあり、HIV/エイズ対策の政策立案やガイドライン作成、調査研究、モニタリング・評価、人材育成を中心とした技術支援、総合的・多角的なHIV/エイズ対策の啓発等を中心に活動を行っている。UNAIDSは共同スポンサーの各機関が有する資金、専門性、ネットワークの調整、強化を主目的としており、途上国におけるHIV/エイズ対策のための技術支援や政策助言等を行うが、直接プロジェクトを実施する機関ではない。

2. 事業の仕組み

● 意思決定機関

重要事項は、22の理事国（日本は発足当初より理事国を務めている）、投票権のない11の共同スポンサー機関および5つのNGOから成る事業調整理事会（Programme Coordinating Board：PCB）ならびに共同スポンサー委員

会（Committee of Co-sponsoring Organizations：CCO）で決定される。

● 事務局組織

本部事務局はジュネーブに置かれ、事務局長は設立当初から2008年末まで務めたピーター・ピオット氏（ベルギー人）の後、2009年1月よりミシェル・シディベ前UNAIDS次長（マリ人）が第2代事務局長を務めている（国連事務次長を兼務）。

本部事務局は、管理・渉外部門、プログラム部門で構成されており、その他80か国以上に事務所を設置している。

3. 最近の活動内容

● 概要

UNAIDSは2001年に開かれた初の国連HIV/エイズ特別総会の事務局を務め、同総会で採択された「HIV/エイズに関するコミットメント宣言（Declaration of Commitment on HIV/AIDS）」で定められた期限付きのHIV/エイズ対策の実績目標値実現に向けた全世界での進捗状況の監視と報告を先頭に立って行っている。2006年6月には、国連HIV/エイズ特別総会の包括レビュー会議およびハイレベル会議の事務局を務め、「HIV/エイズに関する政治宣言」のとりまとめを行った。このハイレベル会議では、2010年までにHIV/エイズの治療プログラム、予防、ケア、サポートを必要とするすべての人に提供できるように対策をとることを目標とする「ユニバーサルアクセス」が合意された。

UNAIDSはユニバーサルアクセスの達成に向け、世界の取組を強化・推進する中心的役割を担っている。2008年6月、国連本部にて、UNAIDSが中心となって国連HIV/エイズ総会レビュー会合が開催され、国連加盟国に加えてHIV感染者グループやNGO団体などが参加し、2010年までにユニバーサルアクセスを達成するという国際的な目標が再確認され、国際社会全体の取組を新たにすることが謳われた。また、UNAIDSは、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバル・ファンド）を通じたHIV/エイズ対策促進のため、グローバル・ファンドと緊密に協力しており、ポスト2015年開発アジェンダにおけるHIV/エイズ対策とし

注1:その後、共同スポンサー機関は以下の11機関に拡大した。

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）、世界食糧計画（WFP）、国連開発計画（UNDP）、国連人口基金（UNFPA）、国連薬物犯罪事務所（UNODC）、国際労働機関（ILO）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、世界保健機関（WHO）、国際復興開発銀行（IBRD）、ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関（UN Women）

て、UNAIDSの3つのゼロ（HIV新規感染ゼロ、AIDS関連死ゼロ、差別ゼロ）のビジョンに基づき、2030年までに世界における公衆衛生上の脅威としてのHIV/エイズ流行を終息させることを目指し、事業を実施している。

● 活動分野

2012～2013年（2年予算制度）のコア予算は4億8,482万ドルで、各国および共同スポンサーを含む国連機関等からの任意拠出金で手当される。このほか、共同スポンサー等のHIV/エイズ関連予算等と合わせて、2012～2013年の事業予算総額は9億9,660万ドルである。

UNAIDSでは戦略2011～2015に基づき、2012～2015の戦略的予算計画（UBRAF）を策定し、各国連機関等の役割分担を明確化した上で、以下のように戦略的に予算配分を行っている。

優先領域： (単位：百万ドル、%)

戦略	項目	金額	割合
(A) HIV感染予防を大幅に変革する	1. 若年者やMSM（男性間性交渉者）、セックスワーカーを含む性感染症による新規HIV感染者数を半減させる	52.4	
	2. HIV垂直感染を削減し、AIDS関連の母子死亡率を半減させる	13.1	
	3. 薬物使用者の間でのすべてのHIV新規感染の予防	16.7	
	計	82.2	17.0
(B) 治療、ケアと支援を触媒とする	1. HIV陽性患者の抗ウイルス薬治療へのユニバーサルアクセス	23.0	
	2. PLHIV（HIV陽性者）の結核による死亡の半減	6.7	
	3. PLHIVやHIVに感染した家庭はあらゆる国の社会保護戦略において取り組まれ、必須のケアや治療へのアクセスがある	16.7	
	計	46.5	9.6
(C) 人権や性的平等の向上	1. HIV伝播、セックスワーク、薬物使用やホモセクシャルといった人々に対して、効果的な対応を妨げるような罰則法規や慣習がある国の半減	8.5	
	2. 入場や滞在、居住に対するHIV陽性患者の制限を半減させる	0.8	
	3. 女性や少女に対する特定対策をすすめる	11.1	
	4. 性的ないかなる暴力も許容しない	6.0	
	計	26.3	5.4
(D) リーダーシップ、調整と説明責任	1. リーダーシップとアドボカシー	131.9	
	2. 調整、一貫性やパートナーシップ	104.7	
	3. 相互の説明責任	93.2	
	計	329.8	68.0
コア予算合計		484.8	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

● 地域別実績

2012～2013年（2年間）における地域別援助全体額とその比率は以下のとおりである。

(単位:百万ドル、%)

地域	2012-2013年	
	金額	構成比
アジア・太平洋	34.4	7.1
中東・北アフリカ	17.0	3.5
サブサハラ・アフリカ	94.1	19.4
北米・中南米	30.5	6.3
欧州・中央アジア	17.0	3.5
HIV高疾病負荷20か国	98.9	20.4
本部(グローバル)	192.5	39.7
合計	484.8	100.0

出典:UNAIDS 2012～2015 Unified Budget, Results and Accountability Framework

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、1996年にUNAIDSが設立されて以来、その意思決定機関である事業調整理事会の理事国を務めており、積極的にその活動を支援している。

● 邦人職員

2014年5月末現在、専門職以上の邦人職員数は、2名である。

● 日本の財政負担

各国からUNAIDSへの拠出については、義務的な分担金はなく、任意拠出金のみで構成されている。日本からの拠出金は、2013年は313万5,802ドルであり、ドナー32か国中の順位は15位である。

● 主要拠出国一覧

(単位:百万ドル、%)

順位	2012年			2013年		
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	米国	45.0	21.1	米国	42.8	18.5
2	スウェーデン	41.1	19.2	フィンランド	38.9	16.8
3	ノルウェー	29.4	13.8	ノルウェー	30.7	13.3
4	オランダ	24.9	11.6	オランダ	26.2	11.3
5	英国	15.7	7.3	英国	23.5	10.2
6	フィンランド	11.9	5.6	フィンランド	12.5	5.4
7	デンマーク	7.0	3.3	スイス	11.2	4.8
8	オーストラリア	5.7	2.7	ベルギー	7.3	3.2
9	カナダ	5.4	2.5	デンマーク	7.0	3.0
10	スイス	5.4	2.5	カナダ	5.0	2.2
	合計	213.7	100.0	合計	230.8	100.0

* 合計は、その他の拠出国を含む。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

- ・国連合同エイズ計画（UNAIDS）本部：
<http://www.unaids.org/en/>

19 国連ボランティア計画 (UNV:United Nations Volunteers Programme)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1971年1月1日設立。

● 経緯・目的

国連ボランティア計画 (UNV) は、国連開発計画 (UNDP) の下部組織として1970年の第25回国連総会決議2659に基づき創設された。

ボランティアの動員やボランティアリズムの推進を通して、持続可能な人間開発を支援し、人種や国籍に関係なくすべての人々に対してその参加の機会を広げること、平和構築や開発支援を行うことを任務としている。

日本の資金協力は1994年以来、継続して行われている。

2. 事業の仕組み

● 概要

UNVの活動分野は農業、教育、難民支援等多岐にわたる。当初は技能・資質に恵まれた若い世代が経済社会のあらゆる分野の活動に参加することにより開発途上国の開発に貢献することを目的としていたが、近年は開発分野にとどまらず、人道援助分野や平和構築分野への貢献も行っており、ボランティアの世代も様々である。これらボランティアは、開発途上国政府や国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、国連世界食糧計画 (WFP) 等の国際機関、NGOの要請に応じ、それぞれの国・機関等が実施する活動を支援するためUNVから派遣されるほか、UNVが実施するプロジェクトに派遣される。

その活動資金は、UNDPから供与される資金や、各国の任意拠出金により賄われており、2013年実績は約1億8,000ドルである。

● 審査・決定プロセス

個々の国連ボランティア派遣は各国連組織および被援助国政府の要請に基づいて決定される。またUNVが独自に実施するプロジェクトは、UNVの上部組織であるUNDPおよび他の国連機関、受入政府が実施する活動を支援するのが目的であり、UNVはUNDPおよびその他の国連機関、受入政府と協議の上具体的なプロジェクトを確定し、

UNV内部のプロジェクト審査委員会の審査を経て実施の可否を決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

個々の国連ボランティアは、派遣先の国連機関および政府機関により要請された活動を実施する。UNV独自のプロジェクトについては、UNDPはじめ他の国連機関や被援助国政府、NGOと協力して活動を実施する。プロジェクトによってはこれらパートナー組織に活動を一部委託する場合もある。

3. 最近の活動内容

● 概要

UNVの活動分野は、貧困削減、民主化支援、防災・復興、環境などの開発分野、平和構築、人道支援等多岐にわたる。UNV戦略枠組み2014-2017ではユース、平和構築、基礎的社会サービスへのアクセス確保、コミュニティの環境および防災への強靱性、ボランティアスキームを通じた国家の能力強化の5つを優先分野と位置づけている。また、2012年に発表された国連事務総長の5か年行動計画に基づき「国連ユース・ボランティア・プログラム」の創設がUNVに委ねられた。

● 地域別実績

2013年のUNV地域別派遣実績は以下のとおり。

(単位:人)

地域 ^{*1}	2013年
アジア・大洋州	581 (9%)
アラブ諸国	1,034 (16%)
サブサハラ・アフリカ	3,875 (60%)
ラテンアメリカ・カリブ諸国	646 (10%)
欧州・CIS諸国	323 (5%)
合計	6,459 (100%)

*1 地域分類は、UNVの分類による。

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、ボランティア活動を通じた人間開発の重要性に鑑み、UNVに対して積極的な資金協力を行っており、2013年は第3位の拠出国である。UNVの管理・運営は、国連総会の委託に基づきUNDPにより行われており、その活動状況はUNDP執行理事会において2年に1度審査される。

● 邦人職員

2013年12月末現在において、UNVの専門職以上の邦人職員数は1名である。

● 日本の財政負担（暦年ベース）

日本政府の拠出は、2013年は111万5,000ドル、2013年の拠出金全体に占める日本政府の割合は約7%である。

● 主要拠出国一覧

(単位:百万ドル、%)

順位	2012年			2013年		
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	ドイツ	5.7	28	ドイツ	3.6	22
2	日本*1	2.4	12	ベルギー	3.4	21
3	フィンランド	1.8	9	日本*1	2.1	13
4	フランス	1.7	9	スイス	1.7	10
5	スイス	1.5	7	韓国	1.4	8
6	スペイン	1.4	7	イタリア	0.7	4
7	韓国	1.3	6	スウェーデン	0.7	4
8	ベルギー	1.2	6	フランス	0.6	4
9	ルクセンブルグ	0.8	4	アイルランド	0.6	4
10	スウェーデン	0.7	4	ルクセンブルグ	0.5	3
	合計*2	20.2	100	合計*2	16.6	100

出典:UNV Annual Report 2012, 2013

*1 日本にはJICA分が含まれる。

*2 合計は、その他の拠出国を含む。

● 主な使途を明示した特定基金への拠出、活用状況

(1) 日本は、ボランティアの活用により貧困緩和、平和構築、人道支援を推進し、持続的人間開発のための環境づくりに寄与することを目的として、1994年日本信託基金を設置した。

同基金の下、実施されたプロジェクトは約100を数え、実施国および地域は全世界にわたっている。また、日本信託基金の一部として、日本人ボランティア派遣事業を実施しており、毎年新たな日本人国連ボランティアが世界各地に派遣されている。2013年度は、約49万ドルを基金に拠出した。

(2) 外務省は、2007年度より、平和構築の現場で活躍できる日本およびその他の各国の文民専門家を育成することを目的に、委託事業として「平和構築人材育成事業」を実施している。UNVは、本事業の海外実務研修を担当しており、日本は、本事業に係る経費として、2013年度には約107万1,000ドルを拠出した。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「国連ボランティア計画年次報告書」
(国連ボランティア計画発行)

● ウェブサイト

・国連ボランティア計画 (UNV) 本部:
<http://www.UNV.org>
・UNV東京事務所: <http://www.UNV.or.jp> (日本語)

⑳ 国連人間居住計画

(UN-Habitat: United Nations Human Settlements Programme)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1978年10月、「国連人間居住センター」として設立。

● 経緯

1976年の第1回国連人間居住会議で採択された人間居住に関する国際協力計画を実行するための機関として、1977年の第32回国連総会決議32/162に基づき、「国連人間居住センター」としてナイロビに設立された。その後、2001年の第56回国連総会決議56/206に基づき、2002年1月より国連人間居住センターとその意思決定機関である

「国連人間居住委員会」は、国連内で独立した事務局を持つ「国連人間居住計画」(UN-Habitat)へと改組、強化された。

日本の同機関への資金協力は1984年以来行われている。

● 目的

・居住問題に関する政策目的、優先順位、および指針を確立し、その実施を促進すること。
・国連システム内の人間居住分野の諸活動を調整すること。

- ・ 地域的または国際的性格を有する居住問題を研究し、その解決策を検討すること。

2. 事業の仕組み

● 概要

2年に1回開催される管理理事会で決定される方針、政策、事業計画に基づき、地球規模での包括的な調査・広報活動、各国の住宅および居住問題解決に向けた支援として研修、専門家派遣、シェルター建設等を行っている。6年ごとに中期的戦略が策定される。

その活動資金は、国連通常予算と各国および公的機関等からの任意拠出によって賄われている。2013年の拠出金総合計は、約1億9,316万ドルであり、そのうちコア（使途不特定）拠出金総額は、約2,003万ドルである。

● 審査・決定プロセス

UN-Habitatの事業に関する方針・政策は、2年に1回開催される管理理事会における承認を経て決定され、これに基づき、被援助国政府および他の援助国等との協議を踏まえて具体的なプロジェクトを確定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

事業は、基本的にUN-Habitatが自ら実施する。実施においては、被援助国政府、自治体、住民組織、他の国際機関やNGO等と連携して行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

1996年、トルコ・イスタンブールにて開催された第2回国連人間居住会議（ハビタットII）において採択された「ハビタット・アジェンダ（世界行動計画）」に基づき、都市の貧困層を支援し、環境に優しく健全で、人々が尊厳を持って生活できる「まちづくり」を推進している。地方自治体を含めたあらゆるレベルの機関や住民組織と協働し、環境や資源に配慮しながら、スラムのない都市の実現およびミレニアム開発目標（MDGs）に掲げる「環境の持続可能性の確保」の達成に向け、都市の建設・管理・計画など様々な分野で活動している。

2011年に、組織の理念や中期戦略と運営との一貫性を高め、説明責任・透明性の向上を目的とした構造改革が行われ、プログラムの再編成や運営システムが刷新された。新方針では、組織の従来からの強みである能力開発やスラムの環境改善などに加え、都市の法整備やデザイン等都市開発問題に重点が置かれ、2014年から2019年までの中期戦略にも同様の重点項目が反映されている。

近年では、アフガニスタンやスリランカ等において、住民主体に重点を置いた紛争・災害復興にも積極的に取り組んでいる。

● 地域別実績

2013年の地域別事業実績は、支出額ベースで以下のとおり。

（単位：百万ドル、%）

地 域	2013年	
	金 額	構成比
アジア・太平洋	58.0	36.7
中東・アフリカ	36.5	23.1
中南米	15.0	9.7
欧州	3.0	1.7
地球規模	45.5	28.8
合 計	158	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

● 主な事業

人間居住に関するスラム問題、都市の過密、農村の過疎、都市計画、土地・住宅問題、上下水道、交通、廃棄物処理、建築資材、住宅融資等広範な問題に対し、問題解決のための研究、指針の作成、各国・各国際機関との情報交換、広報活動、研修、専門家派遣、パイロット事業の実施等の活動を行っている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、1978年の設立以来、意思決定機関である管理理事会（2001年までは国連人間居住委員会）の理事国を務めており、UN-Habitatの政策・方針、予算、事業計画等の決定に関与している。

● 邦人職員

2014年3月末現在、専門職以上の邦人職員数は7名である。

● 日本の財政負担

日本の任意拠出金は、2012年度は約4,322万ドル（うち使途限定拠出は約4,313万ドル）。2013年度は約1,060万ドル（うち使途を定めた拠出は約1,051万ドル）。2013年のUN-Habitatへの拠出金総合計に占める日本の拠出割合は18.4%（第1位、暦年ベース）。

● 主要拠出国等一覧

コア（使途不特定）およびイヤマーク（使途限定）拠出を含めた総拠出状況（暦年ベース）は、次のとおり。

(単位:百万ドル、%)

順位	2012年			2013年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	EU	26.6	16.9	日本	35.6	18.4
2	米国	20.6	13.1	EU	26.1	13.5
3	ノルウェー	16.5	10.5	ノルウェー	14.6	7.6
4	日本	10.9	6.9	米国	12.7	6.6
5	国連通常予算	10.7	6.9	国連通常予算	11.5	5.9
6	UNDP	9.9	6.3	スウェーデン	11.4	5.9
7	スウェーデン	9.8	6.3	JICA	11.1	5.8
8	英国	3.0	1.9	UNDP	10.7	5.5
9	サウジアラビア	2.9	1.8	UNHCR	4.9	2.6
10	UNOPS(国連プロジェクト・サービス機関)	2.8	1.8	オーストラリア	4.5	2.3
	合計	157.4	100.0	合計	193.2	100.0

出典:UN-Habitat(暦年)

* 合計は、その他の拠出国を含む。

● 日本の政府開発援助 (ODA) との協調実績

日本は、1984年から国連人間居住財団に一般目的で任意拠出しており、1995年からは、その拠出金を日本が重要と考える分野に有効に活用するため、一部を特定目的への拠出としている。また、2002年からは、アフガニスタンやイラクにおける紛争後の支援、スリランカ・パキスタン等の自然災害後の支援、スーダンやソマリアにおける平和構築・人道支援など緊急性の高い事業をUN-Habitatを通じて行っている。これは、UN-Habitatの知見、

ネットワーク、迅速性等を活かすことにより、日本の二国間ODAを補完できるためである。

このほか、UN-Habitatは人間の安全保障基金を用いたプロジェクトも実施しており、2013年末までにカンボジア、ベトナム、スリランカ、アフガニスタン、ソマリア等における計8件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「State of the World Cities」(UN-Habitat編)

都市および人間居住に関する専門家の意見や最新の統計などをとりまとめている。偶数年に発行。

・「Global Report on Human Settlements」

(UN-Habitat編)

世界の都市や人間居住に関する現状、傾向等を取りまとめている。奇数年に発行。

・UN-Habitatの年次報告書「Annual Report」

(UN-Habitat編)

上記書籍等の入手方法は下記ウェブサイトを参照。

● ウェブサイト

・国連人間居住計画 (UN-Habitat) 本部:

www.unhabitat.org

②1 国連国際防災戦略

(UNISDR:United Nations International Strategy for Disaster Reduction)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

国連国際防災戦略 (UNISDR) は、2000年第54回国連総会決議 (決議219) により2001年まで暫定設置され、2002年第56回国連総会決議 (決議195) により正式発足した。

● 経緯・目的

UNISDRは、国際防災戦略を推進する国連の事務局であり、当初は国連機関等が参加する「防災タスクフォース」の事務局という位置付けで発足した。2005年1月に神戸で開催された国連防災世界会議において、2015年までの国際防災戦略である「兵庫行動枠組2005～2015」が採択されたことから、国際社会の防災戦略を推進する事務局という位置付けになった。

日本の資金協力は2004年以来行われている。

UNISDR事務局の任務は、第56回国連総会決議 (195)

により、国連システム内における防災調整の窓口および国連システム・地域機関の防災活動と社会経済・人道分野における諸活動との連携の確保と定められている。また、兵庫行動枠組採択後の国連事務総長報告 (60/180) では、兵庫行動枠組の推進、防災意識の醸成と情報共有、防災グローバル・プラットフォーム会合の支援、国連システム内における防災政策の窓口、国連防災信託基金の管理等をUNISDRの役割として挙げている。

2. 事業の仕組み

● 概要

兵庫行動枠組の推進、防災意識の醸成と情報共有、防災グローバル・プラットフォーム会合の支援、国連システム内における防災政策の窓口等を行っている。2012-2013年の総収入は約6,343万ドルで総支出額は約6,565万ドル。

● 審査・決定プロセス

UNISDRの正式な意思決定は、国連総会における国際防災戦略決議にて行われる。このほか、年数回開催されるドナー国協議等を経て事業計画や活動の評価等を行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

前述「2. 事業の仕組み」の「概要」を参照。

● 主要な事業

2013年の事業ごとの内訳は、「防災の先導と調整」約2,290万ドル (35%)、「信頼できる防災情報」約1,636万ドル (25%)、「啓蒙活動」約1,570万ドル (24%)「コミュニケーション」約1,112万ドル (17%) 等となっている。なおUNISDRは、2015年に仙台市で開催される第3回国連防災世界会議の開催事務局を務めている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本政府はUNISDRが果たす役割の重要性に鑑み、可能な限りの資金協力を行うとともに、UNISDRの活動に示唆を与えるドナー国 (援助国) 協議等に積極的に参画。

● 邦人職員

2014年4月末現在、邦人職員数は3名である。

● 日本の財政負担 (暦年ベース)

日本政府のUNISDRに対する2013年の拠出総額は約134万ドル、UNISDRに対する拠出総額 (全政府中) に占める

2013年の日本の拠出の割合は4.63% (第8位)。

● 主要拠出国一覧

(単位:百万ドル、%)

順位	2012年			2013年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	EU	5.8	17.4	EU	7.9	27.2
2	スウェーデン	5.0	15.0	スウェーデン	3.8	13.3
3	世界銀行	4.3	13.0	韓国	2.5	8.6
4	オーストラリア	3.0	9.1	オーストラリア	2.2	7.7
5	韓国	2.5	7.6	世界銀行	2.0	7.0
6	ノルウェー	1.7	5.1	フィンランド	1.6	5.5
7	スイス	1.6	4.8	スイス	1.4	4.7
8	ドイツ	1.6	4.7	日本	1.3	4.6
9	オランダ	1.4	4.3	ドイツ	1.3	4.5
10	日本	1.3	4.1	ノルウェー	1.0	3.4
	合計	33.1	100.0	合計	28.9	100.0

* 合計は、その他の拠出国を含む。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「Global Assessment Report」(世界防災白書)
- ・「Annual Report」(年次報告書)

● ウェブサイト

- ・国連国際防災戦略 (UNISDR) 事務局：
<http://www.unisdr.org/>
- ・国連国際防災戦略 (UNISDR) 兵庫事務所：
<http://www.adrc.asia/ISDR/>
- ・防災ウェブ：
<http://www.preventionweb.net/english/>

② ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関
(UN Women:United Nations Entity for Gender Equality and Empowerment of Women)

1. 設立・経緯・目的

● 設立・経緯

2009年9月、4つのジェンダー関係国連機関、すなわち、国連婦人開発基金 (UNIFEM)、ジェンダー問題事務総長特別顧問室 (OSAGI)、女性の地位向上部 (DAW)、国際婦人調査訓練研修所 (INSTRAW) を統合する新たな複合型機関を設立し、その長を事務次長 (USG) クラスとすることを支持する国連総会決議が採択された。

上記決議を受け、2010年7月、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」(United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women、略称: UN Women) の設立を決定する国連総

会決議 (A/RES/64/289) が採択され、2011年1月よりUN Womenは正式に活動を開始した。

● 目的

UN Womenは、女性・女兒に対する差別の撤廃、女性のエンパワーメント、ジェンダー平等の達成を目的とする。また、世界各国におけるジェンダー問題に関する施策や法整備の促進のための協力、婦人の地位委員会をはじめとする政府間交渉による政策・規範の策定の支援、そして国連システム全体のジェンダー問題に対する取組の主導と調整を主な役割としている。

優先分野として、①女性の参画拡大、②女性の経済的エンパワーメント、③女性に対する暴力の撤廃、④平和・

安全保障・人道的対応における女性のリーダーシップ、⑤政策・予算におけるジェンダーへの配慮、⑥グローバルな規範・政策・基準の構築を掲げている。

2. 事業の仕組み

● 概要

国連加盟国、基金（UN Womenジェンダー平等のための基金、女性に対する暴力撤廃国連信託基金）や財団、民間企業、NGO、UN Women 国内委員会などから活動資金を得て、プログラムの実施と技術支援・資金供与を行い、女性の人権向上、女性に対する暴力撤廃、政策・予算へのジェンダーの視点の組み入れ、政府のジェンダー問題への対策技能や能力の向上を図る取組を行っている。同時に、婦人の地位委員会、国連総会、経済社会理事会、安全保障理事会に対して定期的な情報の提供を行い、ジェンダー平等と機会均等を目指して国連システムとの協働を進めている。

● 意思決定機関

(1) 執行理事会

41か国で構成される執行理事会を置く（アジア10、アフリカ10、中南米6、西欧その他5、東欧4、トップドナー4、非DACドナー2）。理事国の任期は3年。日本は初代執行理事国の一つであり、現理事国（任期2016年末まで）。

(2) 事務局組織

ニューヨークに本部を置き、事業の実施・監督等のため、6つの地域事務所、52の国別事務所（アフリカ21、米州・カリブ海10、アラブ5、アジア・太平洋10、欧州・中央アジア6）を有する。

本部事務局の主要部局には政策・事業局、運営管理部、政府間協議支援・戦略的パートナーシップ局などがあり、UN Women全体では657名（2014年3月現在）の職員が働いている。

初代事務局長は、2013年3月までミシェル・バチエレ氏（元チリ大統領）。2013年7月からは、プムジレ・ムランボ＝ヌカカ氏（元南アフリカ副大統領）が2代目事務総長を務めている。

3. 最近の活動内容

● 概要

・女性のリーダーシップと政治参画の機会の増加のための法改正・制度改革の指導・支援、ジェンダーに配慮した選挙管理の推進

- ・女性の経済的エンパワーメントと経済的貢献の機会拡大のために、女性の経済資産へのアクセスを促進する法律や政策の採択と実施の支援
- ・女性の移民労働者と国内労働者の保護を強化する二国間協定締結の支援
- ・民間企業における女性のエンパワーメント原則の採択など、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国際基準・政策・道徳規範の策定の推進
- ・国家の開発計画と予算編成におけるジェンダー平等施策策定の推進
- ・ミレニアム開発目標（MDGs）の要としてのジェンダー平等の推進

● 優先課題領域

ムランボ＝ヌカカ事務局長は、2013年就任後初の記者会見で、①女性の経済的エンパワーメントおよび貧困削減を強力に推し進めること、②教育について他の国連機関と協働すること、③UN Womenと女性と女兒のための資金調達の増強を最優先課題として力を入れていくことを表明した。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、UN Womenの設立によって国連におけるジェンダー分野の活動がより効率的・効果的に実施され、これを通じて現場の女性の地位向上とエンパワーメントが目に見える形で実現するよう、UN Womenの活動に積極的に貢献してきた。日本は、設立当初からUN Women執行理事国を務めるとともに、UN Womenに対する財政的支援も行っている。

日本には、1992年から活動しているUN Women日本国内委員会（現名称は、国連ウィメン日本協会）がある（2010年まではユニフェム日本国内委員会）。また、UN Womenが国連グローバル・コンパクト（各企業・団体が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって、社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組み作りに参加する自発的な取組）とともに推進する「女性のエンパワーメント原則（WEP：Women's Empowerment Principles）」には、多数の日本企業が参加しており、民間セクターや市民社会を含め、UN Womenとの幅広い協力が進められている。

また2012年11月には、バチエレUN Women 事務局長（当時）が来日し、総理大臣や外務大臣を表敬訪問した。2014年3月には、ムランボ＝ヌカカ現事務局長が来日し、

安倍総理大臣や岸田外務大臣を表敬訪問した。

● 邦人職員

2014年3月末現在、UN Womenの邦人職員数は5名である。

● 日本の財政負担

日本は前身のUNIFEMに対し、1979年度から継続的に資金協力を行ってきた。拠出額は、UN Womenとなった2011年度が45万ドル、2012年度と2013年度がそれぞれ95万ドル、2014年度469万ドル。また、コア拠出に加え、アフガニスタンにおける女性に対する暴力撤廃支援のため450万ドルを拠出、2013年3月、UN Womenが管理する「女性に対する暴力撤廃のための国連信託基金」の下で実施される紛争後および移行期のリビアにおける女性に対する暴力への対応のため100万ドルを拠出、さらに2014年3月、中東・アフリカ（シリア、レバノン、エジプト、スーダン、ギニア、コートジボワール）における女性のエンパワーメント等のため551万ドルを拠出した。同年6月には、日米連携の観点からUN Women「デリーにおける女性・女兒への暴力のない安全な街づくり」プロジェクトへの支援を決定している。

2013年、日本は第23位の拠出金負担国（拠出率は0.8%）である。2013年の拠出順位1位はスウェーデン、2位はノルウェーとなっている。

● 主要拠出国一覧

(単位:百万ドル、%)

順位	2012年			2013年		
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	ノルウェー	25.2	9.2	スウェーデン	35.2	14.7
2	スウェーデン	20.0	7.2	ノルウェー	28.1	11.7
3	英国	18.8	6.9	フィンランド	22.3	9.3
4	オーストラリア	18.2	6.6	英国	19.9	8.3
5	オランダ	14.2	5.2	オーストラリア	19.0	8.0
6	カナダ	14.0	5.1	オランダ	14.8	6.2
7	スイス	12.3	4.5	スイス	14.3	6.0
8	フィンランド	9.1	3.3	カナダ	13.4	5.6
9	米国	8.3	3.0	デンマーク	12.1	5.1
10	デンマーク	7.6	2.8	米国	8.1	3.4
	日本(24位)	0.9	0.3	日本(23位)	1.9	0.8
	合計	275.9	100.0	合計	238.9	100.0

出典:UN Women年次報告(2012、2013)

* 合計は、その他の拠出国を含み、コア・ノンコア拠出の合計額。

5. より詳細な情報

民間レベルにおいては、UNIFEMの活動を支援するため、1992年11月に日本国内婦人団体により「ユニフェム日本国内委員会」(特定非営利活動法人)が設立された(現在は「国連ウィメン日本協会」(参考サイト：<http://www.unwomen-nc.jp/>))。

● ウェブサイト

- ・ UN Women本部サイト：www.unwomen.org
(英語、フランス語、スペイン語)

**② 紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所
(SRSG-SVC : The United Nations Office of the Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict)**

1. 設立・経緯・目的

● 設立

2010年4月、初代・紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表 (SRSG-SVC) によって設立。

● 経緯

- (1) 紛争下の性的暴力に係る安保理決議第1888号(2009年9月)に基づき、事務総長により、マルゴット・ウォールストローム初代SRSG-SVC(スウェーデン)が任命される。2012年6月、事務総長は、ザイナブ・ハワ・バンゲラ現SRSG-SVC(シエラレオネ)を任命(安保理決議第1888号による)。
- (2) 2009年11月、安保理決議第1888号に基づき、紛争下の性的暴力に対する国連アクションの運営委員会が

国連PKO部局(DPKO)、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)および国連開発計画(UNDP)に対して、法の支配・紛争下の性的暴力専門家チーム(ToE ROL/SVC: UN Team of Experts on the Rule of Law/Sexual Violence in Conflict)の設立のため共同責任機関となるよう要請。同決議により、事務総長に対して、武力紛争下の性的暴力に特に関係する地域に専門家チームを早急に派遣するよう要請があり、2011年、ToEが設立された。

● 目的

国連の機関横断的なイニシアティブである「紛争下の性的暴力に対するUNアクション」等を通じて、既存の国連の調整メカニズムを強化し関係機関の協力を促進しつ

つ、対象国の軍、司法関係者を含む政府と市民社会に政策提言を行い、紛争下の性的暴力の問題解決に指導的な役割を果たすことを目的としている。

2. 事業の仕組み

● 概要

紛争下の性的暴力の終焉^{えん}に向けた政治的なアドボカシーに加え、不処罰の文化の終焉^{えん}と説明責任の確保のために、法整備、性的暴力の被害者の保護メカニズムの構築、捜査と訴追能力向上など司法・警察・軍を含めた政府の能力強化プロジェクトを実施する。

紛争下の性的暴力SRSGおよび同事務所の活動資金は、基本的には国連の通常予算で賄われている。ToEについては、主にドナー（日本を含む国連加盟国）による任意拠出から活動資金を得ている。

● 意思決定機関

ToEは、プロジェクト形成を担当し、現場で活動する主な支援機関である国連カントリーチームと緊密に連携を取る。SRSG-SVCがプロジェクトを最終決定するが、その過程では、UNアクション傘下の国連諸機関のトップなどと意見交換を行う。SRSG-SVC事務所は、年1回、安保理に活動報告を行っている。

(1) 紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表 (Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict、事務次長レベル)

紛争下の性的暴力担当SRSGの役割は、対象国の政府高官と交渉し、政治的なコミットメントを引き出し、対象国の取組を支援するために国際社会の支援を獲得することである。UNアクションの議長も務める。

(2) 紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所 (The Office of the Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict)

紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表が紛争下の性的暴力の分野における国連の指導的な役割を代表し、政治的アドボカシーを行うことをサポートする。紛争下の性的暴力担当SRSG事務所の6つの主要な優先的課題は、①紛争関連の性的暴力に対する不処罰の終焉^{えん}、②補償を得るための女性のエンパワーメント、③政治的オーナーシップの動員、④レイプに対する認識強化、⑤国連における対応の調和化、⑥国家のオーナーシップの強調、である。

(3) UNアクション (UN Action Against Sexual Violence in Conflict Secretariat)

紛争下の性的暴力終焉^{えん}のため、13の国連機関の取り組みを調整し、強化することを目的とする国連の組織(2007年設立)。被害者の支援および各国の性的暴力予防の努力支援も行う。活動の3つの柱は、①国レベルの行動のネットワーク化と調整の支援 (UNカントリー・チームや平和維持軍との協働戦略)、②公衆の意識を高めるアドボカシー、③性的暴力に対する国連とパートナーによる効果的な対応に関する知識の集約、となっている。

(4) 法の支配・紛争下の性的暴力専門家チーム (ToE ROL/SVC : UN Team of Experts on the Rule of Law/ Sexual Violence in Conflict)

DPKO、OHCHRおよびUNDPからの各1名の高官から成るToE諮問グループが、ToEによる活動への戦略的アドバイスの提供、活動地域の提案、専門家名簿の管理に関するアドバイスの提供等を行っている。ToEを構成する6名(2014年末現在)の専門家は、対象国を訪問して幅広い分野の関係者と面談し、紛争下の性的暴力撤廃に向けたニーズと現実の支援とのギャップを指摘した上で対処の方法について助言する。ギャップへの対処については、第一義的には対象国政府が行うが、これが難しい場合は国連機関やNGOが、それでも解決しない場合はToEが対応することとなる

3. 最近の活動内容

● 概要

2012年および2013年の紛争下の性的暴力担当SRSG事務所の活動規模は、それぞれ約220ドル、約324ドルとなっている。職員数は2014年末時点で10名である。

● 主要な事業

- ・紛争に関連した性的暴力に関するトレーニング
- ・紛争下の性的暴力に特化した早期警戒指標の開発
- ・停戦合意や和平協定の中での紛争に関連した性的暴力への取組
- ・性的暴力撲滅のための包括的戦略の構築
- ・国家の能力強化を含むサービスへのアクセスの改善と拡大
- ・保護と予防の強化

● 優先地域

優先的に活動を行っている国は、コートジボワール、コンゴ民主共和国、スーダン、中央アフリカ共和国、南スーダン、コロンビアとボスニア・ヘルツェゴビナの8か国である。他にもカンボジアやシリアで活動を行っている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、紛争下の性的暴力は看過できない問題であるとの立場から、バンクーラ紛争下の性的暴力担当SRSGとの連携を重視し、積極的に支援している。2014年、コンゴ民主共和国およびソマリアにおける案件に215万ドルの財政支援を行い、第1位のドナーとなった。

● 邦人職員

2014年6月末現在、紛争下の性的暴力担当SRSG事務所に邦人職員はいない。

● 日本の財政負担

日本は、2014年（2013年度補正予算）、同事務所への初の拠出を行った。具体的には、コンゴ民主共和国における性的暴力の不処罰への対応および司法制度強化（185万ドル）とソマリアにおける性的暴力に関する法制度改革支援（30万ドル）に支援を行った。

2014年の拠出第1位は日本、第2位はスウェーデンとなっている。

● 主要拠出国一覧

（単位：千ドル、％）

順位	2012年			2013年		
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	スウェーデン	1,678	76	スウェーデン	1,617	50
2	フィンランド	259	12	英国	1,182	36
3	アイルランド	129	6	ベルギー	331	10
4	ルクセンブルク	65	3	エストニア	68	2
5	スイス	64	3	トルコ	50	2
	合計	2,195	100	合計	3,248	100

出典：紛争下の性的暴力担当SRSG事務所

*1 合計は、その他の拠出国を含み、コア・ノンコア拠出の合計額。

*2 プログラムを実行するToEに対する拠出額。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「Team of Experts Annual Report 2013」（ToE発行）

● ウェブサイト

- ・SRSG-SVC本部サイト：

<http://www.un.org/sexualviolenceinconflict/>

（英語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語）

2 国際開発金融機関

① 世界銀行(国際復興開発銀行<IBRD: International Bank for Reconstruction and Development>)および国際開発協会<IDA: International Development Association>)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

国際復興開発銀行 (IBRD) は、1946年6月に業務を開始。日本は1952年に加盟。国際開発協会 (IDA) は、1960年9月に設立され、日本は同年12月から加盟している。

● 経緯・目的

IBRDは、第二次世界大戦後、ブレトン・ウッズ協定の下で、国際通貨基金 (IMF) とともに設立された。IBRDの当初の目的は、戦争破壊からの復興と開発途上国における生産設備および生産資源の開発であるが、最近では、開発途上国の貧困緩和と持続的成長のための支援を業務の目的としている。2014年6月末現在188か国が加盟している。

IDAは、IBRDが準商業ベースで貸付を行っているのに対して、そうした条件で借入が困難な低所得国に対して、より緩和された条件で融資および贈与を行うことを主たる業務としている。2014年6月末現在172か国が加盟している。

2. 事業の仕組み

● 概要

IBRDおよびIDAは、開発途上国の貧困削減に向けた努力を支援することを目的とし、これらの国々における持続的成長、人々の生活水準の向上に資するプロジェクトやプログラムの実施に対して、主に貸出による支援を行うとともに、専門的見地から政策アドバイスを行っている。

IBRDの事業資金は、市場からの資金調達により賄われており、2014世銀年度 (2013年7月～2014年6月) の中長期の資金調達額は約505億ドルとなっている。IDAの事業資金は、先進加盟国からの出資金、IBRDの純益移転等により賄われており、おおむね3年に1度、出資国による増資交渉が行われる。

● 審査・決定プロセス

IBRD・IDAは、各国のマクロ経済調査、セクター調査等の各種調査を行い、その国の開発課題に対する世銀の分析である体系的国別診断 (SCD) を作成した後、同国政府機関および他の援助機関と協議の上で国別支援戦略 (CAF) を策定し、支援の重点方針、援助すべきプログラム案を決定する。その後、支援戦略との整合性、貧困緩和・経済発展への貢献度、周辺環境への影響等を勘案し、借

入国政府や他の援助機関との対話を行いつつ具体的な支援プロジェクト・プログラムを決定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施は、借入国自身が行っており、IBRD・IDAはこれら事業が円滑に実施されるようモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

2014世銀年度 (2013年7月～2014年6月) の貸付・融資承認総額は、IBRDが約186億ドル、IDAが約222億ドルとなっている。

● 地域別・分野別実績

IBRD・IDAの地域別・分野別の貸付・融資承認実績は以下のとおり。

2014世銀年度のデータ：

地域別実績

(単位:億ドル)

地域	IBRD	IDA
東アジア・大洋州	41.8	21.3
南アジア	20.8	84.6
中東・北アフリカ	25.9	2.0
サブサハラ・アフリカ	4.2	101.9
中南米・カリブ諸国	46.1	4.6
欧州・中央アジア	47.3	8.0
合計	186.0	222.4

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

分野別実績

(単位:億ドル)

分野	IBRD・IDA
法務・司法・行政	88.4
金融	19.8
運輸	69.5
保健その他のサービス	33.5
エネルギー・鉱業	66.9
産業・貿易	18.1
教育	34.6
農業・漁業・林業	30.6
上下水・治水	43.3
情報・通信	3.8
合計	408.4

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、貸付・融資の承認等の日常業務の意思決定は2014年6月末現在、25名の理事（任命理事5名、選任理事20名）から成る理事会で行われており、日本からは任命理事として単独で理事が選出されている。

● 邦人職員

2014年6月末現在、IBRD・IDAの専門職員・任期付職員4,318名のうち日本人職員数は137名である。

● 日本の財政負担

IBRD資本金約2,772億ドル（授權資本ベースでは約2,784億ドル）のうち、日本の出資額は約200億ドル（出資率約7.2%）であり加盟國中第2位。また、IDAの資本金約2,258億ドルのうち日本の出資額は約408億ドル（出資率約18.1%）であり、加盟國中第2位である。

※IBRDについては、2011年3月に決定された増資に係る手続きが各国とも完了した場合のもの。IDAについては、2014年6月末の最新の年次報告書に基づいたもの。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

(1) 開発政策・人材育成基金

(PHRD Fund : Policy and Human Resources Development Fund)

2013年度拠出 約81億円

使途：PHRD基金への資金拠出は、途上国における開発政策の策定・実施と人材育成、世界銀行グルー

プへの日本人職員派遣、および日本と世界銀行グループのパートナーシップ強化等を通じて、途上国の持続的発展の促進、国際機関における日本のプレゼンス向上、および日本の知見の世界銀行の援助方針への反映を目的とするもの。

(2) 日本社会開発基金

(JSDF : Japan Social Development Fund)

2013年度拠出 約37億円

使途：JSDFへの資金拠出は、途上国の貧困層・社会的弱者に対する直接的支援や、その担い手となるNGO等に対する能力強化を通じて、途上国の社会開発・貧困削減の促進を目的とするもの。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「年次報告」

1年間の開発途上国援助活動を地域別・課題別にとりまとめているほか、各地域への貸付・融資等データを分野別に掲載している。例年10月ごろに発行されており、世界銀行東京事務所にて入手が可能である。また、ウェブサイトにも掲載されている。

● ウェブサイト

・世界銀行（IBRD、IDA）本部：

<http://www.worldbank.org>

・世界銀行（IBRD、IDA）東京事務所：

<http://www.worldbank.org/ja/country/japan>

② 国際通貨基金 (IMF: International Monetary Fund)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

国際通貨基金（IMF）は、1944年7月、米国ブレトン・ウッズにおいて開催された連合国通貨金融会議において調印された国際通貨基金協定（1945年12月発効）に基づき、1946年3月から業務を開始している。日本は1952年に加盟している。

● 経緯・目的

IMFの目的は、国際通貨協力の促進、国際貿易の拡大とバランスの取れた成長の促進、為替安定の促進、多国籍間決済システム確立の支援、および国際収支上困難に陥っている加盟国への一般資金の提供である（協定第1条）。

2014年9月現在の加盟国数は188か国である。

2. 事業の仕組み

● 概要

具体的活動としては、①国際収支危機を未然に防ぐために行う、加盟国のマクロ経済・為替政策や世界全体・各地域の経済・金融情勢等に関するサーベイランス（監視）、②加盟国の国際収支調整および経済構造調整のための融資、③加盟国財政金融制度の整備や統計作成のための技術支援等が挙げられる。

● IMFによる国際収支支援の標準的な審査・決定プロセス
被支援国が、IMFと協議しつつ経済調整プログラムを策定し、理事会においてこのプログラムおよび融資の内

容を審査の上、承認がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

原則として、承認と同時に一定額が引き出し可能となり、その後は、IMFが被支援国のプログラム履行状況を定期的に審査し、その結果に応じて資金が引き出し可能となる。

3. 最近の活動内容

● 概要

アジア通貨危機や2008年秋以降の金融経済危機を踏まえ、グローバル化に伴う環境の変化に対応するために、国際通貨システムを強化する種々の取組を行っている。特に2008年以降、危機に陥った各国に多額の資金支援が実施されただけでなく、危機予防の観点からIMFの融資制度の改革が行われ、政策運営の健全な加盟国に対しては引き出しに際しての条件を課すことなく一度に多額の資金を支援できる制度が整えられた。また、2010年末に決定された包括的なIMF改革の中で、資金基盤を強化するためにクォータ（出資割当額）を倍増させることに加盟各国が合意した。さらに、欧州債務問題等に対応するため、2012年4月に日本が非ユーロ圏の国として先陣を切って600億ドルの資金貢献を表明したが、その後各国からの貢献表明もあり、6月のG20ロスカボス・サミットにおいて4,500億ドルを上回る規模のIMF資金基盤強化が合意された。

IMFの機能強化については、貿易・金融相互の関係の深まりや、国境を越えた波及効果の拡大などの世界経済の発展と変容に対応するため、サーベイランスの強化を図るための新たな指針「統合サーベイランス決定」が2012年に採択された。

組織のあり方については、IMFにおける新興国・途上国の発言権を強化するため、2010年末の包括的改革（米国において議会承認が得られておらず、受諾が完了していないため、発効要件を満たしておらず、未発効）において、出資割合の6%以上を経済成長の著しい新興国・途上国に移転すること、全理事を選任制とすることなどが合意された。

低所得国に対しては、譲許的な条件による融資（PRGT融資）を実施している。世界金融危機を受けて低所得国向け融資制度改革が行われ、利用限度額の倍増、譲許性の拡大、従来の中長期的な国際収支問題への支援制度に加え、短期的な問題を支援する制度の創設等が行われた。

● 地域別実績

① IMF通常融資（一般資金の引き出し）

（単位：百万SDR）

地域	2012年		2013年	
	国数	金額	国数	金額
アジア	1	551	—	—
中東・北アフリカ	1	256	3	1,245
サブサハラ・アフリカ	2	93	1	7
欧州	7	14,075	6	12,072
西半球	2	38	3	205
合計	13	15,013	13	13,528

出典：IMFウェブサイト

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

② PRGT（貧困削減・成長トラスト）融資

（単位：百万SDR）

地域	2012年		2013年	
	国数	金額	国数	金額
アジア	2	92	2	293
中東・北アフリカ	2	73	—	—
サブサハラ・アフリカ	19	650	17	465
欧州	4	208	1	27
西半球	4	27	3	13
合計	29	940	23	798

出典：IMFウェブサイト

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

IMFは各加盟国の総務（代表）により構成される総務会（年1回開催、2012年は東京にて開催）を最高意思決定機関とし、日本は財務大臣が総務に任命されている。総務会に対しては、国際通貨金融委員会（日本総務を含む24名がメンバー、年2回開催）が勧告・報告を行っている。なお、日常業務の決定（融資の承認等）は日本を含む5か国からの任命理事と19名の選任理事から成る理事会で行われている。

日本はIMFに加盟した1952年以降現在まで理事国を務めている（1970年以降は任命理事となっている）。

● 邦人職員

IMFのスタッフは、各国理事室職員を除いて2014年4月30日現在2,578名（マネジメント4名、専門職2,117名、補助職457名）となっている。マネジメントおよび専門職2,121名のうち邦人職員は57名。主な邦人幹部職員では、篠原尚之氏が副専務理事を務めている。

● 日本からの出資

2014年9月現在、日本の出資額は156億2,850万SDR、出資率は約6.6%であり、米国に次いで加盟国中第2位。

● 主な使途を明示した特定信託基金への拠出、活用状況

・ IMFの特定活動に係る日本管理勘定
(Japan Subaccount for Selected Fund Activities)

2012年度拠出 約25.7億円

2013年度拠出 約30.0億円

使途：技術支援（金融セクター改革、統計整備、税制改革等に関する専門家の派遣・セミナーの実施）および奨学金制度（アジア・太平洋の開発途上

国の人材育成等）への支援。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・ 「Annual Report of the Executive Board」
IMFの年次報告。例年総会の開催される秋ごろに発行。

● ウェブサイト

・ 国際通貨基金（IMF）本部：<http://www.imf.org>
・ 国際通貨基金（IMF）アジア太平洋地域事務所：
<http://www.imf.org/external/oap/jpn/indexj.htm>

③ アジア開発銀行 (ADB: Asian Development Bank)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1963年に開催された第1回アジア経済協力閣僚会議において、アジア開発銀行（ADB）の設立が決議され、1966年に発足。日本は設立準備段階より参画しており、原加盟国である。

● 経緯・目的

ADBは、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP、旧称ECAFE）の発案により、アジア・太平洋地域における経済成長および経済協力を助長し、地域内の開発途上国の経済開発に貢献することを目的として設立された（本部マニラ）。2013年12月末現在、67の国および地域が加盟しており、日本を含む域内加盟国は48か国、域外加盟国数（米国、欧州等）は19か国となっている。歴代総裁はすべて日本人であり、2013年12月現在の総裁（第9代目）は中尾武彦氏である。

2. 事業の仕組み

● 概要

ADBの主な機能は、①開発途上加盟国に対する融資等、②開発プロジェクト・プログラムの準備・執行のための技術支援および助言、③開発目的のための公的・民間支援の促進、等である。

ADBの財源には、中所得国向けに準市場金利による融資を行う「通常資本財源（OCR）」と、低所得国向けに緩和された条件で融資等を行う「アジア開発基金（ADF）」がある。

● 審査・決定・実施のプロセス

ADBが融資借入国との協議の上、プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審査、決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

ADBが事業を実施している。

3. 最近の活動内容

● 概要

ADBは、2008年から2020年までのADBの長期的な戦略目標を定めた「Strategy2020（2008年4月策定）」において、アジア・太平洋地域の貧困削減を最重要目標に設定し、包括的経済成長、環境面で持続可能な成長、地域統合を中心戦略として掲げている。2012年の融資承認額はOCRが94億ドル、ADFが23億ドル、2013年はOCRが102億ドル、ADFが30億ドルとなっている。

なお、分野別実績は以下のとおり（OCR+ADF）。

（単位：百万ドル、%）

部 門	2012年		部 門	2013年	
	金額	構成比		金額	構成比
運輸・情報通信技術	3,666	31.3	エネルギー	3,476	26.3
エネルギー	2,601	22.2	運輸・情報通信技術	3,423	25.9
公共政策	1,436	12.3	マルチセクター	1,502	11.4
上水道都市インフラ	1,206	10.3	上水道都市インフラ	1,414	10.7
農業・天然資源	1,040	8.9	公共政策	1,090	8.3
金融	775	6.6	農業・天然資源	695	5.3
マルチセクター	461	3.9	金融	560	4.2
教育	278	2.4	保健・社会保障	520	3.9
工業・貿易	185	1.6	教育	490	3.7
保健・社会保障	70	0.6	工業・貿易	24	0.2
合 計	11,718	100.0	合 計	13,193	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

国別実績は以下のとおり（OCR+ADFの上位10か国）。

（単位：百万ドル、％）

2012年			2013年		
国名	金額	構成比	国名	金額	構成比
インド	2,290	19.5	インド	2,360	17.9
中国	1,809	15.4	中国	2,035	15.4
ベトナム	1,285	11.0	パキスタン	1,497	11.3
インドネシア	1,233	10.5	インドネシア	1,014	7.7
バングラデシュ	1,093	9.3	フィリピン	872	6.6
フィリピン	750	6.4	バングラデシュ	872	6.6
ウズベキスタン	595	5.1	ベトナム	775	5.9
カザフスタン	496	4.2	ウズベキスタン	691	5.2
パキスタン	417	3.6	ミャンマー	636	4.8
スリランカ	367	3.1	スリランカ	378	2.9
その他	1,383	11.8	その他	2,064	15.6
合計	11,718	100.0	合計	13,193	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、融資の承認等日常業務の意思決定は12名の理事（域内国8名、域外国4名）から成る理事会で行われており、日本からは単独で理事が選出されている。

● 邦人職員

専門職員1,066名のうち、日本人職員は148名（2013年12月末現在）で、米国とともに最大勢力。

● 日本の財政負担

OCRのうち、日本の出資割合は15.6%であり、米国とならび加盟国中第1位。2013年12月末現在、OCR1,635億ドルのうち、日本の出資額は255億ドル。このうち、実際の払込額は約5%。また、ADF312億ドルのうち、日本の拠出額は120億ドル（拠出率38.3%）であり、加盟国中第1位。※OCRについては、第5次増資に係る手続きが各国とも完了した場合のもの。ADFについては、2013年12月末の最新の年次報告書に基づいたもの。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

・ 貧困削減日本基金

（JFPR：Japan Fund for Poverty Reduction）

2013年度拠出：約49億円

使途：ADBの加盟途上国における開発プロジェクト、プログラムの策定・実施の促進等に必要な技術支援、小規模な貧困削減プロジェクト、NGOによる貧困削減活動等の支援などを実施。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・ 年次報告

1年間の開発途上国援助活動を国別・課題別にとりまとめているほか、域内開発途上国のデータを掲載している。例年5月に発行されており、ADB駐日事務所にて入手可能。また、ウェブサイトにも掲載されている。アジア開発銀行（ADB）本部：<http://www.adb.org>

④ アフリカ開発銀行（AfDB: African Development Bank）

1. 設立・経緯・目的

● 設立

アフリカ開発銀行（AfDB）は1964年にアフリカ諸国のみに設立された。その後、域外の国への開放を受け、日本は1983年に加盟した。

一方、アフリカ開発基金（AfDF）は1973年に設立され、日本は原加盟国である。

● 経緯・目的

AfDBは、アフリカ地域の開発途上国の経済的・社会的開発を促進することを目的として設立された。本部は、コートジボワール・アビジャン（2003年以来、チュニジア・チュニスに暫定的に移転していたが、2014年夏、アビジャンに復帰）。2013年12月末現在で78か国が加盟している。アフリカの全53か国、また域外から25か国が加盟してい

る。

AfDFは、IBRDに対するIDAに相当しており、AfDBが準商業ベースで貸付を行っているのに対し、AfDFはそうした条件での借入が困難な国に対して、より緩和された条件で融資を行うとともに、債務が持続可能でないと認められる国に対しては、無償資金による協力を行っている。2013年12月末現在、27か国（域外国26か国、南アフリカ共和国）およびAfDBが加盟している。

2. 事業の仕組み

● 概要

主な機能は、①域内加盟国に対する資金の貸付、②開発プロジェクト・プログラムの準備・執行のための技術支援および助言業務等である。

AfDBは、各種格付会社から最高の格付（AAA）を受けた機関として、先進国政府および世界銀行等類似の国際開発金融機関とほぼ同一の条件で国際資本市場から資金を調達し、域内加盟国に転貸している。これに対してAfDFは、ドナーによる出資金および貸付先国からの元利返済金等を使って、緩和された条件で融資業務および贈与を行っている。

● 審査・決定プロセス

借入国と協議の上、プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審査・決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

借入国が案件を実施し、AfDB（AfDF）はモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

AfDBの資金供与先は、政府保証を付して行われる公的セクター部門と、政府保証を付さずに地方公共団体や公的企業・民間企業に対して行われる民間セクター部門とに大別される。一方、AfDFの資金供与は、すべて政府保証付で行われている。

2012年の融資等総額は承認ベースで、AfDBが27.9億ドル、AfDFが27.4億ドル、2013年はAfDBが22.0億ドル、AfDFが32.4億ドルである。

なお、部門別の融資等承認額は以下のとおり（AfDB、AfDFの合計）。

（単位：百万ドル、％）

部 門	2012年		部 門	2013年	
	金額	構成比		金額	構成比
エネルギー	1,367.3	24.7	輸送	1,768.5	32.2
輸送	928.5	16.8	エネルギー	876.4	16.0
社会セクター	807.4	14.6	マルチセクター	691.8	12.6
マルチセクター	776.7	14.0	農業・農村開発	660.2	12.0
金融	619.0	11.2	社会セクター	515.5	9.4
合 計	5,537.2	100.0	合 計	5,484.1	100.0

*1 ナイジェリア信託基金（NTF）分を含む。
*2 合計は、その他の国を含む。

国別融資等承認額は以下のとおり（AfDB、AfDFの合計）。

（単位：百万ドル、％）

2012年			2013年		
国 名	金額	構成比	国 名	金額	構成比
モロッコ	1,158.8	21.0	ナイジェリア	632.3	11.5
チュニジア	545.0	9.8	ケニア	368.8	6.7
南アフリカ	419.7	7.6	モロッコ	315.1	5.7
ガーナ	259.4	4.7	ナミビア	307.0	5.6
エチオピア	255.1	4.6	コンゴ民主共和国	285.6	5.2
合 計	5,537.2	100.0	合 計	5,484.1	100.0

*1 ナイジェリア信託基金（NTF）分を含む。
*2 合計は、その他の国を含む。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、AfDBにおける融資承認等の日常業務の意思決定は20名の理事（域内13名、域外7名）から成る理事会で行われており、日本からも常時、理事が選任されている。

● 邦人職員

専門職員1,348名のうち日本人職員9名（2013年12月末現在）。

● 日本の財政負担

AfDBの資本金1,031億ドル相当額のうち、日本の出資額は54億ドル相当額（出資率5.5%）であり、域外国中第2位。また、AfDFの資本金355億ドル相当額のうち、日本の拠出額は38億ドル相当額（拠出率10.9%）であり、第2位である。（原公表金額単位はUA（2013年1UA=1.54000ドル））

※AfDBについては、2010年5月に決定された増資に係る手続きが各国とも完了した場合のもの。AfDFについては、2013年12月末の最新の年次報告書に基づいた累積額。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

・ アフリカ民間セクター支援基金

2013年度拠出 約5.7億円

使途：アフリカの民間セクター開発に関する日本とAfDBとの共同イニシアティブ（EPSA for Africa）の下、2006年にAfDB内に設置されたグラント支援基金。投資環境の構築、金融システム強化、インフラの構築、中小零細企業開発の促進、貿易の促進に係る技術支援を実施。

・ 開発政策・人材育成基金

2013年度拠出 約2.5億円

使途：AfDBグループの域内開発途上加盟国における開発プロジェクトの策定・実施の促進に必要な技術協力や人材育成等のために、AfDB内に設置されたグラント支援基金。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「年次報告」

1年間の業務内容を国別・課題別にとりまとめているほか、域内加盟国のデータを掲載している。例年、年次総会にあわせて6月に発行され、ウェブサイトにも掲載されている。

・「アフリカ開発報告（African Development Report）」

年次報告と対をなす文書であり、アフリカを取り巻く様々な開発上の課題について、分析が行われている。

・「アフリカ経済見通し（African Economic Outlook）」

IMFのWorld Economic Outlookのアフリカ版として、毎年、年次報告にあわせ、OECDと共同出版。

● ウェブサイト

・アフリカ開発銀行（AfDB、AfDF）本部：

<http://www.afdb.org>

域内加盟国に対する支援活動に係る最新情報や職員の募集情報、開発政策に係る各種詳細情報を提供している。

・アフリカ開発銀行アジア代表事務所：

<http://www.afdb-org.jp/japan/>（日本語）

⑤ 米州開発銀行 (IDB: Inter-American Development Bank)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

米州開発銀行（IDB）は1959年に設立。日本は1976年から他の域外国とともに加盟した。

● 経緯・目的

中南米およびカリブ海諸国地域の開発途上国の経済的・社会的開発を促進することを目的として設立された（本部ワシントン）。2013年12月末現在48か国が加盟している。そのうち米州地域から28か国（26の中南米諸国と米国およびカナダ）、また域外のメンバー国として欧州、中東（イスラエル）、アジア（日本、韓国、中国）から20か国が加盟している。

2. 事業の仕組み

● 概要

主な機能は、①開発途上加盟国に対する資金の貸付、②開発プロジェクト・プログラムの準備・執行のための技術支援および助言業務等である。

財源には、比較的所得の高い開発途上加盟国に準商業ベースで貸付を行うのに使用される「通常資本（OC）」と、低所得国向けに緩和された条件で貸付を行うのに使用される「特別業務基金（FSO）」がある。

● 審査・決定プロセス

借入国と協議の上、プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審査・決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

借入国が案件を実施し、IDBはモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

近年、域内の経済統合を促進するための支援を行うとともに、中南米およびカリブ海諸国地域の民間部門の発展のために、民間部門のビジネス環境改善等に力を入れている。

2012年の融資等総額はOCが108億ドル、FSOが3.2億ドル、2013年はOCが133億ドル、FSOが2.5億ドルである。

なお、分野別融資等実績は以下のとおり。

（単位：百万ドル、%）

部 門	2012年		部 門	2013年	
	金額	構成比		金額	構成比
上下水道整備	1,705	14.9	運輸	2,804	20.0
運輸	1,674	14.7	公共政策	2,319	16.6
公共政策	1,473	12.9	金融市場	1,614	11.5
エネルギー	1,312	11.5	社会投資	1,527	10.9
金融市場	1,024	9.0	貿易	1,223	8.7
社会投資	1,021	8.9	水・衛生	775	5.5
環境保護・災害	600	5.3	保健	751	5.4
合 計	11,424	100.0	合 計	13,998	100.0

* 合計は、その他の部門を含む。

国別融資等承諾額は以下のとおり（上位5か国）。

（単位：百万ドル、％）

2012年			2013年		
国名	金額	構成比	国名	金額	構成比
ブラジル	2,009	17.6	ブラジル	3,387	24.2
メキシコ	1,520	13.3	メキシコ	2,096	15.0
アルゼンチン	1,390	12.2	アルゼンチン	1,264	9.0
コスタリカ	700	6.1	コロンビア	1,054	7.5
ウルグアイ	629	5.5	ウルグアイ	782	5.6
合計	11,424	100.0	合計	13,998	100.0

* 合計はその他の国を含む。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、融資の承認等の日常業務の意思決定は14名の理事（域内11名、域外3名）から成る理事会で行われており、日本からも常時、理事が選任されている。

● 邦人職員

専門職員1,709名のうち日本人職員17名（2013年12月末現在）。

● 日本の財政負担

OC約1,709億ドルのうち、日本の出資額は約85.5億ドル（出資率約5.0%）であり、域外国中第1位。また、FSO約102億ドルのうち日本の拠出額は約6.2億ドル（拠出率約6.1%）であり、域外国中第1位である。

※OCについては、第9次増資に係る手続きが各国とも完

了した場合のもの。FSOについては、2013年12月末の最新の年次報告書に基づいたもの。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

2013年度拠出 約7.2億円

使途：米州開発銀行加盟途上国による貧困削減努力を支援することを目的として、地域社会レベルにおける小規模基礎的インフラ、基礎的サービスサービスの供与、零細企業支援、貧困削減・社会開発に取り組むローカルNGOおよびコミュニティの能力強化を支援。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「年次報告」

1年間の開発途上国援助活動を国別・課題別にとりまとめているほか、域内開発途上国のデータを掲載している。例年4月に発行されており、米州開発銀行本部にて入手が可能である。また、ウェブサイトにも掲載されている。

● ウェブサイト

・米州開発銀行（IDB）本部：<http://www.iadb.org>

途上国支援活動にかかわる最新情報や職員の募集情報、開発政策に係る各種詳細情報を提供している。

・IDBアジア事務所：

<http://www.iadb.org/en/asia/idb-office-in-asia,1226.html>

⑥ 欧州復興開発銀行

(EBRD: European Bank for Reconstruction and Development)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

欧州復興開発銀行（EBRD）は、1991年に設立。日本は1991年の設立時に加盟している。

● 経緯・目的

1989年のベルリンの壁崩壊等により加速化された、中東欧諸国における民主主義、市場経済への移行を支援する銀行の必要性が提唱されたことを受け設立された。2013年12月末現在で64か国およびEU、欧州投資銀行（EIB）が加盟。

2. 事業の仕組み

● 概要

主な機能は、支援対象国のプロジェクトに対する融資、出資、保証と、体制移行プロジェクト・プログラムの準備・執行や、投資環境整備のための技術協力および助言業務である。なお、投融資等の60%以上は民間部門向けでなければならない。

財源は、加盟国の出資金（払込資本）に加え、市場からの資金調達により賄われている。

● 審査・決定プロセス

各国のマクロ経済調査、セクター調査、マーケット調査等の各種調査を行った上で国別戦略を策定し、支援の

重点分野を決定する。その後、国別戦略との整合性、体制移行への貢献度、周辺環境への影響等を勘案し、民間事業者や他の投資家、受入国政府との対話を行いつつ、プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審査・決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

プロジェクトの実施は、支援の受入側が行っており、EBRDはこれら事業が円滑に実施されるようモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

EBRDの融資は市場金利ベースで実施されており、融資等の承認額は2012年が89.2億ユーロ、2013年が85.0億ユーロとなっている。分野別・国別の承認実績は以下のとおり。

● 分野別実績

(単位:百万ユーロ、%)

分野	2012年		分野	2013年	
	金額	構成比		金額	構成比
製造	2,462	27.6	製造	2,631	31.0
金融	2,853	32.0	金融	2,389	28.1
エネルギー	1,756	19.7	エネルギー	1,803	21.2
インフラ	1,849	20.7	インフラ	1,675	19.7
合計	8,920	100.0	合計	8,498	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

● 国別実績

(単位:百万ユーロ、%)

2012年			2013年		
国名	金額	構成比	国名	金額	構成比
ロシア	2,582	28.9	ロシア	1,816	21.4
トルコ	1,049	11.8	トルコ	920	10.8
ウクライナ	934	10.5	ウクライナ	798	9.4
ポーランド	672	7.5	ポーランド	756	8.9
ルーマニア	612	6.9	ルーマニア	508	6.0
その他合計	8,920	100.0	その他合計	8,498	100.0

* 合計はその他の国・地域を含む。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、融資の承認等の日常業務の意思決定は23名の理事（EU諸国から11名、中東欧等の受益国から4名、その他の欧州の国から4名、および、欧州以外の国から4名）

から成る理事会で行われており、日本からは単独で理事が選出されている。

● 邦人職員

専門職員1,316名のうち日本人職員15名（2013年12月末現在）。

● 日本の財政負担

授權資本300億ユーロのうち、日本の出資額は約26億ユーロ（出資率8.6%）であり、米国に次いで、フランス・ドイツ・英国・イタリアとならび加盟国中第2位。

※出資額および出資率は、2013年12月末の最新の年次報告書に基づいたもの。

● 主な用途を明示した信託基金への拠出、活用状況

2013年度拠出 約1.2億円

用途：体制移行国の市場経済移行・民主化効果を向上させるための技術協力や人材育成の実施。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「年次報告」

例年5月に発行されており、その他刊行物もウェブサイトに掲載されている。

● ウェブサイト

・欧州復興開発銀行（EBRD）本部：

<http://www.ebrd.com>

3 その他の国際機関等

① 国際移住機関 (IOM: International Organization for Migration)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1951年設立。

● 経緯・目的

欧州から中南米諸国への移住支援のために1951年に設立された「暫定欧州移民移動政府間委員会」が国際情勢の変化を背景として、全世界へとその活動範囲を広げ、かつ、新たな任務として難民・国内避難民等の輸送、帰国移住等に関するサービスを行うようになり、国際移住機関 (IOM) と名称変更した。現在は国際的な人の移動に関連した問題への対処を目的に幅広い活動を実施。

2. 事業の仕組み

● 概要

人の移動にかかわる以下の各種支援を実施。

- (1) 移住と開発分野（専門家交流、移民や帰国者への小規模融資、頭脳「流出」・「流入」問題等）
- (2) 移住の促進（家族呼び寄せ、国際的人材の採用と派遣、渡航手続き、語学研修、文化紹介等）
- (3) 移住の管理行政（人身取引対策、出入国管理、不法入国対策、自主帰国・再定住支援等）
- (4) 非自発的移住（難民・難民申請者支援、国内避難民支援、帰還・再定住支援、緊急人道援助、復興支援、除隊兵士の社会復帰、所有権争議と補償、選挙と国民投票等）

● 審査・決定プロセス

フィールドレベルで作成された国別予算書に基づき年間事業予算計画書が作成され、年次総会で承認を受ける。年次アピールに加えて、フィールドでの新たなニーズに対応した新規事業が本部の審査を受けて随時立案され、国連アピールへの参加、または個別ドナーとの協議を経て、任意拠出金を受け次第実施される。

● 実施の仕組み

フィールドレベルで作成された事業計画が本部に提出された後、委員会、総会の決定を受け、年次アピールとして発表され、ドナーの拠出等により資金のめどが付いた事業が実施される。フィールドでの事業は現地政府や地元NGO等との協力の下で実施される。

3. 最近の活動内容

● 概要

2012年および2013年のIOMの活動規模は、共に約12億3,000万ドルとなっている。職員数は8,486名（2013年12月現在）、事務所数は481（2013年5月現在）となっている。

● 地域別実績

(単位:百万ドル、%)

地域	2013年実績	構成比
アジア・大洋州	268.7	23.9
サブサハラ・アフリカ	248.3	22.1
中東・北アフリカ	119.1	10.6
中南米	279.4	24.9
北米	31.9	2.8
欧州・中央アジア	175.0	15.6
合計	1,122.3	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

2009年11月から1年間、最高意思決定機関である総会の議長に北島信一ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使（当時）が就任し、IOMの意思決定に積極的に関与した。

● 邦人職員

国際専門職以上の邦人職員は25名（JPO3名含む、国際専門職員全体の2.9%、2013年12月現在）である。

● 日本の財政負担

日本は、積極的に資金援助を行っている。加盟国に義務的に課される分担金については分担率12.1817%（2013年）で世界2位。また、任意の拠出金は、2011年は約4,300万ドル、2012年は約3,300万ドル、2013年は約4,990万ドルである（いずれも送金ベース）。

● 主要抛出国・機関一覧（民間援助含む）

(E/Nベース、単位:百万ドル、%)

順位	2012年			2013年		
	国名	抛出国額	抛出国率	国名	抛出国額	抛出国率
1	米国	340.3	38.2	米国	317.3	34.2
2	コロンビア	113.4	12.7	コロンビア	109.1	11.7
3	ペルー	61.6	6.9	オーストラリア	78.4	8.4
4	オーストラリア	59.6	6.7	カナダ	55.6	6.0
5	英国	43.5	4.9	ペルー	51.0	5.5
6	カナダ	35.5	4.0	日本	49.9	5.4
7	日本	34.3	3.8	英国	44.2	4.8
8	アルゼンチン	30.2	3.4	ノルウェー	25.5	2.7
9	オランダ	29.4	3.3	スイス	25.4	2.7
10	スウェーデン	20.7	2.3	ドイツ	22.9	2.5
	合計	891.7	100.0	合計	928.9	100.0

出典:IOM統計(暦年)

* 合計は、その他の抛出国・機関を含む。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

・国際移住機関 (IOM) 本部:

<http://www.iom.int/> (英語)

・国際移住機関 (IOM) 駐日事務所:

<http://www.iomjapan.org> (日本語)

② 世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバル・ファンド)
(The Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

2002年1月設立。日本が議長国を務めた2000年の九州・沖縄サミットで、サミット史上初めて感染症対策を主要議題の一つとして取り上げたことが契機となり、感染症対策のための基金設立構想が生まれた。この流れが2001年の国連エイズ特別総会、ジェノバ・サミットを経て、2002年1月の世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバル・ファンド)設立につながったことから、日本はグローバル・ファンドの「生みの親」と呼ばれる。

● 経緯・目的

グローバル・ファンドは、開発途上国等におけるHIV/エイズ、結核およびマラリアの三大感染症対策を資金支援する基金として、スイス・ジュネーブにスイスの国内法に基づき設立された。日本などが強調した新しい官民パートナーシップを基本理念とし、官民双方の関係者がプロジェクト形成・申請、承認、実施に参画して、三大感染症との闘いに努めている。その例として、グローバル・ファンド理事会ではドナー国(援助国)および受益国政府、国際関係諸機関、民間企業代表、民間財団、先進国NGO、開発途上国NGO、感染者代表の協働が挙げられる。

2. 事業の仕組み

● 概要

グローバル・ファンドは、三大感染症に対処するための資金を集め、その資金を最も必要とする地域へ振り向けるために設立された。その目的を効果的に果たすため、政府や国際機関だけでなく、民間財団、企業等の民間セクター、NGOや感染症に苦しむコミュニティといった市民社会が一体となってパートナーシップを組み、次の基本原則に則って、開発途上国における三大感染症の予防、治療、ケア・サポートのために資金支援を行っている。

- ・資金供与に特化し、技術面では他の機関と連携
- ・事業の実施においては開発途上国の主体性を尊重
- ・予防、治療、ケアのバランスのとれた統合的アプローチを追求
- ・迅速かつ革新的な支援決定プロセスの確立
- ・運営の透明性と説明責任の確保

グローバル・ファンドでは、感染症に苦しむ国々が各国の保健政策の実施に合わせてグローバル・ファンドから必要な資金支援を受けられるよう、案件申請を随時受け付けている。グローバル・ファンドの資金援助は保健、開発の専門家で構成される独立した審査機関(技術審査パネル)を通じて技術的に有効な事業に向けられ、追加的な資金の支払いは成果主義に基づいて行うなど、限られた資金を最大限に有効活用するため、結果を重視した

ものとなっている。

● 審査・決定プロセス

- (1) 資金の支援を受ける開発途上国ごとに設置される国別調整メカニズム（Country Coordinating Mechanism：政府、二国間・国際援助機関、NGO、学界、民間企業および三大感染症に苦しむ地域の人々等で構成）において、その国でのニーズや援助の吸収能力などに基づいて支援案件が形成される。
- (2) 案件が事務局に提出されると、技術審査パネル（Technical Review Panel）が独立して専門家の見地から審査し、案件の承認を理事会に勧告する。
- (3) 理事会による支援案件の承認を受けると、世界銀行は各国に設置される国別調整メカニズムが指定する資金受入責任機関（Principle Recipient）に資金を送付する。このとき資金受入責任機関は事務局と協議して、達成すべき事業目標を定めて3年間の資金供与協定を取り決める。また、事務局は、事業運営や資金使用が適切に行われているか確認する現地資金機関（Local Fund Agent）を公募、契約する。成果主義に基づいて資金支援を行うというグローバル・ファンドの方針により、資金受入責任機関は原則として半年ごとに事業の進捗報告^{しんちよく}を行い、現地資金機関と事務局の確認を受ける。目標達成に向けて明確な進捗が見られる場合には、資金受入責任機関は次の期間の資金の追加的な支払いを要請することができる。

3. 最近の活動内容

● 概要

2013年12月現在、官民ドナーによるグローバル・ファンドへの総拠出額は約292億ドルであり、グローバル・ファンドは150か国以上の感染症対策事業に対し、累積約230億ドルの無償資金による支援を実施した。

これまで承認された資金供与の54%がHIV/エイズ対策に、28%がマラリア、16%が結核に活用されている。また、国際的な三大感染症対策の支援資金のうち、グローバル・ファンドによる支援額はHIV/エイズ対策で21%、結核で80%およびマラリアで50%を占めている。

これらの支援により、これまで全世界で約870万人以上の生命が救われている。

● 地域別実績

承認された支援資金の55%がサブサハラ・アフリカに充てられ、次いでアジア地域に23%、中南米のカリブ諸国に8%、北アフリカ・中東地域に6%、東欧・中央アジ

ア地域に6%が配分されている（2013年12月現在）。

● 主要な事業

支援の成果（2013年12月現在）

- (1) HIV/エイズ
 - ・610万人に対する抗レトロウイルス薬治療の実施
- (2) 結核
 - ・1,120万人への直接監視下短期化学療法（DOTS：Directly Observed Treatment, Short-course）治療実施
- (3) マラリア
 - ・3.6億張りの殺虫剤浸漬蚊帳配布

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本はグローバル・ファンドの設立に主導的な役割を果たし、設立後には最高意思決定機関である理事会メンバーとしてグローバル・ファンドの運営・管理に重要な役割を果たしている。日本は米国、フランス、ドイツと共に理事会で単独議席を持つ4か国の一つ。

● 財政負担

日本は、2013年12月、2014年以降、グローバル・ファンドに対して当面8億ドルの拠出を行う旨を発表した。日本はアジアにおける主要ドナー国として、2002年以降累計で21.6億ドルをグローバル・ファンドに拠出している。

● 主要拠出国・機関一覧

（単位：百万ドル）

国・機関名	誓約金額	拠出期限	現在までの拠出額
米国	13,527	2001~2016	9,135
フランス	5,399	2002~2016	3,848
英国	3,716	2001~2016	2,758
ドイツ	2,866	2002~2016	2,125
日本	2,667	2002~	2,156
EC	2,152	2001~2016	1,629
カナダ	1,989	2002~2016	1,378
イタリア	1,488	2002~2016	1,008
合計	42,135		30,696

出典：グローバル・ファンド（2014年3月現在）
* 合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

- ・世界エイズ・結核・マラリア対策基金 (The Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria) 本部：
<http://www.theglobalfund.org/en/>
- ・グローバル・ファンド日本委員会 (Friends of the Global Fund, Japan)：<http://www.jcie.or.jp/fgfj/top.html>

③ 赤十字国際委員会 (ICRC: International Committee of the Red Cross)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1863年、スイス人アンリ・デュナンらが設立した「戦傷者救済国際委員会」(五人委員会)が前身。

● 経緯・目的

アンリ・デュナンが紛争犠牲者の保護のための組織および条約の必要性を提唱したことを受け、1863年にジュネーブにて赤十字国際委員会 (ICRC) が設立された。翌年に締結された紛争犠牲者の保護を目的とするジュネーブ条約は、累度の拡充を経て1949年のジュネーブ諸条約 (世界のほぼすべての国が締約国となっている) に至っている。

2. 事業の仕組み

● 概要

国際赤十字・赤新月運動の基本原則(人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性)に則り、主として以下のような紛争犠牲者の保護・救援活動を行っている。

- ① 保護 (Protection)：国際人道法の遵守の推進を通じた文民保護、離散家族の再会・通信支援、拘禁施設の訪問、関係当局等との対話を通じた捕虜および拘禁者の支援。
- ② 救援 (Assistance)：紛争犠牲者 (避難民、病人・負傷者、被拘禁者等) に対する救援活動。医療支援、食糧・生活物資等の供給、水供給・衛生活動、その他の生活再建支援等。
- ③ 予防 (Prevention)：ジュネーブ諸条約をはじめとする国際人道法の普及、遵守の促進。国際人道法の発展の準備。
- ④ 各国赤十字社・赤新月社への協力：各国赤十字社・赤新月社の能力強化支援。

● 審査・決定プロセス

委員会総会 (Assembly) が翌年の活動計画・予算を討

議の上、承認する。

● 実施の仕組み

事業計画は委員会総会の決定を受けて実施される。ICRCの独立、中立性維持の観点から、ICRCが業務委託する場合は主に各国赤十字社がパートナーとなる。

3. 最近の活動内容

● 概要

2012年および2013年のICRCの活動規模は、それぞれ約10億5,400万スイスフラン、約11億7,070万スイスフランとなっている。職員数は2013年末時点で12,733名 (うち国際職員1,601名)、世界80か国以上において活動を実施している。

● 地域別実績

(単位:千スイスフラン、%)

地域	2013年実績	構成比
アフリカ	451,296	43.18
アジア・太平洋	211,900	20.28
欧州・米州	135,612	12.98
中東・北アフリカ	246,271	23.56
合計	1,045,078	100.00

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本はドナー国会合 (前年に1,000万スイスフラン以上拠出した国に参加資格が与えられる) 参加国の一つとして同会合にてICRCの行う支援等に関する意見を述べることができる。

● 邦人職員

ICRCの邦人国際職員は21名である。(2014年5月現在)

● 日本の財政負担

日本は積極的に資金協力を行っており、資金拠出は、2011年は約4,685万スイスフラン、2012年は約4,277万ス

イスフラン、2013年は5,059万スイスフランである。

● その他

2009年2月、東京に駐日事務所が開設された。

● 主要拠出国・機関一覧

(単位:千スイスフラン、%)

順位	2012年			2013年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	米国	207,900	20.6	米国	260,075	23.27
2	スイス	110,380	10.9	英国	163,249	14.60
3	EC	89,560	8.9	スイス	119,803	10.72
4	英国	75,000	7.4	EC	88,238	7.89
5	スウェーデン	68,680	6.8	スウェーデン	69,831	6.25
6	ノルウェー	62,080	6.2	ノルウェー	63,936	5.72
7	カナダ	46,380	4.6	日本	50,587	4.53
8	日本	42,770	4.2	ドイツ	48,655	4.35
9	オーストラリア	37,270	3.7	オーストラリア	45,068	4.03
10	ドイツ	35,570	3.5	カナダ	36,633	3.28
	合計	1,008,993	100.0	合計	1,117,815	100.0

* 合計は、その他の拠出国・機関を含む。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

・赤十字国際委員会（ICRC）本部：

<http://www.icrc.org/>（英語）

・赤十字国際委員会（ICRC）駐日事務所：

<http://jp.icrc.org/>（日本語）

④ 地球環境基金（GEF:Global Environment Facility）

1. 設立・経緯・目的

● 設立

地球環境基金（GEF）は、1991年5月、パイロットフェーズとして発足。日本は発足時より参加。

● 経緯・目的

1989年7月のアルシュ・サミットを受け、開発途上国の地球環境問題への取組を支援する基金の設立が検討され、1991年5月、1994年までのパイロットフェーズとしてGEFが世界銀行に信託基金として設立された。その後、1992年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）での議論を受け、パイロットフェーズの経験を踏まえた改組・増資の討議が行われ、1994年3月、GEFの基本的枠組みおよび向こう4年間の資金規模が合意された（GEF-1）。これ以降、4年ごとに増資が行われ、2014年4月、第6次増資の交渉が決着し、現在GEF6期間中（2018年6月まで）。

GEFは、開発途上国で実施されるプロジェクトにおける地球環境の保全・改善のための追加的費用に対して、原則として無償資金を提供する。2014年12月現在のGEF参加国数は183か国（うちGEF-6までの拠出国は日本を含め39か国）である。

2. 事業の仕組み

● 概要

GEFの対象分野は、①気候変動対策（例：太陽熱等のクリーンエネルギーの開発・利用）、②生物多様性の保全（例：動物保護区の制定・管理）、③国際水域の管理・保護（例：産業廃棄物汚染水処理施設）、④オゾン層の保護（例：家電製品からのフロン回収施設）、⑤土地劣化防止（例：植林）、⑥残留性有機汚染物質対策（例：PCB^{注1}汚染の除去）である。

GEFは、気候変動枠組条約、生物多様性条約、砂漠化対処条約、水銀に関する水俣条約（未発効）および残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の資金メカニズムに指定されている。

● プロジェクトの審査・決定・実施プロセス

世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、アフリカ開発銀行（AfDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）、米州開発銀行（IDB）、国連開発計画（UNDP）、国連環境計画（UNEP）、国連食糧農業機関（FAO）、国際農業開発基金（IFAD）、国連工業開発機関（UNIDO）、世界自然保護基金（WWF-US）、コンサベーション・インターナショナル（CI）、南アフリカ開発銀行（DBSA）、国際自然保護連合（IUCN）の14の

注1: polychlorinated biphenyl ポリ塩化ビフェニル(最も毒性の強い化学物質)

実施機関が開発途上国政府と協議しながらプロジェクトを組成し、GEF評議会において審査、決定がなされる。GEF評議会で承認されたプロジェクトは担当の各実施機関の理事会で検討され、承認された場合は、各担当実施機関がプロジェクトを実施する。

3. 最近の活動内容

● 主要な事業

分野別の実績は下表のとおり。

(単位:百万ドル、%)

分野	金額	構成比
生物多様性保全	181.4	29
気候変動対策	196.3	31
国際水域汚染防止	114.3	18
土地劣化防止	38.1	6
化学物質対策 ^{*3}	22.5	4
複数分野	78.1	12
合計	630.8	100

出典:GEFウェブサイト:Annual Performance Report 2013

*1 2012年10月~2013年12月に終了した案件。

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*3 残留性有機汚染物質(POPs)対策およびオゾン層保護を含む。

● 2013年地域別実績

(単位:百万ドル、%)

地域	金額	構成比
アフリカ ^{*2}	211.8	34
ラテンアメリカ・カリブ海諸国	74.9	12
欧州・中央アジア	91.3	14
その他アジア	195.6	31
地球規模	57.2	9
合計	630.8	100

出典:GEFウェブサイト:Annual Performance Report 2013

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*2 北アフリカ(エジプト・リビア・チュニジア・アルジェリア・モロッコの5か国)を含む。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

すべてのGEF加盟国が参加する総会(4年に1回)の下に評議会(年2回)が設置され、評議会が実質的な意思決定機関として機能している。評議会は、途上国16、先進国14、中東欧および旧ソ連諸国2の計32のグループの各代表で構成。なお、日本が所属するグループの構成国は日本のみ。

● 邦人職員

2014年12月現在、事務局職員約100名のうち邦人職員は4名である。うち事務局長に相当するCEO兼議長に石井

菜穂子氏(前財務省副財務官)が2012年8月1日に就任。

● 日本の財政負担

日本は累積で米国に次ぐ第2位の拠出国であり、GEF-1では約457億円(拠出率21.2%)、GEF-2では約488億円(拠出率20.7%)、GEF-3では約488億円(拠出率18.8%)、GEF-4では約337億円(拠出率13.3%)、GEF-5では約484億円(拠出率14.3%)を拠出。2014年7月より開始されたGEF-6では600億円(拠出率16.4%)の拠出を表明している。

● 主な用途を明示した信託基金への拠出、活用状況

日本は、遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する名古屋議定書の早期発効と効果的な実施を支援するためにGEFへの名古屋議定書実施基金(NPIF)の設立を主導し、2011年に10億円を拠出した。

5. より詳細な情報

● 書籍等

「年次報告」をはじめ各種情報は、GEFのウェブサイトよりダウンロードできる。

● ウェブサイト

・地球環境基金(GEF)本部:

<http://www.thegef.org/gef/>

⑤ 国際農業研究協議グループ (CGIAR: Consultative Group on International Agricultural Research)

1. 設立・経緯・目的

● 設立・経緯

1971年5月、ワシントンにおいて、世界銀行、国連食糧農業機関（FAO）および国連開発計画（UNDP）が発起機関となり、日本を含む先進国16か国、地域開発銀行、開発途上国農業研究支援に実績を有する民間財団等が参加して設立が決定された。

● 目的

国際農林水産研究に対する長期的かつ組織的支援を通じて、開発途上国における食料増産や農林水産業の持続可能な生産性改善を行い、住民の福祉向上を図ることを目的とする。

2. 事業の仕組み

● 概要

CGIARの下で、国際農林水産研究を実施する15の研究センターが研究・普及活動を行っている。研究センターの主な活動は以下のとおり。

(1) 人口問題に応じた農業分野での食料増産および持続可能な農業に関する活動

開発途上国の農産物の約75%に当たる穀物、豆類、イモ類、家畜等を対象として、最新の科学研究技術を用いて開発途上国の多様な土地・生態に応じた品種改良や病虫害管理等の技術開発を行うことで、農業分野の食料増産を目指している。また、砂漠化、気候変動等の地球規模の環境問題に対応するために「環境に優しい」農林水産技術の研究開発を行い、開発途上国において農業の基盤である土地（土壌）、水（灌漑^{かんがい}など）、森林資源（熱帯林）や水産資源などの天然資源の適切な管理・保全に寄与している。

(2) 植物遺伝資源の収集とその保全活動

3,000種以上の食料作物、肥料、牧草等有用植物に由来する70万点以上の植物遺伝資源を用い、失われつつある貴重な植物種の保全や、開発途上国の作物等の品種改良、育種等を行う。また、これらの遺伝資源の保存、利用等に関する地球規模のネットワークを構築している。

● 審査・決定プロセス

従前は全メンバーが参加する年次総会、メンバー国・機関から選出された理事により構成される執行理事会に

おいて、各種の意思決定が行われていた。運営方針の改革に伴い、2010年からは研究を実施するセンター側と資金を拠出するドナー側に分かれて、それぞれ説明責任を負う仕組みとなっている。前者では、新たに意思決定機関としてコンソーシアム（Consortium）が設置され、コンソーシアム理事会（Consortium Board）が意思決定を行う。後者では意思決定機関として各機関・国の代表からなるファンド・カウンシル（Fund Council）が設置された。また、「CGIAR全体の戦略および成果の枠組み（The Strategy and Results Framework）」は、2年に1度のファンダーズ・フォーラム（Funders' Forum、CGIARに拠出する国・機関はすべて参加可能）において承認される。CGIAR傘下の研究センターの運営に関する意思決定は、各センターの理事会が行っている。

● 決定後の案件実施の仕組み

コンソーシアム理事会、ファンド・カウンシル、各研究センターの理事会における決定に基づき、各研究センターが実施する。

3. 最近の活動内容

● 概要

2011年に承認された「CGIAR全体の戦略および成果の枠組み」に基づき作成された、CGIAR全体で行う主要研究プログラムが実施されている。

● 地域別実績

CGIARは、その事業の50%をサブサハラ・アフリカにおいて行っている。次いで、西アジア以外のアジア（25%）、中南米（19%）、西アジアおよび北アフリカ（6%）の順となっている（2013年）。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は新たな制度（第1期2010～2012年、第2期2012～2014年）において、ファンド・カウンシルのメンバーに選出され、CGIARのドナー側の意思決定に関与している。また、CGIAR傘下の3つの研究センターの理事会に、日本人理事（個人資格）が参加し、各センターの意思決定に関与している。

● 邦人職員

CGIAR傘下の研究センターにおける邦人職員研究員数

は27名（2014年6月）。

● 日本の財政負担

日本は、1977年度からCGIARに対する拠出を行っている。なお、1970年度から1975年度までは国際稲研究所へ、1976年度は国際稲研究所およびCGIAR傘下の国際半乾燥熱帯地作物研究所へそれぞれ拠出した。

2013年には、日本は約2,590万ドルを拠出した。その内容としては、アフリカ稲センターに対して補正予算で対応したサブサハラ・アフリカ支援のための稲の種子の配布や、小規模農家等への生産機材の提供等がある。

● 主要拠出国・機関一覧

(単位:百万ドル、%)

順位	2012年			2013年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	米国	187.1	21.8	米国	207.6	18.0
2	英国	77.4	9.0	英国	107.6	9.3
3	ゲイツ財団	73.3	8.5	ゲイツ財団	98.6	8.5
4	オーストラリア	61.6	7.2	オランダ	62.3	5.4
5	世界銀行	53.8	6.3	欧州委員会	61.2	5.3
6	スウェーデン	49.2	5.7	世界銀行	53.1	4.6
7	オランダ	44.5	5.2	スウェーデン	48.4	4.2
8	欧州委員会	37.8	4.4	オーストラリア	48.1	4.2
9	メキシコ	31.9	3.7	カナダ	48.0	4.2
10	スイス	26.0	3.0	メキシコ	34.8	3.0
	合計	860.0	100.0	合計	1,155.3	100.0

*1 合計は、その他の国・機関等を含む。

*2 拠出額は、基金事務局経由の拠出と、各研究機関への直接拠出とを合計した値。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・ CGIARの年次報告書「Annual Report」(CGIAR発行)

CGIARの年間活動内容、財政状況等を取りまとめている。入手方法は下記ウェブサイトを参照。

● ウェブサイト

・ 国際農業研究協議グループ (CGIAR) 本部:

<http://www.cgiar.org/>

⑥ 国際獣疫事務局 (OIE: World Organization for Animal Health)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1924年1月25日設立。

● 経緯・目的

国際獣疫事務局 (OIE) は牛疫の世界的な広がりを背景に、世界の動物衛生の向上を目的として、1924年に加盟国28か国の署名を得て発足した国際機関であり、フランス・パリに本部を置き、現在180か国・地域が加盟している (2014年7月現在)。

OIEの主な活動内容は、以下の3点である。

- ① 国際貿易上、社会・経済的に重要な意味を持つ動物の伝染性疾患の防疫のために適当と認められる動物衛生基準等を策定
- ② 世界各国における動物の伝染性疾患の発生状況や科学的知見についての情報収集・分析・提供

③ 動物疾患の防疫に関する技術的支援や助言

また、世界貿易機関 (WTO) の設立とともに「衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS協定)」が発効し、OIEは動物衛生や人獣共通感染症に関する国際基準を策定する国際機関として位置付けられ、その役割はますます増大している。

2. 機構

OIEの組織は、総会、理事会、事務局、地域代表事務所、専門委員会、地域委員会、リファレンスラボラトリーおよびコラボレーティングセンターから構成される。このほか必要に応じて設置される常設作業部会 (ワーキンググループ) および特別会合がある。概要は以下のとおり。

● 総会

OIEの最高意思決定機関であり、最低年1回開催され (毎

年5月、パリにて開催）、加盟国すべての代表者（動物衛生行政の責任者〈首席獣医官〉）により構成されている。主要な機能は以下のとおり。

- ・動物衛生分野、特に国際貿易に関する国際基準の採決
- ・主要な動物疾病の防疫に関する決議案の採決
- ・事務局長の任命、議長、各種委員会議長等の選出
- ・年次活動報告、事務局長の最終報告ならびに年間予算案の議論および承認

● 理事会

総会に代わって業務を遂行し、年2回パリにおいて技術的事項や活動方針、予算など、OIEの運営に関する事項を協議する。

● 事務局（パリ）

OIE事務局は、加盟国から構成される総会の権限および管轄の下に設置されており、本事務局は日常的に、総会に関する事務、各種委員会および技術的会合の調整ならびにとりまとめ等の活動を行う。

● 各種委員会

(1) 専門委員会

科学的知見を活用し、動物疾病の予防・蔓延^{まんえん}防止および疫学問題の研究、国際基準の見直しや加盟国により提起された科学・技術問題の処理を行う。

- ・陸生動物衛生規約委員会（コード委員会）
- ・動物疾病科学委員会（科学委員会）
- ・生物基準委員会（ラボラトリー委員会）
- ・水生動物衛生規約委員会（水生動物委員会）

(2) 地域委員会

各地域特有の課題の検討および各地域内の協力活動を組織するために設置されている。アフリカ、アメリカ、アジア・極東・オセアニア、ヨーロッパ、中東の5つの地域委員会があり、各地域の議長等は3年ごとに総会において選任される。

● 地域代表事務所

アフリカ、アメリカ、アジア・太平洋、東ヨーロッパおよび中東の5つの地域に地域代表事務所が設置され、地域での動物疾病の発生状況やその推移の監視および防疫の強化を目的として、各地域に適合した各種サービスを提供する。

● リファレンスラボラトリー

動物の疾病の診断、診断方法に関する助言、診断に利用する標準株・診断試薬の保管等を行う研究機関である。指定された専門家は、OIEおよび加盟国に対して、特定の疾病の診断および防疫に関する科学的および技術的な助

言を行う。

● コラボレーティングセンター

動物衛生に関する特定の専門分野（リスク分析、疫学等）における活動の中心的役割を担い、その分野に係る国際協力を行う。

● 常設作業部会（ワーキンググループ）

野生動物疾病、アニマルウェルフェアおよび動物の生産段階における食品安全の3つのワーキンググループが設置されており、それぞれの分野における進展を継続的に調査・検討し、科学的会合、セミナー、ワークショップや研修を通じて情報提供を行う。

● 特別会合（アドホックグループ）

特定の科学および技術的事項を検討するため、事務局長により特別に設置される会合で、委員は世界的な専門家の中から選定され、その報告書は総会等の指針として提供される。

3. 最近の活動内容

OIEは、国際貿易上社会・経済的に重要な意味を持つ動物の伝染性疾病の防疫のために、動物衛生基準（OIEコード）等の策定、加盟国からの発生通報、疾病情報の収集・分析・提供、防疫に関する技術的支援を行っているほか、最近では食品安全、飼料安全、動物用医薬品管理、獣医組織の向上、獣医学教育、アニマルウェルフェア（動物福祉）等の分野にも取り組んでいる。

また、国連食糧農業機関（FAO）との共催フォーラムとして「越境性感染症の防疫のための世界的枠組み（GF-TADs）」を立ち上げ、各国際機関、各援助機関、各国が連携して、鳥インフルエンザや口蹄疫^{こうていえき}等の国境を越えて蔓延していく越境性感染症の効率的対策を進めている。

さらにFAOと世界保健機関（WHO）と共に、“ワンヘルズ”の考え方の下で、動物衛生分野と人の保健衛生分野および環境分野が協力して、人・動物の健康の促進を図るための活動を強化している。

4. 日本との関係

● 日本との関係

日本は、1930年1月28日にOIEに加盟し、1949年以降総会に出席している。

日本は分担金のほか、任意拠出金によるOIEの活動支援を1991年以降継続して行っている。また、人的支援として1997年以降専門家をOIE本部に派遣しているほか、専門委員会や各種ワーキンググループ等の活動に委員と

して参画している。

地域代表事務所については、1971年に東京にOIEアジア地域事務所が設立され、地域加盟国の意見のとりまとめや出版活動等の活動をしてきたが、1990年の総会において、その機能強化が決議され、同事務所はOIEアジア太平洋地域事務所となっている。

また、リファレンスラボラトリーについては、陸生動物疾病関係として、農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（牛海綿状脳症〈BSE〉、馬伝染性貧血、豚コレラおよび豚インフルエンザ）、北海道大学（鳥インフルエンザ）、帯広畜産大学（馬ピロプラズマ病、牛バベシア病およびスーラ病）、酪農学園大学（エキノコックス症）が指定されている。水生動物疾病関係では、水産総合研究センター（マダイイリドウイルス病〈RSI〉およびコイヘルペス病）、北海道大学（サクラマス口腔基底上皮症〈OMVD〉）、広島大学（ウイルス性脳症・網膜症〈VNN〉）が指定されている（2014年7月現在）。コラボレーションセンターでは、帯広畜産大学原虫病研究センター（動物原虫病のサーベイランスと防疫）、農林水産消費安全技術センター（飼料の安全と分析）、東京大学食の安全研究センター、酪農学園大学獣医学群獣医学類衛生・環境学分野（食の安全）および農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所・農林水産省動物医薬品検査所（アジアにおける家畜疾病の診断、防疫と動物医薬品評価）

が指定されている（2014年7月現在）。

● 邦人職員

OIE本部の邦人職員は1名（全体の約1.3%、2013年12月31日現在）である。OIEアジア太平洋地域事務所の代表は、釘田博文氏が務めており、アジア・太平洋地域の高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫など越境性疾病の蔓延防止、動物衛生情報システムの改善等に精力的に取り組んでいる。また、日本政府常任代表（首席獣医官：CVO）の農林水産省消費・安全局動物衛生課長川島俊郎氏は、理事会理事（2012年5月～2015年5月）に選任されている。

● 日本の財政負担

加盟国は、その財政状況に応じてカテゴリー1～6に分類され、カテゴリーに応じた分担金を拠出している。日本は、フランス、米国等他の先進国と同様カテゴリー1の国として位置付けられている（カテゴリー1の国の分担金額は15万5,500ユーロ〈2014年〉）。また、各種事業の実施のための拠出金額は、112万9,457ドルおよび15万2,223ユーロ（2014年）である。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

- ・国際獣疫事務局（OIE）本部：<http://www.oie.int>
- ・OIEアジア太平洋地域事務所：
<http://www.rr-asia.oie.int>

⑦ 国際熱帯木材機関(ITTO:International Tropical Timber Organization)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1976年の国連貿易開発会議（UNCTAD）第4回総会で合意された「一次産品総合計画」に基づき、熱帯木材についての国際商品協定を締結するための交渉が開始され、1983年11月18日、「1983年の国際熱帯木材協定」が採択された。1985年にこの協定が発効したのに伴い、同協定を運用し、実施を監視するための機関として「国際熱帯木材機関（ITTO）」が設立され、1986年11月に本部が横浜市に設置された。

● 目的

熱帯木材の貿易の振興、促進を通じて熱帯木材生産国の経済発展に貢献するとともに、熱帯林の持続可能な経営を促進することを主な目的とする。

2. 事業の仕組み

● 概要

熱帯林の持続可能な経営を促進するとともに、持続可能な供給源からの熱帯木材の国際貿易を発展させるため、政策形成やプロジェクト実施を通じて、木材生産国と木材消費国との間の国際協力を促進する。

● 審査・決定プロセス

各加盟国から事務局へ提出されたプロジェクト案について、消費国および生産国から構成される専門家パネルにより審査が行われる。さらに、理事会において、それぞれ関連の委員会（経済市場情報委員会、造林森林経営委員会、林産業委員会）により審査、検討が行われた上で拠出対象案件が提示され、共同拠出も含め各ドナー国が案件に対するプレッジ^(注1)を行う。

注1: 援助供与側が援助先に、具体的金額をもって資金供与の表明を行うことをいう。

● 決定後の案件実施の仕組み

事務局がプロジェクト実施機関と契約を結び、各プロジェクトの実施と資金の支出を管理する。

3.最近の活動内容

(1) 「2006年の国際熱帯木材協定」の発効

2011年12月7日に、従前の「1994年の国際熱帯木材協定」に代わる「2006年の国際熱帯木材協定」が発効。新しい協定では、違法伐採問題への対処が目的の一つとして明記された。

また、同協定では、熱帯林と熱帯木材に関する国際的な課題ごとのプログラムに拠出することにより戦略的アプローチを実現することを狙いとした、課題別計画勘定を新設。なお、テーマ別プログラムについては、2008年に開催された第44回理事会において、同協定の発効より前倒しで開始している。

(2) 政策形成

熱帯林の経営および熱帯木材貿易に関して、生産国と消費国間の協議の場を提供し、熱帯林の持続可能な経営のための国際的な基準・指標の開発、ガイドラインの策定等を実施。

(3) プロジェクト実施

造林・森林経営、林地の復旧、人材育成等のプロジェクトに対する資金・技術協力の実施や、調査団の派遣等のプロジェクトを実施。2013年11月の第49回理事会においては、事務局の活動およびプロジェクトに対して合計1,009万ドルのプレッジが行われた。

● 地域別実績

ITTOは、アジア・大洋州、アフリカ、中南米における持続可能な森林経営を目的としたプロジェクトに対する支援を実施してきており、2013年11月の第49回理事会にてプレッジが行われたプロジェクトは、地域別にアジア・大洋州4件、アフリカ3件、中南米3件となっている。また、熱帯木材生産国の人材育成を目的とした奨学金制度（フェローシップ基金）を支援するなど、世界各地域の支援を幅広く行っている。

● 主要な事業

- ・持続可能な森林経営のためのモニタリング情報システムの構築
- ・森林法の執行能力、ガバナンスの強化
- ・森林統計情報センターの強化

- ・違法伐採および木材製品の違法貿易の摘発・防止の強化
- ・木材認証と木材貿易の促進
- ・フェローシップ基金（木材生産国の人材育成）

4.日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、世界有数の熱帯木材輸入国であることから、熱帯木材の日本への安定供給を確保し、熱帯林の保全および熱帯木材貿易の促進について国際的な貢献を行うことを重視し、ITTO本部を横浜に誘致した。

設立当初より、日本はホスト国として、ITTOの政策形成に積極的に関与するとともに、主要ドナーとして開発途上国からの要請を踏まえ多数のプロジェクトに拠出してきている。

● 邦人職員

2014年1月現在、事務局職員28名（地域事務所を含む）のうち邦人職員は12名。

● 財政負担

日本はITTOに対する設立以来最大の任意拠出国。主要国・団体の2013年実績は次のとおり。

● 主要国・団体の任意拠出金（2013年）

（単位：千ドル、％）

順位	国・機関名	拠出額	拠出率
1	日本	5,313	63.1
2	オーストラリア	1,941	23.0
3	米国	900	10.7
4	スイス	230	2.7
5	韓国	40	0.5
合計		8,424	100.0

*1 EUは5,435,000米ドルを2013年から5年間で拠出予定。

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

5.より詳細な情報

各種情報は、以下ウェブサイトよりダウンロードできる。

● ウェブサイト

- ・国際熱帯木材機関（ITTO）：<http://www.itto.int/>

⑧ アジア生産性機構 (APO: Asian Productivity Organization)

1. 設立・経緯・目的

● 設立・経緯

1961年5月、暫定事務所（現事務局）を東京に置き、設立。日本政府と、当時から国内で精力的に生産性運動^(注1)に取り組んでいた公益財団法人日本生産性本部とのイニシアティブの下で、アジア各国に対し生産性運動の連携を提唱し、1959年に「アジア生産性国際会議」を東京で開催した。同会議をきっかけとして、1961年5月に第1回アジア生産性機構（APO）理事会が東京で開催され、正式に発足した。発足時のメンバーは日本、台湾、インド、韓国、ネパール、パキスタン、フィリピンおよびタイ。現在では20か国・地域が加盟している。

● 目的

加盟諸国・地域の「相互協力」により、生産性向上を通じてアジア・太平洋地域の社会経済を発展させ、同地域の人々の生活水準を向上させることを目的に、人材育成を中心として事業を実施する。

2. 事業の仕組み

● 概要

工業、農業、環境の分野を中心に、加盟国・地域および生産性本部（各加盟国・地域に設置されている生産性運動の推進組織）関係者および中小企業関係者を主な参加者として、年間100件以上の事業を実施している。主に、複数の加盟国に参加が認められている、セミナー、eラーニング、視察研修、調査・研究、会議・フォーラム等のマルチカントリー・プロジェクトと、専門家派遣、特定加盟国への視察団派遣、生産性本部強化支援等の国別事業の2種類がある。事業実施に当たっては、各国の生産性本部のネットワークを利用しており、「生産性本部の連合体」としての側面もある。

● 事業計画・決定プロセス

事務局が加盟国の要望等を踏まえて翌年の事業案を策定し、各加盟国・地域の生産性本部の代表者が出席する生産性本部代表者会議（例年10月に開催）に提示して検討の上、翌年の理事会（例年4月開催）に提案して正式に承認される。生産性本部代表者会議では、工業および農業の分科会が個別に開催され、専門の見地から議論が

行われる。また、各事業の実施国の割り当て（原則、各加盟国・地域は1年に1件以上の事業を実施することとなっている）も生産性本部代表者会議で決定される。

● 決定後の事業実施の仕組み

工業・サービス業関連事業の場合には、通常、APO事務局と実施国の生産性本部が連携して実施する。また、農業案件の場合には、APO事務局と実施国の農業推進機関（生産性本部が兼ねる国もある）が連携して実施する。なお、必要経費については、通常、APOと実施国の機関が分担して支出している。

3. 最近の活動内容

(1) プロジェクトの傾向

2014年に実施された事業のテーマは、生産性本部強化、中小企業強化、イノベーションによる生産性向上、緑の生産性（生産性向上と環境保全の高次な両立）、国別の生産性研究・調査など多岐にわたる。最近はAPOのウェブサイトや他機関の遠隔教育・ビデオ会議設備を利用したeラーニング・コースも実施しており、より多くの参加者が効率的に学習している。

また、各加盟国・地域の生産性本部支援として、専門家派遣や実証・モデル事業、加盟国相互の生産性組織から学ぶ視察団の派遣等を実施しているほか、生産性本部の戦略立案および事業の具体化にも協力している。

(2) プロジェクトの参加人数

2014年には172のプロジェクトが実施され、4,540人が修了したのに加え、国別事業などの一般参加者に公開されている事業には、合計21,514人が出席した。また、563人の専門家がプロジェクトを担当し、eラーニング・コースでは延べ41人のナショナル・コーディネーターが協力した。

(3) 主要な事業

(イ) 緑の生産性事業

1994年から環境保全と生産性向上の両立を図るための「緑の生産性（Green Productivity：略称GP）事業」に着手し、各加盟国・地域でエネルギーの効率化や適切な管理についての研修を行っている

注1：入手し得る様々な経営資源を最も効率的に活用し、その国の社会・経済の進歩・発展を通じて国民の生活を豊かにすることを目的とした活動。

るほか、サプライチェーンの環境負荷低減（グリーン化）、マテリアルフロー・コスト会計^{（注2）}の重要性についてのワークショップなどを実施し、着実な成果を挙げている。また、環境経営・技術・サービスに関して豊富な知見を有する日本企業の助言と協力を活用し、GP事業をより発展させるため、日本の産業界の賛同を得て2003年に「緑の生産性諮問委員会」（会長：北山禎介三井住友銀行取締役会長〈2015年2月現在〉）を設立。同諮問委員会には60の日本企業が参加し、様々な形でAPOの事業を支援している（2015年2月現在）。

（ロ） エコプロダクツ国際展

環境に配慮した製品・サービスの総合展示会「エコプロダクツ国際展」を2004年より加盟国・地域内で9回開催。日本、開催国双方の産業界との直接的なパートナーシップの下で、アジアにおける持続可能な社会づくりに貢献する事業として各方面から高い評価を受けている。

2014年の第9回エコプロダクツ国際展は3月に台北で開催され、ビジネス・一般を合わせ17,483人の来場者があり、同地域の環境ビジネスの促進に大きく貢献した。

（ハ） 生産性データベースの構築とデータブックの出版

生産性統計データの研究を目的として、加盟国・地域の生産性を比較するためのデータベースを多角的に構築し、かつ、データブック（APO Productivity Databook）として毎年出版している。また、加盟国に対し、収集すべき生産性データ・収集法の助言、データ推計の指導等も行っている。

（二） アジア後発開発途上国の食品の生産流通管理技術向上への支援

2004年から日本政府の支援を得て、カンボジア、ラオスといったアジア後発開発途上国で重要な地位を占める農業・食品産業の生産性、安全性の向上を目的とした事業を実施している。

（ホ） APO加盟国の生産性機関への支援

2002年から日本政府の支援を得て、インド、モンゴルなどのアジアの開発途上国延べ11か国で、各国生産性機関の組織強化と職員の育成を目的とした専門家派遣および訪日研修を実施している。

4.日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、APOの設立提唱国であり、設立以来の最大拠出国である。事務局は東京に所在し、歴代事務局長は日本から選出され、常にAPOを主導する立場を維持している。また、生産性運動の先進国として、公益財団法人日本生産性本部が中心となって、日本で考案され、あるいは発展した生産性向上手法の加盟国・地域への普及に努めている。

さらに、任意拠出金により、アジア後発開発途上国の食品の生産流通管理技術向上を支援する特別事業をAPOのネットワークを活用して実施している。

● 邦人職員

2015年2月現在、事務局職員38名のうち邦人職員は27名。

● 日本の財政負担

日本はAPOに対する最大の資金拠出国。2013年度実績は、分担金（ホスト国義務的負担金を含む）約640万ドル、任意拠出金約69万ドル（外務省：約53万ドル、農林水産省：約16万ドル）。

● 主要拠出国一覧（加盟国分担金）

（単位：千ドル、％）

順位	2012年			2013年		
	国名	拠出額	分担率	国名	拠出額	分担率
1	日本	6,710	56.0	日本	6,133	56.0
2	インド	1,316	11.0	インド	1,316	11.0
3	韓国	1,301	10.9	韓国	1,082	10.9
4	台湾	534	4.5	台湾	482	4.5
5	インドネシア	424	3.6	インドネシア	424	3.6
6	イラン	326	2.7	イラン	326	2.7
7	タイ	296	2.5	タイ	296	2.5
8	パキスタン	221	1.8	マレーシア	246	1.8
9	マレーシア	210	1.8	パキスタン	190	1.8
10	シンガポール	189	1.6	シンガポール	189	1.6
	合計	11,986	100.0	合計	11,107	100.0

*1 合計はその他の拠出国を含む。

*2 日本の分担額は、ホスト国義務的負担金を除く。

5.より詳細な情報

● ウェブサイト

・アジア生産性機構（APO）：

<http://www.apo-tokyo.org>

注2: 製造プロセスにおけるマテリアル（原材料＋エネルギー）のフローとストックを物量単位と金額単位で測定するシステム。廃棄物のコストを算出することにより、より有効な廃棄物削減策を考案できる。

⑨ 国際家族計画連盟 (IPPF : International Planned Parenthood Federation)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

国際家族計画連盟 (IPPF) は、1952年に、インドのボンベイ (現在のムンバイ) にて設立。

● 経緯・目的

IPPFは、1952年に米国のマーガレット・サンガー氏、インドのラマ・ラウ氏、日本の加藤シヅエ氏他の提唱により国際NGOとして設立。人種、宗教、政治体制等の相違を乗り越えて家族計画を含む性と生殖に関する健康 (セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス) サービスを普及し、病気や望まない妊娠、暴力および差別から解放された性生活をすべての人が享受するための権利を守るために活動している。

2. 事業の仕組み

● 概要

IPPFはロンドンの事務局 (本部)、6つの地域事務所 (クアラルンプール、チュニス、デリー、ナイロビ、ニューヨーク、ブリュッセル) および約150か国・地域の加盟協会 (現地NGO) により構成されている。特に公的サービスが届きにくい貧困層や社会的弱者に対して、草の根レベルでの家族計画、母子保健、女性の健康とエンパワーメントに関連するサービス・情報の提供のほか、資金および避妊具・薬品、医療機器、車両、視聴覚機器・教材、事務機器等の物品の提供や、人口・家族計画情報の収集、啓発活動、政策提言活動等を行っている。創立50周年を機に10か年指針「IPPF戦略的枠組 (2005-2015)」を策定。事業実施においては、世銀、UNFPA、WHO、UNICEF、UNAIDS等と協調している。2012年11月に開催された創立60周年記念会合にて、性と生殖に関する健康と権利の確保・推進のための10の目標から成る「Vision 2020」を発表した。

● 審査・決定プロセス

IPPF加盟協会は、IPPF全体の活動目標を基に事業を計画し、予算案として作成して各地域の地域事務所に提出する。各地域事務所は、現地における満たされていないニーズや実施団体である加盟協会の過去の実績を踏まえた事業実施能力などから実施可能性を検討し、事務局 (本部) に提出する。事務局は、加盟協会の事業計画と予算案を勘案して事務局の事業計画と予算案を作成。その後、

IPPF全体の事業計画と予算案をとりまとめて監査委員会に提出し、同監査委員会における審議ののち、理事会に最終承認を申請する。

● 実施の仕組み

世界各国・地域の加盟協会が事業を実施。加盟協会の提出した予算案が承認された後は、活動目標の変化がなければ、その後の活動に伴う予算の変更は柔軟に対応可能としている。事務局 (本部) は各加盟協会の事業実施担当と緊密な連絡を取り、加盟協会の直面する課題等を把握している。

3. 最近の活動内容

2012年および2013年のIPPFの支出額は、それぞれ約1億2,300万ドル、約1億3,300万ドルで、そのうち各地域における活動のための加盟協会等への割り当ては、それぞれ約7,180万ドル、約8,010万ドルであった。

● 2013年地域別実績

(単位:百万ドル、%)

地域	金額	構成比
アフリカ	28.8	35.9
中東	3.6	4.5
東・東南アジア、大洋州	8.0	10.0
欧州	4.5	5.6
南アジア	15.0	18.7
西半球	20.2	25.2
合計	80.1	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

IPPFは年に1回ドナー会合を開催しており、日本は主要ドナーとして同会合へ積極的に参加し意見を表明することでIPPFの意思決定に影響を与えている。2013年には、特にアフリカでの自発的な家族計画を含むリプロダクティブ・ヘルス分野における外務省とIPPFとの長期的かつ安定した協力のための強固な基礎を築くものとして、「戦略的パートナーシップに関する覚書」の署名が行われた。

● 邦人職員

2014年2月現在、IPPF本部の職員98名のうち、邦人職員は1名。

● 日本の財政負担

日本は1969年以来拠出しており、主要ドナー国の1つである。2013年の拠出額は約1,002万ドル。

● コア資金に対する主要拠出国

(単位:百万ドル、%)

順位	2012年			2013年		
	国名	拠出額	分担率	国名	拠出額	分担率
1	英国	13.4	20.85	スウェーデン	16.6	23.02
2	スウェーデン	12.0	18.64	英国	13.4	18.59
3	日本	9.2	14.27	日本	9.2	12.79
4	ノルウェー	7.0	10.80	デンマーク	6.9	9.60
5	デンマーク	6.9	10.76	ドイツ	6.7	9.30
6	オーストラリア	5.7	8.85	ノルウェー	6.6	9.17
7	ドイツ	5.2	8.12	オーストラリア	6.0	8.30
8	ニュージーランド	2.1	3.25	スイス	2.2	3.08
9	フィンランド	1.6	2.45	ニュージーランド	2.1	2.93
10	スイス	1.0	1.62	フィンランド	2.0	2.77
	合計	64.5	100.0	合計	72.0	100.0

* 合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

・国際家族計画連盟（IPPF）：<http://www.ippf.org/>

⑩ Gavi ワクチンアライアンス (Gavi, the Vaccine Alliance)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

Gavi ワクチンアライアンス（以下Gavi）は、2000年のダボス世界経済フォーラムにおいて設立された。

● 経緯・目的

Gaviは、開発途上国の予防接種率を向上させることにより子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップ。ドナー国や被支援国政府、WHO、UNICEF、世界銀行、市民社会、ワクチン産業界、研究機関、ゲイツ財団等が参加している。設立からの10年間で2億9,600万人の子どもたちに予防接種を行い、400万人の子どもたちの命を救った。旧称（2014年8月から現名称に改正）は、GAVI アライアンス（ワクチンと予防接種のための世界同盟、the Global Alliance for Vaccines and Immunisation）。

2. 事業の仕組み

● 概要

主な活動は、①既存のワクチン（ジフテリア、破傷風、百日咳、B型肝炎およびインフルエンザ菌b型〈Hib〉の5価ワクチン、黄熱病、麻疹等）や新しく導入されたワクチン（肺炎球菌、ロタウイルス等）の普及と使用の促進、②予防接種を効果的に提供するための保健システム強

化、③国際的な資金調達の予測可能性の向上および国家の予防接種計画の持続可能性改善のための取組、および④適切なワクチン市場の形成である。

また、ドナーからの資金調達手段である拠出金に加えて、ワクチン債（IFFIm発行）やワクチン事前買取制度（AMC）等の革新的資金調達手段を通じて長期に予測可能な資金源を確保する取組を行っている。

● 審査・決定プロセス

Gaviは現在、1人当たりの国民総所得（GNI）が1,570ドル以下の国々を支援の対象としている。被支援国が自国における予防接種関連ニーズを特定し、プログラム実施のための申請を行う。Gavi事務局では、独立審査委員会が各国からの申請書を審査し、事務局長が承認する。

● 決定後の案件実施の仕組み

UNICEFによって調達されたワクチンが被支援国へ送付され、現地ではWHOやUNICEFの協力の下、被支援国のオーナーシップを重視しながら事業を実施。その国のオーナーシップを高め、プログラムの持続可能性向上の観点から、Gaviは被支援国政府自身がワクチン支援プログラムの一部の費用を負担する共同出資ルールという原則を採用しており、被支援国も一部費用を負担している。

3.最近の活動内容

● 概要

2012年および2013年のGaviの活動規模は、それぞれ約8億4,900万ドル、約14億9,000万ドルとなっている。職員数は172名（2014年2月現在）。

4.日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

理事会は、WHO、UNICEF、世界銀行、ゲイツ財団、ドナー・被支援国政府（各5議席）、製薬会社、研究機関、市民社会、Gaviに属さない個人の9議席およびGavi事務局長の合計28議席で構成される。2014年12月現在、日本はドナー議席（選挙区）の1つに所属しており、同じ議席のメンバーは、オーストラリア、韓国および米国（現代表：オーストラリア）。複数メンバーが所属する議席の代表（理事）は持ち回りであり、同代表がメンバーの意見を吸い上げて理事会で議論する。日本は代表を通じ、意思決定に参画している。

● 邦人職員

邦人職員は1名（2014年2月現在）。

● 日本の財政負担

日本は2011年からGaviへの拠出を開始し、2013年には8,684,463ドルを拠出した。

● 主要拠出国・機関一覧

（単位：百万ドル、%）

順位	2012年			2013年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	英国	307	23.06	英国	598	33.32
2	ゲイツ財団	286	21.47	ゲイツ財団	308	17.18
3	ノルウェー	144	10.81	ノルウェー	157	8.73
4	米国	130	9.75	米国	138	7.70
5	イタリア	89	6.64	オーストラリア	99	5.54
6	フランス	75	5.59	イタリア	90	5.04
7	オーストラリア	61	4.59	フランス	88	4.92
8	スウェーデン	60	4.48	スウェーデン	73	4.07
9	カナダ	40	2.60	カナダ	56	3.07
10	ドイツ	35	2.47	オランダ	53	2.93
	合計	1,334	100.0	合計	1,793	100.0

* 合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

・ Gaviワクチンアライアンス：<http://www.gavi.org/>

第1節

DAC諸国のODA実績

図表33 / 主要DAC加盟国(G7)の政府開発援助供与先上位5か国・機関(2012年)

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

●日本

国・地域名	実績	機関名	実績
ベトナム	1,646.71	世銀グループ(IDA)	1,363.28
アフガニスタン	873.58	アジア開発銀行特別基金	551.30
インド	704.65	アジア開発銀行	183.47
イラク	360.96	アフリカ開発基金(AfDF)	160.53
バングラデシュ	305.46	世銀グループ(IBRD)	139.11
二国間援助合計	6,402.21	国際機関への援助合計	4,202.30
援助全体に占める二国間援助の割合	60.4		
援助全体に占める国際機関への援助の割合	39.6		

●英国

国・地域名	実績	機関名	実績
インド	462.86	欧州連合諸機関	1,279.49
アフガニスタン	433.92	世銀グループ(IDA)	1,172.74
エチオピア	421.05	欧州開発基金	518.81
ナイジェリア	312.70	アフリカ開発基金(AfDF)	315.74
バングラデシュ	310.81	国連開発計画(UNDP)	138.35
二国間援助合計	8,712.97	国際機関への援助合計	5,178.52
援助全体に占める二国間援助の割合	62.7		
援助全体に占める国際機関への援助の割合	37.3		

●ドイツ

国・地域名	実績	機関名	実績
コンゴ民主共和国	594.12	欧州連合諸機関	1,661.14
アフガニスタン	515.54	欧州開発基金	769.16
中国	431.03	世銀グループ(IDA)	753.65
インド	171.26	アフリカ開発基金(AfDF)	236.12
ケニア	157.01	アジア開発銀行特別基金	65.56
二国間援助合計	8,584.03	国際機関への援助合計	4,355.47
援助全体に占める二国間援助の割合	66.3		
援助全体に占める国際機関への援助の割合	33.7		

●カナダ

国・地域名	実績	機関名	実績
ハイチ	167.20	世銀グループ(IDA)	441.97
コートジボワール	139.24	アフリカ開発基金(AfDF)	108.63
モザンビーク	123.43	世銀グループ(IBRD)	57.17
エチオピア	123.37	アフリカ開発銀行(AfDB)	56.75
タンザニア	112.80	世銀グループ(IDA)マルチ債務救済イニシアティブ	51.24
二国間援助合計	4,052.69	国際機関への援助合計	1,597.57
援助全体に占める二国間援助の割合	71.7		
援助全体に占める国際機関への援助の割合	28.3		

●米国

国・地域名	実績	機関名	実績
アフガニスタン	2,773.13	世銀グループ(IDA)	1,325.00
ケニア	817.83	アフリカ開発基金(AfDF)	246.23
南スーダン	773.34	アジア開発銀行特別基金	183.00
エチオピア	732.61	世銀グループ(IDA)マルチ債務救済イニシアティブ	167.00
パキスタン	624.76	国連児童基金(UNICEF)	131.76
二国間援助合計	25,471.15	国際機関への援助合計	5,215.81
援助全体に占める二国間援助の割合	83.0		
援助全体に占める国際機関への援助の割合	17.0		

●フランス

国・地域名	実績	機関名	実績
コートジボワール	1,279.02	欧州連合諸機関	1,352.62
ブラジル	860.71	欧州開発基金	740.96
モロッコ	507.31	世銀グループ(IDA)	514.14
セネガル	304.33	アフリカ開発基金(AfDF)	182.99
中国	288.13	国際通貨基金(IMF)	132.16
二国間援助合計	7,927.84	国際機関への援助合計	4,100.43
援助全体に占める二国間援助の割合	65.9		
援助全体に占める国際機関への援助の割合	34.1		

●イタリア

国・地域名	実績	機関名	実績
アフガニスタン	47.50	欧州連合諸機関	1,040.82
パキスタン	42.75	欧州開発基金	474.90
アルバニア	32.00	世銀グループ(IDA)	151.12
モザンビーク	22.36	アジア開発銀行特別基金	44.02
レバノン	15.73	アフリカ開発基金(AfDF)	42.34
二国間援助合計	623.98	国際機関への援助合計	2,113.14
援助全体に占める二国間援助の割合	22.8		
援助全体に占める国際機関への援助の割合	77.2		

出典: DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

*1 卒業国向け援助を除く。

*2 債務救済を含む。

① オーストラリア (Australia)

援助政策等

オーストラリアは、前労働党政権時代、政府開発援助を国民総所得（GNI）比0.5%に増額するとの公約を掲げ、世界的に経済が減速し政府の歳入が減少する中においても、政府開発援助費を継続的に増加させてきた。2013年7月～2014年6月期予算においても前年度比10.6%増となる57億豪州ドル（約5,406億円）の予算を計上し、国際的に開発援助予算の減額傾向が見られる中、2007年以降、開発援助予算の約80%増額を実現してきた。

この開発援助予算の急激な増大について、当時の野党であった保守連合は、①開発援助予算を急増させている一方で国防費予算を削減している、②増額された援助の戦略的優先順位付けに満足できない、③オーストラリア国際開発庁（AusAID：Australian Agency for International Development）および他の機関の援助プログラム管理能力に鑑み、急激に増額された援助が効率的かつ効果的に実施されているかは疑問、として批判してきた。

2013年9月の連邦議会選挙でこの保守連合が勝利し、新政権が誕生すると、2013年11月にAusAIDの外務貿易省への吸収を発表。政策面では、開発援助について、外交、通商政策と一体となって効率的・効果的に実施され、国際的な経済成長の実現、ひいてはオーストラリアの国益増進に寄与するべきであるとし、経済開発分野への支援の重点化、国益重視を明確にした。

さらに、2014年1月には、予算年度の途中ながら、2013-14年度の開発援助予算を57億豪州ドルから50億420万豪州ドル（約4,746億円）に削減することを発表。その際、東アジア地域・太平洋地域は重点地域であり続けるとされた一方で、経済成長に重点を置き、民間セクターとの協働や、パフォーマンスの高い国際援助機関との協力を重視する新たな方向性と、援助を実施する上で厳格なベンチマークを課すという方針が改めて示された。

上記を踏まえ、2014年6月に、ビショップ外相は、以下の内容の「新援助モデル（The new aid paradigm）」と銘打った新方針を発表した。

1. 公的な開発援助だけに頼らず、民間セクターを活用し経済成長を実現することで、貧困削減目標の達成

を目指す。

2. 効果的・効率的な援助の実施のために以下の新たなベンチマークを導入。ベンチマークに照らして効率が悪いと判断されるプログラムは予算を削減し、より効率的なプログラムに集中する。

- (1) オーストラリアの国益の増進と影響力の強化
- (2) 成長と貧困削減に向けた効果
- (3) オーストラリアが援助を行うことによる付加価値やレバレッジ
- (4) 成果の計測可能性

3. 説明責任の原則を徹底。オーストラリアと被援助国が相互に責務を負うことを目的として、国別計画を策定する。重点分野は以下のとおり。

- (1) インフラと貿易
- (2) 農業、漁業、および水資源管理
- (3) 被援助国における効果的なガバナンス
- (4) 教育と保健
- (5) (緊急) 人道支援
- (6) 女性の能力向上

4. 今後2年間は50億豪州ドルの援助予算を維持し、その後は引き続きOECD諸国の中でトップ10に入る規模となるよう消費者物価指数に応じて増額を検討する。重点地域はインド洋・太平洋地域。

実施体制

1. 外務貿易省

開発援助政策の企画・立案、実施を行うことを目的として1995年3月に設置されたAusAIDは、2013年11月をもって外務貿易省に吸収された。その後、外務貿易省内での開発援助担当部局の扱いについての検討を経て、2014年7月に外務貿易省内の新体制が確立された。

新体制の下では、二国間援助は、援助供与国との二国間外交を担当する部局が外交政策の一環として担当することとなる。一方で、その他の多国間協力、総合的な開

発協力政策、人道支援および調達・官房業務の担当部局については、旧AusAIDの機構が外務貿易省内で維持されることになった。なお吸収される前のAusAIDは、40の海外拠点に駐在員を派遣し、職員数はオーストラリア国内1,301名、在外823名（うちオーストラリア政府職員227名、現地スタッフ596名）の合計2,124名（2012年6月時点。2011-12年年次報告）であった

2. その他実施機関

オーストラリアは、外務貿易省以外にも移民・市民権省や連邦警察、オーストラリア国際農業研究センターなど多数の政府機関が独自に援助プログラムを実施しているが、国際協力の実施に当たって政府が全体となって取り組む方針（政府全体アプローチ）を掲げている。

また、政府はNGO・市民社会や民間企業との連携も進

めており、オーストラリアNGO協力プログラム（ANCP）などを通じて多くの開発協力NGOを支援している。

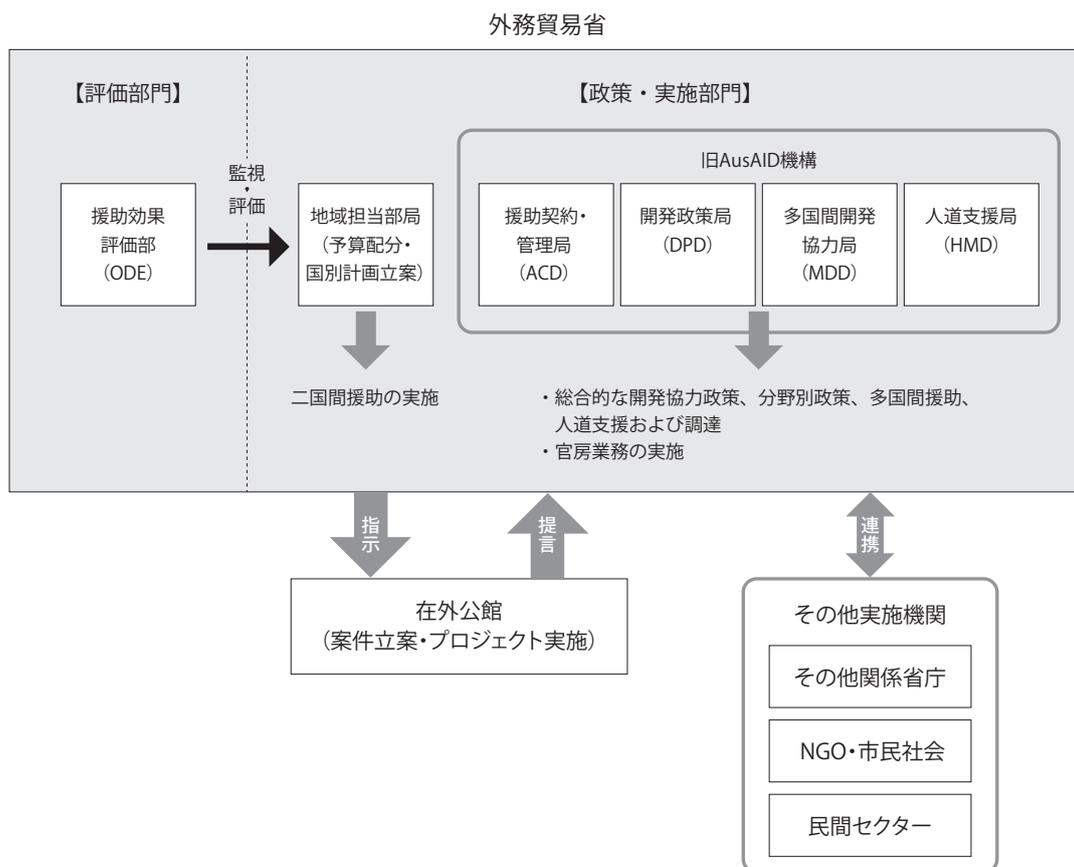
● ウェブサイト

- ・外務貿易省（開発援助部分）：
<http://aid.dfat.gov.au/Pages/home.aspx>

● 参考資料

- ・「Australian Agency for International Development Annual Report」（年次報告書：毎年10月に連邦議会に提出）
- ・「BUDGET Australia's International Development Assistance Program」（予算書：毎年5月に発表〈オーストラリアの予算年度は7月－6月〉）を毎年発行。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

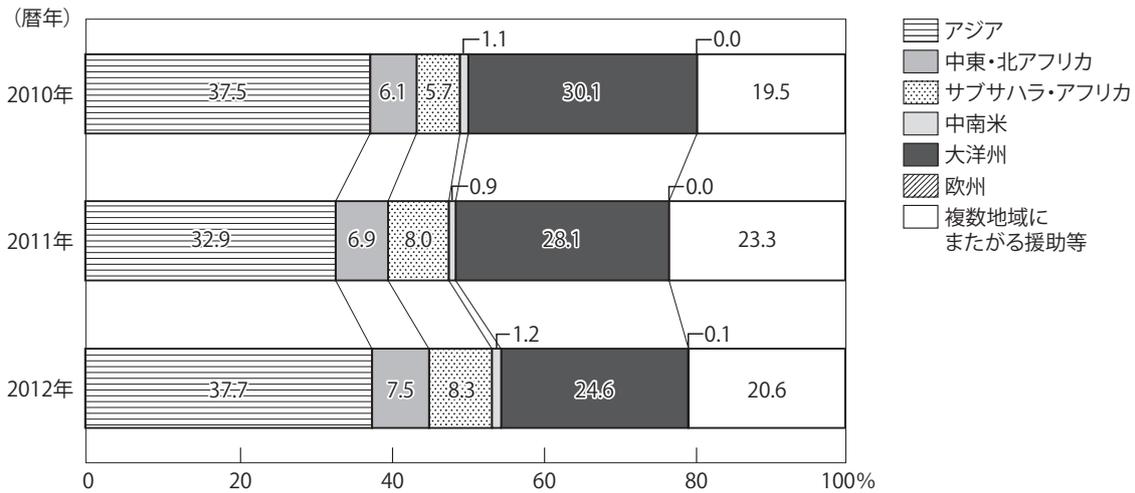
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	パプアニューギニア	386.94	11.9	1	パプアニューギニア	510.90	11.9	1	インドネシア	606.40	13.3
2	インドネシア	356.20	11.0	2	インドネシア	447.46	10.4	2	パプアニューギニア	498.57	11.0
3	ソロモン	254.00	7.8	3	ソロモン	252.02	5.8	3	アフガニスタン	226.68	5.0
4	東ティモール	124.01	3.8	4	アフガニスタン	159.39	3.7	4	ソロモン	225.67	5.0
5	ベトナム	119.83	3.7	5	ベトナム	137.26	3.2	5	フィリピン	173.61	3.8
6	パキスタン	113.49	3.5	6	フィリピン	114.38	2.7	6	ベトナム	144.50	3.2
7	フィリピン	106.17	3.3	7	東ティモール	103.87	2.4	7	バングラデシュ	120.85	2.7
8	アフガニスタン	99.18	3.1	8	バングラデシュ	79.58	1.8	8	東ティモール	107.48	2.4
9	スリランカ	61.22	1.9	9	パキスタン	74.49	1.7	9	カンボジア	100.93	2.2
10	バヌアツ	55.96	1.7	10	カンボジア	71.55	1.7	10	パキスタン	87.97	1.9
10位の合計		1,677.00	51.7	10位の合計		1,950.90	45.3	10位の合計		2,292.66	50.4
二国間ODA合計		3,246.02	100.0	二国間ODA合計		4,309.27	100.0	二国間ODA合計		4,550.44	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

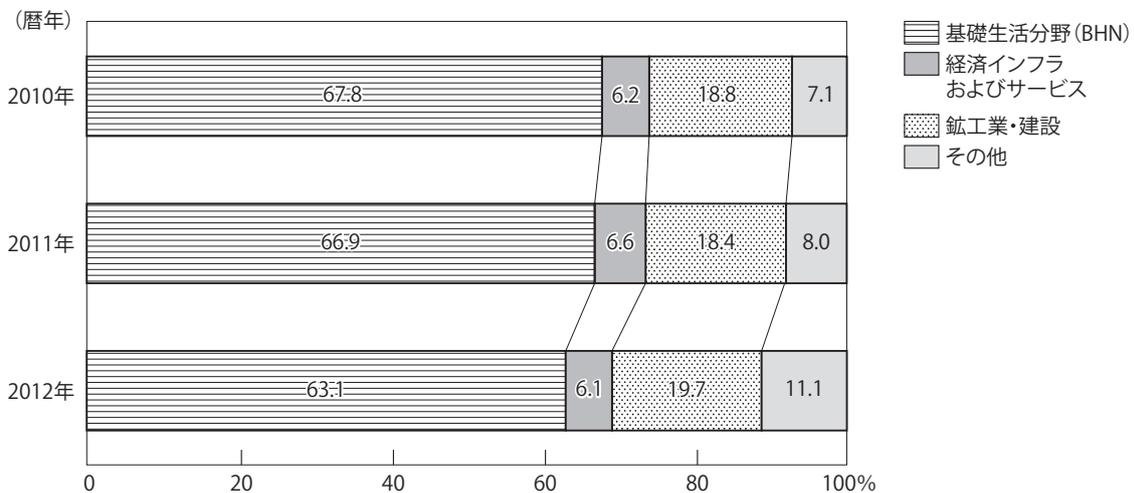
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

② オーストリア (Austria)

援助政策等

1. 枠組み

オーストリアODAの根拠法である連邦開発協力法(2002年に採択、2003年に一部改正)は、オーストリアODAの包括的な目標を①貧困削減、②平和と安全の確保、③環境維持および資源保護、と定めている。

外務省は「3か年開発援助プログラム」により、オーストリアODAの基本方針や戦略的枠組みを規定している。同政策は毎年閣議決定により改訂され、政府全体の指針となるが、特に外務省の監督下にあるオーストリア開発庁(ADA: Austrian Development Agency)の開発協力実施計画としての役割を果たす。現在は2013-2015年版が実行されており、以下の方針を掲げている。

- ・グッド・ガバナンス実現による最も困窮している人々への支援
- ・持続可能な経済成長
- ・民間セクターや市民社会の協力による能力開発
- ・環境保全に配慮した開発
- ・人道支援
- ・説明責任強化、政策一貫性、有効性と透明性の向上

2. 近年の問題意識と方向性

2011年に大きく落ち込んだオーストリアのODAは、次項3.実績で触れるように、2012年には増えているが、これはスーダンへの債務救済が大きく影響しているため、実質的にはあまり回復していない。政府はODAのGNI比0.7%達成への約束を再確認しているが、2015年までの期限を守ることはできないことを認めている。

現行の「3か年開発援助プログラム」では、途上国開発におけるオーストリアの民間セクターの役割の重要性が高まっていると書かれており、貧困削減に企業などが中心的役割を果たすことを政府が期待していることがうかがわれる。

3. 実績(2012年のもの)

(1) 規模

2012年のODA実績は総額8億6,100万ユーロで、前年比7.8%の増加。対GNI比は0.28%にとどまっている。2012年のODA総額の51.5%が国際機関(EUや国連機関等)への拠出で、48.5%が二国間援助となっている。2013年のODA総額は暫定値で8億8,200万ユーロ。ただ

し、2014/2015年予算案によると、外務省のODA予算が2014年に据え置かれた後、2015年に前年比20%減の6,540万ユーロへと削減される予定で、これが実行されると、ODA総額は対GNI比で現行の0.28%を割り込み、国際目標である0.7%からさらに乖離することになる。

(2) 主たる地域・分野

2012年のオーストリアによるODAのうち、二国間援助による被援助国の上位は、コートジボワール(7,700万ユーロ)、トルコ(3,100万ユーロ)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(2,200万ユーロ)、中国(1,300万ユーロ)と続く。なお、前述の「3か年開発援助プログラム」では、二国間援助の優先地域を、サブサハラ・アフリカ、南東および東ヨーロッパ(ドナウ圏、黒海沿岸地域)、アジア(ヒマラヤ・ヒンドゥークシュ)、カリブ海・中米、パレスチナ地域としている。その中での優先国は、ブルキナファソ、エチオピア、ウガンダ、モザンビーク、モルドバ、コソボ、グルジア、アルメニア、ブータンとなっている。2013年12月クルツ新外相が就任し、西バルカン(ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア、コソボ等)重視の外交を打ち出し、支援額の倍増(400万ユーロ)を発表した。

分野別では債務救済、教育・医療衛生・人口、その他インフラ整備が上位を占めている。

実施体制

オーストリアではODAの執行主体・予算が一元化されておらず、連邦政府レベルでは各省が自律的に実施しており、支出額では財務省を筆頭として、外務省(とその監督下にあるADA)やその他の省が続く。また9つの州と市町村も独自にODAを実施している。連邦政府はこれらの実績を総合して経済協力開発機構開発援助委員会(DAC)に報告している。

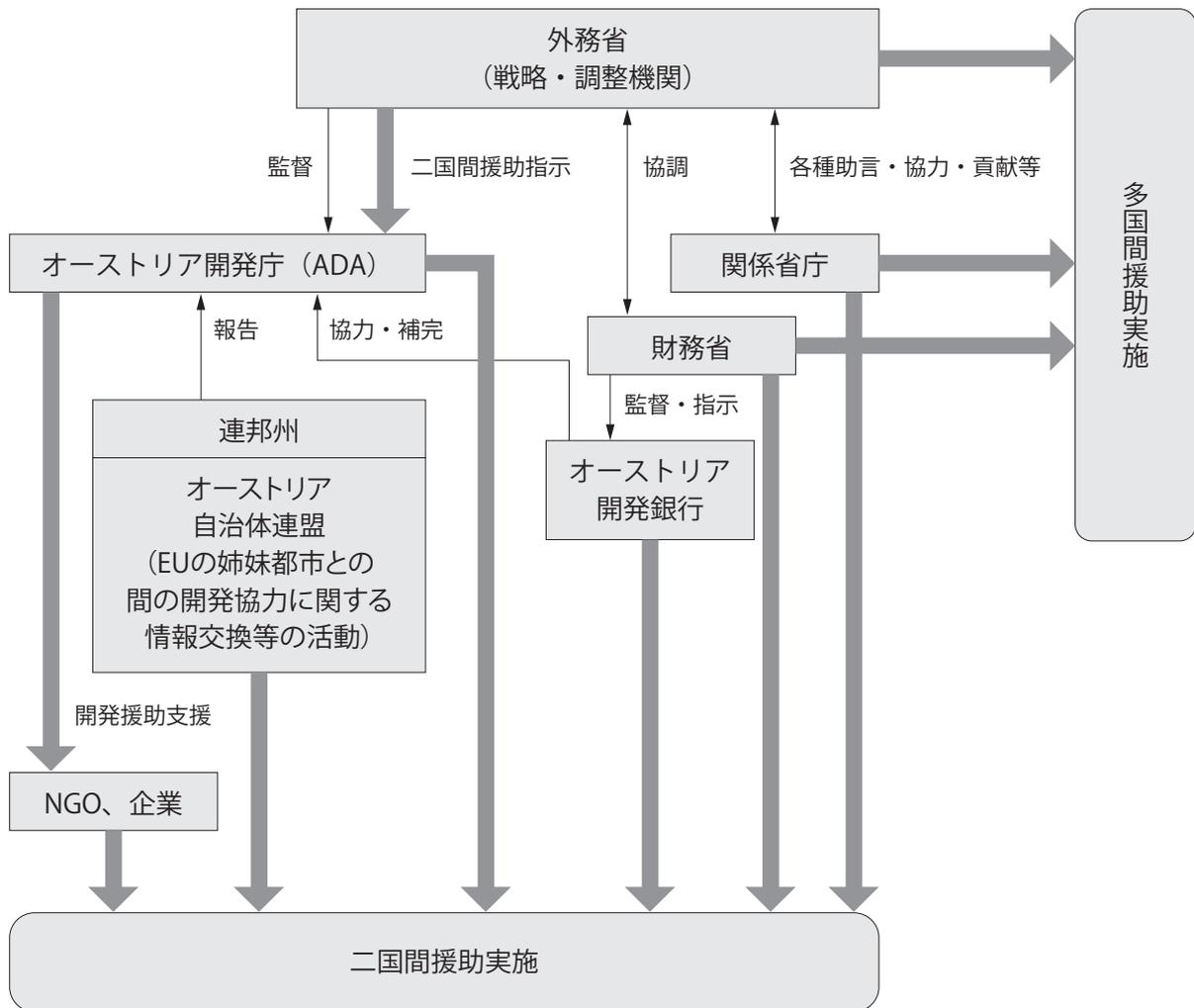
外務省が所管するODAは、ADAが民間セクター、具体的にはNGOや企業等と協力して実施することとなっている。ADAは有限会社の法人格を有し(100%オーストリア連邦政府資本)、海外11か所に在外事務所を置く。職員は内外合わせて約140名の体制である。ADAと民間セクターとの協スキームとして、オーストリア系NGOが現地パートナーとの間でプロジェクトを実施する場合や、オーストリア企業が現地に子会社ないし合弁会社を設立

する場合、あるいは自らの事業に重要な原料や商品確保する必要のある場合に資金供与が行われている。特に後者においては、企業意識と開発協力の知見を総合することが期待されている。ADAによる2012年のODA実績は6,623万ユーロである。

● ウェブサイト

- ・外務省：<http://www.bmeia.gv.at/en/>
- ・Austrian Development Cooperation：
<http://www.entwicklung.at/en/>

援助実施体制図



※ODA実施機関

- ・外務省
- ・オーストリア開発庁
- ・関係省庁(財務省、内務省、農林省、国防省、文部省、経済省、家族省)
- ・連邦州
- ・自治体連盟(市町村)
- ・NGO、企業

(1) 政府開発援助上位10か国

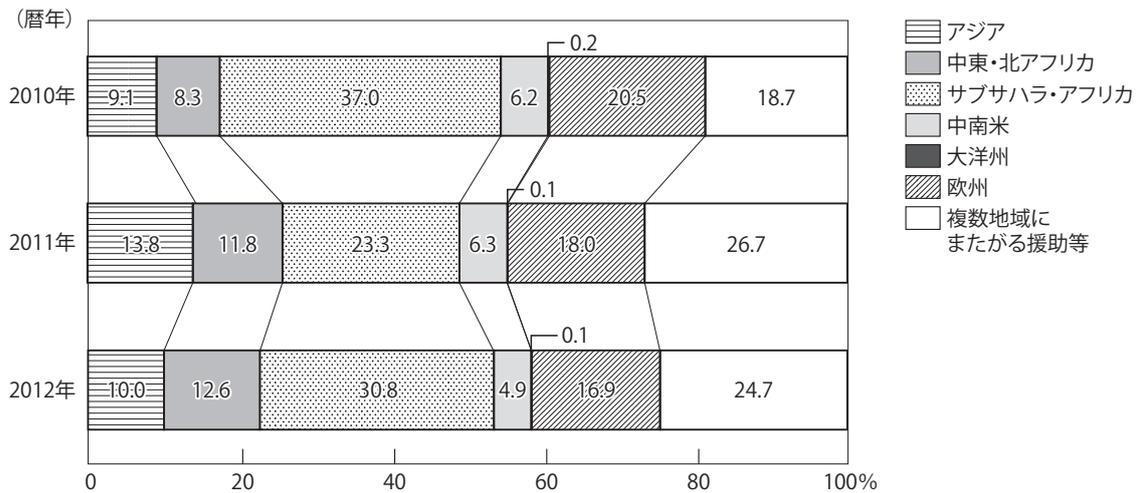
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	コンゴ民主共和国	129.64	21.2	1	トルコ	31.64	6.5	1	コートジボワール	98.92	18.5
2	ボスニア・ヘルツェゴビナ	31.38	5.1	2	トーゴ	31.50	6.4	2	トルコ	39.62	7.4
3	トルコ	27.90	4.6	3	ボスニア・ヘルツェゴビナ	27.01	5.5	3	ボスニア・ヘルツェゴビナ	27.78	5.2
4	中国	17.18	2.8	4	中国	20.91	4.3	4	中国	16.14	3.0
5	コンゴ	16.74	2.7	5	ウクライナ	14.20	2.9	5	セルビア	11.31	2.1
6	セルビア	13.19	2.2	6	ウガンダ	13.07	2.7	6	コンゴ	11.28	2.1
7	ウガンダ	13.07	2.1	7	コンゴ	12.74	2.6	7	ウクライナ	10.20	1.9
8	パキスタン	9.78	1.6	8	エチオピア	11.87	2.4	8	アルバニア	8.90	1.7
9	エチオピア	9.71	1.6	9	セルビア	10.37	2.1	9	モザンビーク	8.74	1.6
10	ハイチ	8.93	1.5	10	モザンビーク	9.82	2.0	10	イラン	8.59	1.6
10位の合計		277.52	45.3	10位の合計		183.13	37.4	10位の合計		241.48	45.1
二国間ODA合計		612.43	100.0	二国間ODA合計		490.08	100.0	二国間ODA合計		535.60	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

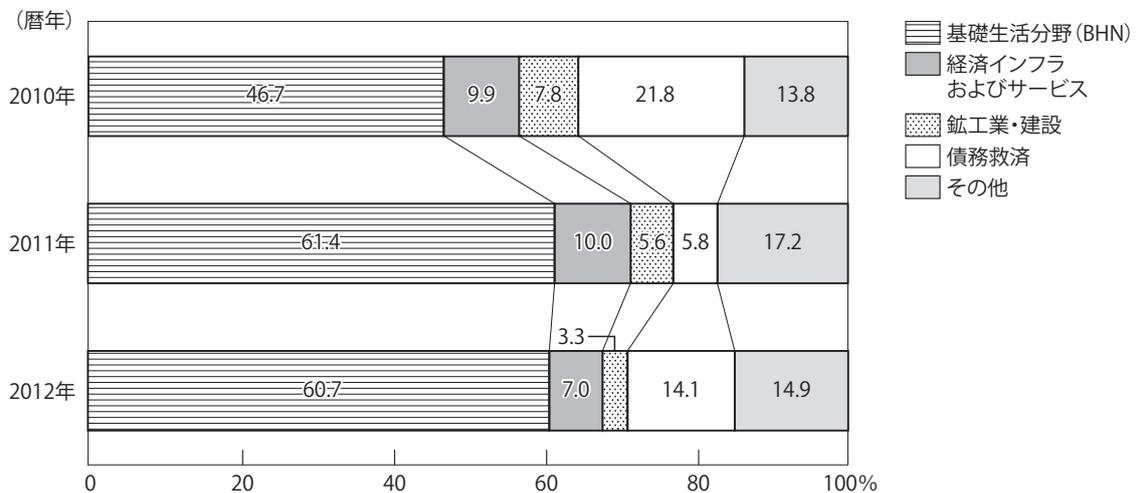
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

③ ベルギー (Belgium)

援助政策等

1. 総論

(1) 連邦制を採っているベルギーでは、外務省等連邦政府機関のほか、フランドル政府（フランドル対外庁）、ワロン地域政府・仏語共同体政府（ワロン・ブリュッセル・インターナショナル）も各々の政策に基づき政府開発援助を実施している。ただし、ベルギーのODA総額のうち通常9割以上を連邦政府が占めていることから、以下ではベルギーにおける援助政策の中心を担う連邦政府について述べる。

ベルギーのODA総額は、近年の欧州における経済危機の影響による予算削減を受け、2010年の約30億3,000万ドルをピークに減少を続けており、2013年は約22億8,000万米ドル（暫定値）と前年比約1.3%の減少となることが見込まれている。

なお、ベルギーは2002年の法律で、2010年までにODA総額の対GNI比0.7%を達成することを目標と定めていたが、2010年度は対GNI比0.64%、2011年度は0.54%、2012年度は0.47%、2013年度は0.45%であり、目標を達成できていない^(注1)。近年では、EUが設定する0.51%の目標をも下回っている。

(2) ベルギー外務省は、外交政策目標として、①平和と安全保障、②人権、および③世界規模の連帯の実現のための国際社会における積極的な貢献を掲げており、政府開発援助については、これら目標達成のための非常に重要なツールとして位置付けている。

ベルギーは1999年に、連邦政府の援助政策の基本法となるベルギー国際協力に関する法律を制定し、援助の目的や基本方針等を規定した。また、2013年3月には新開発協力が発効した。同法は、開発のための政策一貫性のメカニズム創出のための法的根拠や、開発途上国のためのベルギー投資公社（BIO）（後述）の権限および役割の改定、ベルギー技術協力公社（BTC）（後述）との新たなマネジメント契約の遂行のほか、NGO、大学、市町村、労働組合、および開発協力における他の非政府アクターへの補助金のルール改定等を定めている。

2. 重点施策

ベルギーは援助対象国を、世界の最貧国、または歴史的に関係の深いパートナー国に絞り、18か国・地域（うち13か国がアフリカ）を対象とし、戦略的に援助活動を実施している。2013年度は、ベルギー外務省開発総局（DGD）が持つ援助予算全体の約33.5%がアフリカ地域に向けられており、中でも、特に関係の深い大湖地域（コンゴ民主共和国、ルワンダ、ブルンジ）に対する援助の占める割合が高い。コンゴ民主共和国に対する援助が最大であり、2012年の援助実施額全体の約13.8%を占めている。

ベルギーは長年、開発協力において人権を重視しており、前述の新開発協力法では分野横断的な重要課題の一つとして規定している。また、ベルギー開発協力のすべての戦略および活動において、ジェンダーおよび環境保護に係る視点が重視されている。

2013年、ベルギーは①開発政策における人権の促進と擁護、②貧困国および脆弱国における万人のための社会保護、③パートナー国の社会統合、④包括的、公平、持続可能な成長、⑤農業と食料安全保障の5つの優先的課題に重点的に取り組んだ。

2013年には開発協力のための二つの新戦略文書も策定された。一つは開発途上国における教育にかかわる戦略文書であり、教育戦略の優先事項として、①基礎教育、技術・職業訓練への集中、②後発開発途上国（LDC）への集中、③アクセス、平等、教育の質および学習の妥当性の間でのバランスの達成を設定している。もう一つは中所得国におけるベルギーの開発協力にかかわる戦略文書であり、協力の優先分野として、①社会福祉および課税を通じた福祉の再分配、②恵まれず、脆弱で、かつ社会的排除を受けた市民の政治・社会的解放、③より包括的でより持続可能な成長、④気候と環境を設定している。今後、中所得国への協力スキームに関しては、徐々に資金援助とサービスの提供をやめ、代わりに知識と技術の移転に集中していく方針である。

注1：2013年の対GNI比が0.2ポイント減少したのは、上記の予算削減および途上国への債務救済措置の実施可能額が初定よりも減ったことが主な理由である。

実施体制

1. 総論

ベルギー外務省開発総局 (DGD) が援助政策の企画立案、評価等を実施しており、外務大臣と同格の開発協力大臣が、DGDの補佐を受け、援助政策の基本的枠組みを決定している^(注2)。2012年以降、DGDの組織改編が行われ、開発総局長および同総局長補佐の下、開発のための政策一貫性の促進および開発協力大臣に対する政策提言を目的とする戦略委員会が設置されるとともに、同委員会の下に地域局、課題局、市民社会局 (後述)、組織運営局が設置されて4局体制となった^(注3)。

ODAを担当しているDGDスタッフは、在外公館勤務職員を含め211名 (2014年6月現在)。援助対象国の在外公館に配置されている国際協力担当アタッシェは、政府間援助プロジェクト、多国間協力プロジェクト等の責任者として、関係者間の調整等の業務を行っている。

2. 実施機関

ベルギーのODA実施は1998年の法律により設立されたベルギー技術協力公社 (BTC) に委ねられている^(注4)。BTCはベルギー連邦政府との事業管理契約に基づき事業実施を行い、ベルギー連邦政府はBTCの運営を管理する立場にある^(注5)。ベルギー連邦政府による政府間援助プロジェクトは、BTCが実施する全プロジェクトの9割を占め、欧州委員会や世界銀行等と共同で実施する経済協力プロジェクトが残りの1割を占めている。なお、BTCは18か国で200以上のプロジェクトを実施しており、主な援助スキームは、技術協力、プログラム支援、援助対象国政府に対する資金協力等である。BTCスタッフは、海外勤務者を含め1,631名 (2013年12月時点) である。

3. NGOとの関係

2009年、ベルギー連邦政府とNGOの間で、連邦政府およびNGOが実施する援助活動をより効果的に実施するた

めの合意が結ばれた。合意の内容は、DGDは、NGO関連の支出 (プロジェクトを通じた支出、補助金等) を、2011年から毎年3%ずつ増加すること、少なくとも年2回はNGOとの間で政策について議論する場を設けること等となっている。また、NGOの質と専門性を高めること等を目的に、NGOの援助活動を評価するための指針も定められている。

2012年には、DGDの組織改編に伴い、独立した一つの局として市民社会局が設置され、NGOとの連携を強化するための体制が整った。上述のとおり、2013年3月に発効した新開発協力法においては、NGOを含む様々な非政府アクターとの新たなパートナーシップのあり方が示されている。具体的には、助成金のモダリティ改定による活動の質の向上、相補性と相乗効果向上のためのローカル・アクターとの連携、資金の透明性の向上、リスク管理改善および業務手続きの簡素化等が挙げられる。2014年以降、NGOの認証手続きの開始、各支援対象国における各NGOの支援事業の分析実施および助成事業の分析の義務化、複数年事業のための助成金予算増大、ベルギー連邦政府が現在実施中の事業に係る協議の拡大などが予定されている。

● ウェブサイト

- ・ベルギー外務省開発総局：
http://diplomatie.belgium.be/en/policy/development_cooperation
* 白書・年次報告書は上記アドレスの“publications”の項目から閲覧可能。
- ・ベルギー技術協力公社：
<http://www.btcctb.org>
* 年次報告書は上記アドレスの“Publications”の項目から閲覧可能。
- ・開発途上国のためのベルギー投資公社：
<http://www.bio-invest.be/en/index.php>

注2: DGDはこれまで常に外務省に置かれてきたが、基本的に外務省とは別の主体として運営されている。他方、省内でDGDと関係各局間の調整を促進するための調整委員会において、外交における開発協力の位置付けに関する議論が行われており、伝統的外交を行う外務省と開発協力を行うDGDとの連携がより一層強化されつつある。

注3: 同組織改編により、各局および委員会の機能・役割の明確化と体制整備の面において一定の効果が既に見られるとしている。

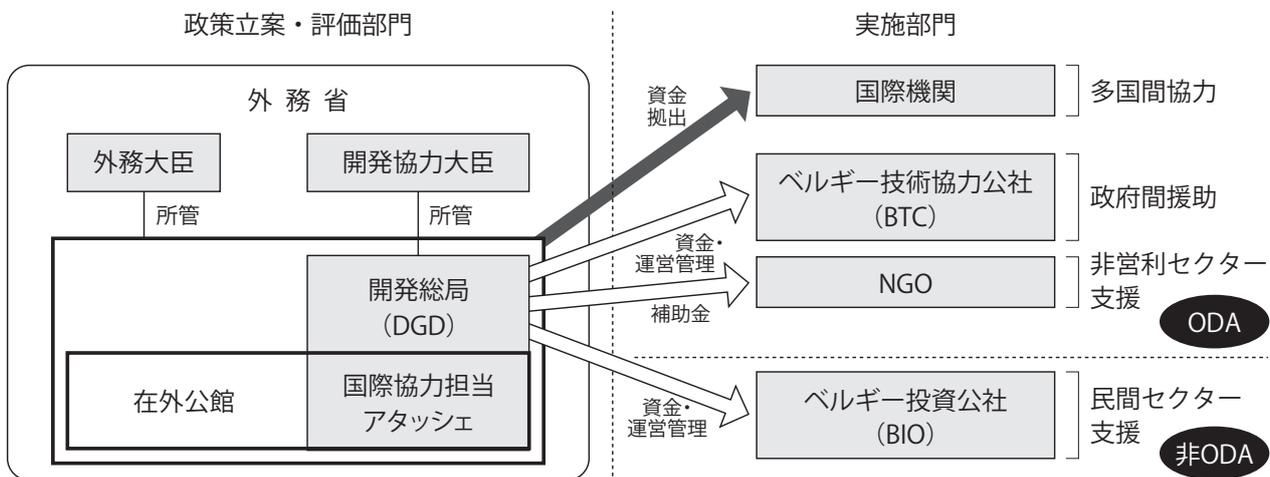
注4: ODAの枠外での開発協力の実施機関として、2001年の法律により設立された開発途上国のためのベルギー投資公社 (BIO) が挙げられる。BIOはDGDからの資金拠出を通じ、途上国および新興国の社会経済発展に向けた民間セクターへの投資を行っており、支援対象はパートナー国政府機関ではなく主に民間の中小企業である。BIOはベルギー連邦政府との間で5年ごとに締結される事業管理契約に基づき事業実施を行い、ベルギー連邦政府はBIOの運営を管理する立場にある。BIOの職員は40名、100か国以上で132事業を実施しており、事業の約7割がベルギーの開発協力のパートナー国向けである (2013年末時点)。2012年予算 (実績値) は約592万ユーロ。

注5: 開発協力大臣の出席の下で総会が開催されるほか、開発総局長が理事に名を連ねている。

・フランドル対外庁：
<http://iv.vlaanderen.be/nlapps/default.asp>

・ワロン・ブリュッセル・インターナショナル：
<http://www.wbi.be>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

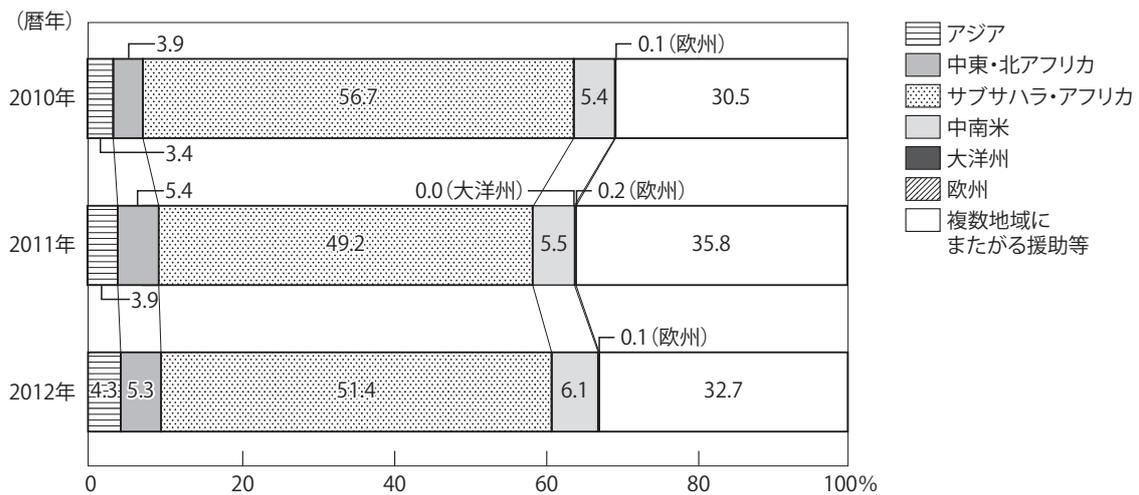
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	コンゴ民主共和国	648.80	31.6	1	コンゴ民主共和国	173.19	10.0	1	コートジボワール	273.47	19.1
2	ルワンダ	70.32	3.4	2	トーゴ	88.01	5.1	2	コンゴ民主共和国	131.13	9.2
3	ブルンジ	56.88	2.8	3	ルワンダ	76.52	4.4	3	ブルンジ	56.19	3.9
4	コンゴ共和国	56.76	2.8	4	ブルンジ	63.85	3.7	4	ルワンダ	53.50	3.7
5	ニジェール	34.81	1.7	5	リベリア	47.41	2.7	5	[パレスチナ自治区]	33.45	2.3
6	モザンビーク	33.97	1.7	6	モザンビーク	33.47	1.9	6	ベナン	25.59	1.8
7	ガーナ	30.07	1.5	7	[パレスチナ自治区]	30.01	1.7	7	ベトナム	25.36	1.8
8	ベナン	28.97	1.4	8	モロッコ	28.79	1.7	8	タンザニア	22.79	1.6
9	ウガンダ	28.30	1.4	9	ベナン	28.39	1.6	9	ウガンダ	21.56	1.5
10	ハイチ	25.18	1.2	10	タンザニア	25.68	1.5	10	南アフリカ	17.75	1.2
10位の合計		1,014.06	49.4	10位の合計		595.32	34.2	10位の合計		660.79	46.1
二国間ODA合計		2,051.41	100.0	二国間ODA合計		1,739.19	100.0	二国間ODA合計		1,432.72	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

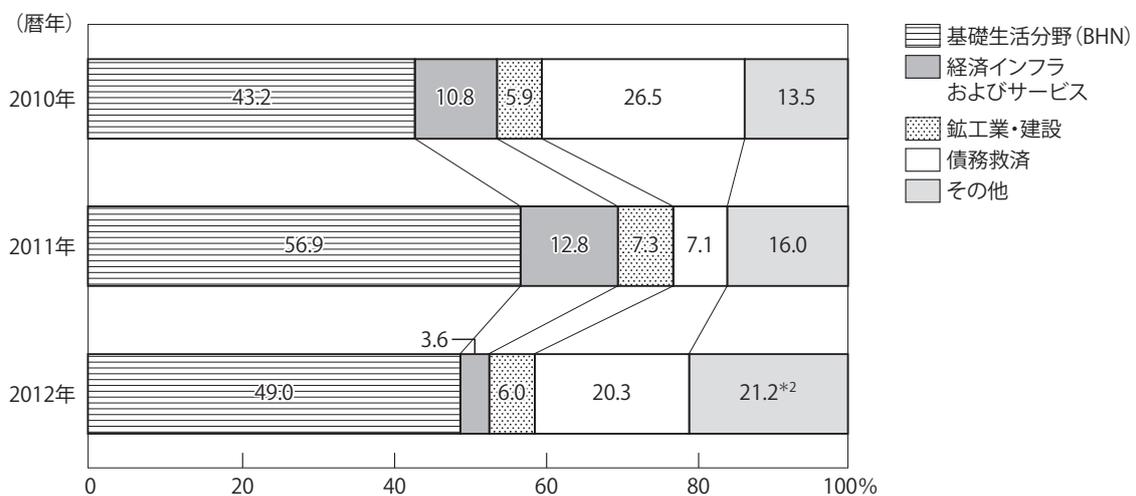
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
*2 「ドナー国の管理費」、「ドナー国の難民」が占める割合が大きい。

4 カナダ (Canada)

援助政策等

1. 基本方針

(1) 基本法

カナダの開発援助の中心課題は貧困削減である。2008年5月に成立した「政府開発援助説明責任法」(Official Development Assistance Accountability Act)は、政府開発援助における透明性を確保するため、カナダ政府が貧困削減の目標を達成する際の説明責任を強化することを定めている。同法に基づき、国際開発大臣は、毎年、議会の両院に対し、報告書の提出を義務付けられている。

(2) 開発援助の基本方針

カナダ政府は、貧困削減に貢献すること、貧困層の視点を考慮すること、国際的人権基準と合致することを援助の基本方針としている。2009年、政府は援助効果の向上の取組の一環として、援助対象国の集中、効率性とアカウンタビリティの向上を対外援助の方針として打ち出している。

(3) 重点対象国

2014年6月27日、外務貿易開発省はグローバルな貧困撲滅に向けたカナダのコミットメントを強化するため、二国間援助の90%を重点対象国25か国・地域^(注1)に集中させるとの発表を行った。重点対象国を決定する条件は、被援助国におけるニーズ、カナダ政府の援助が効果的に活用されること、カナダの外交政策との整合性、とされている。

(4) 重点分野

援助の重点分野は、「食料安全保障の強化」、「子どもおよび若年層の将来の確保」、「持続可能な経済成長の確保」、「民主主義と人権の増進」および「安全と安定の促進」の5分野であり、さらに分野横断的なテーマとして、「環境面での持続可能性の向上」、「ジェンダー平等の増進」および「ガバナンスの強化支援」の視点がカナダの開発援助政策および事業に組み込まれることとしている。

(5) 近年における特徴・傾向

2011年11月の釜山ハイレベルフォーラム (HLF4) の際に、「国際援助透明性イニシアティブ」(IATI) への参加を表明し、援助効果向上へのカナダのコミットメントを再確認した。

2013年援助透明性に関する指標 (2013 Aid Transparency Index) (www.aidtransparency.net) において、対象となった67か国のドナー国の中でカナダは第8位となった。

2. 予算

2013年のカナダ国際開発庁 (CIDA) の外務貿易開発省への統合後、初めてとなった2014年度連邦政府予算方針の中で、国際援助予算の内訳は公表されていない。2014年度予算方針において、カナダ政府は開発および人道支援を引き続きカナダの予算枠組みおよび外交政策の中心に据えていくとしており、前年と同額程度と思われる。また、カナダ政府は、世界エイズ・結核・マラリア対策基金、妊産婦、乳幼児および子供の健康の向上に関するムスコカ・イニシアティブ等のグローバルな取組に引き続きコミットするとしている。さらに、国際援助への支出におけるガバナンス、一貫性および効率性の改善に努める方針を示した。

3. 援助実績

(1) カナダの2013年度の政府開発援助は、約49.1億米ドル (出典：DAC、ネット暫定値) で、世界第9位の援助国。ODAの対GNI比は0.27% (出典：DAC) で、世界第15位。ODA支出をGNI比で0.7%とするとの国際公約については達成期限を設定していない。

(2) 2012-2013年のカナダの援助総額のうち、二国間援助の割合は72% (約35.4億ドル)、多国間機関を通じた援助の割合は28% (13.7億ドル) となっている (出典：DAC)。2012-2013年のカナダの最大の二国間援助の対象国はタンザニア、第2位はエチオピア、第3位はコンゴ民主共和国。また、カナダの最大の二国間人道支援の対象国は南スーダン、第2位はソマリア、第3位はシ

注1: 重点対象25か国・地域

アジア (アフガニスタン、ミャンマー、バングラデシュ、インドネシア、ベトナム、フィリピン、モンゴル)
アフリカ (ブルキナファソ、ベニン、コンゴ民主共和国、エチオピア、ガーナ、マリ、モザンビーク、セネガル、南スーダン、タンザニア)
中南米 (ハイチ、ホンジュラス、カリブ海諸国、コロンビア、ペルー)
欧州 (ウクライナ)
中東 (ヨルダン、パレスチナ自治区のガザ地区とヨルダン川西岸地区)

リア^(注2)となっている。

- (3) 地域別実績は、アフリカ (45%)、米州 (13%)、アジア (20%)、中東 (3%)、東欧 (2%)^(注2)。

実施体制

1. カナダの開発援助は、カナダ外務貿易開発省 (Foreign Affairs, Trade and Development Canada) が主導している。従来、カナダの開発援助の大半は、カナダ国際開発庁 (CIDA) が管轄していたが、2013年6月末、CIDAはカナダ外務国際貿易省に統合され、新たに創設されたカナダ外務貿易開発省が統括する体制となった。2013年度の政府開発援助執行総額にCIDA (当時) が占めた割合は約63%^(注2)。ただし、事業実施の主体はNGO、大学等を含むカナダの市民社会組織、多国間機関、途上国政府および民間セクターとなっている。2013年度におけるその他の主要連邦政府機関による開発援助としては、債務救済および世銀グループ、地域開発銀行への拠出を担当する財務省 (同11%)、平和・安全保障基金などを主管する外務国際貿易省 (同8%)、および主に途上国における調査研究活動の支援を目的とする

カナダ国際開発研究センター (同5%) などがある。

2. CIDAが外務貿易開発省に統合された後も、カナダ政府の開発援助の方針および援助の重点分野に変更はない。援助の優先課題政策の立案や支援に関する決定は外務貿易開発省が主導し、国際的に重要な事案 (大規模自然災害、脆弱国復興支援等) は、首相府および枢密院との調整の下、関係省庁が連携して行っている。
3. 外務貿易開発省の職員は2013年年末現在、7,548名 (うち、在外職員は1,180名)。2013年にCIDAと外務国際貿易省が統合された後、旧CIDAの全職員が外務貿易開発省職員となった。

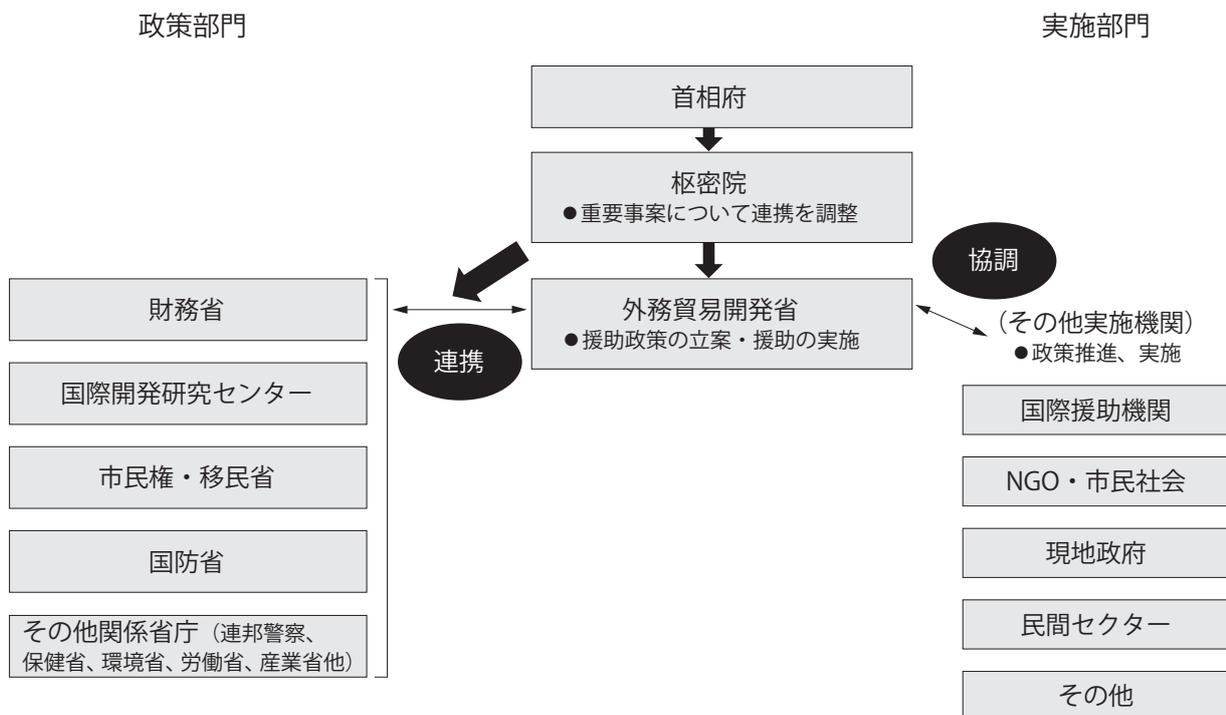
● ウェブサイト

- ・統計報告書

(Statistical Report on International Assistance 2012-2013) :

<http://www.international.gc.ca/development-developpement/dev-results-resultats/reports-rapports/index.aspx?lang=eng>

援助実施体制図



注2: 統計報告書 (Statistical Report on International Assistance 2012-2013)

(1) 政府開発援助上位10か国

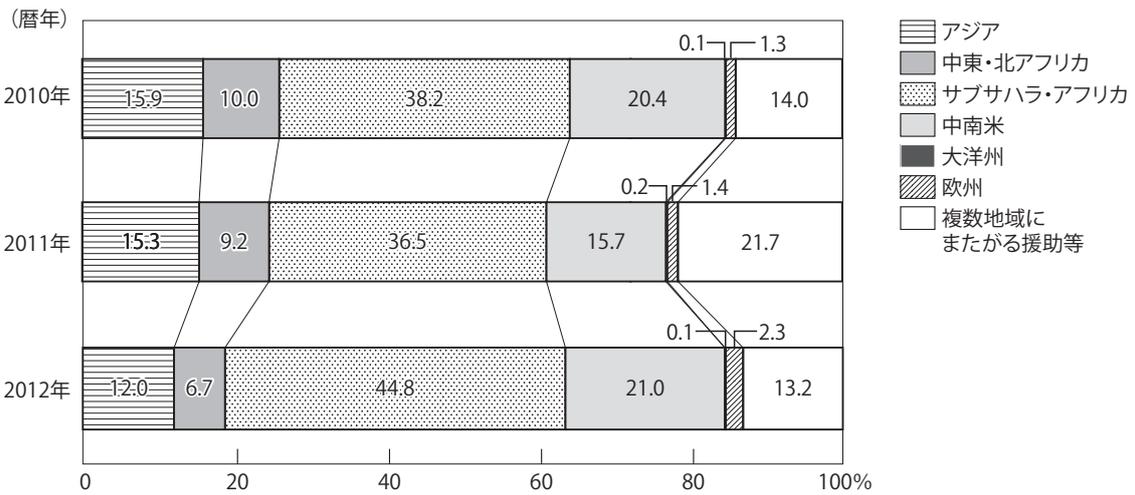
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	ハイチ	458.87	11.7	1	ハイチ	242.04	5.9	1	ハイチ	167.20	4.1
2	アフガニスタン	267.12	6.8	2	アフガニスタン	225.15	5.5	2	コートジボワール	139.24	3.4
3	エチオピア	140.38	3.6	3	モザンビーク	129.81	3.2	3	モザンビーク	123.43	3.0
4	ガーナ	114.20	2.9	4	エチオピア	118.64	2.9	4	エチオピア	123.37	3.0
5	タンザニア	111.55	2.8	5	マリ	116.17	2.8	5	タンザニア	112.80	2.8
6	スーダン	108.27	2.8	6	タンザニア	94.68	2.3	6	アフガニスタン	101.40	2.5
7	パキスタン	101.85	2.6	7	パキスタン	87.49	2.1	7	コンゴ民主共和国	100.99	2.5
8	マリ	96.04	2.4	8	[パレスチナ自治区]	77.71	1.9	8	ガーナ	100.87	2.5
9	バングラデシュ	86.11	2.2	9	ガーナ	70.72	1.7	9	マリ	93.85	2.3
10	モザンビーク	82.00	2.1	10	セネガル	61.83	1.5	10	ウクライナ	65.59	1.6
10位の合計		1,566.39	39.9	10位の合計		1,224.24	29.8	10位の合計		1,128.74	27.9
二国間ODA合計		3,926.40	100.0	二国間ODA合計		4,111.19	100.0	二国間ODA合計		4,052.65	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

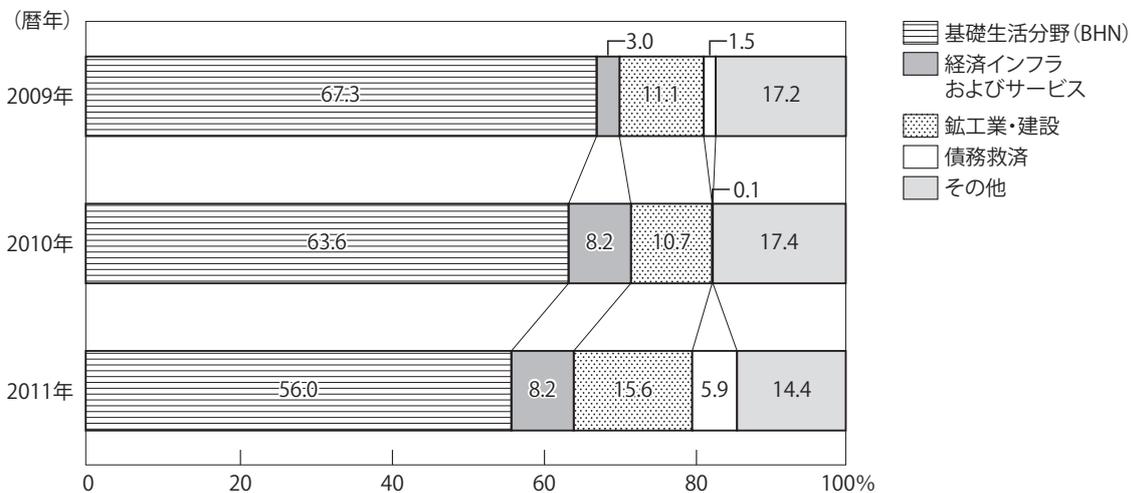
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

5 チェコ (Czech Republic)

援助政策等

1. 基本法

「開発協力および人道支援法 (The Act on Development Cooperation and Humanitarian Aid、同法改正 2010年7月1日発効)」の第1部第2章では、開発協力を「ミレニアム開発目標 (MDGs) の達成を見据えた、経済社会開発、環境保護、民主化、人権、グッド・ガバナンス促進等、持続的な開発の関係の下で貧困撲滅に貢献すること」とし、人道支援を「生命喪失の防止、苦難の根絶、災害前の生活水準を回復すること」と規定している。

2. 基本方針

「チェコ開発協力戦略2010～2017年 (Development Cooperation Strategy of the Czech Republic 2010～2017)」では、環境、農業、教育・保健等の社会開発、エネルギーを含む経済開発、民主主義・人権等の普及を5重点分野としている。また分野横断的な原則として、グッド・ガバナンス、人権の監視、環境への慎重な対応について留意することとしている。

優先援助国はアフガニスタン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、エチオピア、モルドバ、モンゴルの5か国である。これらの国を選定するに当たり、①以前からの事業の経験、OECD-DACや世界銀行の勧告、②貧困撲滅のための開発協力とMDGsとの最適なバランス、③チェコによる援助の比較優位性、④地理的なバランス等を考慮している。

上記各国を選定した個別の理由は以下のとおり。

- ・アフガニスタン：長期にわたる政治的安全保障と経済安定化への支援実績。
- ・ボスニア・ヘルツェゴビナ：EU加盟国に向けた体制変革と統一への高いニーズ。
- ・エチオピア：チェコのNGO等の関与が期待できる相互関係が深いアフリカのLDC。
- ・モルドバ：今までの協力事業が高く評価され、経済体制変換についてチェコの経験が活用可能。
- ・モンゴル：今までの協力事業が順調であり、チェコの協力を高く評価。

事業評価は、被援助国の開発ニーズに適合しているか (妥当性)、受益者集団に対する活動のインパクト、事業

実施の有効性・効率性、および事業終了後の持続可能性などのDAC基準に基づいて行われる。

多国間援助に関しては、「チェコ多国間援助開発協力戦略2013～2017年 (The Multilateral Development Cooperation Strategy of the Czech Republic 2013～2017)」が策定されている。この中で、多国間援助における優先地域・分野については「チェコ開発協力戦略」と同様であるが、さらに以下の4つの戦略的目標を定めている。

- ・チェコの国益と優先事項のグローバル開発協力戦略への反映
- ・多国間事業実施におけるチェコの実施機関の参加促進
- ・国際機関におけるチェコ人専門家の関与と促進
- ・国際機関の意思決定過程におけるチェコの関与促進

3. 実施規模・予算

チェコ開発協力庁年次報告書によると、2012年の開発援助総額は2億1,963万ドルで、前年比12.3%減^(注1)となった。このうち、二国間援助は6,644万ドル (構成比30.3%)、国際機関への拠出に当たる多国間援助は1億5,320万ドル (同69.7%) となった。国際機関への支出についてはEU 1億1,765万ドル、世界銀行グループ1,686万ドル、国連機関784万ドルの順となっており、EUへの資金拠出が最も多い。なお、ODAの対GNI比は0.124%であった。

EUに拠出された資金の使途は、欧州連合理事会で決定される。

なお、開発援助総額のうち二国間援助の比率は2010年からの3年間で35%→31%→30%と減少してきている。これは、多国間援助 (国際機関への支出) には義務的な性質があり、一度コミットすると中止できないこと、およびEU予算 (開発援助を含む) に対するチェコの拠出が増えていることによるものである。

チェコの2014年ODA予算については、総額8億2,700万チェコ・コルナ (うち二国間援助 5億8,100万チェコ・コルナ) とされているが、これは、1USD=20CZKであることを考慮すると、例年よりもかなり低い値である。なお、欧州連合理事会資料 (2014年5月19日 9989/14) によると、2014年のチェコのODA目標額は1億5,600万ユーロ (約2

注1: 対米ドルのチェコ・コルナの為替レート変化の影響 (CZK/USD: 2011年17.67、2012年19.54) を受けているため、大きく減少している。

億800万ドル) となっている。

4. 2012年の二国間援助実績

(1) 支援分野別内訳	社会インフラ開発 (49.8%)、難民支援 (14.3%)、生産基盤 (8.1%)、人道支援 (7.5%)、行政経費 (7.5%)、経済インフラ (6.7%) 等
(2) 所得階層別内訳	低中所得国 (37.4%)、後発開発途上国 (32.1%)、高中所得国 (16.7%)
(3) 援助形態内訳	プロジェクト・タイプ支援 (41.7%)、難民支援 (14.3%)、平和維持活動 (13.4%)、行政経費 (7.5%)、教育助成 (8.8%)、人道支援 (7.4%) 等

実施体制

開発協力を調整する外務省が、開発協力戦略・二国間開発協力計画の策定、中期見通し作成、開発プロジェクトの評価、二国間援助実施機関であるチェコ開発協力庁 (CzDA: Czech Development Agency^(注2)) の管理等を行っている。

CzDAは二国間開発協力の実施機関としてプロジェクトの形成、入札・補助金等の選定手続き、契約署名、モニタリングなどを行っている。その際、NGO、民間企業と協力しているほか、欧州の援助国や援助機関とも密接に連携しつつ援助を実施している。

また、開発協力委員会 (Council for Development Cooperation) が設置されており、分野ごとに作業部会を形成し、CzDA、外務省、関連省庁、非政府組織間で調整を行っている。委員会は開発協力事業の情報共有や市民社会との連携、政策方針への支援や理解を求める場面で重要な役割を果たしている。

プロジェクト実施国の大使館は、適切なプロジェクト案件の形成や実施のモニタリングなどにおいて重要な役割を果たすとともに、被援助国の政府・その他機関とチェコの援助機関との重要な連絡窓口を担っている。

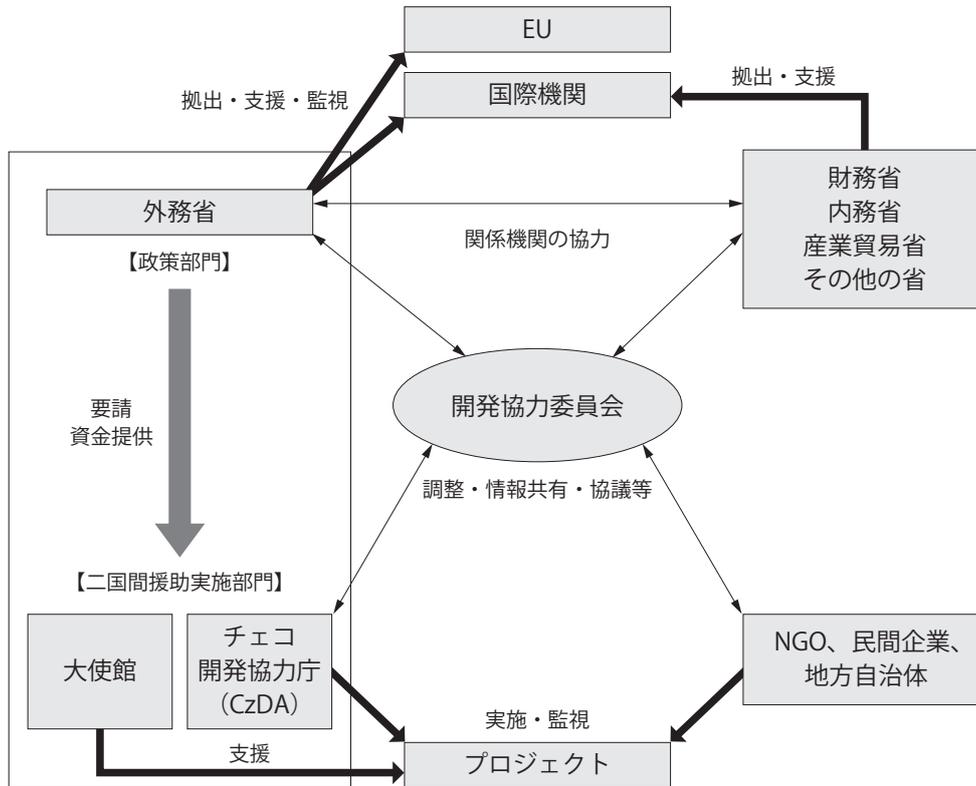
多国間援助においては、外務省は開発援助機関および人道支援機関 (UNDP、UNICEF、UNV、OCHA等) の活動への支援の全般的な調整を行うとともに、他省庁が支援の一部またはすべてを担当する専門機関 (たとえば、世銀・EBRDは財務省、ILOは労働社会省、WHOは保健省、FAOは農業省、UNEPは環境省など) の活動についてモニタリングを行う。これらの省庁間の調整も上記の開発協力委員会で行う。

● ウェブサイト

- ・チェコ外務省：<http://www.mzv.cz>
- ・チェコ開発協力庁：<http://www.czda.cz>

注2: 2008年1月、外務省傘下の機関として設置。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

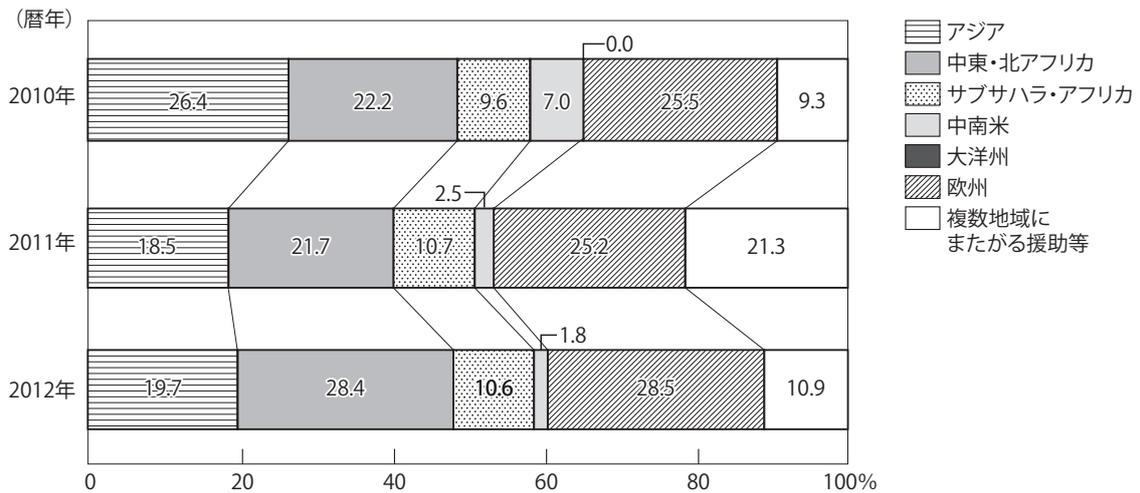
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	アフガニスタン	13.26	16.7	1	アフガニスタン	11.36	14.8	1	アフガニスタン	12.70	19.1
2	モンゴル	6.76	8.5	2	モンゴル	4.69	6.1	2	モルドバ	4.88	7.3
3	モルドバ	3.97	5.0	3	モルドバ	4.28	5.6	3	モンゴル	4.06	6.1
4	グルジア	3.89	4.9	4	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.58	4.7	4	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.17	4.8
5	セルビア	3.58	4.5	5	セルビア	3.19	4.1	5	エチオピア	3.10	4.7
6	コンゴ	3.52	4.4	6	ウクライナ	3.03	3.9	6	グルジア	2.63	4.0
7	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.10	3.9	7	エチオピア	2.93	3.8	7	ウクライナ	2.54	3.8
8	ウクライナ	3.01	3.8	8	グルジア	2.05	2.7	8	セルビア	2.38	3.6
9	ハイチ	2.77	3.5	9	ベラルーシ	1.78	2.3	9	コンゴ	2.26	3.4
10	ベトナム	2.36	3.0	10	[パレスチナ自治区]	1.76	2.3	10	[パレスチナ自治区]	1.68	2.5
10位の合計		46.22	58.2	10位の合計		38.65	50.2	10位の合計		39.40	59.3
二国間ODA合計		79.36	100.0	二国間ODA合計		76.92	100.0	二国間ODA合計		66.42	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

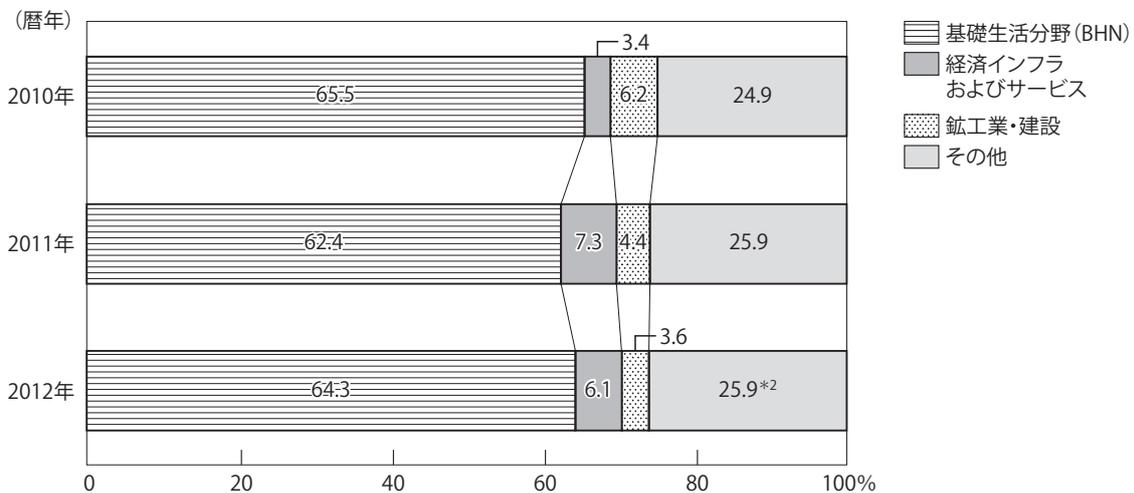
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
*2 「ドナー国の管理費」、「ドナー国の難民」が占める割合が大きい。

6 デンマーク (Denmark)

援助政策等

1. 基本法・政策

1971年に国際開発協力が制定され、これがデンマーク開発援助の基本法となっている。国際開発協力は、開発協力が、貧困の削減や国連憲章および国連人権宣言の定める民主主義、持続可能な開発、平和構築と安定化を推進すること、そしてより平和で、安定し、平等な世界でのデンマークの国益追求に貢献することを規定している。また、開発協力大臣が、開発政策に係る国際議論への参加し、二国間および多国間援助を管理、決定すると定めているほか、毎年、開発協力に係る予算の4か年計画を議会に提出すること、開発支援管理の透明性を確保することを規定している。

デンマークは、国連総会決議等で掲げられた「政府開発援助の対GNI比0.7%」を達成している数少ない国の一つであり、2012年は対GNI比0.83%、2013年暫定値は0.83%である。2011年10月に発足した現政権は、明確な期限を設けていないものの、同年11月の政府綱領にて対GNI比1%達成の目標を発表した。

2012年、デンマーク政府は2013年から2017年の開発協力戦略「より良い生活への権利 (The Right to a Better Life)」を発表し、「人権と民主主義」、「グリーン成長」、「社会的進展」、「安定と人道的保護」を開発協力戦略の優先分野とした。結果として、2013年の二国間援助総拠出額のうち、人権および民主主義推進の中心となる開発援助国政府および市民社会支援が15.6%と最大の割合を占め、また、安定と人道的保護の中心となる人道支援が13.5%を占めた。

2013年、デンマークは、新たな開発援助政策「共に、より良い世界のために (Together for a Better World)」を策定し、「人権」、「脆弱国と安定化^{ぜいじやく}」、「グリーン成長と雇用」の3分野に重点を置き、EUおよびその加盟国との協力を通じた開発支援政策により、影響力のある開発援助を行う旨を発表した。

2014年、デンマークは、開発の観点からの政策一貫性 (Policy Coherence for Development) への取組を発表し、その中で、「貿易および金融」、「食料安全保障および気候変動」、「平和と治安向上」の3つの戦略的優先分野を挙げつつも、EUとしての一貫した援助政策を行うことによる開発途上国への影響力に鑑み、EUの開発政策を支援すると発表した。

2. 援助対象地域

2013年政府開発援助総額は約166億8,200万デンマーク・クローネ (DKK) (約2,899億円) で、そのうち、24.4%が対アフリカ、13.2%が対アジアの二国間援助であり、開発援助額全体の約73.5%を二国間援助が占める。2013年の最大援助国はモザンビーク (4億9,644万DKK (約86億円))、タンザニア (4億9,584万DKK (約86億円))、ガーナ (4億5,263万DKK (約79億円)) である。

現在、デンマークは、22の国・地域 (アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、ボリビア、ブルキナファソ、ミャンマー、エチオピア、ガーナ、インドネシア、ケニア、マリ、モザンビーク、ネパール、ニジェール、パキスタン、パレスチナ、ソマリア、南スーダン、タンザニア、ウガンダ、ベトナム、ジンバブエ) をDANIDA (Danish International Development Assistance) 優先国に選定し、政治的および財政的に長期的な支援を行うとしている。2012年にデンマークはニカラグアおよびカンボジアを、2013年にはベナンおよびザンビアをDANIDA優先国から除外した。効果的な援助を行うためにDANIDA優先国を絞ること、必要な政治・経済改革が限定的であること、汚職対策に向けた政治の改善が見られないこと等を理由としている。2014年にはブータン、2015年にはベトナムも順次除外する予定である。

また、デンマークは、DANIDA優先国、特にアフリカ地域においては、持続可能な成長に寄与するインフラ事業に対してDANIDA事業融資 (Business Finance) を通じた譲許的融資を行っている。

実施体制

デンマークの開発協力は、かつてはデンマーク国際開発庁が所管していたが、1991年に同庁は外務省に統合され、現在は、外務省内に開発協力大臣がおり、援助政策の立案から実施まで同大臣の責任の下で一元的に所管されている。開発援助にかかる優先課題等全体戦略の立案は、外務省グローバル開発協力局 (Center for Global Development and Cooperation) が中心となって行い、個別事業案件の計画・実施は在外公館 (援助対象国所在の公館および国際機関代表部) に権限が委譲されている。これにより、被援助国やドナー国との密接な対話が保たれ、柔軟な調整・協調、適時の判断が可能となることから、

援助の効率向上につながっている。

デンマークはNGOの活用にも積極的で、2013年の総援助額の約18%がNGOを通じた支援に充てられている。

2013年より、改正国際開発協力法が施行され、デンマーク開発協力の透明性の向上が図られた。また同法により、DANIDA理事会およびDANIDA委員会が廃止され、同国研究機関および市民社会団体等から構成される開発政策理事会が設置された。同理事会メンバーは、開発協力大臣

により3年の任期で任命される15名から成り、同大臣に助言を行う。

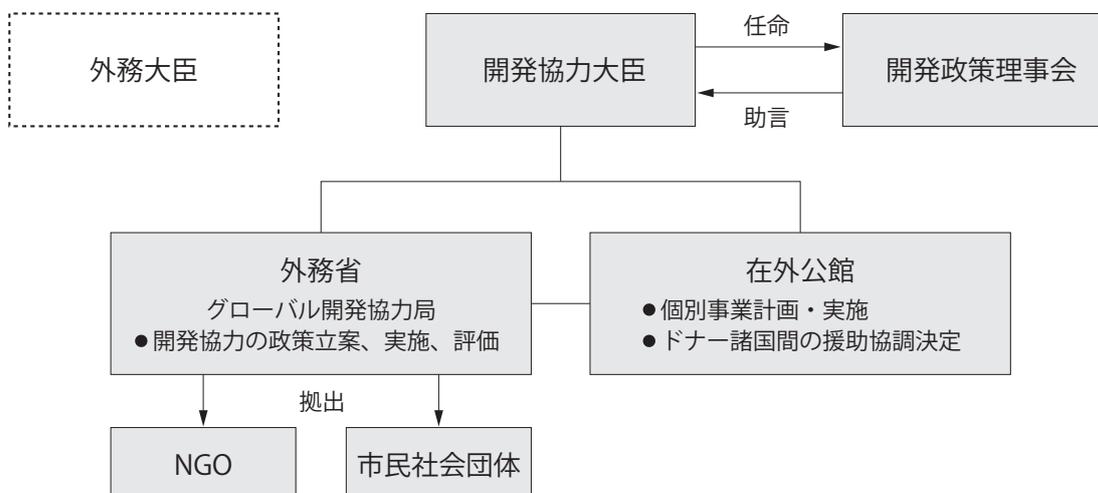
● ウェブサイト

・デンマーク外務省：

<http://www.um.dk/en>

(政府開発援助年次報告書、評価報告書等閲覧可能)

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

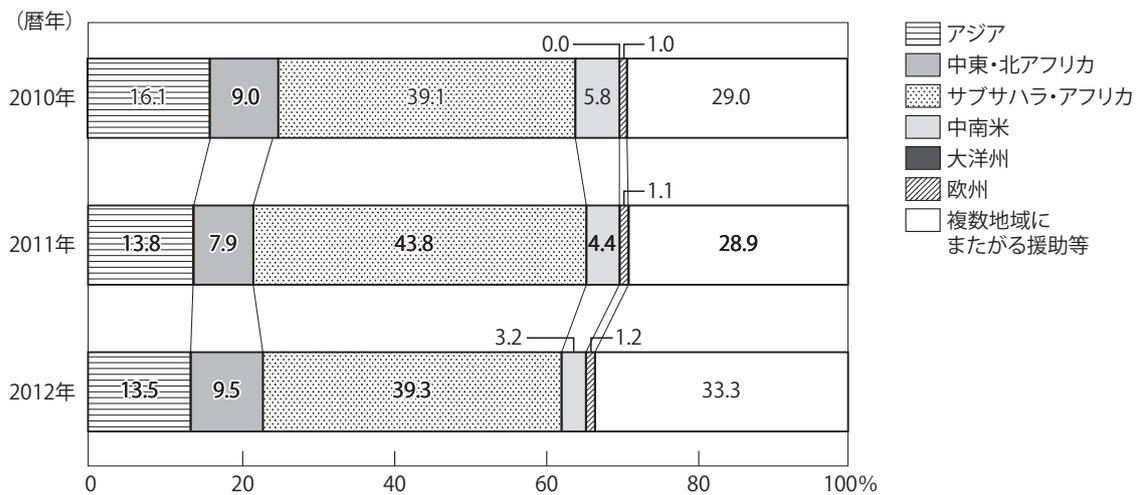
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	タンザニア	129.39	6.1	1	タンザニア	126.16	5.9	1	タンザニア	111.19	5.8
2	ガーナ	101.17	4.8	2	モザンビーク	113.25	5.3	2	ガーナ	88.18	4.6
3	モザンビーク	85.30	4.0	3	アフガニスタン	90.15	4.2	3	アフガニスタン	81.48	4.2
4	バングラデシュ	84.10	4.0	4	ガーナ	71.70	3.3	4	モザンビーク	78.80	4.1
5	ウガンダ	77.01	3.7	5	ケニア	71.27	3.3	5	ウガンダ	62.90	3.3
6	アフガニスタン	76.84	3.6	6	ウガンダ	68.18	3.2	6	ベトナム	61.33	3.2
7	ベトナム	69.04	3.3	7	ベトナム	62.12	2.9	7	バングラデシュ	61.09	3.2
8	ケニア	64.64	3.1	8	バングラデシュ	58.36	2.7	8	ケニア	55.98	2.9
9	ボリビア	40.50	1.9	9	ブルキナファソ	42.57	2.0	9	ブルキナファソ	43.90	2.3
10	ベナン	39.11	1.9	10	ザンビア	41.79	1.9	10	ネパール	41.41	2.2
10位の合計		767.10	36.4	10位の合計		745.55	34.8	10位の合計		686.26	35.7
二国間ODA合計		2,108.74	100.0	二国間ODA合計		2,144.32	100.0	二国間ODA合計		1,921.51	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

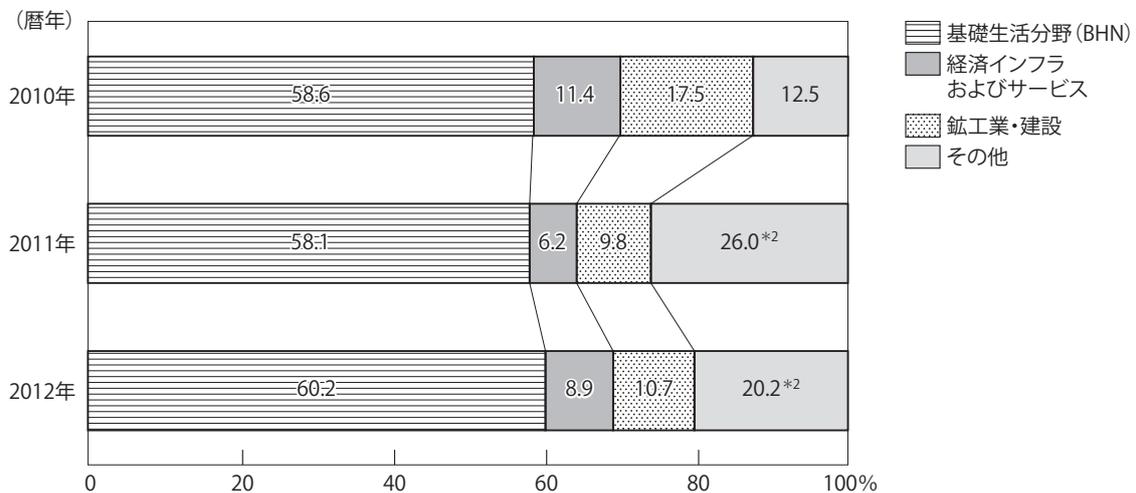
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
*2 「ドナー国の管理費」、「ドナー国の難民」が占める割合が大きい。

7 欧州連合(EU)

援助政策等

1. 基本法

EUの開発援助は、欧州連合運営条約(2009年12月1日発効)の第208条1により、EUの対外活動の原則と目的の枠組みの中で、加盟国の政策を補完し強化する形で実施されなければならないと規定されている。開発政策については、貧困の削減・撲滅を主要な目標とすることが定められている。

2. 基本方針

- (1) 2005年、欧州委員会、外務理事会、欧州議会の三者により、開発政策に関する共通ビジョンである「開発に関する欧州のコンセンサス」(The European Consensus on Development)が合意され、加盟国のODAを2015年までにGNI比0.7%に引き上げることや、EUとEU加盟国間との開発のための政策一貫性(PCD)を確保し、援助効果を上げていくことが確認された。
- (2) 2009年、リスボン条約発効により欧州対外活動庁(EEAS: European External Action Service)が創設され(2010年12月に発足)、新興国の被援助国から援助国への変貌および新たな地球規模課題の発生等を受け、欧州委員会は、開発におけるEU共通政策を策定するため、2011年秋に「変化のためのアジェンダ」(Increasing the impact of EU Development Policy: Agenda for Change)を作成し、同アジェンダは2012年5月の外務理事会にて採択された。これまで、欧州委員会および各EU加盟国が個別に援助政策を進めていたが、同アジェンダにより、加盟国の援助政策の調整について欧州委員会の役割が一層期待されるようになった。同アジェンダは、改めて貧困撲滅をEU開発政策の第1目標とした上で、人権、民主主義、グッド・ガバナンス、および人的開発のための包摂的かつ持続可能な成長に焦点を当て、EUの開発援助が最大限の効果を発揮する地域への注力や、1国への援助を最大3セクターに絞るこむ政策等を打ち出した。

3. EUの開発協力の対象

EUの開発協力の対象には、主に、かつて欧州の植民地

であったアフリカ、カリブ、南太平洋諸国(ACP諸国)、近隣国および後発開発途上国(LDCs)等がある。

(1) ACP諸国

かつてのヨーロッパの植民地であったアフリカ、カリブ、南太平洋諸国79か国(ACP諸国)。EUそして28の加盟国すべてが、ACP諸国とのコトヌー協定に署名している。2000年6月にベナンのコトヌーで調印されたコトヌー協定は、援助や貿易に限らず、マクロ経済、政治、観光、文化、ジェンダー、環境・気候変動、テロ対策、移民などの幅広い問題で、ACP諸国とEUとの協力関係を規定。その付属文書でEUのACP諸国との関係維持のための資金援助を規定しており、EU加盟国すべてがEU予算への拠出とは別に積み立てる欧州開発基金(EDF: European Development Fund)より援助。

(2) 近隣国

東側の近隣であるアルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、モルドバ、ウクライナの旧ソビエト連邦の6か国および、南側の近隣であるアルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、レバノン、リビア、パレスチナ自治区、シリア、モロッコ、チュニジアの9か国1地域。民主主義や市場経済の普及を通じた安定化を図ることによって、加盟国および加盟候補国の国益に寄与するための支援。

(3) その他の開発途上国

上記以外のLDCs等。貧困削減を主な目的とした援助。

4. 予算

(1) 規模

2012年のEUによる開発援助総額(支出純額ベース)は175億ドルである(DAC統計2015年2月時点)。DACに加盟するEU加盟国19か国^(注1)の開発援助総額は647億ドルであり(同2015年2月時点)、これらを合わせると、約822億ドル。

なお、EUは、MDGs等で掲げられているODAの対GNI比0.7%目標の2015年までの達成にコミットしている。

(2) 予算制度

EUの予算は多年度財政枠組み(Multi-annual Financial Framework)と呼ばれる2014年から2020年ま

注1:オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国。2013年よりチェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニアが加盟。

での7か年予算であり、外交や開発援助など対外的に使われる予算はそのうち約6%の約663億ユーロ。さらに加盟国が任意で拠出する欧州開発基金の予算305億ユーロを加えると7年間で968億ユーロになる。

予算の裏付けとなるEUの収入源は、主として28の加盟国のそれぞれのGNPの規模に基づいて算出される拠出金。

(3) 分類

EUのODAには、アフリカ、カリブ、南太平洋 (ACP) 諸国に対する援助として拠出するEDFと、ACP諸国以外の地域および個別分野に対する対外援助を実施している一般予算とがある。EDFは、1959年から開始され、特定のEU加盟国との歴史的関係を背景に、伝統的にEU予算外で扱われてきた。

なお、人道支援については、EUの一般予算を主な財源として実施されている。2013年の欧州委員会人道援助・市民保護総局 (ECHO : Humanitarian Aid and Civil Protection) の人道支援額 (実績額) は、約14億ユーロである。

(4) 予算枠組み

EUの外交・援助をカバーするGlobal Europeには多くの予算インスツルメントと呼ばれる予算枠組みがある。大別すると、①経済財政安定、民主主義と人権、人道支援、原子力安全、食料安全保障など、分野に着目したテーマ別のインスツルメント (thematic instrument) と、②低所得向けの開発協力インスツルメントや東欧・コーカサス・中東・北アフリカ向けの近隣国支援インスツルメントなど、対象国や地域に着目した地理的インスツルメント (geographical instrument) とがある。

実施体制

1. 欧州対外活動庁

(EEAS : European External Action Service)

欧州対外活動庁が、外交政策全般の立案を行っている。欧州委員会の開発協力総局等と共に、開発政策を立案する。

2. 欧州委員会開発協力総局

(DG Devco : Directorate-General for International Cooperation and Development)

欧州対外活動庁と共に、外交政策に沿った形で開発政策を立案する。また、援助の実施については、欧州委員会開発協力総局が、プログラムの特定・策定から、予算策定、プロジェクトの実施・モニタリング、事後評価に至る一連のプロセスを一括して受け持つ (人道支援を除く)。

3. 欧州委員会人道支援・市民保護総局

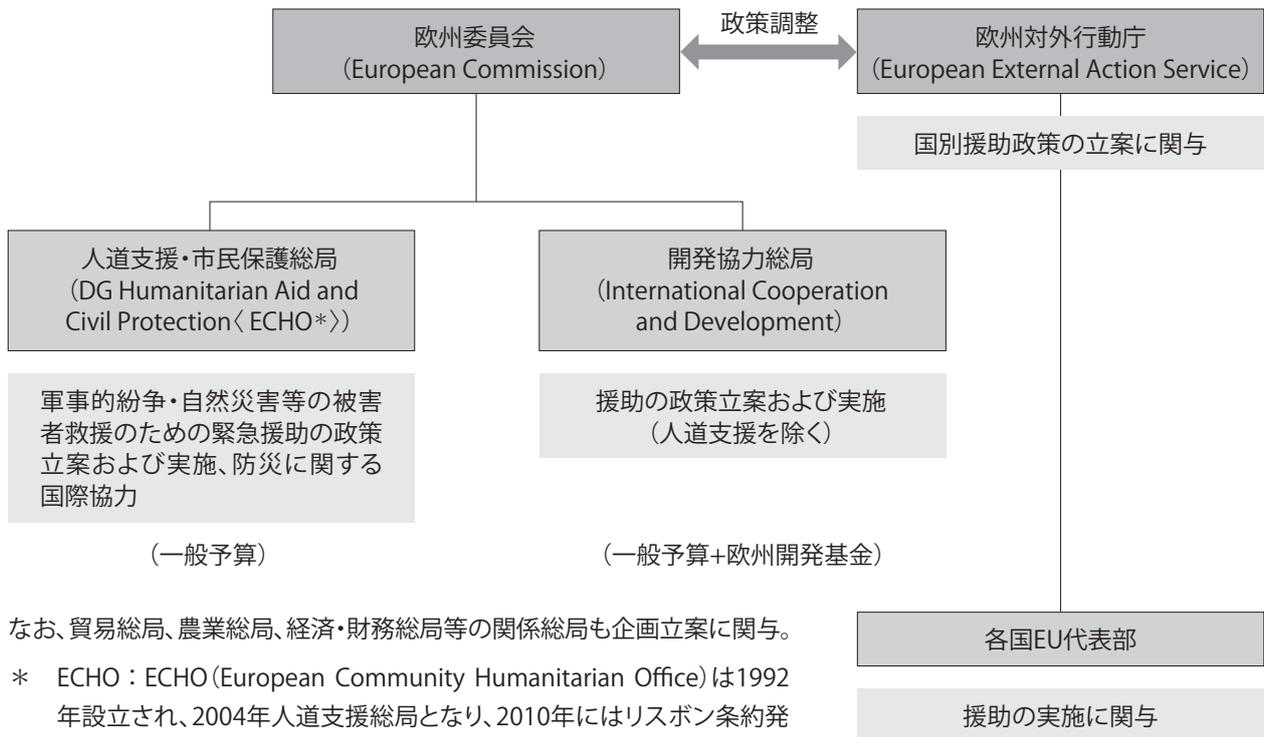
(DG ECHO : Directorate-General for Humanitarian Aid and Civil Protection)

EU加盟国以外の地域での軍事的紛争・自然災害等の被害者救援のための緊急援助を実施。防災や災害軽減に関する国際協力も実施。

● ウェブサイト

- ・ 欧州対外活動庁 :
http://www.eeas.europa.eu/index_en.htm
- ・ 欧州委員会開発協力総局 :
http://ec.europa.eu/europeaid/index_en.htm
- ・ 欧州委員会人道支援・市民保護総局 :
http://ec.europa.eu/echo/index_en.htm

援助実施体制図



なお、貿易総局、農業総局、経済・財務総局等の関係総局も企画立案に関与。

* ECHO : ECHO (European Community Humanitarian Office) は1992年設立され、2004年人道支援総局となり、2010年にはリスボン条約発効による組織改編により市民保護を統合。しかし、ECHOの名称は国際的に認知されており、引き続き同名称を使用している。

(1) 政府開発援助上位10か国

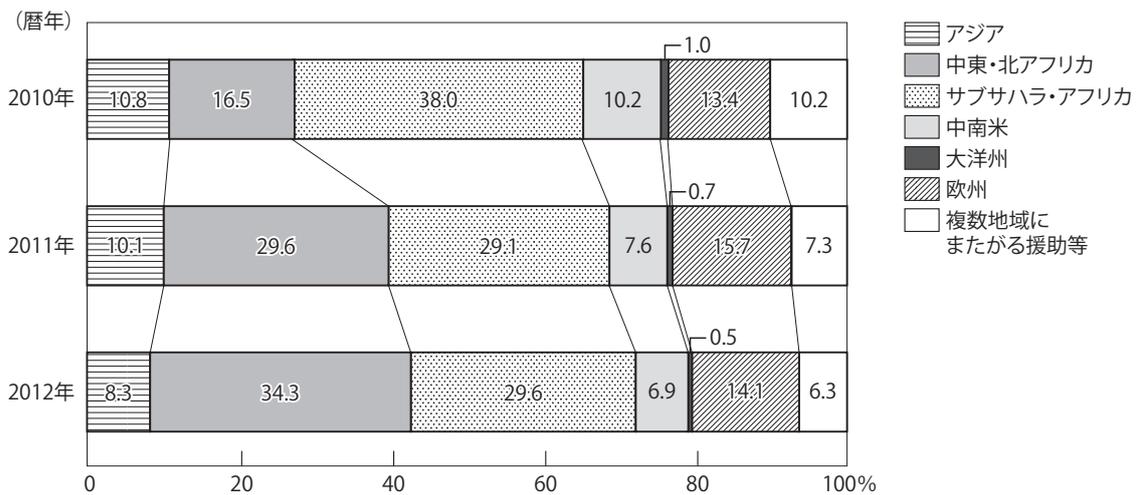
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	[パレスチナ自治区]	441.10	3.5	1	トルコ	2,789.41	16.4	1	トルコ	2,914.58	17.0
2	コンゴ民主共和国	364.26	2.9	2	セルビア	1,045.03	6.1	2	セルビア	884.59	5.2
3	トルコ	295.15	2.4	3	チュニジア	442.29	2.6	3	エジプト	769.43	4.5
4	セルビア	290.13	2.3	4	モロッコ	402.40	2.4	4	チュニジア	559.14	3.3
5	アフガニスタン	285.02	2.3	5	[パレスチナ自治区]	397.96	2.3	5	モロッコ	490.25	2.9
6	ハイチ	284.27	2.3	6	アフガニスタン	363.47	2.1	6	[パレスチナ自治区]	315.72	1.8
7	スーダン	284.17	2.3	7	南アフリカ	322.64	1.9	7	ボスニア・ヘルツェゴビナ	311.70	1.8
8	コンゴ	279.32	2.2	8	コンゴ民主共和国	313.47	1.8	8	コンゴ民主共和国	284.24	1.7
9	エチオピア	237.56	1.9	9	コンゴ	304.83	1.8	9	アフガニスタン	256.60	1.5
10	モロッコ	223.44	1.8	10	ボスニア・ヘルツェゴビナ	278.43	1.6	10	南アフリカ	251.84	1.5
10位の合計		2,984.42	23.9	10位の合計		6,659.93	39.1	10位の合計		7,038.09	41.0
二国間ODA合計		12,495.59	100.0	二国間ODA合計		17,045.35	100.0	二国間ODA合計		17,172.75	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

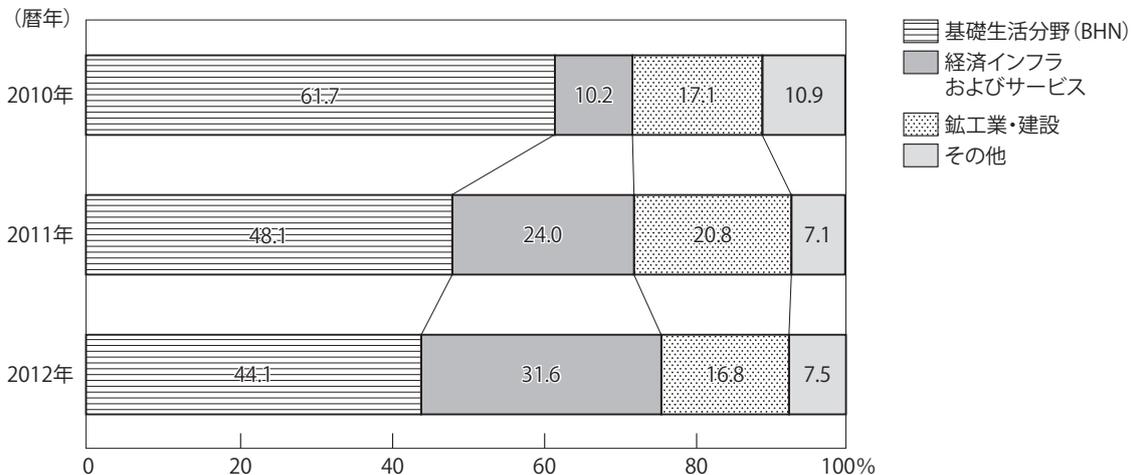
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

⑧ フィンランド (Finland)

援助政策等

1. 開発協力政策の基本方針

フィンランドには開発協力政策を規定する基本法は存在していないが、同国が批准している国際人権法、環境関係の条約、憲法の人権規定等に基づいて策定されている。開発協力は、一貫性のある外交・安全保障政策の重要な一部と位置付けられている。

フィンランドの開発協力政策は、国連ミレニアム開発目標 (MDGs) をもとに、極度の貧困の撲滅と持続性のある開発を目的とし、長期的には開発途上国の援助依存からの脱却を支援している。加えて、開発協力における人権重視を考慮して2012年に採択された「開発政策プログラム」は、①人権を尊重する民主的で責任の所在の明確な社会、②雇用を促進する包括的グリーン経済、③持続可能な天然資源の管理と環境保護、④人づくり (human development) を重要目標として強調し、また、すべての開発協力において、ジェンダーの平等、気候変動の観点からの持続可能性、不平等の削減の3点の分野横断的課題を課しており、これらが開発協力政策の基本方針となっている。

2. 予算

ODA予算は年間10億ユーロ程度で推移しており、2014年は11億260万ユーロが割り当てられる。これは、対GNI比0.55%に相当し、人口1人当たり202ユーロになる。政府全体の予算削減の一環で、2015年は削減の見込み。一方で、EU加盟国間の2015年までのODAの対GNI比0.7%達成目標にコミットしているため、ODA実績額の対GNI比増加を図る必要があるが、EU内の排出権取引 (ETS: Emissions Trading System) から得た収入のすべてが開発協力資金に充当されることから (2012年から2013年には8,000万ユーロのETS収入がすべて開発協力で充てられた)、こうした収入増を開発協力で追加的に充てることで対GNI比増を目指している。

3. 重点地域

二国間援助においては、7か国の長期パートナー国 (エチオピア、ケニア、モザンビーク、ネパール、タンザニア、ベトナム、ザンビア)、および危機からの復興途上にある

脆弱な国 (アフガニスタン、ソマリア、南スーダン) を指定し、特定国・地域を対象を絞った援助を実施。今後も、アフリカの最貧国と、危機からの回復途上にある脆弱な国家に援助の集中を図っていく方針。

4. 対象分野・援助協調

援助対象分野は多岐にわたり、2013年のODA執行額のうち「マルチセクター (気候変動防止など)」が16%を占めた。続いて、「人道支援」10%、「公共・市民社会」9%、「保健・人口」6%、「教育・学校施設」5%、「産業・ビジネス」5%、「農林水産」5%、「水・衛生」4%の割合。EUや北欧協力の枠組みにおいて緊密な援助協調を行い、被援助国に対して中期的な将来の資金流入に関する十分な情報提供を行うことや、援助国間での役割分担による援助効果の向上に取り組んでいる。

実施体制

1. 外務省による開発協力の実施

フィンランドは、独自の開発協力実施機関を持たず、外務省がODAの政策立案・実施を所掌しており、具体的には国際開発大臣が率いる開発政策局が担当している (ODA予算の中には他省庁の所掌事項も一部ある)。開発協力予算はおおむね、①特定国・地域対象協力 (2013年は約16%)、②国連・その他 (GEFなど) 国際機関経由 (約20%)、③EU (欧州開発基金・EU予算) (約15%)、④NGO (フィンランドのNGO〈約10%〉、国際NGO〈約2%〉)、⑤開発金融機関 (世界銀行、ADB、AfDB、Nordic Development Fund) (約12%)、⑥人道支援 (NGO経由を含む) (約9%)、⑦Finnfund^(注1) 経由 (約2%) として実施される。

2. NGO・企業等多様なアクターとの協力

フィンランド政府は伝統的に開発協力においてNGOを支援してきており、開発協力予算の12%程度がNGOに対する支援として執行されている。現在約300のNGOが90か国以上でフィンランドのODAを実施しており、政府はとりわけ経験豊富な11のNGOを「パートナー機関」と指定し、NGO支援に向けられる開発協力予算の約50%がこれらパートナー機関を対象としている。また、同予算の

注1: 国営の開発金融機関。フィンランド系企業による途上国およびロシアにおける開発に寄与する投資に対して長期ローンを貸し付けている。

支援を受けているフィンランドのNGOを束ねる非政府機関KEPAは、その運営予算の90%を政府から得ている。このように政府とNGOの関係は深いものの、NGOは政府からは独立して活動している。NGOに対するODA資金譲渡とNGOの管理には、任意政府譲渡法（2001年施行）、管理手続法（2003年施行）が適用される。

民間企業との関係においては、企業が持続可能な開発と途上国の人権状況に貢献する方法で活動することを促進・支援するため、「ビジネスと人権に関する国連指針」執行ガイドラインおよび関連プログラム・基金を政府が策定中である。

NGOのほか、民間企業を含む多様なアクターによる開

発協力への関与に積極的に取り組んでおり、開発協力に関する頻繁な官民対話を開催している。ほかにも、政府によって設立された「開発協力委員会」に各政党代表、ロビー団体、NGO、研究者が参加して、ODAの評価を行うなど社会全体が開発協力への関心を高めるよう努めている。

● ウェブサイト

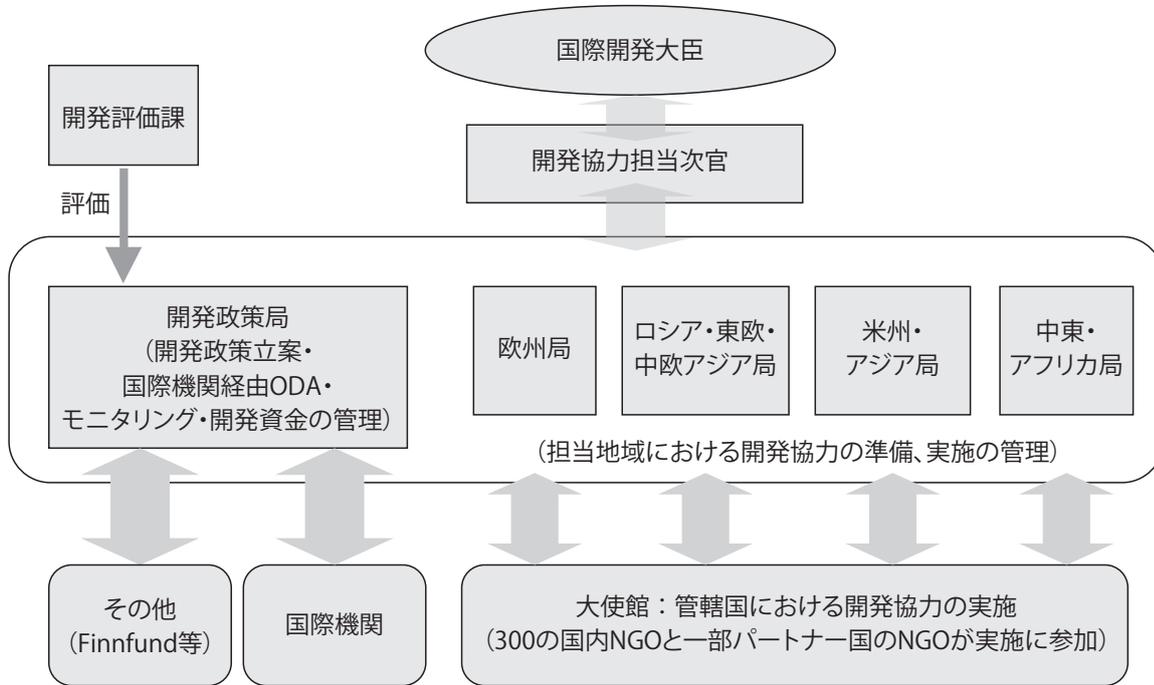
・フィンランド外務省：

<http://formin.finland.fi>

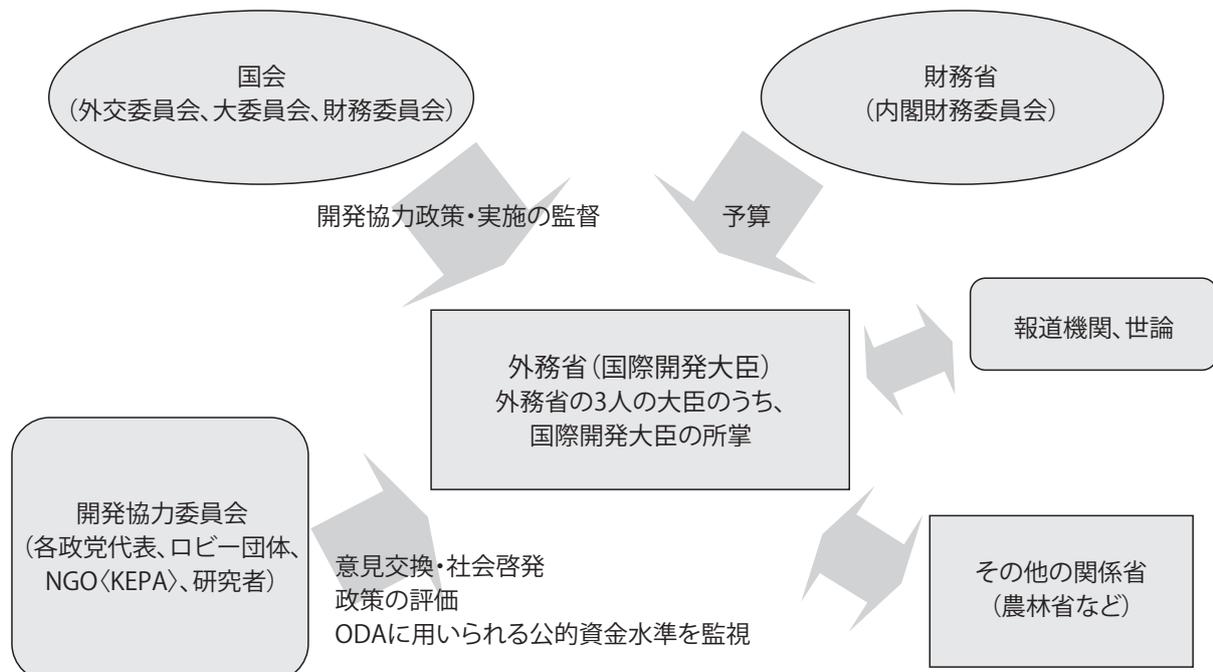
(参考文書：VNS 5/2014 VP Government Report on the Impact and Coherence of Development Policy)

援助実施体制図

1 フィンランド外務省(開発協力政策立案・実施主体)の開発協力にかかわる関係図



2 開発協力関係アクターの関係図



(1) 政府開発援助上位10か国

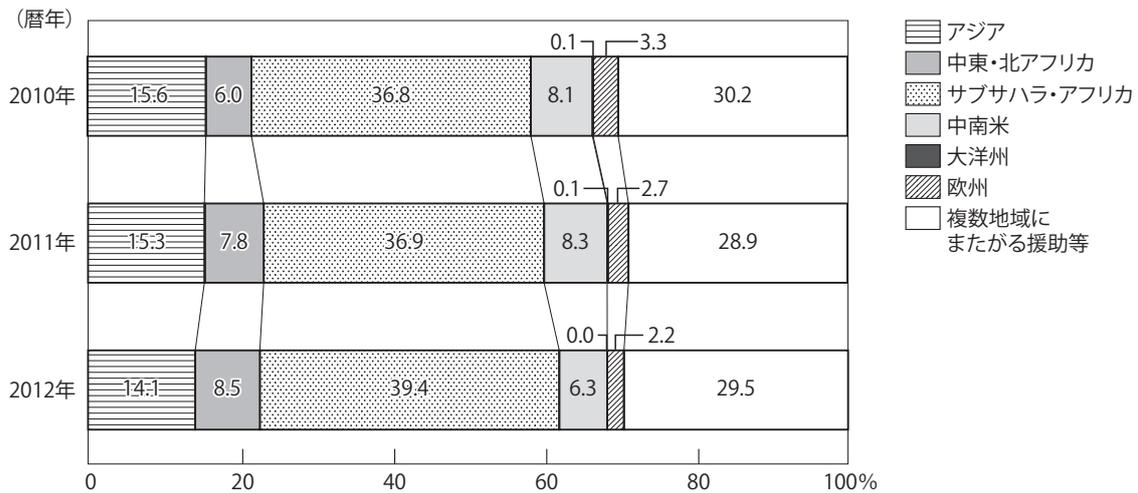
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	タンザニア	47.92	5.7	1	タンザニア	54.54	6.5	1	モザンビーク	39.49	5.0
2	モザンビーク	47.25	5.6	2	モザンビーク	34.63	4.1	2	タンザニア	35.02	4.4
3	アフガニスタン	25.82	3.1	3	アフガニスタン	31.05	3.7	3	アフガニスタン	33.72	4.2
4	ケニア	25.76	3.1	4	ネパール	26.09	3.1	4	エチオピア	31.13	3.9
5	エチオピア	25.64	3.1	5	エチオピア	23.65	2.8	5	ケニア	25.73	3.2
6	ベトナム	25.19	3.0	6	ベトナム	23.17	2.8	6	ネパール	23.79	3.0
7	ネパール	22.43	2.7	7	ケニア	21.82	2.6	7	[パレスチナ自治区]	14.74	1.9
8	ザンビア	21.68	2.6	8	ザンビア	18.81	2.2	8	ニカラグア	14.16	1.8
9	スーダン	21.55	2.6	9	[パレスチナ自治区]	16.18	1.9	9	ザンビア	14.14	1.8
10	ニカラグア	17.05	2.0	10	ニカラグア	15.72	1.9	10	南スーダン	13.43	1.7
10位の合計		280.29	33.4	10位の合計		265.66	31.7	10位の合計		245.35	30.9
二国間ODA合計		839.13	100.0	二国間ODA合計		839.31	100.0	二国間ODA合計		794.97	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

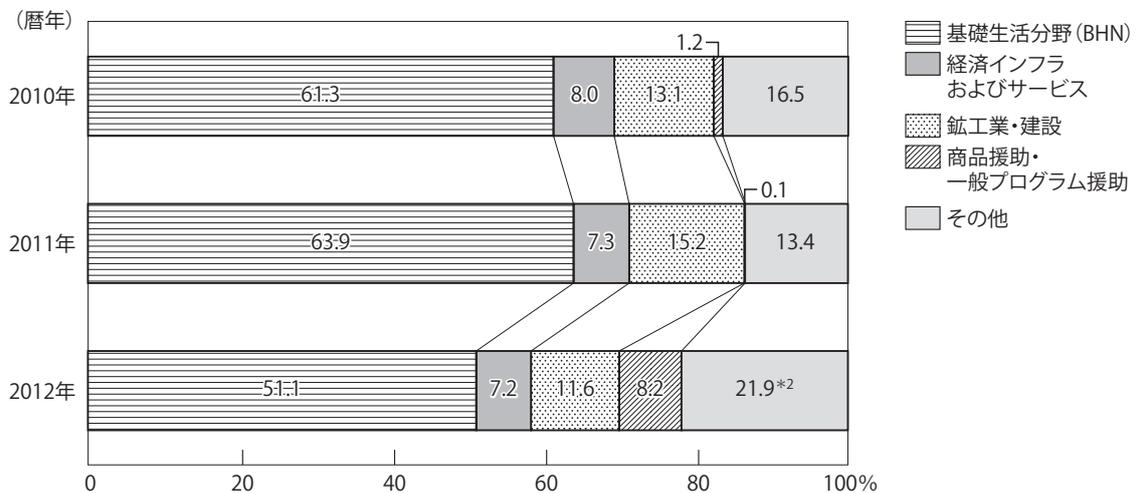
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
*2 「ドナー国の管理費」、「ドナー国の難民」が占める割合が大きい。

9 フランス(France)

援助政策等

フランスは2013年7月、国際協力および開発に関する省庁間委員会(CICID)を4年ぶりに招集し、「28の政策決定」を発表。この決定を基礎として、フランスにとって初めてとなる開発についての法案が準備され、市民社会や国会での議論を経て2014年6月に「開発・国際連帯政策方針・プログラム法」(Loi d'orientation et de programmation relative à la politique de développement et de solidarité internationale)が採択された。法律の本文および添付報告書の主要なポイントは以下のとおりである。

1. 目的・目標

開発・国際連帯政策の一般的な目的を、途上国において持続的な開発を実現し、極度の貧困と格差是正のための国際的な取組に貢献することと規定。ODAの対GNI比0.7%を2015年に達成するとの目標は維持しているものの、現在の比率は0.41%にとどまっている(2013年)。(報告書1-1、1-4)

2. 優先分野

取組を進める分野として以下10分野を挙げ、また、分野横断的な目的として、女性の自立支援および気候変動への対応を挙げている。(報告書1-2、1-3)

【取組を進める10分野】

- ・保健、社会保障
- ・農業、食料安全保障と栄養
- ・教育、職業訓練
- ・民間セクター・企業の社会的責任
- ・バランスのとれた都市開発
- ・環境、エネルギー
- ・水と衛生
- ・グッド・ガバナンス、汚職対策
- ・人の移動・移民、人材育成
- ・貿易・地域統合

3. 優先地域

新興国の台頭などにより開発途上国間での格差が広がり、多様性が増しているとの認識に基づき、被援助国を下記4カテゴリーに分類。その上で、被援助国の地理、歴史、文化等を考慮して援助の方法等を適合させるほか、各パートナーと協議して「取組を進める10分野」から3

つの重点分野を指定すると規定。(報告書1-4)

【被援助国の4カテゴリー】

(1) 優先貧困国(Pays pauvres prioritaires)

「28の政策決定」において優先貧困国として指定された16か国(ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、ジブチ、コモロ、ガーナ、ギニア、マダガスカル、マリ、モーリタニア、ニジェール、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、チャド、トーゴ、セネガル)に対し、政府の無償援助の2分の1、フランス開発庁の無償援助の3分の2を供与。ミレニアム開発目標(MDGs)、経済発展、民主的ガバナンス、環境保全に特に留意。

(2) アフリカと地中海沿岸諸国

サブサハラ・アフリカならびに北アフリカおよび中東地中海沿岸諸国にフランスの海外援助のうち85%を供与。

(3) 危機に瀕している国・危機を脱した国・脆弱国^{ぜいじやく}への援助。

(4) その他の地域

経済発展を続ける中所得国が多い状況に鑑み、経済面での関係発展を軸として包摂的なグリーン成長を促進する取組を進める。

4. 援助原則(報告書2-1、2-2、2-3)

(1) 政策一貫性

EUの政策との一貫性を保つために、貿易、移民、海外投資、食料安全保障、社会保障、気候変動の6分野に力を入れる。

(2) 効率性

効率性に関しては、提携、分業、指標を用いた開発へのインパクト評価、説明責任に優先的に取り組む旨を規定。

(3) 透明性

開発に係る指標をインターネットで公開する「オープン・データ」政策を促進するほか、開発援助委員会(DAC)と国際援助透明性イニシアティブ(IATI)の指標を統合し共通基準の創設に取り組む。

5. 評価

(1) 政府は2年に1度、開発政策に関する報告書を議会に提出。この報告書には本法別添の指標に基づく評価が含まれる予定。また、本法は5年後に改定される(15条)。

(2) 現在複数あるODAの評価機関を統合し、国会議員ならびに開発と国際連帯に関する国民評議会（下記「実施体制」参照）のメンバー11人から成る独立機関を設立。（報告書1-5）

6. その他

- ・既存の関連団体を糾合して技術協力を目的とする「仏国際専門技術庁」を設置。（13条）
- ・地方自治体総合法典を改正し、地方自治体の対外活動につき規定。海外自治体と協定を結んで開発協力ができるようになるほか、自治体の対外活動に関する国との協議の場を設置。（14条）
- ・多国間援助については、国際機関等への資金拠出を通じて政策策定に影響力を行使するなど、二国間援助との補完性確保に努めているが、援助主体が多様化・分散している現状を改善し、また二国間援助との関係をより明確にするために今後行動計画を策定する予定である。（報告書3-1）

実施体制

外務・国際開発省、財務省、実施機関のフランス開発庁（AFD）が主要なアクターとして機能している。外務・

国際開発大臣の下に開発・フランス語圏担当長官が置かれ、開発政策を総括しているが、詳細な援助政策の策定や調整に当たっては、首相が長を務め関係閣僚が出席する省庁間委員会（CICID）が省庁間にまたがる援助方針、国別・セクター別戦略等省庁間の調整・一貫性を実現する場となる。財務省（MINEFI）では、国庫総局が政府開発援助を担当しており、タイド性借款、国際金融機関への拠出、債務救済等を担当している（同総局が債務を取扱うパリ・クラブの事務局）。

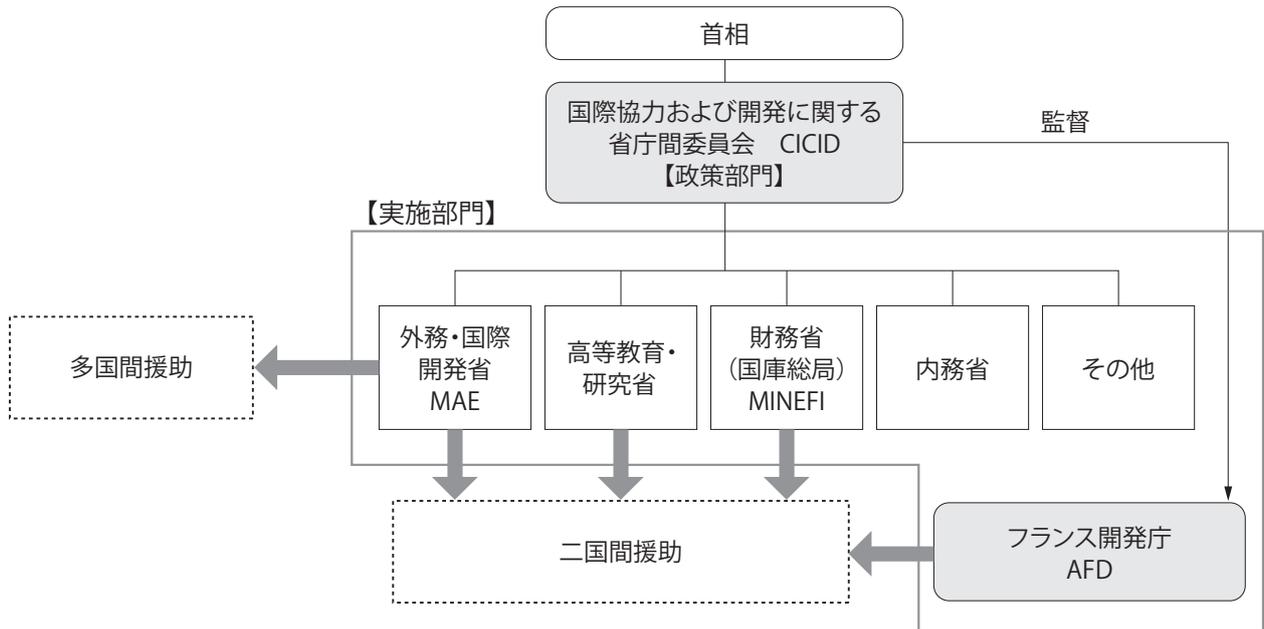
AFDは開発銀行と援助実施機関の二重の役割を担っている。日常業務においては、外務・国際開発省および財務省との関係が特に緊密である。これに内務省を加えた監督3省は、AFDの最高意思決定機関である理事会（Conseil d'administration）に自省幹部を送ることでAFDの業務をコントロールしている。

NGOとの関係では、2013年7月にCICIDにより、仏開発政策に関するNGO、民間セクターおよび研究機関の対話の場として「開発と国際連帯に関する国民評議会」（CNDSI）が設置された。

● ウェブサイト

- ・フランス開発庁（AFD）：
<http://www.afd.fr/>

援助実施体制図



- (外務・国際開発省) 無償、技術協力、文化・科学技術協力、フランス語振興を担当
- (高等教育・研究省) 国家の研究方針、研究機関予算、外国人留学生受入れ担当
- (財務省 国庫総局) 有償資金協力、国際金融機関への拠出等を担当
- (内務省) 移民管理、移民送出地域の貧困削減および開発を担当

(1) 政府開発援助上位10か国

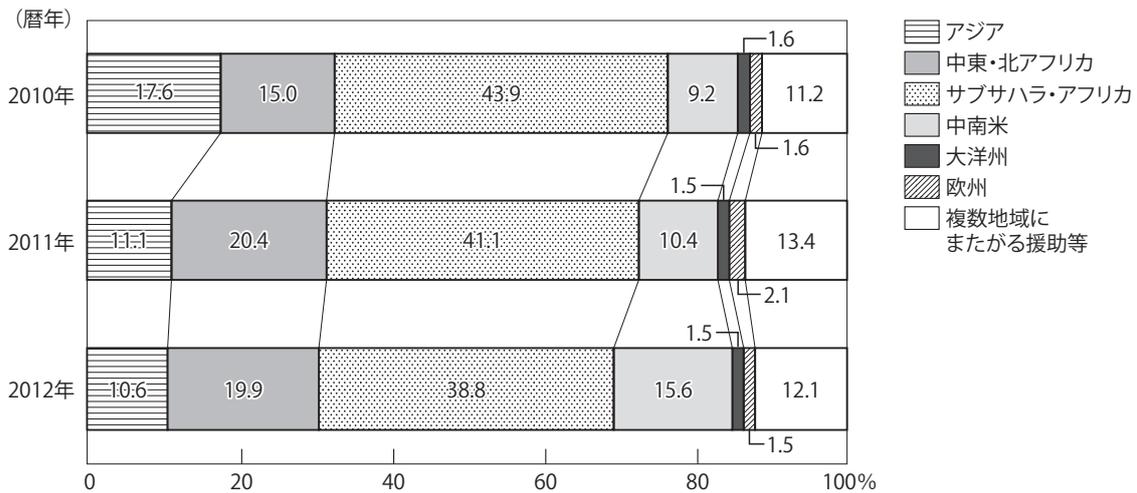
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	コンゴ共和国	909.40	11.7	1	コンゴ民主共和国	1,131.04	13.3	1	コートジボワール	1,279.02	16.1
2	※[マイヨット]	602.85	7.7	2	コートジボワール	553.21	6.5	2	ブラジル	860.71	10.9
3	中国	316.69	4.1	3	モロッコ	523.85	6.2	3	モロッコ	507.31	6.4
4	インドネシア	262.49	3.4	4	メキシコ	430.92	5.1	4	セネガル	304.33	3.8
5	モロッコ	254.43	3.3	5	チュニジア	304.36	3.6	5	中国	288.13	3.6
6	ベトナム	242.42	3.1	6	中国	290.97	3.4	6	チュニジア	242.48	3.1
7	リベリア	232.04	3.0	7	トルコ	244.60	2.9	7	エジプト	140.31	1.8
8	メキシコ	205.82	2.6	8	ベトナム	220.45	2.6	8	ベトナム	135.34	1.7
9	フィリピン	189.43	2.4	9	コロンビア	178.73	2.1	9	ドミニカ共和国	131.90	1.7
10	トーゴ	168.02	2.2	10	セネガル	177.32	2.1	10	ヨルダン	125.54	1.6
10位の合計		3,383.59	43.5	10位の合計		4,055.45	47.7	10位の合計		4,015.07	50.6
二国間ODA合計		7,786.69	100.0	二国間ODA合計		8,494.69	100.0	二国間ODA合計		7,927.84	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 ※は卒業国・地域、[]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

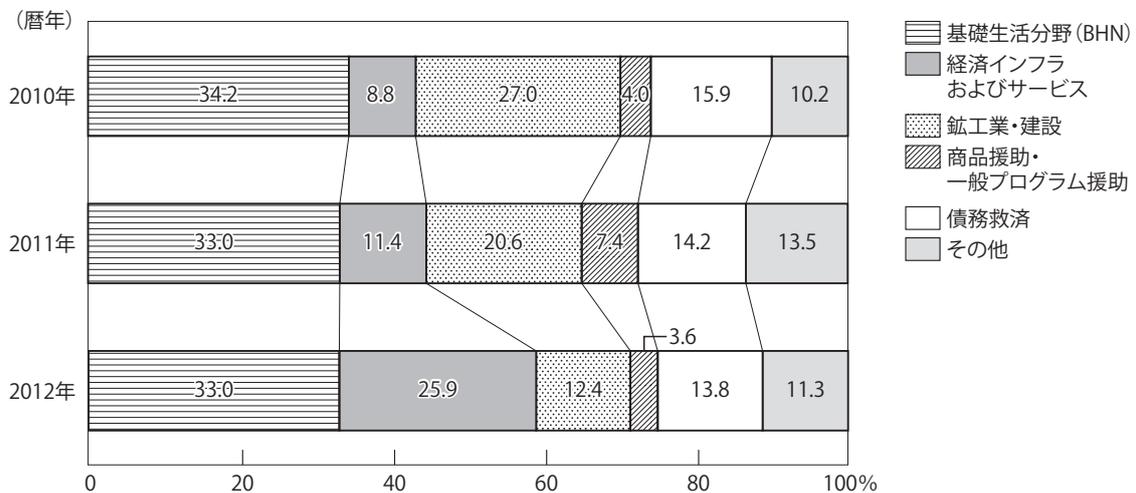
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

10 ドイツ (Germany)

援助政策等

1. 新内閣の開発援助政策

- (1) 2013年12月に発足した連立政権は、引き続き開発援助政策を重視。ODA予算を4年ぶりに増額し、0.7%目標への接近を目指す姿勢を打ち出した。MDGs目標達成への意欲も引き続き強く、ポストMDGs（ポスト2015年開発アジェンダ）に対する期待も大きい。メルケル首相はドイツが議長国を務める2015年のG7サミットの議題として、気候変動と並び、ポスト2015年開発アジェンダをテーマとする方針を打ち出した。
- (2) 借款を維持し、経済成長を重視する方針および二国間援助を重視する姿勢に変化はない。年内にドイツ連邦軍が撤退するアフガニスタンやシリアをはじめとする紛争国支援を重視する姿勢も明確。気候変動、環境保全、アフリカ支援、保健分野、ジェンダー平等などにも重点が置かれている。
- (3) 2014年11月24日、ミュラー連邦経済協力開発大臣は、現内閣の開発政策の基本方針をとりまとめた「未来大綱 (Zukunftscharta)」をメルケル首相に対し提出した。

2. 「未来大綱」の特徴

- (1) ボトムアップの策定手法
閣僚が策定者とされた前内閣の文書と異なり、「未来大綱」は策定そのものを有識者（研究者、人権活動家ら）、経済界、NGOおよび国民から幅広く意見を集約する形で作成された（インターネット上でも意見を募集し、約1,500通の回答があった）。
- (2) 行動目標
経済界寄りであった前政権が打ち出した自助努力、起業家精神、投資といった重点項目はなくなり、次の8課題について未来の目標を掲げている。
 - ①世界全体における尊厳ある人生の実現
2030年までに著しい貧困および飢餓の撲滅、教育の充実、感染症対策（2030年までにHIV新規感染者を90%削減するなど）、リプロダクティブヘルス、難民支援の充実等
 - ②自然環境の保全および持続可能な利用
生物多様性の保全、持続可能な生産・消費・都市開発、気候変動対策等
 - ③持続可能性および尊厳ある雇用に基づいた経済成長
バリューチェーンにおける労働基準の確保等

- ④人権の尊重およびグッド・ガバナンスの要求・促進
腐敗抑止、市民社会の強化等
- ⑤平和構築および人間の安全保障の強化
武器輸出の抑制、「人間の安全保障」の重視等
- ⑥文化的・宗教的多様性の尊重および保護
宗教対立回避への貢献、宗教間対話の促進等
- ⑦変革を実現するためのイノベーション、新技術およびデジタル化の活用
IT技術の活用、共同研究・開発の強化
- ⑧新たなグローバル・パートナーシップおよび多様な主体とのパートナーシップの構築
国連プロセスへの貢献、GNI比0.7%目標の堅持、Gaviワクチンアライアンス等への貢献、ボトムアップ型パートナーシップの促進等

実施体制

1. 主務官庁としての経済協力開発省 (BMZ)

- (1) 援助政策の企画・立案は、1961年に設立された経済協力開発省 (BMZ) が所管しており、二国間援助（資金協力、技術協力）および国際機関を通じた援助について同省 (本省定員約800名) を中心に調整が行われる。予算については、その大半がBMZに計上されているが、人道支援関連については外務省、国際開発金融機関関連の一部については財務省、その他所管事項の国際協力について各連邦省庁がそれぞれの予算からの政府開発援助を実施する。政府開発援助の実績についてのとりまとめもBMZが行っており、同省を通じてドイツ全体としての政府開発援助実績がOECD-DAC^{ダック}に報告されている。
- (2) 外交政策との関連からは、BMZは外務省と協議を行うこととなっている。また、途上国の現場での経済協力の実施については現地のドイツ大使館が調整しており、BMZからはドイツ在外公館に85名が出向している。

2. 実施機関

- (1) 国際協力公社 (GIZ) は、連邦政府を出資者とする有限会社の形態をとっており、130か国を超える地域で活動している（従業員は約16,000名、そのうち約70%は現地スタッフ）。GIZは、本部をボンとフランクフルト近郊のエッシュボルンに置いている。GIZの事業

予算のほとんどはBMZからの委託金であるが、それ以外にも各連邦省庁、地方公共団体や一般企業に加え、国際機関や第三国政府からの委託による事業も実施している。

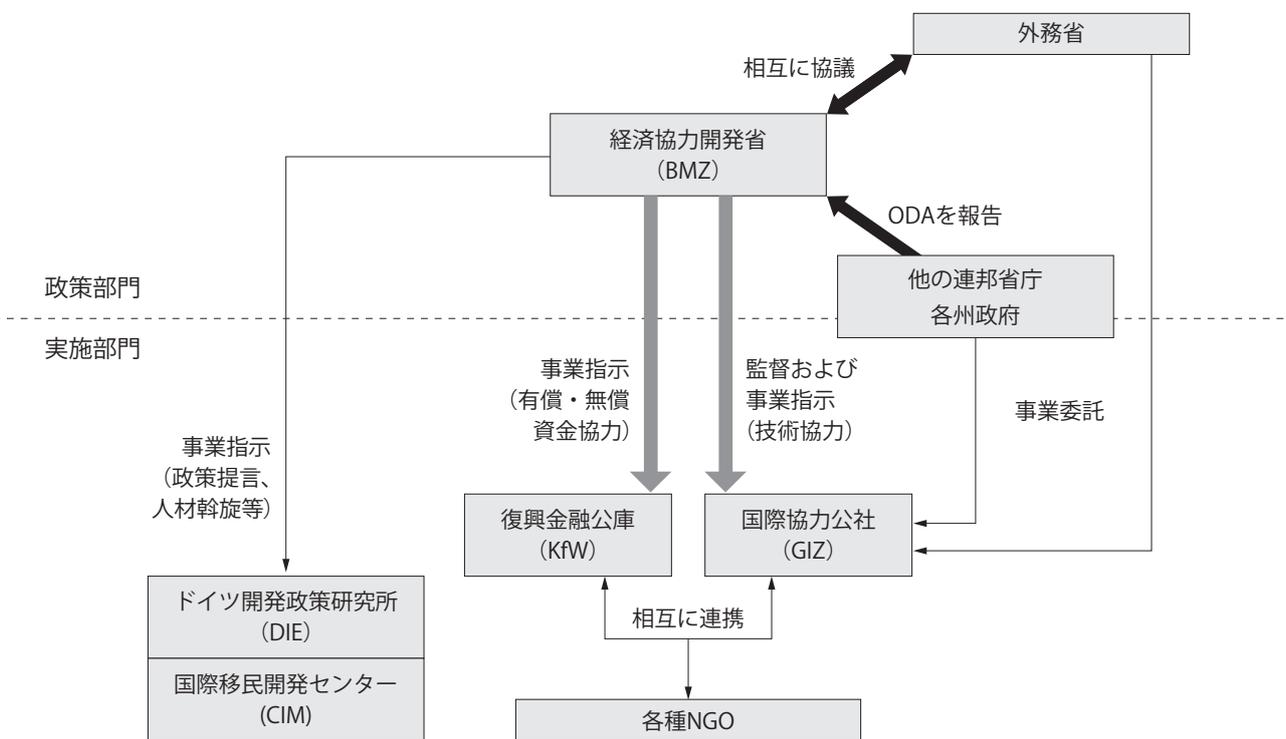
- (2) 復興金融公庫 (KfW) は、復興金融公庫法に基づく公法人であり、連邦および州がその所有者となっている。KfW (厳密には同グループ内の「KfW開発銀行」〈本部フランクフルト〉) の従業員は650名で、そのうち190名が途上国等に勤務しており、60の在外事務所を有する。資金協力事業 (有償・無償とも) を実施。
- (3) その他、開発政策に関する研究・教育機関であるドイツ開発政策研究所 (DIE)、ドイツに居住している被援助国出身者の開発分野での人材斡旋などを行う国際移民開発センター (CIM) などが、BMZの指揮の下に援助政策の実施に携わっている。
- (4) 自然災害時における重要なアクターとしては、緊急・人道支援の大半を実施しているドイツ赤十字をはじめ

とするNGOが挙げられる。また、外国における自然災害等において現場で機動的に援助を行う機関として日本の国際緊急援助隊と同様の機能を果たしている内務省所管の連邦技術救援庁 (THW) がある。

● ウェブサイト

- ・経済協力開発省 (BMZ) :
<http://www.bmz.de/en>
- ・国際協力公社 (GIZ) :
<http://www.giz.de/en/html/index.html>
- ・復興金融公庫 (KfW) :
<https://www.kfw-entwicklungsbank.de/International-financing/KfW-Entwicklungsbank/>
- ・ドイツ開発政策研究所 (DIE) :
<http://www.die-gdi.de/en/>
- ・国際移民開発センター (CIM) :
<http://www.cimonline.de/en/index.asp>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

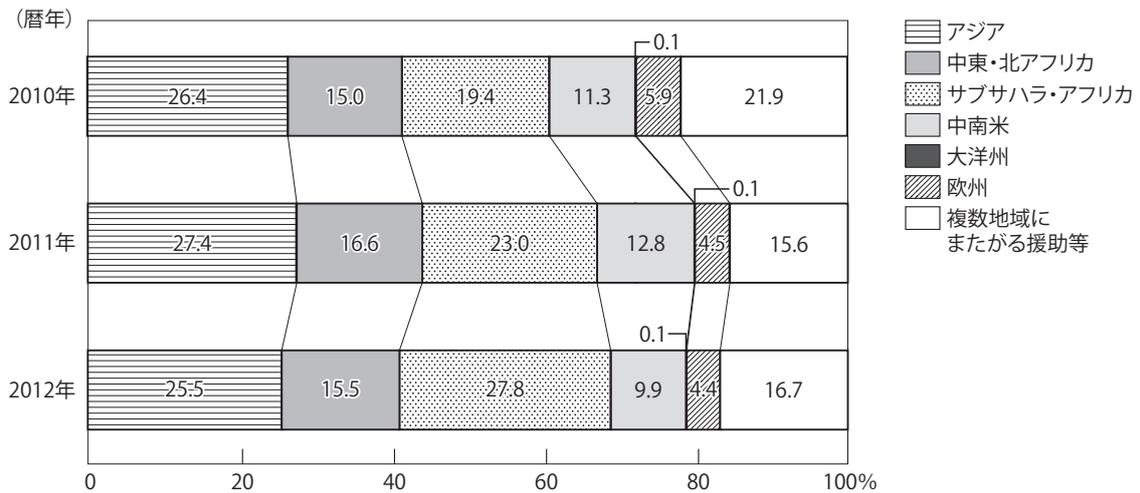
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	アフガニスタン	469.76	5.8	1	アフガニスタン	539.30	6.2	1	コンゴ民主共和国	594.12	6.9
2	インド	396.93	4.9	2	インド	496.90	5.7	2	アフガニスタン	515.54	6.0
3	中国	321.50	4.0	3	中国	485.55	5.6	3	中国	431.03	5.0
4	ブラジル	247.45	3.1	4	ペルー	217.00	2.5	4	インド	171.26	2.0
5	パキスタン	142.10	1.8	5	ブラジル	215.71	2.5	5	ケニア	157.01	1.8
6	タンザニア	134.48	1.7	6	エジプト	164.33	1.9	6	[パレスチナ自治区]	136.74	1.6
7	セルビア	126.26	1.6	7	ケニア	156.56	1.8	7	グルジア	119.40	1.4
8	[パレスチナ自治区]	104.58	1.3	8	パキスタン	125.66	1.4	8	ブラジル	117.71	1.4
9	エジプト	104.49	1.3	9	[パレスチナ自治区]	124.06	1.4	9	エチオピア	116.84	1.4
10	エチオピア	96.45	1.2	10	ベトナム	123.86	1.4	10	タンザニア	109.73	1.3
10位の合計		2,144.00	26.7	10位の合計		2,648.93	30.3	10位の合計		2,469.38	28.8
二国間ODA合計		8,035.51	100.0	二国間ODA合計		8,736.22	100.0	二国間ODA合計		8,584.09	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

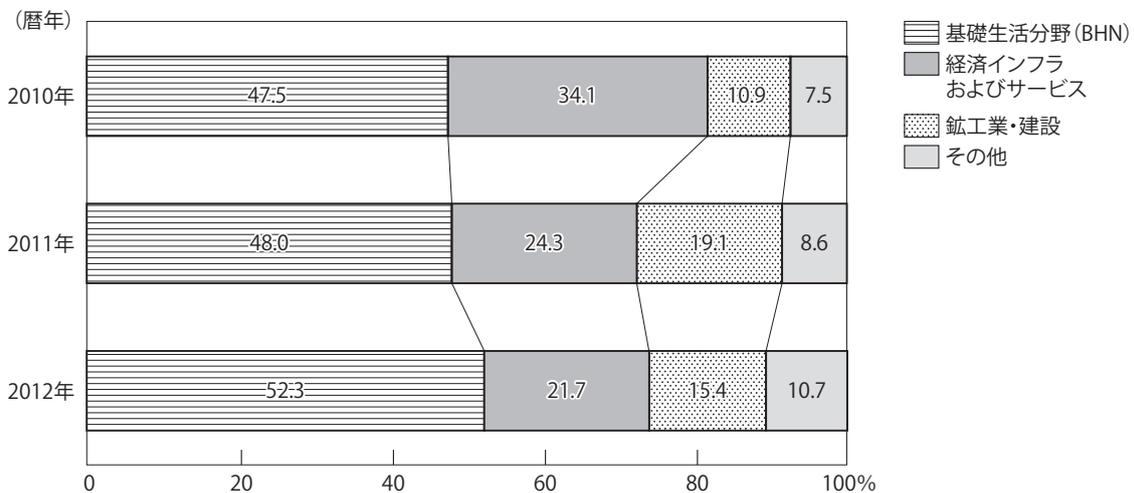
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

11 ギリシャ (Greece)

援助政策等

1. 経緯

1997年から多国間の支援枠組みでODAを開始したが、経験が蓄積され、利用可能な資源も増加したため徐々に二国間支援を拡大した。

1999年にDAC^{ダック}に加盟。ミレニアム開発目標 (MDGs) の達成に貢献し、「モンテレイ合意」(2002年)、「援助効果向上に関するパリ宣言」(2005年)、EUの開発協力枠組みを規定する「開発に関する欧州のコンセンサス」および「アクラ行動計画」(2008年)に基づく量的・質的目標の達成を約束した。

2. 基本法

1999年7月、法律2731/1999号により、外務省に国際開発協力総局 (Hellenic International Development Cooperation Department) (通称Hellenic Aid) が設置された。2000年9月、大統領令224号により、Hellenic Aidは、二国間開発協力・支援、NGOおよび他の事項に関する権限が付与された。

2002年6月、大統領令159号により、Hellenic Aidの組織、人員、機能等が定められた。その後、開発協力に関する新しい法令と5か年計画(2011~2015年)が起案されたが、国会に提出されず、2014年7月現在、成立していない。

3. 基本目標

- (1) 2007年までにODAを対GNI比0.33%とする。
- (2) 2012年までにODAを対GNI比0.51%とする (当初は2010年までの目標であったが、延期された)。
- (3) 2015年までにODAを対GNI比0.70%とする。

4. 目標達成への進展

2012年のODA総額は対GNI比0.13% (約2億5,000万ユーロ)。うち、多国間ODAは対GNI比0.09% (約1億7,000万ユーロ) で、その93% (約1億6,000万ユーロ) がEC (欧州委員会) とEDF (欧州障害者フォーラム) の活動に充

てられた。二国間ODAは対GNI比0.04% (約8,000万ユーロ) で、全体の62% (約5,200万ユーロ) が学校の運営支援、奨学金などの教育分野に充てられ、19% (約1,600万ユーロ) が医療や難民支援に充てられた。

2015年までにODAを対GNI比0.70%にするとの目標は、ギリシャの財政状況が良好で、ODAが増大するとの基本前提であったため、非常に厳しい財政状況にある現段階では目標達成は難しくなっている。

5. 基本方針

ギリシャ政府はEU、欧州中央銀行 (ECB)、国際通貨基金 (IMF) から引き続き財政支援を受けているが、ミレニアム開発目標 (MDGs) 達成のため、主に「モンテレイ合意」、「援助効果向上に関するパリ宣言」、「開発に関する欧州のコンセンサス」、「アクラ行動計画」および「釜山パートナーシップ文書」等、国際的な取り決めに基づき、できる限りの範囲で量的・質的目標の達成に努める。

困難な財政状況の中、二国間ODAとしては質的目標の達成に的を絞り、限られた被援助国および優先的事項に重点を置き、限定的なODA活動を行う。インフラ設備の近代化、生産部門への投資促進、民主化支援、行政・地方自治体の近代化などを通して南東欧地域の政治的、経済的、社会的安定を図る「ギリシャ・バルカン復興計画」^(注1)の実施を続ける。

ODA活動のための予算は今後も暫くは縮小方向に向かうと見られるため、Hellenic Aidは進行中のプロジェクトを完了させることに注力し、限りある資金を最大限に有効活用することに努める。また、さらなる効率化を図るため組織編制等の根本的な見直しを検討している。

実施体制

ODAの実施は、外務省所管の独立組織で外務省の行政の不可分の組織である国際開発協力総局 (Hellenic Aid) がその一部を担っており^(注2)、残りは他省庁が独自に行っ

注1:ギリシャ政府は、1999年のコソボ紛争後、バルカン諸国の経済復興を支援するための枠組みとして「ギリシャ・バルカン復興計画」(Hellenic Plan for the Economic Reconstruction of the Balkans)を策定し、西バルカン諸国およびブルガリア、ルーマニアに対し、2002年から5年間で総額5億5,000万ユーロの支援を決定。公的部門に対する支援には約4億2,000万ユーロ、民間部門に対する支援には約1億1,000万ユーロを配分。2010年12月までにイヤマークされている案件も含め50.77% (約2億7,000万ユーロ)を実施。本計画は2006年の終了時に5年間延長され、さらに2011年に、同年中に開始されるブルガリア・ルーマニアの事業についてのみ事業の完了を2020年まで延長した。

注2:日本のJICAに当たる組織はなく、Hellenic Aidが直接、実施機関(学校、研究機関等の公益法人、NGO等)と調整を行う。Hellenic Aidのスタッフは35~40名。そのうち、約半分は外務省職員、他の半分は専門家で構成される。ODAの実施においては、在外公館が補完的な役割を担う。Hellenic Aid自体の在外事務所は、2006年にスリランカへの支援のためコロンボに設置(1名)された例があるのみだが、現在は閉鎖されている。

ている。

1. Hellenic Aidは、開発協力と人道支援のメカニズムであり、開発戦略の企画・形成を担う。

2. Hellenic Aidの所掌事務は以下のとおり。

- (1) 開発援助に関連する国家予算のすべての資金の管理。
- (2) 国際経済関係組織調整閣僚委員会に対し、開発政策戦略に関する提案を起案。
- (3) 開発途上国への人道・開発援助に関する活動および計画に対する監督、調整、促進。
- (4) 開発協力に関し、EU、OECD-DACおよび他の国際的・地域的機関、国際基金、地域開発銀行および開発を主題とした国際会議への代表派遣。

(5) 承認・融資に向けて提出された開発・人道計画・活動の提案に関する監査ならびに評価およびその実現に関する監視、監督および評価。

(6) 公的部門の担当機関および民間団体との協力。

(7) 統計データの収集および精査。

(8) 国際的課題への対処における、欧州内協力およびEUへの貢献を中心とした国際開発課題に関する政策の起案。

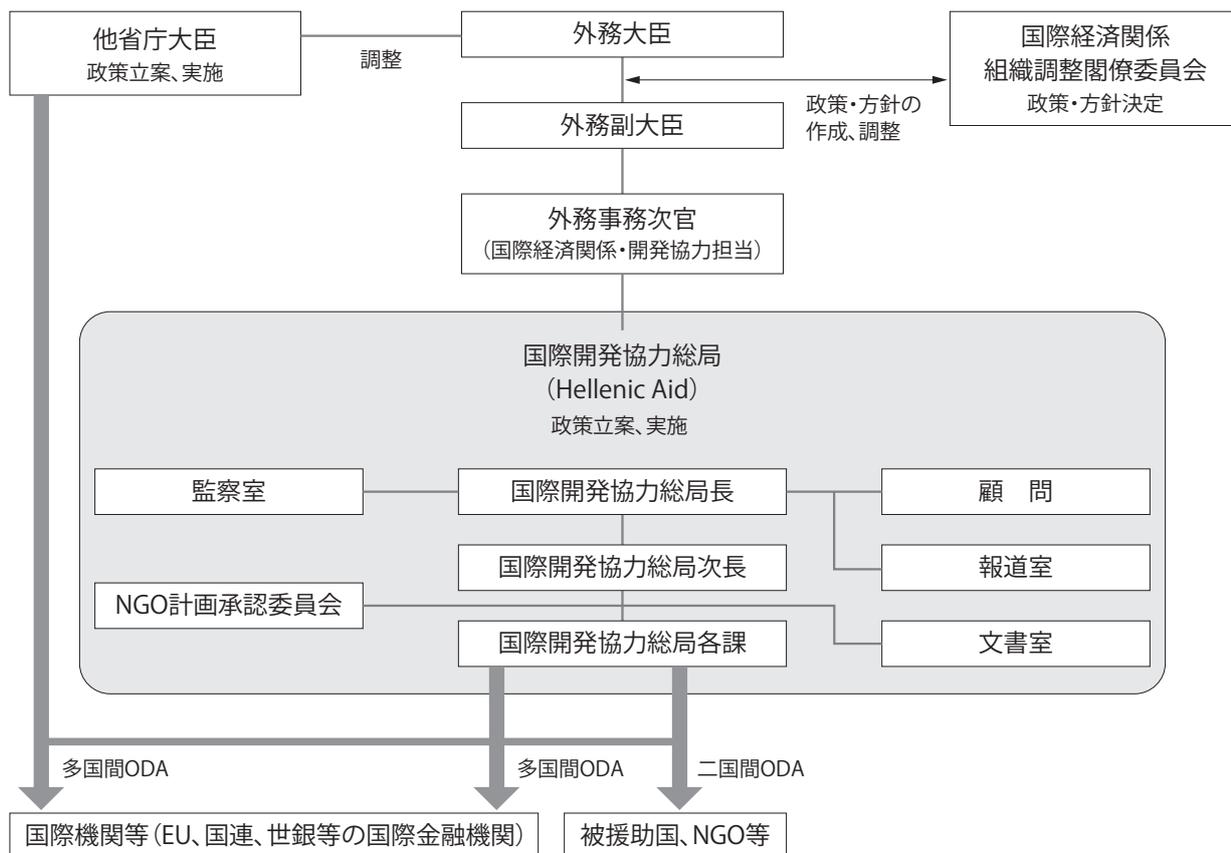
(9) 開発分野の重要課題に関する研究・検証および外務省政務レベルへの提案。

● ウェブサイト

・国際開発協力総局 (Hellenic Aid) :

<http://www.hellenicaid.gr>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

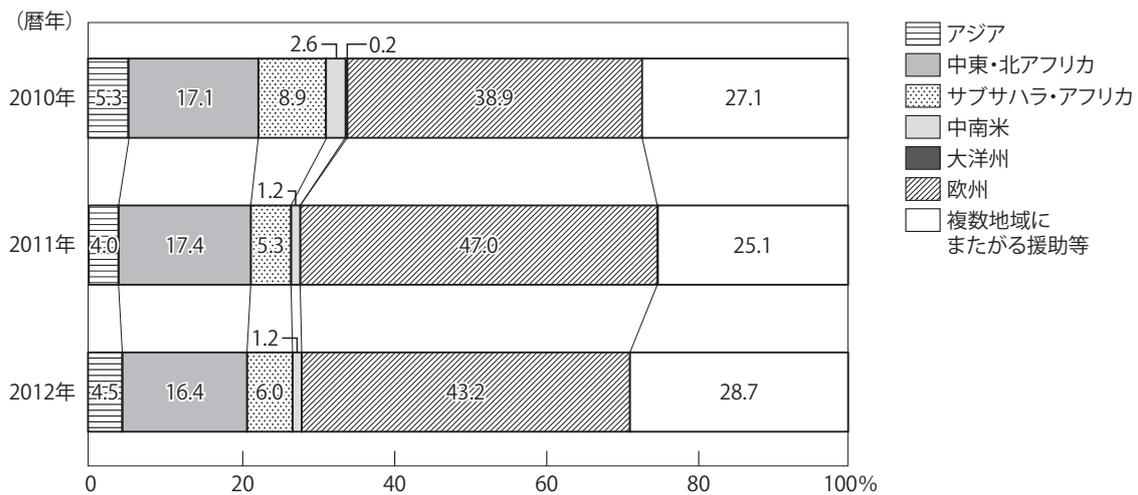
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	アルバニア	51.93	24.5	1	アルバニア	51.97	33.8	1	アルバニア	39.24	36.6
2	セルビア	12.26	5.8	2	セルビア	13.31	8.6	2	[パレスチナ自治区]	5.14	4.8
3	エジプト	9.11	4.3	3	エジプト	8.40	5.5	3	ウクライナ	2.99	2.8
4	[パレスチナ自治区]	6.85	3.2	4	[パレスチナ自治区]	5.35	3.5	4	トルコ	2.58	2.4
5	トルコ	6.14	2.9	5	ウクライナ	3.68	2.4	5	シリア	2.43	2.3
6	シリア	3.55	1.7	6	トルコ	3.28	2.1	6	エジプト	1.95	1.8
7	ウクライナ	2.96	1.4	7	シリア	2.76	1.8	7	ヨルダン	1.74	1.6
8	ヨルダン	2.55	1.2	8	ヨルダン	1.96	1.3	8	モルドバ	1.39	1.3
9	アルメニア	1.73	0.8	9	アルメニア	1.92	1.2	9	グルジア	1.38	1.3
10	グルジア	1.70	0.8	10	モルドバ	1.70	1.1	10	ナイジェリア	1.38	1.3
10位の合計		98.78	46.6	10位の合計		94.33	61.3	10位の合計		60.22	56.1
二国間ODA合計		211.82	100.0	二国間ODA合計		153.90	100.0	二国間ODA合計		107.29	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

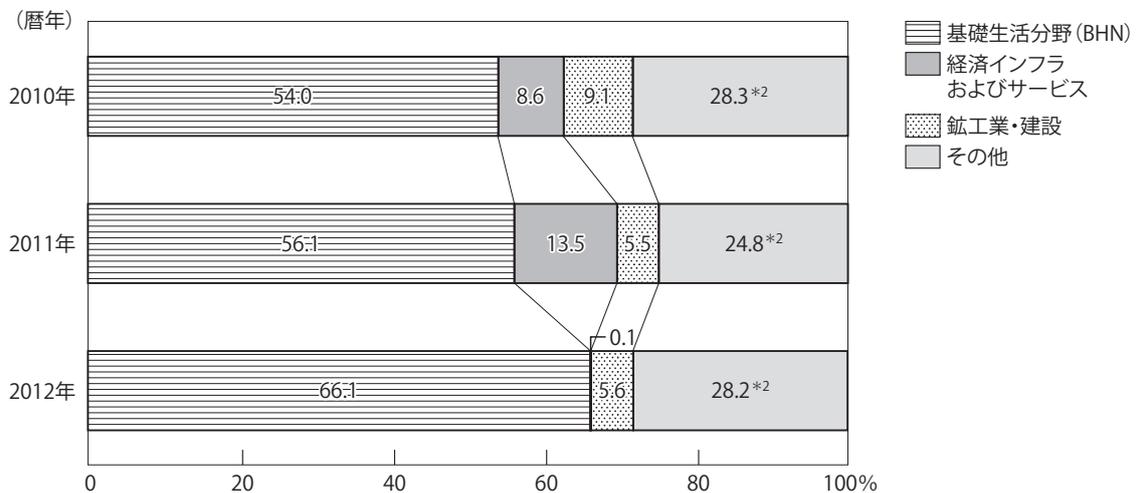
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
*2 「ドナー国の難民」が占める割合が大きい。

12 アイスランド (Iceland)

援助政策等

1. 基本法

アイスランド国際開発協力法により、国際開発協力の主な目的を、貧困と飢餓を根絶し、人権、教育、保健、男女平等、持続可能な開発および持続可能な資源の活用を含めた経済社会開発を促進するための支援対象国政府の努力を支援することであると規定している。

2. 基本方針

援助対象国およびアイスランド納税者に対して大きな責任を負っていることに留意し、対象国の現地情勢等を常に考慮しながら、専門的かつ組織的なアプローチを行うこととしている。また、国連重視の観点から、2000年の国連ミレニアム宣言に基づきアイスランド開発援助戦略（2013-2016年）策定し、関連の諸政策の実施に務めている。

3. 予算

- (1) 2012年の開発援助総額は、外務省およびアイスランド国際開発庁（ICEIDA）を合わせ、約32億6,800万アイスランド・クローナ（以下ISK）（約30億円）（対GNI比で、0.22%）。このうち、二国間援助（ICEIDAの実施分）は約12億4,700万ISK（約11億円）（構成比38%）。
- (2) 2012年の国際機関への支出については、主に、国連大学地熱エネルギー利用技術研修プログラム（UNU-GTP）へ約2億4,300万ISK（約2億円）、国連大学水産技術研修プログラム（UNU-FTP）へ約1億5,500万ISK（約1億円）（UNU-GTP、UNU-FTPともにアイスランド所在）、UNICEFへ約1億5,300万ISK（約1億円）、UN Womenへ約1億4,500万ISK（約1億円）、世銀へ約3億4,900万ISK（約3億円）等となっている。
- (3) ODAの対GNI比は、2008年の経済危機以降大幅に減少し、当時行われていたナミビア、ニカラグア、スリランカへの二国間援助は完全に削減された。一方、国際機関への公約は辛うじて果たしてきたため、否定的な影響は最小限に食い止められた。2013年の対GNI比予測数値は0.26%で、2017年には0.5%、2019年には0.7%とすることを目標としている（過去最高値は0.36%）。国民への啓発および企業の関与を促進するとともに、

自国所在の学術研究機関との連携を強化することなどを通じて前述の対GNI比目標を達成する考えである。

4. 重点分野・地域

- (1) 援助の重点分野としては、天然資源、社会インフラ、および平和構築の3分野であるこれらの分野の中でも、漁業、再生可能エネルギー（特に地熱）、教育・保健、グッド・ガバナンスおよび復興に焦点を当てている（主要なプロジェクトとしては上記地熱エネルギーおよび水産関連の国連大学プログラム支援等）。
- (2) 基本的にICEIDAが行う二国間援助の対象地域はアフリカで、2012年の内訳ではウガンダ（水産部門における人材育成等に約3億5,900万ISK〈約3億円〉）、マラウイ（マンゴチ地方における社会・生活サービス向上等のために約3億5,200万ISK〈約3億円〉）、モザンビーク（水産部門における人材育成等に約2億8,600万ISK〈約3億円〉）の3か国が大部分を占めている。

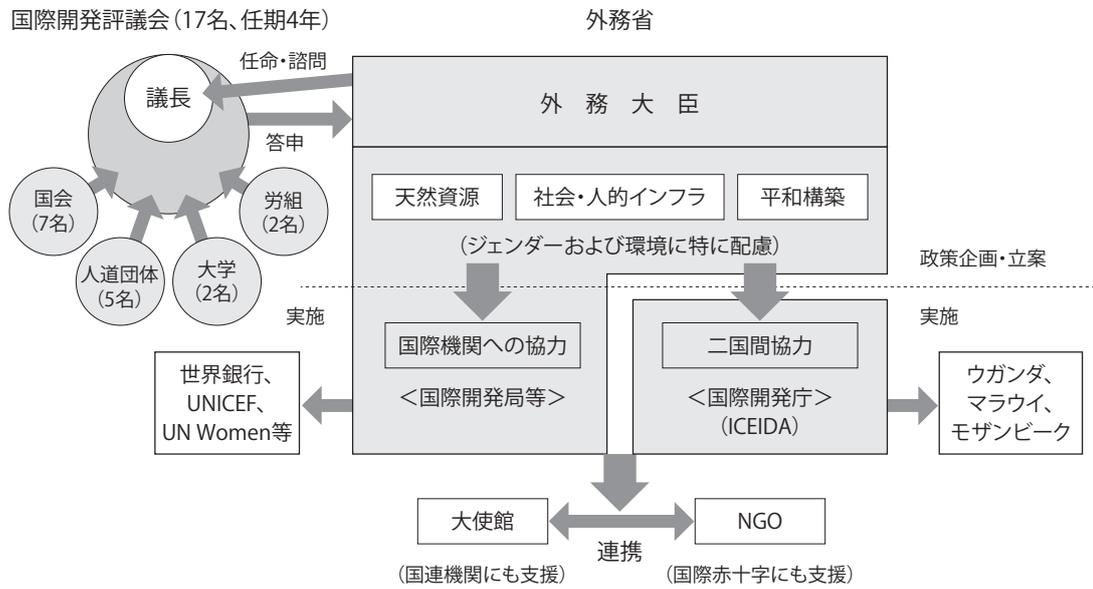
実施体制

1. 援助実施体制についてみると、外務省が国際機関を通じた協力を、また、同省が管轄するICEIDAが二国間協力を各々実施している。
2. アイスランド国際開発協力法は第3条で、外相が2年に1度4年間の国際開発協力戦略を策定し、これを国会決議にかけなければならないこと、そして同戦略には政府開発援助（ODA）予算額の対GNI比を明記すべきことを定めている。また、開発戦略を策定するに当たり、外相は17名の委員から成る国際開発評議会に諮問することとなっている（同法第4条）。

● ウェブサイト

- ・アイスランド外務省：
<http://www.mfa.is>（政府開発援助：<http://www.mfa.is/foreign-policy/development-cooperation/>）
- ・アイスランド国際開発庁：
<http://www.iceida.is/english>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

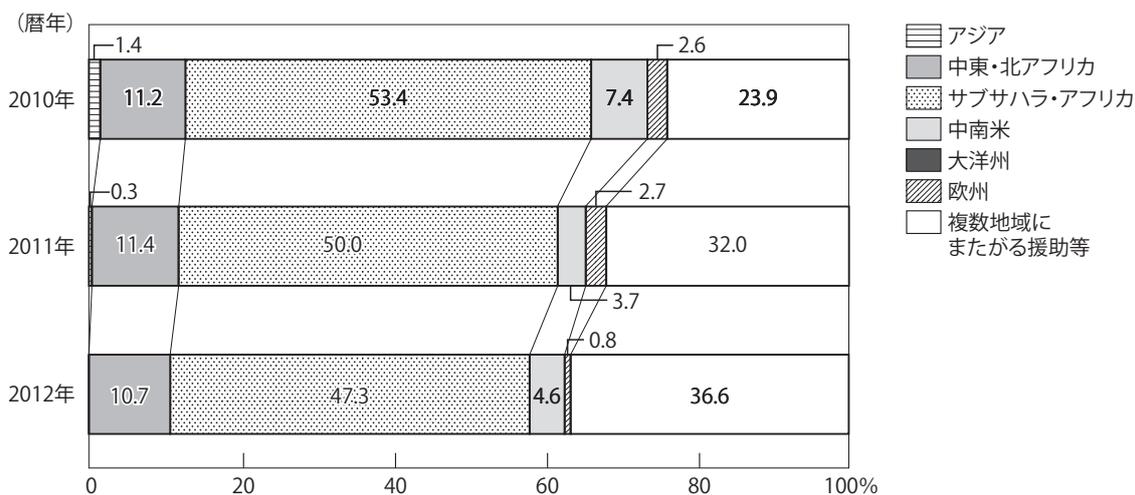
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	ウガンダ	3.07	14.8	1	ウガンダ	3.32	16.6	1	マラウイ	3.38	15.9
2	マラウイ	2.63	12.7	2	マラウイ	2.35	11.7	2	ウガンダ	2.97	14.0
3	ナミビア	2.04	9.8	3	モザンビーク	2.29	11.4	3	モザンビーク	2.31	10.9
4	モザンビーク	1.99	9.6	4	アフガニスタン	1.31	6.5	4	[パレスチナ自治区]	1.17	5.5
5	アフガニスタン	1.27	6.1	5	[パレスチナ自治区]	0.80	4.0	5	アフガニスタン	0.91	4.3
6	[パレスチナ自治区]	0.85	4.1	6	ニカラグア	0.68	3.4	6	ニカラグア	0.56	2.6
7	ハイチ	0.81	3.9	7	ナミビア	0.52	2.6	7	ケニア	0.22	1.0
8	ニカラグア	0.72	3.5	8	ソマリア	0.26	1.3	8	シリア	0.20	0.9
9	ギニアビサウ	0.53	2.6	9	エチオピア	0.19	0.9	9	エチオピア	0.18	0.8
10	ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.47	2.3	10	リビア	0.15	0.7	10	シエラレオネ	0.11	0.5
10位の合計		14.38	69.2	10位の合計		11.87	59.2	10位の合計		12.01	56.6
二国間ODA合計		20.77	100.0	二国間ODA合計		20.06	100.0	二国間ODA合計		21.21	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

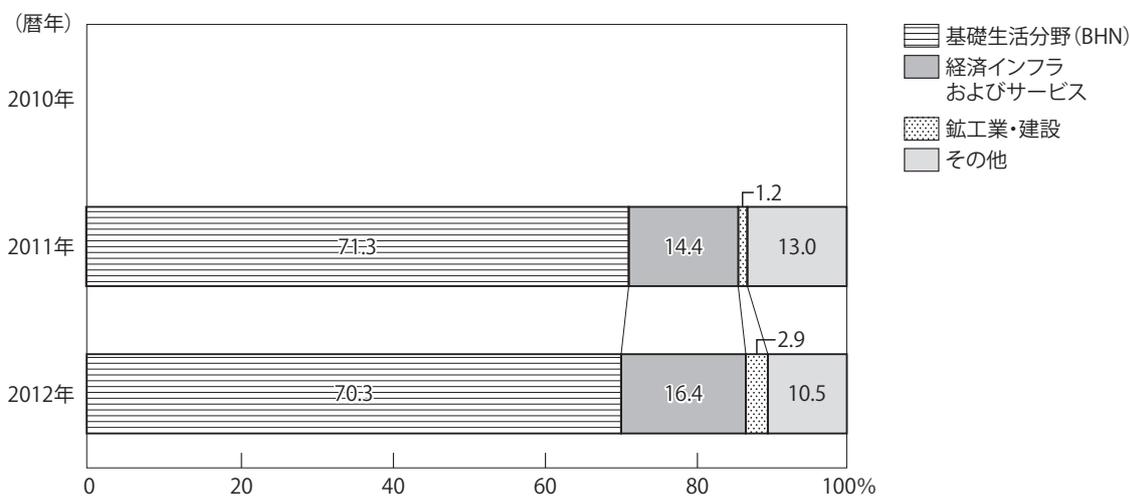
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

13 アイルランド (Ireland)

援助政策等

1. 基本政策および援助規模

(1) 基本政策

アイルランドは、開発協力を外交政策上不可欠なものにとらえ、貧困削減を包括的な目標としつつ、対象国へのプログラム支援、NGOを通じた支援、緊急人道支援、国際機関などの国際的枠組みを通じた支援などを実施している。

政府は、2006年に発表された援助白書を改訂し、2013年5月に「一つの世界、一つの未来：国際的開発のためのアイルランドの政策」と題する新たな援助白書を公表した^(注1)。この新しい援助白書においては、アイルランドの援助政策の目標と行動のための優先分野、新しい主要パートナー国の選定、アフリカ戦略、気候変動、援助の透明性とアカウンタビリティの確保などが記載されている。

なお、アイルランドには、開発援助に係る基本法は存在せず、援助白書に記された基本政策ベースにより関係機関は活動を行っている。

(2) 援助規模

政府は、対GNI比0.7%を開発協力を割り当てることを目標としている（2013年実績：0.46%）。困難な経済状況を踏まえつつ、政府は援助白書において少なくとも現在の水準の援助支出を維持することを旨としており、経済回復後には0.7%目標の達成に向けて前進していくとしている。

2014年7月に政府が発表した2013年援助実績によれば、2013年度のODA総額は約6.37億ユーロであり、2012年実績（約6.28億ユーロ）から微増した。ODA予算の約7割は二国間援助（このうち約6割が農業、保健、教育、ガバナンスおよび社会インフラ支援の分野に割り当てられている）に、残り約3割は多国間援助（主な拠出先：EU、世銀、WFP、UNDP、UNICEF、UNHCR、WHO等）の枠組みを通じた支援に使用されている。また、2013年の二国間援助のうち約3割がNGOに拠出されている。

2. 主要分野

アイルランドは、2013年の援助白書においても引き続き貧困削減を最重要課題と位置付けている。また、この目標達成に向けた行動のための6つの優先分野として、①世界的規模の飢餓、②脆弱国家、③気候変動と開発、④貿易と経済成長、⑤必要不可欠な社会サービス（教育、HIV/エイズ、保健・社会的保護）の質の改善、⑥人権とアカウンタビリティを挙げ、これら優先分野に対応する形で援助資金の支出や援助政策が実施されている。

3. 地域別

アフリカ、特にサブサハラ地域への援助を重視している。2013年に関しては、二国間援助の80%以上が後開発途上国向けであり、また85%はサブサハラ・アフリカ諸国に提供されている。アイルランドは、重点援助国として9か国を主要パートナー国（エチオピア、レソト、マラウイ、モザンビーク、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、シエラレオネおよびベトナム）とし、これらの国々に二国間援助の約半分が提供されている。

4. その他

(1) NGOとの協力

アイルランドは、NGOを政府と国際機関による業務を補完し被援助国の市民・コミュニティの意見と参加を確保する上で重要な役割を果たすものにとらえ、NGOとの連携・活用を重視し、現地NGOも含めた国内外の組織と緊密に協力して援助を実施している。

(2) アカウンタビリティと透明性

2013年に発表された新しい援助白書でもアイルランド政府は、援助の透明性と国民へのアカウンタビリティを重視することを特に強調している。

(3) 日本との開発協力の実績

2013年にはマラウイ中南部に暮らす住民の安全な水へのアクセスを改善するために深井戸建設プロジェクト^(注2)を日本と連携して実施した。

注1：次回のレビューは2016年に実施を予定している。援助白書とは別に年次報告書が発行されている。

注2：日本側案件名は平成25年度草の根・人間の安全保障無償資金協力「ンチュウ県ガンヤ地区安全な水供給計画」

実施体制

援助を含む外交政策に係る責任は一義的に外務大臣にあるが、特に援助担当の大臣としてODA・貿易促進・南北協力担当国務大臣が設置されている。その下で外務・貿易省開発協力局（通称アイルランド援助庁、Irish Aid）が開発協力に係る政策立案・調整・実施を行っている。2014年6月現在、Irish Aidの職員数は163名（国内：129名、

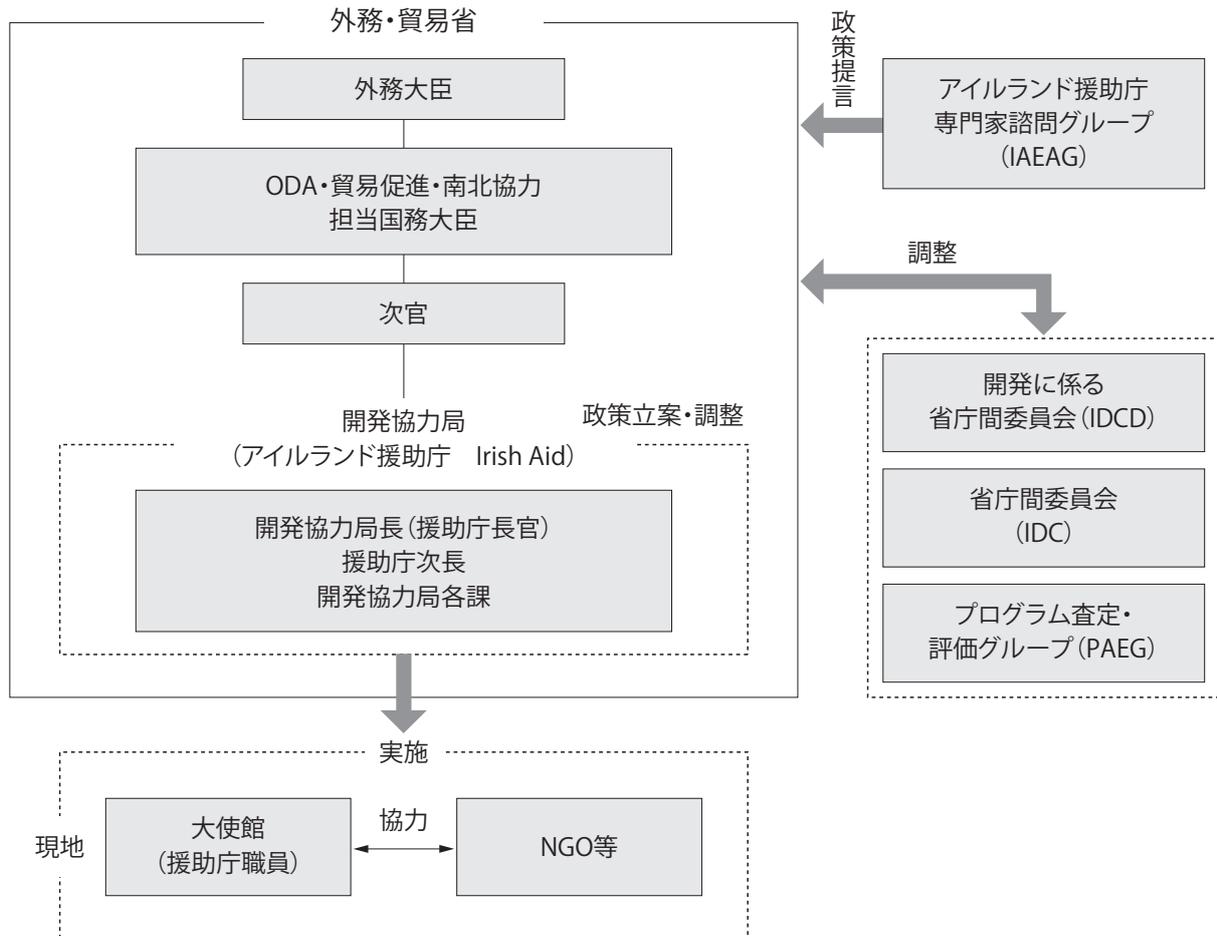
海外：34名）。

開発協力予算の約8割は外務・貿易省（アイルランド援助庁）から、約2割がその他の省庁から拠出されている。

● ウェブサイト

・アイルランド援助庁（IrishAid）：www.irishaid.gov.ie/

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

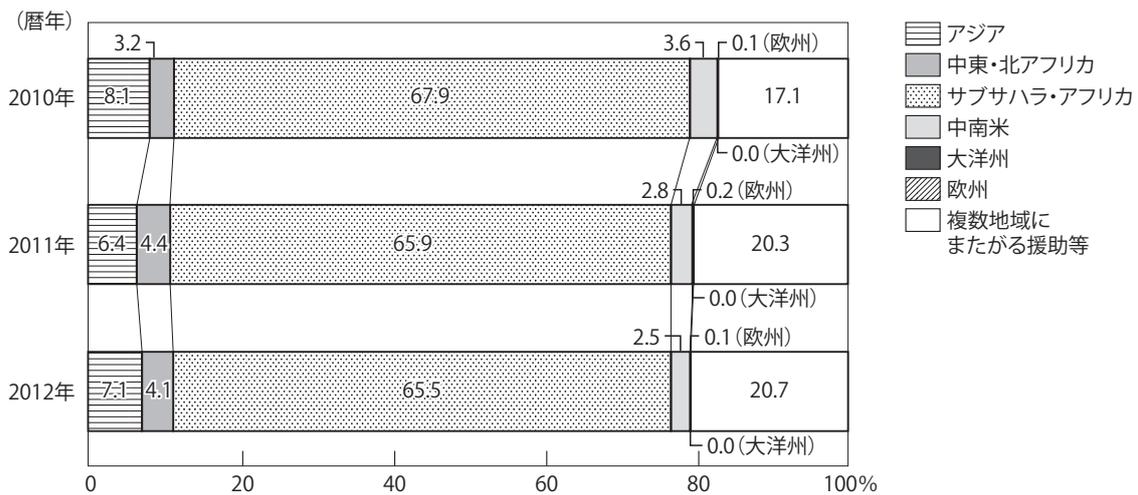
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	ウガンダ	58.01	9.9	1	ウガンダ	59.48	9.9	1	モザンビーク	52.80	9.8
2	モザンビーク	56.58	9.7	2	モザンビーク	58.78	9.7	2	タンザニア	44.77	8.3
3	タンザニア	49.48	8.5	3	エチオピア	49.52	8.2	3	エチオピア	42.66	8.0
4	エチオピア	49.23	8.4	4	タンザニア	49.45	8.2	4	ウガンダ	30.63	5.7
5	ザンビア	33.02	5.6	5	ザンビア	28.75	4.8	5	ザンビア	26.33	4.9
6	マラウイ	20.58	3.5	6	マラウイ	24.66	4.1	6	マラウイ	24.14	4.5
7	ベトナム	18.31	3.1	7	ベトナム	16.47	2.7	7	ベトナム	18.55	3.5
8	レソト	15.71	2.7	8	レソト	15.85	2.6	8	シエラレオネ	15.38	2.9
9	スーダン	14.10	2.4	9	シエラレオネ	12.67	2.1	9	コンゴ民主共和国	12.95	2.4
10	ケニア	13.36	2.3	10	[パレスチナ自治区]	11.68	1.9	10	レソト	11.23	2.1
10位の合計		328.38	56.1	10位の合計		327.31	54.2	10位の合計		279.44	52.1
二国間ODA合計		585.27	100.0	二国間ODA合計		603.67	100.0	二国間ODA合計		536.18	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

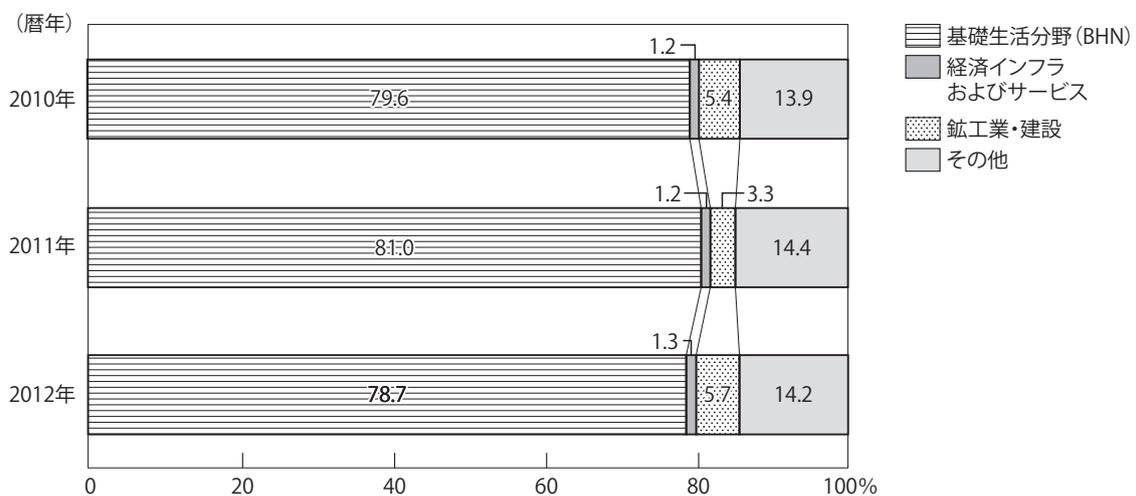
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

14 イタリア (Italy)

援助政策等

1. 基本政策

政府開発援助基本法（1987年）は、開発援助を「イタリアの外交政策の一部であり、国連、および欧州経済共同体・ACP（アフリカ・カリブ・太平洋）間の諸協定の原則に従って民族間の団結、基本的人権の完全な尊重という目的を追求する（第1条）」ものと規定し、また、「基礎的ニーズの充足、人命の保護、環境保全、内発的発展プロセスの実現と強化、途上国の経済的、社会的、文化的発展を目指す（第2条）」としている。

開発援助政策の方針は、外務大臣が主催する開発協力運営委員会において決定される。同委員会には、経済・財務省、経済振興省関係者等が参加する。現在実施中の「開発援助ガイドライン2013～2015年」は、すべてのアクターが透明性を保ちながら協働し、援助の効果を上げるという原則に基づいて策定されている。

2. 援助規模

2013年のODA実績は33億3,261万米ドルで、対前年比で約17.47%増加した。また、ODAの対GNI比は0.16%（前年は0.14%）であった。

イタリアは経済危機の影響により、2012年はODA予算を大幅に削減（前年比38%減）したが、2013年から再び回復基調に乗せている。しかし、国連目標である対GNI比0.7%達成は具体的なめどが立っていない。

3. 対象分野・実施方針

最優先支援地域はサブサハラ・アフリカで、次が地中海・中東地域・バルカン。優先分野は①農業・食料安全保障、②人間開発（保健、教育、訓練）、③ガバナンスおよび市民社会、④民間セクターの内発的・包括的・持続可能な発展、⑤分野横断的な問題（人権、民主主義・平和構築支援、治安、女性のエンパワーメント、社会的弱者の保護、環境、文化財の保護等）。旧植民地等の関係を通じて伝統的にイタリアが深い関係を持つサブサハラ・アフリカ、アフリカの角地域では、特に現地のニーズに応じて農業・食料安全保障分野の援助を重視している。イタリアは農業用器具の生産国でもあり、一方でFAO、IFAD、WFPの食料安全保障に関する国際機関は本部がローマにある。2015年ミラノ万博のテーマが「食」であることからわかるように、食料安全保障はイタリ

アのODAにおいて大きな比重を占めている。

1960年代からNGOを通じた開発協力を積極的に行っているが、法規制のためイタリアNGOのみが資金供与の対象であった。しかし、近年、イタリアNGOを通じた間接的資金援助や、大使館のローカル基金を活用してローカルCSO（市民社会組織）との連携を強化している。

実施体制

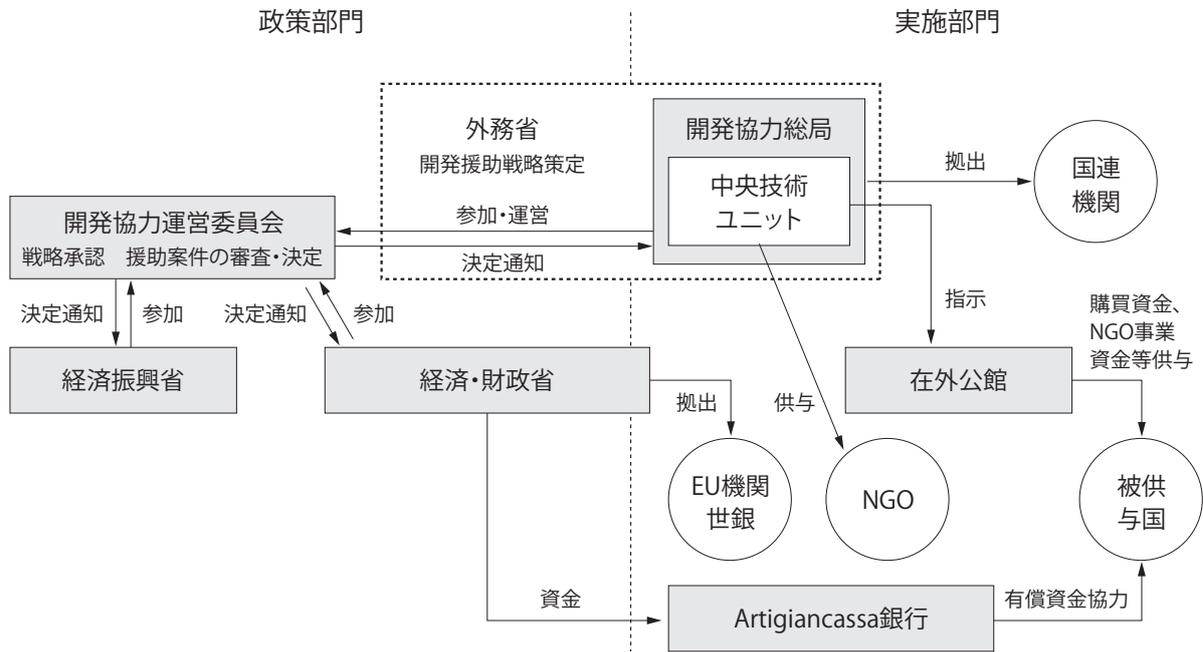
政府開発援助基本法により、二国間援助（有償・無償資金協力、技術協力）および国連関係機関に対する拠出は、外務省開発協力総局が一元的に管理・実施し、世界銀行等国際金融機関に対する拠出については、経済・財務省が管轄している。両省で政府開発援助予算の9割を管轄しており、残りはNGO、地方自治体、他省庁等に配分される。関係政府機関の調整は、開発協力運営委員会で行われる。また、100万ユーロ以上の援助案件は、開発協力運営委員会が審査し実施の可否を決定する。

外務省開発協力総局は12課および中央技術ユニットから構成され、職員数は404名（2013年12月）である。案件実施のための独立した政府機関は存在せず、外務省開発協力総局内の中央技術ユニットに29名の専門家が配置されており、同ユニットが実施を担当する。現地での案件実施のために在外公館に24名の専門家が配置されている。

有償資金協力は、外務省の要請を受けて開発協力運営委員会承認された案件につき、経済・財政省の回転資金を管理する民間銀行（Artigiancassa銀行）が借款契約締結、貸付実行、回収業務を行っている。

援助政策等の1.基本政策で述べた政府開発援助基本法は時代に合わなくなっているため、議会で改正案の審議が進んでおり、2014年中に改正が行われる予定（2014年8月現在）。改正後は、明確な戦略策定を行い、援助の有効性を上げるための専門的援助実施機関が設置されることになっている。実施機関の体制についての細則が決定され、実際に活動が開始されるのは2016年以降の見込みである。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

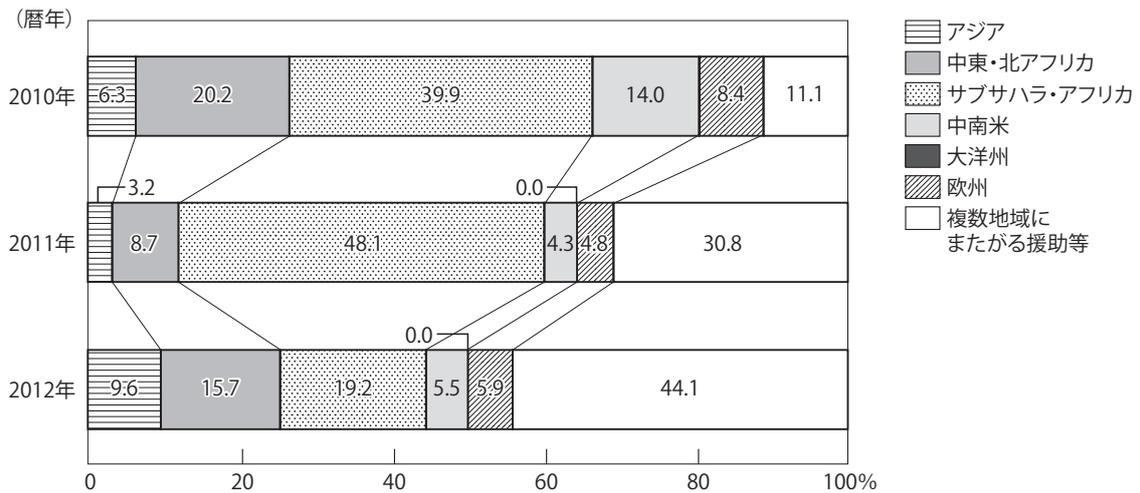
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	コンゴ共和国	97.46	12.8	1	コンゴ民主共和国	576.89	33.9	1	アフガニスタン	47.50	7.6
2	ハイチ	63.07	8.3	2	アフガニスタン	55.27	3.2	2	パキスタン	42.75	6.9
3	アルバニア	54.80	7.2	3	アルバニア	40.42	2.4	3	アルバニア	32.00	5.1
4	赤道ギニア	54.65	7.2	4	ケニア	27.54	1.6	4	モザンビーク	22.36	3.6
5	アフガニスタン	54.34	7.2	5	パキスタン	26.78	1.6	5	レバノン	15.73	2.5
6	モザンビーク	35.32	4.7	6	エチオピア	24.76	1.5	6	イラク	13.59	2.2
7	[パレスチナ自治区]	35.04	4.6	7	モザンビーク	23.40	1.4	7	ソマリア	10.38	1.7
8	レバノン	23.87	3.1	8	レバノン	19.06	1.1	8	スーダン	9.59	1.5
9	エチオピア	18.31	2.4	9	セルビア	18.63	1.1	9	南スーダン	8.95	1.4
10	スーダン	12.77	1.7	10	ソマリア	18.58	1.1	10	[パレスチナ自治区]	7.27	1.2
10位の合計		449.63	59.2	10位の合計		831.33	48.8	10位の合計		210.12	33.7
二国間ODA合計		759.15	100.0	二国間ODA合計		1,702.39	100.0	二国間ODA合計		623.98	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

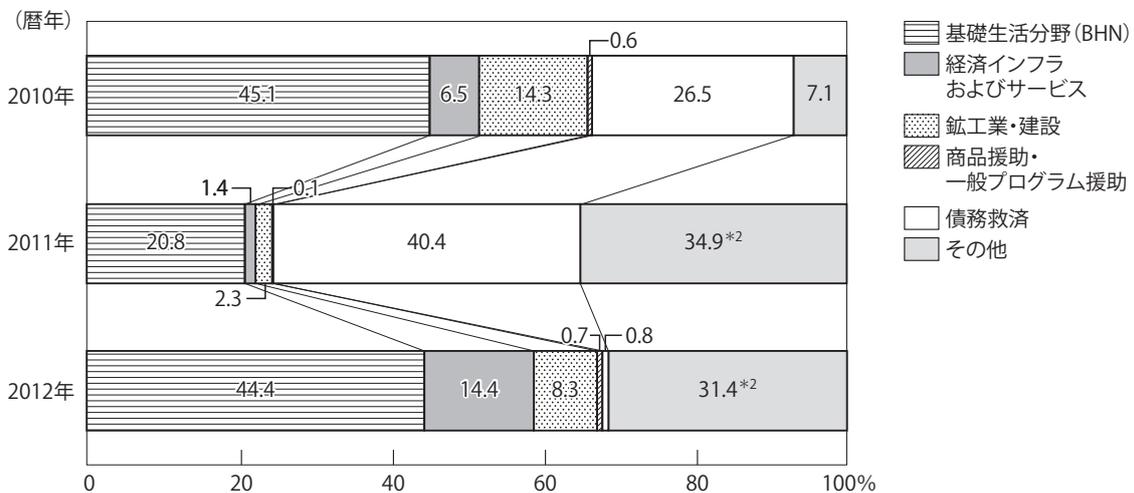
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
*2 「ドナー国の難民」が占める割合が大きい。

15 ルクセンブルク (Luxembourg)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

ルクセンブルクの開発協力は、「開発援助に関する1996年1月6日法」を基本法とし、「開発協力と人道に係る法」(2012年3月採択)が同法を補完している。途上国の貧困撲滅という明確な目標を掲げ、持続可能な開発の原則に沿った事業を行っている。事業の大半は国連ミレニアム開発目標(MDGs)に合致しており、保健・福祉、教育、総合地域開発が中心分野になっている。

2000年以降、国連が定めた「対GNI比0.7%目標」を達成してきたが、2009年には初めて対GNI比1%に達した(1.11%)。2013年に誕生した新政権は、「対GNI比1%の維持」を公約としている。

2013年、開発協力・人道支援大臣が2回交代したが、政府は政策の継続性を強調している。より効率的な開発協力を目指した2020年までの行動計画を、2014年8月現在、策定中である。

2. 主な二国間援助対象国・重点分野

ルクセンブルク政府は、効率性とインパクトの観点から、ブルキナファソ、マリ、ニジェール、セネガル、カーボヴェルデ、ラオス、ベトナム、ニカラグア、エルサルバドルの9か国を「パートナー国」として集中的に支援している。その他、アフガニスタン、コソボ、モンテネグロ、セルビア、ルワンダ、モンゴル、パレスチナ自治区に対しても支援を行っている。

インフラ整備および社会サービスを重点援助分野と位置付け、教育、保健、ガバナンスにも注力している。2012年には、情報通信、水、環境、ジェンダー、マイクロファイナンス等についても分野別戦略を策定し、支援の幅を広げた。

3. 援助規模

2013年の開発援助額は3億2,304万ユーロで、過去最高の金額に達した。ODA予算の29.86%(2013年)を多国間援助に充て、国連、EU、世界銀行等と協力している。

人道支援に対して2013年に4,168万ユーロを支出したルクセンブルクは、(1)緊急援助、(2)移行・復興・再建、(3)減・防災を3本柱としているが、緊急支援に予算のほとんどが充てられている。

実施体制

1. 外務欧州省

外務欧州大臣と共に省内で執務する開発協力・人道支援大臣の下、外務欧州省開発協力局が対外援助のほとんどを所掌している。

2. ルクス・デベロップメント

二国間援助の多くを実施するのが、ルクス・デベロップメント(LuxDev)である。LuxDevは株式会社形態で、政府が98%、国立開発金融公庫が2%の株式を保有している。取締役には政府の代表やNGO関係者が含まれる。ルクセンブルク政府によるODA原資のほとんどを管理している。主要業務のほか、政府の要請に基づき、緊急支援活動や他のドナー国や欧州委員会(EC)の支援する計画の管理なども行う。2013年に外務欧州省から割り当てられた予算は8,790万ユーロ。2012年末現在のスタッフ数は115名(うち本部54名、在外地域事務所61名)。在外地域事務所はプライア(カーボヴェルデ)、ダカール(セネガル)、ワガドゥグ(ブルキナファソ)、プリシュティナ(コソボ)、ハノイ(ベトナム)、マナグア(ニカラグア)の6か所にある。

3. 民間セクターとの連携

ルクセンブルクのODAはアンタイドであるが、IT通信分野では、ルクセンブルク企業の競争力が高く、自国企業が採用されている例が多い。また、政府は民間企業に対して、企業の社会的責任(CSR)の観点から開発協力事業への参加を積極的に勧めている。

民間セクターとの連携の一例が、同国が近年人道支援の目玉としている緊急時の衛星通信システム「Emergency.lu」である。大規模災害や内乱等の緊急事態が発生した際に、迅速かつ効率的な人道援助実施を確保するための人工衛星を利用した通信用端末システムで、外務欧州省および国内の3社(HITEC Luxembourg、SES TechCom、Luxembourg Air Ambulance)から成るコンソーシアムが協力して開発、運用している。2010年のハイチ大地震の際にルクセンブルクから救助チーム2隊が現地に派遣されたものの、通信手段が不十分で活動に支障を来したとの教訓に基づき、2012年に南スーダンで運用されたのが最初。その後も、インドネシア、ネパール、ベネズエラ、フィリピンで活用されている。

4. NGOとの連携

ルクセンブルクは、特に政府による援助活動が行き渡らない地域においてNGOを積極的に活用しており、予算ベースで二国間協力の約25%、ODA全体の約18%が、NGOによって実施されている。2013年には、人道支援をより効率的に実施するための方策の一環として、NGOの政府による厳格な認定基準を設定した。

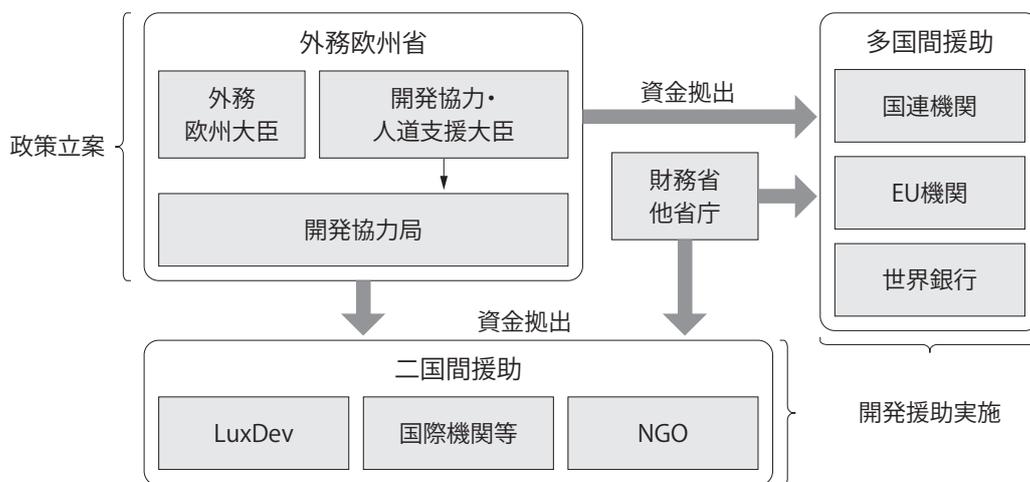
毎年9月、開発支援関係者（議会の外交委員会メンバー、

外務欧州省開発協力局関係者、LuxDev関係者、パートナー国の代表、開発NGO）を集めて、国際協力会議“Assise de la Cooperation”を開催している。

● ウェブサイト

- ・外務欧州省開発協力局：<http://cooperation.mae.lu/fr>
- ・LuxDev：<http://www.lux-development.lu/index.lasso>
- ・2012年白書：<http://www.cooperation.lu/2012/en>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

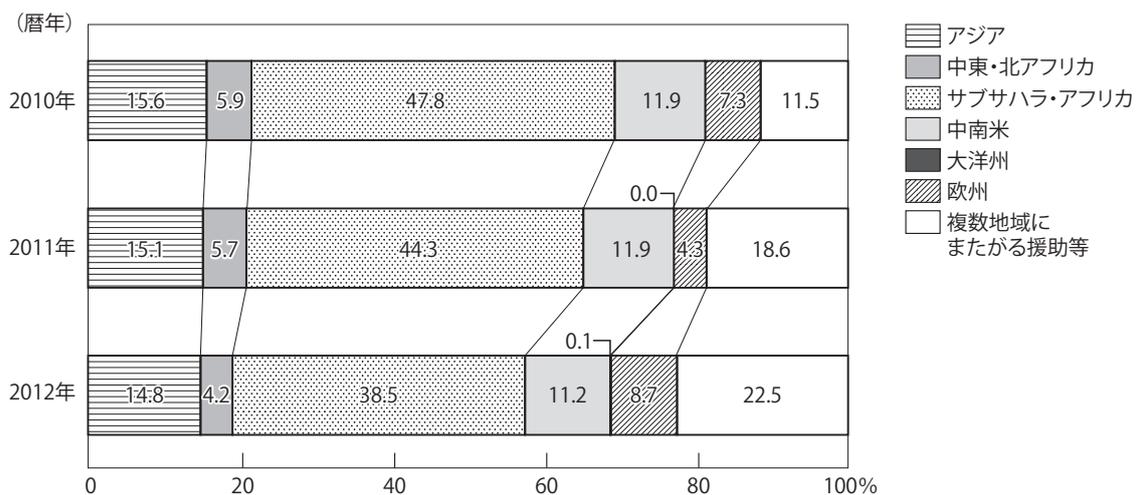
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	セネガル	18.84	7.2	1	マリ	24.65	8.8	1	マリ	20.29	7.3
2	ブルキナファソ	17.90	6.8	2	ブルキナファソ	16.92	6.0	2	ブルキナファソ	19.06	6.9
3	カーボヴェルデ	16.87	6.4	3	ラオス	16.53	5.9	3	カーボヴェルデ	18.15	6.6
4	マリ	14.24	5.4	4	カーボヴェルデ	15.21	5.4	4	ラオス	16.69	6.0
5	ナミビア	12.46	4.8	5	セネガル	13.95	5.0	5	セネガル	16.67	6.0
6	ラオス	12.35	4.7	6	ニカラグア	12.15	4.3	6	コンゴ	14.54	5.3
7	ベトナム	12.14	4.6	7	[パレスチナ自治区]	9.83	3.5	7	ベトナム	11.27	4.1
8	ニカラグア	9.45	3.6	8	ベトナム	8.77	3.1	8	エルサルバドル	9.80	3.5
9	[パレスチナ自治区]	9.45	3.6	8	エルサルバドル	7.76	2.8	9	ニカラグア	9.60	3.5
10	コンゴ	9.16	3.5	10	ナミビア	6.97	2.5	10	ニジェール	8.26	3.0
10位の合計		132.86	50.7	10位の合計		132.74	47.5	10位の合計		144.33	52.2
二国間ODA合計		262.02	100.0	二国間ODA合計		279.68	100.0	二国間ODA合計		276.67	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

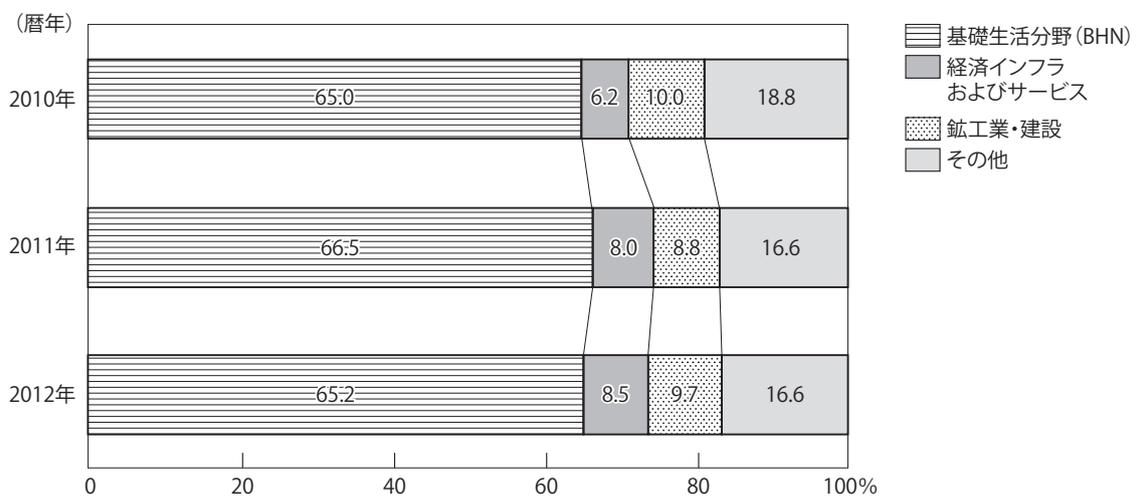
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

16 オランダ (Netherlands)

援助政策等

1. 外交政策としての位置付け・基本方針

2012年11月に発足した連立政権が2013年4月に発表した海外援助と貿易についての新戦略の中で、開発援助政策は外交にとって不可欠な政策の一部と位置付けられている。援助方針として、①極度の貧困の撲滅、②世界全体での持続可能で包摂的な成長の促進、③オランダ企業の海外での貧困対策活動の支援を掲げている。政府は、貧困対策にとって市場経済は不可欠であるとの判断に基づき、投資や貿易を推進している。

2. 援助規模

2013年の政府開発援助の実績^(注1)は、対GNI比0.67%、約54億ドル（対GNI比ベースで世界第6位、援助額ベースで同第8位）であった。前内閣においては、対GNI比0.8%（2010年）を2012年までに国連目標である0.7%まで徐々に減らしてきたが、現政権では援助額を2014年から年間7億5,000万ユーロ削減し、2017年にはさらに年間10億ユーロの削減で援助額は約38億ユーロ、対GNI比は0.55%となる見通しである。

二国間および多国間援助額の比率は、過去10年間の平均が多国間1に対し二国間2.46である。2005年では3.29、2006年では2.78と二国間援助の割合が多かったが、2013年では2.26に減少している。

3. オランダ成長基金 (Dutch Good Growth Fund)・国際安全保障予算

開発に関連した事業や投資計画を有する中小企業のための回転資金であるオランダ成長基金は、2014年：1億ユーロ、2015年：1億5,000万ユーロ、2016年：1億5,000万ユーロ、2017年：3億ユーロの予算が計上され、2014年7月からウェブサイトにおいて申請の受け付けが開始されている。3Dアプローチ（外交、開発および防衛）の枠組みの活動に用いられる国際安全保障予算が新たに導入され、2014年予算において年間2億5,000万ユーロを当初計上していたが、その後修正され、2014年9月現在、予算も実績も計上されていない。

4. 重点分野

オランダの産業界および学界が知見を有して独自の価値を供与できる①安全保障と法の支配（2013年実績約2.9億ユーロ、2014年予算約2.4億ユーロ）、②水（2013年実績約1.6億ユーロ、2014年予算約1.6億ユーロ）、③食の安全保障（2013年実績約3.4億ユーロ、2014年予算約3.0億ユーロ）、および④性と生殖に関する健康と権利（2013年実績約4.0億ユーロ、2014年予算約4.2億ユーロ）の4分野を二国間援助の重点分野としている。

オランダは、ミレニアム開発目標（MDGs）を自国援助政策のガイドラインと位置付けており、新たな開発アジェンダに引き継がれることとなっている。

5. 重点地域

断片的な援助を回避し、より効果的な支援を実施するため、以前の33か国であった二国間援助の対象国数については、現在15か国に縮小されている。今後も対象国を絞り込み、紛争等の影響もあり独力で貧困から脱却できないとされる7か国・地域^(注2)を対象地域とすることを決定している。援助予算の約50%が「アフリカの角」地域およびアフリカ大湖地域の最貧国を中心としたアフリカ向けである。

6. 多国間援助

国連や世界銀行のような国際機関を通じた援助にも重点を置いている。政府はこれら組織による付加価値を、オランダ外交政策への貢献の観点から有効性と妥当性について点数を付けて精密に評価しており、これによると、世界銀行、国連開発計画（UNDP）および国連児童基金（UNICEF）がオランダの多国間開発援助の中心となっている。また、オランダは、世界エイズ・結核・マラリア対策基金にドナーとして直接貢献しているほか、地雷除去や公衆衛生・飲料水の改善等に幅広く貢献している。

実施体制

外務省に、外務大臣に加えて援助政策を担当する外国貿易・開発協力大臣が設置され、国際協力局（DGIS）が

注1: DACウェブサイト (暫定値)

注2: アフガニスタン、ブルンジ、マリ、パレスチナ自治区、ルワンダ、南スーダン、イエメン

援助政策の立案・実施に関し主要な責任を有している。

政府開発援助予算のすべてを外務省が所掌し、援助政策の基本的枠組みは外務省が決定する。また、EUレベルでの政策決定に臨む際の準備作業の段階で行われる省庁間協議の場において援助政策における利害関心事項について協議・調整される。

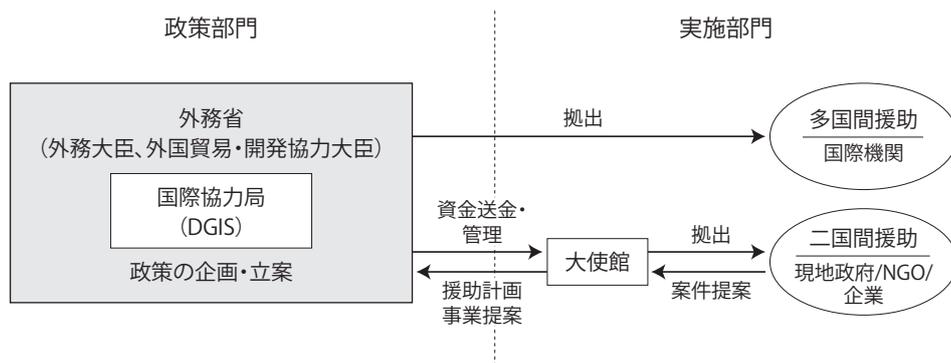
二国間援助に関しては、それぞれの地域におけるODAプロジェクトのための予算が在外公館に配分されており、在外公館は政策目標の範囲において、開発予算をどのように活用するかを決めることができる。また、援助計画の作成および案件発掘の役割も担っている。被援助国に所在するNGOは在外公館に対して案件を提案、それをもとにして在外公館は本省へ事業提案を行う。

援助の実施は、独自の開発援助実施機関が存在せず、二国間援助（多くがセクター別支援、すべて贈与）、多国間援助（世界銀行・国連等の国際機関）、民間セクター（企業・NGO）への補助金交付の3つの主要な形態により行われており、民間セクターは重要な役割を担っている。また、NGOの独立が尊重され、対等な外務省との情報交換、事業報告書の提出、モニタリング等が行われている。

● ウェブサイト

- ・オランダ外務省（開発援助関連ページ）：
<http://www.government.nl/issues/development-cooperation>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

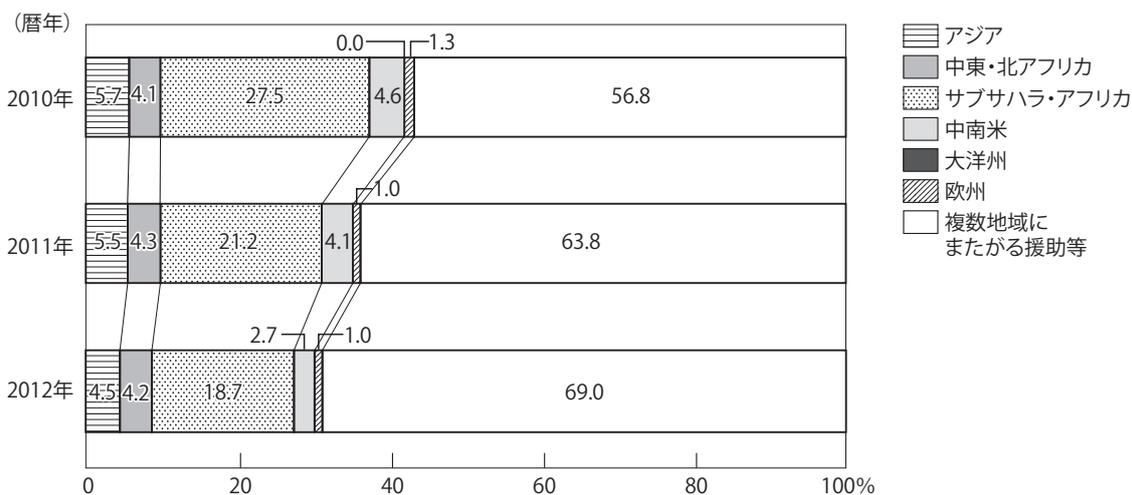
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	コンゴ民主共和国	422.16	8.7	1	アフガニスタン	108.48	2.5	1	エチオピア	79.34	2.1
2	アフガニスタン	115.00	2.4	2	バングラデシュ	77.75	1.8	2	アフガニスタン	68.50	1.8
3	スーダン	86.71	1.8	3	モザンビーク	73.00	1.7	3	バングラデシュ	66.54	1.7
4	モザンビーク	81.84	1.7	4	エチオピア	67.90	1.6	4	モザンビーク	53.71	1.4
5	バングラデシュ	78.57	1.6	5	タンザニア	66.82	1.5	5	マリ	46.07	1.2
6	スリナム	76.30	1.6	6	ガーナ	63.14	1.5	6	南スーダン	45.17	1.2
7	ガーナ	72.87	1.5	7	マリ	59.44	1.4	7	ブルキナファソ	41.23	1.1
8	タンザニア	59.21	1.2	8	ブルキナファソ	53.88	1.2	8	ガーナ	40.72	1.1
9	マリ	56.69	1.2	9	[パレスチナ自治区]	53.79	1.2	9	ボリビア	37.51	1.0
10	ブルキナファソ	54.36	1.1	10	ボリビア	53.65	1.2	10	ルワンダ	37.03	1.0
10位の合計		1,103.71	22.8	10位の合計		677.85	15.6	10位の合計		515.82	13.4
二国間ODA合計		4,841.43	100.0	二国間ODA合計		4,336.26	100.0	二国間ODA合計		3,857.49	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

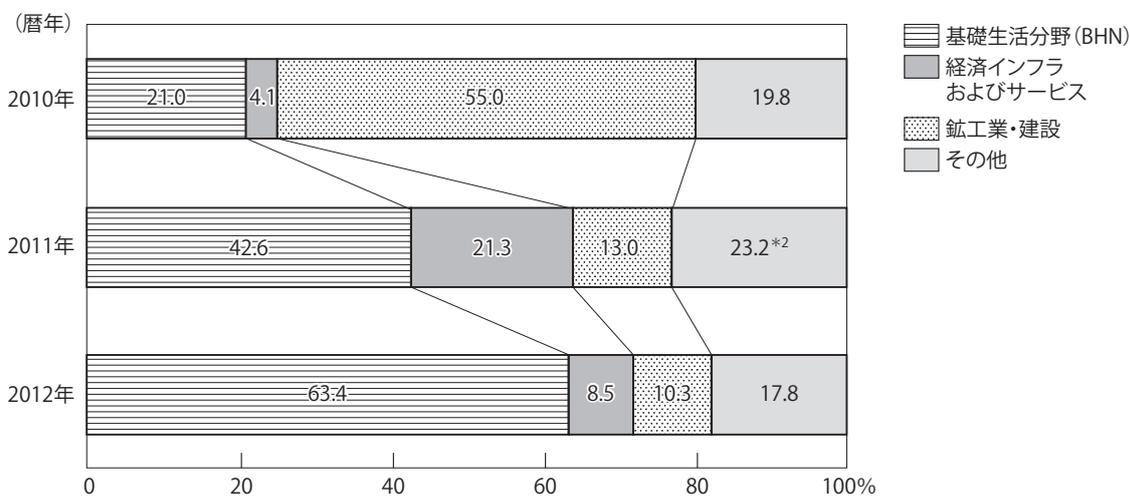
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
*2 「ドナー国の管理費」、「ドナー国の難民」が占める割合が大きい。

17 ニュージーランド (New Zealand)

援助政策等

1. 基本方針・優先分野

- (1) ニュージーランド政府の開発援助は、「世界の貧困削減およびより安全で公平で繁栄した世界の構築に貢献するため、途上国における持続的開発を支援する」との理念の下、同国の持つ優位性を最大限活用できる漁業、農業、観光、再生可能エネルギー、教育および法と司法を重点分野としている。また、開発援助政策は、貿易、移民、投資、安全、環境政策および国際開発コミットメントや開発目標との整合性が必要とされており、その開発援助活動は、透明性、説明責任、民主的統治、男女平等および法の支配の原則を反映し、かつ促進するものとされている。
- (2) 基本方針は3年ごとに見直されており、現在は「2012～2015年ニュージーランド援助戦略計画」に基づき、経済開発への投資、人材育成の促進、自然災害への対応、安全なコミュニティの構築、援助効果の向上、国際的な目標の達成（ミレニアム開発目標等）等を優先分野に掲げた開発援助を進めている。
- (3) 対象地域としては、歴史的、文化的および人的交流面で密接な関係がある大洋州地域を優先地域として、援助総額の約6割を充てており、その他、アジア、南米およびアフリカに対しては、特定の分野や国に絞った援助を行っている。

2. 援助の形態

ニュージーランド政府の援助は、以下の援助プログラムから構成される。

- (1) 特定課題に基づく多国間プログラム
経済開発プログラム、人材育成、ガバナンスプログラム
- (2) 国別プログラム
アフガニスタン、クック、フィジー、インドネシア、キリバス、ニウエ、パプアニューギニア、サモア、ソロモン、トケラウ、トンガ、ツバル、東ティモール、バヌアツ
- (3) 地域プログラム
アフリカ地域プログラム、ASEAN地域プログラム、メコン地域プログラム、ラテンアメリカ・カリブ地域プログラム

- (4) 地域・国際機関プログラム
大洋州地域機関、多国間機関

- (5) その他
 - ・他の政府機関やNGO、研究機関との連携によるパートナーシップおよび基金
 - ・人道援助
 - ・太平洋地域奨学金、ナウル、フランス領太平洋島嶼^{とうしよ}地域、コモンウェルス奨学金等に係る支出

実施体制

ニュージーランドでは、政府の開発援助所掌機関である外務貿易省が援助の実施機関を兼ねており、同省国際開発グループ（IDG：International Development Group）が援助政策の企画・立案から実施、評価にいたる業務を担っている。IDGおよび在外公館の援助担当官は、外交官の他、企業経営者、講師、経済学者、漁業・農業関係者等様々な背景を有する援助の専門家である。外務貿易省の2014/15年度予算は、約4.6億NZドル（約403億円）。

IDGは、5つの局（持続的経済開発局、開発戦略および有効性局、パートナーシップ・人道および災害管理局、太平洋二国間開発局、広域二国間局）から構成され、開発援助の実施に当たっては、他の政府機関、地域・国際機関、NGO、民間セクター（観光、漁業および農業分野）等と協働する。本国に146名、在外公館に19名が所属している（2014年5月現在）。

ODA予算は増加傾向にあり、2012/13年度のODA実績は約4.9億NZドル（354億円）、2013/14年度のODA予算は約5.88億NZドル（約493億円）、2014/15年度の推定ODA予算は約5.89億NZドル（約516億円）、2015/16年度の推定ODA予算は約6.02億NZドル（約528億円）（出典は財務省2014/15年度予算資料）。2013年のODAの同国GNIに占める割合は約0.26%である。

● ウェブサイト

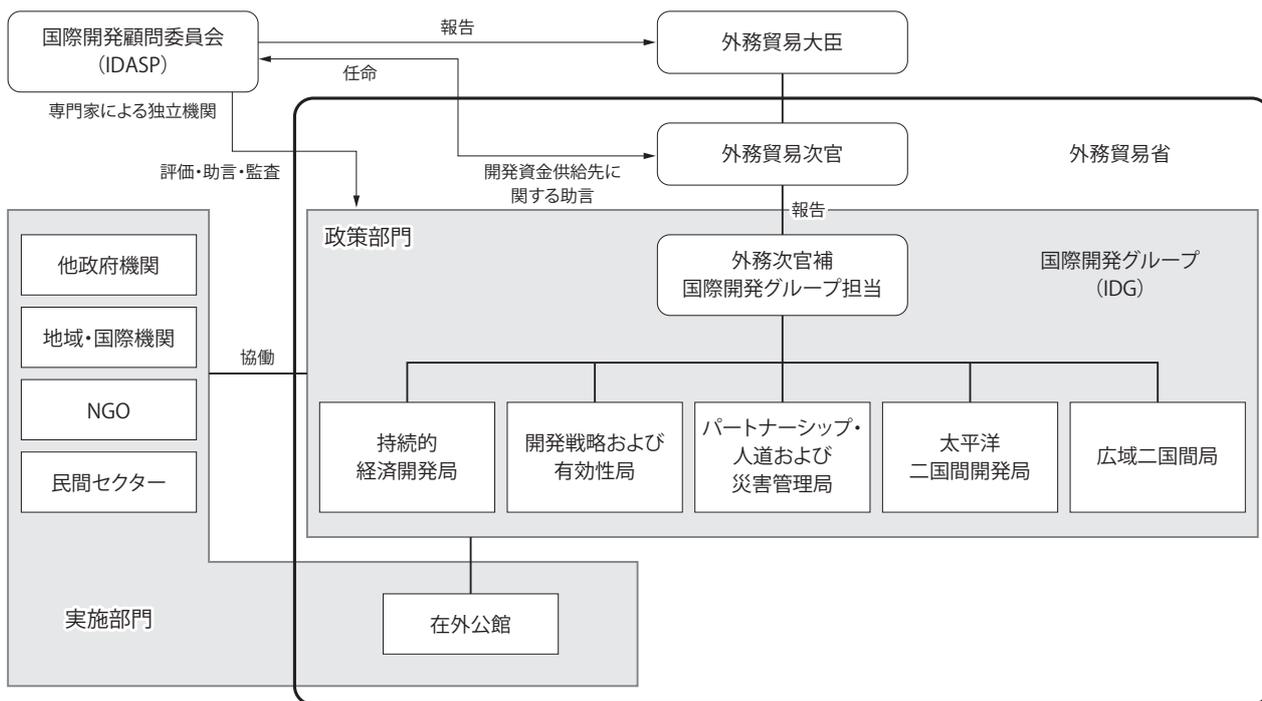
- ・ New Zealand Aid Programme :
<http://www.aid.govt.nz/>

● 資料

※いずれも上記ウェブサイトからダウンロード可能

- ・「International Development Policy Statement」
- ・「Development that delivers」
- ・「New Zealand Aid Programme Sector Priorities 2012-2015」
- ・「Annual Reviews」

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

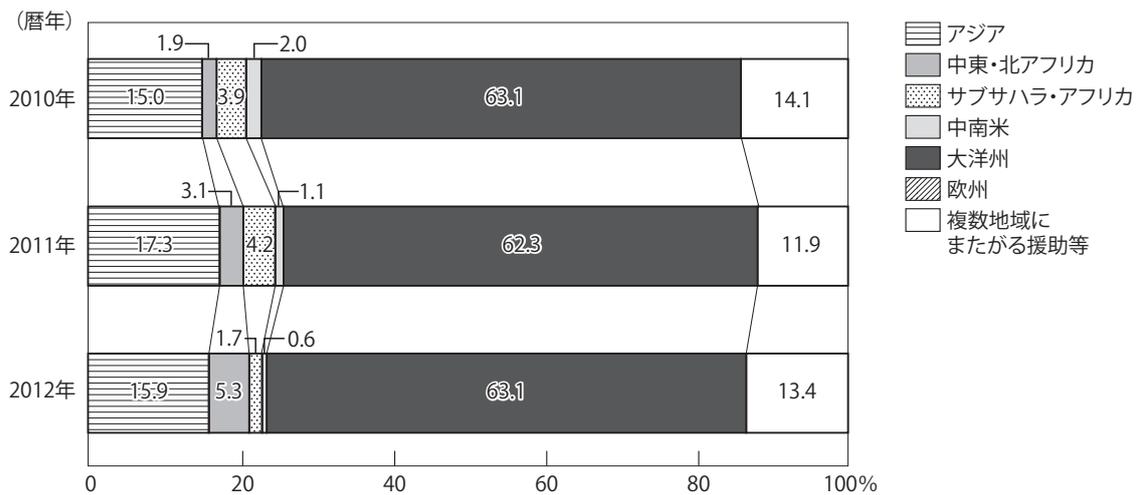
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	ソロモン	25.48	9.4	1	パプアニューギニア	25.73	7.8	1	ソロモン	29.38	8.1
2	パプアニューギニア	23.85	8.8	2	ソロモン	21.16	6.4	2	パプアニューギニア	24.28	6.7
3	サモア	17.76	6.5	3	[トケラウ]	17.77	5.4	3	トンガ	19.19	5.3
4	[トケラウ]	13.12	4.8	4	[ニウエ]	16.40	5.0	4	サモア	17.78	4.9
5	バヌアツ	12.86	4.7	5	インドネシア	15.28	4.6	5	[トケラウ]	17.45	4.8
6	[ニウエ]	12.56	4.6	6	クック	15.15	4.6	6	アフガニスタン	15.87	4.4
7	トンガ	11.42	4.2	7	トンガ	14.70	4.5	7	バヌアツ	15.25	4.2
8	[クック諸島]	9.81	3.6	8	バヌアツ	13.57	4.1	8	クック	13.34	3.7
9	東ティモール	6.58	2.4	9	キリバス	12.90	3.9	9	[ニウエ]	12.94	3.6
10	インドネシア	6.54	2.4	10	サモア	11.71	3.6	10	キリバス	12.58	3.5
10位の合計		139.98	51.6	10位の合計		164.37	49.9	10位の合計		178.06	49.2
二国間ODA合計		271.21	100.0	二国間ODA合計		329.57	100.0	二国間ODA合計		361.57	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

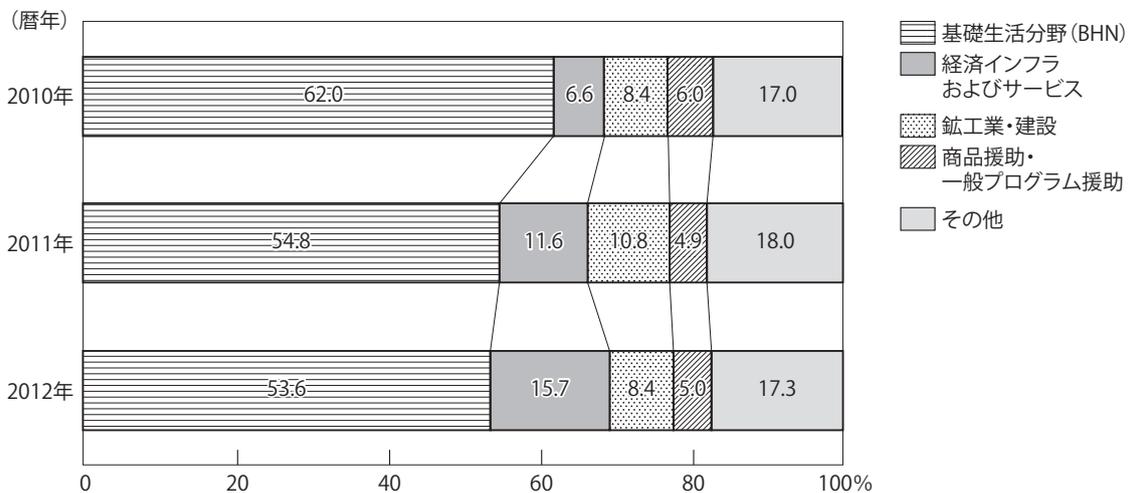
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

18 ノルウェー (Norway)

援助政策等

ノルウェーは開発援助を重要外交政策の一つと位置付け、貧困撲滅および開発促進のためには、資金援助に加え、平和、生命および財産の安全が保障されることが必要不可欠との認識の下で政策を実施している。援助資金はすべてアンタイド、かつそのほとんどが無償である。

政府はミレニアム開発目標 (MDGs) 達成のため政府開発援助 (ODA) 額の対GNI比率1%達成を目標にODA予算を設定しており、2014年のODA予算は、315億クローネ (NOK) (約5,292億円) で、GNI比1%を維持する見通し。

2013年の開発援助の総額は、328億730万NOK (約5,446億円) であり、その内訳は、二国間援助が12.7%、多国間援助が同22.8%、熱帯雨林保護やクリーンエネルギー促進等のグローバル・スキーム^(注1)が同60%である。国連諸機関を通じた援助を重視しており、赤十字やノルウェー国内NGOとも緊密に連携している。

また地域別に見ると、アフリカ地域が約19% (主要国としてはエチオピア、マラウイ、南スーダン、タンザニア、ウガンダなど)、中南米地域が約15% (主要国はブラジル)、アジア地域が約8% (主要国はアフガニスタン、インド、インドネシア、ネパール、ミャンマー、パキスタン、カンボジア、フィリピン、中国、ベトナムなど) を占め、中東地域が約5% (主要国はシリア、パレスチナ、レバノンなど)、地理的に限定されない援助が約51%となっている。国別で突出しているのはブラジル (39億8,880万NOK、約662億円) であるが、熱帯雨林保護のためのアマゾン基金への拠出がこの大部分を占める。

特にノルウェーは気候変動を含む環境問題ならびにミレニアム開発目標 (MDGs) の目標4 (乳幼児死亡率の削減) および目標5 (妊産婦の健康の改善) について、各種の国際的取組に積極的に参画している。また石油生産国としての自国の経験を踏まえ、独自の援助方針として「開発のための石油 (Oil for Development) イニシアティブ」を策定し、天然資源を産出する開発途上国において、天然資源からの収入が国民に利するよう (自国の貧困対策資金へ充てるなど)、資源収入の適切な管理・運用システム構築のための支援を実施している。この中で採取産業透明性イニシアティブ (EITI) にも注力し、支援国であると同時に先進国唯一の実施国として積極的に活動して

いる。また、ソールベルグ首相は国連MDGsアドボカシーグループの共同代表を務めていることもあり、現政権は、特に途上国の教育分野への支援に力を入れていくことを強調している。

実施体制

ノルウェーにおいては2013年10月の新政権発足に伴い、開発援助大臣が廃止され、援助政策は外務大臣の所管となった。引き続き外務省の外局であるノルウェー開発協力庁 (Norad) が中心となり援助を実施する。また、関連機関としてノルウェー開発途上国投資基金 (NorFund) がある。

国際機関を通じた援助および二国間援助は原則的に外務省 (主に在外公館) が実施している。外務省は援助政策の立案、国別援助戦略の策定、援助の実施を担当する。対外援助は重要外交政策であることから、国会が政策・予算の策定に大きく関与している。主要援助受取国の選定を含む援助政策は外務大臣と国会の協議を経て決定されるほか、対外援助予算も国別、地域別割当を国会が決議し、内容の変更には国会の承認が必要である。

Noradは援助政策の重要なパートナーであるNGOを通じた資金支援という形で二国間援助の一部を実施している。ほかにも、援助に関する専門技術の育成につき中心的役割を担うとともに、援助の効率的実施に向けた専門的助言および情報提供を実施している。またNorFundは、途上国の経済成長と貧困削減を目的として、途上国における高収益で持続性のある事業に投融资および融資保証を実施している。2013年には、19億NOK (約315億円) の投資契約を成立させた。主な内訳は、約9億NOK (約149億円) が再生可能エネルギーへの投資、6億NOK (約100億円) が金融機関、2億NOK (約33億円) が農業および関係産業。

● ウェブサイト

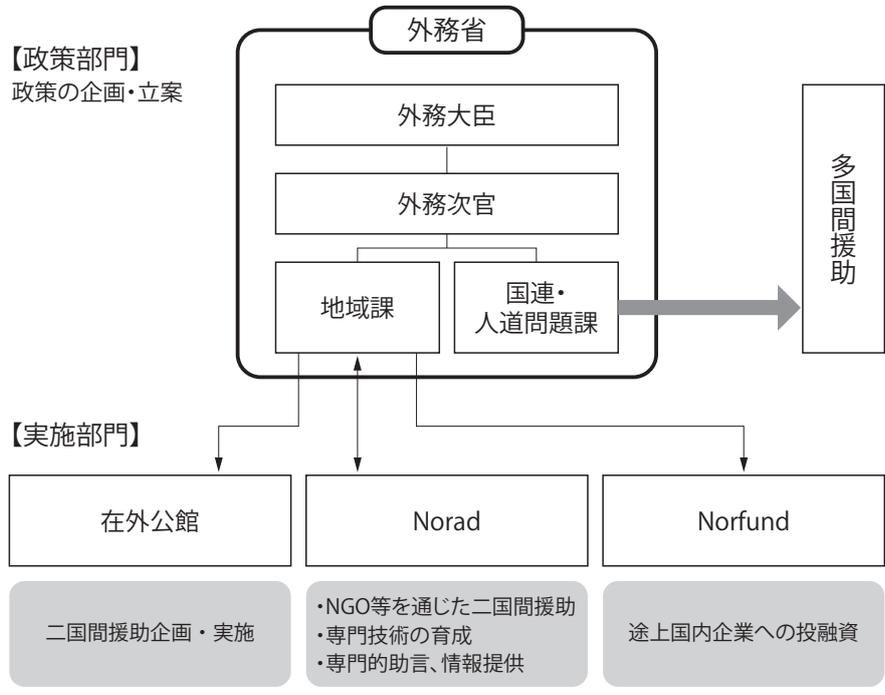
- ・ノルウェー外務省 (開発援助関連ページ):
http://www.regjeringen.no/en/dep/ud/selected-topics/development_cooperation.html?id=1159

注1:ノルウェー独自の国家予算の枠組み上の分類。DAC統計では二国間または多国間援助に分類される。

• NORAD :
<http://www.norad.no/no/om-bistand/norsk-bistand-i-tall>

• NorFund :
<http://www.norfund.no>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

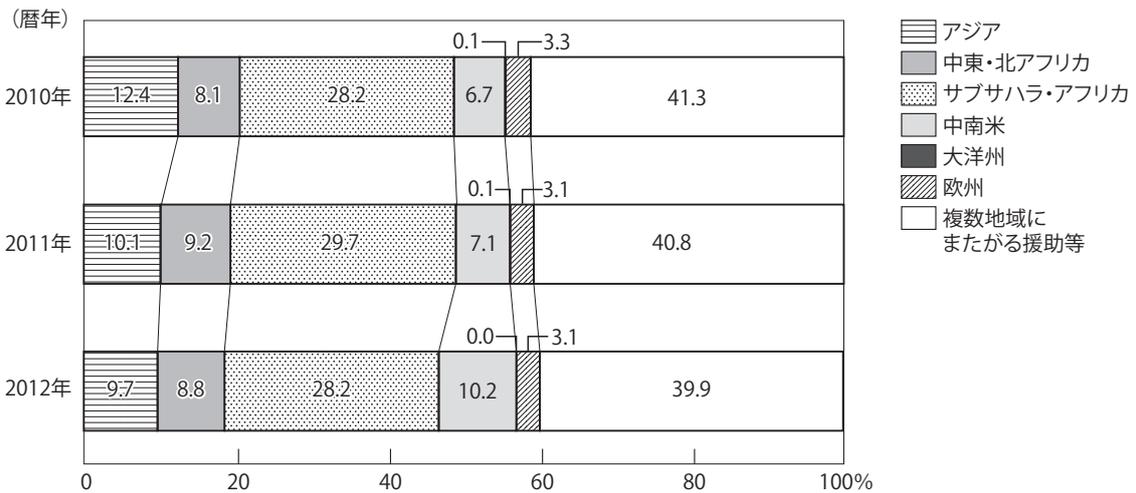
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	タンザニア	123.95	3.7	1	アフガニスタン	138.68	3.9	1	ブラジル	214.64	6.1
2	アフガニスタン	120.18	3.6	2	タンザニア	114.26	3.2	2	アフガニスタン	126.03	3.6
3	スーダン	116.70	3.5	3	[パレスチナ自治区]	112.12	3.1	3	[パレスチナ自治区]	107.20	3.0
4	[パレスチナ自治区]	109.51	3.3	4	ソマリア	84.20	2.4	4	タンザニア	92.62	2.6
5	パキスタン	83.12	2.5	5	モザンビーク	84.14	2.4	5	モザンビーク	86.11	2.4
6	モザンビーク	73.69	2.2	6	ウガンダ	80.97	2.3	6	南スーダン	73.59	2.1
7	ウガンダ	71.45	2.1	7	ザンビア	79.13	2.2	7	マラウイ	69.44	2.0
8	ハイチ	66.78	2.0	8	ブラジル	72.55	2.0	8	ウガンダ	52.57	1.5
9	マラウイ	64.71	1.9	9	マラウイ	66.85	1.9	9	ザンビア	51.92	1.5
10	ザンビア	54.05	1.6	10	南スーダン	60.27	1.7	10	ベトナム	46.44	1.3
10位の合計		884.14	26.4	10位の合計		893.17	25.1	10位の合計		920.56	26.1
二国間ODA合計		3,352.93	100.0	二国間ODA合計		3,561.60	100.0	二国間ODA合計		3,522.69	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

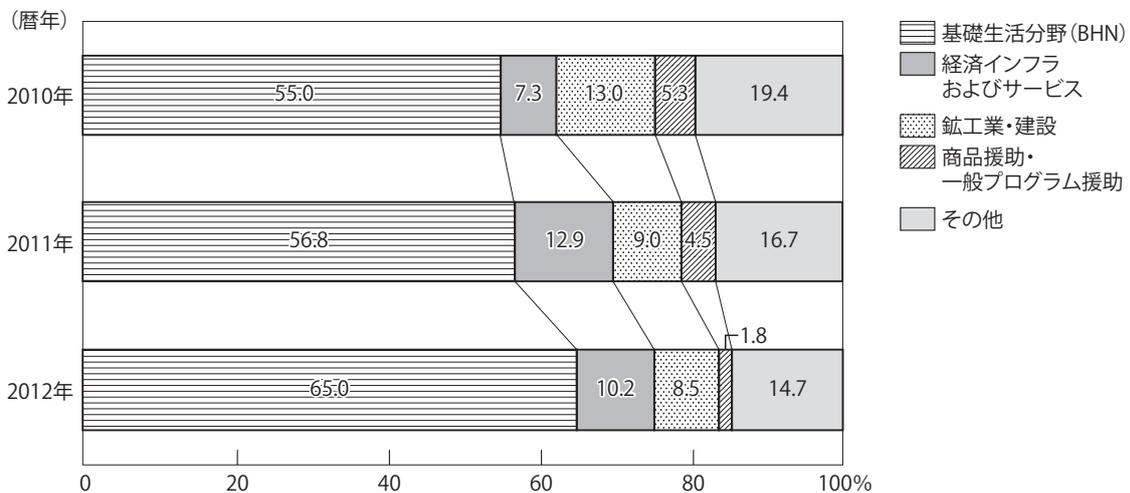
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

19 ポーランド (Poland)

援助政策等

1. 外交政策と政府開発援助政策の関係

ポーランドにとって開発援助とは、近隣国および一部の遠隔地域に関与していくための外交政策の重要な要素である。また、開発援助の第一目的は「開発途上国の持続的発展を可能にする環境整備をするとともに、国際関係および国際協力の観点から、ポーランドの責任ある、信頼できる、そして国際社会に注目される国としての地位を強化させることにある」としている。

2013年10月には、第28番目のDAC加盟国となり、開発援助がしっかりと法的基盤^{ダック}の上で機能していることを内外に示した。

2. 基本法、基本方針(短期および中長期)

ポーランド政府は、開発援助の効率化を目的として2012年1月1日に施行された開発協力法 (Development Cooperation Act) に基づき、最初の多年度計画 (Multiannual Development Cooperation Programme) を策定して援助を開始した。計画期間は2012年～2015年の4年間で、民主主義および人権 (democracy and human rights) と政治・経済体制の移行支援 (political and economic transformation) が横断的テーマとなっている。

多年度計画はポーランドの開発政策の目標を示すとともに、対象とする地域・分野を特定している。また、OECDガイドラインに沿った形での資源有効活用を可能にしており、外務省の単年度計画の基礎ともなっている。対象国・地域における情勢の変化やEU内での変更・見直しの結果を踏まえて4年に1度の頻度で状況確認 (Review) が行われる。変更を行う場合は閣議での承認が必要となる。

3. 援助政策における多国間・二国間援助のバランスと予算

ポーランドの開発援助は、多国間援助および二国間援助

助に大別され、以下のように整理される。

(1) 多国間援助	EU (の予算への貢献) を通じた支援、欧州開発基金 (European Development Fund) を通じた支援、国連をはじめとする国際機関等を通じた支援
(2) 二国間援助	外務省が少額無償援助を中心に行っている支援、外務省以外の政府機関が行っている支援および外務省が外部のパートナーを通じて行っている支援

援助政策の中心的存在は外務省であるが、予算面にみられるとおり、ポーランドの援助の大部分は多国間の枠組みを通じて行われている。たとえば、2012年の全実績額の74% (約10億6,000万ズロチ〈約260億3,300万円〉) を多国間援助が占め、うちEU基金は約10億ズロチ (約245億6,000万円) となっており、二国間援助額の26% (約3億6,300万ズロチ〈約89億1,500万円〉) を大きく上回っている。2012年における開発援助の対GNI比は0.09%であったが、規模は着実に拡大している。

4. 援助地域

多年度計画に基づき援助の優先対象国を規定しており、以下の二つのグループに分類される。

- ・東方パートナーシップ諸国

アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、モルドバ、ウクライナ

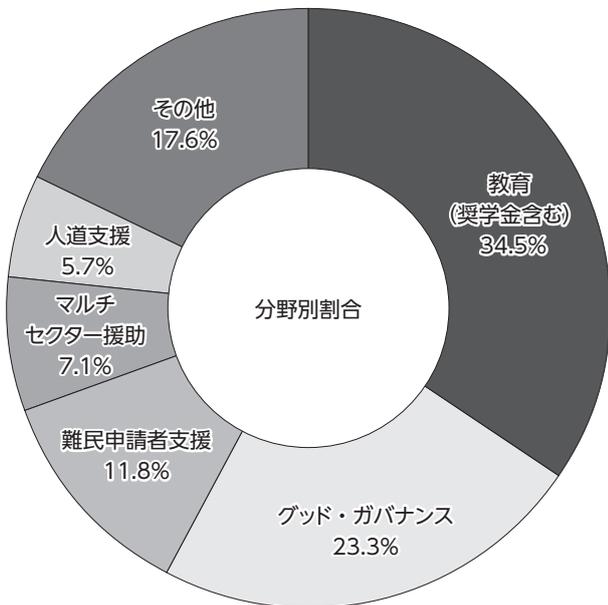
- ・貧困レベルの高い国々

アフガニスタン、リビア、チュニジア、ブルンジ、エチオピア、ケニア、ルワンダ、ソマリア、南スーダン、タンザニア、ウガンダ、パレスチナ自治区、キルギスタン、タジキスタン

2013年の外務省関連の援助実施予算金額のうち60%が東方パートナーシップ諸国向けとなっている。

5. 援助分野

(二国間援助、ただし債務救済と貸付は除く)

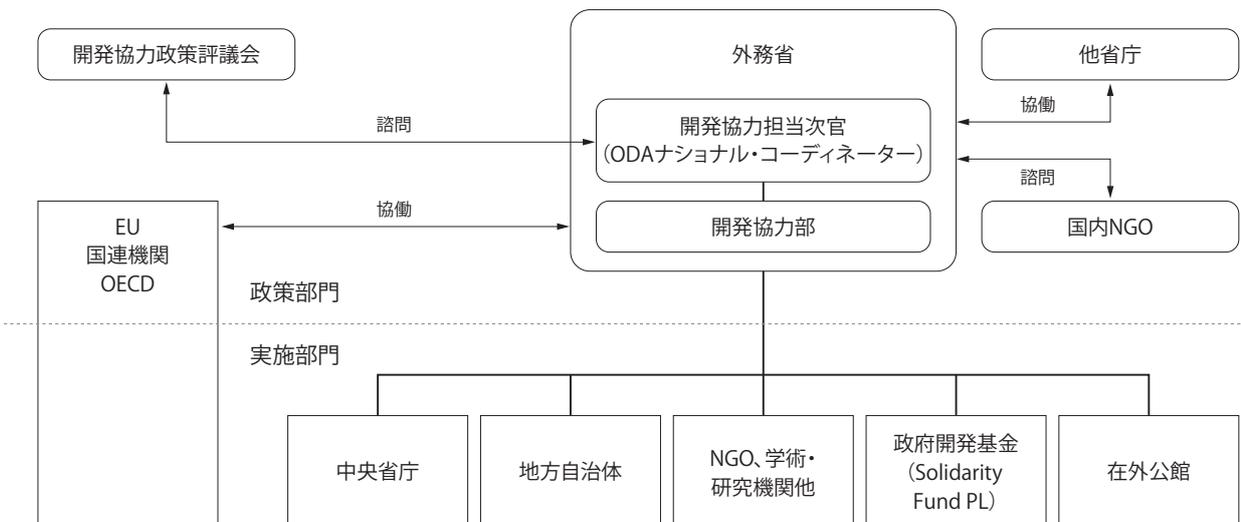


実施体制

1. 二国間援助

外務省のほか、他省庁の予算でも実施される。外務省の予算による事業は、NGO、他省庁、地方自治体、大学や研究機関に実施が委託される。大使館が小規模無償で実施する事業もある。

援助実施体制図



2. 多国間援助

外務省と財務省による、主としてEU、国連、OECDへの分担金や任意の資金拠出を通じて、貧困の根絶、体制移行支援、人権・民主化支援、伝染病撲滅、医療の改善、教育へのアクセス拡大、途上国への人道支援に貢献している。

開発協力法に基づき、諮問機関である開発協力政策評議会 (Development Cooperation Policy Council) が設置された。同評議会は、議会、企業、NGO、学術・研究機関、主要省庁の代表21名で構成され、開発協力の優先地域・分野についての提案、単年度・多年度の計画の評価、政府の年次報告の評価等を行う。なお、外務省の開発協力担当次官 (2014年12月時点、Konrad Pawlik氏) が開発協力のナショナル・コーディネーターであり、また開発協力政策評議会の議長も務める。

3. NGOとの関係

外務省は海外における現場での援助実施を展開しているNGOと協働しており、年次会合であるDevelopment Cooperation Forumをはじめとする意見交換の場を設置している。

● ウェブサイト

- ・ ポーランド外務省：<http://www.msz.gov.pl/>

(1) 政府開発援助上位10か国

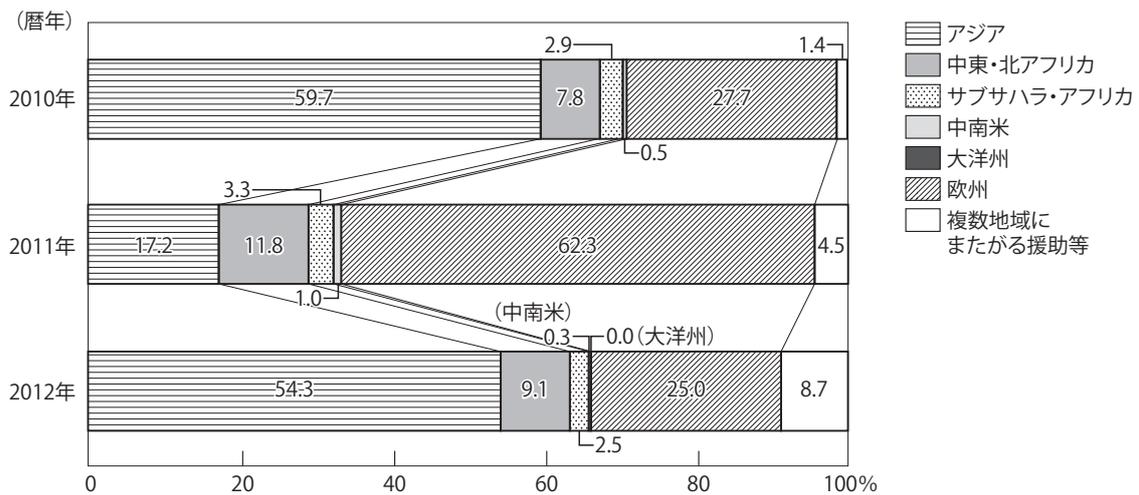
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	中国	45.23	46.7	1	ボスニア・ヘルツェゴビナ	25.91	28.6	1	中国	45.71	41.0
2	ベラルーシ	15.09	15.6	2	ベラルーシ	21.21	23.4	2	ベラルーシ	15.91	14.3
3	ウクライナ	11.00	11.4	3	ウクライナ	12.04	13.3	3	ウクライナ	12.33	11.1
4	アフガニスタン	6.78	7.0	4	アフガニスタン	9.43	10.4	4	アフガニスタン	9.07	8.1
5	グルジア	6.19	6.4	5	グルジア	6.58	7.3	5	北朝鮮	2.67	2.4
6	ベトナム	4.38	4.5	6	ベトナム	4.50	5.0	6	グルジア	2.58	2.3
7	カザフスタン	2.17	2.2	7	カザフスタン	2.07	2.3	7	ベトナム	2.34	2.1
8	アンゴラ	1.37	1.4	8	モルドバ	1.71	1.9	8	モルドバ	1.93	1.7
9	モルドバ	1.14	1.2	9	アルメニア	1.12	1.2	9	ボスニア・ヘルツェゴビナ	1.68	1.5
10	アルメニア	0.56	0.6	10	モンゴル	0.71	0.8	10	カザフスタン	1.62	1.5
10位の合計		93.91	97.0	10位の合計		85.28	94.0	10位の合計		95.84	85.9
二国間ODA合計		96.83	100.0	二国間ODA合計		90.68	100.0	二国間ODA合計		111.55	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

20 ポルトガル (Portugal)

援助政策等

1. 基本政策

ポルトガルのODAは、外交政策における重要なツールの一つとしてとらえられている。特にポルトガル語を公用語とする諸国を重視している。ポルトガルODAの5つの柱として、①ミレニアム開発目標 (MDGs) へのコミットメント、②人間の安全保障の強化、③教育および能力開発のツールとしてのポルトガル語普及、④持続可能な開発の支援、⑤量的・質的援助の改善に向けた主要な国際的取組への参加が掲げられている。

2. 援助規模

2013年のODA実績 (暫定値) は3億6,454万ユーロ (前年4億5,184万ユーロ) で、多国間援助が38.4% (1億4,009万ユーロ)、二国間援助が61.6% (2億2,446万ユーロ) を占める。援助の種別では、37.7%が借款、62.3%が贈与となっている。なお、贈与の22.9%が技術協力の形態をとっている。実績規模はDAC加盟28か国 (欧州連合を除く) 中20位、シェアは0.36%。ポルトガルは2011年の欧州債務危機に際し、IMFをはじめとするトロイカからの融資を受けることとなった。そのため、大幅な歳出削減に取り組んでおり、ODA予算も削減の対象となっており、この傾向は2013年度予算以降も当面続くことが予想されている。

3. 支援地域

二国間援助対象地域は、歴史的つながりの深いポルトガル語圏アフリカ諸国5か国 (PALOP: カーボヴェルデ、モザンビーク、サントメ・プリンシペ、ギニアビサウ、アンゴラ) および東ティモールで、総援助額の約76%を占めている。具体的な内訳は、PALOPが70.4%、東ティモールが5%、その他ではモロッコが15%となっている。

多国間援助については、2009年に採択された多国間援助戦略に基づき、国連、欧州連合 (EU)、地域開発銀行を通じて行い、二国間援助対象地域外にも力を注いでいる。

4. 重点援助分野

重点援助分野は、受入れ国の重点政策とポルトガルの

支援の強みを生かせる分野を勘案して決定されており、教育 (言語教育含む)、人材育成を中心とするガバナンス支援、インフラ整備、公衆衛生等となっている。

実施体制

1. カモンイス協力言語院

カモンイス協力言語院^(注1)は当国外務省の監督下に置かれており、行政自治権を持つ機関である。カモンイス協力言語院は、ポルトガルの開発援助政策の総合的調整機関として機能しており、各省庁をはじめ民間セクター、NGO等と連携・調整の上でポルトガルの開発援助政策を策定している。主な役割は、自らの開発援助予算の管理に加え、開発援助活動の指導・調整・データ収集を行うことであり、ポルトガル外交政策の戦略的方針に従い開発援助活動を行っている。職員数は140名 (2013年) であり、活動計画書および年次報告書等の提出が義務付けられている (後述のウェブサイトに掲載)。

2. カモンイス協力言語院と各アクターとの関係

(1) 各省庁: 省庁間委員会 (CIC)

外務・協力担当副大臣が委員長を務め、開発援助プログラムを実施している10の省庁の国際関係局責任者および首相補佐官他で構成されている。2年ごとに総会が開催されるほか、委員長もしくはメンバーの3分の1の要請がある場合には特別会合も開催される。CICは、各種開発援助プログラムの調整および諮問機能的役割を担っており、委員会メンバーは各省庁に開発政策の指針伝達、および省庁レベルでの協力調整を行う。

(2) 民間セクター

ポルトガルのODAにおいて民間セクターは重要なパートナーとなっている。被援助国の民間セクターとの共同作業や民間ならではの機動性を活かした現場に根ざしたODAを行うために重要な役割を果たしている。2008年には政府が60%を出資し、SOFID (Sociedade para o Financiamento do Desenvolvimento, Instituição Financeira de Crédito, S.A.) と呼ばれる政府系開発支援銀行を設立し、被援助国の民間セクターの持続可能

注1: 2012年末、当国の政府開発援助 (ODA) を担っていたポルトガル開発援助庁 (IPAD) は統合され、新たにカモンイス協力言語院が設置された (IPADの権限は同機関へ移譲)。

な開発への支援を行っている。

(3) NGO

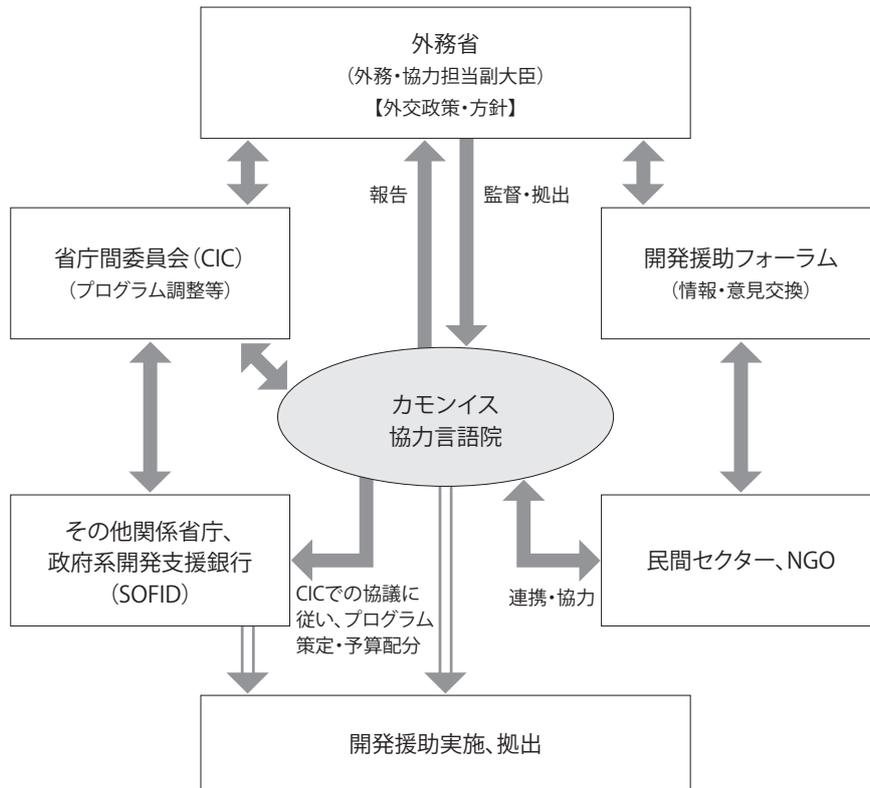
カモイス協力言語院には開発予算の中にNGOに関する特別予算が組まれるなど、NGOは伝統的に重要なパートナーと位置付けられている。また、カモイス協力言語院が事務局機能を担い、外務・協力担当副大臣が長を務める「開発援助フォーラム」が定期的開催されており、政府とNGOや大学との間で開発援助政

策に関する意見交換、情報交換を行っている。このフォーラムは開発問題に関する諮問機関としての役割も果たしている。

● ウェブサイト

- ・カモイス協力言語院：
<http://www.instituto-camoes.pt/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

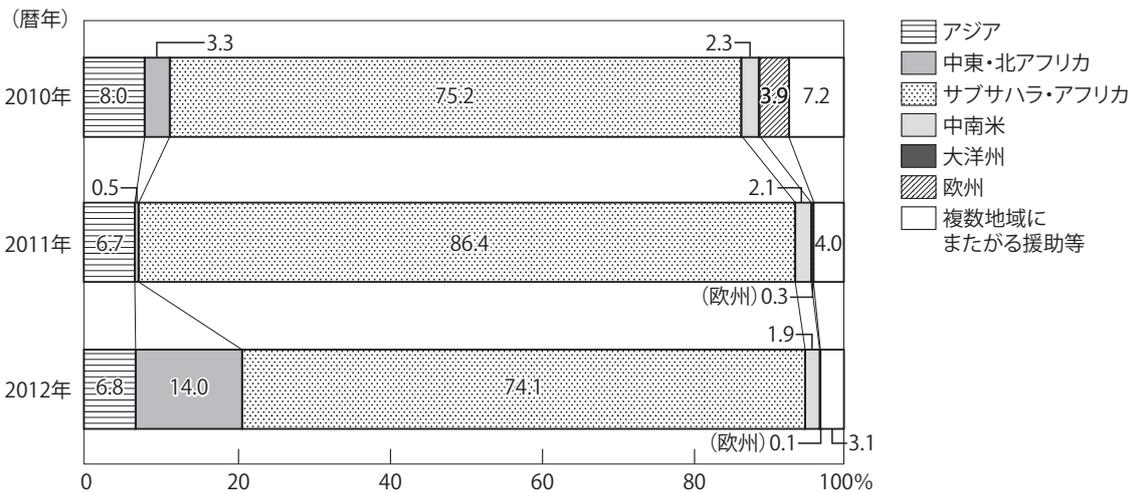
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	カーボヴェルデ	142.13	35.9	1	モザンビーク	219.19	45.9	1	カーボヴェルデ	168.19	42.3
2	モザンビーク	112.62	28.4	2	カーボヴェルデ	146.73	30.8	2	モザンビーク	80.24	20.2
3	東ティモール	33.66	8.5	3	サントメ・プリンシペ	29.13	6.1	3	モロッコ	58.24	14.7
4	サントメ・プリンシペ	25.71	6.5	4	東ティモール	27.65	5.8	4	サントメ・プリンシペ	21.47	5.4
5	ギニアビサウ	15.72	4.0	5	ギニアビサウ	13.67	2.9	5	東ティモール	19.72	5.0
6	アフガニスタン	14.01	3.5	6	ブラジル	8.25	1.7	6	ギニアビサウ	9.51	2.4
7	セルビア	12.54	3.2	7	中国	5.59	1.2	7	中国	9.19	2.3
8	ブラジル	8.10	2.0	8	アフガニスタン	2.10	0.4	8	ブラジル	6.47	1.6
9	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.62	0.9	9	ルワンダ	0.66	0.1	9	アフガニスタン	2.36	0.6
10	チャド	0.97	0.2	10	ハイチ	0.47	0.1	10	アンゴラ	1.54	0.4
10位の合計		369.08	93.2	10位の合計		453.44	95.0	10位の合計		376.93	94.9
二国間ODA合計		396.07	100.0	二国間ODA合計		477.13	100.0	二国間ODA合計		397.24	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

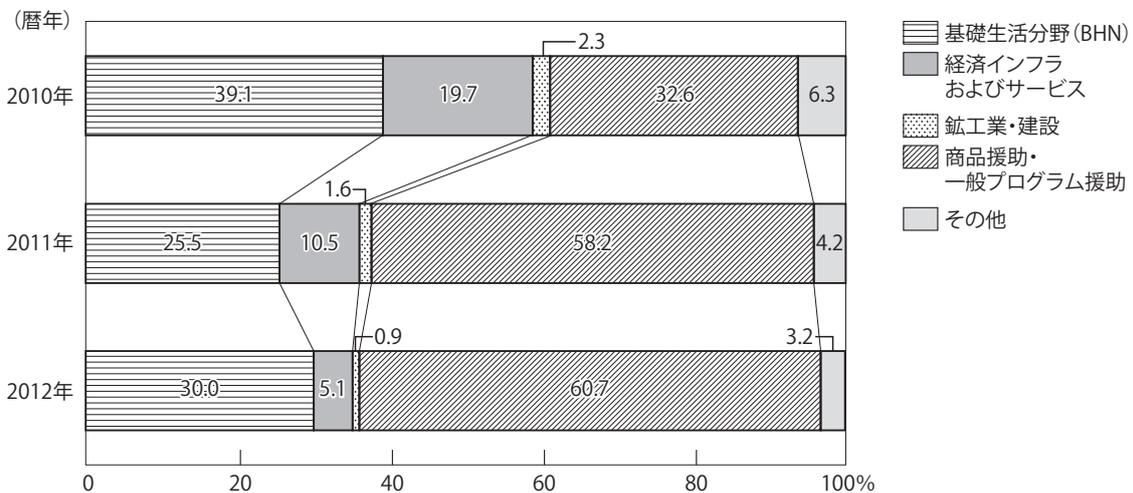
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

21 韓国 (Republic of Korea)

援助政策等

1. 基本法・基本枠組み

- (1) 2010年にDAC^{ダック}に加盟した韓国は、2010年1月、韓国の開発援助の目的、定義、基本精神、原則、国際開発協力委員会を中心とする実施体制等について定めた「国際開発協力基本法（以下、基本法）」を制定し、法的基盤を整えた（同年7月に施行）。
- (2) 2010年10月、国際開発協力委員会において、韓国の開発援助の政策的基盤となる「国際開発協力先進化方案（以下、先進化方案）」が決定された。先進化方案を具体化するための中期戦略「分野別国際開発協力基本計画（2011～2015）（以下、基本計画）」、年次計画「国際開発協力総合施行計画（以下、施行計画）」も、それぞれ国際開発協力委員会において決定されている。
- (3) 2013年2月に発足した朴槿恵（パク・クネ）政権も、引き続きODAを重視している。同年5月に発表された「朴槿恵政府140の国政課題」は、課題の一つとして、「ODAの持続的拡大および模範的・総合的開発協力の推進^{（注1）}」を掲げている。

2. 重点地域・重点分野

- (1) 先進化方案は、二国間援助予算の地域配分をアジア（55%）、アフリカ（20%）、中南米（10%）、中東・CIS（10%）、オセアニア等（5%）とする旨を定めている。また、26か国の重点協力国^{（注2）}に対しては、二国間援助予算の70%を配分するとしている。2012年は、二国間援助予算の57.5%がアジア、22.1%がアフリカ、6.4%が中南米地域に配分された。
- (2) 基本計画は、有償資金協力について、グリーン成長、経済インフラ（交通、エネルギー、農業）、社会インフラ（教育、保健、ガバナンス）を重点分野としている。無償資金協力については、5大重点分野として教育、保健、公共行政、農林水産、産業エネルギーを挙げている。2012年は、交通・物流（17.8%）、教育（17.3%）、保健（10.2%）、水資源・衛生（10.0%）、公共行政・市

民社会（7.7%）の順で二国間援助予算が配分された。

3. 予算

- (1) 2013年のODA予算総額は、約17.4億ドルであった（前年比約9.2%増、2012年は約16.0億ドル）。うち二国間援助は約13.0億ドル（無償資金協力^{（注3）}：約8.0億ドル、有償資金協力：約5.0億ドル）、国際機関を通じた援助が約4.5億ドルであった（いずれもOECD-DAC統計暫定値）。
- (2) 2013年のODA実績の対GNI比は、0.13%（2012年は0.14%）であった（OECD-DAC統計暫定値）。なお、先進化方案は、2015年までに対GNI比を0.25%にすることを目標にしている。

実施体制

1. 総括および調整機関

- (1) 国際開発協力委員会：国際開発協力に関する政策を総合的・体系的に推進するため、基本計画や施行計画を含む主要事項に関する審議・調整を行う。国務総理を委員長とし、外交部長官、企画財政部長官、国務調整室長、大統領令で定める中央行政機関および関係機関・団体の長、有識者など最大25名で構成される（以上、基本法第7条）。不定期に開催される（2013年は2回開催）。
- (2) 国務調整室開発協力政策官室：国際開発協力委員会の事務局としての役割を果たすとともに、国際開発協力委員会の決定等に従い、ODA統合戦略の樹立および履行状況の点検、国際開発協力関連関係機関協議体の運営、国際開発協力の事業評価等を行う。

2. 所掌政府機関

- (1) 外交部：無償資金協力を所掌。無償資金協力分野の基本計画および施行計画の作成、履行状況の点検、実施機関（韓国国際協力団）との調整等を行う。

注1：具体的な推進計画は、・ODAの対GNI比を国際社会の水準に合わせ持続的に拡大、・「第2次国際開発協力基本計画（2016～2020）の策定、・ODAの統合推進および協業体系の強化、・重点協力国の調整および国家協力戦略の策定・改善、・発展経験の活用等を通じた被支援国における開発効果の向上、開発協力に関するグローバルな人材の養成を通じた海外進出支援、・官民の意思疎通の活性化である。

注2：アジア11か国（ベトナム、インドネシア、カンボジア、フィリピン、バングラデシュ、モンゴル、ラオス、スリランカ、ネパール、パキスタン、東ティモール）、アフリカ8か国（ガーナ、コンゴ民主共和国、ナイジェリア、エチオピア、モザンビーク、カメルーン、ルワンダ、ウガンダ）、中東・CIS2か国（ウズベキスタン、アゼルバイジャン）、中南米4か国（コロンビア、ペルー、ボリビア、パラグアイ）、オセアニア1か国（ソロモン）

注3：韓国では、無償資金協りに技術協力も含まれる。

(2) 企画財政部：有償資金協力を所掌。有償資金協力分野の基本計画および施行計画の作成や履行状況の点検を行うとともに、実施機関（対外経済協力基金）と協力しながら事業の発掘および評価等を行う。

る。海外16か所に韓国輸出入銀行の在外事務所が設立されている。2013年は1兆2,929億ウォン（約1,293億円）の新規事業を承認した。執行額は、6,148億ウォン（約553億円）であった。

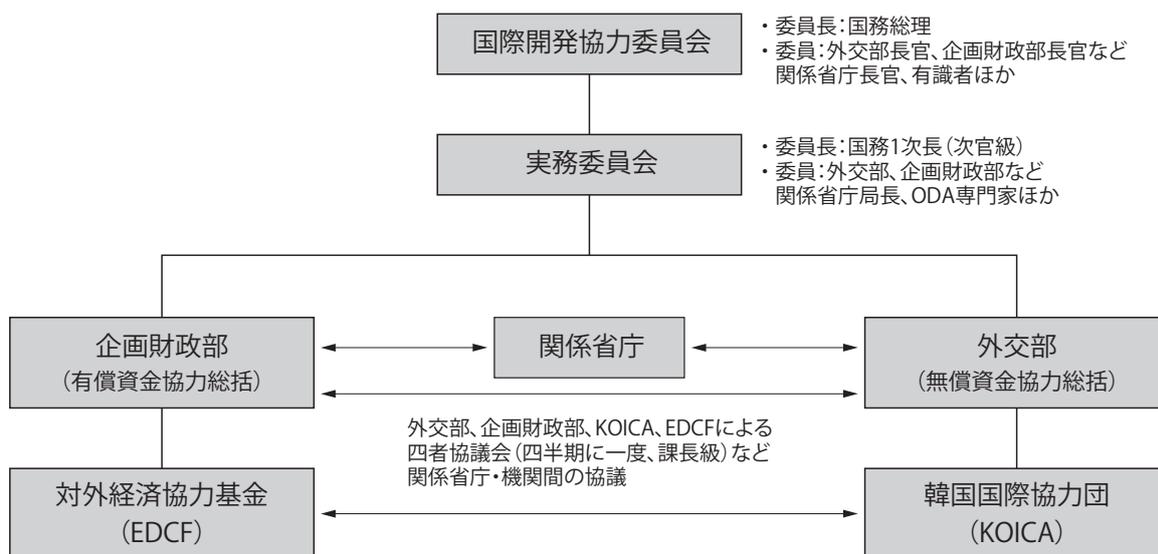
3. 実施機関

- (1) 韓国国際協力団（KOICA）：外交部傘下であり、無償資金協力の実施機関^{注4}。職員数は290名（2013年末時点。定員は314名）。海外28か国に在外事務所を有する。2014年予算は、6,065億ウォン（約607億円、うち5,919億ウォンは政府からの支援）。
- (2) 対外経済協力基金（EDCF）：韓国輸出入銀行内に設置された政策基金であり、有償資金協力を実施してい

● ウェブサイト

- ・ 韓国のODA政策総合サイト：
<http://www.odakorea.go.kr/ez.main.ODAEngMain.do>
- ・ 韓国国際協力団（KOICA）：
<http://www.koica.go.kr/>
- ・ 対外経済協力基金（EDCF）：
<http://www.edcfkorea.go.kr/edcfeng/index.jsp>

援助実施体制図



注4:ただし、約30の政府機関および地方自治体も一部の無償資金協力事業を実施している。

(1) 政府開発援助上位10か国

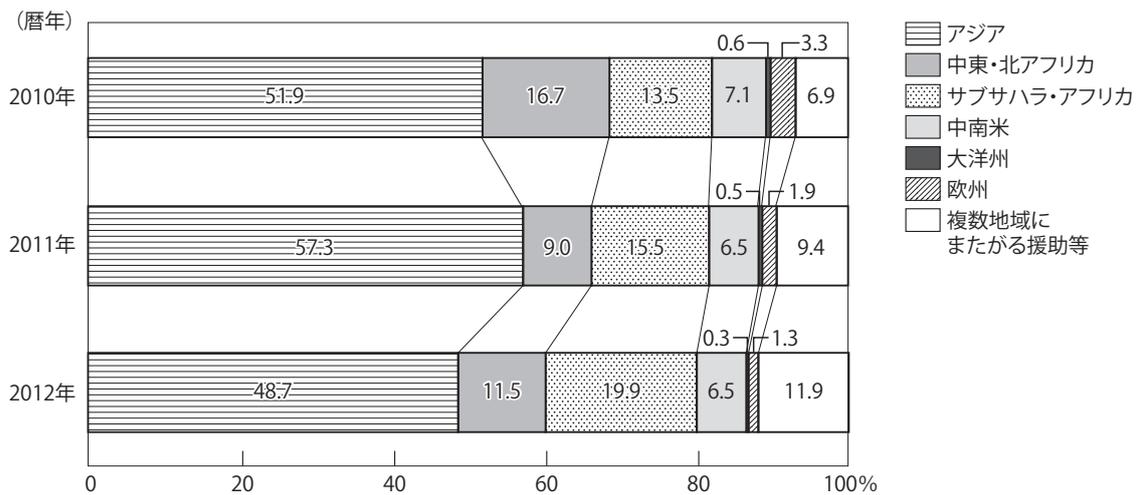
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	ベトナム	96.04	10.7	1	ベトナム	139.49	14.1	1	ベトナム	200.32	16.9
2	アフガニスタン	93.68	10.4	2	バングラデシュ	80.02	8.1	2	アフガニスタン	78.50	6.6
3	バングラデシュ	54.67	6.1	3	カンボジア	62.23	6.3	3	カンボジア	56.15	4.7
4	スリランカ	43.47	4.8	4	スリランカ	43.36	4.4	4	スリランカ	51.49	4.4
5	モンゴル	39.15	4.3	5	フィリピン	35.69	3.6	5	タンザニア	50.64	4.3
6	カンボジア	37.33	4.1	6	ラオス	33.48	3.4	6	バングラデシュ	46.76	4.0
7	ウズベキスタン	32.21	3.6	7	モンゴル	30.50	3.1	7	インドネシア	37.23	3.1
8	フィリピン	29.54	3.3	8	ヨルダン	29.32	3.0	8	モンゴル	31.79	2.7
9	ラオス	27.75	3.1	9	アフガニスタン	27.99	2.8	9	セネガル	31.68	2.7
10	ボスニア・ヘルツェゴビナ	25.13	2.8	10	インドネシア	24.29	2.5	10	フィリピン	31.33	2.6
10位の合計		478.97	53.2	10位の合計		506.37	51.2	10位の合計		615.89	52.1
二国間ODA合計		900.61	100.0	二国間ODA合計		989.52	100.0	二国間ODA合計		1,183.17	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

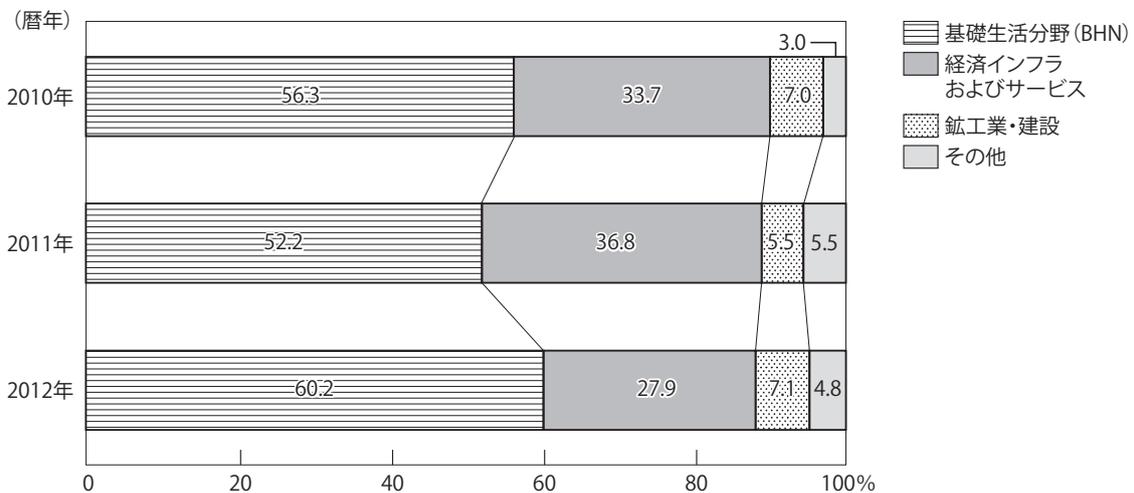
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

22 スロバキア(Slovakia)

援助政策等

1. 政府開発援助の目標・方針

開発援助は外交政策の不可欠な一部であり、スロバキアの外交、経済の優先課題を反映し、EUや国際的な援助政策の原則とコミットメントに合致するものとされている。この考え方下、「援助の効率性」と「開発政策の一貫性」がスロバキア開発援助の原則として掲げられている。

2013年にスロバキアが正式にDAC加盟国となったことなどを踏まえ、政府は開発援助方針等の策定プロセスを見直し、5年ごとの「中期政府開発援助戦略」において、援助の基本方針・目標、優先援助対象国、優先援助対象分野等を定めることとした。

2014～2018年の「中期政府開発援助戦略」では、基本方針を「主に貧困削減、民主主義とグッド・ガバナンスの強化を通じた持続可能な開発への貢献」とし、基本目標として「主に教育と雇用への支援を通じたパートナー国の人づくり」と「市民社会と国家機関の対話を含めた民主主義とグッド・ガバナンス支援」を掲げている。また、上記方針および目標の達成に当たり、スロバキアの体制移行や国際機関等への加盟の経験および開発援助の被供与国としての経験を活用するとしている。

「ODAの目標」などが記載されているODA関連法規（政府開発援助法）は2007年に施行された法律だが、現状に合わなくなってきたところもあるので、2014年から「中期政府開発援助戦略」において基本方針や目標も定めている。

2. 優先援助対象国・優先援助対象分野

優先援助対象国はプログラム援助とプロジェクト援助の二つのカテゴリーに分けられる。2014～2018年は、プログラム援助がアフガニスタン、ケニア、モルドバ向けに、プロジェクト援助がアルバニア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、グルジア、コソボ、ウクライナ向けに行われる予定である。このほか、南スーダンに「特に人道・開発ニーズが高い国」に指定している。

2013年のプログラム援助実績は、アフガニスタンに対して約181万ユーロ、ケニアに対して約124万ユーロ、南スーダンに対して約52万ユーロであった。2013年のプロジェクト援助実績は総額で約490万ユーロであった。

2014～2018年の優先援助対象分野としては、教育、医

療、グッド・ガバナンスと市民社会構築、農業と林業、水と衛生、エネルギー、市場環境開発・中小企業支援の7つが挙げられている。

3. ODA関連政府機関と予算

2014年の二国間援助の予算は全体で約2,000万ユーロであり、そのうちの約4割を外務・欧州問題省が担う。このほか教育・科学・スポーツ省、環境省、内務省、農業・農村開発省、財務省にも二国間援助予算が割り当てられ、それぞれの所管分野における援助を行っている。2014年の多国間援助の予算は全体で約5,100万ユーロであり、EU、その他の国際機関に拠出される。

2010年以降、国民総所得(GNI)に占めるODA額は0.09%を維持している。今後、国内経済状況を考慮しつつ、2015年までにODAをGNIの0.33%にするというEU2004年加盟国としてのコミットメントを踏まえ、二国間援助を中心に増額を図っていくとしている。

実施体制

1. 政府内の調整メカニズム

外務・欧州問題省が中心となってODA政策の調整が行われている。外務・欧州問題省の諮問機関として、政府開発援助調整委員会が設けられており、内務省、財務省、環境省、農業・農村開発省等の関係政府機関の代表者がメンバーとなっている。

2. 実施機関

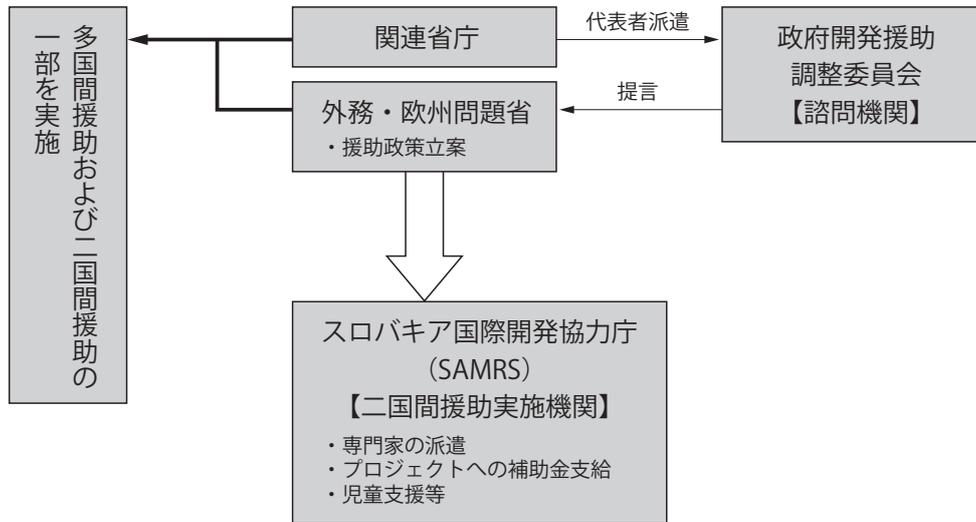
スロバキアの二国間援助の実施は、外務・欧州問題省の下に設置されているスロバキア国際開発協力庁(SAMRS、英語名SAIDC)が担っている。SAMRSの2014年の運営予算は約34万ユーロであり、職員12名を擁し、海外事務所はない。専門家の派遣、NGO等からの申請に基づいたプロジェクトに対する補助金支給、児童支援の実施等が主な活動である。

また、多国間援助については、国際機関を担当している省庁が行っている。

● ウェブサイト

・ <http://www.slovakaid.sk/>（年次報告書等各種資料の閲覧可能〈年次報告書はスロバキア語版のみ〉）

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

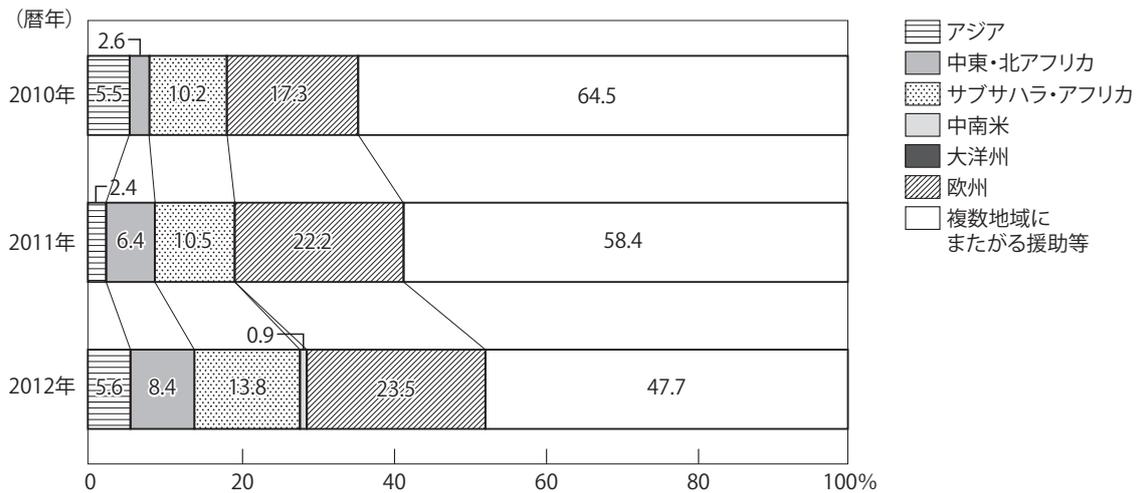
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	セルビア	1.35	6.8	1	ケニア	1.51	7.0	1	ケニア	1.77	9.3
2	ケニア	1.14	5.7	2	アフガニスタン	1.26	5.9	2	セルビア	1.45	7.7
3	スーダン	0.75	3.8	3	ボスニア・ヘルツェゴビナ	1.21	5.6	3	ウクライナ	0.95	5.0
4	ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.60	3.0	4	セルビア	1.03	4.8	4	アフガニスタン	0.82	4.3
5	アフガニスタン	0.51	2.6	5	南スーダン	0.72	3.4	5	南スーダン	0.70	3.7
6	グルジア	0.48	2.4	6	モンテネグロ	0.64	3.0	6	グルジア	0.52	2.7
7	モルドバ	0.46	2.3	7	グルジア	0.51	2.4	7	ベラルーシ	0.51	2.7
8	マダニャルゴスチア共和国	0.43	2.2	8	ウクライナ	0.49	2.3	8	チュニジア	0.41	2.2
8	ウクライナ	0.33	1.7	9	モルドバ	0.27	1.3	9	モルドバ	0.40	2.1
10	モンゴル	0.29	1.5	10	マダニャルゴスチア共和国	0.21	1.0	10	モンテネグロ	0.40	2.1
10位の合計		6.34	31.8	10位の合計		7.85	36.6	10位の合計		7.93	41.8
二国間ODA合計		19.94	100.0	二国間ODA合計		21.43	100.0	二国間ODA合計		18.95	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

23 スロベニア (Slovenia)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

スロベニアは、政府開発援助（ODA）を外交政策の重点事項の一つに掲げており、2008年に議会が採択した「国際開発協力決議」において2015年までの二国間・多国間援助のODA基本方針が規定されている。同決議は、開発協力の3つの原則として、①スロベニア社会や経済の価値・開発政策との適合性、②国際社会（特にEUおよび国連）の開発目標との適合性、③国際開発協力を含むスロベニア外交の目的との適合性を掲げている。重点地域としては、西バルカン、アフリカ、東欧・コーカサス・中央アジアを指定、重点分野は人道・紛争後支援（貧困・飢餓撲滅、地雷対策、児童支援）、社会サービス（保健・教育政策、科学・技術協力、市民社会構築）、経済サービス・インフラ（交通・通信・エネルギー・医療・教育インフラ、中小企業支援）、分野横断的支援（環境、良い統治・法の支配・人権、軍民協力）となっている。なお、2006年に基本法として「スロベニア共和国国際開発協力法」が議会により採択されており、同法においては、国際開発協力の目的として、貧困やエイズ・マラリア対策、平和と人間の安全保障、教育、持続可能な開発等を挙げ、外務省を調整官庁に指定している。

スロベニアは、2013年12月のDAC加盟を契機にODAのベストプラクティス実施を公約し、援助の透明性・オーナーシップ・成果の向上を目指している。また、この観点から、現在、新たな「国際協力開発法」および「ポスト2015年国際開発協力戦略」を策定中。

2. 予算・援助規模

2013年のODA総額は4,642万ユーロで、対GNI比0.13%。内訳は、二国間援助が1,555万ユーロ（3分の1）、多国間援助が3,087万ユーロ（3分の2）。なお、スロベニアは、2004年のEU加盟以来、2015年までにODAの対GNI比0.33%達成を目標としている。2014年のODA予算額は対GNI比0.13%。

2013年の二国間援助の地域別内訳は、西バルカン諸国（49.4%）、アフリカ（5.5%）、東・南東アジア（2.1%）、中東（1.5%）、東欧・コーカサス・中央アジア（1.5%）、ラテンアメリカ（0.4%）、地域指定なし（39.7%）。上位5か国は、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国（269万ユーロ）、モンテネグロ（156万ユーロ）、コソボ（102万ユーロ）、ボスニア・ヘルツェゴビナ（81万ユーロ）、カーボヴェルデ（63万ユーロ）。分野別内訳は、社会サービス（52.2%）、分野横断的援助（6.1%）、経済サービス・インフラ（3.6%）、人道・紛争後支援（2.3%）、その他（35.8%）。

2013年の多国間援助の内訳は、EU予算が1,966万ユーロ、欧州開発基金が531万ユーロ、世銀が289万ユーロ、国連が176万ユーロ、その他が124万ユーロ。

実施体制

1. 政府内の調整メカニズム

ODAの調整官庁に指定されている外務省の「国際開発協力・人道支援局」が、省庁間作業部会等を通じて、ODAの政策・実施の全体調整を担い、ODA予算全体を管理している。同局の下に、「国際開発協力政策部」および「国際開発協力実施・人道支援部」が所属している。

2. 実施機関

政府を代表してODAを実施することが認められた民間の非営利団体「国際協力・開発センター（CMSR）」が、外務省予算のODAのほとんどを実施している。

このほか、地雷除去など紛争後の復興を支援する「人間の安全保障強化のための国際信託基金（ITF）」、候補国のEU加盟プロセスを支援する「欧州展望センター（CEP）」、南東欧を中心とする財務省・中銀関係者のキャパシティビルディングを支援する「財務効率センター（CEF）」、「南東欧eガバナンス開発センター（CeGD）」、「トゲザー財団」の5基金がODAを実施している。

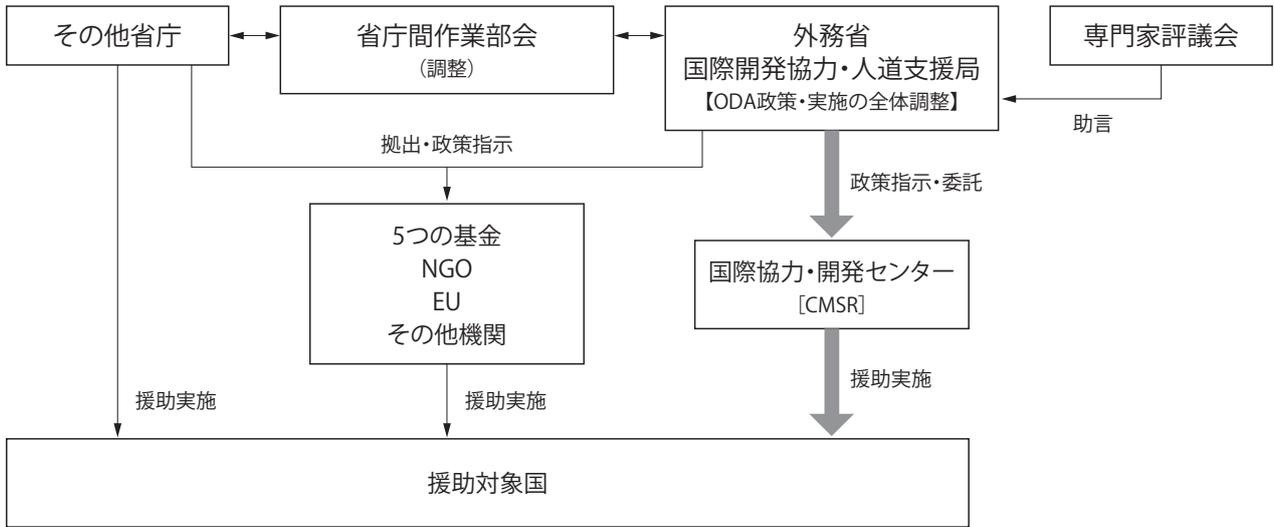
NGOも重要なODA実施機関であり、人道・開発援助を実施する多数のNGOで構成されるプラットフォーム「スローガ」が存在する。

● ウェブサイト

・スロベニア外務省：

http://www.mzz.gov.si/en/foreign_policy_and_international_law/international_development_cooperation_and_humanitarian_assistance/international_development_cooperation_of_slovenia/

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

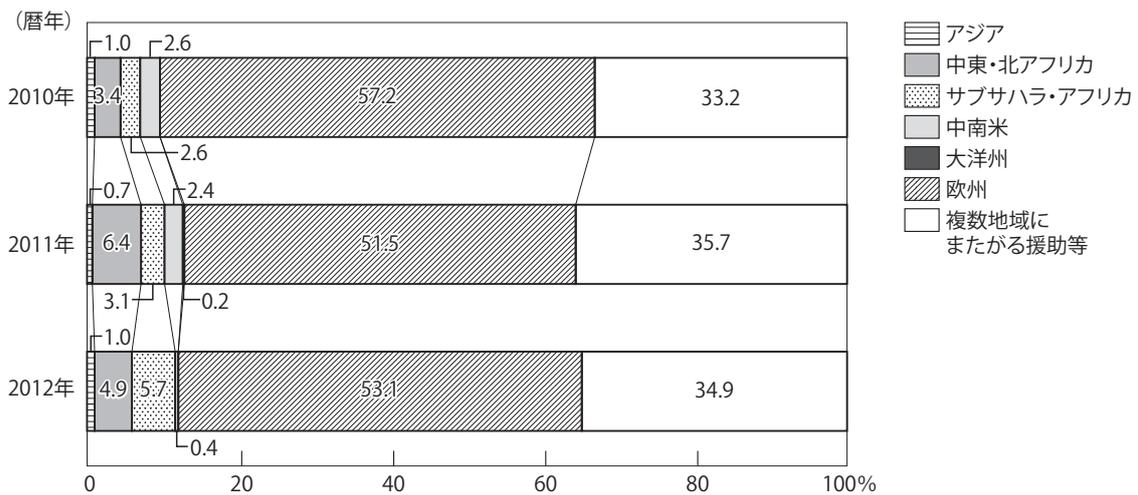
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	※クロアチア	3.43	15.4	1	モンテネグロ	2.41	12.7	1	マケドニアユーゴスラビア共和国	2.95	15.5
2	モンテネグロ	1.71	7.7	2	マケドニアユーゴスラビア共和国	1.75	9.2	2	モンテネグロ	2.25	11.8
3	ボスニア・ヘルツェゴビナ	1.51	6.8	3	ボスニア・ヘルツェゴビナ	1.49	7.8	3	コソボ	1.19	6.2
4	マケドニアユーゴスラビア共和国	1.27	5.7	4	セルビア	1.33	7.0	4	セルビア	0.86	4.5
5	セルビア	0.96	4.3	5	コソボ	1.07	5.6	5	カーボヴェルデ	0.85	4.5
6	コソボ	0.92	4.1	6	アフガニスタン	0.62	3.3	6	ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.83	4.4
7	アフガニスタン	0.51	2.3	7	ハイチ	0.38	2.0	7	アルバニア	0.62	3.2
8	ハイチ	0.42	1.9	8	アルバニア	0.23	1.2	8	アフガニスタン	0.44	2.3
8	アルバニア	0.23	1.0	9	トルコ	0.22	1.2	9	[パレスチナ自治区]	0.20	1.0
10	[パレスチナ自治区]	0.17	0.8	10	[パレスチナ自治区]	0.20	1.1	10	ウクライナ	0.16	0.8
10位の合計		11.13	49.9	10位の合計		9.70	51.1	10位の合計		10.35	54.2
二国間ODA合計		22.32	100.0	二国間ODA合計		19.00	100.0	二国間ODA合計		19.08	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 ※は卒業国・地域、[]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

24 スペイン(Spain)

援助政策等

1. 基本法

「国際開発協力に関する1998年7月7日付法律23/1998号」(以下、国際開発協力法)は、スペインの国際開発協力政策の法的枠組み、目標および優先課題、協力手段、管轄機関の役割分担、国際協力への参加等を規定している。開発協力政策については、最貧国および完全な民主主義体制の構築に向けた移行過程にある国において、人権および基本的権利の擁護・保護、経済・社会的ニーズの充足および環境の保護・再生にかかわる協力を推進する、と定めている(第1条)。

2. 基本政策

国際開発協力法は、スペインの開発協力政策は基本計画を通じて実施されると規定している(第8条)。基本計画は4年ごとに策定され、国際開発協力政策の大綱および基本指針を盛り込むほか、それぞれの目標、優先課題、優先地域および予算を定めている。

現行の「スペイン国際協力基本計画2013-2016年期」(以下、国際協力基本計画)(2012年12月21日付閣議承認)は、①民主的なガバナンスおよび法治国家体制の確立、②貧困・格差削減、③貧困層の経済的機会の向上、④基本的な社会サービスを含む社会的結束の促進、⑤ジェンダー平等および女性の権利の推進、⑥持続可能な成長・平和・環境保護の推進、⑦質の高い人道援助および⑧開発教育の8つの取組を優先課題としている。

3. 予算

(1) 援助規模

2013年のスペインODA実績は16億5,602万ユーロ(純額)と前年比で4.48%増加、対国民総所得(GNI)比で0.16%となった。近年の厳しい経済情勢に伴う緊縮財政によりODA予算は大幅な削減を強いられているものの、経済が回復するにつれ、金融危機(リーマン・ショック)以前の水準まで引き上げられていく予定である。

「国際協力基本計画」によると、2014年のスペインODAは17億3,927万ユーロ(純額)と、対GNI比で0.17%となる見込み。

上述の基本計画には、国連の目標である対GNI比0.7%の達成は困難であるが、比較優位性のある分野と国に特化していくことで、国際協力の効果が最大限発

揮されるようにする必要がある、と記されている。

(2) 優先地域

国際協力基本計画に盛り込まれている国際開発協力政策は、各種開発指数や開発援助のインパクト等に応じて、以下の23か国・地域を優先地域と定めている。

- ・中南米(12か国):ボリビア、コロンビア、キューバ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、ニカラグア、パラグアイ、ペルー、ドミニカ共和国
- ・北アフリカおよび中東(4か国・[地域]):モリタニア、モロッコ、西サハラ、[パレスチナ自治区]
- ・西アフリカ(3か国):マリ、ニジェール、セネガル
- ・その他のアフリカ諸国(3か国):エチオピア、赤道ギニア、モザンビーク
- ・アジア(1か国):フィリピン

4. NGOの活用

国際協力基本計画は、開発NGOを重要なパートナーと位置付けており、開発協力政策における開発NGOの役割・協力体制・資金協力に関する新たなメカニズムを定めた「政府・開発NGO協力戦略」が2014年度内に策定される。

現在、外務・協力省国際開発協力庁に登録されている開発NGOは2,000団体以上に上り、世界100か国以上で様々な事業を展開している。そのうちの47団体は認定開発NGOに指定されており、同省庁との協力合意を通じて、人権保護(教育、水および医療へのアクセス含む)、法治国家体制の強化、包摂的な成長の推進や緊急支援活動に取り組んでいる。外務・協力省国際開発協力庁の2013年度予算のうち1億1,830万ユーロ(44.8%)が認定開発NGOの事業に対する資金供与に向けられた。

5. 民間セクターとの連携

民間企業は開発途上国の持続可能な発展において重要な役割(雇用創出、所得向上、各種製品・サービスの提供、労働者の技能開発等)を果たしているとの認識の下で、国際協力基本計画は官民連携の促進に向けて、以下の基本軸を定めている。

- ①企業幹部を対象とした開発協力に関する認識向上の推進
- ②民間企業の参加を促すためのインセンティブ導入および適切な環境の創出

③エネルギー・農産品分野等における実証プロジェクトの実施

④官民連携を推進する部署の設立

具体的には、外務・協力省国際開発協力庁に企業・開発部が設立されたほか、官民パートナーシップ (PPP) 規約が打ち出されるなど、官民協力体制の確立および強化が進められている。PPPの事業例としては、エチオピア難民キャンプの電力供給を支援する実証プロジェクトが挙げられる。このプロジェクトには、国際開発協力庁人道支援室、マドリード工科大学、エンデサ電力会社、アクシオナ総合エネルギー事業者、電機メーカーのフィリップス・イベリカおよび国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) が参加している。

実施体制

外務・協力省国際協力長官傘下のスペイン国際開発協力庁 (AECID : Agencia Española de Cooperación Internacional para el Desarrollo) は、国際開発協力法に従った、スペインの国際開発協力政策の実施機関である。国際協力基

本計画に沿って、開発途上国における貧困削減および持続可能な開発のための人材育成に向けられた国際開発協力政策の推進、運用および実施を担っている。国連ミレニアム開発目標 (MDGs) のアジェンダおよび手法は、政策実施の際の基準となっている。在外事務所は49に上る (開発協力事務所33、文化センター12および育成センター4)。人員数は公表されていない。

2014年のAECID予算は2億2,499万ユーロに上る (全ODA予算の12.94%)。

● ウェブサイト

- ・スペイン国際開発協力庁 (AECID) :
<http://www.aecid.es/es/>

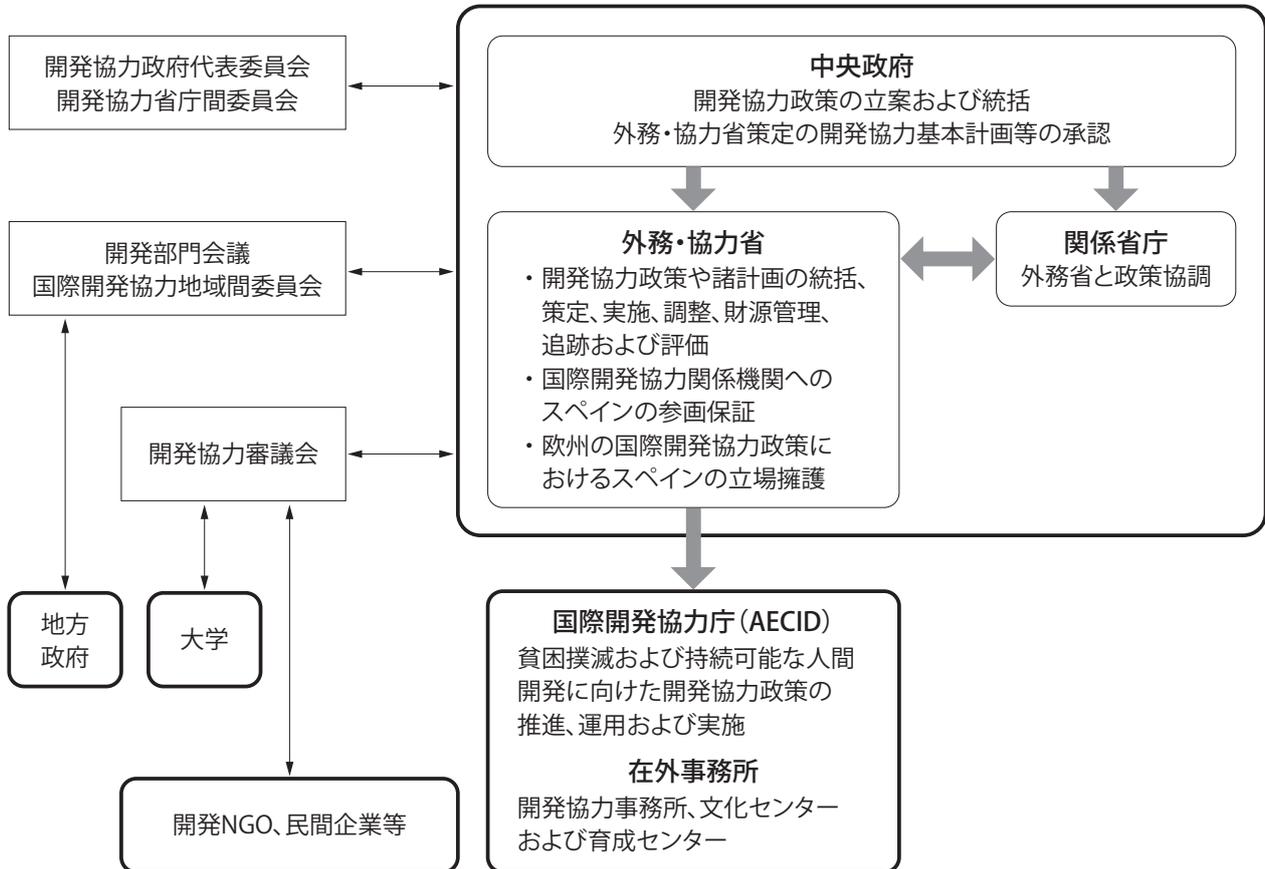
● 参考資料

- ・“Ley 23/1998, de 7 de julio, de Cooperación Internacional para el Desarrollo”, “Plan Director de la Cooperación Española 2013-2016”, “Comunicación 2014”, “Seguimiento del PACI 2012”, “Informe ONGD 2013”.

援助実施体制図

国際開発協力法に基づいた援助実施体制は以下のとおり:

- ・政策統括機関: 中央政府、外務・協力省、関係省庁
- ・政策実施機関: 省庁、地方政府、国際開発協力庁 (AECID) および在外事務所、大学、民間企業、NGO
- ・諮問調整機関: 開発協力政府代表委員会、開発協力省庁間委員会、開発部門会議、国際開発協力地域間委員会、開発協力審議会



(1) 政府開発援助上位10か国

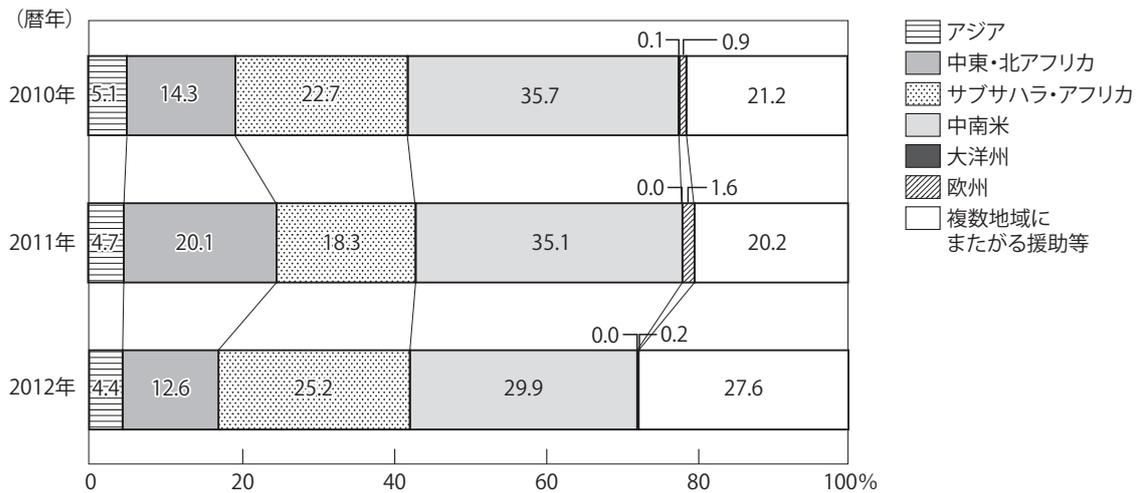
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	コンゴ民主共和国	306.20	7.7	1	ハイチ	92.57	4.1	1	トーゴ	51.66	5.2
2	チュニジア	158.03	4.0	2	チュニジア	82.86	3.6	2	モロッコ	34.00	3.4
3	ハイチ	155.77	3.9	3	ニカラグア	64.61	2.8	3	アフガニスタン	31.19	3.2
4	ペルー	118.05	3.0	4	[パレスチナ自治区]	63.12	2.8	4	ペルー	29.31	3.0
5	ニカラグア	106.18	2.7	5	ペルー	61.16	2.7	5	ボリビア	23.68	2.4
6	[パレスチナ自治区]	97.59	2.4	6	アフガニスタン	57.62	2.5	6	グアテマラ	23.36	2.4
7	グアテマラ	92.85	2.3	7	ボリビア	51.38	2.3	7	[パレスチナ自治区]	23.02	2.3
8	モロッコ	90.59	2.3	8	ドミニカ共和国	51.28	2.2	8	コロンビア	19.40	2.0
9	エルサルバドル	85.51	2.1	9	コロンビア	49.39	2.2	9	ニカラグア	19.38	2.0
10	ホンジュラス	69.09	1.7	10	グアテマラ	45.92	2.0	10	カンボジア	18.76	1.9
10位の合計		1,279.86	32.0	10位の合計		619.91	27.2	10位の合計		273.76	27.8
二国間ODA合計		3,998.86	100.0	二国間ODA合計		2,281.71	100.0	二国間ODA合計		985.51	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

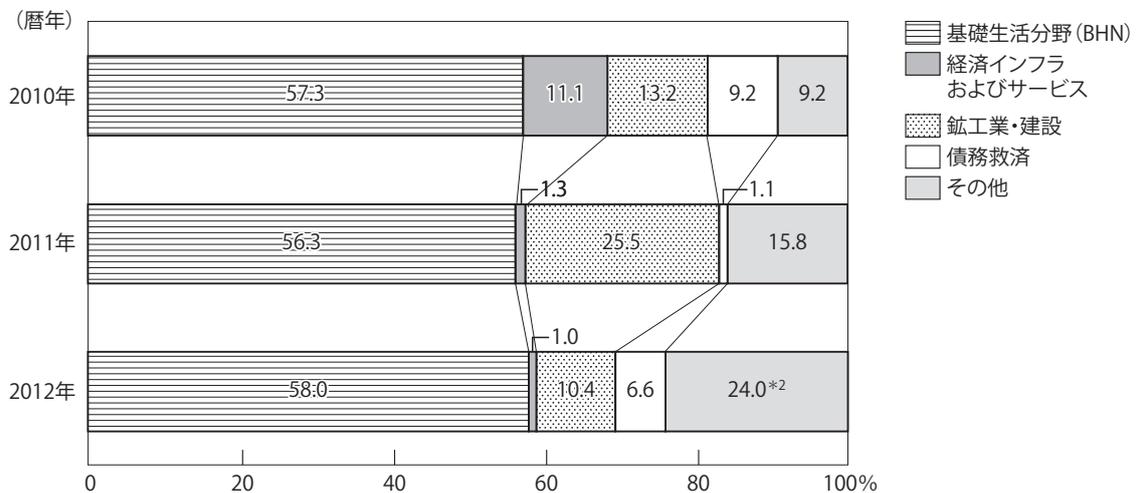
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
*2 「ドナー国の管理費」が占める割合が大きい。

25 スウェーデン(Sweden)

援助政策等

1. 基本政策

スウェーデンの開発政策は、公正で持続可能な地球規模の開発に貢献するとの一貫した政策の下に進められており、開発援助については、貧困者の生活の質の向上を支援することに主眼が置かれている。

また、設定された目的に応じた結果を明らかにするため、開発援助のガバナンスを強化するほか、これまで広範にわたっていた二国間援助の対象国を33か国とし、各国で関与するセクターも数セクターに限定して援助を実施している。

さらに、質の高い効果的援助を実現するためには、開発援助の透明性と説明責任が重要であるとして、2010年6月には被援助国にとって効果的な援助国となるための戦略策定・実施のガイドラインを採択し、2011年4月には、援助に関するデータをすべてインターネット上で利用することを可能としたウェブサイト「openaid.se」の運用を開始した。

なお、開発援助は次の3分野を優先分野としている。

(1) 民主主義と人権

自由と民主主義を求めて活動する個人や団体を対象に民主化と表現の自由を実現するための支援など

(2) 男女平等と開発における女性の役割

ミレニアム開発目標の達成に向けた努力を通じて男女平等の実現に寄与、女性の性や生殖に関する健康および権利を実現するための一環としての妊産婦の支援など

(3) 環境と気候

気候変動への適応、水環境および衛生分野での水準向上など

2. 重点地域・分野

スウェーデンは、国連のミレニアム開発目標（MDGs、目標4：乳幼児死亡率の削減、目標5：妊産婦の健康の改善、目標7：環境の持続可能性確保）の達成を促進するため、アフリカへの援助を重視している。このためスウェーデン国際開発協力庁（Sida）の2013年予算の29%がサブサハラ・アフリカ諸国に向けられており、モザンビーク、タンザニア、ケニアなどが主要な援助対象国となっている。

これに次ぐ重点地域はアジア・中東・北アフリカ地域であり（Sida予算の13%）、主要な援助対象国または地域は、アフガニスタン、バングラデシュ、カンボジアなどとなっている。

Sidaの援助形態として、援助関係組織の支援やそのような組織を通じてのプログラム支援の形態が多く、プロジェクト支援は37%、専門家支援・養成が3%である。主要な援助分野は、民主的統治・人権、人道的援助、保健、持続可能な社会の構築などとなっている。

3. 予算

政府は対GNI比1%を開発協力を割り当ててことを目標としており、2013年度予算では382億クローナ（SEK）（約5,722億円）を計上し、対GNI比1%の水準が維持されている。

なお、2013年の政府開発援助実績（DAC統計ベース：暫定値）は、58億3,120万ドル（対GNI比1.02%）、対前年比11.3%増であった。NGOの活用については、2013年、Sidaの予算の11.0%に当たる21億スウェーデン・クローナ（約315億円）がNGOに対し拠出されている。

なお、中小の開発援助関係のNGOからの補助金、プロジェクト資金等の申請は、「フレームワーク組織」と称される15の大規模NGOを通じて、Sidaに対して提出することとされている。

実施体制

援助の担当大臣は、外務省内に置かれている国際開発協力担当大臣であり、これを外務副大臣（国際開発協力担当）、外務省開発政策局、開発協力運営・方策局、多国間開発協力局および安全保障政策局（人道支援等）が補佐している。開発協力を含む各国ごとの外交政策は地域担当部局が調整し、開発協力政策の企画・立案および予算計上は開発政策局等が行う。

援助の実施は、多国間援助については、外務省多国間開発協力局（国際機関を担当、職員数約50名）等が担当し、二国間援助については、外務省所管の独立行政庁であるSidaが担当する。国別援助戦略は、Sidaが被援助国との広範な協議に基づいて作成・提案し、外務省との協議を経て政府が承認している。

なお、Sidaの職員数は678名で、このうち約140名が被

援助国等、海外で勤務している（2014年1月現在）。

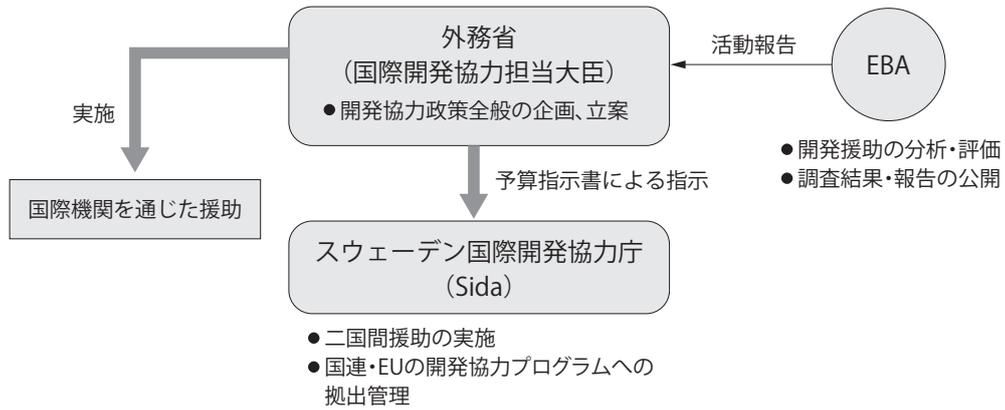
政府は2013年に援助研究専門家チーム（EBA）を立ち上げ、Sidaが実施するものを含むすべての開発援助について分析・評価することとなった。

● ウェブサイト

・ www.sida.se

年次報告有り（2008年以降は英語版なし）

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

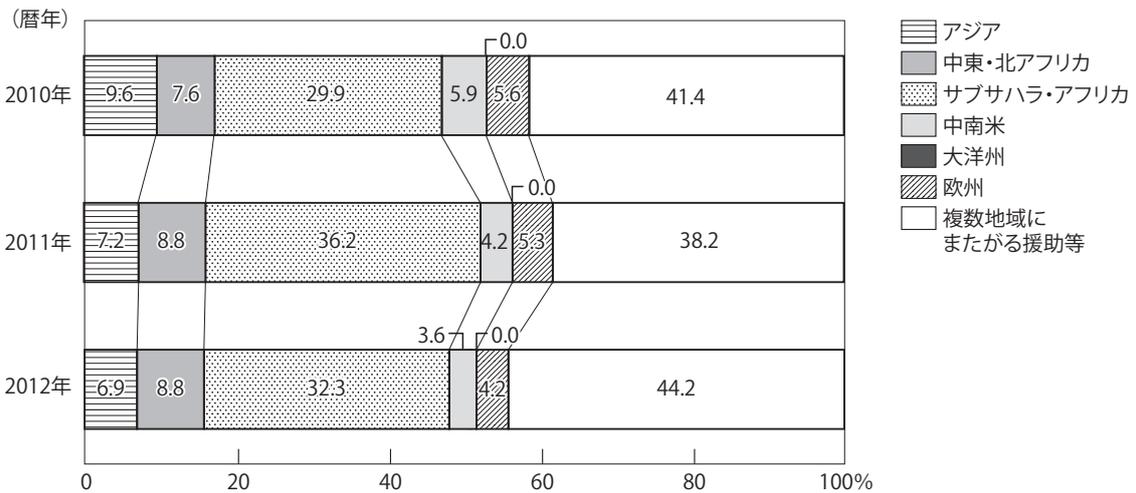
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	タンザニア	95.80	3.3	1	コンゴ民主共和国	238.59	6.6	1	タンザニア	116.27	3.2
2	アフガニスタン	91.72	3.1	2	タンザニア	125.15	3.4	2	モザンビーク	114.71	3.2
3	モザンビーク	84.54	2.9	3	アフガニスタン	114.98	3.2	3	アフガニスタン	107.60	3.0
4	コンゴ民主共和国	71.48	2.5	4	モザンビーク	108.81	3.0	4	ケニア	77.60	2.1
5	スーダン	59.12	2.0	5	スーダン	86.79	2.4	5	コンゴ民主共和国	76.52	2.1
6	[パレスチナ自治区]	58.51	2.0	6	ケニア	76.85	2.1	6	南スーダン	72.23	2.0
7	ケニア	47.69	1.6	7	[パレスチナ自治区]	64.27	1.8	7	[パレスチナ自治区]	62.77	1.7
8	ウガンダ	43.29	1.5	8	ソマリア	63.51	1.7	8	ソマリア	42.33	1.2
9	パキスタン	42.51	1.5	9	リベリア	49.84	1.4	9	バングラデシュ	41.66	1.1
10	ハイチ	40.31	1.4	10	ウガンダ	41.16	1.1	10	リベリア	40.94	1.1
10位の合計		634.97	21.8	10位の合計		969.95	26.7	10位の合計		752.63	20.7
二国間ODA合計		2,915.25	100.0	二国間ODA合計		3,635.75	100.0	二国間ODA合計		3,637.82	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

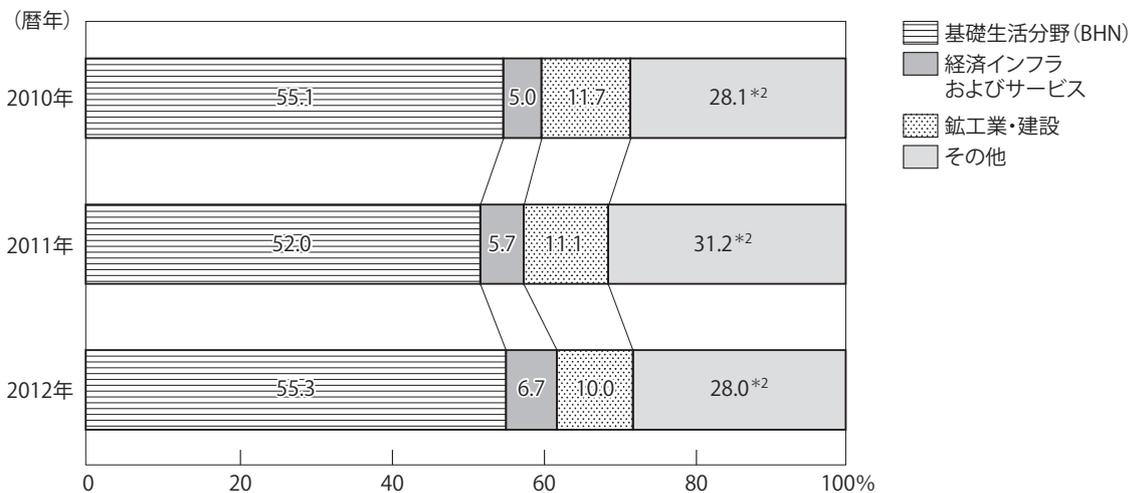
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
*2 「ドナー国の難民」が占める割合が大きい。

26 スイス (Switzerland)

援助政策等

1. 基本法・方針

スイス政府の開発援助は、「世界の困窮および貧困の緩和、人権の尊重、民主主義の促進、人民の平和的な共存および自然の生活基礎条件の維持」に対する貢献について定めるスイス憲法（第54条2）、「国際開発協力・人道援助法」、「東欧協力法」等を根拠にして実施されている。

戦時国際法である1864年のジュネーブ条約の締結に始まり、スイスには長い人道主義の歴史が存在する。

2013年から2016年までの開発協力重点方針としては、以下の5つを挙げている。

- (1) 紛争の予防と解決
- (2) 資源やサービスへのアクセス向上
- (3) 持続可能な経済成長の促進
- (4) 民主主義と自由競争市場への移行支援
- (5) 環境に優しく、社会的に公正なグローバリゼーションの促進

2. 援助規模

2013年のODA支出総額は、29億6,380万スイスフラン（約3,122億円）で、対国民総所得（GNI）比は0.47%であった。政府および議会は、国連によるODAの対GNI比0.7%目標への達成に向けて真摯（しんし）に取り組んでいるものの、短期間では難しいとの認識から、当面の目標を2015年までのGNI比0.5%の達成に設定している。

ODAは二国間が約75%、多国間が約25%の割合で長らく推移してきたが、2011年以降に二国間援助の割合が増し、2013年には79%を占めた。

3. 重点分野

2013年から、特に気候変動や金融危機といった国境を越える危機への対応強化と、脆弱国家^{（注1）}への重点的な支援が目指されるようになった。「グローバルプログラム」として、地球規模の課題である気候変動、移民、金融と貿易、水、食料、医療の6分野の問題に積極的に取り組んでいるほか、植民地支配の歴史がない国という特徴を活かし、脆弱国家での法の支配と人権の定着を働きかけている。

ミレニアム開発目標（MDGs）に続く、国連のポスト2015年開発アジェンダの形成に関しても、スイスは積極的に関与している。

実施体制

1. スイス政府における実施体制

ODAは、人道支援、開発協力、経済・貿易政策、東欧支援の4つに大別され、主にスイス外務省に属する「開発協力局」（Swiss Agency for Development and Cooperation：SDC）が人道支援と開発協力を、スイス経済省に属する「対外経済庁」（State Secretariat for Economic Affairs：SECO）が経済・貿易政策を担当し、東欧支援は両者ともに行っている。

(1) スイス政府において援助政策の総合調整機能を司るのは、SDCである。ODAの約6割を担当し、具体的な援助内容に応じて環境庁、難民庁、保健庁、農業庁、司法庁等といった政府関係部局とも緊密に連携しながら、東欧支援や人道支援などの案件を実施・調整している。貧困削減を目指し、特にベナン、ブルキナファソ、マリ、モザンビーク、タンザニア、バングラデシュ、モンゴル、ボリビア、キューバなどの国々に重点を置いている。SDCには、国内および国外（50か国以上に連絡事務所を設置）合わせて約600名の政府職員および約1,000名の現地職員が所属しており、2013年の年間援助総額は20億4,510万スイスフラン（約2,154億円）である。

(2) SDCと並び政府部内で重要な役目を果たすのはSECOである。SECOは、市場経済原理による持続的な経済発展の促進および援助対象国の国際経済システムへの統合を主眼に、マクロ経済の観点からの政策改革支援、インフラ整備プロジェクト、貿易・投資分野における各種支援等を行っている。ODAの約1割を担当し、ガーナ、ベトナム、インドネシア、ペルー、エジプト、チュニジア、コロンビア、南アフリカなどの国々に重点を置いている。

なお、政府における援助政策の企画・立案に際しては、「国際開発協力のための審議会」（Advisory Committee on

注1：制度面での能力の不足、不十分なガバナンス、政治不安、頻発する暴力、過去の深刻な紛争の後遺症など、極めて厳しい開発課題に直面している国（IDAウェブサイトより）

International Development Cooperation) も連邦政府への諮問機関として重要な役目を果たしている。1977年の政令に基づき設置された同審議会は、政界、民間経済界、学界、報道関係者およびNGO関係者といった幅広い分野からの代表者約20名で構成され、基本的に年5回ベルンで審議を行っている。

2. 非政府団体

スイス政府にとって援助政策の実施において最も重要な外部組織として、スイスの6大開発NGO (Swissaid、Bread For All、Caritas、Catholic Lenten Fund、Helvetas、Interchurch Aid) が連携して結成した統括組織「アリアンス・シュド」(Alliance Sud) がある。同組織は、公正で持続可能な開発を目指し、スイスの開発政策、対外政策に関するロビー活動を行っている。個別の具体的な援助プロジェクト等の実施に際しては、同組織は、さらにス

イス国内外の多くの協力団体・組織と連携している。

そのほか、案件によっては、大学や研究所などの専門知識を有する機関、各州政府に属する公共団体、民間経済団体等がスイス政府との間で協力を行う事例もある。

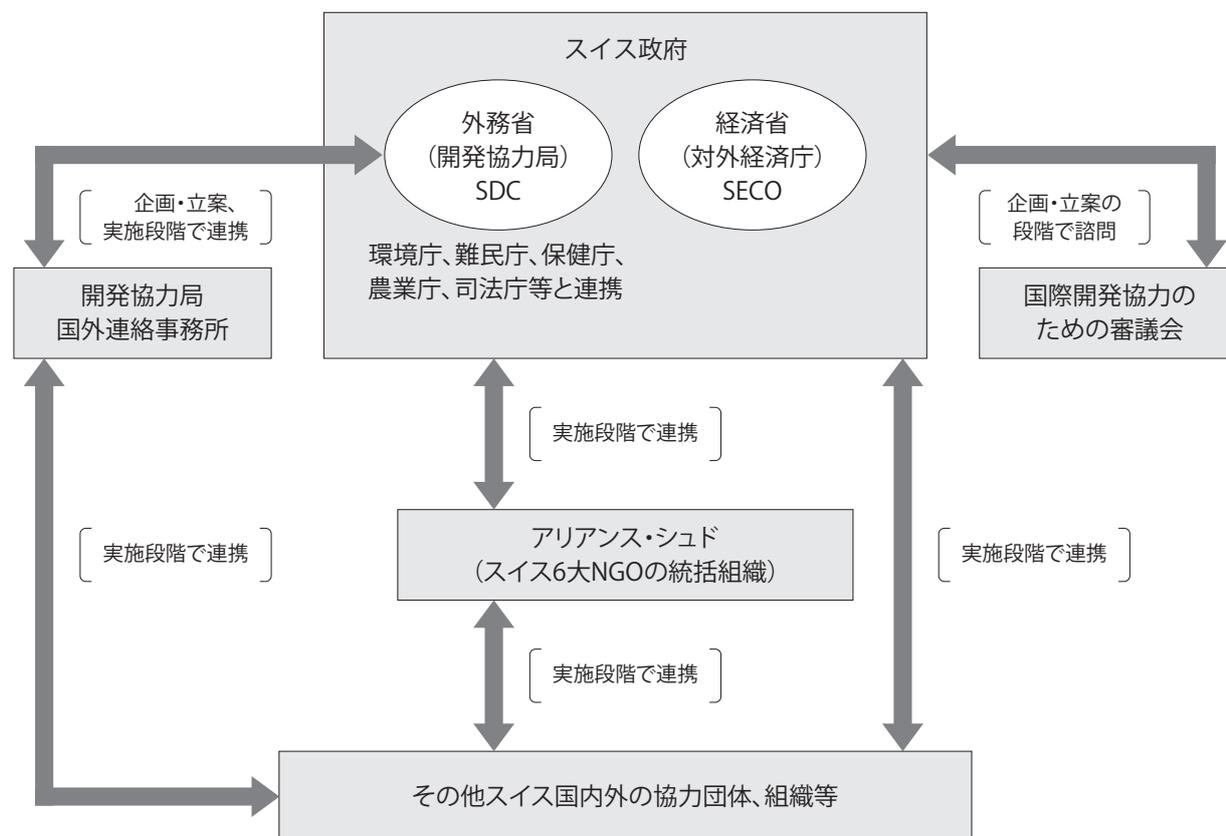
3. 実施後の評価等

SDCは、開発協力事業等の事後評価を行う際のガイドラインや評価結果をウェブサイト上で公開している。また、SDCとSECOは、スイス政府の援助政策につき共同で年次報告書を作成し一般公開しているほか、国会への報告も共同で行っている。

● ウェブサイト

- SDC : www.sdc.admin.ch
- SECO : www.seco.admin.ch
- Alliance Sud : www.alliancesud.ch

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

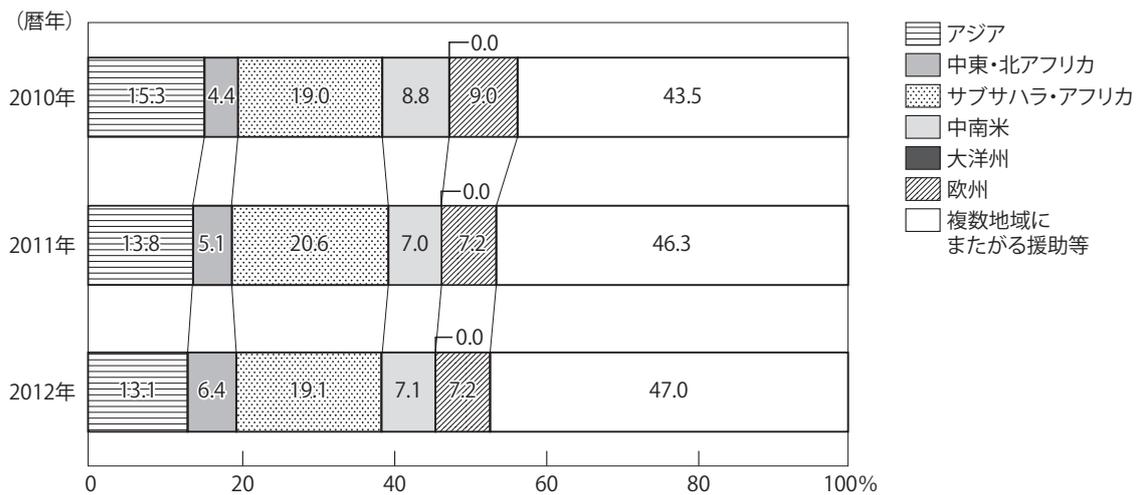
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	コソボ	52.71	3.1	1	トーゴ	75.95	3.2	1	コソボ	64.40	2.6
2	モザンビーク	29.36	1.7	2	コソボ	59.54	2.5	2	ネパール	40.15	1.6
3	ブルキナファソ	28.20	1.6	3	ネパール	40.38	1.7	3	ブルキナファソ	37.24	1.5
4	ネパール	27.94	1.6	4	バングラデシュ	32.66	1.4	4	モザンビーク	36.92	1.5
5	ベトナム	25.80	1.5	5	モザンビーク	30.91	1.3	5	ボリビア	35.01	1.4
6	パキスタン	23.66	1.4	6	ブルキナファソ	30.15	1.3	6	タンザニア	34.93	1.4
7	ハイチ	23.02	1.3	7	ボリビア	29.71	1.3	7	バングラデシュ	32.62	1.3
8	ボリビア	21.59	1.3	8	タンザニア	28.94	1.2	8	[パレスチナ自治区]	29.22	1.2
9	ペルー	21.35	1.2	9	ボスニア・ヘルツェゴビナ	27.43	1.2	9	アフガニスタン	28.36	1.2
10	バングラデシュ	21.03	1.2	10	[パレスチナ自治区]	26.58	1.1	10	ニジェール	27.03	1.1
10位の合計		274.66	16.0	10位の合計		382.25	16.1	10位の合計		365.88	14.9
二国間ODA合計		1,712.29	100.0	二国間ODA合計		2,373.17	100.0	二国間ODA合計		2,457.15	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

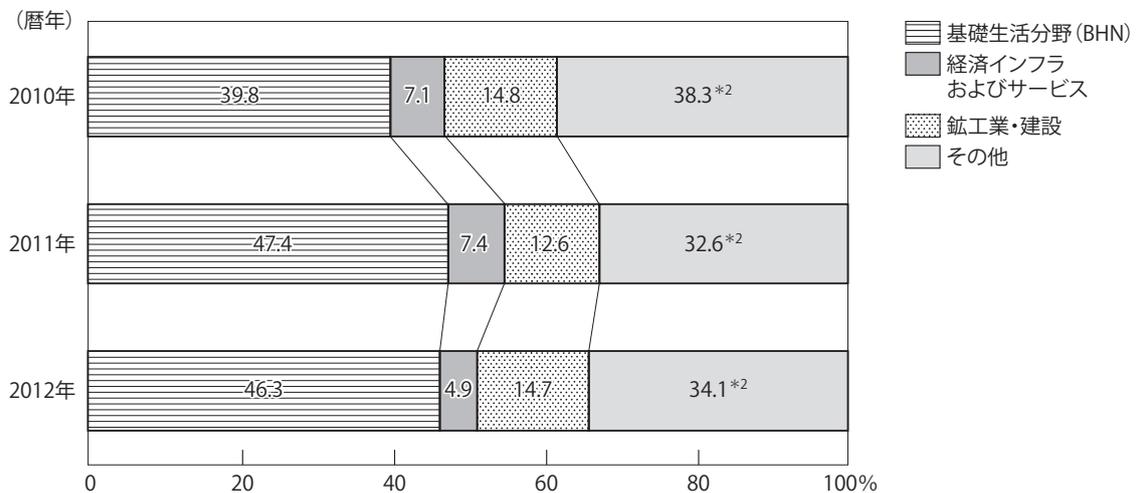
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
*2 「ドナー国の管理費」、「ドナー国の難民」が占める割合が大きい。

27 英国 (United Kingdom)

援助政策等

1. 基本法

英国の開発援助の基本法は、2002年に成立した国際開発法 (The International Development Act) である。英国の国際開発を主導する国際開発省 (DFID: Department for International Development) は、同法に基づいて活動している。同法に従い国際開発大臣は、こうした活動が貧困削減に貢献することを前提に、持続可能な開発と福利厚生を目的とした開発援助と人道的援助を提供することができる。

2006年に成立した国際開発報告・透明性法 (The International Development (Reporting and Transparency) Act 2006) は、英国政府が最貧国支援の公約を実施する際の説明責任を強化することを目的とする。同法に従い、DFIDは毎年、開発政策、援助の提供、援助の活用方法に関する国会への報告の提出を義務付けられている^(注1)。

2. 基本方針

英国政府の開発政策はDFIDが主導している。DFIDの主要な目的は、特にミレニアム開発目標 (MDGs) の実施を通じた、貧困国における貧困削減である。

英国政府は、ODAのGNI比0.7%の国際目標を2013年に達成した。

援助は原則として無償であり、2001年から、二国間援助は100%アンタイドとなっている。また、英国は、現在、貧困削減と途上国の行政能力を向上させるための財政支援^(注2)を11か国で実施しており、2013/2014年度にはこれらがDFIDの二国間援助額全体の約10% (5億4,530万ポンド、約891億円) を占めた。財政支援は保健と教育分野に限定されている。2012~2015年までのDFIDの事業計画では、ポスト2015年開発アジェンダ目標の達成、透明性・費用対効果・開かれた政府への対応、経済成長、少女と女性、人道支援および気候変動対策を優先課題としている。近年特に経済成長分野に力を入れており、英国企業の協力等も得つつ、優先国に対しての雇用創出支援等を実施している。少女と女性分野においては、2014年5月

にジェンダー間の平等法を制定し、DFIDの実施するすべての活動においてジェンダー平等を配慮することを義務付けている。気候変動については、国際社会における議論をリードする立場から、国際気候基金 (ICF) を立ち上げ、気候変動の影響を被りやすい脆弱な国に対する小農支援等を行っている。

英国は援助予算をGNIの0.7%に増額するという国際協力に対する強い政治的意思を政党の違いを超えて維持する一方で、援助の費用対効果および説明責任を重視する方針の下で、多国間援助および二国間援助の見直しを実施し、援助への支出に対する国内からの理解を得る努力を行っている。2011年3月に発表された同見直しでは、英国が拠出する43の国際機関を費用対効果に従い4段階 (とても良い、良い、適切、劣っている) に分けて評価し、「劣っている」と評価された9機関のうち4機関への拠出を取りやめた。また、二国間援助については、16か国への援助を停止し、27か国 (その後、南スーダンを加えた28か国) の重点国に援助を集中することが決定された。

3. 予算

(1) 規模

2013年の英国の政府開発援助 (ODA) は、114億3,700万ポンド (約1兆7,465億円) となり、世界第2位の援助国である。また、同年のODAの対GNI比は0.72% (出典: DFID年次報告書2013/2014年度版) となり、そのうち、DFIDによる支出は100億4,000万ポンド (約1兆5,332億円) である。

(2) 支出内訳

2013/2014年度のDFIDの援助予算 (事業費) は99億ポンドで、そのうちの45%は多国間援助機関への拠出金として支出された。二国間援助には54億5,300万ポンド (約8,913億円) が支出されたが、援助見直しにより、28か国に重点化している^(注3)。2013/2014年度のDFIDの二国間援助における主要セクターは、ガバナンス・安全保障 (13%)、富の創出 (13%)、教育 (12%)、人道支援 (16%) グローバルパートナーシップ (8%)、

注1: DFIDの年次報告書2013/2014年度版 ('Department for International Development Annual Report and Accounts 2013-14') 等の公開文書は、DFIDのウェブサイト (<http://www.dfid.gov.uk/>) で入手可能。数値はいずれも暫定値。

注2: 援助の用途を特定せずに、援助資金を直接途上国政府予算に投入する援助アプローチの一つ。

注3: 国際開発省 (DFID) は、重点国・地域として、アフガニスタン、バングラデシュ、ミャンマー、コンゴ民主共和国、エチオピア、ガーナ、インド、ケニア、キルギス、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ネパール、ナイジェリア、パレスチナ自治区、パキスタン、ルワンダ、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ、スーダン、南スーダン、タンザニア、タジキスタン、ウガンダ、イエメン、ザンビア、ジンバブエの28か国・地域を設定している。

母子保健 (6%)、気候変動 (6%)、貧困・飢餓・脆弱性 (6%)、水・衛生 (3%)、マラリア (3%)、HIV/エイズ (0.9%)、その他保健 (11%) となっている。

実施体制

1. 英国国際開発省 (DFID)

政府開発援助は、援助政策の立案から実施まで、閣僚が率いるDFIDの責任の下に一元的に行われる。2013年のODA予算のうち、DFIDのシェアは88%を占める。また、国家安全保障会議を通じ、他の関係省庁（外務・英連邦省〈3%〉、エネルギー気候変動省〈4%〉、国防省等）との連携にも力が入れられている。

DFIDの常勤職員数は、2004年の1,907名から、2008年の1,612名、2009年の1,600名、2010年の1,573名、2011年の1,567名、2012年は1,562名と年々減少し、2013年は1,764名、2014年は1,863名に増加した。

DFIDはロンドンとスコットランド（東キルブライド）に所在する本部に加え、28か国に海外事務所を有する。国内外のスタッフ（2,750名）の半数以上が途上国で勤務

している。

2. 関連組織

(1) CDCグループ

途上国の民間部門（産業・生活インフラ支援）に対する民間企業による投資・融資等に資金協力等を行う。

(2) ブリティッシュ・カウンシル

人材育成分野での援助を実施。

(3) クラウン・エージェンツ

開発途上国の公的部門に対するコンサルティングサービス、資材・役務の調達等を実施。

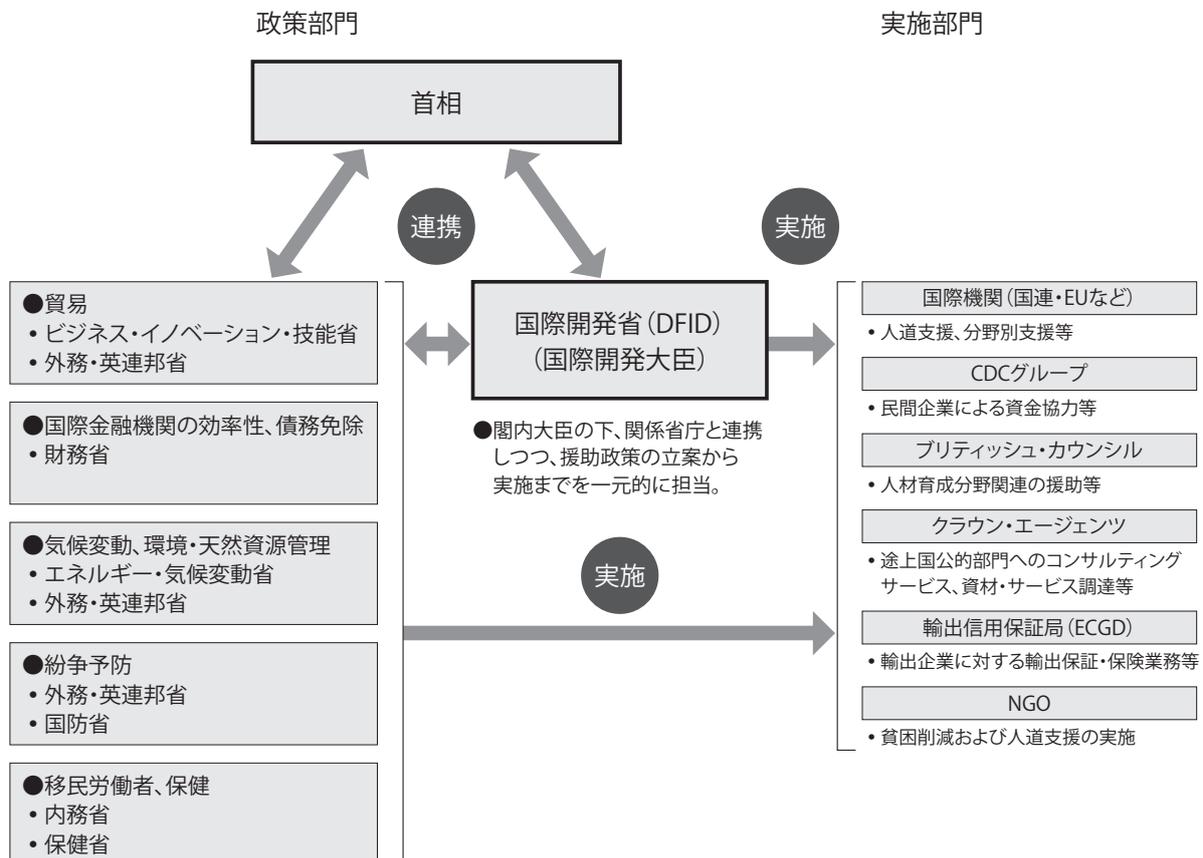
(4) 輸出信用保証局 (ECGD: Exports Credit Guarantee Department)

途上国向けに輸出する英国企業に対する輸出保証・保険業務等を実施。

3. 市民社会・NGO

英国は市民社会を通じた援助を重視している。2013年度、DFIDの二国間援助の16%は、市民社会組織を通じて実施された。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

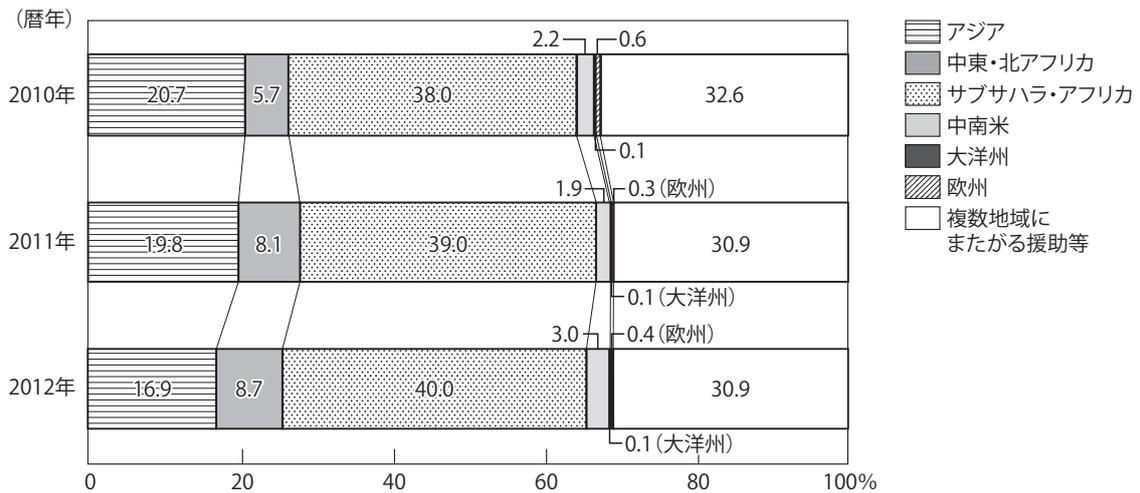
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	インド	650.34	8.1	1	エチオピア	552.25	6.5	1	インド	462.86	5.3
2	エチオピア	406.95	5.1	2	インド	453.85	5.4	2	アフガニスタン	433.92	5.0
3	パキスタン	298.51	3.7	3	アフガニスタン	423.42	5.0	3	エチオピア	421.05	4.8
4	ナイジェリア	264.61	3.3	4	コンゴ民主共和国	383.05	4.5	4	ナイジェリア	312.70	3.6
5	コンゴ民主共和国	250.78	3.1	5	バングラデシュ	368.62	4.4	5	バングラデシュ	310.81	3.6
6	タンザニア	240.94	3.0	6	パキスタン	331.59	3.9	6	パキスタン	299.87	3.4
7	アフガニスタン	234.83	2.9	7	ナイジェリア	298.86	3.5	7	タンザニア	250.02	2.9
8	バングラデシュ	228.32	2.8	8	モザンビーク	186.40	2.2	8	コンゴ民主共和国	220.20	2.5
9	ウガンダ	179.26	2.2	9	タンザニア	158.92	1.9	9	ジンバブエ	220.02	2.5
10	ガーナ	166.58	2.1	10	スーダン	157.34	1.9	10	マラウイ	196.91	2.3
10位の合計		2,921.12	36.4	10位の合計		3,314.30	39.1	10位の合計		3,128.36	35.9
二国間ODA合計		8,016.80	100.0	二国間ODA合計		8,473.54	100.0	二国間ODA合計		8,712.97	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

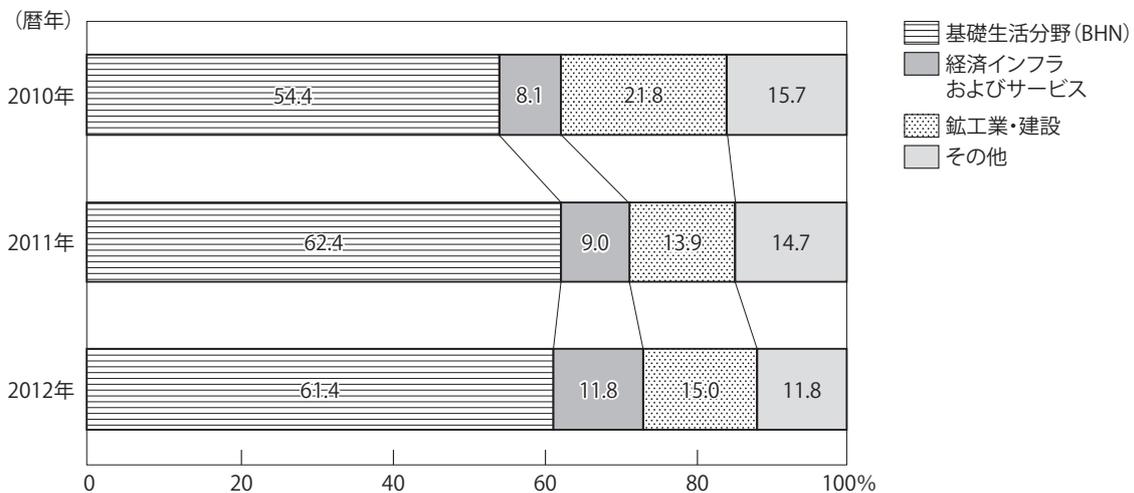
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

28 米国 (United States of America)

援助政策等

1. オバマ政権における開発協力の位置付けと改革

2009年1月に発足したオバマ政権は、対外援助予算を2015年までに500億ドルに倍増するとの目標を掲げ、現下の経済状況により困難に直面しながらも、倍増目標達成を目指してきた。2013年度、2014年度の予算はそれぞれ520億ドル、509億ドル（推定）となっている。また、開発を国防および外交同様に、米国安全保障および外交政策上の柱の一つに位置付け、国家安全保障戦略^(注1)においても「開発は、戦略的、経済的に、また道徳上不可欠なもの」と位置付けている。

オバマ大統領は、2010年9月に発表した大統領調査令(PSD: Presidential Study Directive)の中で、開発が米国の安全保障にとって不可欠との認識の下、外交および防衛と相互補完的な対外政策として、高い位置付けを与えた。また、オバマ大統領は、2013年の一般教書演説^(注2)で、「今後20年の間に世界の極度の貧困を撲滅する」と述べ、続く2014年の一般教書演説^(注3)において、「アフリカ全域で官民協力により電力へのアクセスを倍増させるとともに、極度の貧困の撲滅を助ける」と述べている。2014年1月に公表された米国国際開発庁(USAID)の新しいミッション・ステートメント^(注4)でも言及されている極度の貧困の撲滅は、引き続き米国の援助政策の焦点の一つとなると考えられる。

国務省^(注5)およびUSAID^(注6)は、クリントン国務長官(当時)の下で2010年12月に公表された「4年ごとの外交・開発政策の見直し(QDDR: Quadrennial Diplomacy and Development Review)」に基づき、開発を外交に統合する改革を実施してきたが、さらなる改革を進めるため、2014年4月22日、新たなQDDR作業を開始することを発表した。その際、シャーUSAID長官(当時)は、新しいQDDRを進めるに当たっての原則として、(1)急速に変化するグローバルな環境において、米国がパワー、影響力および支援を展開するに当たり、開発を外交および防衛と同様に重視するとき、米国はより安全でより豊

かになること、(2)常にこれまでとは違う方法で物事を行い、改善し、現代化し、他国と連携し、他国との関係からより大きなレバレッジを得るよう試み、米議会および世界中のパートナーとより活発に関与すること、に積極的でなければならないことを挙げている。このことから、米国は引き続き対外政策における開発の位置付けを高めつつ、関係国との援助協力を重視する政策をとっていくものと考えられる。

2. 対外援助の重点分野

2014年6月現在、対外援助予算を含む2015年度(2014年10月1日から2015年9月30日まで)の国務省・USAID予算要求^(注7)(総額462億ドル)は議会において審議中である。同予算案において強調されている開発関連の予算は次のとおり。

(1) 国家安全保障の確保

ア 中東および北アフリカ(70億ドル): チュニジア、エジプト、リビア、イエメン等の移行期の国々に対する支援とともに、イスラエルおよびヨルダンに対する大規模な支援を行う。

イ 東アジア・太平洋(14億ドル): 鍵となる二国間関係の強化、安全保障構造の強化、エネルギーおよび環境問題を含めた経済発展への注力、人的な交流の促進を行い、積極的に同地域に関与する。

ウ アフガニスタン・パキスタン(36億ドル): アフガニスタンおよびパキスタンにおける安定、安全保障、発展のための支援を継続する。

エ 国際機関および平和維持活動(48億ドル)

(2) 米国経済の強化と地球規模課題への対応

ア 国際保健イニシアティブ(81億ドル): 世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバル・ファンド)への13.5億ドル拠出を含む。

イ Feed the Future(食料安全保障)(10億ドル)

ウ 世界気候変動イニシアティブ(5億630万ドル)

エ 人道支援(48億ドル)

注1: 2010年5月ホワイトハウス発表“National Security Strategy” http://whitehouse.gov/sites/default/files/rss_viewer/national_security_strategy.pdf

注2: 2013年一般教書演説 <http://www.whitehouse.gov/state-of-the-union-2013#webform>

注3: 2014年一般教書演説 <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2014/01/28/president-barack-obamas-state-union-address>

注4: 米国国際開発庁(USAID)ミッション・ステートメント <http://www.usaid.gov/who-we-are/mission-vision-values>

注5: 国務省 <http://www.state.gov/>

注6: 米国国際開発庁(USAID) <http://www.usaid.gov/>

注7: 2015年度予算要求(Congressional Budget Justification) <http://www.state.gov/documents/organization/222898.pdf>

オ 米国国際開発研究所 (1億5,130万ドル) : 科学、テクノロジー、イノベーションおよび民間連携を新たな方法で用い、長年の開発課題に対する解決方法を獲得する新しいアプローチに対して投資する。

(3) 国務省およびUSAID

ア 警備維持と強化 (46億ドル)

イ USAID運営費 (14億ドル) : USAID Forward (USAID改革のための主要行動計画) が達成してきた調達、現地の能力開発、イノベーション上の成果を維持し、強化する。

3. 日米開発協力

日米両国は、2013年12月のバイデン副大統領訪日の際、「日米のグローバル協力に関するファクト・シート」を発表し、開発協力を含む今後の地球規模課題に関する日米協力について方向性を打ち出した。同ファクト・シートにおいては、日米が協力して国際保健、ミレニアム開発目標および女性のエンパワーメント (能力強化) に取り組むことを確認するとともに、援助の効果を最大化するため、日米が新しく、定期的な高級実務者レベルの開発対話を開始することが示された。

これを受け2014年2月にはワシントンにおいて第1回の日米開発対話が開催され、女性の能力強化、人道支援・防災、東南アジア地域、大洋州地域等に関する幅広い開発課題に対する日米協力につき協議を行い、今後日米で開発協力の具体的な内容が検討された。

同年4月にオバマ大統領が訪日した際に発表された日米共同声明においては、日米開発対話を通じ、両国が開発協力を拡大していることが言及された。同時に発出されたファクト・シートでは、具体的な協力案件として、特に①インド・デリーにおけるUN Womenの「安全な街づくりプログラム」を共同で支援していくこと、②カンボジアとラオスにおける女性起業センター設立のための「WECREATE Initiative」に共に取り組んでいくこと、③ASEAN防災緊急対応協定作業計画第2フェーズに対する新たな支援の提供においても協力していくこと、④日本側は、2014年夏のアフリカの女性起業家のための米国国際ビジター・リーダーシップ・プログラムを支援すること、が確認されている。

実施体制

1. 米国国際開発庁 (USAID : the U.S. Agency for International Development)

米国の対外援助にかかわる機関は財務省や農務省、保健福祉省、平和部隊など数多くあるが、二国間援助において中心的な役割を担うのがUSAIDである。USAIDは、国務長官から総合的な外交政策のガイダンスを受ける独立した連邦政府機関であり、米国外交政策の目標を支持して、世界各地に経済援助、開発援助、人道援助を提供する。

USAIDは、海外事務所にも多くのスタッフを配置し、援助案件実施の管理を海外事務所に委ねている。2013年9月30日時点において、政府直接雇用職員は国内外合わせて3,858名在籍しており、在外現地採用職員4,359名のほか、各種プログラムで採用される者を含めると職員は総数9,410名在籍している。また、USAIDは従来から、PVO (Private Voluntary Organization、NGOを指す) を重要なパートナーと位置付け、積極的に活用している。

2. ミレニアム挑戦公社^(注8) (MCC : Millennium Challenge Corporation)

2004年に設立されたミレニアム挑戦公社 (MCC) は、MCC理事会によって監査され、最高経営責任者 (CEO) により運営されている。MCC理事会は国務長官が議長を務め、財務長官、通商代表、USAID長官のほかに民間企業関係者が参加する。USAIDとは異なったアプローチで効率的に貧困支援を行うことを目的としており、職員は300名以下の小さな組織となっている。

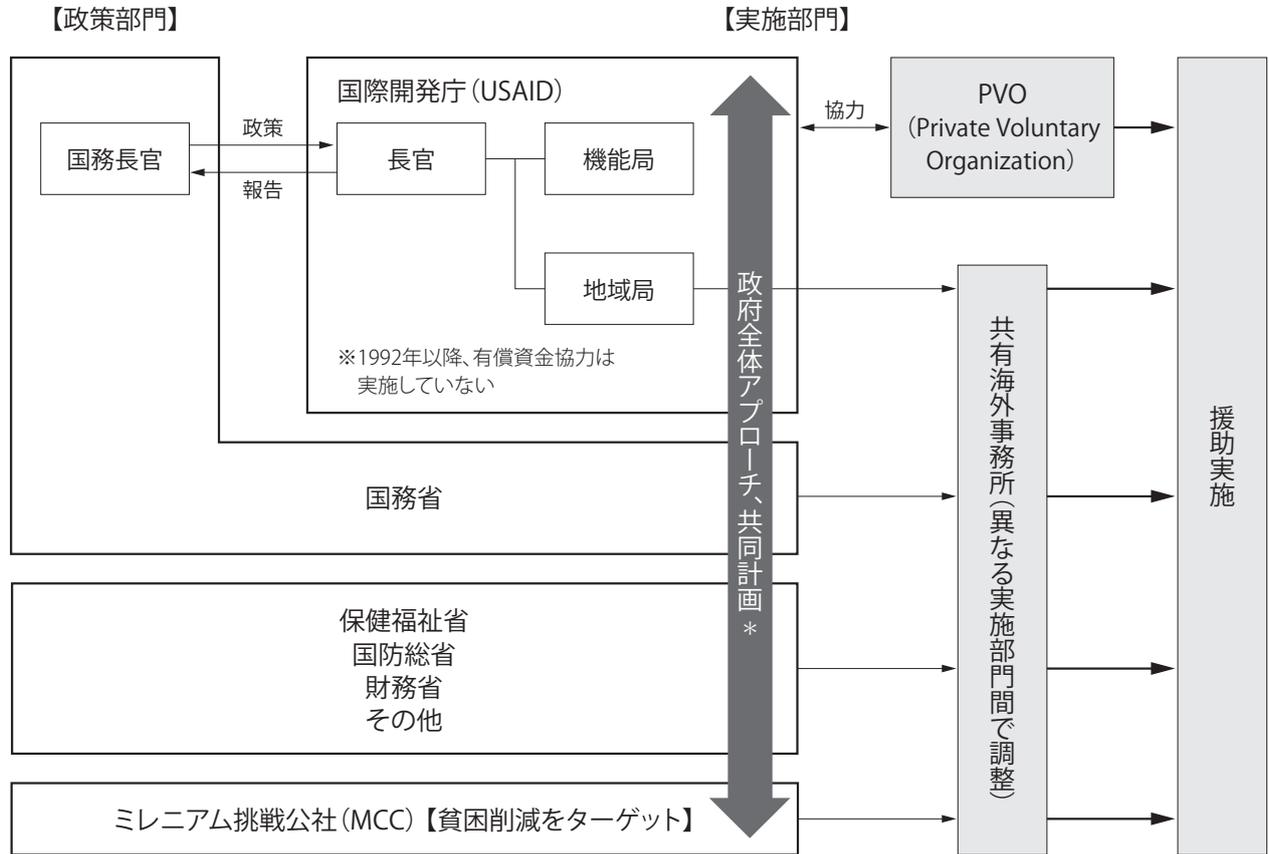
MCCは、低所得国もしくは中所得国の中で、「良い統治」、「経済的自由」、「市民への投資」を公約としている国々から市民の自由度、汚職規制、女性の初等教育終了率、貿易政策などの指標 (指標は毎年変更され、公表される) を用いて被援助国を選定し、①MCC理事会によって適格国と認められた途上国に対する無償資金協力、および②もう少しで適格国になり得る途上国を対象とした小規模の無償資金協力を行っている。

MCCIは、これまでに農業および灌漑、交通、水の供給および衛生等の分野で総額84億ドル以上のプログラムを承認している。14万8,000人以上の農業従事者への訓練、8万2,000ヘクタール以上の開墾、4,900km以上の道路の設計・建設、農業ローンへの6,500万ドル拠出を実

注8: ミレニアム挑戦公社 <http://www.mcc.gov/>

行ってきており、被援助国の発展機会の促進、市場開拓、生活水準向上、貧しい人々の繁栄と将来の創造に寄与してきた。

援助実施体制図



* 2009年より政府は、強力な方針指導の下、開発協力をより戦略的かつ統合的に実施していくために、省庁間の協働を推奨したり、組織横断的な業務に携わるスタッフの報奨制度を導入したりしている。この結果、MCC・政府/USAID間の共同計画要領などが策定され、いくつかの被援助国では既存のUSAIDの事業をMCCが受け継いだり、活動を補完したりする好ましい事例が発生している。

(1) 政府開発援助上位10か国

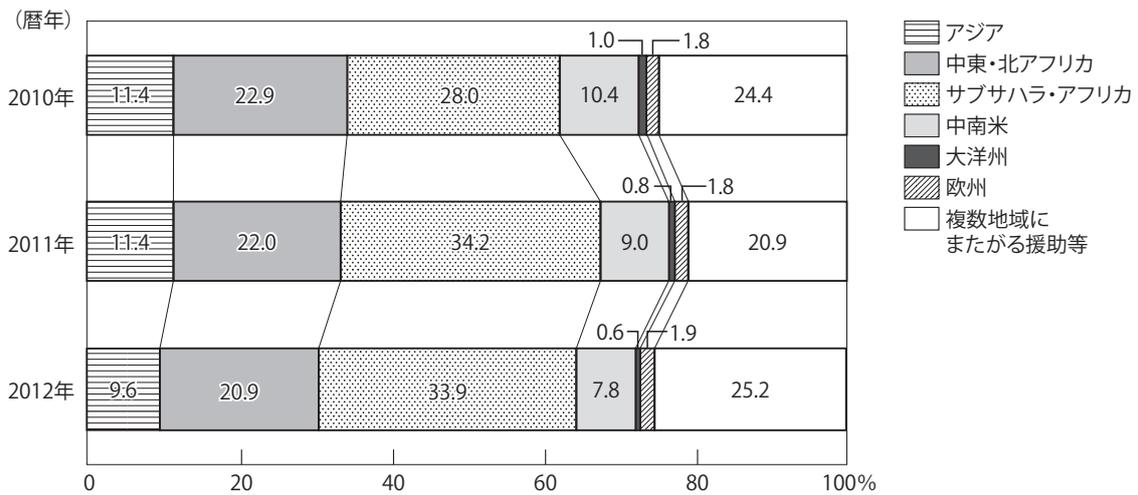
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	アフガニスタン	2,893.40	10.9	1	アフガニスタン	3,075.00	11.3	1	アフガニスタン	2,773.13	10.9
2	イラク	1,622.91	6.1	2	コンゴ民主共和国	1,293.20	4.8	2	ケニア	817.83	3.2
3	パキスタン	1,196.76	4.5	3	パキスタン	1,273.85	4.7	3	南スーダン	773.34	3.0
4	ハイチ	1,106.85	4.2	4	イラク	1,268.43	4.7	4	エチオピア	732.61	2.9
5	エチオピア	875.34	3.3	5	ケニア	715.42	2.6	5	パキスタン	624.76	2.5
6	スーダン	726.35	2.7	6	南スーダン	707.42	2.6	6	イラク	582.80	2.3
7	[パレスチナ自治区]	720.75	2.7	7	エチオピア	706.66	2.6	7	タンザニア	568.74	2.2
8	ケニア	565.92	2.1	8	[パレスチナ自治区]	625.04	2.3	8	ヨルダン	556.64	2.2
9	南アフリカ	529.53	2.0	9	ハイチ	620.18	2.3	9	南アフリカ	505.27	2.0
10	タンザニア	457.41	1.7	10	南アフリカ	564.03	2.1	10	モザンビーク	435.49	1.7
10位の合計		10,695.22	40.2	10位の合計		10,849.23	39.9	10位の合計		8,370.61	32.9
二国間ODA合計		26,586.41	100.0	二国間ODA合計		27,212.81	100.0	二国間ODA合計		25,471.15	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

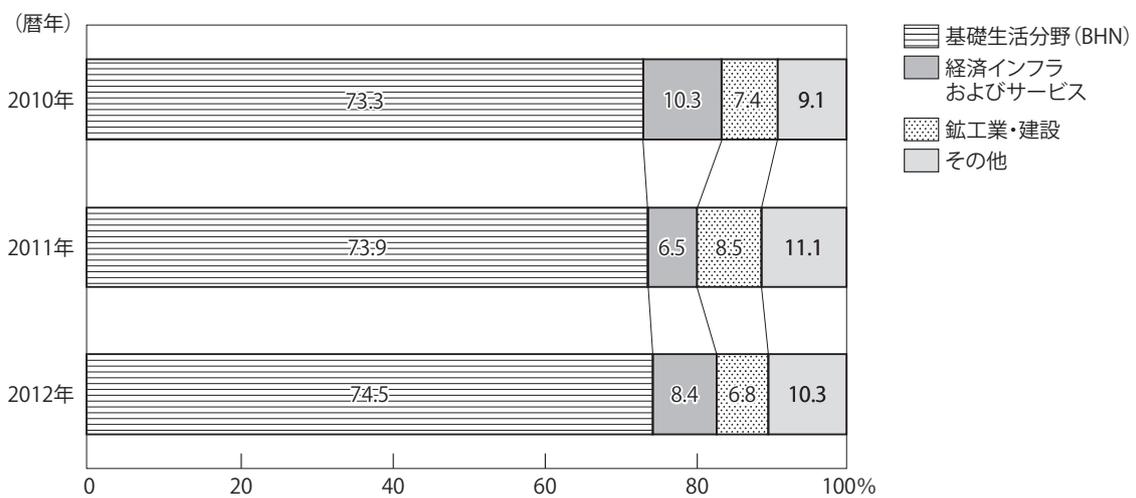
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

29 ブラジル (Brazil)

援助政策等

1. 基本政策

- (1) ブラジルによる開発援助は1950年代から行われているが、開発援助に関する基本法は存在しない。ブラジル応用経済研究所 (Ipea) や外務省国際協力庁 (ABC) 等がまとめた資料^(注1)によれば、ブラジル政府は「国際開発協力」として、①人道支援、②国費留学生、③技術協力および科学技術協力、④国際機関向けの資金拠出、⑤平和協力活動を実施している。
- (2) 外交政策上、技術協力による開発援助を重視し、援助受取国の住民の社会正義・生活水準の向上および持続的開発を優先課題とし、それらを達成するためのツールとして南南協力を実施している。援助は、途上国間協力といった意味合いも強く、ブラジルと途上国間の関係強化の中での政策協調や、両国実施機関の能力強化、人材育成、技術の開発・普及等を基本的な政策目的として実施している。

2. 援助政策における特徴

(1) 技術協力

技術協力に関しては、2010年、外務省国際協力庁により80か国以上で221のプロジェクトが実施されている。主な対象国および分野は、右の表のとおりであり、ポルトガル語圏の諸国への協力が大半を占める。分野別では、農業分野での協力が多くが特徴である。特に、中南米におけるブラジルの主導的な役割、アフリカへの積極外交を背景に、中南米諸国やポルトガル語圏アフリカ諸国に対して、経済社会開発を目的とした地域コミュニティの能力強化にかかわる技術支援を推進している。ほかにも、熱帯・亜熱帯など多様な気候風土を持つことや、旧ポルトガル領であることによる言語・文化の共通点などの特性を活かしながら支援を行っている。

順位	対象国上位10か国 (2005～2010年の合計)	金額比
1	モザンビーク	15.8%
2	東ティモール	15.2%
3	ギニアビサウ	14.4%
4	ハイチ	13.1%
5	カーボヴェルデ	9.8%
6	パラグアイ	7.5%
7	グアテマラ	6.4%
8	サントメ・プリンシペ	7.0%
9	アンゴラ	4.8%
10	ウルグアイ	3.3%
	その他	2.7%
合計		100%

順位	対象分野 (2003～2010年の合計)	金額比
1	農業	21.9%
2	保健	16.3%
3	教育	12.1%
4	環境	7.4%
5	社会保障	6.3%
6	行政	5.4%
7	社会開発	5.3%
	その他	25.3%
合計		100%

また、技術協力の実施に当たり、ブラジルは日本をはじめとする先進国をパートナーとする三角協力を推進している。三角協力は、ブラジルが援助国としての技術移転能力を強化していくための重要な手段として期待されている。現在では日本のほか、イタリア、スペイン、イスラエル、エジプト、米国、ドイツ、オーストラリア、英国といった諸国やFAO、WFP、UNESCO^{ユネスコ}といった国際機関との間で、主に中南米諸国やモザンビーク等のポルトガル語圏アフリカ諸国に対し、ブラジルでの経験を活かした農業開発や保健衛生分野での支援を行っている。

(2) 無償資金協力 (人道支援)

2008年の2,970万リアルから、2009年8,740万リアル、2010年2億8,520万リアルと急増している。2009年にはWFPやスペインと協働して、キューバ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカへの食料無償供与を始めた。2010年の人道支援における多国間援助の割合は56.8%で、残

注1:「Cooperação Brasileira para o Desenvolvimento Internacional 2005-2009 (国際開発のためのブラジルの協力2005-2009)」(Ipea、ABC等、2010年)

り43.2%は二国間援助であった。

(3) 国際機関への拠出

2010年の内訳は以下のとおり。

(単位:百万レアル、%)

	金額	割合	代表的機関と金額
国連機関等への拠出金	236.2	43.1	UNESCO 13.7 UNIDO 13.2 PAHO 12.7 (全米保健機構) CTBTO 12.2 (包括的核実験禁止条約機関) OAS 11.1 (米州機構)
国際開発金融機関	306.8	55.9	IDA 168.3 (国際開発協会) FOCEM 134.0 (メルコスール構造的格差是正基金) AfDF 4.4 (アフリカ開発基金)
その他	5.4	1.0	
合計	548.4 (約273億5,000万円)	100.0	

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

3. 実施体制

(1) 2009年-2010年の政府開発援助額をスキーム・分野別に見ると以下の表のとおりである^(注2)。

(単位:百万レアル、%)

	2009		2010		2009から2010への増減率
	金額	割合	金額	割合	
技術協力	97.7	11.5	101.7	6.3	4.0
留学生受入れ	44.5	5.2	62.6	3.8	40.7
科学技術協力	—	—	42.3	2.6	—
人道支援	87.0	10.2	285.2	17.6	227.7
平和維持活動	125.4	14.8	585.1	36.0	366.5
国際機関への拠出	495.2	58.3	548.4	33.7	10.7
合計	849.8 (約401億9,000万円)	100.0	1,625.1 (約807億2,000万円)	100.0	91.2

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

地域別に見ると、中南米諸国への援助比率が2010年で68.1%と突出している。なお、ブラジルは二国間政府貸付を実施していない。

(2) 外務省国際協力庁の技術協力に関する予算額は、2010年に5,250万レアル(約26億円)、2011年に5,260万レアル、2012年に5,180万レアルと近年おおむね横ばいとなっている。

実施体制

1. 実施体制

開発援助を総合的に担当する省庁はなく、スキーム別に各省庁・部局が個々の援助案件を担当している。技術協力については外務省国際協力庁が、人道支援については外務省国際飢餓対策室(CGFome)が、科学技術協力については科学技術イノベーション省が担当し、農務省等の関係実施機関と連携しながら援助を実施している。

国際機関への拠出については各関係省庁が担当しており、特に企画予算省国際局が米州開発銀行(IDB)、アフリカ開発銀行(AfDB)等の国際開発金融機関を、財務省国際局が世界銀行を担当している。

2. 外務省国際協力庁

(1) 技術協力を担当する外務省国際協力庁は外務省の外交政策に則り、かつ政府各部門の国家計画・プログラムにより策定される国家優先課題に従い、ブラジルと協力相手国との国際協力協定の範囲内で活動を行っている。

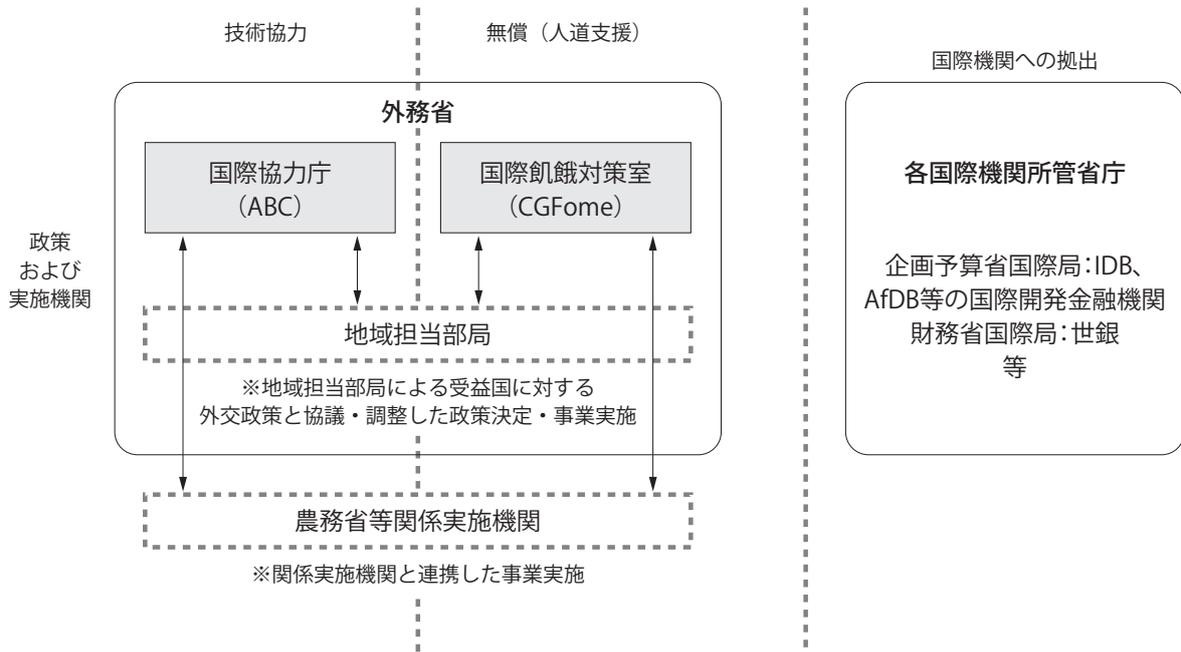
(2) 外務省国際協力庁は次の部門により構成されている。①途上国間協力計画室、②二国間技術協力室、③多国間協力室、④農牧協力室、⑤保健・社会開発協力室、⑥教育職業訓練協力室、⑦情報技術・電子ガバナンス協力室、⑧防災・都市開発・運輸協力室、⑨三角協力室、⑩管理予算室、⑪国際技術協力計画パートナーシップ推進室。なお、在外拠点として、在外公館に技術協力担当官を配置している。

● ウェブサイト

・外務省国際協力庁：<http://www.abc.gov.br>

注2:参考:「Cooperação Brasileira para o Desenvolvimento Internacional 2010(国際開発のためのブラジルの協力2010)」(Ipea、ABC等、2010年)

援助実施体制図



援助政策等

1. 基本政策・理念・体制

中国は、1950年より対外援助を実施。自国による援助を開発途上国間の相互支援（南南協力）と位置付け、先進国によるODAと一貫して差別化している。1964年に周恩来首相（当時）が発表した「対外援助8原則」（平等互惠、主権尊重・内政不干渉等）を基本原則としている。

中国商務部は2014年11月15日、対外援助の管理に関する初の基本法となる「対外援助管理弁法（試行）」を公布した（同年12月15日に施行）。今後、さらなる関連の法整備が進められる見込み。

2. 援助規模（以降、1元=18円で換算）

中国政府は、2011年に引き続き2014年7月に2版目となる「対外援助白書」を発表し、対外援助の概観と実績を示した。同白書は中国の対外援助について、政策方針、資金、対象分野、援助方式、援助内容および地域協力メカニズムや多国間組織との連携等について記述。一方、国別・地域別の供与情報や供与条件など詳細なデータは含まれていない。また、国際的に信頼・比較可能な統計情報は明らかではなく、全体像・詳細は不明。その前提において、中国政府による種々の発表を踏まえると以下のとおり。

・対外援助白書（2014年版）

2010-2012年の3年間の累計：893億4,000万元（約1兆608億円）（無償援助323億2,000万元、無利子借款72億6,000万元、優遇借款497億6,000万元）。

・財政部発表

2013年実績：決算ベースで170億5,000万元（約3,070億円、内訳不明）。内訳が不明であり、対外援助白書との関係も不明。

3. 援助の形態・分野

対外援助管理弁法等によれば次のとおり。

- ・援助形態：無償援助、無利子借款、優遇借款の3種類^(注1)。
- ・主たる実施手法：①パッケージ型プロジェクト^(注2)、②

物資援助、③技術協力、④人材育成協力、⑤ボランティア派遣

中国商務年鑑（2014年版）によれば、2013年の具体的な実績は以下のとおり。

①パッケージ型プロジェクト：124件を新たにコミット

②物資援助：93件

③人材育成プロジェクト：155か国・組織の18,660名を養成

④その他：医療チーム要員を568名、技術専門家、教師およびボランティアを合計6,890名派遣

このほか、緊急人道援助を東南アジアや中東、アフリカの10余りの国で実施。

対外援助白書（2014年版）によれば、援助分野は主に、農業、衛生、教育等の民生分野と、運輸、エネルギー、通信等の基礎インフラ整備が対象とされている。また、被援助国の援助によらない発展につながる研修プロジェクトも増大傾向にあるとされる。

4. 支援地域・機関

援助の対象は伝統的にアフリカ重視。

中国商務年鑑（2014年版）によると、2013年、中国政府は95の国・機関と援助協定を締結した。2010年から2012年における援助の対象国については、アジアとアフリカの国が全体の約67%を占めた。^(注3)

5. 対アフリカ援助

中国の対外援助は伝統的に対アフリカ援助中心。2012年に北京で開催された「第5回中国・アフリカ協力フォーラム（FOCAC）閣僚会合」において、胡錦濤前国家主席は、今後3年間で5つの重点分野^(注4)においてアフリカの平和・発展を支援するとし、200億ドルを限度とする借款の供与等を約束した。

2013年8月には、國務院新聞弁公室から、2010年に次いで第2版となる「中国アフリカ経済貿易協力白書」が公表された。中国・アフリカの経済貿易協力関係の発展は、アフリカの民生レベルの改善、アフリカ経済の多角的発

注1:無償援助は、主に中小型福祉プロジェクトおよび人的資源開発等に使用される。無利子借款は、主に公共施設整備等に使用される。優遇借款は、経済的および社会的に利益のある生産型プロジェクトや大中型インフラプロジェクトの建設等に使用される。

注2:プロジェクトの設計から施工まですべて、または一部の建設工程の責任を中国側が負い、全部または一部の設備、建築材料の提供、および技術者派遣による施工、生産等の指導等を中国側が請け負う中国の最も主要な援助方式。

注3:LDCsや小島嶼国に重点が置かれている。

注4:①投資・融資、②人材育成・医療等開発援助、③アフリカ統合、④人的交流、⑤平和・安定。

展に寄与するだけでなく、中国経済・社会の発展、南南協力の促進、世界経済の均衡的発展に寄与するとし、三部構成^(注5)で具体的な援助状況を紹介している。

また、2014年年初からのアフリカにおけるエボラ出血熱の流行に対しても、中国政府は支援を行っている。中国政府の発表によると、中国はアフリカ諸国に対し同年4、8、9、10月の計4度にわたり累計で約7億5,000万人民元（約135億円）相当の人道支援を行った。

6. 他国・機関との連携

開発分野における国際協力を強化する方針の下、二国間および多国間で三角協力を試験的に展開しているとされ、商務年鑑によれば、国連開発計画（UNDP）や世界銀行等の国際機関との協力を進めているほか、ニュージーランド等との間で三角協力を実施している。

OECD-DAC^{ダック}との関係においては、2009年からCHINA-DAC Study Groupを設け、各々の援助手法についての情報交換・研究等を行うなど、一定の協力関係を築いている。一方、効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ（GPEDC）第1回ハイレベル会合（2014年4月：メキシコ）には、インドと共に不参加であり、開発に係

る国際的な取組へのより一層の関与が国際社会から奨励されている。

実施体制

対外援助は、商務部（対外援助司）が主管しており、外交部、財政部、中国輸出入銀行と部門間調整システム等を通じて協議しながら、国別援助計画や資金計画等を作成。その他の中央部門も一部の専門性の強い援助事業に参加している。

無償援助、無利子援助は国家財政より支出され、優遇借款については、中国輸出入銀行（國務院直屬機関）を通じて実施される。

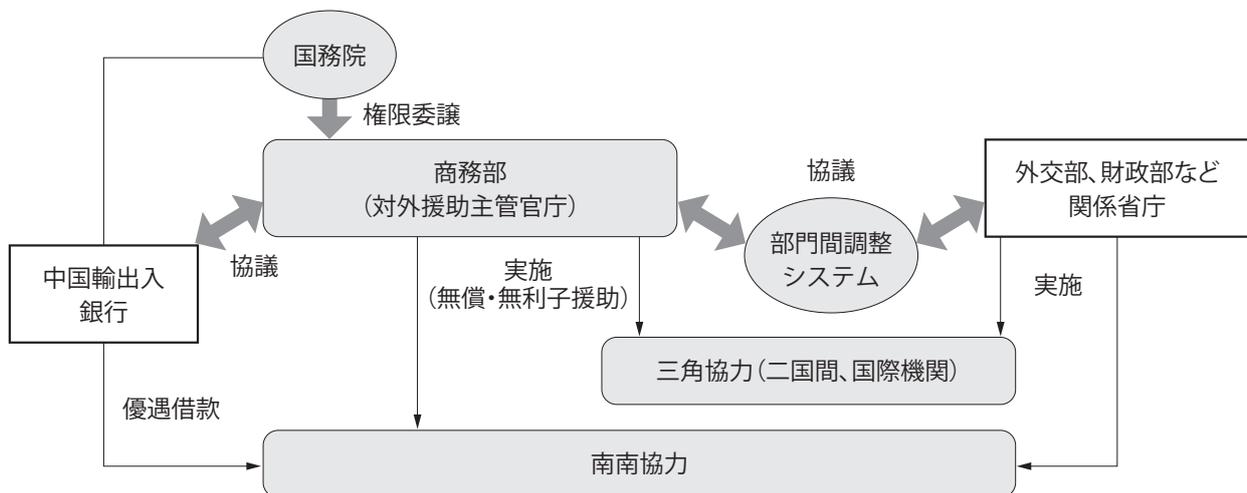
● ウェブサイト

- ・ 中華人民共和國商務部：http://www.mofcom.gov.cn/

● 参考資料

- ・ 2011年度版対外援助白書
- ・ 2014年度版対外援助白書
- ・ 2014年商務年鑑

援助実施体制図



開発に係るその他のイニシアティブ等

中国は、「一帯一路」（「シルクロード経済ベルト」と「21世紀・海のシルクロード」）構想を提唱し、インフラ・資

源開発・産業協力および金融協力等のプロジェクトへの支援を目的とするシルクロード基金を設立するとともに、アジアインフラ投資銀行（AIIB）の設立準備を進めている。

注5: ①前文、②本文（i 貿易の持続可能な発展の促進、ii 投融資協力レベルの向上、iii 農業・食料安全協力の強化、iv インフラ設備支援、v 民生・キャパシティ向上、vi 多国間枠組み協力の促進）、③後書き。

31 ハンガリー (Hungary)

援助政策等

1. 基本方針

ハンガリーは国際開発協力の実施を自国の外交政策上、不可欠な事項と位置付けているほか、EU（欧州連合）加盟国として、開発途上国を支援するドナー・コミュニティの責任も共有している。2000年に国連で採択されたミレニアム開発目標（MDGs）の達成、貧困の撲滅、支援対象国における人権に基づく民主主義体制の確立といった国際社会による支援の取組への貢献を約束しており、2001年には最初の国際開発協力戦略を策定し、2003年から国際開発協力を実施している。

2014年ハンガリーは新たな中期国際開発協力戦略（2014年～2020年）を策定したが、同戦略では、①民主的統治の強化等制度の確立、②持続可能な農業生産の向上を目指すグリーン栽培、環境保全と経済成長の両立を目指すグリーン経済および環境・気候変動、③人的資源および能力開発を重点3分野とし、西バルカン、東欧、アフリカおよび中東を重点4地域と設定している。

2. 援助規模

援助形態の内訳は、EU、国際連合、世界銀行等に提供される多国間援助が82%、二国間援助が18%を占める。ハンガリーは新たに策定した中期国際開発協力戦略に基づき、国際開発協力の水準を向上させることを目指しており、今後ODA予算を増額することを検討している（2010～2013年のODA実績額は以下の表参照）。2013年の予算は、1億2,991万ドルであった。

（単位：百万ドル、%）

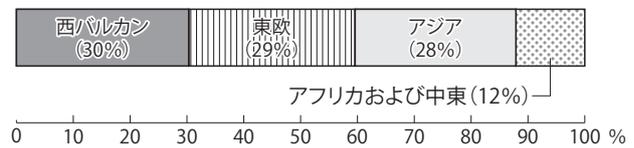
	2010年	2011年	2012年	2013年 （暫定）
ODA実績額	114.34	139.73	118.32	128.18
対GNI比	0.09	0.11	0.10	0.10

出典：外務貿易省作成資料、DAC統計

3. 援助地域

2012年の主な二国間援助対象国は、アフガニスタン、

セルビア、コソボ、モルドバ、ウクライナ、ベトナム、ケニア等であり、地域別の内訳は次のとおりである。



出典：外務貿易省作成資料

4. 援助分野

ハンガリーの国際開発協力は技術協力が主流であり、比較優位を持つ分野である教育、水関連、公衆衛生、農業、環境保護等の分野でプロジェクトを実施し、関連する省庁およびその関連機関が相手国の国家行政機関や地方自治体に対して技術協力を行っている。国際開発協力の一環として、自国が政治的・経済的移行プロセスで得た経験の共有を行っていることが特徴である。EUへ加盟したプロセスに関連する経験を西バルカンおよび東欧の国々に提供し、民主主義へ移行した際の経験を北アフリカ諸国に提供している。また、ハンガリーは、水資源管理、河川流域管理、水質の保全といった水関連プロジェクトへの取組も実施している。

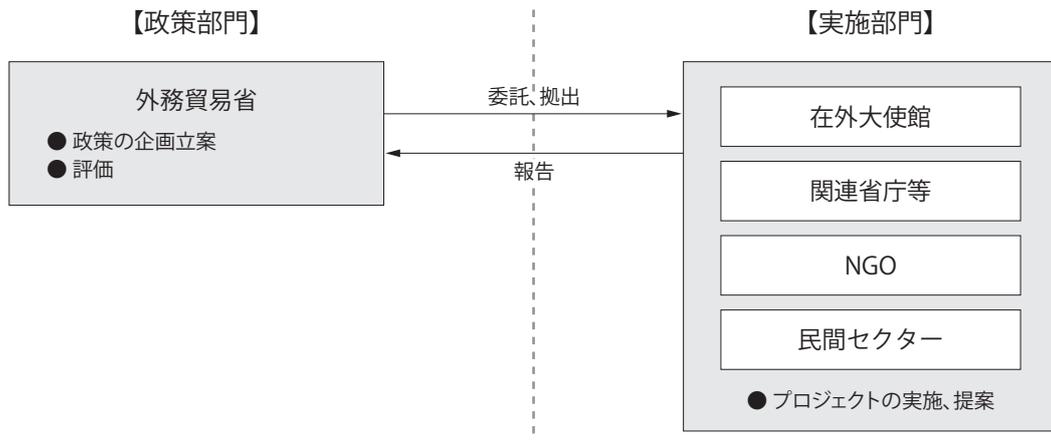
実施体制

ハンガリーは、独自の国際開発援助実施機関を持っていない。政策部門として、外務貿易省が国際開発協力に係る政策の企画立案および評価を行っており、実施部門として、関連省庁およびその関連機関、在外大使館、NGO、民間セクターが国際開発協力に係るプロジェクトの提案および各プロジェクトの実施を行っている。

● ウェブサイト

・ハンガリー外務貿易省：<http://nefe.kormany.hu/>

援助実施体制図



32 インド (India)

援助政策等

1. 基本政策

インドはOECD加盟国と異なり、ODAではなく、開発協力 (Development Partnership) という名の下、開発援助を実施している。開発協力を規定する法律、基本方針等は特段存在しないが、開発協力はインド独立の翌年にブータンに対して供与されて以来、外交において主要な役割を果たすものとして位置付けられている。また、開発協力は、基本的にインド単独で実施しており、他のドナー各国との協働は行っていない。

2010年から、開発協力の対GNI比0.7%を目標としている。

2. 援助規模

2013年度の修正予算では、704億ルピー (約1,200億円) が外国への経済協力として計上され、うち、541億ルピー (77%) が無償資金協力、163億ルピー (23%) が有償資金協力となっている (別表参照)。

3. 援助地域

対象国・地域の選定に当たっては近隣諸国が重視されている。ブータン、アフガニスタン、スリランカ、バングラデシュ、ネパール、ミャンマー、モルディブ等近隣諸国に対して援助額の約91%が供与され、残りの約9%はアフリカ諸国、中央アジア諸国、中南米諸国等の地域を対象としている。最近ではアフリカ諸国向けに増加傾向が見られる。最大の援助対象国は、近隣諸国の中でもインドとの関係が特に強く、インドが重要視しているブータンであり、2013年度には全援助額の約58%を占める410億ルピー (うち無償資金協力約264億ルピー、有償資金協力約147億ルピー) がブータン援助に支出され、インドはブータンにとって最大の二国間援助供与国となっている。

4. 開発援助内容

(1) IDEA (Indian Development and Economic Assistance) スキーム

- 従来は財務省より直接に財政援助をしていたが、2004年から政策変更し、政府の指示によりインド輸出入銀行 (EXIM Bank : Export Import Bank of India) を通じてクレジットライン (信用供与枠) を与える

こととした。クレジットラインの範囲内で政府間貸付が行われる。貸付の実績については、後出の表「インド政府 (外務省) による途上国支援」のとおりである。IDEAは2010年度から2014年度まで実施されており、2015年度以降も継続される見込みである (2014年9月時点)。IDEAでは、供与される金額のうち、65%はインドからの物資やサービスの購入に充てられ、残りの35%については被供与国が購入先を決めることができる。過去10年間で110億米ドルが195のクレジットラインとして設定されている。そのうち、66億米ドルがアフリカ諸国向けである。

(2) 近隣諸国やアフリカ諸国等への開発事業支援

- アフガニスタンの復興やミャンマーの国境地帯に関する支援、ネパールやスリランカへの支援などが無償支援として行われている。アフガニスタン向けには、ダム の 再 建 や 国 会 議 事 堂 の 一 部 の 建 設、 医 療 や 薬 品 の 供 給、 病 院 の 支 援、 農 業 大 学 へ の 支 援、 鉱 業 研 究 所 の 創 設、 バ ス や コ ン ピ ュ ー タ の 提 供 が 行 わ れ た。このほか、教育と能力開発も無償支援の対象となった。ミャンマー向けは、インドとミャンマーの港湾をつなぐ道路事業などが挙げられる。その他、病院や農業調査、教育の拠点づくりなどがある。ネパール向けで重要なのは国境の道路建設、医療センターや科学技術専門学校の創設である。スリランカ向けは、同国の優先度に応じて実施され、港湾開発や文化センター建設、寺院再建、病院建設がある。
- アフリカ向けはここ10年、力を入れるようになり、2013年度はマラウィ、ナミビア、ルワンダに農業、科学技術、教育と衛生分野で無償支援している。インドアフリカフォーラム・サミット (IAFS) の枠組みの下で、南スーダンにおいて4億ルピーを投入して地方技術団地の設立が進行中である。

(3) 技術協力

- 技術協力は、インド技術経済協力プログラム (ITEC : Indian Technical and Economic Cooperation Programme) とその姉妹プログラムであるアフリカに対するコモンウェルス特別プログラム (SCAAP : Special Commonwealth Assistance for Africa Programme) により構成される。
- 2013年度は、開発途上国161か国とパートナー関係

を結び、280の研修コースに年間8,000名以上の研修生をインド国内に受け入れ、財政と会計、会計検査、銀行業務、通信、英語教育、計画・行政、議会研究、犯罪記録、織物、地方電化、環境および再生可能エネルギー等の研修を実施している。また、軍関係者研修（1,500名の受入れ）も実施している。研修受入機関となっているのは中央政府や州政府、民間の教育・研究機関ならびに民間企業等47機関である。

- ・インド人専門家の国外派遣も実施しており、2013年度には情報技術、会計検査、法律、農業、薬学、統計、人口統計、自治体行政、織物の分野において、34名のインド人専門家を開発途上国に派遣した。

(4) 災害援助

自然災害を受けた以下の国々に対し支援を行った。
フィリピン、イエメン、マーシャル、マダガスカル、ナミビア

実施体制

インドは独立後、外務省を通じて開発途上国からの研修員の受入れ等を行ってきたが、1964年9月に外務省内に援助の中心的な実施機関である技術協力課が設置さ

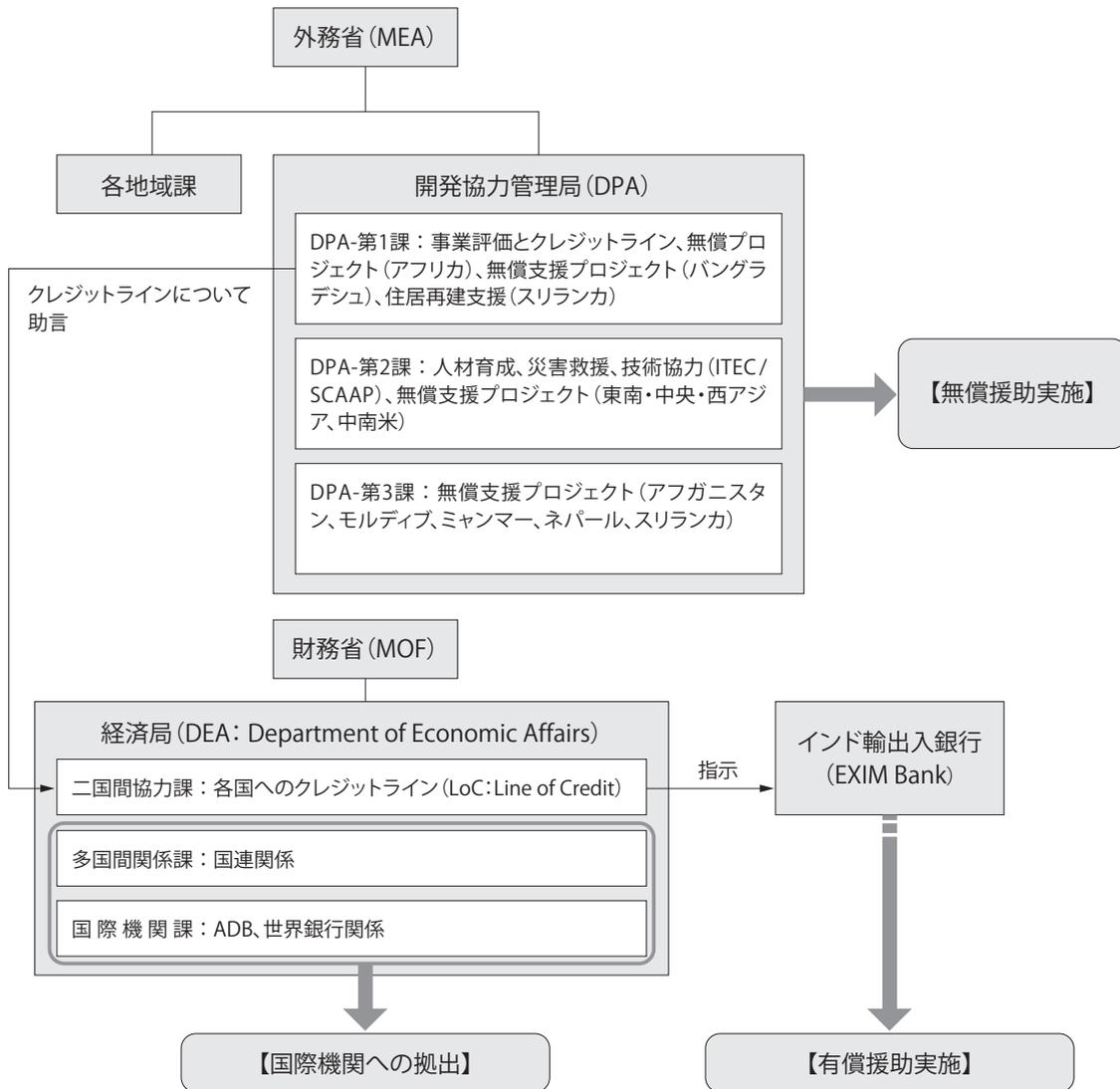
れ、本格的なインド技術経済協力プログラムITECが開始された。2012年1月に援助の透明性・迅速性向上のため外務省開発協力管理局（DPA：Development Partnership Administration）が新設され体制が一新されている。DPA第1課はクレジットラインとアフリカ諸国における無償支援、バングラデシュとスリランカでの住宅建設の無償支援を担当し、DPA第2課は、ITEC/SCAAP等のプログラムを所管している。また、東南アジアと中央アジア、西アジア、中南米の無償支援事業も第2課の所管である。人道支援、災害支援とアフガニスタン、モルディブ、ミャンマー、ネパール、スリランカ向けの無償支援はDPA第3課が行っている。

その他に対外援助を担当する主な機関として、財務省経済局多国間関係課（UNDP等）、同局国際機関課（ADB、世界銀行との関係等）、同局二国間協力課（各国へのクレジットライン）が挙げられる。

● ウェブサイト

- ・外務省開発協力管理局（DPA）：
<http://mea.gov.in/development-partnership-administration.htm>
- ・ITEC：<http://itec.mea.gov.in/>

援助実施体制図



インド政府（外務省）による途上国支援

(Ministry of External Affairs, Grants and Loans to Foreign Governments)

(単位: 千万ルピー)

	援助形態	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
バングラ デシュ	グラント	4	2.5	2	3.3	51	20	60	6	3.76	3	8.81	281.2	580	350
	ローン	57.42	40	20	18.87	1	0.01						0	0	0
	総 額	61.42	42.5	22	22.17	52	20.01	60	6	3.76	3	8.81	281.2	580	350
ブータン	グラント	495	567.05	696	768.65	852.71	564.31	683	791.32	1,004.48	1251	1,230.37	1,572.98	2,640.50	3,065.99
	ローン	160	214.4	304	280	278.4	35.2	48	414.6	297.5	472	790.99	1,838	1,468.50	3,008.01
	総 額	655	781.45	1,000	1,048.65	1,131.11	599.51	731	1,205.92	1,301.98	1,723	2,021.36	3,411	4,109.00	6,074
ネパール	グラント	60.25	78.99	60	66.17	66	210	100	113	150	150	191.15	292.55	380	450
	ローン	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01							0	0	0
	総 額	60.26	79	60.01	66.18	66.01	210	100	113	150	150	191.15	292.55	380	450
スリランカ	グラント	17.25	5	15	15.3	25	28.02	28	30	80	90	181.94	248.2	410	500
	ローン												0	0	0
	総 額	17.25	5	15	15.3	25	28.02	28	30	80	90	181.94	248.2	410	500
モルディブ	グラント	8.8	5	3	3.2	13.2	6	19.5	4.7	3.5	11	37.39	16.43	10	25
	ローン								500			248.3	0	158	158
	総 額	8.8	5	3	3.2	13.2	6	19.5	504.7	3.5	11	285.69	16.43	168	183
ミャンマー	グラント	16.78	5.5	4	6.21	22	44.57	20	35	55	90	67.4	121.87	255	330
	ローン												0	0	0
	総 額	16.78	5.5	4	6.21	22	44.57	20	35	55	90	67.4	121.87	255	330
アフガニ スタン	グラント							434	418.5	287	310	326.61	490.96	525	676
	ローン												0	0	0
	総 額							434	418.5	287	310	326.61	490.96	525	676
モンゴル	グラント									125	0	2.02	0.75	1.5	2.5
	ローン												0	0	0
	総 額							0	0	125	0	2.02	0.75	1.5	2.5
アフリカ 諸国	グラント	7.7	8	71.62	106.84	60.98	20	50	95	125	150	114.26	239.64	250	350
	ローン												0	0	0
	総 額	7.7	8	71.62	106.84	60.98	20	50	95	125	150	114.26	239.64	250	350
中央 アジア 諸国	グラント	5	4	5.29	8.5	9	17	20	18.82	20	30	29.47	32.66	25	40
	ローン												0	0	0
	総 額	5	4	5.29	8.5	9	17	20	18.82	20	30	29.47	32.66	25	40
中南米 諸国	グラント							1.53	2	2	4	0.02	27.61	5	30
	ローン												0	0	0
	総 額							1.53	2	2	4	0.02	27.61	5	30
その他の 途上国	グラント	114.94	252.71	172.05	348.22	494.83	591.63	240.08	50.95	36.55	34.35	25.47	30.95	59.55	122.87
	ローン												0	0	0
	総 額	114.94	252.71	172.05	348.22	494.83	591.63	240.08	50.95	36.55	34.35	25.47	30.95	59.55	122.87
その他	グラント								164.8	169	322	215.81	287.18	270.1	326.45
	ローン												0	0	0
	総 額								164.8	169	322	215.81	287.18	270.1	326.45
総額	グラント	729.72	928.75	1,028.96	1,326.39	1,594.72	1,501.53	1,656.11	1,730.09	2,061.29	2,445.35	2,430.72	3,642.98	5,411.65	6,268.81
	ローン	217.43	254.41	324.01	298.88	279.41	35.21	48	914.6	297.5	472	1,039.29	1,838.00	1,626.50	3,166.01
	総 額	947.15	1,183.16	1,352.97	1,625.27	1,874.13	1,536.74	1,704.11	2,644.69	2,358.79	2,917.35	3,470.01	5,480.98	7,038.15	9,434.82

出典: GOI, Expenditure Budget, Various Years

* 2001年度から2010年度までと2013年度は修正見積予算額、2011年度と2012年度は実績額(2011年度分から実績額が発表されるようになった)、2014年度は予算額。

インドの会計年度は4月-翌年3月。

33 インドネシア (Indonesia)

援助政策等

1. 基本政策

インドネシアの対外援助は、民主主義および貧困削減の推進という大きなビジョンを持っており、1981年に制定されたインドネシア技術協力プログラム (ITCP: Indonesian Technical Cooperation Programs) に基づいて実施される。ITCPは開発において共通する重要なニーズと問題に取り組むため、インドネシアの経験を活かした知識、専門の見地からの助言を開発途上国との間で共有するアプローチを取り入れている。

2005年には、長期国家開発計画 (2005～2025年) において国家開発の使命が明記され、二国間・多国間を問わず様々な分野での国際協力が奨励されるようになり、南南協力は国際社会における地位を高めるための有効な外交ツールとして位置付けられている。なお、従来の援助国と被援助国が協調して第三国への援助を行う「三角協力」についても、インドネシアは南南協力の手段 (モダリティ) の一つとして積極的に活用している。

インドネシアは、東南アジア唯一のG20メンバーとして国際社会での役割を拡大してきた。また、2012年6月にDACにより承認された釜山ハイレベルフォーラムのフォローアップ枠組みであるグローバル・パートナーシップと2012年7月に立ち上げられたポスト2015年開発アジェンダのハイレベルパネルの双方で共同議長を務めている。

同国は被災国としての経験を持つことから、人道支援および防災面での協力においても力を入れており、2014年7月には、国連人道問題調整事務所 (UNOCHA) 世界人道サミット北・南東アジア地域準備会合を日本と共催している。国際舞台で新興国の立場から援助協調について国際的なイニシアティブをとっており、国内では「被援助国から援助国へ」の機運が高まっている。

2. 援助地域・分野

1982年以降、ITCPでは研修生や学生の国内受入れ、インドネシア人の専門家や実習生の被援助国への派遣および奨学金の給付などを行っており、その分野は家族計画、エネルギー関連、社会公共サービス、公共事業、農業、航空、金融と多岐にわたっている。これまでアジア、大洋州、アフリカ、中南米の90か国以上の対象国から、延べ4,000名以上が参加した。

ASEANを外交政策上重視していることから、CLMV諸国

(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) が重点援助国となっている。

援助重点分野は、開発 (貧困削減プログラム、畜牛の人工授精、災害リスクマネジメント、財政・予算計画、インフラ開発および教育)、グッド・ガバナンスおよび平和構築 (民主化、平和構築、法の支配、地域開発プログラム)、そして経済的課題 (マクロ経済運営、公的金融およびマイクロ・ファイナンス) である。

3. 援助規模

2000～2010年の間には約4,200万ドルが南南・三角協力のために支出された。2014年現在、政府は南南・三角協力の規模拡大に動いており、年間約635万ドルまで増額している。2014年の新政権誕生以降も、この規模は維持される見込みである。

4. インドネシア南南・三角協力グランドデザイン案 (2011～2025年)

2011年には国家南南・三角協力調整チームが2011～2025年の15年間でターゲットとしたインドネシア南南・三角協力グランドデザイン案を起草している。同グランドデザインは5年ごとの3期に分けられる (以下の表参照)。

第1期	2011～2014年	法的枠組みの策定等によりインドネシアの南南・三角協力の基盤を強化
第2期	2015～2019年	南南・三角協力のための制度を強化、NGOを含む非政府組織との関与を強化することでインドネシアの南南・三角協力を拡大
第3期	2020～2025年	第2期から継続して非政府組織との関与のさらなる発展を目指す

三角協力においては、日本、ドイツ、米国、ノルウェーの4か国との協力関係が強く、国際機関ではUNDPとの協力関係が強い。イスラム開発銀行 (IsDB) を通じての三角協力の事業構築も進めている。

実施体制

国家開発企画庁は2010年以降、国家南南・三角協力調整チーム (National Coordination Team on South-South and Triangular Cooperation) を立ち上げ、関係各省との

コーディネーションの下、南南・三角協力を推進している。

国家南南・三角協力調整チームは、以下に記述する「運営委員会」、「技術委員会」、「事務局」の3つの組織から構成される。

1. 「運営委員会」

国家開発企画庁長官および外務大臣を共同議長、国家開発企画庁副大臣および外務副大臣を副議長とし、関係省庁の総局長クラスおよび民間セクターの代表を構成員とする。

2. 「技術委員会」

国家開発企画庁国際開発協力局長を委員長とし、以下の3つのワーキンググループから構成される。

- ・外務省技術協力局長を長とするニーズ捕捉グループ
- ・国家開発企画庁多国間海外資金局長を長とするプログラム・資金グループ
- ・国家官房技術協力局長を長とする評価広報・知識マ

ネジメントグループ

関係省庁などの局長クラスおよび民間セクターを構成員とする。

3. 「事務局」

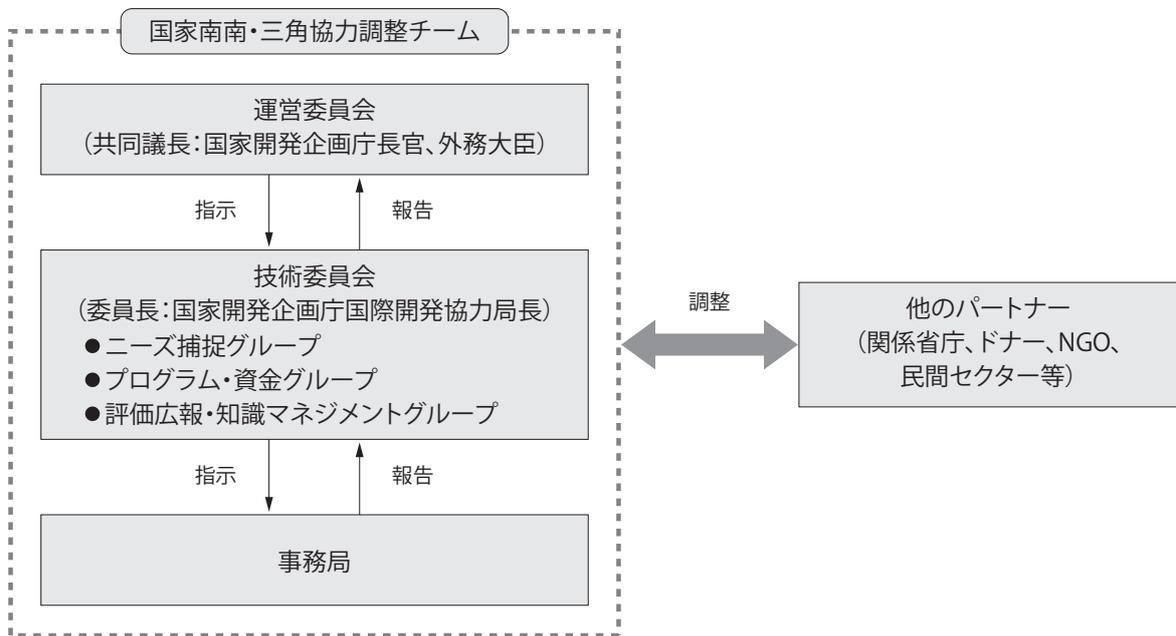
運営委員会は技術委員会に対して、技術委員会は事務局に対して指示を行い、技術委員会は運営委員会に対して、事務局は技術委員会に対して報告を行う。

3つの組織は、関係省庁やドナー（援助国）等の関連機関と協力して南南・三角協力を実施する体制となっている。

● ウェブサイト

- ・ Indonesia South-South and Triangular Cooperation : <http://www.ssc-indonesia.org/>
- ・ Indonesia South-South Technical Cooperation : <http://isstc.setneg.go.id/>

援助実施体制図



34 マレーシア (Malaysia)

援助政策等

マレーシア政府は、1980年9月にニューデリーで開催された「アジア大洋州地域英連邦首脳会議 (Commonwealth Heads of Government Meeting)」において、マレーシアにとり南南協力へのかわりが重要であることを表明したのを契機として、マレーシア技術協力プログラム (Malaysia Technical Cooperation Programme : MTCP) を立ち上げ、南南協力への取組を開始した。

1. マレーシア技術協力プログラム (MTCP)

マレーシア政府は、経済発展には人的資源の開発が不可欠という哲学の下で、技術協力・人材育成に焦点を絞った開発支援としてマレーシア技術協力プログラム (MTCP) を実施している。MTCPには以下の5種類のスキームがある。

- (1) 短期研修コース (マレーシアの研修実施機関への受入れ (行政マネジメント、経済・投資・貿易、科学技術・ICT管理、環境、農業等の分野))
- (2) 長期研修コース (マレーシアの国立大学修士課程への受入れ)
- (3) 専門家、コンサルタント派遣
- (4) スタディー・ビジット (マレーシアを訪れ、開発に資する視察等を行いたいという被援助国の要請に応じて実施)
- (5) 経済社会開発プロジェクト支援 (被援助国の要請に応じて実施)

2. 援助対象国

現在、被援助国の約60%はアジア諸国、約25%はアフリカ諸国、約6%はCIS諸国^(注1) および東欧諸国、約6%は大洋州諸国である。これまでに140か国から25,000名以上がMTCPの実施する様々な研修に参加している。

3. 案件形成に至るまでの流れ

マレーシア政府の南南協力には、法的枠組みや長期的・短期的行動計画はなく、MTCPは上記援助対象国の選定

条件に照らし被援助国の要請または研修実施機関の提案を踏まえて形成される。また国策として掲げられている理念である「開かれた地域主義 (Open Regionalism)」、「地域内の平和」、「社会の平等」に沿うもの、およびマレーシアを2020年までに先進国にするための経済変革プログラム (Economic Transformation Programme : ETP) の重点12産業分野^(注2) にとって利益のあるプログラムは優先される

4. TCTP

マレーシア政府は二国間技術協力である南南協力のほかに、日本政府、オーストラリア政府、国連開発計画 (UNDP) およびUNESCOと共に、MTCPの下で途上国に研修を行うTCTP (Third Country Training Programme) を実施している。日本政府とは1983年よりTCTPを実施しており、2002年からは予算負担比が50 : 50 (イコール・パートナーシップ) となっている。2014年は、貿易・投資促進、中小企業振興、感染症対策、生物多様性、税務行政等の分野で、ASEAN^{アセアン}諸国、アフリカ、中東 (パレスチナ) 等を対象に技術協力を行っている。

実施体制

援助開始から約30年間、長期研修コース以外のMTCPは首相府経済企画院 (Economic Planning Unit) が主管していたが、2010年1月1日付で、長期研修コース以外のMTCPの主管が外務省に移管された。現在は外務省の下で65の研修機関が研修員の受入れを実施している。一方、長期研修コースは高等教育省が所掌しており、国内の大学に留学生を受け入れている。

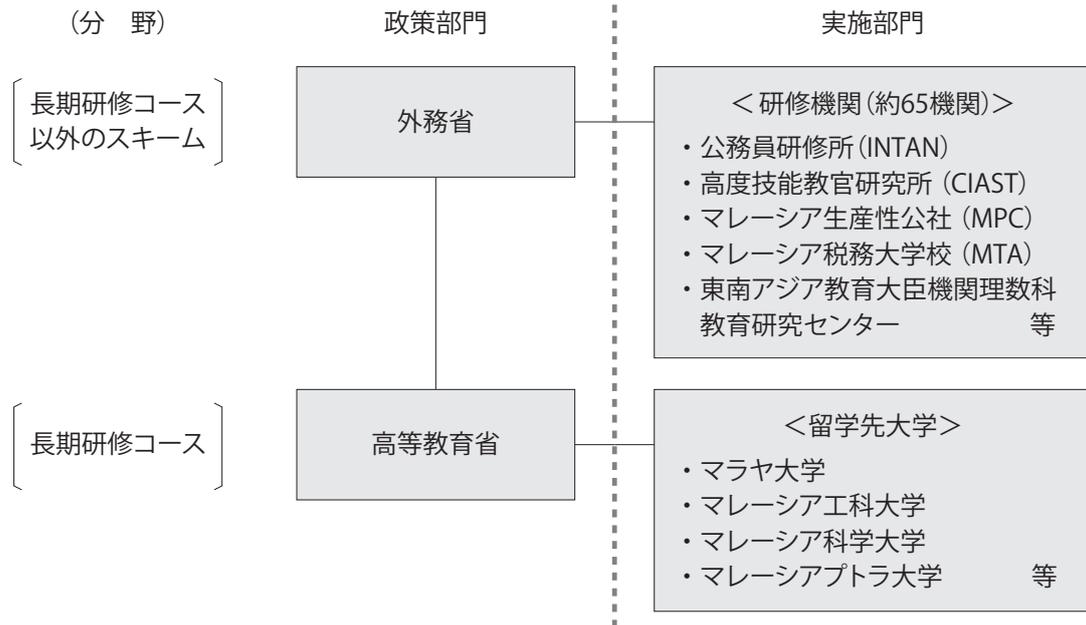
● ウェブサイト

- マレーシア技術協力プログラムMTCP : <http://mtcp.kln.gov.my/>

注1 : CIS (Commonwealth of Independent States) 諸国とは、旧ソ連地域の一体性を守ることを指向しつつ、権利平等の原則に基づく旧ソ連諸国の協力のための調整を目的として創設された独立国家共同体。2005年にトルクメニスタンが準加盟国となり、2009年にはグルジアが脱退 (現在10か国が加盟)。

注2 : ガス・オイル・エネルギー、パームオイル、金融、観光、ビジネス・サービス、電気電子機器、卸売り・小売り、教育、ヘルス・ケア、通信・インフラ、農業、クアラルンプール開発。

援助実施体制図



35 メキシコ (Mexico)

援助政策等

1. 外交政策と政府開発援助政策との関係

メキシコは依然として様々な開発課題を抱える国であり、現在も先進諸国および国際機関から援助を受ける一方で、中南米の大国として、中南米・カリブ地域において持続可能な発展を支援するための国際協力も行っている。ペニャ・ニエト大統領は、2012年12月の就任演説において政権の5本の柱を発表し、外交分野では「地球規模の責任ある役割を果たす国家の達成」を掲げた。その後、2013年5月に発表した「国家開発計画2013-2018」において、外交施策の目標の一つに、「国内外の開発に貢献する国際協力の推進」を掲げた。他方、具体的な援助政策については、下記基本法の範囲内で各実施機関に委ねられている。

2. 援助政策の基本法、基本方針

援助政策の基本法として、「開発のための国際協力法 (Ley de cooperación Internacional para el Desarrollo)」(以下基本法)が定められている。基本法には、持続的な社会の発展や福祉の向上を目的として、次の9の国際協力分野が列記されている。すなわち、①貧困対策、②防災、③格差対策(先進国と開発途上国の格差)、④社会的排除対策(メキシコ国内に居住している先住民への援助、人種差別、宗教的な差別、地理的な差別を受けている者への援助のこと)、⑤教育・文化、⑥環境と気候変動、⑦科学技術、⑧公共の安全、⑨健康、であり、男女平等と人権および透明性と説明責任についても掲げられている。

基本法に基づき、戦略方針を定める「国際開発協力プログラム (PROCID)」が作成される(2年ごとに更新可能)が、2014-2018年版PROCIDの目標は以下のとおりである。

(一般目標)メキシコの強みや特有のニーズを活かした持続的な政策を通じて国内外の開発を促進する。

- (1) 開発協力管理改善のため、開発システムの手段や能力の強化を図る。
- (2) 戦略的地域・国に対する国際協力を促進する(南南協力、三角協力の利用)。
- (3) メキシコの援助国との戦略的連携により、国益に沿った形で資源と能力を活用する。
- (4) 経済、観光、文化の側面を強調した、メキシコの国際的プレゼンスの強化を行う。

3. 予算

(単位:ペソ)

	承認予算	実行予算
2011	1億3,838万	7,422万
2012	9,189万	7,752万
2013	1億5,726万	1億6,120万
2014 (3月末現在)	1億9,784万 (約16億円)	3,540万

4. 援助対象国・地域

ハイチ、ドミニカ共和国、ジャマイカ、トリニダード・トバゴ、セントルシア、ブラジル、コロンビア、アルゼンチン、チリ、および中米全体。

予算については上記のみ公表されており、各国への援助内容および金額ともに公表されていない。

実施体制

1. 主管官庁

メキシコ政府の国際援助を行う主体である国際協力開発庁 (AMEXCID) は外務省の一部であり、2011年9月28日施行の基本法によって設立された。下部組織として、教育文化協力局、国際経済促進協力局、二国間経済環境協力局、科学技術協力局、中米開発統合プロジェクト局から構成されている。予算および定員等は公表されていない。

またNGOとの関係法規として「市民社会団体の活動を促進するための連邦法」が存在するが、活用状況についての公開情報はない。

2. 国際協力開発庁 (AMEXCID)

AMEXCIDの活動指針は基本法に基づく。同法によりメキシコにおける開発援助の国家体制が確立した。AMEXCIDは次の3つの機関から構成される。

- (1) 諮問委員会: 開発のための国際協力プログラム策定に関する主要な権限を有する。基本法の第15条で定めている機関のそれぞれの代表者で構成されるが、最終的な国際開発協力プログラム策定の責任は外務省にある。第15条が定めている機関が実施機関となり、調整は諮問委員会で行われる。

[基本法第15条が定める機関]: 内務省、国防省、海軍省、大蔵公債省、社会開発省、環境天然資源省、工

エネルギー省、経済省、農牧省、通信運輸省、公共行政省、教育省、厚生省、労働社会保障省、農地改革省、観光省、国家科学審議会、国家文化芸術審議会、先住民族発展のための国家委員会

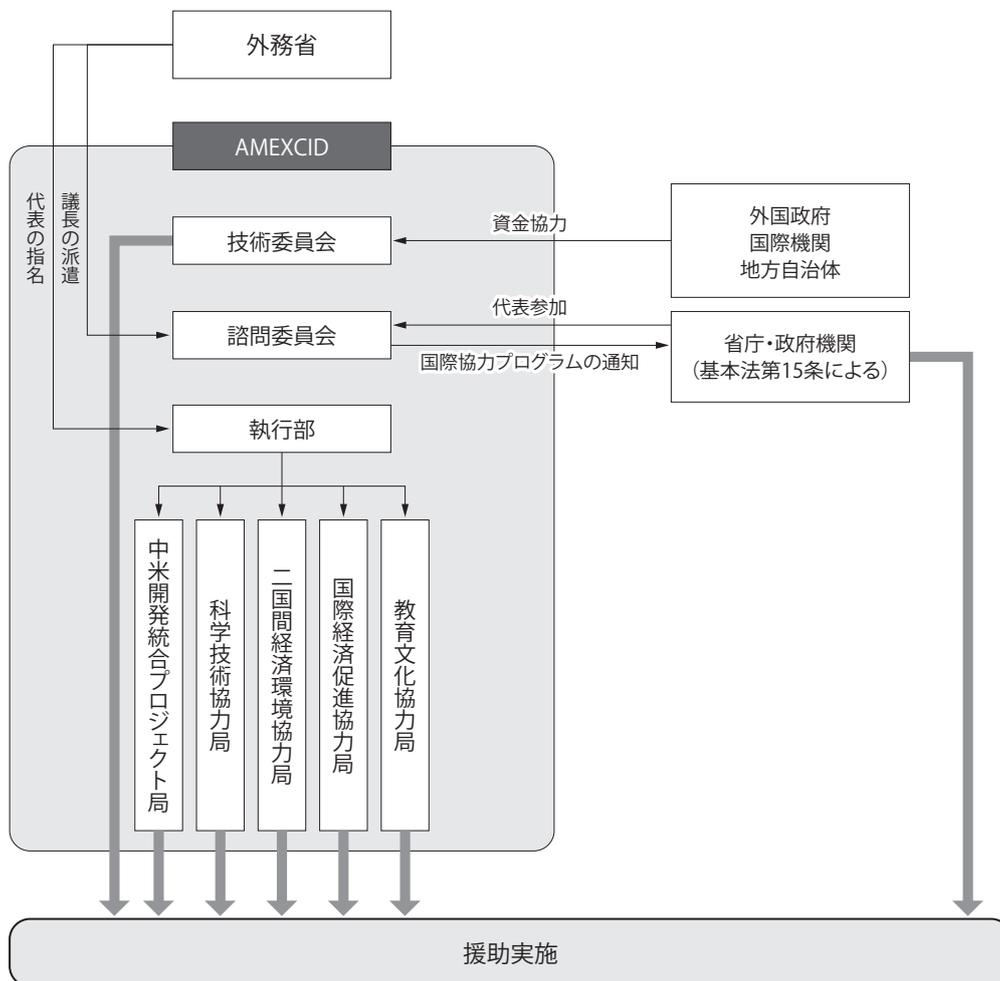
- (2) 技術委員会と資金運用：資金運用に関しては基本法の第38条に記載されている。技術委員会は外務省代表、大蔵公債省代表、AMEXCID代表によって構成される。連邦予算より割り当てられた国家国際協力委員会基金の管理、海外政府、国際機関、州政府、市政府からの援助資金および物資の援助管理を行っている。
- (3) 執行部：外務省より指名された執行部代表が最高責

任者となり、執行部代表はAMEXCIDの管理運営および法律と外務省の内部規則に記された権限と責任を行使する。執行部代表は、諮問委員会に参加し意見を述べることは可能だが投票権はない。

● ウェブサイト

- ・国際協力開発庁 (AMEXCID) :
<http://www.amexcid.gob.mx/index.php>
(年次報告書の閲覧可能)

援助実施体制図



36 フィリピン (Philippines)

援助政策等

フィリピンは、被援助国としての体制は比較的整備されているが、援助実施国としての組織体制は未だ限定的であり、援助内容も途上国を対象とした技術協力やセミナー等の開催にとどまっている。公式に発表されている対外援助方針等はない。

天然資源の確保や貿易・投資等の観点から、近年フィリピン国内でのアフリカへの関心が高まっているため、現在フィリピン政府は対アフリカ政策の見直しを行っている。フィリピンとしては、アフリカとの経済関係強化を重視し、主にビジネス分野の技術協力を強化したいと考えているが、現時点でナイジェリア、ケニア、南アフリカの3か国にしか大使館を有しておらず、アフリカに関与するための組織体制は限られている。なお、フィリピンはTICADプロセスにもオブザーバーとして参加している。

対アフリカ政策の見直しの一環として、現在、フィリピン技術協力協議会（TCCP、外務省内に設置）の予算増額の検討を進めているが、仮に承認されたとしても、2016会計年度からの増額となる。この間にも対アフリカ支援を強化すべく、日本のような豊富な経験を有する国との三角協力を計画している。具体的には、農業、漁業、難民支援等の分野で日本が資金と情報を提供し、フィリピンが専門的な知見のある人材を提供する形態を検討している。

1. 援助規模

フィリピン政府による技術協力に係る承認予算額

(単位:千ペソ)

	2011年	2012年	2013年	2014年
合計	3,244	3,404	2,800	2,874 (約660万円)

出典:フィリピン外務省資料

* 1ペソ=約2.3円(2014年7月時点)

2. 援助地域と分野

(単位:千ペソ)

地域、テーマ	2012年実績	2013年予算
東ティモール(起業家精神・ジェンダーと開発セミナー)	892	
ミャンマー(起業家精神・ジェンダーと開発セミナー)	501	
ラオス(起業家精神・ジェンダーと開発セミナー)	489	
ブータン(起業家精神開発セミナー)	684	

エジプト(起業家精神・ジェンダーと開発セミナー)		625
カンボジア(起業家精神セミナー)		360
ミャンマー(起業家精神セミナー)		360
文化遺産保存セミナー	1,297	376
エコ・ツーリズム研修		996

出典:フィリピン外務省資料

1980年以降フィリピンがアフリカ諸国向けに実施した技術協力案件は、30か国を対象として約70件に上る。TCCPは支援対象国とニーズについて協議の上で、専門家の短期派遣、またはフィリピンに支援対象国の行政官を受け入れる短期研修を実施している。2000年代に入ってからは大洋州島嶼国への支援が中心となり、アフリカでのプロジェクトはレソトでの起業家支援の1件(2007年に実施)のみである。

技術協力の主対象はアジア・太平洋地域である。TCCPが行っている様々なプログラムは、(1)アジアの国という親近感、(2)人種的起源の類似、(3)適切な研修テーマと内容、(4)経験と知識に富んだ講義、(5)理解しやすいフィリピン英語という5つの観点から、近隣のアジア諸国から歓迎されている。

3. 近年に行われた協力の事例

(1) 持続的な開発のためのエコ・ツーリズムに関する研修(2011年11月。フィリピン・パラワン州、プエルト・プリンセサ市)

- 環境天然資源省(DENR)、観光省(DOT)、プエルト・プリンセサ市、パラワン州共催で行われた研修では、ブータンやサモアからの参加者のほか、外務省、環境天然資源省、パラワン州政府、プエルト・プリンセサ市職員が参加。

- フィリピンやその他アジア諸国において、環境や文化的意識の啓発、環境や社会的風土に配慮しつつエコ・ツーリズムの促進を目的としたもの。

(2) 起業家精神、ジェンダーと開発に関するセミナー

- 2012年2月、東ティモール、ミャンマー、ラオスの3か国において、貿易産業省(DTI)の貿易訓練センター(PTTC)および各国のフィリピン大使館と共催する形で行われたもの。

- フィリピンによる開発途上国の女性起業家の支援や、経済発展における女性の貢献の支援を紹介。

- 起業家精神の基礎と起業家的マインド、マーケティ

ング概念、ジェンダーと開発が議論された。

(3) 起業家精神開発セミナー

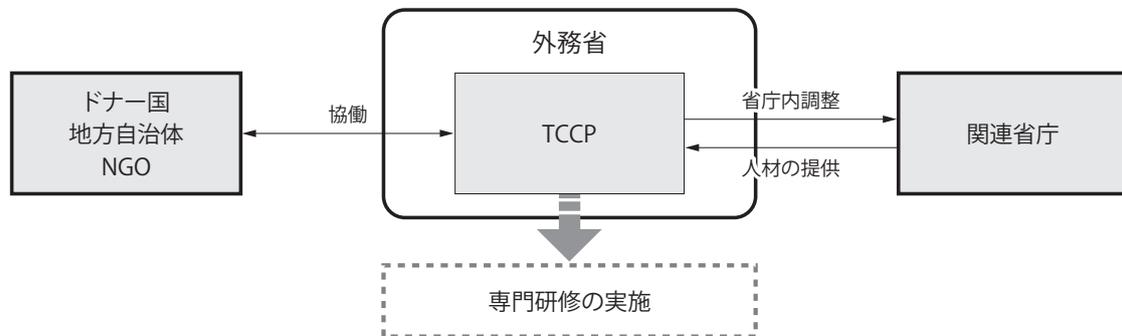
- ・ブータン（2012年11月）およびラオス（2012年12月）において、貿易産業省（DTI）の貿易訓練センターとの共催で開かれたもの。
- ・起業家マインドの開発、ビジネスアイデア、ビジネスプランのマーケティング外観、生産コスト等につき議論された。

実施体制

1992年に発令された大統領令に基づき設立されたTCCPが、国内省庁の人材を活用してLDC諸国に対する南南協力を推進している。TCCPは、年に1回、議長として、国家経済開発庁（副議長）、農業省、貿易産業省、科学技術省、環境天然資源省といった研修のノウハウや専門家を有する省庁と共に、協力の具体的な計画を推薦・協議している。

また、他の援助国、地方自治体、NGOと協働して専門研修コースを企画、実施しており、特にJICAの第三国研修（TCTP）は大きな実績を残している。

援助実施体制図



37 南アフリカ (Republic of South Africa)

援助政策等

1. 基本政策

南アフリカ政府による対外援助の多くは、2001年に制定された「アフリカン・ルネサンス国際協力基金法」に基づいて国際関係・協力省 (DIRCO) の下に設置されている「アフリカン・ルネサンス国際協力基金」により行われている。同基金の主な目的は、経済協力を通じた南アフリカとその他諸国との外交関係の強化である。

2. 優先分野

①南アフリカとその他諸国 (特に、アフリカ諸国) との協力関係の強化、②民主主義とグッド・ガバナンスの促進、③紛争の予防と解決、④社会経済開発と統合、⑤人道支援、⑥人材育成の6分野。

3. 援助規模

「アフリカン・ルネサンス国際協力基金」の近年の支出額は、下記のとおりである。

	支出額(千ランド)	
2005年度	59,900	(約7億円)
2006年度	392,400	(約47億円)
2007年度	352,172	(約42億円)
2008年度	475,600	(約57億円)
2009年度	331,000	(約40億円)
2010年度	4,000	(約4,400万円)
2011年度	270,636	(約30億円)
2012年度	1,070,306	(約120億円)
2013年度	41,300	(約4億3,000万円)

有償資金協力および無償資金協力のスキームがあるが、現在のところ無償資金協力の活用が大半となっている。なお、DIRCOによる同基金を通じた対外援助のほかにも、DIRCO所掌の範囲外で関係省庁により各種の対外援助が行われているが、その詳細については公表されていない。

4. 2013年度の支援プロジェクト

- ・アフリカ連合 (AU) および南部アフリカ開発共同体 (SADC) 地域における選挙監視ミッション (1,700万ランド)
- ・セーシェル予算支援 (771万4,000ランド)
- ・マダガスカル選挙支援 (1,658万5,000ランド)

実施体制

DIRCO次官 (または代理)、国際関係・協力大臣が任命したDIRCO職員3名、財務大臣が任命した財務省員2名から成る諮問委員会 (Advisory Committee) が、「アフリカン・ルネサンス国際協力基金」を運営・管理している。国際関係・協力大臣が、財務大臣と協議しつつ、個別プロジェクトの承認の可否を採択する。また、諮問委員会は、プロジェクト承認の検討に際して助言を行っている。採択されたプロジェクトについては、国際約束となる覚書 (MOU) を被援助国との間で締結する。

在外公館は、透明性確保のため政策広報に加え、定期的なプロジェクト・サイト視察や財務報告等プロジェクト関連報告書の取り付けを通じたモニタリング業務を主に実施している。

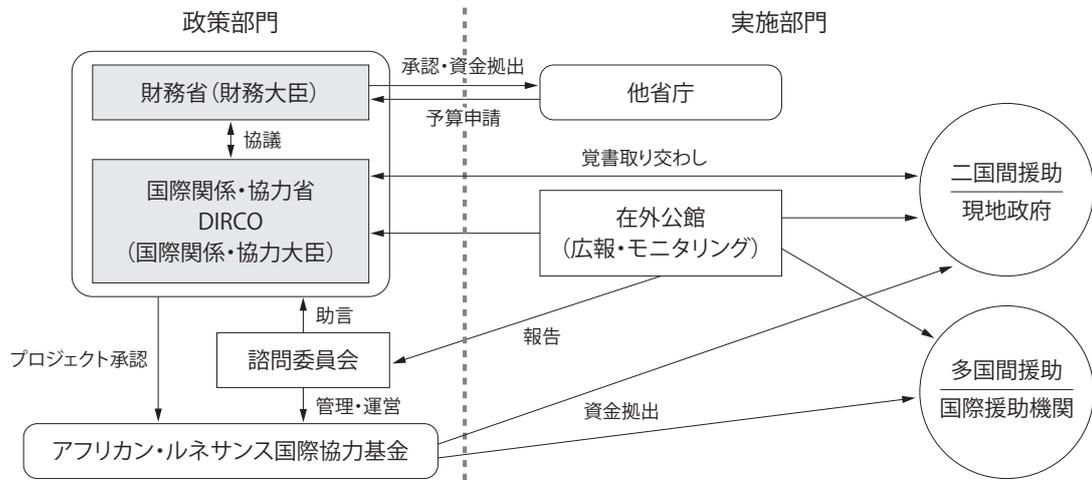
同基金の年次報告は会計監査員により会計年度末に作成され、年次にDIRCOウェブサイト上で発表される。

今後のさらなる支援拡大および被援助国から援助国への転身の加速化のため、DIRCOでは、援助実施機関となる南アフリカパートナーシップ庁 (South Africa Development Partnership Agency) の新設に向けて準備中である。

● ウェブサイト

- ・国際関係・協力省 (DIRCO) : <http://www.dirco.gov.za>
- ・財務省 : <http://www.treasury.gov.za>

援助実施体制図



援助政策等

1. 援助政策の変遷

ロシアは、ソ連時代から、特にアフリカ諸国との関係構築のために資金援助等を実施していたが、ソ連邦解体後は対外援助が一時停止された。1991年にロシア連邦となってからの援助規模は小さいものであったが、2000年代に入ると好調な国内経済を背景に国際的な役割強化に対する関心が徐々に高まった。そして、2006年にロシアが初のG8議長国となり国際的な責務を担うようになったこともあって、2003～2005年には約1億ドルであった開発援助額は、2007～2008年には2億1,000万～2億2,000万ドルにまで増額した。2009年に発生した世界経済危機を受けてユーラシア経済共同体 (EAEC)^(注1)の危機対策基金へ出資したこともあり、援助額は7億8,500万ドルと過去最高額に達した。その後の援助額は5億ドル前後の水準で推移していたが、2013年は増額されて6億1,000万ドルとなった^(注2)。

2. 基本政策

従来、ロシアの国際開発援助は、2007年6月の「開発援助コンセプトペーパー」に基づき実施されていたが、2014年4月に「国際開発援助におけるロシア連邦の国家政策コンセプト」(以下、「国家政策コンセプト」)がプーチン大統領により承認され、国際開発援助の新たな方針が定められた。「国家政策コンセプト」は大統領令により承認されている文書であり、ロシアの援助政策を規定するための最重要文書であると考えられる。「国家政策コンセプト」では、優先地域として、CIS諸国、グルジア紛争後にロシアが独立を承認したアブハジア共和国および南オセチア共和国が筆頭に挙げられている。また、援助の優先分野として、被援助国における国家運営システムの改善、貿易投資環境の改善、産業・イノベーションの育成、経済活動の活性化のほか、組織犯罪および国際テロ対策、PKOおよび平和構築支援、さらに社会経済インフラ整備、水および電気へのアクセス確保、情報通信の整備、農業支援、感染症対策、教育、環境保全、人権保護といった広範な分野が取り上げられている。そのほか、同コンセプトでは、援助の実施形態・実施要件、ステークホルダーの参加、援助の評価基準等が定められている^(注3)。

また、「ロシア連邦の国家財政の運営に関する国家プログラム」によれば、現在GDP比約0.03%^(注4)の国際開発援

助資金を、2020年までに同0.1%まで段階的に増加させることとされている。

3. OECD開発援助委員会 (DAC) とのかかわり

2014年現在、ロシアはDACに加盟していないが、2010年以降は財務省がロシアの援助実績をOECDに報告している。他方、ロシアによる援助は、DACが定める政府開発援助の定義に必ずしも合致していないため、ロシアでは「国際開発援助」という、より広義の用語が使われている。また、ロシアでは援助額を算出するための統計手法が確立されておらず、当面はOECDの算出方法を使っていくものと考えられるが、一方でこの算出方法ではロシアがウクライナ等の国家予算に対して実施した支援金が計上されず、ドナー国としてのロシアの実態が反映されていないとの批判的な指摘もある。

4. 援助形態の特徴

かつてのロシアには二国間援助を実施するだけの余力がなかったため、多国間協力での人道援助が重視されてきた。しかし、「国家政策コンセプト」では、二国間援助の重要性がより前面に出されることとなった。多国間援助に代えて、二国間援助の割合を増やそうとしている背景には、「ロシアの顔」を被援助国側により強くアピールすることがある。ロシア政府関係者は、2013年の二国間援助と多国間援助の比率は58：42であるが、今後は二国間援助の割合を70：30にまで増加させるとともに、三角援助^(注5)が二国間援助に占める割合を40%にまで引き下げる予定であるとしている (2013年は63%)。

実施体制

1. 担当省庁

外務省や予算を管理する財務省のほか、経済発展省、非常事態省、国防省、消費者権利保護・福祉監督庁等が個別の援助案件を手掛けており、各省庁が案件の成果を財務省に報告し、財務省がこれをOECDに報告している。なお、実際の資金拠出等に係る最終決定は首相府で採択されている。

2008年9月、ロシア外務省傘下に連邦CIS問題・在外同胞・国際人道協力庁が設置され、CIS諸国をはじめとする各国への支援、人的・文化交流事業の実施、ロシア語教育・

留学等による在外ロシア人支援等を所掌している。2012年5月7日付大統領令では同庁の資金および人材能力の強化が謳われているが、ロシア政府関係者によれば、援助に係る権限の譲渡に否定的な省庁もあり、十分実行されていない。

また、「国家政策コンセプト」では、援助分野における関係省庁間の調整を行う国際開発援助委員会を設立することが記載されており、同委員会の構成、権限等が今後決定されていく予定となっている。

2. NGO等の役割

従来、ロシアの国際開発援助におけるNGO等の役割は

限定的であり、2007年の「開発援助コンセプトペーパー」では、援助実施に際してのNGOとの協力はあくまで必要に応じて行うとされていた。他方、2014年の「国家政策コンセプト」では、NGOが実際の援助の担い手となることに加え、シンクタンク的な役割を担うことが期待されている^(注6)。

● ウェブサイト

- ・ロシア連邦財務省：<http://www.minfin.ru>
- ・ロシア連邦外務省：<http://www.mid.ru>
- ・ロシア連邦CIS問題・在外同胞・国際人道協力庁：
<http://rs.gov.ru>

注1:ロシア、ベラルーシ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタンから成る経済共同体。2000年10月10日創設。

注2:最新の2012年の援助の地域別割合は、CIS諸国(アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、ウクライナ、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ)41%、アジア19%、ラテンアメリカ13%、中東および北アフリカ10%、アフリカ8%、欧州6%、大洋州3%となっている。2012年の供与先上位10カ国は、キルギス、北朝鮮、タジキスタン、シリア、ニカラグア、セルビア、キューバ、モンゴル、アルメニア、ナウルである。

注3:「国家政策コンセプト」に記載されている優先対象地域、優先分野、援助実施のための基本条件の概要は以下のとおり。

(1)優先対象地域(第9条):(ア)CIS諸国、アブハジア共和国、南オセチア共和国およびロシアとの善隣友好・同盟を方針としているその他の国々ならびにロシア連邦と共に国際機関およびユーラシアの機関に加盟している国々、(イ)ロシアと歴史的に友好関係を有している国々、(ウ)ロシアと互恵的な経済および社会プロジェクトの共同実施に参加している国々、(エ)その国との協力がロシア連邦の国益に適う開発途上国。

(2)優先分野(第10条):(ア)被援助国の国家財政の運営を含む、国家運営システムの作業の質の向上、(イ)商品およびサービスの越境移動の手続き簡素化を含む、被援助国における貿易投資環境の改善、(ウ)被援助国における産業・イノベーションのポテンシャルの形成、(エ)被援助国における経済活動の活性化および住民の最貧困層が同活動に参加するための前提条件の創設、(オ)組織犯罪および国際テロ対策に係る国家システムの創設および改善、犯罪集団および犯罪組織の活動に対する資金提供の阻止、(カ)ロシアの国際平和維持活動および平和構築委員会への参加拡大等を通じた紛争後の平和構築の取組に対する支援、武力紛争を経験した国家の未来志向的な社会経済発展の支援および紛争再発の防止、(キ)地域経済の統合、国家制度の発展、輸送インフラの創設、天然資源の合理的利用、被援助国住民の最貧困層の生産活動への参加を伴う同国内における社会経済プロジェクトの実現、(ク)水および電気をはじめとする生活上の最重要資源への被援助国住民のアクセスの確保、(ケ)情報通信技術の分野および先進国と開発途上国との間の情報の非対称性の克服における被援助国の技術上の自立性確保のための環境整備、(コ)被援助国の食料安全保障および農業発展の支援、(サ)感染症蔓延の予防等のための保健および社会保護に係る国家システムの強化、(シ)初等教育および職業教育をはじめとする被援助国住民のための教育の質の向上および教育へのアクセス可能性の確保、(ス)環境保全および国境を越える環境問題の解決のための施策の実施、(セ)人権保護を含む民主的社會制度の発展。

(3)援助実施のための基本条件(第15条):(ア)外国政府からの開発援助の供与要請、(イ)関心を有する連邦行政機関、被援助国と国境を接するロシア連邦構成主体の行政機関による援助供与に向けたイニシアティブ、(ウ)様々なイニシアティブを実現するための金銭的または技術的支援を求める国際機関の要請、(エ)ロシアの実業界および社会団体による援助供与に向けたイニシアティブ、(オ)被援助国が、貧困対策に係る国家プログラム、または持続可能な社会経済発展、教育、保健および貧困層に対する社会的支援のための社会制度整備の確保に係る戦略を有していること、(カ)未来志向的な二国間関係の発展に向けた被援助国の関心。

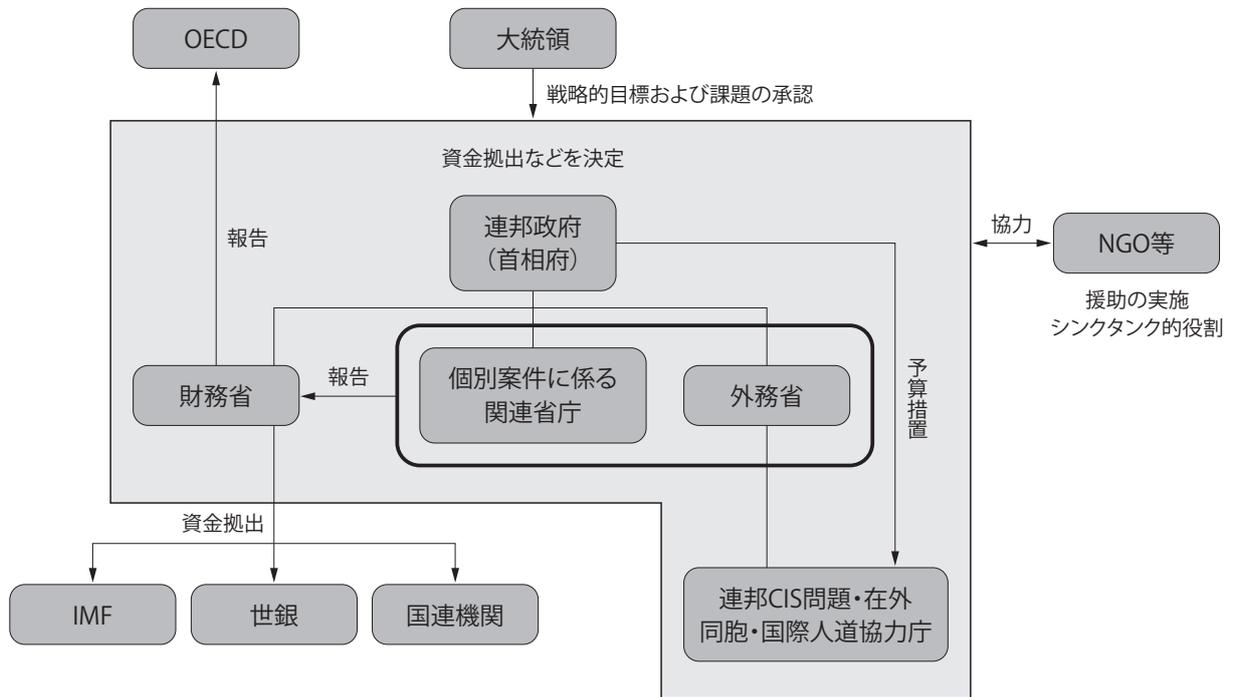
注4:DAC統計ではGNI指標が用いられているが、「国家プログラム」ではGDPを使用している。

注5:三角協力とは異なり、対象国が開発途上国とは限らない。ロシアが資金を負担し、第三国や国連機関等の国際機関が援助を行う形態。

注6:「国際開発援助におけるロシア連邦の国家政策の実現に係る施策の実施には、学術団体、社会諸団体および実業界が参加することができる。」(「国家政策コンセプト」第18条)

「社会団体、ロシア連邦で登録されている非政府および非営利の団体は、文化的および人道的関係の発展を支援しながら、外国の社会諸団体および慈善団体との協力を発展させることができる。」(同コンセプト第19条)

援助実施体制図



39 サウジアラビア (Saudi Arabia)

援助政策等

1. 基本方針

サウジアラビアの政府開発援助 (ODA) については情報がほとんど公表されていない。政府の基本方針は不明であるが、援助機関の一つであるサウジ開発基金 (SFD^(注1): Saudi Fund for Development) の年次報告書によれば、その果たすべき役割は「途上国の政府と国民を援助することによって生活条件を改善し繁栄を増進する一方で、サウジアラビアの経済的発展を促進・支援すること」となっている。

2. 援助規模・地域

2013年の援助額は二国間援助が約54億ドル (うち有償約3億ドル)、多国間援助が約3億ドル、合計約57億ドルとなっている^(注2)。対象地域はアラブ・イスラム諸国のみならず広くアジア・アフリカ諸国に及んでおり、これらのODAは、借款または無償資金協力として行われている。

イスラム開発銀行やOPEC国際開発基金、アラブ経済社会開発基金、アフリカ開発基金といった各種国際機関や国際基金への資金拠出を通じた多国間援助も実施されている。

なお、サウジアラビアは研修や専門家派遣等の技術協力は行っていない。

3. サウジ開発基金 (SFD)

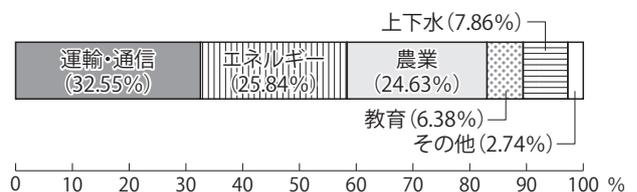
SFDは二国間借款事業等を実施しており、2013年における借款実績は右のとおりである。なお、2012年の借款実績と比較すると、借款総額で37%減 (4億600万ドル減) となっている。地域別ではアフリカ諸地域への借款額が56%減となっているのに対し、アジア地域への借款額は1.6倍、その他も2.5倍と増大した。

SFDによる援助実施国、事業、借款額 (2013年度)

	援助実施国	事業	援助額 (百万ドル)
アフリカ	15か国: (エチオピア、カメルーン、ギニア、ケニア、コートジボワール、ザンビア、ジブチ、セネガル、タンザニア、チュニジア、トーゴ、ブルンジ、マラウイ、モーリタニア、モザンビーク)	18事業: (道路、送電、職業訓練学校、病院建設・現代化、住宅建設、送水管の設置、その他)	410
アジア	6か国: (ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、中国、パキスタン、ベトナム)	8事業: (病院建設、道路、学校建設、水力発電所建設、洪水復興)	233
その他	2か国: (キューバ、コンゴ)	2事業: (上水網の更新、高速道路建設)	46
合計	23か国	28事業	689 ^(注3)

出典: Annual Report 2013, The Saudi Fund for Development

SFD援助分野内訳 (2012年)



2012年度単独のSFDにおける借款額は10億9,600万ドルであった。サウジアラビアがODAを開始した1975年以降の累積貸出件数は518件であり、累積貸出額は106億353万ドルである。なお、SFDによる各プロジェクトへの借款の条件は次のとおりである。

- (1) 各プロジェクトが経済的・社会的に実施実現性のあること
- (2) 資金はサウジリアル建てで貸与され、返還されること
- (3) 各プロジェクトの援助総額が基金総額の5%以内であること
- (4) 借款額が各プロジェクト総額の50%以内の範囲であること (そのためプロジェクトによっては他機関との

注1: 1975年設立、本部リヤド、在外事務所なし。

注2: 支出純額ベース、DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT) による。

注3: 前述のDAC統計の数値とは異なっている。いずれも内訳は不明。

協調支援となる)

(5) 1国当たりの援助総額が基金総額の10%以内であること

けているが、独立した会計を持っており、各国からの要請に基づき財務大臣を理事長とする理事会にて実施案件が決定される。

実施体制

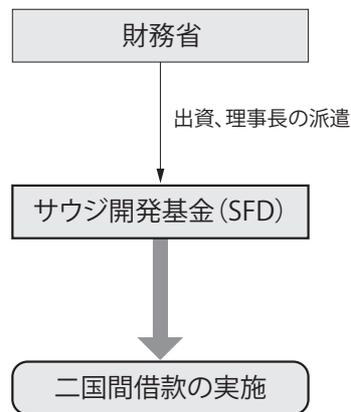
二国間借款については、サウジアラビアの援助機関であるSFDを通じて行われている。SFDは政府から出資を受

● ウェブサイト

・サウジ開発基金 (SFD) : <http://www.sfd.gov.sa/>

援助実施体制図

(SFDによる二国間借款の実施について)



40 シンガポール (Singapore)

援助政策等

1. 基本方針

シンガポールは、天然資源や広い国土を持たずに自国の国づくりを進める中で、人材育成に重点を置いてきたこと、そして建国以来国際社会からの技術協力によって支えられてきたことを背景として、1965年の独立以来、途上国に対して独自の研修プログラムを実施してきた。政府は1992年に各種の技術協力プログラムを統合し、「シンガポール協力プログラム (SCP : Singapore Cooperation Programme)」を策定し、援助政策の基盤となっている。

2. シンガポール協力プログラム (SCP)

SCPは、特に人づくりと経済開発におけるシンガポールの経験と知見を途上国へ提供する事業である。毎年7,000名近くの外国政府職員を対象に約300コースを実施しており、2014年現在におけるSCPへの累計参加者は170か国、80,000名以上に上る。対象国は、アジア・大洋州、アフリカ、中東、東欧、中南米とほぼすべての地域に及んでいる。

SCPの主な実施態様は、①シンガポール単独での研修事業、②先進国・国際機関との共催で行う研修事業、③ASEAN地域の後発開発途上国グループであるCLMV諸国^(注1)に設置した研修施設を使用したASEAN統合イニシアティブ (IAI : Initiative for ASEAN Integration) プログラム、④開発途上国からの学生をシンガポールの主要大学に留学させる奨学金制度、となっている。ASEANは優先地域で、ガバナンス、貿易・経済開発、環境・都市計画、民間航空輸送、陸上輸送、港湾管理、教育、医療、情報通信技術といった幅広い分野の研修をASEAN加盟国に対して実施している。IAIも、2000年に当時のゴー・チョクトン首相がASEANの経済発展と統合のために開設した。

3. 援助規模

SCP、国際機関への拠出や分担金を合わせた援助予算は以下のとおりである。

(単位:百万シンガポール・ドル)

2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
105.9	129.6	137.8	119.6	120.1	126.0 (約98億円)

4. 第三国研修

シンガポールは44の国や国際機関と協力して質の高い技術協力を効率的に行う第三国研修 (TCTP : Third Country Training Programme) を実施している。日本との間のJSPP (次項) においても採用されている。

5. 日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム (JSPP)

SCPの中でも最大の実績を誇るのが、1994年から日本との間で実施している「日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム (JSPP)」である。1997年からは両国が経費を折半する「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム (JSPP21)」が展開中であり、2015年のASEAN統合等に貢献することが期待されている。

JSPP開始以降これまでに340のコースが実施され、延べ95か国・地域、5,924名の研修員が参加している (2014年3月現在)。

実施体制

SCPの計画・運営はシンガポール外務省技術協力局 (TCD : Technical Cooperation Directorate) が担っており、局長以下24名体制となっている。局内は政策課および実施課で構成される。

SCPの特徴として、TCDはプログラムの計画・策定および予算作成を担い、実際の研修コース運営についてはシンガポール国内の政府系・非政府系の各種研修機関を活用していることが挙げられる。このように専門の研修機関が研修コースを運営することで、高度な研修を実施することに成功している。また、研修機関側もSCP専門の部局を有するなど、TCDと研修機関が一体となってSCPの運営を担っている。

● ウェブサイト

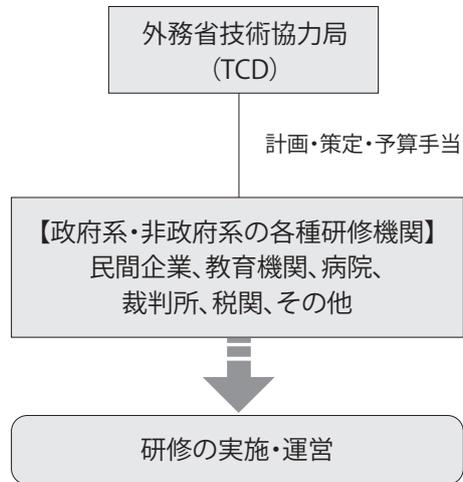
・シンガポール外務省 (「シンガポール協力プログラム (SCP)」関連ページ) :

<http://www.scp.gov.sg/content/scp/>

注1: 東南アジア諸国連合 (ASEAN) に、1995年以降加盟した4か国 (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) は、その頭文字をとってCLMV諸国と呼ばれる。

援助実施体制図

シンガポール協カプログラム (SCP)



41 タイ (Thailand)

援助政策等

1. 対外援助の目的

タイ政府の現行の政府開発援助（ODA）戦略文書（Strategic Framework for Thailand's ODA 2007～2011）（2014年8月時点改訂中）によると、ODAの目的は以下の4点である。

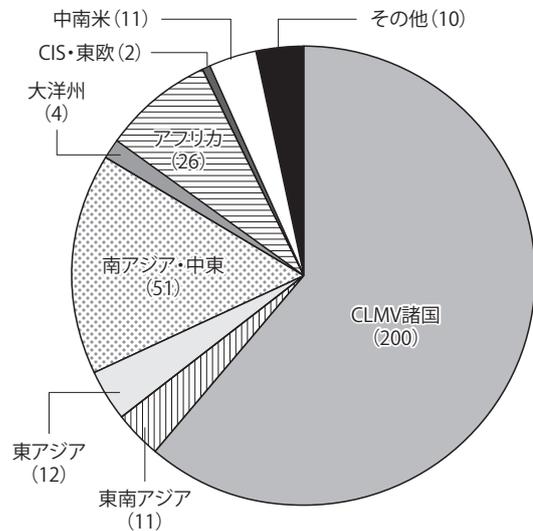
- (1) 開発途上国の持続可能な発展のための能力を向上させることにより、貧困削減を支援すること
- (2) 社会経済発展のために、地域的な協力関係を強化すること
- (3) アジア、アフリカ、中南米において、タイが重要な役割を担えるように、開発のパートナーシップを広げること
- (4) 自国での成功事例を活かし、教育と技術協力でベスト・プラクティスを提供することで、開発協力の拠点としてのタイの知名度・評価を上げること

2. 重点地域・分野

援助対象国の優先順位は、①CLMV諸国^(注1)、②外交上の重要国（チュニジア、トルコ、中国など）、③紛争終結後の国（スリランカやアフガニスタン）、④その他の開発途上国、⑤今後協力関係を構築すべき国、となっており5年ごとに見直されることとなっている。

技術協力における主な協力分野は、社会開発・福祉、農業、教育、公衆衛生分野である。

タイ国際開発協力機構（TICA）による2012年10月～2013年9月の地域別援助割合（単位：百万バーツ）



3. 南南協力・三角協力

タイODAの中心は、開発途上国の開発を支援し、貧困を削減するための南南協力である。近隣のCLMV諸国から、アフリカや中南米にまで援助の対象を広げている。

さらに、タイに対する海外諸国からのODAが縮小していく中で、三角協力（開発途上国間の南南協力に先進国や国際機関などからの支援が加わったもの）という新たな関係を通して、これまで築いてきたドナー（援助国）との関係を発展させていく方針である。日本との三角協力ではメコン地域やアフリカを対象に、農業、保健、産業振興等の分野を中心としてJICAによる第三国研修や技術協力プロジェクトが実施されている。具体的には、タイ国際開発協力機構（TICA）とJICAは、^{ティカッド}TICAD Vへの貢献としてアフリカ諸国を対象とした稲作分野の第三国研修の準備を行っており、2014年から受入れの予定（2014年9月時点）である。また、ASEAN諸国への支援として、今まであまり光が当てられてこなかった難聴、自閉症、知的障害をテーマに、第三国研修「障害者支援に関するコミュニティベースのインクルーシブ開発」を、8か国を対象に2014年から3年間実施予定。

4. 援助規模

TICAの2011年～2012年の実績としては、実施件数56件

注1: 東南アジア諸国連合（ASEAN）に1995年以降加盟した4か国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）は、その頭文字をとってCLMV諸国と呼ばれる。

(ラオス22件、ベトナム4件、カンボジア7件、ミャンマー5件、インドネシア1件、東ティモール2件、ブータン4件、セネガル2件、ブラジル2件、その他)、金額合計約3億2,846万バーツ(約8億5,000万円)となっている。

タイ周辺諸国経済開発協力機構(NEDA)の2013年10月末までの協力実績は、技術協力事業16件(ラオス9件、ベトナム2件、ミャンマー2件、カンボジア3件)、資金協力事業19件(ラオス16件、カンボジア2件^(注2)、ミャンマー1件)、研修員受入れが165件(CLMV諸国、ブータン、スリランカを対象)、金額合計約120億9,770万バーツとなっている。

実施体制

タイ外務省の外局であるタイ国際開発協力機構(TICA)が技術協力を、タイ財務省財政政策局の監督下に置かれている政府系機関のタイ周辺諸国経済開発協力機構(NEDA)が有償資金協力(一部の案件については無償も)およびこれに関連した技術協力を担当している。

1. TICA

2013年時点での職員数は108名。TICAによる技術協力の内容は、研修、専門家派遣、機材供与、ボランティア

派遣等であり、前述の三角協力も担当している。このほかTICAは、ODA戦略文書の策定、技術協力実施予算の各省庁への配賦、供与機材の調達等を行っている。

2. NEDA

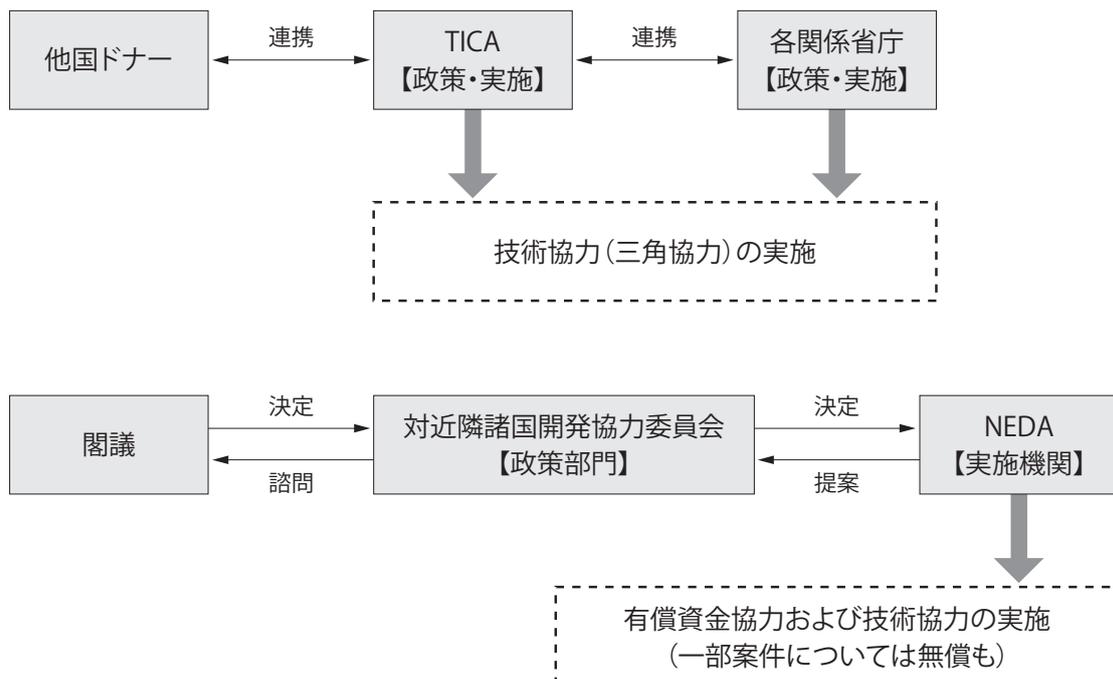
NEDAの前身は1995年にタイ財務省内に設立された周辺諸国経済開発協力基金(NECF)。2005年にNEDAへと改編された。2013年時点での職員数は44名。ラオス、カンボジア、ミャンマー等の周辺国における道路等、インフラ整備のためのソフト・ローンを供与している。また、ミャンマーのダウエー経済特区開発を管理する特別目的事業体(SPV)へも出資している。

援助対象案件は、当初は首脳会議等における周辺諸国からの要望を踏まえトップダウンで決定される形となっていたが、最近においてはNEDAが相手国側との対話を通じて案件の発掘・形成支援も行っている。案件としての採り上げに関しては、首相を委員長とする対近隣諸国開発協力委員会において政府方針の検討がなされた上で、最終的には閣議に諮ることとなっている。

● ウェブサイト

- ・ TICA : <http://www.tica.thaigov.net/main/>
- ・ NEDA : <http://www.neda.or.th/eng/>

援助実施体制図



注2:カンボジア政府が借款契約調印後にキャンセルした1件を含む。

42 トルコ (Turkey)

援助政策等

1. 基本政策

トルコの地域的・国際的な影響力が増す中で、ODAは積極的外交の不可欠な手段となっており、紛争や自然災害などに見舞われた国々に対する支援を増大させてきた。

冷戦後、主に中央アジア・コーカサスのトルコ語圏の国々に対する国際協力・開発援助のプロジェクトやプログラム計画を立案し、実施する機関として、1992年にトルコ国際協力調整庁（TIKA：Turkish Cooperation and Coordination Agency）がTIKA設置法に基づき外務省の下に設置された。その後1999年に、援助能力および人的リソースを拡大するために、首相府の下へと移管された。2005年には、国際機関や援助相手国等への支援とNGO等に対する支援の調整機関としての役割も担うようになった。

TIKAは支援相手のパートナー国に対して、トルコの経験に基づく貧困削減や持続的な開発に資する事業の実施を目指している。少なくとも年に1度は開催される開発援助調整委員会において、トルコの援助政策・実施方針・戦略が政府の外交方針に沿って決定される。調整委員会はTIKA総裁が主催し、外務省、財務省、国家教育省、経済省、エネルギー天然資源省、文化観光省、宗務庁、トルコ科学技術調査委員会（TUBITAK）およびトルコ商工会議所連合会（TOBB）の次官補級、副総裁級の代表者から構成される。必要に応じて、他の省庁や政府機関の関係者、NGO、ボランティア団体の代表者も招集される。しかし、同委員会の議事内容は対外秘で、政策・方針についての詳細は公表されていない。

2. 重点地域・分野

2013年のトルコの国別の開発援助額を見ると、最も額が大きい国・地域は、シリアであり、支援額は約16.4億ドルに上る。次に、エジプト（約5.4億ドル）、キルギス（約1.3億ドル）、ソマリア（約1.2億ドル）、アフガニスタン（約0.9億ドル）、パレスチナ自治区（約0.7億ドル）、パキスタン（約0.5億ドル）となっている。

シリアへの援助額が非常に大きくなっている理由は、2011年に始まったシリアの内戦に伴う多数のシリア避難

民^(注1)がトルコ国内に流入している状況の中、トルコ政府は、シリア国境に近いトルコ南東部に避難民キャンプを設置して避難民の受入れなどの支援を実施しているためである。

また、過去において、トルコはトルコ周辺国への支援（コーカサスおよび中央アジア、バルカンの国々）に力を入れていたが、シリアを除けば、近年は周辺国に限らず、アフリカ諸国やアフガニスタン、パキスタンなどの国々にも援助を拡大しているといえる。

3. 開発援助実績

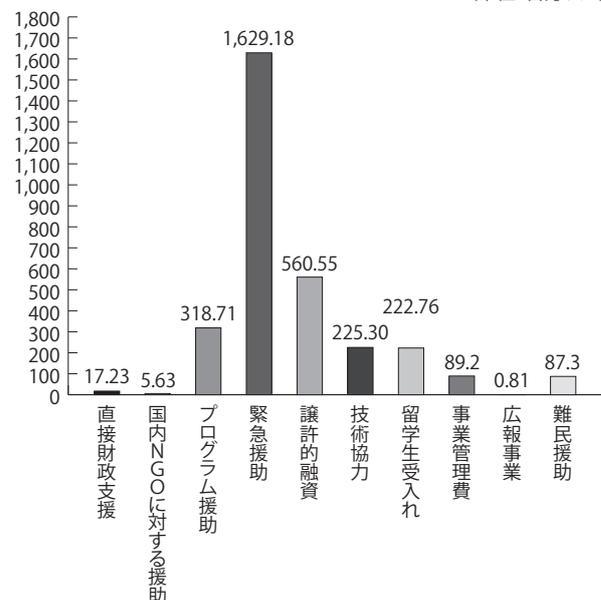
トルコの政府開発援助総額は、約32.8億ドル（2013年）であり、前年比約1.3倍増、2010年から見ると3年間で約3.4倍増と、特に近年の増加が著しい。

近年のこの増加の最も大きな要因は、緊急援助額の増加である。トルコの緊急援助は、2010年約1.5億ドル、2011年約2.6億ドル、2012年約10.4億ドル、2013年約16.3億ドルと近年大幅に増加傾向にある。この大部分は、シリア内戦に伴いトルコに流入したシリア避難民支援を実施するために充てられている。

また最近の発表では、2013年のトルコの民間資金協力は約8.2億ドル、NGOによる支援は約2.8億ドルとなっており、開発援助における民間企業やNGOの役割も小さくない。

2013年二国間援助の内訳は以下のとおり。

(単位:百万ドル)



注1: 2014年8月12日付のUNHCR発表では確認されているだけでも約82万人。

実施体制

1. 援助実施機関

開発援助調整委員会によって決定された方向性に沿って、TiKAや他省庁等が連携し、被援助国の開発目標やニーズに応じたプロジェクトやプログラムを実施する。開発援助の内容は幅広く、経済、商業、技術、社会、文化、教育分野等、多岐にわたっている。

主たる実施機関のTiKAは、中東、中央アジア、南アジア、バルカン半島、アフリカ等に35の事務所を有し、110か国で実施支援を進めるなど、社会インフラ、教育、医療、職業訓練などの分野を中心に技術協力を展開している。また、前述のとおりNGO等も開発援助の主要な役割を担っている。

2. 日本との関係

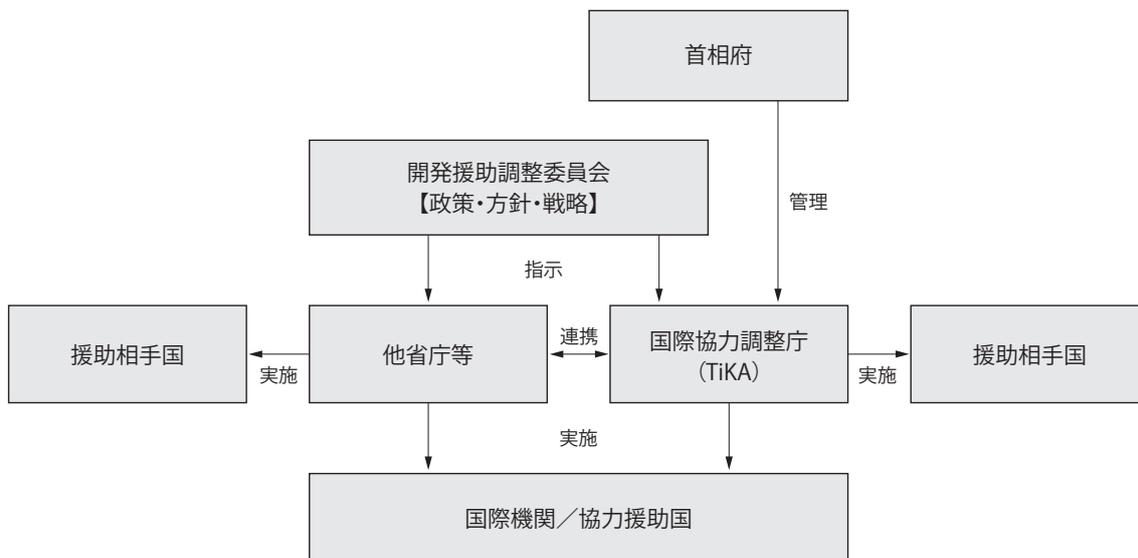
日本とトルコの関係では、JICAとTiKAが2012年1月に協

力覚書を締結し、第三国向けの協力・連携を強化していくこととなった。たとえば、「中央アジア・中東向け自動制御技術普及プロジェクト」や「アフガニスタン・中央アジア諸国向け家畜飼育技術」などはトルコの資源を活用しながら、周辺国を対象とするプロジェクトである。また2011年～2014年には、日本とNATO（北大西洋条約機構）の協力を得て、アフガニスタンの警察官計約2,000名をトルコに招致して研修を実施した。その際に、日本の現職警察官がJICA専門家として派遣され、柔道を指導している。

● ウェブサイト

- ・トルコ外務省：<http://www.mfa.gov.tr/>
- ・TiKA：<http://www.tika.gov.tr/>

援助実施体制図



43 アラブ首長国連邦(United Arab Emirates)

援助政策等

1. 基本情報

アラブ首長国連邦 (UAE) の対外援助は、連邦政府各省庁、各首長国政府機関、首長家の個人による贈与、アブダビ開発ファンド (Abu Dhabi Fund for Development) による貸付、UAE赤新月社 (UAE Red Crescent Authority) による人道援助など、様々な主体と形式により実施されている。現在、UAEには22の政府系援助実施機関および21の非政府系援助実施機関があり、それぞれ独自に援助を実施している。

2013年3月、対外援助の一般的政策を提案することを主たる任務としてUAE国際協力開発省 (MICAD: Ministry of International Cooperation and Development) が新設された。MICADは、対外援助を直接に実施したり、上記援助実施機関の業務を統括したりする権限はないが、国際開発人道機関に関する業務、国際人道支援にかかる国内機関との調整、UAE対外支援のモニターと評価、および活動報告等の作成をその主たる業務としている。

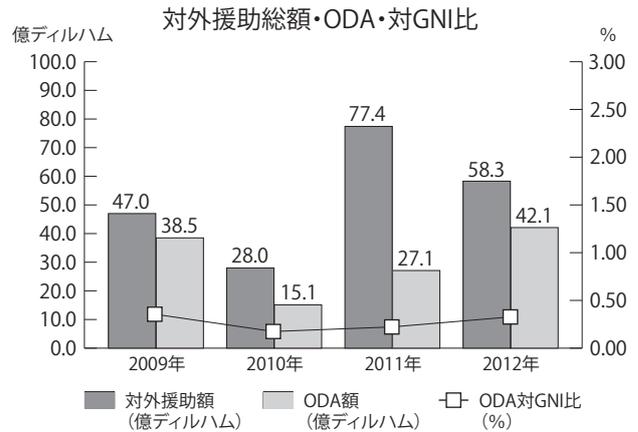
2014年7月、UAEはアラブ諸国で唯一のOECD開発委員会 (DAC) の参加国 (※) となった。

(※DAC加盟国ではないが、DAC会合への参加・発言が認められる。ただし、意思決定には参加できず、また議長・副議長等を務めることはできない。)

2. 援助の概要 (国際協力開発省発行UAE対外援助報告書による)

(1) 援助規模

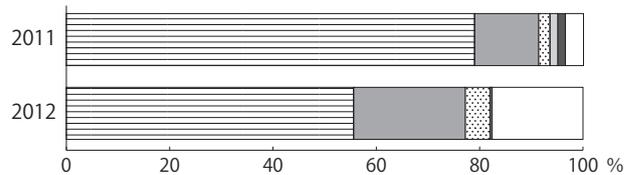
2012年のUAEの対外援助^(注1)の総額は58.3億ディルハム (約15億ドル)。このうち、政府開発援助 (ODA) は42.1億ディルハム (約11億ドル) で対GNI比は、0.33% (2012年)。



(2) 地域的配分

2012年、UAEの対外援助は137か国向けに支出され、支出総額の5割超がアジア (中東を含む) 向けとなっている。

地域別割合の推移 (2011~2012年)



	2011	2012
アジア	79.0%	55.6%
アフリカ	12.4%	21.6%
欧州	2.2%	4.8%
大洋州	1.5%	0.3%
米州	1.5%	0.1%
グローバル	3.5%	17.6%

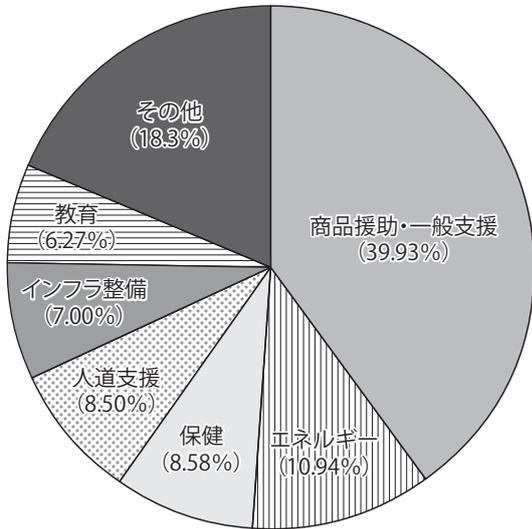
主要受取国 (2012年)	受取額 (億ディルハム)
ヨルダン	9.7
パレスチナ自治区	5.1
アフガニスタン	3.7
パキスタン	3.5
イエメン	2.1
アゼルバイジャン	2.0
エリトリア	2.0
モーリタニア	1.8
モロッコ	1.6
バーレーン	1.4

注1: UAE対外援助報告書でいう対外援助 (Foreign Assistance) は、民間資金を含むこと、貸付返済額を含まないこと、慈善としての宗教的・文化的援助を含むこと、受取国を限定しないことで政府開発援助 (ODA) とは異なるとされている。

(3) 分野別実績

2012年、UAEの対外援助の主要分野は、「商品援助・一般支援(39.93%)」、「エネルギー(10.94%)」などとなっている。

主要援助分野内訳(2012年)

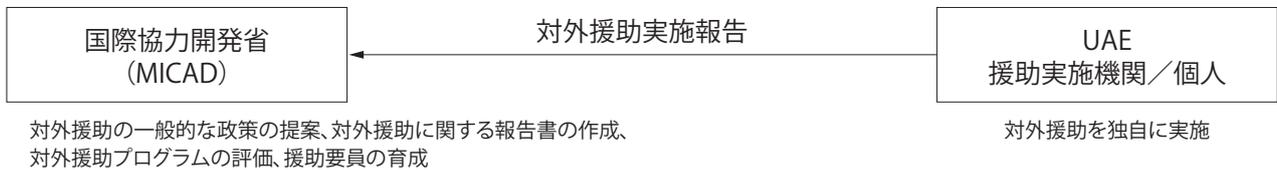


実施体制

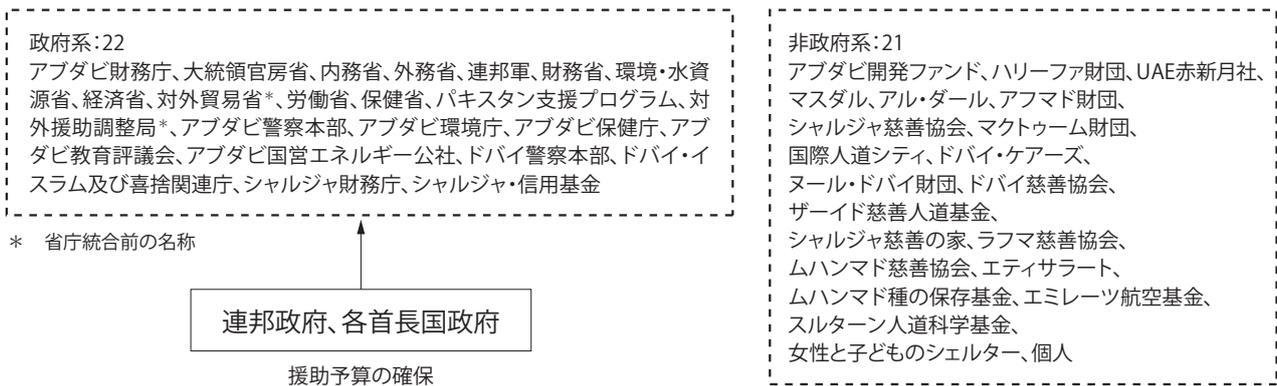
UAEの対外援助は各援助実施機関がそれぞれ独自に実施している。2013年3月に新設されたMICADは、職員数約50名で、UAEの40以上の援助機関と協力して対外援助の一般的な政策を提案することになっているが、援助を直接実施することはない。また、同省は対外援助報告書の作成、対外援助プログラムの評価、援助要員の育成を行うことを期待されている。

MICADにより発行されたUAE対外援助報告書は同省ウェブサイト上で閲覧が可能である (<http://www.micad.gov.ae>)。^(注2)

援助実施体制図



援助実施機関



注2:2009年度から2011年度までの対外援助報告書は、MICADの前身である対外援助調整局(Office for the Coordination of Foreign Aid:OCFA)が発行。2009年度版はUAE初の対外援助報告書。